番号	該当箇所		ご意見の内容	ご意見に対する考え方
1		その他	海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域 公募占用指針（案）に対しましてご意見申し上げます。 当指針の根本的目的は、地球温暖化対策とその原因であるCO2削減を目指すためとのことです。 ところが、先ず、非常に複雑な気候変動分野の研究におきまして、地球温暖化の原因が単にCO2であるのかという議論は未だ尽くされておらず、多くの研究者は現在の脱炭素に向けた極端な政策をやめるよう全世界で様々に提言がなされています。参考としまして 「ノーベル物理学賞の受賞者を筆頭に1100人以上の科学者らが「気候危機は存在しない」とする宣言に署名 無茶な「脱炭素」政策は転換すべき https://the-liberty.com/article/19799/」 上記署名「https://clintel.org/wp-content/uploads/2022/10/WCD-version-100122.pdf」 「「気候変動・脱炭素」14のウソ 単行本 2022/7/28渡辺 正 著　丸善出版」 周知の通り、風力発電は不安定でありバックアップのための電源が必要です。そのため同等の火力発電所が必要不可欠であります。蓄電するにも大量のレアメタルを必要とするなど、技術も資源も確立できておりません。つまり現状において主力電源とはなり得ないのです。 これらの事実は、海の環境を著しく破壊し、これまで通常通り行われてきた漁業や海運業に深刻な影響を与える一方、結果的に脱炭素に寄与しないばかりではなく、二重投資として国民の負担が増えることに直結します。 また、風車の製造はほとんどを海外企業に依存していて、メンテナンスのコストが高く、廃棄に係る問題が解決していないことも将来への大きな負担です。近隣では健康被害も懸念される完全なる迷惑施設であり、なにひとつクリーンではなく、地域の活性化には一切寄与しない事業です。 また、洋上の風車建設は、ミサイルの迎撃行為を妨害するばかりでなく、海流や海中の状況などを把握されてしまうことにもなります。これらの情報を他国や反社勢力につかまれることは、国防の観点からも懸念すべきことです。当該指針ははあまりにも地域に対しての影響が大きく、不可逆的であり、深刻な海洋環境破壊と国民への不利益を招きます。 目的に対する当指針の必要性の根拠があまりにも乏しく、今すぐに行うべきことではありません。過剰な脱炭素政策を改めるよう提言するとともに、今一度考えなおして頂きますよう、お願い申し上げます。	洋上風力発電は2050年カーボンニュートラルの実現に向けた切り札として、2030年までに10GW,2040年までに30～45GWの案件を形成することを目標に掲げており、引き続き年平均１GW程度の案件形成に向けて取り組んで参ります。
2	公募占用指針案	第2章　公募対象とする事業の要件 （3）１）供給価格上限額	モノパイル式及びジャケット式の供給価格上限額はどちらも29円/kWhとすべき。	着床式洋上風力発電の供給価格上限額については、モノパイル式19円、ジャケット式29円との調達価格等算定委員会の意見が、本年11月にとりまとめられたところです。 これは、国内で稼働済の商用案件がないことから、欧州のコストデータ等をふまえて構築されたコストモデルを基に、①内外価格差や②適正な利潤等を加味して設定したものです。 このコストモデルについては、モノパイル式・ジャケット式に関する欧州のコストデータや既往研究等に基づき、NEDOが構築したものであり、工学や金融等の有識者に審議いただくとともに、欧州におけるコスト実績との相関を確認し、コストモデルとして妥当性が確認されています。 その上で、本コストモデルから算出されたコストに、①内外価格差として、欧州と、日本と同等にインフラ・サプライチェーンが構築されていない台湾・米国における資本費の差異1.3倍を考慮するとともに、②適正な利潤としてIRR10%、等を加味して、供給価格上限額は設定されています。 こうした内外価格差や利潤の考慮についても、調達価格等算定委員会における有識者の審議をふまえて決定されており、適切なプロセスを経ているものと認識しています。 ＜参考：NEDOコストモデル中間報告＞ https://www.nedo.go.jp/library/fuuryoku_tyakushoucost.html ＜参考：11月4日第80回調達価格等算定委員会＞ https://www.meti.go.jp/shingikai/santeii/080.html

3	公募占用指針案	・「促進区域の指定がされていない一般海域に海底送電線等を設置する場合」の手続きについて（公募占用指針案P.35 2)ｉ))	法規制や経済性の観点から、促進区域に指定されていない一般海域に海底送電線等を設置することが考えられる。 公募占用指針案では、「選定事業者が責任をもって、一般海域に係る関係漁業者の団体その他の利害関係者を含む協議会構成員（既存の協議会構成員を含む）から協議会の開催に対して同意を得るとともに、協議会において促進区域の追加を行うことの合意を得た後、国は当該追加の対応を行う」とあるが、 事業者選定後に事業者が関係漁業者等と調整することとなると、公募時点では合意取得の可能性やスケジュールを見通すことが難しい。また、既存の協議会構成員以外の関係者の選定から合意までの調整の事業者負担は大きい。 一方で、事業者選定前に各事業者が個別に調整すると、地元にとって負担が大きくなる。 このため、国の主導により、事業者選定後速やかに協議会構成員の追加、ケーブルルートに係る促進区域追加に関する協議会での調整を実施いただきたい。 また、公募占用指針においては、上記調整に必要と考えられる期間や評価ルールを示すなど、予見性を高めていただくようお願いしたい。	「促進区域の指定がされていない一般海域に海底送電線等を配置する場合」の取扱いについては、事業者選定後に行う手続きとして記載しており、事業者選定前における調整は不要です。 事業者選定後の手続きについては、公募占用指針に基づき選定事業者に責任をもってご対応頂くものであり、国が調整を主導するものではございません。 事業者選定後の手続きに要する期間については、設置する海底送電線等の距離やルート等によっても異なることから、公募占用指針において一概にお示しすることは困難であり、公募参加者においてご検討ください。
4	公募占用指針案	8章(3)評価の配点及び採点方針(iii)運転開始までの事業計画	「事業計画の実現性/運転開始までの事業計画」項目のトップランナーに関する評価基準として、″設備構造に関して、調整力の確保や系統混雑の緩和に資する、特に優れた提案がなされている”とある。発送電分離がなされた中で、なぜ発電事業者が調整力や系統混雑に関する対応を要求されるのか？また送配電事業者を子会社に持つ企業などが優位になる恐れもあることから、評価項目からは削除すべきである。	まず、本基準は「最低限必要なレベル」ではなく「トップランナー」の基準であることに留意ください。 2021年10月に閣議決定された第6次エネルギー基本計画でも位置づけているとおり、再生可能エネルギーの主力電源への取組として「自然変動電源の出力変動への対応」（５（５）③（b））が重要な課題の一つであると政府として認識しており、その課題解決に資する取組を加点要素として評価したいと考えております。 なお、具体的な取組内容としては、需給バランスや系統混雑による出力制御に対応する送配電事業者としての取組ではなく、発生する余剰電力に対応するため等の発電事業者としての提案を評価いたします。第6次エネルギー基本計画（令和３年10月閣議決定）の５（５）③（b）のほか、５（４）の記載内容もご参考ください。 ＜参考＞第6次エネルギー基本計画（令和３年10月閣議決定） https://www.enecho.meti.go.jp/category/others/basic_plan/
5	公募占用指針案	8章(3)評価の配点及び採点方針(iv)運転開始以降の事業計画	「運転開始以降の事業計画」のトップランナーに関する評価項目として挙げられる”メンテナンス人材の育成・雇用機会創出”という項目は、「電力安定供給」で言及される″ソフトのサプライチェーンやO&Mの取り組み内容″″ソフト（人材等）に係るサプライチェーンについて、安定供給・早期復旧のためのメンテナンス人材の育成・確保″といった項目と重複している。区分けもそれぞれの採点上の区別も非常に曖昧である。どちらかに一本化するか、区別を明確にすべきである。	「メンテナンス人材の育成・雇用機会創出」は「運転開始以降の事業計画」の事業実現性及び「電力安定供給」に資するサプライチェーン構築の両方の観点から評価します。
6	公募占用指針案	8章（３）評価の配点及び採点方針の（iii)運転開始までの事業計画	提供された地盤調査データを基に判断した結果が”不適切な工法”とならないよう、十分な地盤情報を提供する用対応いただきたい。例えばボーイング地点が1点だけ、や掘削深さが不足する、あるいは工学的基盤面に達していない等では不適切な判断に繋がりかねない。音波探査に関しても適切な精度を持った機器を用いたデータを提供いただきたい。	現在国が行っている情報提供については、再エネ海域利用法第８条第２項に基づき、促進区域の指定の為に国が行った風況や海底地質等の調査結果について、同法第７条第１項に基づき定められた基本方針を踏まえ、事業者への技術的支援として提供しているものです。当該情報を参照することは必須ではありません。事業者におかれては、自らにおいて、適切な事業計画の作成と事業実施をお願いします。

7	公募占用指針案	8章(3)評価の配点及び採点方針(iv)運転開始以降の事業計画	「事業計画の実現性/運転開始以降の事業計画(維持管理、撤去)」項目のミドルランナーに関する評価基準として挙げられた、”撤去費用について倒産リスクを回避した確保方法”について、撤去時の費用に関しては、「運用開始以降の事業計画」ではなく「事業計画の基盤面/資金・収支計画」での評価とすべきである。	”撤去費用について倒産リスクを回避した確保方法”については、合同会議での議論を経て、運転開始以降の事業計画の実現性を評価するための項目として整理しております。 なお、「事業計画の基盤面/資金・収支計画」における評価においても、適切な撤去費用を見込んでいる点を確認します。
8	公募占用指針案	9章　(5) 公募占用計画の変更に係る事項、4) SPC構成員の変更について	SPC構成員の変更を認めているが、別コンソーシアムで当該海域の公募に参加し落選した企業の、途中からのSPCへの参加も認められるのか？を明記いただきたい。公募時の談合に繋がりかねず、禁止としたほうが後々の誤解を招かないと思われる。	第８章（４）１）ｉ）において、「協力企業も評価の対象となることから、事業者選定後の協力企業の変更は可能な限り避けるべき」と記載していることに留意してください。 御記載のケースは、可能性として完全に排除されるものとは考えておりませんが、第９章（５）に記載した公募占用計画の変更を認める場合の基準等に合致するかを含めて判断することになります。
9	公募占用指針案	2章　公募対象とする事業の要件 （3）１）供給価格上限額	モノパイル式及びジャケット式の供給価格上限額はどちらも第1ラウンドと同額の29円/kWhとすべき。	2番の回答をご覧ください。
10	公募占用指針案	第2章　公募対象とする事業の要件 （3）供給価格等に関する事項	物価変動による資本費の調整条項（エスカレーション条項）を導入適用すべきである。	国民負担の抑制を図りながら、再エネの導入拡大を進めていくため、物価変動リスクについても、リードタイムの中でコストダウンに向けた事業者の創意工夫を促していくことが重要です。 このため、物価変動リスクについては、資機材等の調達契約の工夫や、FIP制度に基づく市場売電の活用を通じたリスクヘッジ、予備費の積み増し等、各々の事業者によってリスク対応が行われることが原則と考えています。公募審査における事業計画の実現性の評価の中でも、物価変動リスクへの対応策も含めて、適切に評価していきます。 こうした考え方については、調達価格等算定委員会における有識者の審議をふまえて決定されており、適切なプロセスを経ているものと認識しています。

11	公募占用指針案	第9章　選定事業者を選定するための評価の基準 （1）供給価格の評価方法	ゼロプレミアム水準（以下、ZPL）を3円/kWhとしているが、ZPLを設定するのではなく、足切り価格としての最低入札価格を設定すべきである。 なお、その最低入札価格を価格評価の満点〈120点〉とすべきである。 また、その最低入札価格は公表すべきである。	FIP制度では、基準価格が常に市場価格以下となれば、プレミアムはバランシングコストのみとなり、この場合においては基準価格の大小によらず、国民の賦課金負担に差が生じません。 ゼロプレミアム水準の導入は、こうしたFIP制度の設計をふまえ、賦課金負担に差が生じない蓋然性が高い範囲において、供給価格点を一律に評価するためのものであり、水準については、本導入趣旨をふまえ、調達価格等算定委員会の意見を尊重して市場価格を十分下回る水準で決定しています。
12	公募占用指針案	p.61 ｉ）評価の対象となる実績	「風力発電事業の運営（維持管理を含む。）に分類できるため、これらに係る実績がある場合を評価する。」について、実績の定義があれば明示していただきたい。	「事業実施体制・事業実施実績」に係る「実績」の考え方は下記のとおりです。 ●各役割（風車の設置、海洋土木工事、発電事業の運営（O&M））の「主たる者」それぞれの「適切な実績」の有無を確認するもので、複数者の実績を総合的に評価することは想定していない。 ●役割（上記３つの役割を細分化する場合も含む）の主たる者に関して複数の協力企業を検討している場合、当該複数の協力企業がどれも役割に求められる適切な実績を持つことが必要。各企業の実績については最も親和性が高いと考える１件のみ記載すること。 ●「適切な実績」の有無については、以下のいずれも満たされていることを確認する。 ・【風車の設置、発電事業の運営（O&M）】本公募における事業との親和性の観点から、国内外の洋上風力発電事業の実績があること。 ・【海洋土木工事】国内外における海洋土木工事の実績（公募開始日から10年以内に行われた実績に限る。国内実績の場合は港湾土木工事、港湾等しゅんせつ工事、港湾等鋼構造物工事に該当する工事に限る。）があること。 ・本公募において担う役割の観点から、本公募における事業との親和性が示されていること。 ・当該企業自らの実績ではなく親会社などの実績を記載する場合は、自らの実績と同等と言える根拠が示されていること（実績を有する人材・チーム等を親会社・子会社から異動させる（具体的な計画を含む）こと等を記載） ・原則、公募占用計画提出段階で完成している実績であること（実証事業を含む。海洋土木工事の実績については公募開始日前10年以内に工事が完了している実績に限る）。ただし、部分的に完工している実績については、当該工事が一つの発注工事として完成している場合は、本公募における事業との親和性が示されていること。 ●今回の公募の対象は着床式洋上風力に限られことから、「風車の設置」「海洋土木工事」「発電事業の運営（O&M）」の実績として、ケーブル敷設等の親和性があるものを除き、基本的には浮体式洋上風力は対象としない。 ●最低限必要なレベル②に記載のとおり、事業への出資参画のみの実績は評価せず、また国内外の実績は問わない。 ●洋上風力発電事業は長期間にわたることから、基本的には、特定の個人ではなく法人としての調整体制を実績の対象とする。
13	公募占用指針案	p.112	″優先順位が決まらない場合（点差が同じ場合）は、設備容量の大きな区域を優先して割り当てる。″について、設備容量の小さい区域を優先して割り当てられたい。	落札制限の適用時における海域割り当て順について、優先順位が決まらない場合（点差が同じ場合）においては、評価点１位を得た公募参加者の評価結果を尊重し、設備容量の大きな区域を当該公募参加者へ割り当てる原案のとおりとします。

14	公募占用指針案	『「秋田県八峰町及び能代市沖」、「秋田県男鹿市、潟上市及び秋田市沖」、「新潟県村上市及び胎内市沖」、「長崎県西海市江島沖」に係る海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域に関する情報の提供について』/別紙	令和4年11月24日付『「秋田県八峰町及び能代市沖」、「秋田県男鹿市、潟上市及び秋田市沖」、「新潟県村上市及び胎内市沖」、「長崎県西海市江島沖」に係る海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域に関する情報の提供について』の【別紙】（2）③ロ)ハ)の要件については申請者・第二次被提供者共に情報の提供申請日から情報の提供を受ける時点までの期間に該当しないことが求められている。他方で公募占用指針案において、これらの要件は公募占用計画を提出した日から事業者選定の通知がされる日までの期間、遵守することが求められている。よって、情報の提供申請日から情報の提供を受ける時点までの期間に指名停止措置を受け、公募占用計画を提出する日の前日までに指名停止期間が満了する場合、公募への参加は認められるものの、情報の提供は受けられないという事態が生じ得る。情報の提供申請日から情報の提供を受ける時点までの期間に指名停止措置を受けた場合であっても、公募占用計画を提出する日の前日までに指名停止期間が満了したことが確認できた時点で情報提供を認める運用にして頂けないか。	令和4年11月24日付『「秋田県八峰町及び能代市沖」、「秋田県男鹿市、潟上市及び秋田市沖」、「新潟県村上市及び胎内市沖」、「長崎県西海市江島沖」に係る海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域に関する情報の提供について』の別紙で定める申請要件を満たすことが必須であり、例外は認められません。
15	公募占用指針案	『「秋田県八峰町及び能代市沖」、「秋田県男鹿市、潟上市及び秋田市沖」、「新潟県村上市及び胎内市沖」、「長崎県西海市江島沖」に係る海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域に関する情報の提供について』/別紙	情報の提供を受けてから指名停止措置が課された場合、【別紙】の定める申請要件に対する違反には該当せず、応募の無効や認定の取消といった4に定めるペナルティの対象にはならないという理解で良いか。	令和4年11月24日付『「秋田県八峰町及び能代市沖」、「秋田県男鹿市、潟上市及び秋田市沖」、「新潟県村上市及び胎内市沖」、「長崎県西海市江島沖」に係る海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域に関する情報の提供について』に基づく情報の提供を受けた後に、当該情報提供に係る【別紙】（２）③ロ）又はハ）に該当した場合においては、当該情報提供で定める申請要件に対する違反とはなりません。 なお、本公募への参加に当たっては、公募占用指針で定める参加資格要件を満たす必要があります。
16	記載要領及び様式集案	記載要領及び様式集(案)/P29 ii)(7)	「当該区域の迅速性評価の評価基準に照らして、迅速性の評価点が下がってしまう日までに海洋再生可能エネルギー発電設備が運転開始をしなかったこと」と記載があるが、これは計画している全ての風車の設置が完了（試運転等含む）した後でないといけないのか？例えば、１本目の風車を据付後に、市場取引等により電力の供給を開始した場合、上記の条件は満たせるのか？	本公募における運転開始予定日としては、再エネ特措法第９条第４項の事業計画認定を受ける発電設備単位毎に運転開始予定日（市場取引等により再生可能エネルギー電気の供給を開始する予定日）を記載ください。迅速性評価に当たっては、運転開始予定日が複数ある場合は、最も遅い日を基準とします。 なお、運転開始に当たっては、電気事業法第 51 条に基づく使用前自主検査を完了していることが必要です。
17	記載要領及び様式集案	記載要領及び様式集(案)/P56/v) 評価区分　優れている	「公募占用指針で示すリスクシナリオ以外に独自に行ったリスクの特定・分析が適切になされ、その対応が特に優れていると評価されるもの。」と記載があるが、この独自に行ったリスクの特定・分析における着眼点/評価基準を具体的に示して頂きたい。 例えば、特定したリスクの包括性と特定したリスクの評価（インパクトおよび発生頻度）の明確性どちらがより重視されるのか。 また、リスク評価というのは客観性（客観的な目線）が重要であると考えているが洋上風力のリスク評価を専門とするサードパーティーにリスク評価を実施してもらう場合には、分析が優れいているとう判断がされるのか。 この回答は、他の評価項目のリスクの特定・分析に関しても適用可能と考えても良いか。	「リスクの特定・分析」については、特定したリスクの数の多寡で評価を行うものではございません。影響度及び発生頻度の観点から重要と考えられるリスクを特定し、各リスクに対する「未然防止策」及び「発現時の対策」を具体的に記載ください。 なお、リスクシナリオの具体的な評価については、第三者委員会の意見も踏まえて行いますので一概には言えませんが、一般的には、洋上風力発電事業に関するリスク評価に実績のある第三者機関の知見も踏まえた方が、より具体的なリスクシナリオを作成できるのではないかと考えます。

18	記載要領及び様式集案	記載要領及び様式集(案)/P59/様式3-1-6 2.(2)	既設の近隣のウィンドファームに対するウェイクロス補償も費用項目として含めるよう明記すべきではないか。	ウェイクロス補償の有無は区域によって異なりますので別紙３の費用項目として一律に定めるべきではないと考えます。ウェイクロス補償を費用として計上する必要がある場合は、別紙３の「その他」の項目に記載ください。
19	記載要領及び様式集案	記載要領及び様式集(案)/P60/別紙3 2.収支計画(3)	財務三表を記載する起算時期はCODからで良いか？また、表記する期間は事業者独自の範囲(例：３年ごと等)で良いのか？	財務三表は事業者として選定された日を起算日として作成ください。 なお、公募占用指針公表時に財務三表の様式も公表しますので、参考にしていただき、ご不明点等ございましたら公募期間中の質問で具体的にお問い合わせください。
20	記載要領及び様式集案	記載要領及び様式集(案)/P61 (4) 1) i)	「協力企業については、複数の候補を示すことを可能とし、事業者選定後は、原則、当該候補の中から協力企業を確定すること。」とあるが、この原則が当てはまらない例について具体的に示して頂きたい。	経済社会情勢等の変化により、協力企業候補が全て倒産してしまったケース等が考えられます。

21	公募占用指針案	公募占用指針(案)/P61/第8章(4)2)i)	「評価対象とするハード、ソフトに係るサプライチェーンの範囲は、下記①、②とする。なお、建設 工事の施工や陸上送変電設備 に関するサプライチェーンは含まない」と記載があるが、陸上送変電設備を除外した背景をご教示頂きたい。	いただいたご意等見踏まえ、陸上設備（事業者自らが維持・運用する陸上の変電施設、送電線、通信ケーブル等）に関する評価については以下のとおり整理します。 【収支計画（別紙３）】 ・収支計画の妥当性確認の観点で重要ですので、２（２）費用項目において、「建設費用」や「資機材調達費用」のほか、「陸上設備の撤去費用」に金額及び金額の根拠を記載ください。 【占用の区域（別紙４）】 ・再エネ海域利用法に基づく占用許可の範囲に限定するため、陸上設備（海底送電線等の陸揚点は除く）の記載は必要ございません。分かりやすさの観点から、様式別紙４を修正しました。 【運転開始までのスケジュール（別紙５）】 ・運転開始までのスケジュールとの整合性を確認する観点で重要ですので、１及び２において陸上設備の施工スケジュール等の必要な内容を記載ください。その際、一般送配電事業者の責任で整備する変電施設、送電線、通信ケーブル等も含めて全体が明確になるように記載ください。 【設備構造（別紙６）】 ・陸上設備の構造等は評価対象外ですので、記載は必要ありません。 【施工計画（別紙７）】 ・陸上設備の施工計画等は評価対象外ですので、記載は必要ありません。 【工事の工程（別紙８）】 ・運転開始までのスケジュールとの整合性を確認する観点で重要ですので、陸上設備に係る工事の工程も記載ください。その際、一般送配電事業者の責任で整備する変電施設、送電線、通信ケーブル等も含めて全体が明確になるように記載ください。 【運転及び維持管理計画（別紙10）】 ・事業者自らが維持・運用する設備の維持管理計画は評価対象になりますので、２（２）⑤にまとめて記載ください。 【撤去（別紙11）】 ・陸上設備の撤去方法は評価対象外ですので、記載は必要ありません。金額や算出根拠については別紙３のみに記載ください。 【電力安定供給（別紙12）】 ・本評価基準は、現時点で十分構築されていない洋上風力サプライチェーンの形成に資するかの観点で評価を行うこととしており、すでに実績が多くサプライチェーンが構築されている陸上送変電設備等を評価対象とするのは不適切であると考えるためです。
22	記載要領及び様式集案	記載要領及び様式集(案)/P69	「風車以外の各設備について、複数の案を記載することも可」とあるが、入札時点で風車機種は1つに確定してないといけないのか？また、その場合において、仮に風車メーカーの撤退等の理由によりその風車が使用できなくなった場合にはその時点で公募占用計画は取り消されることになるのか？	採択する風車については、その選択が計画全体に与える影響が大きいため、複数の記載を認めないこととします。 風車メーカーが撤退した場合はその時点で公募占用計画が取り消されるわけではなく、公募占用指針第９章（５）に基づく計画変更を行うことが出来れば事業を継続することができます。
23	記載要領及び様式集案	記載要領及び様式集(案)/P89 様式3-1-16	p89の「調整を行うための体制」概要表に「氏名」まで記載するよう指示があり、p90の「過去の関係行政機関の長等との調整実績」概要表にも調整実績を持つ担当者を記入するよう指示がありますが、当該実績を持つ担当者とは別の者を本事業体制に配置する場合でも、十分な経験と能力を有することが示せれば、評価は劣後しないと考えてよいでしょうか。	ご理解のとおりです。

24	記載要領及び様式集案	記載要領及び様式集(案)/P89 様式3-1-16	「※なお実績の記載にあたっては、事業実施体制上の関係行政機関との調整を担う者の実績１件とする（ただし、複数者が関係行政機関との調整を担う場合は、当該各社毎の実績を一件ずつ記載できることとする）。」とあるが、SPCで応募する場合で複数者が関係行政機関との調整を行う場合、構成員1社につき実績1件という解釈で良いか？	ご理解のとおりです。
25	記載要領及び様式集案	記載要領及び様式集(案)/P92/P93	「別添エクセルシート」と記載有るが、波及効果に関するシートは専用書式が開示されるのか？それとも事業者独自で作成するのか？公平を期す為に前者でご対応頂きたい。	公募占用指針公表時に別添エクセルシートも併せて公表します。ご不明点等ございましたら公募期間中の質問で具体的にお問い合わせください。
26	記載要領及び様式集案	記載要領及び様式集(案)/P92/様式3-1-18	地元に支払計上される税金関連(ex.洋上風車の固定資産税等)についても、地域経済波及効果の計算に含めることは可能か。	税金関連は波及効果に含まれません。
27	記載要領及び様式集案	記載要領及び様式集(案)/P97【様式3-2-2】 公募占用計画認定申請書の添付書類 役員名簿作成様式	・役員名簿は法人毎に1名記載する認識で良いか。 ・役員名簿には役員の性別と住所の記載があるが、昨今、性別については性別欄の廃止等で見直されていること、また住所については個人情報保護の観点から安易に提示すべきではないことを踏まえ、役員とはいえ性別や住所の記載を求めることは不適切であり、削除すべきではないか。	役員名簿には会社法第329 条の「役員（取締役、会計参与及び監査役）」に該当する者を記載ください。

28	記載要領及び様式集案	記載要領及び様式集(案)/様式3-1-2	「法人の代表者」とは、「代表取締役/代表社員」等を指し、「社長」のみを指すわけではない、という理解で正しいか。	会社法で定める代表者を指しています。
29	記載要領及び様式集案	記載要領及び様式集(案)/様式3-1-4 別紙１：事業実施体制	別紙1 2 （2）SPCの経営と業務執行、主たる役員の専門分野、経歴等における添付書類（様式自由：コンソーシアム構成員間の覚書、株主間協定案、等）とあるが、当該添付書類の開示は、契約書類全文の提出が求められるという理解でよいか、それとも、契約書の骨子をまとめたサマリーの提出でも認められるか。	内容を正確に把握するために全文の提出をお願いします。
30	記載要領及び様式集案	記載要領及び様式集(案)/様式3-1-9 別紙 ６ ：海洋再生可能エネルギー発電設備の構造 (3) 地震 、 波浪等に関 する設計条件の設定方法	「(3) 地震、波浪等に関する設計条件の設定方法」の記載があるが、これは陸上送変電設備は含まず、海洋再生可能エネルギー発電設備が対象という理解で良いか。	21番の回答をご覧ください。
31	公募占用指針案	公募占用指針(案)/P02/第1章(2)	「海洋再生可能エネルギー発電設備とは、洋上風車、洋上変電施設、観測塔のほか、洋上風力発電に係る海底送電線・ 通信 ケーブル （陸上にある 変電施設、 送電線、通信ケーブル 等 を含め、事業者が 維持し、及び運用するものに限る。）を含めるものとする 。」とあるが、変電施設等とは別に設置される陸上の維持管理設備等（O&M事務所や倉庫等）は海洋再生可能エネルギー発電設備に含まれないという理解で正しいか。	陸上の維持管理設備としてのO&M事務所や倉庫は、公募占用指針における「海洋再生可能エネルギー発電設備」には含まれません。

32	公募占用指針案	公募占用指針(案)/P05/第2章(3)2)	本公募はFIP制度が適用されるため、いかなる場合においても容量市場への参加はできない、という理解で正しいか。	ご理解のとおりです。ただし、FIPの交付期間後に容量市場の参加要件を満たせば参加することは可能です。
33	公募占用指針案	公募占用指針(案)/P06/2章(4)3)	「占用許可審査基準」とは、P71第9章(7)2)iv)の記載内容を指しているという理解で正しいか？	第７回合同会議（2021年2月17日）資料1 p48において考え方を整理しておりますので、参考にしてください。 https://www.mlit.go.jp/common/001387237.pdf
34	公募占用指針案	公募占用指針(案)/P06/第2章(3)3)	(別添4)に「「再生可能エネルギー発電事業計画」とあるのは「公募占用計画」と、読み替えるものとする。」とあるが、本読み替えは第2章の「再エネ特措法第９条４項の認定を受けた日」にも当てはまるか。	ご質問の趣旨が分かりかねますが、認定された公募占用計画に基づき再エネ特措法第9条第4項のFIP認定を受けた日から起算して原則6年以内に占用を開始すること、という意味です。
35	公募占用指針案	公募占用指針(案)/P08/2章(5)4)iii)①	「撤去費用の金額及び算出根拠については事業者選定における評価の対象とはしない」とある。一方でP51「資金・収支計画」におけるトップランナーの評価においてはそれらの撤去金額も含めて「資金繰り・財務健全性が確保」されているかどうか判断するという理解で正しいか。	公募段階における海洋に設置した設備の撤去費用の金額及び算出根拠については、公募占用指針第8章（４）において一律に定めているため評価の対象外としますが、撤去金額の具体的な確保方法やそれを含めて資金・収支計画の資金繰り・財務健全性が確保できているかについては評価の対象とします。

36	公募占用指針案	公募占用指針(案)/P09/第2章(5)4)iii)②ア)	「なお、保証状は、選定事業者による公募占用計画に記載された 海洋再生可能エネルギー発電設備 の撤去が完全に実施されたことが確認された後に返還する。」とあるが、残置等について環境大臣の廃棄の許可を受ける等なされた場合において、デコミッショニングLCの扱いはどうなるか。撤去時のみ変換と記載されていることから、残置等の撤去しない別の方法が許可等により認められた場合の取り扱いをご説明いただきたい。	公募占用指針第２章（５）４）で定めるとおり、一部残置を前提とする計画の作成は認めております。撤去のための「政府宛の金融機関保証状」の扱いについては、公募占用計画に基づく撤去（一部残置含む）の実施が確認された後に返還されることになります。
37	公募占用指針案	公募占用指針(案)/P107,110/別添3 促進区域と一体的に利用できる港湾 （利用可能期間）	「秋田県能代市・三種市・男鹿市沖」および「秋田県由利本荘市沖」の事業者が能代港および秋田港の使用を予定している期間は、実工程で港湾に空きができたとしても本海域の事業者は使用できないと考えてよいか。	公募占用指針に記載のとおり、全ての公募参加者は、「促進区域と一体的に利用できる港湾」の埠頭に係る利用可能期間以外の期間において、本公募に係る海洋再生可能エネルギー発電設備の設置工事又は撤去工事（設置工事又は撤去工事を行うためのヤード整備、資機材搬入等の事前準備及び原状回復工事を含む。）を行うことを前提とした公募占用計画を提出することは認められません。
38	公募占用指針案	公募占用指針(案)/P107の下から10行目以降 (別添3)能代港の利用可能期間 P110の下から13行目以降 (別添3)秋田港の利用可能期間	各港湾には利用不可期間が設定されているが、今後、港湾利用者の事情により利用不可期間が前後することで本公募の選定事業者のスケジュールに影響を及ぼす可能性はあるのか。その可能性があるとすれば事業計画の迅速性の考えとしては選定事業者がコントロールできず回避できない事象として扱われる認識で良いか。	本公募占用指針において示された「促進区域と一体的に利用できる港湾」の埠頭の利用可能期間ついて、他の借受者による利用スケジュールの変更の影響を受ける場合には、本公募の公正な実施に支障を及ぼすことから当該変更は原則認められません。 万が一、やむを得ない理由により他の借受者による利用スケジュールが変更となり、本公募の選定事業者による運転開始時期が遅延した場合における第２次保証金及び第３時保証金の取扱いについては、本公募占用指針第５章（３）に記載のとおりであり、要件を満たす場合には没収免除の対象となります。
39	公募占用指針案	公募占用指針(案)/P109,111/（別添3）促進区域と一体的に利用できる港湾（留意事項）	「本公募の事業者選定後において、選定事業者が当該埠頭における他の借受者と調整を行い、ヤード設備の承継について双方の合意が得られ、 東北地方整備局及び港湾管理者（秋田県）が原状回復を行うことを要しないと 認め、かつ、ヤード設備を承継することに伴う公募占用計画の変更を経済産業 大臣及び国土交通大臣が認定した場合に限り、ヤード設備の承継が認められる。」とあるが、国が前面に立ちヤード継承を実施して頂くことは可能か。具体的にはヤード設備の情報を国が本公募の選定事業者に提供し、ヤード設備継承を選定事業者が希望した場合、ヤード設備継承の仲介を国にして頂くことは可能か。	本公募の事業者選定後において、選定事業者が必要に応じて「促進区域と一体的に利用できる港湾」の埠頭における他の借受者と調整を行うべきものであり、国が両者間の調整を行うことは想定しておりません。 なお、記載内容の明確化の観点から、当該記載を修正しました。再度質問等がございましたら、必要に応じて、公募占用指針の質問受付をご活用ください。

40	公募占用指針案	公募占用指針(案)/P109,111/（別添3）促進区域と一体的に利用できる港湾（留意事項）	一体的に利用可能な港湾は、運転期間に渡って長期占用する港湾と同一とすべきか。例えば八峰能代案件で秋田港を一体的に利用可能な港湾とした場合、O&Mに用いる港としては（岸壁が利用可能な状態である前提で）秋田港よりもサイトに近い能代港の方が望ましいが、公募占用計画において能代港を使う計画は認められないのか。	公募占用指針（別添３）５．をご覧ください。
41	公募占用指針案	公募占用指針(案)/P109,111/（別添3）促進区域と一体的に利用できる港湾（留意事項）	「能代港大森埠頭を利用する場合、事業者選定後、選定事業者は、あらかじめ港湾施設の賃貸借契約を東北地方整備局及び港湾管理者（秋田県）と締結すること。」とあるが、「あらかじめ」とは具体的に何が行われるまでのことを指すのか教えて頂きたい。	海洋再生可能エネルギー発電設備等取扱埠頭賃貸借契約に基づく使用期間の前を指しています。
42	公募占用指針案	公募占用指針(案)/P109,111/（別添3）促進区域と一体的に利用できる港湾（留意事項）	「海洋再生可能エネルギー発電設備等取扱埠頭賃貸借契約書（案）」第34条第1項の規定に基づき、海洋再生可能エネルギー発電設備の設置工事に係る期間及び撤去工事に係る期間の各満了日までに原状回復を行うことを原則とする。 このため、当該埠頭における他の借受者（公募参加者自らを含む。以下同じ。）が整備するヤード設備の一部又は全部を承継することや、原状回復を行わないことを前提とした公募占用計画の提出は認められない。」とあるが、岸壁の地耐力や後背地面積など、公募占用指針で定められた諸元および国交省・港湾管理者から別途受領する諸元にもとづいて施工計画を立案すべきという理解で正しいか。また、仮に逸脱した場合評価上どのような影響が及ぶのか、例えば失格要件に該当するなど。	ご理解のとおり、公募占用指針の記載及び地方整備局・港湾管理者から示された諸元を前提条件とし、施工計画をご検討ください。 施工計画の妥当性については、公募占用指針に示す事業実現性の評価基準に照らして評価がなされます。 なお、記載内容の明確化の観点から、当該記載を修正しました。再度質問等がございましたら、必要に応じて、公募占用指針の質問受付をご活用ください。
43	公募占用指針案	公募占用指針(案)/P109,111/（別添3）促進区域と一体的に利用できる港湾（留意事項）	先行事業者に対して港湾整備計画を然るべきタイミングで後発事業者に開示させるような協力義務を設けていただきたい。	事業者選定後において、必要に応じて他の借受者と調整ください。

44	公募占用指針案	公募占用指針(案)/P118/別添4 3(3)	仮に（公募参加資格）の３（３）アからカの各事由への該当を以てして第5章（１）２）iv）における「公募参加資格３に掲げる事項について・・・遵守すること」に反することになり、間接的に別添４（公募参加資格）３キ（オ）「上記のほか第5章（１）２）で規定する遵守事項に違反した者」として次回以降の公募参加が制限されるという解釈を正とした場合、選定企業が『公募占用計画を提出した日から事業者選定の通知がされる日までの期間』中に（別添４）公募参加資格３(3)イ、ウ、オに該当することで（別添４）公募参加資格３(3)キ（オ）にも該当した場合には、当該項目に違反した企業乃至SPCの構成員が単独で公募参加停止期間を課され、他のSPCの構成員に対して公募参加停止期間が設定されることはないという理解で良いか。 他方で、公募占用計画を提出した日から事業者選定の通知がされる日までの期間外において、SPCの構成員により（別添４）公募参加資格３(3)イ、ウ、オに該当する事象が発生した場合、第5章（１）2)で規定する遵守事項には抵触せず、（別添４）公募参加資格３(3)キ（オ）にも該当しないため、SPCおよびその構成員に対し公募参加停止期間が適用されることはなく、その後の公募への参加は制限されないという理解でよいか。	前段のご質問については、申請者が、公募占用計画の受付期限の日から選定結果公表の日までの期間に、（別添４）公募参加資格３（３）ア～カのいずれかに該当した場合には、第５章（１）２）iv)の遵守事項の違反となり、同章に記載のとおり他の促進区域での公募への参加を一定期間認めないことがあります。公募参加停止期間については、別添４に記載のとおり、コンソーシアム・SPCの各構成員に対して適用することを原則としますが、各構成員の責任の有無が明らかに特定できる場合には、責任が無いとされた構成員は措置の対象とはなりません。 後段のご質問についてはご理解のとおりです。
45	公募占用指針案	公募占用指針(案)/P118/別添4 3(3)キ(キ)	SPCの議決権を有さない出資者が、公募占用計画を提出した日から事業者選定の通知がされる日までの間において、経済産業省本省、国土交通省本省、または協議会に参加している都道府県及び市町村から指名停止措置を受けることとなった場合でも、当該企業が議決権を有さない出資者として参加することがSPCの公募参加資格喪失を免れるための潜脱行為であると評価され、SPCが『その他公募の参加を認めるべきでない行為を行った者』（別添4 3(3)キ(キ)）または『公募占用計画を提出した者が不正又は不誠実な行為をするおそれが明らかな者』（再エネ海域利用法15条1項4号）等に該当するとしてその応募が無効と取り扱われることはないという理解でよいか。 また、『無効になる』又は『無効になり得る』の場合)別添4末尾の『公募への参加を認めない期間について』は別添4.3(3)キ(ア)~(カ)について適用されるものであるから、別添4.3(3)キ(キ)もしくは再エネ海域利用法15条1項4号等に該当するとして応募が無効となる場合、SPCおよびSPCの出資者ともに、『公募への参加を認めない期間』が設定されることはないという理解で良いか。	SPCの議決権を有さない出資者は、（別添４）公募参加資格の対象外です。
46	公募占用指針案	公募占用指針(案)/P119/別添4文末	別添4末尾の（公募への参加を認めない期間について）について、SPCの議決権を有する出資者として公募に参加した上で別添4.3(3)キ(ア)~(カ)該当した場合にのみ設定されるという理解でよいか。即ち、公募に参加していない、またはSPCの議決権を有さない出資者として公募に参加した状態で別添4.3(3)キ(ア)~(カ)に該当した場合、当該事業者に対しては公募への参加を認めない期間は設定されず、後続の公募への参加は制限されないという理解で良いか。	ご質問の趣旨が必ずしも明らかではありませんが、（別添４）に記載する「公募参加停止期間」は（別添４）３（３）キ（ア）～（カ）に該当する者に対して適用するものです。 このうち、（別添４）３（３）キ（オ）の「第５章（１）２）で規定する遵守事項に違反した者」について、当該遵守事項は公募参加者（コンソーシアムにより公募に参加する場合にはコンソーシアムの構成員、SPC参加の場合にはSPCの議決権を有する企業）が対象であり、ご指摘の「SPCの議決権を有さない出資者」は対象外です。

47	公募占用指針案	公募占用指針(案)/P119/別添4文末	別添４公募への参加を認めない期間について、（公募参加資格）の３（３）アからカの各事由に該当した場合には設定されないという記載となっているが、（公募参加資格）の３（３）アからカの各事由に該当すると、第5章（１）２）ⅳ）における「公募参加資格３に掲げる事項について・・・遵守すること」に反することになり、もって別添４（公募参加資格）３キ（オ）「上記のほか第5章（１）２）で規定する遵守事項に違反した者」に該当するとの解釈が可能であるように思われる。 この場合、別添４（公募参加資格）の３（３）アからカの各事由に該当した場合には、必ず別添４（公募参加資格）の３キ（オ）にも該当することとなり、その結果として、次回以降の公募時に別添４の末尾（公募への参加を認めない期間について）の適用があることになるが、この理解は正しいか。 一方で、別紙４の末尾に「上記（ア）～（カ）に該当する者に対して適用される・・・」との限定が付されていることを考慮すれば、別添４（公募参加資格）の３（３）アからカの各事由に該当した場合であっても、その事実のみをもって、第5章（１）２）ⅳ）における「公募参加資格３に掲げる事項について・・・遵守すること」にも反することにはならず、よって「上記のほか第5章（１）２）で規定する遵守事項に違反した者」（３キ（オ））にも該当しないという制限的な解釈がなされるべきと考えられるが、どちらの解釈を正とするか。 （なお仮に前者の解釈が正となる場合、「上記（ア）～（カ）に該当する者に対して適用される・・・」との限定は文言上不要であり、実質的にも、（公募参加資格）３（３）アからカの各事由についても公募に参加できない期間を設定することは、各事由に該当したことへの制裁として重きに失するものと考えられる（たとえば、３（３）イについては、本件とは直接の関係がない事由について指名停止措置を受けたことの効果が、当該公募のみならず次回公募にまで及ぶ結果となるが、これは当該事由に対する処分として関係省庁（経産省又は国交省）が指名停止期間を検討・決定したうえで指名停止処分を行った趣旨にも沿わないものと考えられる））	申請者が、公募占用計画の受付期限の日から選定結果公表の日までの期間に、（別添４）公募参加資格３（３）ア～カのいずれかに該当した場合には、第５章（１）２）ⅳ)の遵守事項の違反となり、同章に記載のとおり他の促進区域での公募への参加を一定期間認めないことがあります。
48	公募占用指針案	公募占用指針(案)/P13の8~12行目/第4章(1)1)情報提供の受付時期 P12の5行目/ 第3章(2)2)ⅱ)系統に係る契約等の情報」	・各事業者は、発電事業の収益性を適切に評価する観点から事業期間中の出力抑制分析を行うにあたり、"国から情報提供される接続検討回答書"や"一般送配電事業者から開示される電源情報"が必要です。各事業者が国や一般送配電事業者へ行う情報の開示請求手続きや出力抑制分析に期間を要するため、国からの情報提供を開始する時期は公募開始直前ではなく、より早期(例えば促進区域指定後速やかに等)に開始される仕組みにして頂きたい。 ・上記に加えて、一般送配電事業者から開示される電源情報も国からの情報提供に包含することで事業者と一般送配電事業者間の手続きが省略できるため、ご検討を要望致します。	今後の制度設計の参考にさせていただきます。
49	公募占用指針案	公募占用指針(案)/P16/5章(1)1)	「SPCの議決権と有する企業の実績等についても公募占用計画の評価の対象となる」とあるが、これはP48における「事業計画の基盤面」の「事業実地体制・実績」における評価を指しているという理解で正しいか。	ご理解のとおりです。

50	公募占用指針案	公募占用指針(案)/P16/第5章(1)1)	第5章(1)1)に『SPCの議決権を有する構成員についても公募参加資格に記載する各要件（別添4の2(1)の要件を除く。）を満たす必要がある』、同2)に『SPC参加の場合にはSPCの議決権を有する企業（~）においても下記事項を遵守すること』とあるが、当該要件についてはSPCの議決権を有さない出資者には適用されないという理解でよいか。また、同2）v)に『協力企業についても（別添４）公募参加資格３（(3)イ、ウ、オを除く。）に該当することがないよう、適切に管理すること』とあるが、SPCの議決権を有さない出資者が協力企業と同様にSPCまたはSPCの構成員により当該参加資格３に該当することがないよう管理する義務は発生しないという理解でよいか。	（別添４）公募参加資格３（３）カを除き、ご理解のとおりです。
51	公募占用指針案	公募占用指針(案)/P16/第5章(1)1)	SPCの意思決定には関与しない前提で、SPCの取締役会やそれに類する意思決定会議体および実務者協議を傍聴又はその議事・資料等の情報共有を受けることができる、或いは他出資者が決定したSPCの事業計画に則り、かつ他出資者のマネジメントに服する範囲において、SPCの事業推進に関する一定の業務支援を行う場合であっても、SPCの議決権を有さない出資者として取り扱われるという理解でよいか。	ご理解のとおりです。
52	公募占用指針案	公募占用指針(案)/P16/第5章(1)1)	SPCの出資者間契約等において、公募占用計画を提出した日から事業者選定の通知がされる日までの期間においてSPCの議決権を有さない出資者として公募に参加し、その後、価格その他の取引条件に関する協議が整い、経済産業省の承認を取得した場合に限り、他の議決権を有する出資者から議決権を買い取り、自らも議決権を有する出資者となることができる取り決めがなされている場合でも、当該取引が実現するまでは議決権を有さない出資者として取り扱われSPCの構成員とはみなされないという理解でよいか。また、当該取引が実現したとしても、遡及して公募参加資格および遵守すべき事項が再度審査されることはないという理解でよいか。（なお、当該取引の実施にあたっては第9章(4)4）に定められた議決権の変更に関する要件を満たすことが前提である。） 加えて、事業者選定後の無議決権出資者に対する議決権譲渡は、評価の対象となった事業者による議決権の保有割合を低下させる要因となる（即ち、当該取引によって譲渡された議決権の割合も加味して、評価の対象となった事業者による議決権の保有割合が一定規模を下回ることとなるかどうかが判断される）という理解でよいか。	いずれもご理解のとおりですが、公募占用計画の変更に当たっては、経済産業大臣に加えて国土交通大臣の認定が必要です。なお、SPCの構成員の変更に関する規定は公募占用指針第９章（５）４）です。
53	公募占用指針案	公募占用指針(案)/P17/第5章(1)2) vi) ※1	「事業者が地元関係者等に公募に関する助言を求めるといった行為」について、地域振興策ならびに漁業振興策に関する助言等を求める行為は含まれるのか。もし含まれるようであれば、公募開始から上記振興策を立案することは不可となり、公平性のある競争が阻害される。したがって、地元関係者等に対する地域振興策ならびに漁業振興策に関する助言等について、明確に許可する旨、占用指針に記載いただきたい。	地域振興策ならびに漁業振興策に関する助言等であっても認められません。 事業者において協議会の構成員等の意見を的確に把握する機会を設けるため、協議会構成員による説明会を実施しますので、必要に応じてご活用ください。

54	公募占用指針案	公募占用指針(案)/P17/第5章(1)2)vi)	公募開始後の地元関係者等との接触禁止行為に該当しない行為として「公平性・公正性・透明性を確保しながら海域調査を行うための接触や地元のイベントに参加すること、協議会等において公平性・公正性・透明性を確保しながら接触を行うこと」が例示されているが、これに加えて「地域貢献策・漁業振興策の検討を行うための接触」と「港湾の利用協議のための接触」も許可事項として明記いただきたい。これらについて扱いが明確でないが故に地元関係者の間でも混乱が生じている状況であり、公共利益に資する協議であっても謝絶されたり、応札準備に支障を来すため。	御指摘の地元関係者等に対する「地域貢献策・漁業振興策の検討を行うための接触」は認められません。港湾管理者に対する港湾の利用協議は妨げられません。 事業者において協議会の構成員等の意見を的確に把握する機会を設けるため、協議会構成員による説明会を実施しますので、必要に応じてご活用ください。
55	公募占用指針案	公募占用指針(案)/P18/第5章(1)2)ix)	金融機関からファイナンスLOI等を受領交渉する際には、NDA締結は不要との理解で宜しいか。	必要です。
56	公募占用指針案	公募占用指針(案)/P18/第5章(1)ix)	・「公募占用指針の公示後、選定結果公表前において～(中略)～なお、他法令に基づく手続きによる資料公表や守秘義務を結んだ上での調整(コンソーシアム又はSPCの組成、協力企業との調整等)は意図的な開示に含まない。」に関して質問です。 ・①地元貢献策考案において、対象海域やコンソーシアム概要等を開示した上で他企業(=協力企業候補先)と初回協議を進める場合、協議前にNDA締結が必要との理解で宜しいでしょうか？ ・②上記①の事例において、対象海域やコンソーシアム概要を明かさずに初回協議を進める場合、協議前にはNDA締結不要との理解で宜しいでしょうか？(尚、初回協議を経て検討可能性有となった場合にはNDAを締結します)。もし、このケースに於いても初回協議前にNDA締結必要だとすると、他企業へタッピングする際の検討ハードルが相当に高く、十分な貢献策を作れない懸念があるものです。	①については、ご理解のとおりです。 ②については、事案に応じて判断されるべきものと考えます。再エネ海域利用法の基本方針において、制度の運用に当たっては、公平性・公正性・透明性を確保し、適切な競争環境を実現することが掲げられておりますので、その趣旨に則り、事情に応じてご検討ください。
57	公募占用指針案	公募占用指針(案)/P21/第5章(2)2)ii)	プロジェクトファイナンスを活用する場合でも、一部出資金拠出が必要になるケースでは自己資金拠出に関する誓約書が必要と理解。誓約書の内容は各社自由とのことだが、誓約書のコミット具合によって評価に差がつくか。」	ご理解のとおり、一部でも自己資本による調達を予定する場合は、事業者名義の誓約書の提出が必要です。公募占用指針（別添４）に記載のとおり、誓約書には以下の内容の記載を求めています。 ①事業実施を自己資金で行うことへの本誓約に必要な社内手続を経ていること ②また、外部（親会社等）からの資金調達を一部又は全部の資金の前提とする場合は、調達方法、調達先との検討状況、今後必要となる手続 これらの必要事項が記載されている場合においては、内容によって評価上の差を設けるものではありません。

58	公募占用指針案	公募占用指針(案)/P22/第5章(3)	「恣意的に供給価格を低く設定して複数の応募 を行うこと等による公募の不正操作や過当な価格競争を防ぎ、適正な公募の実施を担保するため、入札参加者に対する保証金（以下「 第1次保証金」という。）の提供を求める。」との記載がある。事業者がFIP価格を0円/kwhで札入れした場合、それは過当な価格競争と認識される可能性はあるのか？	御指摘の論点は供給価格だけをもって評価するものではなく、収支計画等の財務計画の内容など事業計画の実現性も踏まえて評価いたします。
59	公募占用指針案	公募占用指針(案)/P27/第5章(3)1)iii)①	「なお 、本公募に係る系統工事の実施の為の保証金等を一般送配電事業者に提供している場合には、以下を条件に、上記の額から当該系統工事の実施の為の保証金等の額を減じて得た額を第３次保証金の額とする。」とあるが、例えば、「当該 系統工事の実施の為の保証金」提供済であり、かつ、工事費負担金契約に関する支払いを全て完了している場合においても、第３次入札保証金の額は上記の額から「当該系統工事の実施の為の保証金」を減じて得た額とする、という理解で良いか。	ご理解のとおりです。
60	公募占用指針案	公募占用指針(案)/P29/第5章(3)3)ii)7	激甚災害等の事業者がコントロールできない事象起因での完工遅延は保証金没収事由にならないと理解した。一方で、同事象が発生した場合に、FIP運転開始予定日の延長等の措置は有るのか？	公募占用指針第２章（３）３）に記載のとおり、公募占用計画に記載した「運転開始予定日」を「運転開始期限日」とするものであり、港湾の利用調整事由以外の事由により公募占用計画の変更が認められたとしても、「運転開始期限日」の延長は認めていません。
61	公募占用指針案	公募占用指針(案)/P35/第6章(2)1)i)	「：公募参加者は、事業を実施・管理する予定の応募企業又はコンソーシアム若しくは SPC の構成員の他に、海洋再生可能エネルギー発電設備の製造、設置、維持管理に関する設計（E）・調達（P）・建設C）や保守点検等（以下「EPC等」という。）に関して協力を求める企業（以下「協力企業」という。）がある場合は、その名称及び役割を明らかにするものとする。この場合において、公募占用計画に必ず記載する協力企業の範囲は元請契約を予定している者とし、それ以外の協力企業については、評価対象とすることを希望する者など、必要に応じて記載することとする。」とあるが、例えばEPCを1社に纏めて発注せずに、複数の元請企業に分割して発注する場合、当該企業は全て協力会社として位置付ける必要があるのか。	評価の対象とすべき協力企業は記載してください。

62	公募占用指針案	公募占用指針(案)/P35/第6章(2)1)i)	「：公募参加者は、事業を実施・管理する予定の応募企業又はコンソーシアム若しくは SPC の構成員の他に、海洋再生可能エネルギー発電設備の製造、設置、維持管理に関する設計（E）・調達（P）・建設C）や保守点検等（以下「EPC等」という。）に関して協力を求める企業（以下「協力企業」という。）がある場合は、その名称及び役割を明らかにするものとする。この場合において、公募占用計画に必ず記載する協力企業の範囲は元請契約を予定している者とし、それ以外の協力企業については、評価対象とすることを希望する者など、必要に応じて記載することとする。」とあるが、維持管理に必要な設備であって、海洋再生可能エネルギー発電設備の定義に含まれない設計・調達・建設に関する協力企業については、記載は不要か。	評価の対象とすべき協力企業は記載してください。
63	公募占用指針案	公募占用指針(案)/P37/第6章(2)3)iii)	「構造（標準的な平面図、立面図、断面図、諸元、数量）及び地震、波浪等に関する設計条件の設定方法が把握できる資料とする。」とあるが、当該設計条件とは「公募占用計画の提出時点で保有する環境条件にもとづいて設定した初期的な設計条件」のことを指すのか、または「詳細設計の段階でどういった設計条件をどのような考え方で設定するのか」を記載するのか。	「詳細設計の段階でどういった設計条件をどのような考え方で設定するのか」を記載してください。
64	公募占用指針案	公募占用指針(案)/P37/第6章(2)3)iii)	「※公募段階においては概略を示した資料とすることも可能とするが、構造解析を行った結果については記載すること。その際、国の調査結果を参考とすることができる。」とあるが、様式のページ数の制約もあるため、構造解析を行った結果として具体的に何を記載すべきかご教示いただきたい。例えば固有振動数、曲げモーメントなど。	「iii）運転開始までの事業計画」の評価基準に照らし、必要な事項を記載してください。
65	公募占用指針案	公募占用指針(案)/P37/第6章(2)3)iii)	「※公募段階においては概略を示した資料とすることも可能とするが、構造解析を行った結果については記載すること。その際、国の調査結果を参考とすることができる。」とあるが、国の調査結果を参考とするか否かは公募上の評価に影響しないと理解してよいか。	ご理解のとおりです。

66	公募占用指針案	公募占用指針(案)/P39/第6章(2)3)ix)	「また、（別添３）に記載の「促進区域と一体的に利用できる港湾」以外の港湾を活用する場合は、利用形態に関わらず海洋再生可能エネルギー発電設備の設置及び維持管理に際し活用する全ての国内港湾について、当該港湾が活用できることを証する資料（対象施設及び活用を認める期間、その他留意事項（同意の前提条件等）を記載した施設管理者の同意書及び公募参加者が地耐力等の構造上の利用可能性を検討した書類）を公募占用計画の提出時に添付すること」とあるが、現存の港湾では洋上風力の施工には適さない場合であっても、港湾管理者が港湾計画を今後改定し施工に活用することが可能となることが見込まれる場合、当該改定後の諸元（地耐力など）に基づいた公募占用計画を提出しても評価上は毀損することがない点をご確認いただきたい。	公募占用計画の提出時に添付された「施設管理者の同意書」に記載された「同意の前提条件」等を踏まえて、施工計画の実現可能性を判断します。
67	公募占用指針案	公募占用指針(案)/P39/第6章(2)3)ix)	「ー海洋再生可能エネルギー 発電設備の設置及び維持管理に必要な人員及び物資の輸送に関し、当該促進区域内海域と一体的に利用する港湾の名前 、利用スケジュール 並びに利用するふ頭の名前及び諸元を記載するとともに、ふ頭の位置図を添付する。」とある。人員輸送に使用する岸壁についても、提示する必要があるか、確認いただきたい。	記載が必要です。
68	公募占用指針案	公募占用指針(案)/P39/第6章(2)3)ix)	「ー海洋再生可能エネルギー 発電設備の設置及び維持管理に必要な人員及び物資の輸送に関し、当該促進区域内海域と 一体的に利用する港湾の名前 、利用スケジュール 並びに利用するふ頭の名前及び諸元を記載するとともに、ふ頭の位置図を添付する。」とある。運転開始後の物資の保管については含まれない点をご確認いただきたい。	ご理解のとおりです。
69	公募占用指針案	公募占用指針(案)/P39/第6章(2)3)ix)	「（別添３）に記載の「促進区域と一体的に利用できる港湾」における埠頭を活用する場合は、活用する港湾に応じて、下表に記載の行政機関に対して港湾施設の利用条件の確認、希望する利用スケジュール等のの通知を行いを行い、利用可能であることを確認した結果を記載すること。」とある。 別添3によると、設置工事と撤去工事のみであることから、維持管理期間での使用は想定されていないとうかがえる。ただし、不定期に大規模修繕等でふ頭を利用する可能性が見込まれる場合、事前に具体的な利用スケジュールを見込んで提示することができないため、本公募占用計画での提示は不要との理解で良いか。	維持管理のための利用であっても記載が必要です。

70	公募占用指針案	公募占用指針(案)/P39/第6章(2)3)ix)	「また、（別添３）に記載の「促進区域と一体的に利用できる港湾」以外の港湾を活用する場合は、利用形態に関わらず海洋再生可能エネルギー発電設備の設置及び維持管理に際し活用する全ての国内港湾について、当該港湾が活用できることを証する資料（対象施設及び活用を認める期間、その他留意事項（同意の前提条件等）を記載した施設管理者の同意書及び公募参加者が地耐力等の構造上の利用可能性を検討した書類）を公募占用計画の提出時に添付すること」とある。「利用形態に関わらず」とは、「海洋再生可能エネルギー 発電設備の設置及び維持管理に必要な人員及び物資の輸送」に関わらずとも求められるという理解で良いか。	海洋再生可能エネルギー発電設備の設置及び維持管理に際し活用する場合について、利用形態に関わらず資料の添付を求めています。
71	公募占用指針案	公募占用指針(案)/P39/第6章(2)3)ix)	「また、（別添３）に記載の「促進区域と一体的に利用できる港湾」以外の港湾を活用する場合は、利用形態に関わらず海洋再生可能エネルギー発電設備の設置及び維持管理に際し活用する全ての国内港湾について、当該港湾が活用できることを証する資料（対象施設及び活用を認める期間、その他留意事項（同意の前提条件等）を記載した施設管理者の同意書及び公募参加者が地耐力等の構造上の利用可能性を検討した書類）を公募占用計画の提出時に添付すること」とある。現存の港湾では維持管理拠点の設置には適さない港湾仕様であっても、港湾管理者が港湾計画を今後改定し維持管理拠点の導入に活用することが可能となることが見込まれる場合、当該改定後の諸元（岸壁、水深等）に基づいた公募占用計画を提出しても評価上は毀損することがない点をご確認いただきたい	66番の回答をご覧ください。
72	公募占用指針案	公募占用指針(案)/P39/第6章(2)3)ix)	「また、（別添３）に記載の「促進区域と一体的に利用できる港湾」以外の港湾を活用する場合は、利用形態に関わらず海洋再生可能エネルギー発電設備の設置及び維持管理に際し活用する全ての国内港湾について、当該港湾が活用できることを証する資料（対象施設及び活用を認める期間、その他留意事項（同意の前提条件等）を記載した施設管理者の同意書及び公募参加者が地耐力等の構造上の利用可能性を検討した書類）を公募占用計画の提出時に添付すること」とある。現存の港湾仕様が維持管理拠点の設置に適さないが、港湾管理者が港湾計画を今後改定し港湾仕様が変更された場合において維持管理拠点の設置が可能と見込める場合、改定後の諸元が現時点の港湾計画の改定進捗から確認できない場合においても事業者による必要な仕様変更の織り込みによる計画が評価上は毀損することがない点をご確認いただきたい。	66番の回答をご覧ください。
73	公募占用指針案	公募占用指針(案)/P39/第6章(2)3)xii)	収支計画の適切性を把握できる資料として「需給調整に伴う費用」とあるが、仮に「インバランス料金」を指している場合、当該料金の算定根拠として第三者が分析したインバランス単価の見通しやインバランス量の見通し、インバランスマネジメントにかかる諸費用、およびそれらの根拠を提出する必要はあるか。	需給調整に伴う費用は、発電計画の作成やインバランス料金（インバランスの精算費用）、プロファイリングリスクの予測費用等が含まれると考えます。 収支計画に記載されている内容については、その適切性が把握できると考える資料を提出ください。

74	公募占用指針案	公募占用指針(案)/P39/第6章(2)3)xii)	収支計画の適切性を把握できる資料として「需給調整に伴う費用」とあるが、仮に「インバランス料金」を指している場合、FIP制度においてはバランシングコストは国から交付されると理解しており、この考え方としては（事業者による巧拙による差異はあるが）基本的にインバランス料金は収支計画上見込む必要がないと考えるが国の見解を伺いたい。	ＦＩＰ制度上のバランシングコストは、個々の再エネ発電 事業者が実際に発生した費用に応じて負担軽減される仕組みではなく、再エネ電気の供給量に応じて kWh当たり一律の額を交付することによって、需給調整にかかる費用を抑制し、コスト・メリットが出るような仕組みとすることとしています。そのため、計画ごとにインバランス料金を含む需給調整にかかる費用の適切性を考えて記載ください。
75	公募占用指針案	公募占用指針(案)/P39/第6章(2)3)xii)	仮にFIP制度におけるバランシングコスト交付額を収支計画に織り込む必要がある場合、当該交付額は事業者によらず制度設計により一義的に決定されるにも関わらず、現状は交付額が定まっていないことから事業者によって将来の予測が異なる可能性が高い。結果として事業の遂行能力など公募上の評価の視点とは別の観点で差がついてしまうため、国として一律で条件を定めてはどうか。仮に一律で条件を定めることが難しい場合であっても、交付額算定にあたっての考え方の指針を示していただけないか。	バランシングコストに関する経過措置や公表されているインバランス料金やインバランスリスク単価の情報も踏まえながら、バランシングコストの交付額を適宜算定し記載ください。
76	公募占用指針案	公募占用指針(案)/P40 第6章(2)3)xii)	「なお、現在審議会において検討されている制度など、公募開始時点において制度詳細が未確定なものについては収支計画には含めないこと。」とあるが、事業者選定後の制度変更に伴い収支計画が変更になる場合は、合理的な理由があれば供給価格の見直し等を行うことができるという解釈で良いか？	公募占用指針に定める事項及び評価の基準に照らし、審査及び評価の結果が下がる方向での変更はできません。
77	公募占用指針案	公募占用指針(案)/P40/第6章(2)3)xii)	事業計画に発電側課金制度を含める必要無しという理解で良いかご回答頂きたい。	ご指摘の発電側課金制度に関しては収支計画に含める必要はありません。

78	公募占用指針案	公募占用指針(案)/P40/第6章(2)3)xii)	収支計画の適切性を把握できる資料として「需給調整に伴う費用」とあるが、「インバランス料金」を指していると理解してよいか。	73番の回答をご覧ください。
79	公募占用指針案	公募占用指針(案)/P40/第6章(2)3)xii)	「なお 、 現在審議会において検討されている制度など 、公募開始時点において 制度詳細が未確定 なもの については収支計画 には含めないこと 。」とあるが、仮に、公募開始時点で未確定な制度が適用されたことで発電事業を中止せざるを得ない状況となった場合、「当事者のコントロールができず回避が可能ではない事象」として保証金没収事項には抵触しない、という理解で正しいか。	発電事業を中止した場合に第2次保証金及び第3次保証金の没収免除となる要件は、以下のいずれかを満たす場合に限ります。 ①　法第23条に基づく非常災害時における緊急措置等による収用等が、本事業につき、第2次保証金及び第3次保証金没収事由に該当せざるを得ない程度のものであること ②　激甚災害又は戦争等の武力行使により、本事業を行う事業者の本社、本事業に係る海洋再生可能エネルギー発電設備を運営する支社若しくは事務所又は当該海洋再生可能エネルギー発電設備若しくはその設置予定地並びに本事業の実施に密接に関わるその他設備に、本事業について第2次保証金及び第3次保証金没収事由に該当せざるを得ない程度の直接かつ物理的な損害が生じていること
80	公募占用指針案	公募占用指針(案)/P43/第7章(3)2)	「選定事業者の選定は、学識経験者及び専門家等により構成される第三者委員会の意見を踏まえて行う」とあるが評価は匿名でなされるため、指名停止措置を受けている企業が議決権を有さない出資者としてSPCに参加していることが同委員会における評価にネガティブな影響を与えることは構造的に発生し得ない仕組みになっているという理解でよいか。	ご理解のとおりです。
81	公募占用指針案	公募占用指針(案)/P49/第8章(3)ⅰ)秋田県八峰町及び能代市沖、秋田県男鹿市、潟上市及び秋田市沖に係る評価基準 P107/(別添3)能代港の利用可能期間 P110/(別添3)秋田港の利用可能期間	事業計画の迅速性評価において、令和10年7月1日~令和11年6月30日に運転開始すれば12点となっているにも関わらず、能代港の利用不可期間は令和8年4月1日~令和11年3月31日、秋田港の利用不可期間は令和10年3月1日~令和13年3月31日であり、実質12点で評価されないのではないか。つまり、港湾がほぼ利用できない期間に12点が設定されており、運転開始時期により16点以上か8点以下の極端な差が生じることになるため、港湾の利用不可期間を除いた上で段階的な評価点を設定すべきではないか。(例えば、能代港の令和11年4月1日~令和13年3月31日で段階的に16点、12点、8点とする等)	「促進区域と一体的に利用できる港湾」に限らず、事業者が自ら海洋再生可能エネルギー発電設備の設置及び維持管理に際し活用するために調整した港湾がある場合には、当該港湾を活用することは妨げておりません。ご指摘の期間において運転開始する事業計画の提案の可能性も否定できないことから、当該期間も含めて段階的な評価基準を設定しています。

82	公募占用指針案	公募占用指針(案)/P49の下から9行目以降 第8章(3)ｉ)秋田県八峰町及び能代市沖、秋田県男鹿市、潟上市及び秋田市沖に係る評価基準	事業計画の迅速性評価において、令和9年6月30日までに運転開始すれば20点となっているが、国が把握している系統提供事業者からの接続検討回答書によると令和9年6月30日までには一般送配電事業者による増強工事の完了が見込まれているため、発電事業者は系統連系可能であるとの認識で良いか。	令和９年６月30日までに系統連系が可能であるかは一般送配電事業者に対して接続検討申込み等の協議を行ってください。その結果を踏まえて適切な運転開始予定日を設定してください。
83	公募占用指針案	公募占用指針(案)/P50/第8章 （3）ii)	事業実施体制・事業実施実績においてミドルランナーは「②SPCの意思決定機関に、洋上風力発電事業に関する経験のある役員が配置されている」とあるが、国外における洋上風力の経験も評価対象となる、という理解で正しいか。また、洋上風力事業の開発、建設、運転のいずれかのフェーズにおける経験であれば、評価対象と認められるか。	洋上風力の経験は国内外問いませんが、評価の対象となるのは公募占用計画提出時点で工事が完成している実績となります。12番の回答も参考にしてください。
84	公募占用指針案	公募占用指針(案)/P52/第8章 (3)ii)	「①主な事業費（建設費用、資機材調達費用（風車、基礎、海底ケーブル）、設備維持管理費用）の根拠（見積もり又は過去の実績等）が示されているもの。建設費用について、自然条件や施工方法等に照らして著しく廉価でなく、 ダンピングの疑いがないもの。」とあるが、見積もりを添付する際に記載すべき項目を提示いただきたい。例えば企業名や金額のほか、見積範囲、商務条件、納期などの見積条件など。	計上している事業費の妥当性の確認が目的ですので、提出企業名（捺印含む）・品目・数量・単価・金額・納期・見積有効期限が明確なものを提出ください。その他、国が評価の際に把握すべき条件等があれば記載をお願いします。
85	公募占用指針案	公募占用指針(案)/P52/第8章 (3)ii)	「①主な事業費（建設費用、資機材調達費用（風車、基礎、海底ケーブル）、設備維持管理費用）の根拠（見積もり又は過去の実績等）が示されているもの。建設費用について、自然条件や施工方法等に照らして著しく廉価でなく、 ダンピングの疑いがないもの。」とあるが、当該見積もりを添付する際、海外企業からの見積もりである場合は英語の書類でも問題ないか。	公募占用計画の審査・評価に当たっては、日本語の資料のみを評価しますので、翻訳文を添付してください。

86	公募占用指針案	公募占用指針(案)/P52/第8章(3)ii)	「①主な事業費（建設費用、資機材調達費用（風車、基礎、海底ケーブル）、設備維持管理費用）の根拠（見積もり又は過去の実績等）が示されているもの。建設費用について、自然条件や施工方法等に照らして著しく廉価でなく、 ダンピングの疑いがないもの。」とあるが、当該見積もりを添付する際、法的拘束力のある見積もりが必要か、それとも参考見積でも問題無いか。また前者の場合、見積有効期限は公募占用計画で記載したプロジェクトスケジュールにおける発注時期と整合しているべきか。	必ずしも全てが法的拘束力のある見積書である必要はございませんが、事業費の妥当性を確認する観点からは法的拘束力のある見積書の方がより内容の確実性の高い提案として評価されうると考えます。 発注時期や納期についてはご理解のとおりで、別紙５等で記載される事業スケジュールとの整合性も確認いたします。
87	公募占用指針案	公募占用指針(案)/P52/第8章(3)iii)	「①主な事業費（建設費用、資機材調達費用（風車、基礎、海底ケーブル）、設備維持管理費用）の根拠（見積もり又は過去の実績等）が示されているもの。建設費用について、自然条件や施工方法等に照らして著しく廉価でなく、 ダンピングの疑いがないもの。」とあるが、当該見積もりを添付する際、見積もりの根拠とする原料価格や為替については合理的な説明ができる範囲で事業者が自由に前提をおけるものと理解してもよいか。	ご理解のとおりです。
88	公募占用指針案	公募占用指針(案)/P52/第8章(3)iii)	「電力需給バランスの変化により発電量が需要量を上回り、出力抑制が発生し、想定発電量が減少するリスク」とあるが、需給要因による無制限無補償の出力抑制のみを考慮すべきであって、暫定連系あるいはノンファーム接続下での系統要因での出力抑制を指すものではないと考えてよいか。	特定の出力抑制のみを想定している訳ではありません。
89	公募占用指針案	公募占用指針(案)/P52/第8章(3)iii)	金利変動や物価・人件費高騰は事業実施能力に関わらず外部環境に左右されるものであるため、公平性を期すためにも公募占用指針で一律の前提条件を置いてはどうか（対ドル円が2022年11月の期中平均から10%上振れた場合など）	リスクシナリオの分析にあたって、その条件設定に関しては事業者が妥当なリスク分析であると説明できるものを設定し記載ください。その際シナリオの妥当性の考え方については、リスク分析の前提として記載ください。

90	公募占用指針案	公募占用指針(案)/P52/第8章(3)iii)	「⑤工事開始前までにISO45001（労働安全衛生）や建設業労働安全衛生マネジメントシステム（COHSMS）又はこれらと同等の認定等を取得することが予定されているもの。」とあるが、取得する主体はコンソーシアム構成員あるいはSPCを想定されているか、あるいは協力企業が取得（又は取得を予定）していれば問題無いか。	【様式3-1-2】１）に記載した公募参加者（コンソーシアム又はSPC参加の場合は海洋土木工事の役割を担う代表企業・構成員に限る。）及び海洋土木工事の役割を担う協力企業（【様式3-1-2】１）に記載した企業に限る。）が認定取得を予定している場合が対象となります。その旨を、公募占用指針に明記しました。
91	公募占用指針案	公募占用指針(案)/P52/第8章(3)iii)	オフテイカーとのPPAを前提とした収支計画とした場合、資金・収支期計画において「最低限必要なレベル」を満たすために当該PPA条件の根拠となる資料（同意書、覚書など）を提出することは必要か。仮に不要であっても、同根拠を提出することで「優れている」や「トップランナー」の評価に資することは可能か。	相対取引を前提とした収支計画を作成される場合、オフテイカーによる合意書や関心表明書等を提出いただくことで価格や売電量、契約期間等を確認します。また、オフテイカーの調達電力の扱いや取引実績等について不明瞭な点がある場合、国から直接オフテイカーにヒアリング等を実施し、収支計画の実現性を確認する予定です。 上記の確認とともに、「オフテイカーの契約不履行・倒産」等の関連するリスクシナリオへの対応の確認も行い、第三者委員会の意見も踏まえた上で、資金・収支計画の実現性を総合的に評価します。 以上の方針を踏まえ、公募占用指針第8章（３）iii）の評価の考え方における「最低限必要なレベル」の③を「③事業収入について、発電量予測や需給調整に伴う費用、基準価格、オフテイカー情報や相対契約内容、卸市場価格見通し等を考慮したものであること。公募占用指針で示す関連のリスクシナリオについて、検討内容や対応が具体的に記載されていること。」と修正します。 また、様式集の別紙３においても「相対取引を計画する場合は、オフテイカーからの合意書・関心表明等の収支計画の適切性が確認できる資料を提出すること。」と追記します。
92	公募占用指針案	公募占用指針(案)/P52/第8章(3)iii)	P52/第8章(3)iii)が「資金・収支計画」と「運転開始までの事業計画」で重複しており修正が必要。	ご意見を踏まえ修正します。
93	公募占用指針案	公募占用指針(案)/P52/第8章(3)iii)	現在国で制度設計が進んでいる「登録適合性確認機関制度の創設」による工事計画届の審査における専門家会議の省略に関して、当該制度が施行され、かつ日本海事協会や沿岸技術研究センターなどの認証機関が登録適合性確認機関として位置づけられ、経産省の専門家会議が不要となる前提で公募占用計画を作成することは可能か。あるいは、公募開始時点で制度設計が進行中であることに鑑み、従来通り工事計画届にかかる専門家会議の開催を見込んだ工程とすべきか。	ご指摘の「登録適合性確認機関制度の創設」は公募開始時点において制度詳細が未確定ですので、制度変更を見込んだ計画を作成することは適切ではありません。選定後、決定した制度詳細に合わせて公募占用計画を変更できる可能性がありますので、その際には国と協議の上で対応を決定していくことになります。

94	公募占用指針案	公募占用指針(案)/P52-53 第8章(3)ⅱ)	資金・収支計画のリスクシナリオについて、具体的な感度分析方法を指示しているもの(例:風況変動)とそうでないものが混在しているが、事業者間での整合を取る為に、全て具体的な感度分析方法を指定して頂きたい。	感度分析については、リスクシナリオの未然防止策・リスク発現時の対策との重複により、必要以上に保守的なリスクを想定した資金・収支計画が作成されるのを避ける目的で３つに絞ったものですので、感度分析は最低限、公募占用指針で明記している「風況変動」「故障や事故による費用増大」「保険料上昇」をお示しいただければ十分です。 なお、評価の考え方の感度分析に係る記載で分かりづらい部分がありましたので、127番の回答のとおり修正します。
95	公募占用指針案	公募占用指針(案)/P53/第8章(3)ⅰⅰ)	「【感度分析】風況が超過確率P90の場合の発電電力量となる場合」とあるが、この前提となる風況データは国から提供される情報源のみ、という前提で正しいか。仮に各事業者が独自に得たデータも含めて発電量解析を行った場合、各事業者の持つデータ量によってP90値が大きく異なってくるため、事業者間で不公平な感度分析となることを危惧する。また、この不確実性の考慮期間、考慮要素(出力抑制等)等についても各社で考え方が異なるため明確な算定方法をご教示頂きたい。	基本的には国が提供する風況データの使用を想定していますが、独自に得たデータも活用してより精緻な分析を行うことが出来る場合はその旨を説明ください。第三者委員会の意見も踏まえ、適切な感度分析が実施できているかを評価します。
96	公募占用指針案	公募占用指針(案)/P55/第8章(3)ⅳ)	撤去LC(与信盤石な親会社保証がある前提)を活用する場合、倒産リスクを回避した確保方法が確立されているのであれば、運転開始時点から撤去費用を現金積み立てするケースと評価に差異は無いか？	適切に撤去費用が確保されることが確認できるのであれば、評価に差は生じません。
97	公募占用指針案	公募占用指針(案)/P56/第8章(3)ⅴ)	電力安定供給にかかるサプライチェーンは「運転開始後」のものと理解してよいか。すなわち運転期間中に再調達が無いもの、具体的にはモノパイルやトランジションピースなどは対象外と認識してよいか。	「電力安定供給」におけるサプライチェーン形成計画においては運転開始後に限らず、公募占用指針第8章（４）に記載の対象範囲のサプライチェーンを記載ください。他方、リスクシナリオについては、公募占用指針に記載のとおり「運転開始以降を想定」して検討ください。これは、運転開始前の調達面におけるリスクシナリオについては、様式集別紙８のリスクシナリオで評価を行うため重複を避けるものです。

98	公募占用指針案	公募占用指針(案)/P59/第8章(3)vii)	地域/国内への経済波及効果に関して、例えば建設会社が自社事業の拡大を見込んで作業船を建造する場合といった、特定の事業に紐づかない形で投資を決定している場合であっても、当該建設会社を起用する場合にはこの投資額を自社の洋上風力事業による経済波及効果に含めて良いか。	公募の前提条件を揃えるため、今回の公募対象である特定の事業と紐付く経済波及効果のみを記載ください。
99	公募占用指針案	公募占用指針(案)/P61/第8章(4)1)i)	「協力企業については複数の候補を示すことを可能とし、事業者選定後は、原則、当該候補の中から協力企業を確定すること。」とあるが、必ずしも、最も評価の低い企業の実績が評価されるわけではないという理解で正しいか。	12番の回答をご覧ください。
100	公募占用指針案	公募占用指針(案)/P61/第8章(4)2)i)	電力安定供給に係るサプライチェーンにおいて、「評価対象とするハード、ソフトに係るサプライチェーンの範囲は、下記①、②とする。なお、建設工事の施工や陸上送変電設備に関するサプライチェーンは含まない。 ①ハードに係るサプライチェーン：風車主要部品（ナセル、 ブレード、 タワーやその関連 部素材 ）、海底送電線・通信ケーブルなどの電気系統、風車基礎 ②ソフトに係るサプライチェーン運転、維持管理のための人材や物流等」 との記載がある。 他方で、安定供給・早期復旧のためには、日常的な作業員の移乗を担うCTV・風車大規模修繕の際に必要となるSEP船・ケーブル事故時の交換作業時に必要となるケーブル敷設船などの工事用船舶をどのように調達できるかが重要であるが、これらは一切評価対象に含めないとの理解でよいか。仮にその理解が正しい場合、その考えに至った背景をご教示いただきたい。常識的に考えれば事業実施能力という観点でこれらの作業船の確保見通しについても評価に含めるべきだと考えるがいかがか。	電力安定供給の観点からの船舶調達の重要性は認識しており、リスクシナリオに項目を入れておりますが、サプライチェーン形成計画でも計画を明記してもらえるよう公募占用指針・様式集を修正します。
101	公募占用指針案	公募占用指針(案)/P62/第8章(4)4)	経済波及効果の計算においては、実現性の根拠(ex.MoU等)が必要と理解した。例えば、根拠資料を全てMoU活用する前提で、ケース①全てバインディングMoUを使用し、経済波及効果は100億円、ケース②全てノンバインディングMoUを使用し、経済波及効果は100億円を想定。この場合、経済波及効果の結果は同じであるが、根拠資料の確度によって評価差異が発生するのか？	バインディングではないことのみをもって評価に差はつけませんが、サプライヤーとの合意内容が明らかである等の明確な根拠が提示できる計画の方が、より内容の確実性の高い提案として評価されうると考えます。

102	公募占用指針案	公募占用指針(案)/P62/第8章(4)4)	経済波及効果の計算においては、実現性の根拠(ex.MoU等)が必要と理解した。各サプライヤー等からの見積書は根拠資料に含まれるか？	必ずしも提出が必要という訳ではありませんが、実現可能性の根拠としてMOU等のみで不十分な場合は見積書も提出ください。
103	公募占用指針案	公募占用指針(案)/P62/第8章(4)4)	経済波及効果の計算においては、実現性の根拠(ex.MoU等)が必要と理解した。当該根拠資料は元請企業からのものなのか、二次下請け以降の企業の設備投資計画やMoUでも根拠となり得るのか。	根拠を示す書類については、その内容が具体的に示され、確からしさが認められるものであれば、関心表明書など、MOU や契約書以外の形式でも構いません。したがって、元請企業からのもので十分な場合は、二次下請け以降のものは不要ですが、元請企業だけでは不十分な場合は二次下請け以降のものも検討ください。
104	公募占用指針案	公募占用指針(案)/P62/第8章(4)4)	地域/国内への経済波及に関する提案内容は、実現性の根拠（例：設備投資決定や調達契約、MOUなど）が示せるもののみを、その根拠と併せて記載するようにとの指定がありますが、MOUを交わしていても特定の条件を満たさないと経済波及効果が見込めない場合（例：MOUを締結しているコントラクターが、複数案件を同時に受注できた場合にのみ工場建設することを確約している場合など）の扱いはどのようになりますでしょうか。	ご指摘のような場合はMOUだけでなく、実行にあたっての留意事項についても公募占用計画に記載ください。なお事業者に選定された選定事業者は、公募占用計画の内容の履行義務が発生いたしますので、十分ご留意ください。
105	公募占用指針案	公募占用指針(案)/P69/第9章(6)	FIP価格を0円/kwhで提案した場合においても、FIP認定の申請を行わなければならない、という理解で正しいか。	ご理解のとおりです。

106	公募占用指針案	公募占用指針(案)/P70の6~11行目 第9章(7)2)ｉ)占用許可の更新	認定有効期間終了後に促進区域の占用を継続する場合には、再度、占用のために国土交通大臣の許可をとる必要があるが、更新手続きは運転終了を迎えるまでに対応して頂ける理解で良いか。	占用許可の更新の可否については、事業者の事業継続の判断や撤去工事の準備のタイミング等も考慮し十分に余裕をもって判断することを想定しており、更新の必要性に応じて適宜ご相談ください。
107	公募占用指針案	公募占用指針(案)/P73/第9章（9）1）	経済産業省および国土交通大臣は、相続・合併・分割により、選定事業者が有していたすべての権利・義務を一括して承継したものについては、事業体制実施に関する審査及び評価の基準に照らし、適切な事業の実施が見込まれるとともに、公募の公平性が損なわれることがない限りにおいて、その承継を承認する、とあるが、やむを得ない事情において、合同会社として設立したSPCを、事業選定後に株式会社へ組織変更する場合も、当該（9）1）で定められている選定事業者の一般承継人として認められる、という理解でよいか。	選定事業者が有していた全ての権利・義務を一括して承継したものについては、事業実施体制に関する審査及び評価の基準に照らし、適切な事業の実施が見込まれるとともに、公募の公平性が損なわれることがない限りにおいて認められます。
108	公募占用指針案	公募占用指針(案)/P73/第9章（9）1）	経済産業大臣および国土交通大臣は、相続・合併・分割により、選定事業者が有していたすべての権利・義務を一括して承継したものについては、事業体制実施に関する審査及び評価の基準に照らし、適切な事業の実施が見込まれるとともに、公募の公平性が損なわれることがない限りにおいて、その承継を承認する、とあるが、やむを得ない事情において、合同会社として設立したSPCを、事業選定後に株式会社へ組織変更する場合も、当該（9）1）で定められている選定事業者の一般承継人として認められる、という理解でよいか。	107番の回答をご覧ください。
109	公募占用指針案	公募占用指針(案)/P79/（別添１）(2)	発電設備等の設置に制約が生じる範囲において、船越水道の船舶通航海域が図示されているが、当該海域は漁船の通航が主たる用途であることから、国交省告示にもとづく海洋再生可能エネルギー発電設備の要求性能のうち風車の乱流および倒壊の影響を考慮すべき海域ではないと理解してよいか。	御指摘の告示中「大型船舶が頻繁に通航する海域」については、定期航路や一定の船舶が頻繁に通航する航路の存在がAISによる航跡等で確認できる海域を想定しています。

110	公募占用指針案	公募占用指針(案)/P92の15~18行目 別添2-2 3.(2)⑥基金への出捐等の規模(総額)	公募占用指針に定められた基金以外に、地元・漁業者から、実損害がないにも関わらず基金等の出捐を求められることは、公募占用指針に反するという理解で良いか。	協議会意見とりまとめの趣旨に鑑み、適切ではないと考えられます。
111	公募占用指針案	第3章(1) 港湾に関する事項 (注)および別添３ 第8章(3), i) 事業計画の迅速性　評価基準	新潟県村上市及び胎内市沖において、①促進区域と一体的に利用できる港湾および②事業計画の迅速性の評価基準に関しては“公募開始時の公募占用指針に記載する“とあるが、これらの情報（港湾情報：埠頭名、最大耐荷重、利用可能面積等、および運転開始時期）は、事業計画を立案するうえで非常に重要な情報である。これは、既に当該情報が公表されている他の3海域と比較して、現時点で公表されていないことにより工事計画を含めた最重要な検討作業の着手が遅れるという点において著しく不公平が生じている。この情報公表時期の差異による不公平を是正するために、新潟県村上市及び胎内市沖については公募開始時期を他3海域と分けて設定するべきであり、以下のいずれかの対応を要望する。 【要望案】 1.公募開始の時期の変更（未公表情報開示後、下記＊１の期間が経過したのちに、公募開始）、もしくは 2.公募占用計画の受付期限の延長（他海域と比して、下記＊１の期間分を加えた期間を受付期限とする） ＊1：公募占用指針(案)公示日から3海域公募開始日までに要した期間　(2022年11月8日から3海域の公募開始日までの期間) 具体例として、3海域の公募開始日を本年12月末とした場合、上記＊1の期間は約2か月間となり要望案1,2はそれぞれ下記の通り。 1については、①未公表情報の開示日：本年12月末　②公募開始日：2023年2月末（3海域と比して、2か月遅れ） 2については、①公募開始日：本年12月末　②公募受付期限：2023年8月末（6か月間＋2か月間）	公募占用計画の作成・提出に必要となる期間（６か月）を確保していることから、「新潟県村上市及び胎内市沖」のみ公募開始時期や受付期限を変更することはしません。
112	公募占用指針案	公募占用指針（案） 第3章(2), 2) 提供する情報の内容i) 風況・海象等の調査結果 【注】	「申請の受付開始時点では暫定的な調査結果であるが、」とあるが、同調査結果のうち特に“海底”に関する情報が暫定的な情報である場合、その情報を基にした設計検討作業に多大な影響を与えるため、暫定的な情報となる海域については、十分な情報が整ったのちに情報提供、その後に公募開始とするべき。	いただいたご意見については、今後の制度設計の参考とさせていただきます。

113	公募占用指針案	公募占用指針（案） 第3章(2), 2) 提供する情報の内容 ii) 系統に係る契約等の情報	提供される情報のうち系統に係る契約等の情報（以下、系統情報）については、情報入手後に接続検討が必要と判断される場合、第10章(2), 3), ii）に記載の通り“情報が必要な日の4か月前に申請することを推奨”とある通り、公募占用計画の受付期限までに接続検討回答を入手することが困難となる可能性がある。これは、既に系統情報を入手している系統確保者と比して不公平が生じており、系統情報については接続検討の期間を考慮し、その他提供情報よりも前倒しで提供することが必要と考える。具体的には、系統情報提供後、3か月後に公募開始とすべき。	情報提供については、可能な限り早期の開示に努めており、本公募に先立ち、令和4年11月24日付で情報提供申請を開始しておりますので、下記URLの通知に沿って申請を行ってください。 ＜参考＞「秋田県八峰町及び能代市沖」、「秋田県男鹿市、潟上市及び秋田市沖」、「新潟県村上市及び胎内市沖」、「長崎県西海市江島沖」に係る海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域に関する情報の提供について https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/yojo_furyoku/dl/sentei/akita_happou_info.pdf https://www.mlit.go.jp/kowan/kowan_tk6_000093.html いただいたご意見については、今後の制度設計の参考とさせていただきます。
114	公募占用指針案	公募占用指針（案） 第2章(1), 2)	新潟県村上市及び胎内市沖につき、1連系点において282（「出力下限値」）～700MW（「確保されている系統」の大きい方）の間の容量での接続は可能であるか。	可能です。
115	公募占用指針案	公募占用指針（案） 第2章(1), 2)	新潟県村上市及び胎内市沖における工事費負担金については、事業者が実際の接続容量に見合った再接続検討を行い、（700MW・352MWベースの金額ではなく）それ相当の工事費負担金額を入手するということで良いか。	本公募において、系統提供事業者以外の事業者が選定事業者として選定された場合には、公募占用指針第９章（４）等で定める条件により、承継する系統容量（700MWまたは352MW）に係る全ての接続契約を選定事業者に承継いただきます。承継された接続契約を分割する等の重要な契約変更を行う場合は、安全性・公平性の理由により、託送供給等約款上、確保された系統容量の解除と再度の接続検討が必要になると考えられますので、ご留意下さい。 なお、系統の承継の考え方については第10回合同会議（2022年1月14日）の資料１でも議論しているので参考にしてください。 https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/denryoku_gas/saisei_kano/yojo_furyoku/010.html
116	公募占用指針案	公募占用指針（案） 第2章(3), 1) 供給価格上限額	新潟県村上市及び胎内市沖の供給価格上限額は、秋田県沖２区域よりも、高い上限額とすべき。当該区域の自然条件等を考慮した数値をもとに想定コストを算出したうえで、適正な供給価格上限額を設定するのが妥当。	FIT・FIP制度は、全国大で負担されている賦課金負担に基づく支援であることから、全国大で見て、費用効率的な案件の導入を促していくことが重要です。 こうした観点から、太陽光や陸上風力など、他の電源と同様に、地点ごとに上限価格を区別するのではなく、原則一律に上限価格を設定し、費用効率的な案件の導入を促していくこととしています。

117	公募占用指針案	公募占用指針（案） 別添2-3	同一海域において、発電設備出力の違いによる出捐金の総額の差を以って、評価（特に地域への経済波及効果）に差をつけないということを明確にして頂きたい。	発電設備出力の違いによる出捐金の総額の差のみをもって評価に差はつきませんが、同評価項目の評価にあたっては、関係都道府県知事意見を最大限尊重して評価することとしております。関係都道府県知事の評価の基準については、公募占用指針に明記いたしますので、追加の質問等あれば公募期間中の質問受付や説明会でご質問ください。
118	公募占用指針案	公募占用指針（案） 第5章(2), 1), iii) 提出方法	提出を求められている媒体は、CD-R または DVD-R をそれぞれ製本1枚、副本 2 枚の合計 3 枚のみであり、「保証金に関する提出書類及びその添付書類」を除いて印刷書類の提出は一切必要ないという理解で良いか。	紙媒体の提出については、記載要領「６．提出方法」の記載に沿って、本公募占用指針及び様式集において原本提出を求めている法人登記事項証明書等の書類のみ紙媒体での提出をお願いします。
119	公募占用指針案	公募占用指針（案） 第2章(3), 3) ―第5章（3）3)ⅱ)7 ―第5章（3）4)ⅱ)②及び③	運転開始期限日の延長を認める事由として、不可抗力・系統連系工事遅延・Class NK 等の認証手続きの遅延といった、事業者のコントロール又は回避が可能ではない事象が生じた場合に加えて頂きたい。 具体的には、保証金没収の免除を受けるための要件が挙げられている第5章（3）3)ⅱ)7及び第5章（3）4)　ⅱ)③に追加頂きたい。	公募占用指針第５章（３）で定める第２次保証金及び第３次保証金の没収免除を受けるための要件「その他当事者のコントロールまたは回避が可能ではない事象が生じた場合」の基本的な考え方は下記のとおりです。 ●公募占用指針で示すとおり以下２点をどちらも満たす場合というのが前提。実際の判断は、個別事案ごとに国の現地調査による確認等を経た上で行う。 ・選定事業者の自己の過失によらないものであること ・当該事象による障害が取り除かれ次第、選定事業者が遅滞なく事業を進める意思と経済的・技術的能力を有すると判断ができること ●例えば選定結果公表など、公募占用指針第４章に記載のスケジュールからの大幅な遅延は該当しうる。 ●本公募では、「建設面（ＷＦ認証等）や環境面（環境アセス等）、系統・港湾整備等に関する許認可の申請・承諾プロセスが難航するリスク」や「生産遅延、出荷国における天災・出荷港不全・輸送中の事故等により、建設に必要な部品や船舶がスケジュール通りに調達できないリスク」のリスクシナリオが必須検討項目で、未然防止策・リスク発現時の対策が優れた計画を評価する。したがって、これらに関連する事象が該当しうるかの判断に当たっては、リスクシナリオ作成時点での想定の可否も考慮して判断を行う。
120	公募占用指針案	第２章 公募対象とする事業の要件 （３）供給価格等に関する事項について 1）供給価格上限額	・技術的に問題がないことが確認された場合、ジャケット式以外の形態で建設することは公募要件を充足することになるのか。また、その場合も供給価格上限額は29円/kWhのままとなるのか。 今後の技術革新や海底調査に伴い、施工方法が変更となる可能性もあると考える。	国が実施した調査において、岩盤の露出したエリアがあり海底地形が起状に富むことが確認された長崎県西海市江島沖については、ジャケット式の採用が想定されるが、今後の技術革新等によって技術的に問題ないことが確認された場合、ジャケット式以外の設置形態・施工法が採用されるものを拒むものではありません。 なお、供給価格上限額は海底地盤の状態から想定される設置形態・施工法に基づき決定しているため、結果としてジャケット式以外が採用された場合であっても、長崎県西海市江島沖は29円/kWhのままとなります。

121	公募占用指針案	第２章 公募対象とする事業の要件 （５）その他留意すべき事項 ② 撤去費用の確保方法	・撤去費用を確保することについては賛同する。そのうえで、廃棄費用の確保方法についても明確にしていただきたい。太陽光発電では、源泉徴収的な外部積立を原則とした具体的な積立制度が定められており、ファイナンスの組成においては重要な確認事項となっている。このため、洋上風力発電においても、検討段階から具体的な積立方法について議論していただきたい。	撤去費用の確保方法については、公募占用指針第２章（５）４）ⅲ）をご確認ください。適切に確保できることが確認されれば、外部積立や保証状の活用などの確保方法の外形的な違いだけをもって、国として評価に差はつけることはありません。
122	公募占用指針案	第８章 選定事業者を選定するための評価の基準 全般	・前回の「秋田県能代市、三種町及び男鹿市沖」、「秋田県由利本荘市沖（北側・南側）」および「千葉県銚子市沖」の促進区域における事業者の選定結果については、各配点項目に関する公募主体側の説明が必ずしも十分ではなかったことから、一部に憶測等が含まれる報道が多くあったと認識している。本公募の結果公表に際しては、採点結果ならびに各項目の評価に関する詳細説明を迅速に行えるよう準備していただきたい。	選定結果の公表の際には以下についても公表することとしています。 ア）選定事業者/非選定事業者いずれも以下を公表 ⅰ）事業者名、構成員名 ⅱ）事業計画概要（発電設備出力、基数、風車機種、運転開始予定時期） ⅲ）評価点（供給価格点、事業実現性評価点）、事業実現性評価点の内訳及び講評 イ）選定事業者は、ア）に加えて、事業計画の要旨として以下を公表 ⅰ）供給価格 ⅱ）事業実施体制 ⅲ）工事計画（スケジュール、利用する港湾名、港湾利用スケジュール） ⅳ）サプライチェーン形成計画の概要 ⅴ）地域共生策の概要、地域・国内経済波及効果
123	公募占用指針案	第８章 選定事業者を選定するための評価の基準 （３）評価の配点及び採点方法 ⅱ）事業実施体制・事業実施実績 評価区分「良好」	・「公募占用指針で示すリスクシナリオについて、その検討内容や対応が優れていると評価されるもの」とあるが、具体的にどのような点を評価するのか。例えば、リスクシナリオの複合ケースまで分析したもの、リスクシナリオ以外のケースまで検証したもの、リスクシナリオ内容を深掘し具体的なケースに落とし込んで分析したものなど、様々な分析手法が想定されるが、何をもって「優れている」と判断するのか。	各リスクシナリオの対応策が具体的かつ根拠を持って示されているものを評価します。公募占用指針に示すリスクシナリオ以外に独自で行った分析については、「優れている」の項目で評価することになります。
124	公募占用指針案	第８章 選定事業者を選定するための評価の基準 （３）評価の配点及び採点方法 ⅲ）資金・収支計画 評価区分「優れている」	・「資金 ・収支計画」の評価区分のうち「優れている」の基準として、「③プロジェクトファイナンスによる資金調達の場合、（中略）調達先との検討結果として事業継続に支障がないことが確認できるもの」とあるが、コーポレートファイナンスの場合は①②のみでよく（調達先との検討結果は不要）、プロジェクトファイナンスの場合は①②③が求められるとの理解でよいか。他方で、「記載要領及び様式集（案）」60頁には「コーポレートファイナンスによる資金調達の場合、（中略）調達先と検討した結果を合わせて（中略）記載すること」とされており、この関係性・整合性を確認したい。 ・資金調達手法に関わらず調達先との協議は重要であり、また、資金調達方法により評価に差が出ることのないよういずれの場合も同様の基準としていただきたい。加えて、公募占用指針内において「自己資金による調達」と「コーポレートファイナンスによる調達」をどのように使い分けているのかを記載していただきたい。 ・プロジェクトファイナンスとコーポレートファイナンスの場合に、それぞれの評価基準のどれが適用されるのかが必ずしも明確でない。また、資金調達手法そのものが評価の差異に繋がることは避けるべきである。	・ご指摘等を踏まえ、評価の考え方の記載を修正しますので127番の回答をご覧ください。追加でご不明点等ある場合は、公募期間中の質問受付で具体的に質問ください。 ・「コーポレートファイナンスによる調達」は、借入による資金調達に際して、プロジェクトファイナンスに代わる形式として位置づけています。「自己資金による調達」は「自己資本による調達」と同義と位置づけていますので、用語を統一するため公募占用指針・様式集を修正しました。 ・資金調達手法そのものの違いのみをもって評価に影響はありません。どの手法であっても資金調達の実現性が示されていれば評価します。

125	公募占用指針案	第８章 選定事業者を選定するための評価の基準 （３）評価の配点及び採点方法 iii）資金・収支計画 評価区分「ミドルランナー」	・「公募占用指針（案）」52頁においては「財務やテクニカルアドバイザリー等の専門家により資金・収支計画の適切性を検討・評価しているもの」とされており、「記載要領及び様式集」55頁では「ファイナンシャルアドバイザー等の第三者機関による資金・収支計画の適切性の検討・評価の証跡」を提示することとされているが、公募占用指針に合わせて様式集においても「財務・テクニカルアドバイザー等」と修正していただきたい。 ・また、この「証跡」とは、特段の様式・形式の指定はなく、財務・資金計画の妥当性の検討に関する経緯を説明する資料の提示や資金・収支計画の妥当性を検討したうえで金融機関から取得するLOIの提示で足りるものとしていただきたい。その観点で、「証跡」という表現を「検討・評価を行ったことの説明資料等」などと修正していただきたい。 ・すべての事業者がファイナンシャルアドバイザーを起用しているわけではなく、原案の文言ではファイナンシャルアドバイザーの起用を実質的に義務付けてしまう恐れがある。また、証跡という表現の意味するところが曖昧な場合、適切な添付書類の判断が困難である。	1116番の回答をご覧ください。
126	公募占用指針案	第８章 選定事業者を選定するための評価の基準 （３）評価の配点及び採点方法 iii）資金・収支計画 評価区分「優れている」	・「全てのケースにおいて調達先との検討結果として事業継続に支障がないことが確認できるもの」とあるが、資金調達先候補の融資金融機関からLOI以外に、事業計画やストレス分析に対する具体的なコメントやレターを受け取る必要はないという理解でよいか。	プロジェクトファイナンスによる資金調達の場合、公募占用指針で示される感度分析シナリオの事業継続性に関する分析については、資金調達先との検討に限らず、財務やテクニカルアドバイザリー等の専門家と検討いただいた結果を提出いただくことも可能といたします。
127	公募占用指針案	第８章 選定事業者を選定するための評価の基準 （３）評価の配点及び採点方法 iii）資金・収支計画 評価区分「良好」	・「公募占用指針で示される感度分析シナリオを実施し、相応に蓋然性の高いリスクが発現したケース」とあるが、公募占用指針で示されている感度分析シナリオの中で発現の蓋然性の高いシナリオでの分析が求められており、公募占用指針で示される感度分析シナリオ以外に別途「相応に蓋然性の高いリスク」を事業者側で設定し分析を行うことを指していないという理解でよいか。 ・また、「相応に蓋然性の高いリスク」は事業者自らが分析により判断するものであり、今後追加で公表されるものではないという理解でよいか。	「資金・収支計画」の「評価の考え方」の感度分析に係る記載の整理が分かりづらかったため、修正します。 具体的には、「良好」の項目の①を「①公募占用指針で示される感度分析シナリオ（複合シナリオは含めない）を実施し、すべてのケースでLLCR （LLCR＝Σ（元利金支払前キャッシュフローの現在価値 ）/ 借入元本）が1.0以上のもの。」と修正し、パブコメ案にあった「優れている」の項目の「②公募占用指針で示される感度分析シナリオ（複合シナリオは含めない）を実施し、全てのケースでLLCR （LLCR＝Σ（元利金支払前キャッシュフローの現在価値 ）/ 借入元本）が1.0以上であるもの。」の記載を削除しました。 したがって、「良好」以上の評価を目指す場合、感度分析は公募占用指針で明記している「風況変動」「故障や事故による費用増大」「保険料上昇」の３つ全てで実施していただくことになります。
128	公募占用指針案	第８章 選定事業者を選定するための評価の基準 （３）評価の配点及び採点方法 iii）資金・収支計画 リスクシナリオ区分「故障や事故による稼働率低迷、出力抑制」	・他項目のように「感度分析」に関する規定、もしくは「評価に関する補足事項」に抑制率設定の過去のヒストリカルデータ等、目安となる参考値の記載があったほうがよいのではないか。具体的な抑制率を明記（設定）する必要はない一方、事業者が計画策定に当たってベースとなる参考値が必要だと考える。仮に資源エネルギー庁等の関係省庁で議論して挙がっている数値が公表等されている場合には、参考として提示があってもよいのではないか。	89番の回答をご覧ください。

129	公募占用指針案	第９章 選定事業者の選定後に行う手続 （８）公募占用計画の履行状況の報告について	・公募占有計画の履行状況の報告については賛同する。そのうえで、当該定期報告について、一般公開することを検討していただきたい。洋上風力発電は国内では注目度が高いエネルギー開発事業であり、「認定から工事期間中」にどのような事象が発生したのかを広く公示・共有することは今後の同事業の発展に大きく寄与するものと考える。	認定公募占用計画の履行状況については、事業者選定後の法定協議会等における定期的な報告など、選定事業者に適切な対応を求めてまいります。
130	公募占用指針案	（別添２－４）長崎県西海市江島沖における協議会意見とりまとめ ３．留意事項 （２）地域や漁業との共存及び漁業影響調査について	・基金への出捐額の目安（発電設備出力×250×30）の提示はあるものの、実際の出捐額の多寡により評価基準に影響はあるのか。また、基金への払込時期も明確化していただきたい。目安額で算出した出捐額は相応な額になることからもキャッシュフローを検討するうえで確認が必要となる。	出捐額については、117番の回答をご覧ください。 基金への出捐時期については、基本的に運転開始後を想定しておりますが、事業者選定後の協議会構成員との調整によって出捐時期を変更することも可能です。
131	記載要領及び様式集案	３．公募占用計画の受付時における提出書類 【様式 3-1-6】別紙３：事業の資金計画・収支計画 (2). 未然防止策・リスク発現時の対策	・「記載要領及び様式集（案）」61頁では、財務的リスクの未然防止策・リスク発現時の対応策について証憑書類の添付が必要に応じて求められているが、「証憑」とはディスカッションペーパー等の検討経緯説明資料も含むものとしていただきたい。証憑という表現が押印済契約書といった正式な書面を想起させ、また、追加の資金調達や収入減少リスクなどの財務的リスクの対策は証憑がなじまないものも多い。	証憑は証拠となる資料という意味で用いておりますので、必ずしも押印を求めるものではありません。
132	公募占用指針案	5ページ （３）供給価格等に関する事項について 1)　供給価格上限額 表	供給価格19円はFIP制度に基づいていると思うが、市場価格が19円を下回ったときには差額をプレミアムとして受け取れて、19円を上回ったときにはプレミアム0という理解で良いか。	プレミアム収入の水準は、基準価格（供給価格）と参照価格の差によって決定します。

133	公募占用指針案	5ページ （３）供給価格等に関する事項について 1）　供給価格上限額表	19円は前年の市場価格平均値とのバランスであって、それが当該年度の基準価格にFIXされるということでいいか。	プレミアム収入の水準は、基準価格（供給価格）と参照価格の差によって決定します。
134	公募占用指針案	38ページ viii）当該海洋再生可能エネルギー発電設備 の維持管理の方法	「現場における感染症対策についても記載すること。」とあるが、応募資料に記載された感染症対策が「事業の実施能力」の80点の枠の点数に影響するのでしょうか？	「iii）運転開始までの事業計画」、「iv）運転開始以降の事業計画」の評価基準に照らして評価を実施します。
135	公募占用指針案	38ページ viii）当該海洋再生可能エネルギー発電設備 の維持管理の方法	「現場における感染症対策についても記載すること。」とあるが、応募資料に記載された感染症対策が「事業の実施能力」の80点の枠の点数に影響する場合、どのような機関が記載された感染症対策を評価するのでしょうか？	再エネ海域利用法第15条第4項の規定に基づき学識経験者の意見を聴いた上で評価を行います。
136	記載要領及び様式集案	18-44ページ 各別紙の「評価の考え方への対応」と言う表	表中央の「評価の考え方を満たしているとする根拠」を記載する項目において、「※評価の考え方を満たさない項目は「-」と記載すること。」と記載がありますが、例えば、「トップランナー」と評価する場合、「優れている」以下の評価項目の枠には「トップランナー」の枠に記載する内容と同内容を記載すれば良いのでしょうか？	ご指摘を踏まえ、「評価の考え方への対応」のうち、「関係行政機関の長等との調整能力」「周辺航路と、漁業等との協調・共生」「地域経済波及効果」について様式を修正しました。

137	公募占用指針案	P5　第2章(3)1)表内 ［ジャケット式を想定］ 長崎県西海市江島沖 29円/kwh	記載されている基礎（想定）については供給価格上限額を定める為の想定であり、ジャケット式以外もしくはジャケット式とその他基礎の複合案を事業者が採用した場合においても供給価格上限額が変更されるものではない旨、明記していただきたい。	120番の回答をご覧ください。
138	公募占用指針案	P5～6　第2章(3)3)	設置予定風車の一部（例えば総容量300MW予定の案件においてその一部である100MW）が完成し、当該設置完了済み風車から電気の供給を開始する日を運転開始予定日として記載することが可能かどうか明記していただきたい。	16番の回答をご覧ください。
139	公募占用指針案	P6　第2章(4)3)	占用許可の更新について、①の妥当性や②の必要性について具体的な基準もしくは例示を記載いただきたい。例えば①については設置風車の80%以上の継続稼働が見込まれる、②は当該海域における当該事業者の事業継続について地元関係者の合意が得られている等が考えられるのではないか。	33番の回答をご覧ください。
140	公募占用指針案	P16　第5章(1)1) 公募参加資格について	公募において地元関係者等に含まれる漁業組合の構成員および当該構成員の親会社や子会社が公募参加者となることが可能か明記していただきたい。	協議会の構成員となっている法人や、その親会社、子会社等が公募参加者になることは可能ですが、地元関係者等との公募の公平性、透明性及び競争性を阻害するような接触があった場合には、遵守事項違反として応募や選定の無効となります。また、この場合、地元関係者が公募参加者の利害関係者（資本関係、人的関係があることを認識している者）に該当するため、公募占用指針第７章（３）２）で定めるとおり、当該地元関係者は都道府県の意見照会の対象から外れることに留意ください。

141	公募占用指針案	P16　第5章(1)1) 本項における「SPCの構成員」の定義	次項（(1)2)）において「SPCの構成員」が定義されているが本項において定義されていないため、用語の定義を明記頂きたい。本記載の場合、議決権を有さない「SPCの構成員」が公募上認められるか不明瞭であるため。	「SPCの構成員」は公募占用計画に記載の議決権を有する者を指すので、議決権を有さない「SPCの構成員」は認められません。
142	公募占用指針案	P17　第5章 (1)2)vi)※1 「事業者が地元関係者等に公募に関する助言を求めるといった行為」	「事業者が地元関係者等に公募に関する助言を求めるといった行為」と記載があるが、公募参加者が、漁業組合の構成員に対し、当該参加者が検討している地域貢献策についての意見やニーズ等のヒアリングを行う事が、記載されている行為に該当するかどうか明記頂きたい。	該当します。 事業者において協議会の構成員等の意見を的確に把握する機会を設けるため、協議会構成員による説明会を実施しますので、必要に応じてご活用ください。
143	公募占用指針案	P36　第6章(2)2)i) 「そのため、港湾管理者からの占用許可等が必要な場合は、別紙3【様式3-1-5】に必要事項を記載の上提出すること。」	「そのため、港湾管理者からの占用許可等が必要な場合は、別紙3【様式3-1-5】に必要事項を記載の上提出すること。」と記載があるが「別紙4【3-1-7】」の誤記ではないか。ご確認頂きたい。	ご指摘ありがとうございます。公募占用指針を修正しました。
144	公募占用指針案	P38　第6章 (2)3)vii) 「なお、供給価格に基づいた収支計画を作成することになるが、（以下略）」	①供給価格以外の売電価格を前提とした収支計画を記載すること、や、②供給価格をZPL水準とし、事業者の想定市場電力価格に基づいた収支計画を記載すること、も可能である旨、明記するべきではないか。	①②ともに可能です。ただし、「資金・収支計画」の評価において、収支計画の実現性について確認します。詳細は91番の回答をご覧ください。

145	公募占用指針案	P43　第7章(3)2) 公募占用指針P49 表「国内への経済波及」	「国内経済への波及効果」についても都道府県知事意見の聴取することとなっているが、その理解は間違いではないか。	本年10月に策定した「一般海域における占用公募制度の運用指針（改訂版）」において、「国内経済への波及効果」については都道府県知事の意見聴取を行わないこととしております。その旨が分かるよう、公募占用指針第7章（３）２）の記載を修正します。
146	公募占用指針案	P50　表「トップランナー（10点）」 「（前略）実務経験を有する人材の確保や適切配置など（以下略）」	当該記載における「実務経験」について、洋上風力の経験に限定されるか否かおよび国内や海外または事業の規模等で評価に差がつくか。着く場合公平性、客観性の観点から評価基準を明確化するべきではないか。	実務経験については、当該者の事業実施体制上の役割に応じて適切と考えるものをその根拠とともに記載ください。
147	公募占用指針案	P50　表「ミドルランナー（7.5点）」 「②SPCの意思決定機関に、洋上風力発電事業に関する経験のある役員が配置されている。」	当該記載における「経験」について、国内や海外または事業の規模等で評価に差がつくか。着く場合公平性、客観性の観点から評価基準を明確化するべきではないか。	今回の公募対象となる各海域の事業や担う役割との親和性が高い経験を評価します。
148	公募占用指針案	P51　表「最低限必要なレベル（0点）」 「②各役割の主たる者の実績が、その役割に求められるものとして適切であるもの。」	当該項目について、「役割の主たる者ではないもの（サブで担当する者）」の実績の記載は不要もしくは記載した場合においても評価上は考慮されないと理解して問題ないか。 また、「適切であるか」の判断における基準（発電種別や規模、社会的条件や自然条件などの親和性）がある場合、公平性、客観性の観点から評価基準を明記していただきたい。	前段についてはご理解のとおりです。 実績の考え方については12番の回答をご覧ください。

149	公募占用指針案	P51　表「最低限必要なレベル（0点）」 「③当該実績について、（中略）、応募企業、コンソーシアム、SPC構成員及びそれらの協力企業自らの実績といえるもの。（以下略）」	当該項目において評価される要素は役割に応じた「実績」の「有無」であり、その内容をもって優劣がつかないものと理解して問題ないか。	ご理解のとおりです。
150	公募占用指針案	P52　表「優れている（7.5点）」 「②公募占用指針で示される感度分析シナリオ・・・（以下略）」	本項で指す「公募占用指針で示される感度分析シナリオ」とは公募占用指針および様式集に記載のある3ケース（①超過確率P90の風況が全期間中続くケース、②維持管理費用が10%増大するケース、③保険料支払いが15%増大するケース）と理解して問題ないか。	ご理解のとおりです。
151	公募占用指針案	P52　表「優れている（7.5点）」 「③プロジェクトファイナンスによる資金調達の場合、公募占用指針で示される感度分析シナリオを実施し、全てのケースにおいて調達先との検討結果として事業継続に支障がないことが確認できるもの。」	「③プロジェクトファイナンスによる資金調達の場合、公募占用指針で示される感度分析シナリオを実施し、全てのケースにおいて調達先との検討結果として事業継続に支障がないことが確認できるもの。」と記載があるが、調達先との検討結果の証憑を提出するものと理解して問題ないか。	126番の回答をご覧ください。
152	公募占用指針案	P52　表「良好(2.5点)」 「①公募占用指針で・・・相応に蓋然性の高いリスクが発現したケースで・・・（以下略）」	「①公募占用指針で・・・相応に蓋然性の高いリスクが発現したケースで・・・（以下略）」と記載があるが「相応に蓋然性の高いリスク」とはどういった定義であり、公募占用指針および様式集に記載のある3ケース（①超過確率P90の風況が全期間中続くケース、②維持管理費用が10%増大するケース、③保険料支払いが15%増大するケース）をどのように評価することを想定しているものなのかについて、客観性の観点から明記していただきたい。	127番の回答のとおり、当該箇所の記載を修正しました。

153	公募占用指針案	P52　表「良好(2.5点)」 「②プロジェクトファイナンス以外による資金調達の場合・・・（以下略）」	「②プロジェクトファイナンス以外による資金調達の場合・・・（以下略）」と記載があるが、プロジェクトファイナンスによる資金調達の場合は、LOI等の取得元である金融機関の格付は関係ないと理解して問題ないか。	ご指摘の「良好」②の項目に関しては、評価の対象とならないのはご理解のとおりですが、別紙３の４（２）にあるとおり、プロジェクトファイナンスであっても長期信用格付けを示す書類は提出ください。
154	公募占用指針案	P52　表「最低限必要なレベル(0点)」 「①主な事業費（中略）の根拠（中略）が示されているもの。建設費用について、自然条件や施工方法等に照らして著しく廉価でなく、ダンピングの疑いがないもの。」	「①主な事業費（中略）の根拠（中略）が示されているもの。建設費用について、自然条件や施工方法等に照らして著しく廉価でなく、ダンピングの疑いがないもの。」と記載があるが、事業者側でもコスト低減を追求する一方で、「ダンピングの疑いがある」と判断する基準を明確化していただきたい。	ダンピングについては、風車基数や施工方法等の提案内容を踏まえ通常想定される施工費用に対して建設費用が著しく廉価であった場合、ダンピングを確認する観点から、評価プロセスにおいて質問書の送付やヒアリングにより必要書類のさらなる詳細を確認することとなります。
155	公募占用指針案	P53　表「トップランナー(15点)」 「①運転開始に至るまでのスケジュール遅延等に関するリスクの特定が適切になされその対応が特に優れていると評価されるもの。」	「①運転開始に至るまでのスケジュール遅延等に関するリスクの特定が適切になされその対応が特に優れていると評価されるもの。」と記載があるが、「特に優れている」と評価するうえで重要視される観点を明確化していただきたい。	評価区分のうち「優れている」を満たす計画に関しては、他の計画の内容と比較考量し第三者委員会の意見も踏まえて評価いたします。
156	公募占用指針案	P53　表「優れている(11.25点)」 「（前略）公募占用指針で示すリスクシナリオ以外に独自に行ったリスクの特定・分析が適切になされ、その対応が特に優れていると評価されるもの。」	「（前略）公募占用指針で示すリスクシナリオ以外に独自に行ったリスクの特定・分析が適切になされ、その対応が特に優れていると評価されるもの。」と記載があるが、「特に優れている」と評価するうえで重要視される観点を明確化していただきたい。	第三者委員会の意見も踏まえた上で、基本的には相対評価を行います。

157	公募占用指針案	P54　表「良好(3.75点)」 「（前略）公募占用指針で示すリスクシナリオについて、その検討内容や対応が優れていると評価されるもの。」	左記の通り記載があるが、「優れている」と評価するうえで重要視される観点を明確化していただきたい。	リスクの影響分析内容、リスク対策内容、対策の実効性の確からしさなどの観点から確認します。
158	公募占用指針案	P55　表「優れている(3.75点)」 「（前略）公募占用指針で示すリスクシナリオ以外に独自に行ったリスクの特定・分析が適切になされ、その対応が特に優れていると評価されるもの。」	「（前略）公募占用指針で示すリスクシナリオ以外に独自に行ったリスクの特定・分析が適切になされ、その対応が特に優れていると評価されるもの。」と記載があるが、「特に優れている」と評価するうえで重要視される観点を明確化していただきたい。	第三者委員会の意見も踏まえた上で、基本的には相対評価を行います。
159	公募占用指針案	P55　表「良好(1.25点)」 「（前略）公募占用指針で示すリスクシナリオについて、その検討内容や対応が優れていると評価されるもの。」	「（前略）公募占用指針で示すリスクシナリオについて、その検討内容や対応が優れていると評価されるもの。」と記載があるが、「優れている」と評価するうえで重要視される観点を明確化していただきたい。	第三者委員会の意見も踏まえた上で、基本的には相対評価を行います。
160	公募占用指針案	P58　第8章(3)vi) 「周辺港と、漁業等との協調・共生（10点満点）」	「周辺港と・・・」と記載があるが「周辺航路と・・・」の誤記だと思われる。ご確認頂きたい。	ご意見を踏まえ修正します。

161	公募占用指針案	P58　第8章(3)vi)　表内　トップランナー（10点）「具体的かつ実現性のある地域共生策」	「具体的かつ実現性のある地域共生策」の観点から評価されるものと考えているが、具体性や実現性についてどのような手法や考え方で評価するものなのか公平性・客観性の観点から明記していただきたい。	当該項目は関係都道府県知事意見を最大限尊重して評価いたします。知事意見の評価の考え方は公募占用指針に明記いたします。 いずれにせよ、具体性については計画の記載内容を抽象化せず具体的に記載することで、実現性についてはその根拠もって明確に説明を記載することが肝要であると考えます。
162	公募占用指針案	P58　第8章(3)vi)　表内　トップランナー（10点）「中長期的な地域・漁業の発展や振興に資する提案など」	「中長期的」の観点から評価されるものと考えているが、中長期的として想定しているおおよその期間について、公平性・客観性の観点から明記していただきたい。	基本的には10～30年程度を想定しています。他方、地域経済波及効果については都道府県知事意見を最大限尊重するところ、各都道府県の考えもありますので、具体的には公募開始後の説明会や質問受付においても質問ください。
163	公募占用指針案	P58　第8章(3)vi)　表内　トップランナー（10点）「中長期的な地域・漁業の発展や振興に資する提案など」	「中長期的な地域・漁業の発展や振興に資する提案など」と記載があるが「中長期的な」視点以外に重要視される観点があれば明記していただきたい。	当該項目は関係都道府県知事意見を最大限尊重して評価します。知事意見の評価の考え方は公募占用指針に明記します。
164	公募占用指針案	P59　第8章(3)vi)（注）「周辺港と、漁業等との協調・共生」	「周辺港と・・・」と記載があるが「周辺航路と・・・」の誤記だと思われる。ご確認頂きたい。	ご意見を踏まえ修正します。

165	公募占用指針案	P59　第8章(3)vii)表内　優れている（7.5点） 「②「ミドルランナー」の基準を満たすもののうち、高い波及効果を有するもの。」	「②「ミドルランナー」の基準を満たすもののうち、高い波及効果を有するもの。」と記載があるが「高い波及効果」は、事業者間での相対評価によって判断されるものと理解して間違いないか。	ご理解のとおりです。
166	公募占用指針案	P59　第8章(3)vii)表内　優れている（7.5点） 「②「ミドルランナー」の基準を満たすもののうち、高い波及効果を有するもの。」	「②「ミドルランナー」の基準を満たすもののうち、高い波及効果を有するもの。」と記載があるが対象となる波及効果において、産業連関表では「生産誘発額」や「従業者誘発数」、「波及効果倍率」等様々な指標が出力される。具体的にどの指標が評価対象となるのか明記していただきたい。	特定の項目を評価とすることは考えておりません。提案内容の具体性、確からしさ等を確認し、第三者委員会の意見も踏まえて評価を行います。
167	公募占用指針案	P60　第8章(3)vii)表内　良好（2.5点） 公募占用指針P60 第8章(3)viii)　表内 「・・・確からしさが一部不明確なもの。」	「・・・確からしさが一部不明確なもの。」と記載があるが、「一部」とはどういった定義なのか。一項目でも不明確なものがあれば該当する者なのか、全体に対する一定割合なのか等について、客観性の観点から明記していただきたい。	評価区分のうち「最低限必要なレベル」を満たす計画に関して他の計画の内容と比較考量し第三者委員会の意見も踏まえて評価します。

168	記載要領及び様式集案	P4　第1.　6.「表1にファイル形式の指定がないものはPDF形式で、表1にMicrosoft Word の指定があるものは、PDFファイルに加えてMicrosoft Wordのファイルも併せて提出すること。添付資料や根拠資料の提出に当たり、表計算ソフトを使用して作成する場合は、計算の数式及び他のシートとのリンクを残したままとし、再計算等が可能な状況で提出 すること。様式内で用いる文字、図、表、写真等については、データでのカット＆ペーストができる状態のまま提出すること。」	「表1にファイル形式の指定がないものはPDF形式で、表1にMicrosoft Word の指定があるものは、PDFファイルに加えてMicrosoft Wordのファイルも併せて提出すること。添付資料や根拠資料の提出に当たり、表計算ソフトを使用して作成する場合は、計算の数式及び他のシートとのリンク を残したままとし、再計算等が可能な状況で提出 すること。様式内で用いる文字、図、表、写真等については、データでのカット＆ペーストができる状態のまま提出すること。」と記載があるが、例えば「別紙3　資金・収支計画」における財務三票や感度分析や「別紙15　地域経済への波及効果」・「別紙16　国内経済への波及効果」を算出するために使用した表計算ソフトを別途添付するという理解でよいか確認させて頂きたい。	公募開始時に、公募占用指針とともにExcel表を別添しますので、当該ファイルを用いて計算を行い、計画を作成ください。また、当該Excel表は各別紙の添付資料として提出ください。
169	記載要領及び様式集案	P14　【様式3-1-2】3)　表内「1.再エネ特措法法第2条の2第1項に規定する・・・」	「1.再エネ特措法法第2条の2第1項に規定する・・・」と記載があるが、「2.再エネ特措法第2条の2第1項に規定する・・・」の誤記だと思われる。ご確認頂きたい。	ご指摘のとおり修正します。
170	記載要領及び様式集案	P16　【様式3-1-2】4)　表内「2.地域との協調・共生、地域経済等への波及効果に関する事項」	本項において「別紙14」のみが言及されており、「別紙13」の記載がないが問題ないか。ご確認頂きたい。	ご意見を踏まえ修正します。

171	記載要領及び様式集案	P60　【様式3-1-6】３．(1)「※コーポレートファイナンスによる資金調達の場合、各シナリオにおいて事業継続に支障がないか、調達先と検討した結果を合わせて「上記LLCR となる根拠」欄に記載すること」	プロジェクトファイナンスの場合は当該検討結果の添付は不要と理解して間違いないかご確認頂きたい。	ご理解のとおりですが、プロジェクトファイナンスの場合でも公募占用指針に記載する感度分析を実施し、LLCR及びLLCRになる根拠を別紙３の所定の項目に記載することなっています。
172	記載要領及び様式集案	P79　【様式3-1-12】	様式集【3-1-2】において3)の表内では、「占用許可の更新を希望する場合は、仮に認められた場合の終了時期を下段に参考として記載すること。」と記載がある一方、本様式【3-1-12】内において特段の言及はない。本様式【3-1-12】については、延長が認められた場合の終了時期の記載は不要と理解して間違いないかご確認頂きたい。	ご指摘踏まえ、様式別紙９を修正します。
173	記載要領及び様式集案	P84　【様式3-1-14】	様式集【3-1-2】において3)の表内では、「占用許可の更新を希望する場合は、仮に認められた場合の撤去解体時期を下段に参考として記載すること。」と記載がある一方、本様式【3-1-14】内において特段の言及はない。本様式【3-1-14】については、延長が認められた場合の撤去解体時期の記載は不要と理解して間違いないかご確認頂きたい。	様式【3-1-14】（様式別紙11）でも記載が必要なため、その旨を明記しました。
174	記載要領及び様式集案	P91　【様式3-1-17】　表内「担当者、地元協力者等を具体的に記載」	「担当者、地元協力者等を具体的に記載」と記載があるが「地元協力者」が定義無く使用されている。想定されている例等を記載いただきたい。	分かりやすさの観点、また各都道府県知事の評価基準を踏まえ、様式14を修正します。

175	記載要領及び様式集案	P１６　第２　３．４）その他必要な事項　２．地域との協調・共生、地域経済等への波及効果に関する事項	別紙１３　関係行政機関の長等との調整能力が抜けているのではないか。	ご指摘のとおり修正します。
176	記載要領及び様式集案	P１８　事業実現性に係る各評価の考え方への対応　等	評価区分　最低限必要なレベルについて、評価の考え方を全て満たす必要がある旨記載すべきでないか。	ご指摘のとおり修正します。
177	記載要領及び様式集案	P２１　資金・収支計画　評価の考え方	良好の１つ目にある相応に蓋然性の高いリスクは、公募占用指針で示されている感度分析シナリオとは違うものか。	127番の回答のとおり当該箇所の記載を修正しました。
178	記載要領及び様式集案	P２５　運転開始までの事業計画	ミドルランナー５つ目の評価の考え方に対応する記載箇所について、別紙７　１ではなく、別紙７　２ではないか。	ご指摘のとおり修正します。

179	記載要領及び様式集案	Ｐ２８　運転開始以降の事業計画	最低限必要なレベル１つ目の評価の考え方に対応する記載箇所について、別紙１０　１だけでなく、別紙１０　２（２）も含まれるのではないか。	ご指摘のとおり修正します。
180	記載要領及び様式集案	Ｐ２８　運転開始以降の事業計画、Ｐ８５　別紙１１：海洋再生可能エネルギー発電設備の撤去の方法　３．	最低限必要なレベル６つ目の評価の考え方について、公募占用計画に記載の４区域の協議会意見とりまとめには事業終了後の設備等の扱いに係る記載や、撤去方針についての留意事項は含まれていない。	ご指摘踏まえ、様式【3-1-14】（様式別紙11）を修正しました。
181	記載要領及び様式集案	Ｐ３１　電力安定供給	ミドルランナーの評価の考え方に対応する記載箇所について、別紙１２　１　（３）だけでなく別紙１２　１　（１）も含まれるのではないか。	ご指摘のとおり修正します。
182	記載要領及び様式集案	Ｐ３４　関係行政機関の長等との調整能力	各評価の考え方において、「関係行政機関の長との調整」となっており、「等」が抜けているのではないか。	ご指摘のとおり修正します。

183	記載要領及び様式集案	Ｐ５５　別紙３事業の資金計画・収支計画１．（２）	「ファイナンシャルアドバイザー等の第三者による」とあるが、評価の考え方の記載に合わせて「テクニカルアドバイザー等の専門家による」とすべきではないか。	ご指摘のとおり修正します。
184	記載要領及び様式集案	Ｐ９４　別紙１７：公募占用計画の利用状況等に関する報告方法	ア．イ．について、公募占用指針　第９章（８）で記載されている「財務状態に係る事項等」が抜けているのではないか。	ご指摘のとおり修正します。
185	記載要領及び様式集案	Ｐ９６　公募占用計画認定申請書	公募占用計画の認定は法第１７条の規程に基づくものであるため、認定申請書ではないのではないか。	ご指摘のとおり修正します。
186	記載要領及び様式集案	Ｐ１０４　宣誓書１．（３）キ	公募占用指針 別添４ ３（３）キ（ウ）が抜けているのではないか。	ご指摘のとおり修正します。

187	記載要領及び様式集案	P１０４　宣誓書１．（３）キ（ウ）	「地元関係者」となっているが「等」が抜けているのではないか。	ご指摘のとおり修正します。
188		その他	洋上風車発電は低周波で魚が逃げる恐れがあります。 漁業の人たちは仕事を減る恐れがあるのですがそこまでして、推進するものでしょうか？また、塩害を防止するため、SUS製でないと錆びるためそもそも コストが多大に掛かる。再エネ賦課金で皆さんの電気料金から徴収してまで推進する意味とは何でしょうか？ どうしてこういう事をなされるのでしょうか？ 生活が苦しい 仕事の後輩がもう取るものを減らしてくれと なんでこんなに取られているんだと もう一度言います。本当に必要なものなのですか？国民のためになるものなのですか？	1番の回答をご覧ください。
189	公募占用指針案	４７頁　（２）事業実現性に関する評価項目及び確認方法	事業の実現性に関する評価の配点のうち、事業計画の基盤面、資金・収支計画の詳細項目として、試運転売電の収入を加味することを明記して欲しい。	運転開始日（海洋再生可能エネルギー発電設備により市場取引等により再生可能エネルギー電気の供給を開始する日）以前に、商業運転することは想定しておりません。
190	公募占用指針案	４７頁　（２）事業実現性に関する評価項目及び確認方法	事業の実現性に関する評価の配点のうち、事業計画の基盤面、資金・収支計画の詳細項目として、供給価格のインフレ条項（FIP基準価格について、インフレが反映されるようなメカニズム）を付帯されたい。	10番の回答をご覧ください。

191	公募占用指針案	５０頁 ii)事業実施体制・事業実施実績	事業実施体制・事業実施実績の評価方法について、人材の確保や適切配置に力点を置いているが、人材や経験の定義、範囲や国籍、該当案件（国内／海外）などについて、各海域の公募占用指針策定の際は詳細かつ具体的な説明記載をお願いしたい。	実績の考え方については12番の回答をご覧ください。
192	公募占用指針案	P.11 第３章（1）	基地港湾の公表は今後促進地域の発表時に公表して頂きたいです	いただきましたご意見は今後の参考とさせていただきます。
193	公募占用指針案	P51 第8章（3）（iii）資金・収支計画	ミドルランナー評価で記載されている財務やテクニカルアドバイザー等の専門家による資金・収支計画の適切性に関して、①専門家は外部である必要があるか？ ②専門家が満たす条件はあるか？ をご教示ください	資金・収支計画の適切性の検討・評価に事業者として妥当と考える洋上風力の技術や会計・税務、マーケット等に関する専門家・組織・機関に確認いただき、その確認書を添付資料として提出ください。
194	公募占用指針案	P51～P57 第8章（3）（ii）事業実施体制・事業実施実績 第8章（3）（iii）運転開始までの事業計画 第8章（3）（iv）運転開始以降の事業計画 第8章（3）（v）電力安定供給	第8章（3）（ii）事業実施体制・事業実施実績 第8章（3）（iii）運転開始までの事業計画 第8章（3）（iv）運転開始以降の事業計画 第8章（3）（v）電力安定供給 それぞれの項目に於ける「優れている」の評価を、次の記載に変更頂くことを希望します。 「ミドルランナー」の基準を満たすものうち、公募占有指針で示すリスクに於いて特に具体的且つ対策が優れているもの、または公募占有指針で示すリスクシナリオ以外に独自に行ったリスクの特定・分析が適切になされ、その対応が特に優れていると評価されるもの。	ご指摘の項目においては、リスクシナリオの数ではなく、影響度や発生頻度を踏まえて、公募指針に記載されているリスクのほかに重要なリスクを特定し、精緻に分析できているかを相対的に評価を行うことが目的ですので、原案どおりの記載とします。

195	記載要領及び様式集案	記載要領及び様式集（案） P.3 4 書式等	各提出書類に用いる言語に関して、海外企業を協力企業とする場合等、また添付資料として提出する契約書・図面等に関して、英語を可とする旨認めて頂きたい	85番の回答をご覧ください。
196	記載要領及び様式集案	記載要領及び様式集（案） P.15　2) 占有にかかる事項	7.供給価格に関して、インフレ・エスカレーション条項等の追記を検討願います	10番の回答をご覧ください。
197	記載要領及び様式集案	記載要領及び様式集（案） P.79、P82	「別紙9.2.リスクの特定・分析」及び「別紙10.4リスクの特定・分析」での要求・記載内容の違いに関する説明を願います	別紙９では「運転開始以降のスケジュール」に関するリスク、別紙10では「運転及び維持管理計画」に関するリスク、を記載いただくことを想定しておりますので、原案どおりにします。なお、当該箇所の記載は独自にリスクの特定・分析を行っている場合の記載事項になりますので、記載するかどうかは任意です。
198	公募占用指針案	公募占用指針（案）　P29、31-32	迅速性の評価点が下がってしまう日というのは、P49の基礎となる評価点が当初想定していた期間から遅れて、（例えば秋田県八峰町及び能代市沖の場合であれば）評価点が4点以上下がった場合という理解でよろしいでしょうか。また、P31-32にもございますが、その他当事者のコントロールまたは回避が可能ではない事象とは具体的にどのような事象を想定していますでしょうか。	前段はご理解のとおりです。 後段は119番の回答をご覧ください。

199	公募占用指針案	公募占用指針（案）　P40、P52	LLCR Σ（元利金支払前キャッシュフローの現在価値 ）については、割引率：ローン金利との前提で、現在価値の基準点については、初回元本返済時における金利支払の金利参照期間初日（サイジング期間の初日）という認識で問題ないでしょうか。現在価値の基準点を明確に設定するようお願いします。	LLCRの定義については、839番の回答をご覧ください。
200	公募占用指針案	公募占用指針（案）　P52	資金・財務計画の評価においてはLLCR等の指標により財務健全性を評価する趣旨と理解しますが、事業者が市場売電での収入を前提とする場合は市場価格の置き方により指標が大きく変動します。実際には市場価格は一つであることを踏まえると、財務健全性を横比較できる形とするためには、評価対象となる財務計画において市場価格をいくらと置くのかについて、前提条件を国が示すべきと考えます。	LLCRの多寡で財務健全性を比較評価するものではありせん。市場価格についてどのように見通しをおくか、そのリスクシナリオをどのように分析し、対策を講じるかという点が重要です。
201	公募占用指針案	公募占用指針（案）　P52	指針P52の資金・収支計画の評価基準のうち「優れている」③では「プロジェクトファイナンスによる資金調達の場合」とされていますが、これは「良好」との整合性に鑑みて「プロジェクトファイナンス以外による資金調達の場合」の意味であると理解してよいでしょうか。あるいは、当該箇所は誤記ではなく、コーポレートファイナンスの場合は①②のみでよく（調達先との検討結果は不要）、プロジェクトファイナンスの場合は①②③が求められるとの理解で良いでしょうか。記載要領及び様式集（案）P60には「コーポレートファイナンスによる資金調達の場合（中略）調達先と検討した結果を合わせて（中略）記載すること。」とされており、この関係性・整合性をご説明ください。	127番の回答をご覧ください。追加でご不明点等ある場合は、公募期間中の質問受付で具体的に質問ください。
202	公募占用指針案	公募占用指針（案）　P53	卸市場価格低下、オフテイカーの契約不履行リスクなどは、想定するPPAの建付けごとの各々リスクに対応する対策を記載すればよいという理解でよろしいでしょうか。金利変動リスクやインバランス負担変動リスクについては、感度分析の保険料等のように、何かメルクマールを示してい頂くようお願いします。また金利固定化やバランシング業務の委託を行った場合は、委託先のクレジットリスクと置き換えて、対策を記載すればよろしいでしょうか。	卸市場価格低下、オフテイカーの契約不履行リスクについては、ご理解のとおりです。 感度分析のメルクマールについては、94番の回答をご覧ください。

203	公募占用指針案	公募占用指針（案）　P53	リスクシナリオとして卸市場価格低下とありますが、本指針における供給価格上限価格等の算定根拠となった公募占用期間に亘る卸売市場価格の予測推移をお示し頂けますでしょうか。具体的な目線感がない中では、低下/高騰の水準が公募参加者間で揃わず、結果として適切な評価の阻害要因となる、又は評価の平等性が損なわれることを危惧しております。また、感応度分析を行う場合も、本指針（案）の根拠となっている水準感を理解し、ケーススタディを重ねた上で提示させて頂くことが肝要と考えております。	供給価格上限額の検討において、将来の卸電力市場価格見込みは考慮しておりません。収支計画作成に当たって参照する卸市場価格の見通しをベースケースとし、適切な感度分析を実施ください。
204	記載要領及び様式集案	記載要領及び様式集（案）　P61	記載要領及び様式集（案）P61では財務的リスクの未然防止策・対応策について証憑の添付が必要に応じて求められていますが、「証憑」とはディスカッションペーパー等の検討経緯説明資料も含むものとしていただくようお願いします。	証憑の添付について、ご指摘の検討経緯資料を添付いただいても構いません。
205	記載要領及び様式集案	記載要領及び様式集（案）　P61	感度分析シナリオについて、②の「維持管理費用が10%増大する場合」の「維持管理費用」の正確な定義をお示し頂けますでしょうか。例示されている金利は借入金利子（営業CFではなく財務CFとして、FCFから支払う性質の費用と整理することもあり。P/L上は営業外費用に該当）であり維持管理費用の定義にはそぐわない内容のように思われ、また③の保険料は維持管理費用に含めて考えるケースもあるように存じます。本ページ①～③以外またはそれを含む形でのP62「④その他公募占用指針に示すリスクシナリオ以外に独自に行ったリスクの特定・分析の内容」を検討する必要があるため、感応度分析が必要な費用は正確に定義の上、お示し頂けますと幸いです。	「維持管理費用」としては、【様式３－１－６】別紙３の２（２）費用項目のうち「設備維持費用」及び「人件費」を想定しています。
206	記載要領及び様式集案	記載要領及び様式集（案）　P62	本指針におけるコーポレートファイナンスとは、コンソーシアムが設立したSPCが、代表企業等の保証に依拠して資金調達をする手法を指しており、P62の4.(1)③の自己資金の場合に記載の「外部からの資金調達を一部又は全部の・・・今後必要となる手続」に該当する調達を代表企業等が各々行い自己資金として拠出する場合は、コーポレートファイナンスに含まれないものと理解しましたが、齟齬ありますでしょうか。また、その場合、指針P52の「良好」欄③のLOI取得や、様式集P60-62記載の感応度分析は不要という整理となりますでしょうか。	前段の自己資本による調達及びコーポレートファイナンスの考え方については124番の回答をご覧ください。結論として、SPCが、代表企業等の保証に依拠して資金調達をする手法は借入だと考えられるのでコーポレートファイナンスに該当し、別紙３ 4.(1)③の資料提出は不要です。 後段については、コーポレートファイナンスでの調達を実施する場合、LOIの取得は不要です。なお、感度分析は収支計画の実現性を評価する目的ですので、資金調達手法の種類に関わらず、必要です。

207	記載要領及び様式集案	記載要領及び様式集（案）　P62	P62の4.(1)③の自己資金の場合に記載の「外部からの資金調達を一部又は全部の・・・今後必要となる手続」に記載の調達先との検討状況に係る評価基準の目線について、プロジェクトコスト総額を自己資金として代表企業等が外部調達する場合、プロジェクトコストの一部を自己資金として代表企業等が外部調達する場合の各々でお示し頂けますでしょうか。	ご質問の趣旨が分かりかねますが、当該箇所で求める書類は、自己資本による資金調達時において親会社等から資金を調達する際に、親会社等との検討状況を示す書類になります。
208	公募占用指針案	P.5 第2章（3）1）	３海域共通で供給上限価格が19円/kWhに設定されたが、海域毎に異なる風況や接続費を考慮して設定すべきではないでしょうか。	116番の回答をご覧ください。
209	公募占用指針案	P.6 第2章（3）3）	市場取引等により再生可能エネルギー電気の供給を開始できれば、一基の風車のみ運転開始した日でも「運転開始日」となるという理解で良いでしょうか。	16番の回答をご覧ください。一基の風車のみの運転開始は想定していません。
210	公募占用指針案	P.6 第2章　（4）3）	①～③の全てに該当した場合においても占用許可の更新が認められないのはどのような場合か例示いただきたい。 また、昨年の指針においては「認められる」という記載であったため、変更した意図をお示しいただきたい。	第７回合同会議（2021年2月17日）を踏まえ、「一般海域における占用公募制度の運用指針（令和4年10月改訂）」において占用許可の更新に係る考え方を明確化したものです。同運用指針の記載を公募占用指針に反映しております。 30年後の洋上風力発電を取り巻く状況や、海域利用の状況を予見することは困難であり、現時点で具体的かつ詳細な判断基準を示すことは困難であることから、基本的な考え方として示しているものです。 （参考）第７回合同会議（2021年2月17日）資料 https://www.mlit.go.jp/common/001387237.pdf

211	公募占用指針案	P.17 第5章（1）2）vi）	「本公募占用指針が公示された日（令和〇年〇月〇日）から」と記載されているが、公募が中断されている秋田県八峰町・能代市沖は令和3年12月10日からという理解で良いでしょうか。	ご理解のとおりです。公募占用指針に明記しました。
212	公募占用指針案	P.20 第5章（2）2）ⅱ） P.38 第6章（2）3）ⅸ）	関心表明書やLOI、港湾利用スケジュールの通知について、SPCにて公募への参画を志向しているものの取得時にSPCが設立できていない場合、SPCの代表企業となる構成員名で取得、結果を受領することで代用可能との理解で良いでしょうか。	ご理解のとおりです。
213	公募占用指針案	P.40 第6章（2）3）ⅻ）	「現在審議会において検討されている制度など、公募開始時点において制度詳細が未確定 なものについては収支計画 には含めないこと」とあるが、発電側課金については収支計画には含まれないとの理解で良いでしょうか。	77番の回答をご覧ください。
214	公募占用指針案	P.44 第7章（3）3）	選定結果公表時の公表内容について、「公表することを基本とする」とあるが、公表しない場合としてはどのようなケースが考えられるのでしょうか。また、公表有無は事業者との調整によって決定されるものなのかお示しいただきたい。	ご指摘を踏まえ公募占用指針を修正しました。

215	公募占用指針案	P.49 第8章（3）ｉ）	「秋田県八峰町及び能代市沖」、「秋田県男鹿市、潟上市及び秋田市沖」において迅速性で高得点を獲得するためには秋田港を使用する必要があります。 先行利用者が秋田港を使用開始する2028年2月までに施工を完了させるには事業選定前にウィンドファーム認証で求められる地盤調査を実施しなければなりません。 しかし、各海域において複数事業者が同時に地盤調査を行うことが困難であることを踏まえると、結果として既に調査を計画している特定の事業者が大きく有利になることから、現状の指針（案）のままでは公平性に欠ける仕組みとなっています。 そのため、公平な公募の実現に向けて、公募開始後の海域調査のための接触を禁止にする等の措置を提案します。	公募期間中における海域調査のための地元関係者への接触を全面的に禁止した場合には、公募参加に向けた準備への影響が想定されることから、公平性・公正性・透明性を確保した海域調査のための接触は認めることとしています。本公募占用指針で定める遵守事項を踏まえた適切な対応をお願いします。
216	公募占用指針案	P.49 第8章　(3)　i)	「秋田県八峰町及び能代市沖」、「秋田県男鹿市、潟上市及び秋田市沖」における事業計画の迅速性の評価点について、アクセス線工事が令和9年6月30日までに完了しているとの理解で良いでしょうか。また、先行利用者の影響により秋田港及び能代港の両方の港が使用できない期間においても評価点が下がる設定となっています。そのため、2027/6/30までの運転開始を20点とする場合、例えば2027/7/1～2030/6/30までの運転開始を16点とするなどの調整が、今回に限っては必要ではないでしょうか。	系統接続時期については703番の回答をご覧ください。 迅速性の評価基準については81番の回答をご覧ください。
217	公募占用指針案	P.50 第８章（3）ⅱ）	トップランナー評価項目の、「実務経験を有する人材の確保や適切配置」とは、応募企業、コンソーシアム、及びSPC構成員の人材について実務経験を有する人材の確保や適切配置が評価され、協力企業については評価されないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
218	公募占用指針案	P.52 第８章（３）ⅲ）	評価区分「優れている」の基準を満たしており、かつ公募占用指針で示されるシナリオ以外に、複合シナリオや独自のシナリオでの感度分析を行い、その結果財務健全性が確保できていることを示すことができれば資金・収支計画のトップランナー項目での評価対象となるとの理解で良いでしょうか。	基本的にはご理解のとおりですが、「優れている」「トップランナー」については、第三者委員会の意見も踏まえ、相対的な評価を行う予定です。

219	公募占用指針案	52ページ 第８章（３）ⅲ）	最低限必要なレベルの①について、根拠が示されておれば良く、例えば見積もりの有効期限や拘束力有無は問われないという理解で良いでしょうか。過去の実績も当時の市況を踏まえて適切な実績等であれば問題ないとの理解で良いでしょうか。 また、ここでは見積書や過去の実績等の書類の添付を求めているわけではないという理解で良いでしょうか。	見積書については、84番・86番の回答をご覧ください。 根拠となる資料は添付として提出いただきたいので、その旨が明確となるように様式別紙３の記載を修正しました。
220	公募占用指針案	P.54 第８章（3）ⅲ） ミドルランナー①	評価の考え方として「超過確率P50の年間発電電力量の最大化を実現する配置となるように検討されていることを示すため、第三者機関による適切な発電量予測が行われているもの」とあるが、基数やレイアウトの決定にあたっては、協議会等からの制約条件の考慮やプロジェクトの経済性を考慮の上で決定するものであり、発電量の最大化をもって決定するものではないと考えられる。 従って、事業者自らが最適な配置を検討・確定し、その配置に基づいて第三者機関が発電量予測を行う場合でも①の基準を満たすとの理解で良いでしょうか。	ご理解のとおりです。
221	公募占用指針案	P.54 第８章（３）ⅲ）	ミドルランナー評価項目の⑤の基準を満たすには、誰が（公募参加者、協力企業、協力企業の下請け等）ISO45001、COHSMS等の認定取得すればよいのか明記いただきたい。また、工事開始とは工事計画届出書上の着工（海上での工事開始）との理解で良いでしょうか。	認定取得の主体については、90番の回答をご覧ください。 「工事開始」についてはご理解のとおりです。
222	公募占用指針案	P.54 第８章（３）ⅲ） ミドルランナー⑤	ISO45001やCOHSMS等を取得する必要があるのは、洋上に設置される設備の工事のみを対象とするのか。それとも陸上設備も含むのでしょうか。	90番の回答をご覧ください。

223	公募占用指針案	P.57 第８章（３）ｖ）	様式には実績１件のみ記載することになっているものの、「優れている」の評価基準を満たすには「ミドルランナー」の基準を満たす必要があるため、「ミドルランナー」を満たすための実績の記載に加えて、「優れている」を満たす実績の記載が実績の記載が必要となってしまい、計２件の実績の記載が必要になってしまうように思える。 そのため、「優れている」の②評価基準は「最低限必要なレベルの基準を満たすもののうち」という記載が正しいのではないかと思えることから、評価の考え方について確認したい。	ご指摘のとおり修正します。
224	公募占用指針案	P.61 第8章（4）ｉ）	電力安定供給（別紙１２）の評価において陸上送変電設備に関するサプライチェーンは含まれないという理解だが、O&Mにおける取組なども含めて同別紙に陸上送変電設備に関する施策を記載しても評価対象とならないということで良いでしょうか。	ご理解のとおりです。21番の回答も参考にしてください。
225	公募占用指針案	P.61 第8章（４）２）ｉ）	評価対象となるサプライチェーンの範囲について、「建設工事の施工」は含まれないとなっているが、建設段階の物流（輸送）は含まれるのでしょうか。また、仮に含まれるとした場合には、部品の輸送に係る船舶や人員はソフトのサプライチェーンとして記載が必要だが、据付工事の船舶や人員は記載不要という理解で良いでしょうか。	記載不要です。建設工事に関する記載は施工方法別紙７施工計画や別紙８工事工程に記載ください。また地域や国内経済波及効果の点で記載する場合は別紙15、16に記載引用ください。
226	公募占用指針案	P.63 第9章（2）	事業予見性の観点から、公募占用計画の認定は、選定事業者の選定通知後どの程度の期間をもって認定されるのかお示しいただきたい。	FIP認定申請を行うまでに公募占用計画の認定が完了している必要があるため、事業者選定後１年以内での認定が見込まれます。占用時期等との事情で認定時期についての要望がある場合は個別に協議は可能ですので、事業者選定後から１年以内であればどの時期に認定時期を設定いただくことは可能です。

227	公募占用指針案	P.74 第10章（２）	2022年3月18日付けの『再エネ海域利用法に基づく「秋田県八峰町及び能代市沖」における洋上風力発電事業者の公募の見直し』前に接続検討申込みを行い、回答書を受領している場合、その申込み内容の風車仕様や設備構成等が同一であれば、今回の公募開始に際して改めて接続検討申込みを行う必要はないとの理解で良いでしょうか。	ご理解のとおりです。
228	公募占用指針案	P.82、P.99 別添1、別添2-3	洋上風力発電設備は水深20m以浅には設置しないこととあるが、海岸線から2kmラインより陸側に設置しないことではないでしょうか。	ご指摘のとおり洋上風力発電設備等（海底ケーブルを除く）を設置しない海域は、海岸線から2kmラインより陸側となります。関係する箇所を修正しました。
229	公募占用指針案	p.88、92、98、103 別添2-1～2-4	「基金への出捐等」について、供給価格上限額が長崎県西海市江島沖のみ高く設定されているにも関わらず、全促進区域で同一の算定式を目安としていることに違和感があるため、設定の考え方等を詳しく説明していただきたい。また、秋田県八峰町・能代市沖は、公募開始時点と考え方が変わっているため、その点も含めてご説明いただきたい	算出式は「発電設備出力（kw）×250×30」としており、供給価格ではなく発電設備出力を基に計算されるため各海域で差はありません。
230	公募占用指針案	P.104 別添2-4　3-(3)	海底送電線等の敷設ルートは、西海市本土方面から陸揚げすることを基本とすることと記載されているが、例えば大島等の西海市離島も本土方面に含まれるという認識で良いでしょうか。	離島も含めた本土方面と解釈してください。

231	公募占用指針案	P.107 別添3-1	能代港湾について、現在拡張工事が進んでいるものと認識しているが、拡張後の面積について利用可能との認識で良いか。また、その場合拡張後の港湾図をお示しいただきたい。	公募占用指針（※）に記載のとおり、港湾管理者（秋田県）にご確認ください。 （※） 港湾法に基づき長期貸付を受けることのできる上記の埠頭用地のほか、発電設備の設置工事等のために利用できる港湾管理者が確保した用地がある。詳細については、港湾管理者に確認すること。
232	公募占用指針案	P.107 別添3-1 P.110 別添3-2 P.113 別添3-3	各埠頭における岸壁水深、岸壁延長の諸元の記載が図中の港湾計画図と一致していないため、正しい数字をお示しいただきたい。	「促進区域と一体的に利用できる港湾」の埠頭について、整備後の諸元は公募占用指針 別添３の文中に記載のとおりです。港湾計画図は、あくまで港湾計画上の諸元であり、実際の整備内容と必ずしも一致はしておりません。
233	公募占用指針案	P107、110 別添3-1、 3-2	能代港、秋田港の利用可能期間（撤去工事）にて空白期間（能代港：2051年10月～2053年6月、秋田港：2051年10月～2053年12月）が存在するが、この期間も利用可能期間に設定いただきたい。	他の促進区域における選定事業者の利用予定期間と重複した公募占用計画の作成・提出を認めた場合には、事業者選定後における利用調整、公募占用計画の変更の必要性が生じることとなります。 このため、公募占用指針に記載のとおり、全ての公募参加者は、「促進区域と一体的に利用できる港湾」の埠頭に係る利用可能期間以外の期間において、本公募に係る海洋再生可能エネルギー発電設備の設置工事又は撤去工事（設置工事又は撤去工事を行うためのヤード整備、資機材搬入等の事前準備及び原状回復工事を含む。）を行うことを前提とした公募占用計画を提出することは認められません。
234	公募占用指針案	P.108、 110、 113 別添3-1、 3-2、 3-3	港湾利用について、原状回復することを前提としているが、地盤改良工事等を行う場合は原状回復が困難であり、迅速性の観点からも不合理であるため、これら性能強化に資する改良工事については原状回復は不要という理解で良いでしょうか。 原状回復が求められる場合、原状の仕様や条件、回復の範囲を明確にするともに、先行利用者の港湾利用計画を公開する等して、港湾の合理的な利用を促すようにしていただきたい。	公募占用計画の作成・提出時の取扱いについては、公募占用指針（別添３）１．～４．の各留意事項に記載のとおりです。事業者選定後の取扱いについては、海洋再生可能エネルギー発電設備等取扱埠頭賃貸借契約書（案）第24条及び第34条のとおりです。 原状の仕様については、地方整備局から公表される図面等をご参照ください。

235	公募占用指針案	P.109 （別添3）5.	「秋田県八峰町及び能代市沖」および「秋田県男鹿市、潟上市及び秋田市沖」の両海域において、事業者自ら調整した港湾を使用した計画が評価点一位となり、さらに両海域でその港湾が同一である場合、使用できる港湾の決定方法についてお示しいただきたい。	公募占用指針に記載のとおり、「促進区域と一体的に利用できる港湾」以外に、事業者が自ら海洋再生可能エネルギー発電設備の設置及び維持管理に際し活用するために調整した港湾がある場合には、公募占用計画の提出時に、当該港湾が活用可能であることを証する資料（対象施設及び活用を認める期間、その他留意事項（同意の前提条件等）を記載した施設管理者の同意書及び公募参加者が地耐力等の構造上の利用可能性を検討した書類）の添付を求めています。当該港湾の利用可否については、当該港湾の利用状況や公募参加者による利用予定期間等を踏まえて、施設管理者において判断がなされるものと考えています。
236	公募占用指針案	P.109 別添3-1（留意事項） P.112 別添3-2（留意事項） P.115 別添3-3（留意事項）	「港湾施設の賃貸借契約を締結する場合、選定事業者は国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律（平成 16 年法律第 31 号）に基づく措置を講じる必要があるため、整備局及び港湾管理者と余裕をもって調整すること。」とあるが、契約に必要な期間（調整期間を含む）を示していただきたい。	必要に応じて地方整備局・港湾管理者へご確認ください。
237	公募占用指針案	P.116 （別添３）促進区域と一体的に利用できる港湾 ４．上記１～３に共通する事項	同一の公募参加者が複数の促進区域の公募に参加する場合に、同一の施工船舶の利用期間が重複する計画は認められるか。	事業実現性評価における「iii）運転開始までの事業計画」に照らし、実現性のない施工計画と判断される可能性があります。
238	公募占用指針案	P.123 別添6-2 ②	港湾重複時に乙区域で評価点1位の事業者は占用計画の再提出が可能となるが、対象事業者への再提出の通知時期および提出期限を明確にしていただきたい。	公募占用指針に記載しました。

239	記載要領及び様式集案	P.17 様式3-1-2	公募占用計画の要旨について、「A3用紙1枚で作成すること」とあるが、両面利用でも問題ないでしょうか。	片面のみで記載ください。
240	記載要領及び様式集案	P.18-44 様式3-1-3	様式における「評価の考え方を満たしているとする根拠」について具体的に求められる記載が不明瞭であるため記載内容について例示していただきたい。 また、公募事業者が該当すると考えている評価区分箇所のみ記載し、それ以外の評価区分は「ー」と記載する認識で間違いないでしょうか。	審査の効率化の観点から、事業者は満たしていると考える箇所に、公募占用計画の関係箇所とともにその根拠となる説明を記載ください。満たしていないと考える評価区分箇所にはただ「ー」と記載ください。
241	記載要領及び様式集案	P.18-19 事業実施体制・事業実施実績（別紙１～２関係） 評価の考え方への対応 P.90 【様式3-1-16】別紙13：関係行政機関の長等との調整能力	事業実施体制・事業実施実績（別紙1～2関係）、関係行政機関の長等との調整能力(別紙13)など実施体制や実績において人材の配置や担当者を記載する場面において、氏名の記載は必要ないとの理解で良いでしょうか。	様式集の記載に沿って記載ください。例えば、別紙１３においては氏名の記載が必要な欄がございます。また、292番の回答も参考にしてください。
242	記載要領及び様式集案	P.25 運転開始までの事業計画（別紙4～8関係） 評価の考え方への対応 ミドルランナー ⑤	評価の考え方に対応する記載箇所が別紙7 1になっているが、別紙7 2の間違いではないでしょうか。 ※別紙7 2の「ISO45001（労働安全衛生）やCOHSMS（建設業労働安全衛生マネジメントシステム）又はこれらと同等の認定等の取得状況・予定」の欄に記載するものと認識しております。	ご指摘ありがとうございます。様式集を修正しました。

243	記載要領及び様式集案	P.39 周辺航路、漁業等との協調・共生 （別紙14関係） 要旨	「※各協調・共生策毎にそれぞれ内容を簡潔に１つの項目に記載すること。その際図表は用いず文字だけで記載すること。」とあるが、各協調・共生策の内容は図表は用いず文字だけで記載する必要があり、別紙14全体を総括するような図表を用いることは可能という理解で良いでしょうか	「別紙14の要旨」の作成にあたっては、必ず各協調・共生策毎にそれぞれ内容を簡潔に１つの項目に記載し、その際図表は用いず文字だけで記載をお願いします。 なお「別紙14」の作成にあたっては、協調・共生策全体を総括するような図表を作成し記載することまたは別紙14の添付資料として提出いただいても構いません。
244	記載要領及び様式集案	P.45-94 様式3-1-4～様式3-1-20 資金計画、収支計画、リスクの特定、未然防止策・リスク発現時の対策	根拠資料や証憑書類の提出において具体的な書類を例示いただきたい。	記載内容の妥当性を合理的に説明可能な証憑書類を事業者判断で選択し添付ください。
245	記載要領及び様式集案	P.54 【様式3-1-6】別紙３	「借入形式」における「コーポレートファイナンス」の定義を明らかにしていただきたい。例えば、プロジェクト会社（SPC）の親会社が自身の与信に基づいて外部金融機関からの借入を行い、当該借入によって調達した資金を自己資本としてすべてSPCに拠出を行う場合は、「自己資本による調達」になるのか、それとも「負債による調達」としての「コーポレートファイナンス」になるのか。	124番の回答をご覧ください。ご指摘の形式は借入なので、コーポレートファイナンスに当たります。
246	記載要領及び様式集案	P54 1資金計画 P55 2収支計画 【様式3-1-6】別紙３	適切性が把握できる資料とは、1.(2)に記載のファイナンシャルアドバイザー等の第三者機関による資金・収支計画の適切性の検討・評価の証跡のことで良いか。 また、”証憑”ではなく”証跡”となっているが、アドバイザーからの最終的なコメント文書ではなく、検討・評価した過程を示す必要があるとのことでしょうか。	1116番の回答をご覧ください。 その上で、「財務やテクニカルアドバイザリー等の専門家による資金・収支計画の適切性の検討・評価の証憑」も含め、オフテイカーからの合意書等の収支計画の妥当性を確認するに当たって適切な資料を提出ください。

247	記載要領及び様式集案	P.55 【様式3-1-6】別紙3	資金・収支計画において示すべきP-IRRは税前P-IRRとの理解で良いか。	ご理解のとおりです。
248	記載要領及び様式集案	P.63 様式3-1-7 別紙4	「※占用の区域以外の陸上に位置する変電設備等についても記載すること。」との記載があるが、一般送配電事業者との連系点まで記載するという理解で良いでしょうか。	ご理解のとおりです。
249	記載要領及び様式集案	P.72 別紙6 2. (2).構造　送変電システム	記載すべき送変電システムには、洋上変電施設、海底送電線のほか、陸上の変電設備・送電線等も含まれるのでしょうか。	ご理解のとおりです。
250	記載要領及び様式集案	P.73 別紙6 2. (2).構造　その他の主要機器	その他の主要機器とは、調整力の確保や系統混雑の緩和に資する設備との理解で良いでしょうか。	洋上風力発電設備の主要機器は、基本的に、「風車」「基礎」「送変電システム」に大別されると考えておりますが、ご指摘の設備も含め、事業計画の中で上記の区分に当てはまらない主要機器があれば必要に応じて記載いただきたい趣旨です。

251	記載要領及び様式集案	P.74 別紙6 2. (3).地震、波浪等に関する設計条件の設定方法	陸上の変電設備・送電線等は対象ではないとの理解で良いでしょうか。	21番の回答をご覧ください。
252	記載要領及び様式集案	P.78 別紙8：工事の工程 ３．その他工事の工程に関する事項	工事の工程において「適切な工事期間・予備日が設定されているとする根拠」とあるが、根拠となる具体的な資料を例示していただきたい。	例えば、当該海域の気象・海象条件を踏まえた工程シミュレーションにダウンタイムの考慮などを行って工程を提案している場合には、当該シミュレーションモデルの妥当性の説明、気象・海象条件の妥当性、ダウンタイムの設定の妥当性の説明などが考えられます。
253	記載要領及び様式集案	P.81 別紙10 2.保守点検及び維持管理の方法等 (2).保守点検及び維持管理の方法	「③ケーブル」は海底ケーブルのみが対象か。それとも陸上ケーブルも含まれるのか。また、 「④変電設備」は洋上変電施設及び陸上変電施設の両方が対象設備との理解で良いか。 「③ケーブル」の対象が海底ケーブルのみの場合において陸上ケーブルを記載する場合や、架空送電設備がある場合には、「⑤その他」に記載することで良いか。	③は「海底送電線・通信ケーブル」に修正しました。 陸上設備については、⑤その他でまとめて記載ください。21番の回答も参考にしてください。
254	記載要領及び様式集案	P.81 別紙10様式 2.(2).⑤その他	統一的解説への適合性を求めるとした場合のその他設備は何が該当するのかお示しいただきたい。統一的解説ではその他設備は海底送電線・通信ケーブルの維持管理となっているため確認するもの。	事業者自らが維持・運用する陸上の変電施設、送電線、通信ケーブルに関する内容については⑤その他に記載ください。

255	記載要領及び様式集案	P.86-88 様式3-1-15 別紙12	サプライチェーン形成計画の対象に陸上設備は含まれるのか。含まれないとした場合に、「2.」の「サプライチェーン形成計画以外」には陸上設備は対象に含まれるのでしょうか。	サプライチェーン形成計画の対象には建設工事の施工や陸上送変電設備に関するサプライチェーンは含みません。 ２．のサプライチェーン形成計画以外の電力安定供給に資する取組については、対象を限定するものではありません。
256	記載要領及び様式集案	P.86 【様式3-1-15】別紙12 ：電力安定供給	電力安定供給のサプライチェーン形成計画の図において「事業者」は本公募に応募するコンソーシアムを指すと思われるが、この場合の「部品Ｘ」は何を示すのか。事業者が予備品として保管するものを示すのか。	イメージとしてはご理解のとおりです。なおあくまで記載方法の例ですので、より分かり易い記載を検討・提案いただければと思います。
257	記載要領及び様式集案	P.86 1. ② 【様式3-1-15】別紙12 ：電力安定供給	故障時取替の部品について「在庫日数」を特定することは難しいと考えられるが、具体的な回答例についてお示しいただきたい。	当該表は記載例であり、これに限定するものではありません。 想定している故障頻度（故障率）や調達にかかるリードタイムなどを整理して記載ください。
258	記載要領及び様式集案	P.86 1. ② 【様式3-1-15】別紙12 ：電力安定供給	「調達量」や「契約状況」は、公募の対象海域に限定した調達量や契約という理解で良いか。具体的な回答例についてお示しいただきたい。	ご理解のとおりです。公募対象海域に限定した調達量の記載が困難な場合は記載に留意事項をつけるなど工夫ください。契約状況については、供給契約に至っているか、MOU締結段階など、調整状況をご記載ください。

259	記載要領及び様式集案	P.87 【様式3-1-15】別紙12 ：電力安定供給	電力安定供給のソフトに係るサプライチェーンにおいて、物流体制の確保の「体制」という言葉を入れた意図と、求められる記載の具体例をお示しいただきたい。体制表の作成が求められているのでしょうか。	評価対象は、単発の物流の手法ではなく、サプライチェーンの観点から継続的に物流に支障をきたさない仕組みが構築できてきているか、という点なので「体制」と記載しています。その観点での説明が重要なので必ずしも表形式を求めませんが、必要であれば体制表を作成ください。
260	記載要領及び様式集案	P87 (2). ソフトに係るサプライチェーン ①人材の確保体制	記載要領を踏まえると、人材の確保・育成の方策の記載が求められると理解しているが、体制を示すことも求められているのでしょうか。	人材の確保・育成の仕組みをどのように構築するのかに関する計画を作成ください。
261	記載要領及び様式集案	P.89 【様式3-1-16】別紙13：関係行政機関の長等との調整能力	「調整を行うための体制（概要表）」について「氏名」の記載が求められているが、人事異動で担当が変更になる可能性は否定できないことから、現時点における計画で問題ないとの理解で良いでしょうか。	ご理解のとおりです。
262	記載要領及び様式集案	【様式3-1-18】別紙１ ５ 地域経済への波及効果	「その上で、上記地域経済への波及効果をさらに高めるための工夫・施策について記載すること」とあるが、この部分の記載は、産業連関分析では表せない波及効果を高めるための工夫・施策、及び確からしさが不明確（一部不明確）な工夫・施策を記載することを示しているという理解で良いでしょうか。 また、産業連関分析では「確からしさ」を示しているが、上記の「その上で」の部分に確からしさが不明確（一部不明確）な工夫・施策の記載があったとしても、それが理由で評価区分が良好／最低限必要なレベルに劣後してしまうことは無いという理解で良いでしょうか。	分かりやすさの観点から、「その上で、」以降を削除します。

263	公募占用指針案	（P.5） 第２章（３） １）供給価格上限額（法第13 条第2項第7 号）	公募における供給価格上限額について、年平均風速、設備利用率等各海域の条件等を勘案し、海域毎に設定すべき。具体的には、新潟県村上市及び胎内市沖に関し、当該海域の平均風速が他海域よりも低いことから（秋田県八峰町・能代市沖：7.70m/s、秋田県男鹿市・潟上市・秋田市沖：7.42m/s、新潟県村上市・胎内市沖：6.84m/s、長崎県西海市江島沖：7.72m/s）、供給価格上限をより高く設定すべきではないか。	116番の回答をご覧ください。
264	公募占用指針案	（P.5） 第２章（３）２）	我が国の洋上風力発電公募の実状として、公募の落札から最終投資意志決定までのリードタイムが諸外国よりも比較的長い事が挙げられる。従って、公募入札時の供給価格は経年による物価変動等を反映したエスカレーションを加味したものが望ましいと考える。	10番の回答をご覧ください。
265	公募占用指針案	（P.6） 第２章（３）３）	運転開始期限日の延長を認める事由として、港湾使用時期の重複に加え、「基地港湾の整備、系統の増強、環境アセス及びウィンドファーム認証の審査期間等、事業者によりコントロールできない事由による遅延」も合わせて記載すべきと考える。	119番の回答をご覧ください。
266	公募占用指針案	（P.6） 第２章（４）１	6年を超過した際に許容されうる延長条件等を明示すべきと考える。	「延長条件等」の意味するところが必ずしも明らかではございませんが、選定後の不可抗力事由により占用開始の時期が再エネ特措法認定から６年を超過する場合には、本公募占用指針で定める基準を満たすことを前提に公募占用計画の変更は認められます。なお、促進区域内海域の占用の期間は、占用の許可を受けた日から30年ですが、公募占用計画の認定の有効期間に限ります。

267	公募占用指針案	（P.6） 第２章（４）３）	事業者として設備の延命化を念頭に置き事業計画・収支計画等を検討する必要があるため、占用延長にあたって「①引き続き促進区域として指定することが妥当であること」と「②再度公募する必要性が認められないこと」に該当する具体的な事由を明示すべきと考える。	33番の回答をご覧ください。
268	公募占用指針案	（P.28） 第５章（３）ii）	保証金没収事由について、基地港湾の整備、系統の増強、環境アセス及びウィンドファーム認証の審査期間等事業者にてコントロールできない事由によってもスケジュールに遅延が生じ得る為、保証金没収免除の事由に追加すべきと考える。	119番の回答をご覧ください。
269	公募占用指針案	（P.39） 第６章（２）３）	（別添３）に記載の港湾以外を利用する場合、本公募に応札するその他応札者と重複した際に「能代港又は秋田港の利用重複時における事業者選定に関する事項」と同様な方法で選定されるかについて明示すべきと考える。	235番の回答をご覧ください。
270	公募占用指針案	（P.40） 第６章（２）３） xii）	具体的にどのようなものを収支計画に含めるべきかを示すため、「現在審議会において検討されている制度など、公募開始時点において 制度詳細が未確定なもの」について、詳細を明示すべきと考える。	1369番の回答をご覧ください。

271	公募占用指針案	（P.45） 第７章（4） ２）	選定の取消しに関して、「許可取消通知」を発行する前に事業者側から事由説明等を行う機会を設けていただきたい。また、すでにそのようなプロセスがあれば、明記すべきと考える。	必要に応じて実施いたします。
272	公募占用指針案	（P.57-P.60） 第８章（３）４）ｖ	本項目の採番は「ｖｉ」であるべき。また、「行政機関長等との調整実績」については、完了している事業（運営を伴う事業の場合、事業運営中のものも含む）に限らず、事業運営まで至っていない事業についても対象とすべきと考える。	採番についてはご指摘のとおり修正します。 実績の考え方については別紙13の記載を参照ください。
273	公募占用指針案	（P.67） 第９章（５）１） ｉｉ）	技術革新等により安全性や運転の安定性が増すと考えられる場合に、海洋再生可能エネルギー発電設備の変更、例えば風車の大型化による機種変更や風車メーカー変更は認定されうると思料。同変更を実施するにあたり、事業者として提出すべき根拠資料及び同変更に対する審査基準（例えば、入札時点の公募基準を採用する等）について公募占用指針にて明示すべきと考える。	公募占用計画の変更認定基準については指針第９章（５）をご覧ください。 なお採用する風車については、その選択が計画全体に与える影響が大きいため、大きな内容の機種変更や風車メーカー変更については変更認定基準に照らして慎重な評価を行うことになります。
274	公募占用指針案	（P.122） 別添６　2.	能代港または秋田港の重複利用の再審査によって第２ラウンドの選定結果公表が２０２４年３月頃となる可能性があると認識。同スケジュールを踏まえ、第３ラウンド公募の開始時期への影響の有無を明示すべきと考える。	今後の公募開始時期については、法定協議会の状況等によるものと考えています。

275	公募占用指針案	（P.122） 別添６　2.	港湾利用の重複が発生した場合、提出者と選定される公募参加者の公募占用計画の再提出期限について明記すべきと考える。	公募占用指針に記載しました。
276	公募占用指針案	P4 第2章 （1）2） …２者以上から、自らが確保している系統を当該区域で活用することを希望するとして情報提供があった場合は…	２者以上が系統権利を確保している場合において、公募の結果、選定事業者によって承継されなかった系統権利は国が引き取り、当該承継権利を確保するために要した費用を国が精算するべきと考えます。	国が系統確保に係る費用を精算するとなると、各事業者が系統枠を確保し、必要以上に系統枠が押さえられることが想定され、非効率的な運用となってしまうためできません。
277	公募占用指針案	P5（３）供給価格等に関する事項について　1）	上限価格は国内洋上風力市場の実態を十分に考慮して根拠と共に設定されるべきと考えます。市場実態を反映した価格設定にしないと事業性を棄損することになり、事業者・業者・メーカーが入札を見送る事態を懸念します。結果として国内洋上風力の実現が遅れることになりかねないと危惧します。	2番の回答をご覧ください。
278	公募占用指針案	P5（３）供給価格等に関する事項について　2）	未だ黎明期にある国内洋上風力は複数案件が実現するまでの間はFIT制度が適用されるのが妥当と考えます。FIP制度に移行するためには、陸上風力や太陽光と同じようにFIT制度下での十分な実績が必要であり、洋上風力のような大規模電源にFIP制度を適用するためには、時間前市場の充実化・アグリゲーターの育成等といった環境整備が必要であると考えます。	2021年度の調達価格等算定委員会において、国内においても一定程度の競争効果が見込まれること等の理由により、着床式洋上風力発電については2024年度よりＦＩＰ制度のみが認められることとされています。今回の公募対象の海域での事業はすべて2024年度に認定取得が見込まれるため、同とりまとめの趣旨及び今年度に実施した事業者への書面ヒアリングの結果等を踏まえ、ＦＩＰ制度の適用を決めています。本決定については、調達価格等算定委員会における有識者の審議を踏まえてなされており、適切なプロセスを経ているものと認識しています。

279	公募占用指針案	P5（３）供給価格等に関する事項について　2)	モノパイル式とジャケット式の違いにより、洋上風力発電事業全体のコストが1.9倍程度異なっており、その価格設定が合理的だと理解できる算定根拠が開示されるべきと考えます。モノパイル式とジャケット式のそれぞれで供給価格上限額を定めているところ、両方式を組み合わせた計画を提示する場合の供給価格上限額の考え方も示されるべきと考えます。	長崎県西海市沖については他３つの促進区域と異なり、薄い砂質土の下にすぐ岩盤（基板層）が広がっており、モノパイル工法は現実的な計画ではないと評価し、全面的にジャケット式を前提とした供給上限価格設定を行っております。設定の考え方に関しては第80回調達価格等算定委員会の資料１やNEDO 着床式洋上ウィンドファーム等の事業性評価に関する検討（中間報告）（2022年11月）をご確認ください。
280	公募占用指針案	P6（３）供給価格等に関する事項について　3)	市場取引等の、「等」にはどのようなものが含まれるのでしょうか。売り方は問わず、電気を一部（部分的な運転開始や試運転時の売電等）でも売電すればそれに該当するのかご確認ください。	主に相対取引を想定しています。
281	公募占用指針案	P38 ⅶ）供給価格 …供給価格に基づいた収支計画を作成することになるが、事業の確実な実施の観点から、適切にリスクを特定し分析がなされているか、それらのリスクを踏まえた適切な収支計画となっているかという観点等から評価される…	FIP制度下の基準価格を意味する供給価格について、今から20年以上先まで発電事業が営まれる洋上風力事業の収支計画が適切かどうかを評価するには、基準となる電力価格の推移予想が必要であると考えます。また、環境価値の取り扱いについても同様です。個別の事業者が示す電力価格の推移予想に信憑性を持たせることは不可能であり、どのように収支計画の適切性を評価するのか、具体的にお示しください。	相対取引を前提とする収支計画の評価方法は91番の回答をご覧ください。
282	公募占用指針案	P49 ⅰ）事業計画の迅速性 …「秋田県八峰町及び能代市沖」、「秋田県男鹿市、潟上市及び秋田市沖」に係る評価基準… …「長崎県西海市江島沖」に係る評価基準…	運転開始時期に応じた評価点は表として示されていますが、他案件向けの基地港利用に因り、実質的に運転開始時期として示すことができない時期があります。基地港の利用が足枷になって応札者が運転開始時期を遅らせることがないよう、適切な基地港を指定した上で公募を実施すべきだと考えます。	いただいたご意見は今後の参考とさせていただきます。

283	公募占用指針案	P53 iii）運転開始までの事業計画 評価区分　トップランナー（15点） ②	一般海域における占用公募制度の運用指針（改訂案）に対するパブコメでも意見が寄せられ、回答では「いただいたご意見も参考にしながら今後公募占用指針の内容を検討してまいります。」とされながら占用指針でも非常に重要なトップランナーに必要な要素として調整力確保・系統混雑緩和が残っています。洋上風力発電設備に対する要求事項として適切ではないと考えますが、これを評価要件として残す理由を明確にお示しください。	4番の回答をご覧ください。
284	公募占用指針案	P53 iii）資金・収支計画 リスクシナリオ オフテイカーの契約不履行・倒産	公募時点において未締結の状態の売電契約(PPA)をもって、リスク分析することは困難ではないでしょうか。公募時点でのPPAに値するものまたはそのエビデンスに関する審査・評価の方法を明らかにすべきと考えます。	91番の回答をご覧ください。
285	公募占用指針案	P108 （貸付料等） 東北地方整備局へ支払う貸付料は〇億円（最長〇年の均等分割払い）、秋田県へ支払う貸付料は〇億円（最長〇年の均等分割払い）を基礎として、同港湾施設の賃貸借契約を締結する他の風力発電事業者の出力量とで按分した額を、本公募の選定事業者が負担することを基本とする（他の風力発電事業者と契約を締結する都度、貸付料を更新する。）。詳細は上記賃貸借契約書（案）を参照すること。	昨年のパブリックコメントにおいて、3rd Round以降の他事業者の契約時期や出力量の設定も各事業者にて設定することと回答があります。他の風力発電事業者や今後の利用次第によっては按分した額にも違いがでるものと思われるため、他の風力発電事業者および今後の利用についての前提条件については公募指針内にて明らかにすべきと考えます。	ご指摘を踏まえ、公募占用計画に計上する貸付料の算定の前提条件を公募占用指針に記載しました。

286	公募占用指針案	P108 （貸付料等）東北地方整備局へ支払う貸付料は〇億円（最長〇年の均等分割払い）、秋田県へ支払う貸付料は〇億円（最長〇年の均等分割払い）を基礎として、同港湾施設の賃貸借契約を締結する他の風力発電事業者の出力量とで按分した額を、本公募の選定事業者が負担することを基本とする（他の風力発電事業者と契約を締結する都度、貸付料を更新する。）。詳細は上記賃貸借契約書（案）を参照すること。	複数の基地港もしくは基地港以外の港湾が候補になっており、建設時に利用する港湾と維持管理時に利用する港湾が異なることも可能性があります。その際、大型部材を交換するため数日のみ利用する港湾が建設時と異なる港湾の場合においても出力按分での貸付料が課されるのでしょうか。 事業収支を公平に審査いただく観点で建設時と維持管理時での考え方について、明記ください。	御指摘の「維持管理時に利用する港湾」が本公募占用指針（別添３）に示す「促進区域と一体的に利用できる港湾」である場合には御理解のとおりです。「促進区域と一体的に利用できる港湾」以外の港湾における使用料負担については港湾管理者へお問い合わせください。
287	公募占用指針案	P54 iii）運転開始までの事業計画 最低限必要なレベル(0 点) ⑦	ここで求められる自然条件や地盤条件は事業実現性評価において非常に重要であると理解します。そのため、これら条件の妥当性を評価するにあたり、応札者が示す根拠として相応しいか否かの基準を例示すべきだと思います。現状の曖昧さを払拭するため、NEDOが作成し、2022年6月23日開催の合同会議でも添付資料として公表された『洋上風力発電の地域一体的開発に向けた調査研究事業の調査手法・仕様の一般化に向けた中間とりまとめ』が基準になることを明記すべきだと考えます。	第三者委員会の意見も踏まえて評価を実施するため、『洋上風力発電の地域一体的開発に向けた調査研究事業の調査手法・仕様の一般化に向けた中間とりまとめ』のみを基準として例示するのは不適切であり、原案のとおりとします。
288	公募占用指針案	P61 （４）評価に関する補足事項 1) 事業実施の実績の評価に関する補足事項	協力企業の候補のうち、最も評価の低い企業の実績を評価する考え方について、これまでと変更はないでしょうか	12番の回答をご覧ください。

289	公募占用指針案	P61 （４）評価に関する補足事項 2)i)	安定的な電力供給を可能とするためにサプライチェーンを構成すべきハードとして、海底送電線・通信ケーブルのケーブル防護管、風車基礎周辺の洗堀防止資材も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	建設工事の資材はサプライチェーン形成計画に記載する必要はありません。
290	記載要領及び様式集案	P22 資金・収支計画（別紙３関係） 評価の考え方への対応	財務やテクニカルアドバイザー等の専門家の定義はあるのでしょうか。評価できればどのような企業でもよいのでしょうか。 また、適切性の評価はどこまでの範囲（収支モデルの確認程度なのか、別紙3関連全般の確認なのかなど）を実施していただく必要があるのか、明確化してください。	定義はありません。国内外で実績のある適切な専門家に依頼ください。
291	記載要領及び様式集案	P63 【様式 3-1-7】 別紙４ ※占用の区域以外の陸上に位置する変電設備等についても記載すること。	変電設備等の定義を明記ください。公募指針案P3に定義されている「事業者自らが維持・運用する陸上の変電施設、送電線、通信ケーブル等」が含まれるという理解でよいのでしょうか。	ご理解のとおりです。
292	記載要領及び様式集案	P89 【様式 3-1-16】 別紙１３	「別紙13 関係行政機関の長等との調整能力」について、「過去の関係行政機関の長等との調整の実績は、本区域やその関係行政機関に関するものに限るものではない。」とあるが、本海域において調整した調査関連などの調整実績についても評価対象であるのか明記ください。	「関係行政機関の長等との調整能力」に係る「調整実績」の考え方は以下のとおりです。なお、同項目の評価に当たっては、関係都道府県知事意見を最大限尊重して評価することとしております。関係都道府県知事の評価の基準については、公募占用指針に明記いたしますので、追加の質問等あれば公募期間中の質問受付や説明会でご質問ください。 ●「調整」とは開発段階から完工、運転段階に至るまで必要であり、長期的、安定的かつ効率的な発電事業が実施可能な事業者を評価するという観点では、運転段階に至っていない案件の調整実績は評価対象にはならない。 ●洋上風力発電事業は長期間にわたることから、基本的には、特定の個人ではなく法人としての調整体制を実績の対象とする。 ●「国内洋上風力発電」の調整実績には、港湾区域や一般海域における実証事業（着床式・浮体式両方）も含まれる。

293	公募占用指針案	P12（第3章（2）2）ｉ） ・国が行った調査結果に係る情報の提供について	国が「提供する情報」のうち海底人工物には、漁港漁場整備法第4条第2項で定義させる事業により整備された人工物を含められたい。	いただいたご意見については、今後の参考とさせていただきます。 なお、魚礁の位置については、公表資料をもとに整理し、提供するデータに含めています。
294	公募占用指針案	第4章(4)	令和4年1月21日から2月18日にかけて、「秋田県八峰町及び能代市沖」の公募手続きにおいて近隣促進区域の選定事業者に対する質問の機会があったが、「秋田県男鹿市、潟上市及び秋田市沖」の公募についても同様に近隣促進区域の選定事業者へ質問する機会があるべき。また「秋田県八峰町及び能代市沖」においても、公募の見直しを受けて再度質問する機会があるべき。	近隣の促進区域の選定事業者に対する質問の機会を設けます。詳細は、2023年1月中旬頃、経済産業省及び国土交通省HPに掲載します。
295	公募占用指針案	公募占用指針(案)/p.18/ 第5章（１）２）vii）	当該プロジェクトでの発電量を鑑みると、発電バランシンググループ（以下、BG）の候補として旧一般電気事業者の発電事業部門は有力である。一方で、同一海域において旧一般電気事業者の他部門が他コンソメンバーとなる可能性がある。 競争環境の公平性の観点から、旧一般電気事業者の同一エンティティ内部におけるファイヤウォールの徹底をお願いしたい。また、公募開始後に競合するコンソメンバーへの接触は禁じられているものの、BG組成に係る議論については継続的に接触を可能なこととして頂きたい。	ご指摘の点について、事業者間の協議が円滑に行えることが適切と考えますので、公募占用指針第5章（１）２）vii）の遵守事項を下記のとおり修正します。協議の際には、守秘義務契約の締結について留意ください。 viii）公募に参加しようとする他の者（自らが公募に参加しない他の促進区域の公募に参加しようとする者を含む。）に係る当該公募に関する情報（※１）を収集する活動及び当該公募に関する自社の情報（※１）を公募に参加しようとする他の者に提供する活動を行わないこと。ただし、FIP制度の適用に伴い、相対取引等の検討のために小売電気事業者等（※２）との間で協議が必要になることに鑑み、相対取引等の検討のために必要な範囲で当該小売電気事業者等との間で情報の収集・提供を行う場合は除く。 ※１ 公開情報及び事業者間での地盤や風況の共同調査で共有される調査データ（公募による事業者選定手続の公平性・透明性及び競争性が阻害されない場合に限る）を除く。 ※2　公募に参加する者が同一法人内に小売電気事業部門や特定卸供給事業（アグリゲーター）部門を有している場合、相対取引等の協議において入手した他の公募参加者の情報について、公募占用計画の作成に当たって活用しないこと。具体的には、他の公募参加者との間で守秘義務契約を締結する等して、公募による事業者選定手続の公平性・透明性及び競争性を阻害しないよう情報管理を徹底すること。これらを確認するため、必要に応じて国から小売電気事業者等に対して直接ヒアリング等を実施する。

296	公募占用指針案	第6章(2)	促進区域と一体的に利用できる港湾として指定された秋田港及び能代港以外の港湾利用に関して、先行利用者がいて利用に制限・条件が生じる場合、或いは、後発利用者同士、具体的には、潟上海域と能代海域の提案事業者との間で利用に重複が生じる場合、その調整はいつ、どのように行う想定か、現時点での考え方を明示頂きたい。	235番の回答をご覧ください。
297	公募占用指針案	第6章(2)	公募占用指針(案)で示されている「収支計画」の適切性を把握できる資料の記載例にLLCRの記載があるが、別紙3には「3.リスクの特定・分析」の項目の中でLLCRを記載する建付けとなっている。別紙3の「2.収支計画」には、LLCRの記載は不要で、「3.リスクの特定・分析」でのみ記載すれば良い、という理解で宜しいか、確認したい。	LLCRは両方で記載ください。収支計画の参考資料として提出いただくSPC財務三表（公募開始時に公表）にはLLCRの項目があるので記載ください。また、「3.リスクの特定・分析」においては、感度分析の目的に沿った記載をお願いします。
298	公募占用指針案	第6章(2)	公募占用指針(案)では、収支に係る計画として「撤去費用(積立内容を含む)」と記載があるが、様式(案)の別紙3には、洋上設備と陸上設備の撤去費用の欄のみ記載がある。 撤去の積立方法については、別紙3ではなく、別紙11の「撤去費用の確保方法」の欄に記述する形で宜しいか、確認したい。	様式別紙３おいては撤去費用の「金額の根拠」をお示しください。積立方法等の詳細については、様式別紙11の「撤去費用の確保方法」に記載ください。
299	公募占用指針案	第8章(3)	資金・収支計画にかかるリスクシナリオの評価の考え方の中に、「公募占用指針で示すリスクシナリオ以外に独自に行ったリスクの特定・分析」について明示がないものの、様式(案)の中では独自に行ったリスクの特定・分析を記載するよう示されている。独自に行ったリスクの特定・分析は、資金・収支計画のいずれの評価区分(例：トップランナー)で評価が行われうるかを明示いただきたい。 また、指針(案)と様式(案)とで、示されているリスクシナリオの記載項目と文言とに乖離があるが、いずれを正とすべきか明示いただくか、或いは、リスクシナリオの記載内容を他の項目におけるリスクシナリオと同様に同一としていただきたい。というのも、正とすべき「公募占用指針で示すリスクシナリオ」の対象如何により、独自に行うものとして提示ができるリスクの特定・分析の範囲が異なるためである。	「資金・収支計画」の「トップランナー」の評価の考え方を、「「優れている」と評価されるもののうち、公募占用指針で示すリスクシナリオ以外に独自に行ったリスクの特定・分析も含め、コスト増や収入減少等のリスクに対しより適切な対応がとられており、長期にわたって安定的な資金繰り・財務健全性が確保され、事業継続の確実性が高い計画であると評価されるもの。」と修正しましたので、当該箇所で評価します。その旨が明確になるように公募占用指針・様式集を修正しました。

300	公募占用指針案	第8章(3)	運転開始までの事業計画におけるトップランナーの指標の一つ「運転開始に至るまでのスケジュール遅延等に関するリスクの特定が適切になされその対応が特に優れていると評されるもの」について、その対象とするリスクは、p55の「運転開始までの事業計画」のリスクシナリオで示されている項目や独自に行ったリスクシナリオが該当するという理解で宜しいか。 上記理解が正だとすれば、様式集(案)のp25には、トップランナーの指標に対応する「評価の考え方に対応する記載箇所」には、現状「別紙５の項目１」が記載されているが、むしろ「良好」や「優れている」の評価区分に対応した記載箇所(具体的には別紙４～８)が該当すると示すことが適切ではないか。 或いは、もし評価の考え方に対応する記載箇所について、該当項目を提案者が自由に変更することができる前提ならば、その旨も指針或いは様式上に明示をいただきたい。	前段についてご理解のとおりなので様式集を修正しました。 また、必要に応じて記載箇所を変更できるように「※必要に応じて記載箇所を追加すること。」を追記します。
301	公募占用指針案	第6章(2)	指針(案)において、費用増加項目として金利変動、インバランス負担変動、故障や事故による費用増大、物価・人件費高騰について項目別に記載があるが、感度分析のケースについては、故障や事故による費用増大しか記載がない。一方、様式(案)の別紙3には「②金利やインバランス負担、故障や事故による費用増大、物価や人件費の高騰等の諸要因により、維持管理費用が10%増大する場合」と丸めた記載がなされている。これは、金利変動、インバランス負担変動、故障や事故による費用増大、物価・人件費高騰の各項目について維持管理費が10%増大する場合で感度分析すべきということか、もしそうであれば、指針(案)の記載についても、同様の旨を明示すべき。	「維持管理費用」の定義については205番の回答をご覧ください。 別紙３の３（１）②で挙げている項目はあくまで例示であり、「維持管理費用が10%増大する」想定の感度分析を実施ください。
302	公募占用指針案	第8章(3)	運転開始までの事業計画におけるミドルランナーの項目として「工事開始前までにISO45001 （労働安全衛生）や建設業労働安全衛生マネジメントシステム（COHSMS）又はこれらと同等の認定等を取得することが予定 されているもの」とあるが、事業者が認定を取得する必要があるのか、建設を担う協力企業が認定を取得していれば良いのか。	90番の回答をご覧ください。
303	公募占用指針案	第8章(3)	運転開始までの事業計画におけるミドルランナーの項目として「工事開始前までにISO45001 （労働安全衛生）や建設業労働安全衛生マネジメントシステム（COHSMS）又はこれらと同等の認定等を取得することが予定 されているもの」とあるが、第三者機関による認定は受けていないものの、各社独自の実績のある取組は認めるべき。	評価における客観性担保の観点から、第三者機関による認定を要件とします。

304	公募占用指針案	第8章(3)	運転開始までの事業計画におけるミドルランナーの項目として「工事開始前までにISO45001 （労働安全衛生）や建設業労働安全衛生マネジメントシステム（COHSMS）又はこれらと同等の認定等を取得することが予定 されているもの」とあるが、「同等の認定等」として想定される具定例を明示すべき。	例えばJISQ45100が想定されます。
305	公募占用指針案	第8章(3)	公募第1ラウンドにおいて、撤去の項目は所定の記載（一部残置または全撤去の方針、撤去費用）があれば、内容で評価に差をつけるものではなかったと認識しているが、今回、撤去費用の確保方法については加点要素となったものの、残置を含む撤去の方法については、所定の要件が満たされる限り、残置の方法如何によって評価で差がつくものではないという認識でよいか。特に、第1ラウンドQAでの回答を踏まえて、一部残置とするか全撤去とするかで評価の劣後はないという理解で宜しいか、また、一部残置の方法如何で評価の劣後はないという理解で宜しいかを再確認させていただきたい。	ご理解のとおりです。
306	公募占用指針案	第8章(3)	「関係行政機関の長等との調整能力」及び「周辺港と、漁業等との協調・共生」に関しては、別途指針において各県の考え方が具体的に示される旨注書きとして記載があるものの、「地域経済波及効果」には同様の旨が記載ない。他方で、2022年10月28日のWG資料には各評価項目の考え方として、「地域経済波及効果」についても都道府県知事の意見を最大限尊重して評価する項目として明示がされている。この点において、「地域経済波及効果」については、県知事の意見の反映の仕方が異なる形か、或いは、そもそも反映することを想定しない形となったのか、考え方を明示いただきたい。	「地域経済波及効果」についても「関係行政機関の長等との調整能力」及び「周辺航路、漁業等との協調、共生」と同様の扱いです。都道府県県知事の評価基準については公募占用指針別添７をご覧ください。
307	公募占用指針案	第8章(4)	これまでの公募占用指針に記載のあった次の括弧内の文言『また、協力企業については、複数の候補を示すことを可能とし、事業者選定後は、原則、当該候補の中から協力企業を確定すること。(複数の協力企業の候補が示された場合、候補の協力企業の中から最も評価の低い企業の実績を評価する。)』が今次公募占用指針(案)から削除されたが、これは、複数の協力企業の候補が示された場合の評価方法を従来から変更することを示唆するものか。従来から評価方法の考えに変更があるのであれば、具体的な変更内容を明示すべきであり、他方で、評価方法に変更が無いのであれば、従来同様の文言を記載することが妥当。	12番の回答をご覧ください。

308	公募占用指針案	別添２－２(1)①	「企業誘致」は極めてハードルの高いものと認識しているが、公募占用計画に「企業誘致」に向けた事業計画を記載したとして、仮に当該事業計画の蓋然性が高く、且つ高い評価が得られたとしても、結果として「企業誘致」が実現できないことも考えられうる。提案段階において、公募占用計画に「企業誘致」の高い蓋然性を示すものの保証はしておらず、運営段階において「企業誘致」が実現できなかったことに対する帰責事由が必ずしも提案事業体にない場合には、公募占用計画の変更が認められうるという理解で宜しいか。	第９章（５）に記載した公募占用計画の変更を認める場合の基準等に合致するかを含めて、個別事案ごとに判断することになります。
309	公募占用指針案	公募占用指針(案)/p.93/（別添２－２）３（４）	(4)②において「洋上風力発電設備の基礎に係る海洋工事の施工にあたっては、関係漁業者に丁寧な説明・協議を行い、工事の作業内容や時期、作業船の航行等と漁業の操業等について適切に調整すること」とあるが、その結果①建設期間中には安全な海洋土木工事を確保するために建設の海域を全面禁漁とすることで関係漁業者と合意した場合、それに伴う関係漁業者に対する休業補償は事業者が行わなければならないという理解か？また、 ②上記の休業補償を事業者が行う場合、その対象は実際に当該海域で漁を行う漁業者(漁師)のみでよろしいか、あるいは漁場に専属の仲買人等漁業関係者も含まれるか。	補償については、漁業の操業等への支障の有無に応じて、当事者間で協議すべきものと考えます。協議会意見とりまとめを踏まえつつ、海域の実情を踏まえ適切に対応をお願いします。
310	記載要領及び様式集案	5)	公募占用計画の要旨について、「A3 用紙１枚で作成すること。」との記載があるが、「1枚」は上限目安という理解でよいか。また、公募占用指針（案）のP41には「様式自由（A3 横 1 枚）」との記載があるため、記載要領及び様式集（案）の表現も統一すべきと考えられる。	公募占用計画の要旨はＡ３用紙横1枚で作成してください。 表現ぶりについては統一しました。
311	記載要領及び様式集案	その他	八峰の様式では「別紙の頁数が３枚以上となる場合はA4　１枚の用紙を別途作成すること」との記載があり、別紙毎に20頁の目安が示されていた。また、同海域のQ&Aでは「要旨は各別紙の最前頁に挿入、上限目安は要旨を除いて20頁」との見解が示されていた。 しかしながら、今次様式集(案)では、要旨のページが各別紙とは別出しで示された。この点を踏まえ、①要旨は各別紙の最前頁に挿入するという考え方が変わったという理解で良いか？ただし、各別紙の最前頁に要旨を挿入すること自体を妨げるものではないという理解で良いか？②仮に挿入したとしても、当該頁を含め20頁という目安となったと理解すれば宜しいか。	①要旨は様式集のとおり、【様式3-1-3】「事業実現性に係る各評価の考え方」に記載してください。 ②各別紙の20頁の上限目安に要旨は含まれません。

312	記載要領及び様式集案	その他	「評価の考え方を満たしているとする根拠」について、各評価の考え方毎に記述する形式となっているが、当該シートでどの程度の根拠の記載を期待するものか明示をすべき。具体的には、評価の考え方を満たさない項目は「-」と記載するよう規定されているが、評価の考え方を満たす場合には「右の対応する記載箇所を参照のこと」と記載するか、或いは、根拠にかかる概要の記載を求める等の対応が想定される。仮に後者のような概要の記載を求める場合には、内容によっては多くの紙面を割くことも想定されうるところ、各「評価の考え方への対応」ごとの枚数上限についても規定した方が望ましいと思料。	根拠資料や説明方法は事業者によると考えられるため、各事業者にて適切な記載・説明をお願いします。
313	記載要領及び様式集案	様式集/p.22【様式3-1-3】 事業実現性に係る各評価の考え方への対応	評価の考え方への対応（優れている）の「②公募占用指針で示される感度分析シナリオ（複合シナリオは含めない）を実施し、全てのケースでLLCR（LLCR＝Σ（元利金支払前 キャッシュフローの現在価値 ）/ 借入元本）が1.0以上であるもの。」は、別紙3の3.(1)にある「以下のシナリオにおける感度分析を実施し、それぞれにおけるLLCR（LLCR＝Σ（元利金支払前キャッシュフローの現在価値)/借入元本）及びその根拠を記載すること。」で回答する認識である。 評価の考え方への対応（優れている）の「②プロジェクトファイナンスによる資金調達の場合、公募占用指針で示される感度分析シナリオを実施し、全てのケースにおいて調達先との検討結果として事業継続に支障がないことが確認できるもの。」は、別紙3の3.(1)にある「※コーポレートファイナンスによる資金調達の場合、各シナリオにおいて事業継続に支障がないか、調達先と検討した結果を合わせて「上記 LLCR となる根拠」欄に記載すること」で回答する認識でよいか。つまり、P22の「②プロジェクトファイナンスによる資金調達の場合、」は、「②プロジェクトファイナンス以外による資金調達の場合、」という理解でよいか。	感度分析について整理が分かりづらかったので127番回答のとおり、記載を修正します。 後段につきましては、様式別紙３の誤りでしたので「プロジェクトファイナンスによる資金調達の場合、・・・」に修正します。
314	記載要領及び様式集案	様式集/p.24【様式3-1-3】 事業実現性に係る各評価の考え方への対応	「⑥施工開始から施工完了まで、各工程の内容が具体的に記載されているもの」の対応する記載箇所として「別紙8(工事の工程） 1」とあるが、工程の具体的な内容については「別紙7 施工計画」で記載するため、対応する記載箇所として「別紙7 1」とする方が適切ではないか。	ご指摘のとおり修正します。
315	記載要領及び様式集案	様式集/p.25【様式3-1-3】事業実現性に係る各評価の考え方への対応	「⑤工事開始前までにISO45001（労働安全衛生）や建設業労働安全衛生マネジメントシステム（COHSMS）又はこれらと同等の認定等を取得することが予定されているもの。」の対応する記載箇所として「別紙7 1」とあるが、p75において「ISO45001 やCOHSMS又はこれらと同等の認定等の取得状況・予定」に対応する項は「2(1)」なので、対応する記載箇所として「別紙7 2(1)」とする方が適切ではないか。	ご指摘ありがとうございます。様式集を修正しました。

316	記載要領及び様式集案	1.(1)	「事業実施体制の概要」として表が示されているが、示された表を埋めることが求められているのか。別紙2「各企業の役割に応じた実績」との対応から「発電設備の設置」「海洋土木工事」「発電設備の運営（O&M）」の3つの役割について記載しなければならないと理解しているが、これら3つの役割以外に事業者が担わなければならない役割があるため（例：事業全体のプロジェクトマネジメント等）、実施体制の全体像、SPC構成員の前述以外の役割分担を示すにあたり、示された表は用いず、別の形式の表、乃至は図（前述3つの役割はこの表もしくは図に含める）で説明するすることは許容されるのか。	基本的には表を埋めていただくことを想定しています。その他の役割も含めて全体を示す場合は様式集別紙１の１（２）で図表等をお示しください。
317	記載要領及び様式集案	1.(2)	「実務経験を有する人材の確保や適切配置」については、事業開始時点の人材を現時点でコミットすることは難しいため、検討内容及び考え方を記載することでよいか。 一方で評価の考え方として、現時点で人材をコミットした方が評価されるのか。	人材配置についてはその検討内容やその考え方を記載いただいて構いません。なお事業者選定から運転開始に至るまでの間もプロジェクト期間であり、運転開始に至るまでの計画実現に向けた事業実施体制が必要であることはご認識ください。
318	公募占用指針案	48-50	事業実現性に関する評価項目のうち、「事業計画の迅速性 」についてはどの別紙の記載内容をもって評価を行うのか？基本的には、P49で示された運転開始時期等に応じた評価が行われるとは理解するも、「別紙９：運転開始以降のスケジュール 」の「１．運転開始以降のスケジュールの全体像 」の運転期間（運転開始年月）について参照して評価が行われることはないのか？ご教示頂きたい。	基本的には【様式3－1－2】公募占用計画の１の運転開始予定日で評価を行います。
319	記載要領及び様式集案	1.(1)	ラウンド1の各海域の公募占用指針で求められた「国内の実績など、我が国の自然・社会状況等を踏まえた実績であるか。」について記載が求められていないが、その背景を伺いたい。	12番の回答をご覧ください。

320	記載要領及び様式集案	1.(1)	ラウンド1の各海域の公募占用指針で求められた「国内の実績など、我が国の自然・社会状況等を踏まえた実績であるか。」について記載がないということは、当該要件は求められておらず、記載不要という理解でよいか。	ご理解のとおりです。ただし、別紙２の各項目にあるとおり、本公募に係る事業との親和性の高さはお示しください。
321	記載要領及び様式集案	1.(1)	「発電設備の設置に係る実績」で、(1)事業の実施・管理を担う企業、(2)EPC 等を担う企業の実績が求められている。この「発電設備」には陸上設備も含まれ、(1)、(2)どちらも陸上設備の実績が求められ、評価対象になるという理解でよいか。	陸上風力の実績も記載することは可能です。
322	記載要領及び様式集案	3.(1)	「発電設備の運営（O&M）に係る実績」で、(1)事業の実施・管理を担う企業、(2)EPC 等を担う企業の実績が求められている。この「発電設備」には陸上設備も含まれ、(1)、(2)どちらも陸上設備の実績が求められ、評価対象になるという理解でよいか。	321番の回答をご覧ください。
323	記載要領及び様式集案	1,2	資金計画および収支計画における「その適切性が把握できる資料」は、具体的にどのような資料を想定しているのか。	193番の回答をご覧ください。

324	公募占用指針案	公募占用指針(案)/P52/第8章(3)iii)	事業計画に織り込むFIP制度下における相対取引やアグリゲーターとの取引等を行う場合には、入札段階においては価格等についての確約取得は難しいと考えるが、それらの実現性や妥当性についてはどのように評価をするのか。収支計画、特に売電収入の「その適切性が把握できる資料」として、具体的に想定されている根拠資料があれば明示いただきたい。	91番の回答をご覧ください。
325	公募占用指針案	公募占用指針(案)/p.61/（４）1）ｉ）	「（４）評価に関する補足事項　1）　事業実施の実績の評価に関する補足事項　ｉ）評価の対象となる実績 」に、「洋上風力発電事業の主な工程としては、①風車の設置、②海洋土木工事、③風力発電事業の運営（維持管理を含む。）に分類できるため、これらに係る実績がある場合を評価する。」とあるが、上記の分類以外の役割については評価しないということか？例えば 当事業における開発、風車の設置から運営に至るまでのプロジェクトマネジメントを行う企業については上記分類に該当しないが、そのような上記分類以外の役割を担う企業の実績はどのように評価されるかご教示頂きたい。	役割分担については、３つの事業工程（①風車の設置、②海洋土木工事）、③風力発電事業の運営（維持管理を含む。））毎に①事業の実施管理と②EPC等に分類して記載ください。
326	記載要領及び様式集案	1.(2)	面積表において「その他」とあるが、陸域が含まれないことを明示すべき。また、「その他」として想定する海域を例示すべき（例：海岸保全区域、漁港区域等）	ご指摘を踏まえ様式を修正しました。
327	記載要領及び様式集案	様式集/p.67【様式3-1-8】別紙５	1.運転開始までのスケジュールの全体像には、「公募占用計画の認定」、「各種調査・協議・調整」、「発電関連の許認可等」、「施工」についてスケジュールの設定根拠を記載することになっているが、1.の冒頭でこの表形式で示した後、各項目（例えば「各種調査・協議・調整」）をブレイクダウンして、より詳細な根拠を示していくことは問題ないか。	問題ございません。

328	記載要領及び様式集案	2.(2)および(3) P69,74	「(2)構造」と「(3)地震、波浪等に関する設計条件の設定方法」のどちらにも、「構造解析を行った結果について記載すること」との記載があるが、構造解析を行った結果については(2)または(3)のいずれか一方で記載することでよいか。 また、(2)または(3)のいずれか一方で記載することでよい旨を記載いただきたい。	いずれかに記載いただければ問題ありません。ご指摘踏まえ修正いたします。
329	記載要領及び様式集案	72,73	「その他の主要機器」について、「陸上の変電設備・送電線等は記載不要」とあるが、具体的にどのような機器を想定しているか明示するべき。具体的な機器を想定していない場合、「その他の主要機器」に関する記載は任意として明示すべき。また、「送変電システム」については洋上の設備のみを対象としていることを明示すべき。	「その他の主要機器」についての基本的な考え方については250番の回答をご覧ください。ご指摘のとおり任意の記載となりますので、その旨が分かるように修正いたします。
330	公募占用指針案	公募占用指針(案)/p.54/（３）iii）	「国内ウィンドファーム認証取得に向けた詳細設計時の検討内容」について、「詳細設計」の定義が不明瞭。例えば事業者選定後、ウィンドファーム認証に向けて追加で風況・地盤調査などを行う予定があるとして、これは本項に記載すべき事項に該当するのか？事業者選定後、ウィンドファーム認証取得に向けて実施する概略設計、基本設計なども含まれるのか？等を明示するべき。	事業者選定の公募占用計画の作成の段階で、ウィンドファーム認証に必要な詳細設計や詳細設計を行うための風況、地質調査の結果の記載を求めるものではなく、ウィンドファーム認証を取得するために必要な評価や解析作業を確実に行うための検討プロセスの内容を記載ください。
331	記載要領及び様式集案	2.(1)および(2)	「(1)施工期間における労働者の安全衛生・危機管理への配慮及び環境保全」及び「(2)施工期間における周辺環境保全への対応」において「その他」の項目が設定されているが、「その他」については記載が任意なのであればその旨を明記すべき。（前章「1.施工計画・工事実施の方法」では「その他」の記載が任意であることを明記している）	ご指摘を踏まえ様式を修正しました。

332	公募占用指針案	公募占用指針(案)/P61/第8章(4)2)i)	工事工程表について、「施工計画に整合した内容とすること」との記載がある。別紙7：施工計画では「陸上設備の施工計画・工事実施方法は記載不要」とあり、この別紙と整合した内容とするならば、別紙8：工事の工程についても陸上設備の記載は不要と解釈できる。別紙8において陸上設備の記載が不要であるならばその旨を明記すべき。	21番の回答をご覧ください。
333	記載要領及び様式集案	様式集/p.67【様式3-1-8】別紙５	1.運転開始以降のスケジュールの全体像には、「運転」、「撤去」についてスケジュールの設定根拠を記載することになっているが、1.の冒頭でこの表形式で示した後、各項目（例えば「運転」）をブレイクダウンして、より詳細な根拠を示していくことは問題ないか。	問題ありませんが、別紙10の記載との重複もあると思いますので、同じ記述が頻出しないように、重複する部分については「詳細は〇〇参照」のように、該当箇所が分かるように明記して棲み分けて記載ください。
334	記載要領及び様式集案	様式集/p.79【様式3-1-12】別紙９	「【様式3-1-12】別紙９：運転開始以降のスケジュール」に記載するスケジュールおよびリスクに係る内容は、「iii）運転開始までの事業計画（15点）」あるいは「iv）運転開始以降の事業計画（5点）」いずれの評価基準および配点の中で評価されるのか。P.48で示されている「（２）事業実現性に関する評価項目及び確認方法」及びp53に示される「iii）運転開始までの事業計画」の評価の考え方において、スケジュールに関しては「iii）運転開始までの事業計画」の中を確認・評価するように見受けられ、逆に「運転開始以降の事業計画」では維持管理および撤去の方法のみを確認・評価するように見受けられる一方、別紙９の内容は運転開始以降のスケジュールに係る記載となるため、どの評価項目において評価されるのか明確にしていただきたい。	スケジュールについては、運転開始前後を整合性も含めて一体的に評価することが適切と考えますので、別紙９の１の内容も含めて「運転開始までの事業計画」の「最低限必要なレベル」で評価を実施します。その趣旨が明確になるように、【様式3-1-3】「運転開始までの事業計画（別紙４～８関係）」の「最低限必要なレベル」①の記載を修正します。
335	記載要領及び様式集案	様式集/p.89 【様式 3-1-16】別紙１３	本事業当海域の事前調査に係る関係行政機関の長等との調整実績は評価の対象という理解でよいか。	292番の回答をご覧ください。

336	記載要領及び様式集案	様式集/p.96【様式3-2-2】公募占用計画認定申請書	事業者が自己資金を提供する場合、「事業実施を自己資金で行うことへの本誓約に必要な社内手続を経ていること」を記載した事業者名義の誓約書を提出する必要がある。事業の全額の出資分について正式な投資決定を行っていなくても、「出資金相当額の資金が十分にあること」を誓約書に記載することで問題ないか。（ラウンド1の公募占用指針パブリックコメント（区域共通）の回答#605で回答頂いているが、改めて確認したい。）	問題ございません。
337	記載要領及び様式集案	別紙15,16	「地域経済波及効果」「国内経済波及効果」における「上記地域経済/国内経済への波及効果を『さらに高めるための工夫・施策』について記載すること」とあり、いくつかの例示がなされているが、前段の「波及効果」そのものとの違いについて明示いただきたい。 具体的には、これら別紙では定量的な経済効果について産業連関分析を通じて示すものと理解しているが、『さらに高めるための工夫・施策』とは「現地調達比率を高める」や「現地のサービス利用を拡大する」といった施策について、産業連関分析を用いずに定性的な期待効果について記載するものか。もし、そのような理解が正であれば、設備投資計画等、施策の根拠があるものの中で、どのような施策については『さらに高めるための工夫・施策』に位置づけることが妥当か、或いは、根拠の乏しい施策についてのみ『さらに高めるための工夫・施策』として位置づけるべきか、その意図する内容と施策選別の基準についても明示いただきたい。（雇用について、産業連関分析結果以上に増加させる施策を記載する主旨については承知）	262番の回答をご覧ください。
338	記載要領及び様式集案	別紙15,16	別添エクセルシートは、対象となる促進区域に応じた経済波及効果を計算する機能を有するとの理解でよいか	ご理解のとおりです。公募開始時に公募占用指針とともに公表するので、ご不明点等ございましたら公募期間中の質問受付で具体的に質問ください。
339	公募占用指針案	第6章（2）1)i)	「公募参加者は‥ＳＰＣの構成員の他に海洋再生可能エネルギー発電設備の製造、接地、維持管理に関する設計、調達、建設や保守点検等に関して協力を求める企業（以下「協力企業」）がある場合には、その名称及び役割を明確にするものとする。この場合において、公募占用計画に必ず記載する協力企業の範囲は元請契約を予定しているものとし」とありますが、「元請契約＝SPCと直接的に締結する契約」とすれば「EPCに関連してSPCと直接的に契約を行う予定である外部企業については、必ず協力企業として記載する必要がある」という認識でよいでしょうか。 また、その際にはそれら全ての協力企業の実績等が評価の対象となるという理解でよいでしょうか。 更に、複数候補が同じ元請契約で想定されている場合には、最も低い評価の候補にて評価されるという理解でよいでしょうか。	評価の対象とすべき協力企業を記載してください。 評価方法については12番の回答をご覧ください。

340	公募占用指針案	第8章（2）	以前の占用指針（案）では、確認の視点について「地域との調整のため、関係行政機関の長等と調整を行う者の実績（発電事業等のインフラ事業の着手から事業完了（運営を伴う事業の場合、事業運営中のものも含む）までの行政機関との調整実績（海外の実績も含む））」と「着手から事業完了までの実績」と実績のフェーズが指定されていたかと存じます。新たな指針（案）では当該記載は無かったかと思われますが、事業完了していない実績であっても事業完了済の実績と同様に評価されると考えて問題ないでしょうか。或いは、その他の条件が同一であれば事業完了済の実績の方が高く評価されるものなのでしょうか。	292番の回答をご覧ください。
341	公募占用指針案	第8章（3）	各項目についてトップランナー、優れている、ミドルランナー、良好、最低限必要なレベル、についての評価の考え方が記載されていますが、複数の考え方が示されており「いずれも満たすもの」という記載のない項目については、「いずれかに該当する」という解釈でよいでしょうか。	ご理解のとおりですが、分かりやすさの観点から修正しましたので確認ください。
342	公募占用指針案	第8章（3）iii)資金収支計画	ミドルランナー記載の、財務やテクニカルアドバイザー等の専門家により資金収支計画の適切性を検討・評価しているもの、とありますが、 〇当該外部専門家からの検討・評価については添付書類として提出する必要がありますでしょうか。 〇検討評価は行われていますが、添付書類として提出は行わない場合に、その評価者や分析内容を別紙上に記載することと、添付があることでの評価上の優劣はありうるのでしょうか。 〇外部専門家からの検討・評価対象や内容の深度についてガイドラインを示して頂けますでしょうか。	〇根拠資料については別紙３の添付資料として提出ください。 〇第三者委員会の意見も踏まえますが、添付資料があった方が確実性がより高い計画として評価されうると考えます。 〇具体的なガイドラインの提示は予定しておりませんが、適切性が合理的に判断できることを証明ください。
343	公募占用指針案	第8章（3）iii)資金収支計画	CPPA等のJEPX以外での売却前提に基づく事業収支計画を作成する場合に、その売却条件が確保できる蓋然性についてどの程度の検証が必要でしょうか。Bindingの契約か、Non Bindingのインディケーションで良いか、ヒアリング調査等の情報収集に基づく入札者判断で可能か、またそれらの程度による差は評価上どの程度あるのでしょうか。	91番の回答をご覧ください。

344	公募占用指針案	第8章（3）iii)資金収支計画	良好評価の考え方として「公募占用指針で示される感度分析シナリオ（複合シナリオは含めない）を実施し、相応に蓋然性の高いリスクが発現したケースでLLCRが1.0以上」が提示されており、優れている評価の考え方としては同様の感度分析について「全てのケース」でLLCR1.0を満たすことが求められています。 一方で、リスクシナリオに示される感度分析シナリオは、風況悪化・O&M費用増大・保険料増大の3シナリオのみとなっております。①「相応に蓋然性の高いリスクが発現したケース」とはこれら3つのシナリオのうち、いずれかのケースのみが発生した想定で良いのでしょうか。またはそれ以外に「相応に蓋然性の高いリスク」を検討しなければならないのでしょうか。あるいは3ケースのうち「相応に蓋然性の高いリスク」がいずれであるかを事業者側で判断・説明しなければならないということでしょうか。 ②「全てのケース」とは上記3シナリオ全て、との理解で宜しいでしょうか。	感度分析について整理が分かりづらかったので127番の回答のとおり、記載を修正しました。
345	公募占用指針案	第8章（3）iii)運転開始前の事業計画	ミドルランナー基準の⑤のISO45001等の認定について、 ○コンソーシアムの場合、そのうちの1社が取得することで十分でしょうか。 ○SPCの場合、構成企業の1社が取得していることで十分でしょうか。 ○コンソーシアムメンバー、構成企業は取得せず、建設を担う協力企業が取得しているまたは行う予定である場合に、コンソメンバーまたはSPCでの取得と評価上の差異はありますでしょうか。	90番の回答をご覧ください。
346	公募占用指針案	第8章（3）iv)運転開始以降の事業計画	ミドルランナーにおける評価基準の②については、最低限必要なレベルの評価基準の④と⑤を合わせた内容と同様と解釈されますが、違いをお示し頂けますでしょうか。	撤去費用の確保の方法として「倒産リスクの回避」が明確に示されている計画かどうかをミドルランナーの一要素として評価します。
347	公募占用指針案	第8章（3）v)電力安定供給	ミドルランナーの評価の考え方において、i)国内製造・調達による代替品の確保に向けた具体的な検討、とありますが、サプライチェーンの複線化や調達期間の短縮化においては、必ずしも国内製造・調達とすることが合理的ではない可能性もあります。経済波及効果への影響を考えない場合、安定供給という点でグローバルに複数地域から調達できる体制を取るよりも、1か所からでも国内製造・調達の方が評価するという考えでしょうか。	電力安定供給のために有効かという観点から評価を行いますので、調達先が国内か海外かという観点からのみで評価が異なることはありません。具体的な検討の結果、海外調達の方がサプライチェーンの安定性の面から優れていると判断される場合は、その旨を根拠とともに説明いただければ、ミドルランナーに該当する可能性はあります。

348	公募占用指針案	第8章（3）v)関係行政機関の長等との調整能力	評価対象となる実績について、新たな記載要領及び様式集によると「※過去の関係行政機関の長等との調整の実績は、本区域やその関係行政機関に関するものに限るものではない。これまでに類似事業で関係行政機関の長等と調整した実績があれば記載すること。また、過去の期間を限定するものではないが、公募に参加する事業体の実績としてふさわしいと考える実績を記載すること。」とありますが、以前の八峰能代沖のパブコメ（#545など）においては「本海域（秋田県八峰町能代市沖）の公募開始以前の段階の各種調整実績も評価の対象にはならない」とされていたかと思います。改正後の公募においては、いずれの海域においても、公募対象海域の公募開始以前の段階の各種調整実績も評価対象になると理解して正しいでしょうか。	292番の回答をご覧ください。
349	公募占用指針案	第8章（3）v)関係行政機関の長等との調整能力	「最低限必要なレベル」として「②②事業実施体制において、 関係行政機関の長との調整の役割を担当する主たる者が明確になっている」とされており、様式集の中では調整責任者や担当者の氏名や役職を記す表が提示されています。体制においては、調整を担う企業の明示やSPC組織内の体制図等を示すだけではなく、調整を担う個人レベルでの提案が必要と理解して正しいでしょうか。	個人までのアサインができていないのであれば、氏名や役職については記載せず、役割を担う法人名までの記載で構いません。
350	公募占用指針案	第8章（3）v)関係行政機関の長等との調整能力	以前の区域共通海域のパブコメ（#316）においては「関係行政機関の長等との調整の実績とは、関係行政機関の長（県知事や市長等と実際にやりとりをして調整した実績という趣旨ではなく、当該「長」が権限を有する関係行政機関（県、市区町村等）との調整実績という趣旨」とありましたが、今回の公募でも同様と考えてよいでしょうか。	同様です。
351	公募占用指針案	第8章（3）vi）周辺港と、漁業等との協調・共生	以前の八峰能代のパブコメ（#425, 426, 427, 428）においては「基金については、協議会意見取りまとめの内容を踏まえながら、地域との共生に関する事項として、都道府県知事意見を参考聴取し、これも踏まえて評価を行う。なお、基金以外の地域共生策についても、事業者の提案を妨げるものではない」とあり、区域共通のパブコメ（#421）では「基金を活用した漁業等の振興・共生策を公募占用計画の中で提案することについて妨げる事はありません。」との回答がございましたが、共生策・振興策の提案に際して、基金の使途としての提案か、基金とは別に事業者が拠出する提案か、は評価には影響しないと考えて宜しいでしょうか。	基本的にはご理解のとおりです。「周辺航路、漁業等との協調・共生」の項目については、都道府県知事の意見を最大限尊重して評価を実施します。

352	公募占用指針案	第8章（3）vi）周辺港と、漁業等との協調・共生	トップランナー評価の考え方において「中長期的な地域・漁業の発展や振興に資する提案など、特に優れているもの」とございますが、「中長期」とは事業期間である20－30年との解釈で良いでしょうか。	162番の回答をご覧ください。
353	公募占用指針案	第8章（4）評価に関する補足事項	「なお、協力企業も評価の対象となることから、事業者選定後の協力企業の変更は可能な限り避けるべきであるが、公募時点で協力企業を1者に確定していることだけをもってその評価に差は設けない。また、協力企業については、複数候補を示すことを可能とし、事業者選定後は、原則、当該候補の中から協力企業を確定すること」とありますが、 〇複数候補として記載した企業の中から選定された場合、事業計画の変更についての認定を受ける必要はないという理解でよいでしょうか。 〇複数候補を記載した場合、実績等の評価については、最も劣後するものを評価するのか、または公募時点での交渉等により、ある1社と契約する蓋然性が高い場合は、そのことを説明することで当該企業の実績等を評価対象として頂くことは可能なのでしょうか。	99番の回答をご覧ください。 なお、選定事業者が事業実施体制に関する公募占用計画を変更する場合の手続きは、公募占用指針第９章（５）をご覧ください。
354	記載要領及び様式集案	様式3－1－9　別紙6：海洋再生エネルギー発電所の構造	2、（2）の注記が以下のように記載されていますが、これは風車については複数の案を記載することはできず、採用する風車を決めて事業計画を作成する必要があるという理解で良いでしょうか。 ※風車以外の各設備について、複数の案を記載することも可。その場合、最も評価の低いものが評価対象となる点に留意すること。	22番の回答をご覧ください。
355	記載要領及び様式集案	様式3－1－15　別紙12：電力安定供給	「必要に応じて記載内容を証明するための証憑書類を添付すること。ただし、各項目の「未然防止策」、「リスク発現時の対策」ごとに、重要度の高い証憑書類を厳選して添付すること（基本的には記載内容毎に証憑書類は一つのみ提出）。」とありますが、「証憑書類」として想定されている資料を具体的にお示しいただけますでしょうか。	調達に係る契約書等が想定されますが、リスクシナリオの対応策の記載内容に応じて判断ください。

356	記載要領及び様式集案	様式3―1－18　別紙15：地域経済への波及効果	別紙15に「地域経済への波及効果について、事業計画に基づき、別添エクセルシートに財別の新規建設投資額、設備投資額、及び事業期間にわたって発生する最終需要増加額を記入し、算出すること（ただし、産業連関表の算定式を操作してはならない）。」とありますが、この「別添エクセルシート」は国から提供されるということでしょうか。または事業者が計算用のエクセルシートを独自に作成し、それを「別添エクセルシート」として公募占用計画に添付することが求められているのでしょうか。	25番の回答をご覧ください。
357	記載要領及び様式集案	様式3―1－19　別紙16：国内経済への波及効果	別紙16に「国内経済への波及効果について、事業計画に基づき、別添エクセルシートに財別の新規建設投資額、設備投資額、及び事業期間にわたって発生する最終需要増加額を記入し、算出すること（ただし、産業連関表の算定式を操作してはならない）。」とありますが、この「別添エクセルシート」は国から提供されるということでしょうか。または事業者が計算用のエクセルシートを独自に作成し、それを「別添エクセルシート」として公募占用計画に添付することが求められているのでしょうか。	25番の回答をご覧ください。
358	公募占用指針案	第２章 公募対象とする事業の要件 （３）供給価格等に関する事項について 3）公募の対象とする交付対象区分等又は特定調達対象に係る再エネ特措法第２条の３第１項に規定する交付期間又は同法第３条第２項に規定する調達期	運転開始予定日とは、市場取引等により 再生可能エネルギー電気の供給を開始する予定日をいう、とされているが、発電設備の計画出力量の全容量につき完工しており、商業運転が可能となっている状態をいうということでよいか。	16番の回答をご覧ください。ご覧ください。

359	公募占用指針案	第６章 公募占用計画に記載すべき事項 （２）公募占用計画に記載すべき事項 1）公募に応じて選定事業者になろうとする者の氏名、生年月日その他必要な事項（施行規則第4条第2項第1号及び第2号）【様式3-1-2 1）】 ｉ）公募参加者の実施体制の概要	「：公募参加者は、事業を実施・管理する予定の応募企業又はコンソーシアム若しくはSPCの構成員の他に、海洋再生可能エネルギー発電設備の製造、設置、維持管理に関する設計（E）・調達（P）・建設（C）や保守点検等（以下「EPC等」という。）に関して協力を求める企業（以下「協力企業」という。）がある場合は、その名称及び役割を明らかにするものとする。この場合において、公募占用計画に必ず記載する協力企業の範囲は元請契約を予定している者とし、それ以外の協力企業については、評価対象とすることを希望する者など、必要に応じて記載することとする。」とあるが、これは建設・保守点検について一括発注がなされることを想定した規定となっていないか。建設や保守点検について、SPCと直接契約する企業は全て協力企業として評価対象にしなければならないが、分割発注の場合、建設・保守点検でSPCと直接契約する企業は膨大であり、【様式3-1-5】別紙２：各企業の役割に応じた実績に20ページ以内で記載するのは難しい。建設・保守点検のうち、評価対象とする工種や業務を指定すべきではないか。	実施体制・実績として評価に含めるべき者を協力企業として記載ください。
360	公募占用指針案	第7章 選定事業者の選定の流れ （３）公募占用計画の評価、選定事業者の選定 2）選定及び学識経験者の意見の聴取	周辺航路、漁業等との協調・共生、および地域経済波及効果の評価において、地元関係者が確認する資料は、「ロングリスト（「総合資源エネルギー調査会省エネルギー・新エネルギー分科会／電力・ガス事業分科会再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会洋上風力促進ワーキンググループ」「交通政策審議会港湾分科会環境部会洋上風力促進小委員会」合同会議（第17回）資料参照）」とされているが、「ロングリスト」とはどのような資料か。国は、事業者が提出するいずれの様式集から、「ロングリスト」を作成するのか。	基本的には様式集【様式３－１－３】「事業実現性に係る各評価の考え方への対応」の別紙13関係～別紙15関係の要旨に記載される内容を都道府県に提供する予定です。ただし、提供前に、事業者名が特定できない内容になっているかを国で確認し、必要であれば加工します。
361	公募占用指針案	第7章 選定事業者の選定の流れ （３）公募占用計画の評価、選定事業者の選定 2）選定及び学識経験者の意見の聴取	周辺航路、漁業等との協調・共生、および地域経済波及効果の評価において、都道府県が確認する資料は、以下の理解で良いか。 周辺航路、漁業等との協調・共生 ・【様式3-1-17】別紙１４：周辺航路、漁業等との協調、共生 ・【様式3-1-3】 事業実現性に係る各評価の考え方への対応　周辺航路、漁業等との協調・共生（別紙１４ 関係）　要旨 地域経済波及効果の評価 ・【様式3-1-18】別紙１５：地域経済への波及効果 ・【様式3-1-3】 事業実現性に係る各評価の考え方への対応　地域経済への波及効果（別紙１５関係）　要旨	現段階では、以下の3点を、国が事業者名の特定ができないか確認し、必要に応じて加工した上で都道府県に提供することを予定しています。 ・【様式3-1-3】 事業実現性に係る各評価の考え方への対応　関係行政機関の長等との調整能力（別紙１３関係）　要旨 ・【様式3-1-3】 事業実現性に係る各評価の考え方への対応　周辺航路、漁業等との協調・共生（別紙１４ 関係）　要旨 ・【様式3-1-3】 事業実現性に係る各評価の考え方への対応　地域経済への波及効果（別紙１５関係）　要旨

362	公募占用指針案	第８章 選定事業者を選定するための評価の基準 （３）評価の配点及び採点方法 ⅱ）事業実施体制・事業実施実績	発電設備の運営（O&M）において、風車メーカーメンテナンスではなく、セルフメンテナンスを提案する場合、メンテナンスを担当する企業に陸上風力発電のセルフメンテナンス実績があれば、事業実施体制・事業実施実績の最低限必要なレベルを充足できるという理解でよいか。	321番の回答をご覧ください。
363	公募占用指針案	第８章 選定事業者を選定するための評価の基準 （３）評価の配点及び採点方法 ⅱ）事業実施体制・事業実施実績	「秋田県 八峰町及び能代市沖」において、迅速性の評価点20点を取るための前提として、ラウンド1の選定定事業者より前に秋田港を使用することが想定されているが、秋田港と促進区域までの距離があり、短期間での施工は難しく、ラウンド1の選定事業者使用前の秋田港利用は実現性が極めて低いスケジュールと思われる。秋田港の使用を想定したスケジュールをその根拠やそれを証明する実績が不十分なまま提案してきた場合、そもそも洋上風力発電事業を実施する能力・知見に欠けると考えられるため、事業実施体制・事業実施実績の最低限必要なレベルを充足できていない事由の一つになるとの理解で良いか。 仮に提案スケジュールを実現できない場合、選定事業者が保証金没収や収益低下等のペナルティを被るだけでなく、国としても、洋上風力発電の導入量減少につながる可能性があり、また、後続の港湾利用が控えている中、新たな港湾利用問題を生じる可能性もある。従って、実現性の乏しい提案は相応の評価を付すべきと考える。	本公募占用指針で定める事業実現性に関する評価基準に基づき評価を行います。
364	公募占用指針案	第８章 選定事業者を選定するための評価の基準 （３）評価の配点及び採点方法 ⅲ）資金・収支計画	優れているの評価項目のうち、「③プロジェクトファイナンスによる資金調達の場合、 公募占用指針で示される感度分析シナリオを実施し、全てのケースにおいて調達先との検討結果として事業継続に支障がないことが確認できるもの。」は、「③プロジェクトファイナンス以外による資金調達の場合、、、」の誤記ではないか。	関係する他の箇所について誤りがありましたので修正しました。具体的には127番の回答をご覧ください。
365	公募占用指針案	第８章 選定事業者を選定するための評価の基準 （３）評価の配点及び採点方法 ⅲ）資金・収支計画	「ミドルランナー」の評価の考え方において、「財務やテクニカルアドバイザリー等の専門家により資金・収支計画の適切性を検討・評価しているもの」と記載があるが、この適切性とは、モデルのロジックの適切性を意味するものであって、例えば各費用項目の金額の妥当性など、インプット数値の水準の妥当性を評価するものではない、との理解で良いか。何を評価対象とする想定なのか、明確に示していただきたい。	財務モデルのレビューを財務の専門家に、そのインプットの数字である発電量予測の値や費用項目の見積もりの信頼性についてテクニカルアドバイザリー等の専門家に検討・評価いただいた結果を提出ください。

366	公募占用指針案	第８章 選定事業者を選定するための評価の基準 （３）評価の配点及び採点方法 ⅲ）資金・収支計画	「ミドルランナー」の評価の考え方において、「財務やテクニカルアドバイザリー等の専門家により資金・収支計画の適切性を検討・評価しているもの」と記載があるが、これは前者の財務アドバイザリーに収支計画のモデルのロジック検証を、後者のテクニカルアドバイザリーに収支計画にインプットされているコストデータ等の信頼性の検証をと、一方だけによる検証では十分ではなく、両者による適切性の検証が必須であるとのことでしょうか。	ご理解のとおりです。
367	公募占用指針案	第８章 選定事業者を選定するための評価の基準 （３）評価の配点及び採点方法 ⅲ）運転開始までの事業計画	トップランナーの評価の考え方である「①運転開始に至るまでのスケジュール遅延等に関するリスクの特定が適切になされ その対応が特に優れていると評価されるもの。」は優れているの「『ミドルランナー」の基準を満たすもののうち、公募占用指針で示すリスクシナリオ以外に独自に行ったリスクの特定・分析が適切になされ、その対応が特に優れていると評価されるもの。」に包含される関係にあると理解しているが、同じリスク評価に関する内容が別々の評価区分に記載されている点で、この2者の違いは何か。	優れているの評価区分は、リスクシナリオ以外のリスク分析において、スケジュールの遅延以外にも、運転開始に至れるかの事業中断などのリスクの分析など、事業者の計画策定の総意工夫を求めております。
368	公募占用指針案	第８章 選定事業者を選定するための評価の基準 （３）評価の配点及び採点方法 ⅲ）運転開始までの事業計画	トップランナーの「①運転開始に至るまでのスケジュール遅延等に関するリスクの特定が適切になされ その対応が特に優れていると評価されるもの。」の評価対象は、スケジュールに関するリスクに限定しているという理解で良いか。それとも配置や設計、施工に関するリスクを含むのか。評価対象リスクを明確化していただきたい。	運転開始の遅延リスクを評価対象としております。配置変更や設計変更、施工の遅延などのリスクもその中に包含されていると考えます。
369	公募占用指針案	第８章 選定事業者を選定するための評価の基準 （３）評価の配点及び採点方法 ⅲ）資金・収支計画	「ミドルランナー」の評価の考え方において、「財務やテクニカルアドバイザリー等の専門家により資金・収支計画の適切性を検討・評価しているもの」と記載があるが、各アドバイザリーによって適切性を検証されているべき項目としては、前者の財務アドバイザリーに収支計画のモデルのロジック検証、後者のテクニカルアドバイザリーに収支計画にインプットされているコストデータ等の信頼性の検証のようなものを想定していますでしょうか。	1107番の回答をご覧ください。

370	公募占用指針案	第８章 選定事業者を選定するための評価の基準 （３）評価の配点及び採点方法 ⅲ）運転開始までの事業計画	陸上設備の工事について、別紙7では記載不要の旨が明記されている一方、別紙8には明記されていない。別紙7の施工計画に基づき工事工程を具体的に示す別紙8においても、陸上設備の工事は記載不要という理解でよいか。	ご理解のとおりです。
371	公募占用指針案	第８章 選定事業者を選定するための評価の基準 （３）評価の配点及び採点方法 ⅲ）運転開始までの事業計画	ミドルランナーの評価の考え方として、「ウェイクの影響等を考慮し、超過確率P50の年間発電電力量の最大化を実現する配置となるように検討されていることを示すため、第三者機関等による適切な発電量予測が行われているもの」とあるが、事業者の検討内容を第三者機関等が検証し、適切な検討であると評価しているような場合でも、評価基準を満たすと考えてよいか。	ご理解のとおりです。
372	公募占用指針案	第８章 選定事業者を選定するための評価の基準 （３）評価の配点及び採点方法 ⅳ）運転開始以降の事業計画	トップランナーの評価の考え方として、「メンテナンス人材の教育や育成、雇用機会創出に特に配慮した計画 であると評価されるもの。」とあるが、風車メーカーメンテナンスを前提として、県内人材の雇用を提案する場合、風車メーカーから県内人材の雇用をコミットする証憑の添付が必要になるか。 風車メーカーメンテナンスの場合、雇用の意思決定権はＳＰＣではなく風車メーカーにあるため、雇用主とである風車メーカーの雇用の意思を示す資料が必要になるか確認したい。	ご提案内容については、具体性のある記載に加え、その実現可能性を説明可能な根拠を示すことが重要です。事業者としてどのように実現可能性が説明するかは、創意工夫をお願いいたします。
373	公募占用指針案	第８章 選定事業者を選定するための評価の基準 （３）評価の配点及び採点方法 ⅴ）電力安定供給	トップランナーの評価の考え方として、「安定供給・早期復旧に関するハード、ソフトのサプライチェーンや O&Mの取組内容が特に優れていると評価されるもの。」とあるが、国内調達比率を向上させるような取組はトップランナー評価の要素の1つになるか。	当該評価項目は電力の安定供給の観点からサプライチェーンの形成やO&Mの取組を評価するものであり、国内調達比率の数字のみをもって評価するものではありません。

374	公募占用指針案	第８章 選定事業者を選定するための評価の基準 （３）評価の配点及び採点方法 ｖ）関係行政機関の長等との調整能力	関係行政機関の長等との調整能力の評価においては、本事業における調整担当者個人の調整実績ではなく、構成員の調整実績を評価するという理解でよいか。もしくは、本事業における調整担当者が、過去の関係行政機関の長等との調整実績における調整担当者と紐づいていないと、評価に結び付かないのか。	個人までのアサインができていないのであれば、氏名や役職については記載せず、役割を担う法人名までの記載で構いません。
375	公募占用指針案	第８章 選定事業者を選定するための評価の基準 （３）評価の配点及び採点方法 ｖ）関係行政機関の長等との調整能力	関係行政機関の長等との調整能力の評価において、評価対象となる調整の実績は、発電事業の場合では運転開始に至ってなくとも、一定の調整の進捗が示せるものは、評価対象となるという理解でよいか。	292番の回答をご覧ください。
376	公募占用指針案	第８章 選定事業者を選定するための評価の基準 （３）評価の配点及び採点方法 ｖ）関係行政機関の長等との調整能力	関係行政機関の長等との調整能力のトップランナーの評価の考え方「②「優れている」と評価されるもののうち、 国内洋上風力発電に関する関係行政機関の長との間で特に優れた調整実績があるもの。」について、例えば過去に公募が実施される海域が属する同一自治体との調整経験を有していたとしても、その自治体との調整実績の事実そのものが高く評価されるのではなく、調整の内容が優れていると判断される場合にのみ優れた調整実績として評価されるという理解でよいか。	基本的にはご理解のとおりです。「関係行政機関の長等との統制能力」の項目については、都道府県知事の意見を最大限尊重して評価を実施します。
377	公募占用指針案	第８章 選定事業者を選定するための評価の基準 （３）評価の配点及び採点方法 ｖ）関係行政機関の長等との調整能力	関係行政機関の長等との調整能力で評価対象となる洋上風力発電の調整実績は、一定期間の調整実績期間があるもののみが対象となる理解で良いか。例えば、ラウンド1の事業者などは、本事業の公募占用計画提出時点で1年半ほどの調整期間しか有していないが、調整実績を評価するに足る十分な期間となるのか。	292番の回答をご覧ください。

378	公募占用指針案	第８章 選定事業者を選定するための評価の基準 （３）評価の配点及び採点方法 vii）地域経済波及効果	トップランナー項目の「②「優れている」と評価されるもののうち、中長期的な観点から地域経済の発展に資するもの」に関する施策についても、設備投資計画、雇用計画、調達契約、 MOU などの根拠による確からしさが必要なのか。そもそも公募図書提出時点で、中長期的な施策に関する契約等の締結は不可能である。また、中長期的な施策にまで確からしさを求める場合、事業者の提案内容が限定的になり、結果、地域への経済的メリットが著しく制限されることとなる。そもそも、公募図書に記載した事項は遵守が必須となっているため、公募図書提出時点で確からしさの根拠の提出を求めるのではなく、提案内容の遵守違反に関する罰則を厳しくするほうがよいのではないか。	根拠の提示がないことのみをもって評価に差はつけませんが、サプライヤーとの合意内容が明らかである等の明確な根拠が提示できる計画の方が、より内容の確実性の高い提案として評価されるうると考えます。
379	公募占用指針案	公募占用指針（案） 第８章 選定事業者を選定するための評価の基準 （３）評価の配点及び採点方法 vii）地域経済波及効果	トップランナー項目の「②「優れている」と評価されるもののうち、中長期的な観点から地域経済の発展に資するもの」に関する施策についても、設備投資計画、雇用計画、調達契約、 MOU などの根拠による確からしさが必要なのか。そもそも公募図書提出時点で、中長期的な施策に関する契約等の締結は不可能である。構成員が必要な能力を有しているもしくは適切な実績がある場合、その施策の有効性を認めていただきたい。	378番の回答をご覧ください。提案内容に応じて個別判断になりますが、構成員の必要な能力等が確認できる場合は、評価の対象となり得ます。
380	公募占用指針案	第８章 選定事業者を選定するための評価の基準 （４）評価に関する補足事項 1）事業実施の実績の評価に関する補足事項 ｉ）評価の対象となる実績	協力企業を一社に選定する必要はなく、複数の候補を示すことが可能とし、原則当該候補の中から協力企業を確定すること、と記載があるが、例えば海洋土木工事を行う協力企業においては、それぞれ使用するSEP船が異なるため別紙に記載する事業計画が異なる可能性がある。協力企業が複数提示されるにもかかわらず、提案している事業計画が一つの場合、どのように評価されるのか確認したい。	ご指摘の例示で言えば、SEP船の調達リスクの分析およびその対応策は別紙８の工事の工程におけるリスクの特定・分析において評価いたします。
381	記載要領及び様式集案	【様式3-1-3】 事業実現性に係る各評価の考え方への対応	「評価の考え方を満たしているとする根拠」には、各別紙に記載してある提案内容と同じレベルの粒度で記載するのか、それとも要約を記載するのか。要約であれば、例えば〇行以内を目安とする、など記載ルールを示していただきたい。初期的な審査は当該ページをベースに実施されると理解しており、当該欄に記載する粒度やボリュームについては、一定のルール・方向性を示していただかないと、審査が公平に実施されない恐れがある。	「評価の考え方を満たしているとする根拠」の箇所の記載は、下記の例のように概要の記載を記載いただき、多くても10行程度を目安に記載ください。 対応する記載箇所は必要に応じて追記ください。 評価については、対応する箇所の記載を確認し、第三者委員会の意見も踏まえ、国で最終評価を行います。 ＜記載例＞ 右記の資料での記載のとおり、自社の計画は・・・・であるため本区分に該当すると考える。

382	記載要領及び様式集案	【様式3-1-3】事業実現性に係る各評価の考え方への対応	「評価の考え方に対応する記載箇所」として、各別紙の目次がリファーされているが、これはつまりリファーされていない目次については、評価の対象外という理解でよいか。	評価の考え方に対応する記載箇所が複数の別紙にある場合は、必要に応じて追記ください。
383	記載要領及び様式集案	【様式3-1-3】事業実現性に係る各評価の考え方への対応	別紙17をリファーしている箇所がどこにもないが、別紙17は評価対象外という理解で良いか。	ご理解のとおりです。
384	記載要領及び様式集案	【様式3-1-3】要旨	「１ページ以内」と「１ページ以内（厳守）」が書き分けられているが、「１ページ以内」と記載のある要旨については、1ページを超えて記載することは可能か。例えば、運転開始までの事業計画（別紙４～８関係）については、対象別紙が5つもあり、1ページ以内に記載できるものはかなり限定的であり、要旨を設けた趣旨を達成できないと思われる。	【様式3-1-3】別紙13～15関係の要旨は都道府県に提供するものになり、要旨の内容が評価に直結するため公平性の観点からページ数を厳守としています。 「運転開始までの事業計画」についてはまとめている別紙の数が多いことを鑑み、２ページ以内に修正しました。
385	記載要領及び様式集案	【様式3-1-3】要旨（周辺航路、漁業等との協調・共生（別紙１４関係））	「※各協調・共生策毎にそれぞれ内容を簡潔に１つの項目に記載すること。その際図表は用いず文字だけで記載すること」とあるが、この別紙のみに当該記載がある理由をご教示頂きたい。	243番の回答をご覧ください。

386	記載要領及び様式集案	【様式3-1-3】 要旨（周辺航路、漁業等との協調・共生（別紙１４関係））	要旨の冒頭は、協調・共生策の方針・基本的な考え方を記載する必要があると思われる。「※各協調・共生策毎にそれぞれ内容を簡潔に１つの項目に記載すること。その際図表は用いず文字だけで記載すること」とあるが、これは方針・基本的な考え方も含めて、要旨に記載する内容は一切図表を用いることが禁止されているのか。それとも、各施策の詳細を説明する箇所のみ、文字だけで記載する必要があるのか	243番の回答をご覧ください。
387	記載要領及び様式集案	【様式3-1-4】～【様式3-1-20】 別紙1：事業実施体制～別紙17：公募占用計画の履行状況等に関する報告方法 全般	各別紙において、表の形式が指定されている箇所があるが、様式を最大限遵守しつつも、一部、表の形式・配置を変更することは認められるか。	様式3－1－4～20については、様式を最大限尊重いただきながら、追加等修正が必要であればフォーマットは適宜修正して記載ください。記載要領に「特に様式3-1の各別紙について、記載事項に対応する内容の場所が分かりやすく明記されている場合は、事業者の判断で表等の形式を適宜修正・追加することは可とする。」旨を明記しました。
388	記載要領及び様式集案	【様式3-1-4】～【様式3-1-15】 別紙1：事業実施体制～別紙12：電力安定供給 リスクの特定・分析	公募占用指針に示すリスクシナリオをブレイクダウンし、ブレイクダウンした項目ごとに未然防止策、リスク発現時の対策を記しても良いか。	ご指摘のような記載方法については問題ございません。
389	記載要領及び様式集案	【様式3-1-4】～【様式3-1-15】 別紙1：事業実施体制～別紙12：電力安定供給 リスクの特定・分析	一つのリスクシナリオに対して、「未然防止策」「リスク発現時の対策」が複数ある場合は、列を追加することでよいか。	ご指摘のような記載方法については問題ございません。

390	記載要領及び様式集案	【様式3-1-4】～【様式3-1-15】別紙1：事業実施体制～別紙12：電力安定供給 リスクの特定・分析	未然防止策、リスク発現時の対策に関連した証憑書類は、保険会社等第三者が作成した書類などが想定されるものの、構成員企業が作成し、自らのケイパビリティや過去の経験を詳述したような文書も認められるか。	記載するリスクシナリオの対応策の根拠となり得るものであれば、認められます。
391	記載要領及び様式集案	【様式3-1-4】～【様式3-1-15】別紙1：事業実施体制～別紙12：電力安定供給 リスクの特定・分析	未然防止策、リスク発現時の対策に関連した証憑書類に関して、「必要に応じて記載内容を証明するための証憑書類を添付すること」と記載があるが、具体的にはどのような場合に証票書類が必要となると想定されているか、添付要否の判断基準の一例を教えていただきたい。	記載内容の妥当性を合理的に説明可能な証憑書類を事業者判断で選択し添付ください。
392	記載要領及び様式集案	【様式3-1-4】～【様式3-1-5】別紙1：事業実施体制～別紙2：各企業の役割に応じた実績	別紙１の1.事業の実施体制（1）.事業実施体制の概要に指定されている表の様式には、海洋土木工事に関する事業の実施・管理に係る記入欄があるが、別紙2の2.海洋土木工事に係る実績には、事業の実施・管理を担う企業に関する記入が求められていない。この場合、前者（別紙1）の所定欄には記載は不要という理解で間違いないか確認させて頂きたい。	海洋土木工事についても、「事業の実施・管理」の実績の確認は必要であるため別紙２を修正します。
393	記載要領及び様式集案	【様式3-1-6】別紙３：事業の資金計画・収支計画	収支計画の収入においてコーポレートPPAを選択する際に、収入の適切性を担保する根拠として十分な資料はどのようなものを想定されているか。同様なPPA締結の実績を示すことで根拠として評価されうるか。	91番の回答をご覧ください。

394	記載要領及び様式集案	【様式3-1-6】別紙３：事業の資金計画・収支計画	収支計画の収入に関する想定において、将来の卸電力市場価格の想定についての適切性を十分に示す根拠資料はどのようなものが考えられるか。価格生成に係る主要ドライバーについてシミュレーションを行い価格感度を示す必要があると考えるがどうか。	市場価格についてどのように見通しをおくか、そのリスクシナリオをどのように分析し、対策を講じるかという点が重要です。
395	記載要領及び様式集案	【様式3-1-6】別紙３：事業の資金計画・収支計画 ３．リスクの特定・分析	④に「その他公募占用指針に示すリスクシナリオ以外に独自に行ったリスクの特定・分析の内容」の記載欄があるが、これは評価の考え方とどのように紐づくか。	299番の回答をご覧ください。
396	記載要領及び様式集案	【様式3-1-9】別紙6：海洋再生可能エネルギー発電設備の構造	「運転開始までの事業計画（別紙４～８関係） 評価の考え方への対応」において、「別紙6 2(2)」・ 「別紙6 2(3)」といった評価の考え方への対応が整理されていない項目が存在するが、当該項目はどの評価の考え方に対応しているのか。	ご指摘踏まえ修正します。
397	記載要領及び様式集案	【様式3-1-9】別紙6：海洋再生可能エネルギー発電設備の構造	4. 「その他当該海洋再生可能エネルギー発電設備の設計に関する事項」での、「設備構造における、調整力確保や系統混在の緩和に資する点」について、発電所外で蓄電池を設置することも評価の対象となりうるのか。 デマンドレスポンスのように他者設備によって機能を確保する場合はどう評価されるのか。	4番の回答をご覧ください。

398	記載要領及び様式集案	【様式3-1-10】別紙７：施工計画	公募図書提出時点でEPCの協力企業を1社に決めず、複数社を候補としている場合、施工計画はその中の1社を前提として記載してよいのか。それとも全ての協力企業のケースを記載するのか。	EPC等に複数候補がいる場合でも、施工計画については、最も妥当と考える１つの施工計画スケジュールを策定ください。その際、リスクの特定・分析において、EPCの協力企業が決定していないことによる施工計画上のリスクがあればリスクの分析やその対策を記載ください。
399	記載要領及び様式集案	【様式3-1-13】別紙10：運転及び維持管理計画	【様式3-1-2】公募占用計画「9.当該発電設備の設置及び維持管理に必要な人員及び物資の輸送に関し第１号に掲げる区域と一体的に利用する港湾に関する事項」において、維持管理時に利用する港湾の詳細は別紙10に記載とされているが、別紙10に当該内容の記載箇所がなく、追加が必要と考えるがどうか。	ご指摘を踏まえ様式を修正しました。
400	記載要領及び様式集案	【様式3-1-13】別紙10：運転及び維持管理計画	洋上風力発電所の制御監視方式や運転状況の監視体制など、洋上風力発電所の運転方針に関する内容の記載箇所がなく、別紙10に追加が必要と考えるがどうか。	「その他」の項目がございますので必要に応じて記載ください。
401	記載要領及び様式集案	【様式3-1-13】別紙10：運転及び維持管理計画	運転及び維持管理における全体的な基本方針・考え方を記載する欄を設けるべきではないか。現在の様式は、各論のみの記載が求められており、運転及び維持管理の全体像が見えづらい様式になっているが、運転及び維持管理は、事業者によりその方針は大きく異なり、その方針の違いが各論に大きく影響する。運転及び維持管理に関する事業者の提案内容を適切に評価していただくため、評価の考え方・様式の在り方を再考いただきたい。	ご指摘踏まえ別紙10を修正します。

402	記載要領及び様式集案	【様式3-1-15】別紙１２：電力安定供給	１．サプライチェーン形成計画　(1)．ハードに係るサプライチェーン　①に記載のサプライチェーン図はあくまでも例示とのことだが、②に記載の表は例示ではないという理解で良いか。言い換えると、②の表に記載の項目（在庫保管場所・在庫日数・製造拠点・調達量・契約状況）は必須の記載事項という理解で良いか。	257番の回答をご覧ください。
403	記載要領及び様式集案	【様式3-1-15】別紙１２：電力安定供給	電力の安定供給として、ハード・ソフトのサプライチェーン形成計画を記載することとなっているが、電力安定供給の本質は、故障の未然防止・早期発見にあるのであり、故障してからいかに早く部品を調達できるかではないため、故障の未然防止・早期発見に関する記載項目・評価の考え方を設けるべきではないか。	ご指摘の点については、別紙10記載の「運転及び維持管理計画」で評価します。
404	記載要領及び様式集案	【様式3-1-16】別紙１３：関係行政機関の長等との調整能力	関係行政機関との調整を担う者の実績を１件だけ記載することが求められているが、優れている以上を獲得しようとすると、以下のように最低３件の記載が必要になってしまわないか。 良好：トップランナー、優れている、ミドルランナーに記載されているもの以外のプロジェクト ミドルランナー：i）国内陸上風力発電・・・、ii） 洋上風力発電事業との親和性が高い事業・・・のいずれか 優れている：国内洋上風力に関する調整実績	ご指摘踏まえ該当の「評価の考え方」の記載を修正しました。
405	記載要領及び様式集案	【様式3-1-16】別紙１３：関係行政機関の長等との調整能力	本事業におけるこれまでの調整実績は、評価対象ではないという理解でよいか。	292番の回答をご覧ください。

406	記載要領及び様式集案	【様式3-1-14】別紙１１：海洋再生可能エネルギー発電設備の撤去の方法	３．その他撤去に関する事項「協議会意見とりまとめのうち「事業終了時の設備等の扱いに係る留意点」を考慮した事項」について、応札海域の協議会から上記内容が提示されていない場合は、未記入とする理解でよいか。	ご理解のとおりですが、今回の公募対象の区域の協議会意見とりまとめではいずれも関係記載がないため様式別紙11を削除します。
407	記載要領及び様式集案	【様式3-1-18】別紙１５：地域経済への波及効果	「地域経済への波及効果をさらに高めるための工夫・施策」については、設備投資計画、雇用計画、調達契約、 MOU などの根拠は必須ではない、という理解で良いか。	262番の回答をご覧ください。
408	公募占用指針案	P5 第2章　公募対象とする事業の要件 （3）１）供給価格上限額	第80回調達価格等算定員会において、供給価格上限額の決定にあたって参照されているNEDO着床式洋上風力発電コスト調査は、2010年以降のPJを参照されていますが、直近の国内外のコストについては調査されたのでしょうか。 調査されていない場合、直近のコスト動向を把握せずに、適切な価格であるか評価するのは困難と考えますが如何でしょうか。	２番の回答をご覧ください。
409	公募占用指針案	P5 第2章　公募対象とする事業の要件 （3）１）供給価格上限額	調達価格等算定員会において検討された供給価格上限額は、設定された各前提条件を各海域に当てはめた場合、どのような数値になるか検証されたのでしょうか。	２番の回答をご覧ください。

410	公募占用指針案	P5 第2章　公募対象とする事業の要件 （3）１）供給価格上限額	今後のラウンドでも基礎形状の違いにより供給価格が異なる設定がされるのでしょうか。 される場合、基礎形状のみ個別の設定がされる背景をご教示ください。	今後の公募の供給各上限額についても、調達価格等算定委員会において適切に議論してまいります。
411	公募占用指針案	P28 ⅱ）第2次保証金及び第3次保証金の没収事由 7	第16回洋上促進小委員会（2022/10/14）資料3　P1（２）②で、「運転開始予定日から遅延した場合のディスインセンティブやペナルティについて、公募占用指針において適切に設定する。」は、ⅱ）第2次保証金及び第3次保証金の没収事由の7が該当するという理解でよいでしょうか。	ご理解のとおりです。
412	公募占用指針案	P28 ⅱ）第2次保証金及び第3次保証金の没収事由 7	迅速性の評価点が下がってしまう日までに運転開始しなかった場合の保証金の没収は、評価点が下がってしまう階段数に関係なく、一律で保証金の没収という理解でよいでしょうか。	ご理解のとおりです。
413	公募占用指針案	P40 4)その他必要な事項 ⅰ）評価基準に係る事項について 事業の実施能力に関する事項	運用指針のパブコメNO.221において回答がありました「公募実施の詳細なルール」は、公募占用指針（案）で該当箇所が見当たらなかったのですが、公募占用指針とは別で定められるのでしょうか。 その場合、パブリックコメントは別途行われるとう理解でよいでしょうか。	WTOで定められているルールや２国間の協定なども踏まえながら、公募占用指針を作成しております。 風車のサプライチェーン形成については、「電力安定供給」の観点で評価いたします。

414	公募占用指針案	P51 ⅱ）事業実施体制・事業実施実績 リスクシナリオ区分 委託事業者（風車メーカー、EPC 、PPA 、 O&M 等を含む、事業に重要な影響を及ぼす契約相手先 との契約締結難航・契約不履行・解除	「事業に重要な影響を及ぼす契約相手先」に「PPA」とありますが、本公募は、事業者が売電先を見つけてPPAを締結し、売電する事業を前提という理解でよいでしょうか。	本記載はあくまでも例示であり、実際に相対取引を計画するかは事業者の判断となります。
415	公募占用指針案	P52 ⅲ）資金・収支計画 最低限必要なレベル　①	「ダンピングの疑いがないもの。」との記載がありますが、見積書を添付しても、著しく廉価である場合は、ダンピングの疑いがあると判断されるのでしょうか。ダンピングと判断される基準・手法（見積先にヒアリングを行うなど）についてご教示ください。	154番の回答をご覧ください。
416	公募占用指針案	第８章 選定事業者を選定するための評価の基準 （３）評価の配点及び採点方法 ⅱ）事業実施体制・事業実施実績	発電設備の運営（O&M）は、事業者選定後5～10年近く後に開始されるが、事業実施体制・事業実施実績の最低限必要なレベルにおける発電事業の運営にかかる実績は公募図書提出時点の実績有無で評価されるのか。O&M開始までに、必要な技術・知見の修得が可能な提案であれば、事業実施体制・事業実施実績の最低限必要なレベルを充足していると判断していただけないか。	あくまで実績評価であるため、公募図書提出時点でのものが評価対象です。 なお、各役割の主たる者の実績のみが評価対象となります。
417	公募占用指針案	P52 ⅲ）資金・収支計画 最低限必要なレベル　③	「発電量予測や需給調整に伴う費用等を考慮したものであること。」と記載がありますが、例えばPPA契約の前提が出なりであっても、発電量予測や需給調整に伴う費用は最低限必要ということでしょうか。 また、需給調整のレベルは、事業者のPPA契約に基づき実施すればよいのでしょうか。	ご理解のとおりです。

418	公募占用指針案	P54 iii）運転開始までの事業計画 ミドルランナー ①	「ウェイクの影響等を考慮し、」とありますが、「等」の中に先行事業者の発電量補償は含まれるのでしょうか。 発電量補償を考慮するかどうかが事業者判断の場合、公平性が保たれなくなりますが、評価する場合は、同一の条件に直して評価されるのでしょうか。	18番の回答をご覧ください。
419	公募占用指針案	P57 ｖ）関係行政機関の長等との調整能力	評価の考え方の「国内洋上風力発電」「国内陸上風力発電」の対象となる風力事業は、運開前/運開後や事業者選定の結果にかかわらず、調整実績を記載するという理解でよいでしょうか。	292番の回答をご覧ください。
420	公募占用指針案	P64 （４）系統に係る契約等の継承と継承条件等について １）系統に係る接続契約等について	「選定事業者が本件契約上の地位等の譲渡対価を支払わなかった場合」とありますが、その場合、提供した系統の費用はどのように扱われるのでしょうか。 また、その場合でも、選定事業者の変更はないのでしょうか。	系統提供事業者とは別の事業者が選定事業者として選定された場合、選定から３か月以内に遅滞なく系統の承継手続きや譲渡対価の支払い等を行うことを遵守事項として定めております。遵守事項違反があった場合、その事由も踏まえながら選定取り消しや一定期間の公募参加停止を課す事となります。
421	公募占用指針案	P65 （４）系統に係る契約等の継承と継承条件等について 2）本件契約上の地位等以外の資産について	２）の①、②により、運開が遅れた場合は、「当事者のコントロールができず回避が可能ではない事象」に該当するでしょうか。	119番の回答をご覧ください。

422	公募占用指針案	P120 （別紙5）系統に係る契約上の地位継承条件等	系統の地位継承を３か月以内に完了することとなっていますが、運転開始時期のクリティカルパスが系統工事であることから、系統提供事業者とその他事業者で、継承期間分だけ運開時期の公平性が欠けますが、どのように補正されるのでしょうか。	系統提供事業者の系統工事計画も承継することで、工事の進捗状況も承継することができるため、必ずしも公平性に欠けるとは言えないと考えます。
423	記載要領及び様式集案	P3 3. 記載内容	副本には「サプライヤーとしての風車メーカーの記載は可能とする（協力企業等としての記載は不可）」とありますが、風車メーカーが基礎工事やO&Mで協力企業として入ってくる場合もあると考えます。協力企業として風車メーカー入ってくる場合は、名前を伏せればよいと考えてよいでしょうか。 その場合、計画の文章中で、その協力企業が風車メーカーであることが分かるような記載は不可ということでしょうか。	ご指摘も踏まえ、正本、副本の事業者名の記載方法について修正いたします。
424	記載要領及び様式集案	P3 4. 書式等	提出書類は、ほぼデータ提出となっていますが、4.書式等に「原則両面印刷で提出すること。」の対象は、どの書類になるでしょうか。	118番の回答をご覧ください。
425	記載要領及び様式集案	P48 【様式3-1-5】別紙2：各企業の役割に応じた実績	「複数者が同じ役割を担う場合は、各者毎の実績を一件ずつ記載可能とする。」とありますが、複数者が同じ役割を担う場合や、段階別の役割を細分化して実績を記載した場合、評価方法は、その役割の中で最も低い者の評価とするのか、それぞれの実績を総合的に評価するのか、どちらでしょうか。	12番の回答をご覧ください。

426	記載要領及び様式集案	P92 【様式3-1-18】別紙15：地域への経済波及効果	「実現性の根拠（例：設備投資決定や調達契約、MOUなど）が示せるもの」とありますが、事業者選定前に調達契約などの根拠が示されている場合、本公募とは関係ない波及効果と考えますが、高い評価点となるのでしょうか。	本公募と関係性の認められる経済波及効果を評価対象とします。
427		その他	「知事意見の評価基準については、公募占用指針で公表する予定です。」との回答を頂いておりますが、公募占用指針（案）では該当箇所が見つけられませんでした。該当箇所をご教示ください。 仮に正式な運用指針で記載が追加される場合、本記載は非常に重要と考えますが、パブリックコメントは別途されるのでしょうか。	「知事意見の評価基準」については、再エネ海域利用法第13条第5項に基づき都道府県知事の意見を聴取し、作成しているところですので、公募開始時に公募占用指針に添付する形で公表します。ご不明点等ございましたら公募期間中の質問で具体的にお問い合わせください。
428		その他	「いただいたご意見も参考にしながら今後公募占用指針の内容を検討してまいります。」と回答頂きました質問が複数ございましたが、検討結果についてご教示ください。（どのように反映したか、反映しなかったのか、またその理由など）	検討内容は公募占用指針及び様式集、本パブコメの回答等に反映されておりますのでご確認ください。追加でご質問等あれば、公募期間中の質問受付で具体的に質問ください。

429	公募占用指針案	公募占用指針（案） 第８章 選定事業者を選定するための評価の基準（法第13 条第 2 項 15 号）＞（３）評価の配点及び採点方法＞ⅱ）事業実施体制・事業実施実績（p.50） 第８章 選定事業者を選定するための評価の基準（法第13 条第 2 項 15 号）＞（４）評価に関する補足事項＞ⅱ）事業実施体制・事業実施実績（p.61	P50のⅱ)事業実施体制・事業実施実績、評価区分、トップランナー(10点)の記載に 「当該洋上風力発電事業を確実・効率的に実施するために、実務経験を有する人材の確保や適切配置など、事業実施体制が具体的に示されているもの」 とある一方、 P61の（４）評価に関する補足事項１）i)評価の対象となる実績の4点目では 「EPC等についての評価は、公募段階では必ずしも確定していないことが想定されるため、・・・候補者として関心表明書を提出している協力企業の実績を含めて評価する」 とある。 事業実施体制・実績でトップランナーになるためには具体的に示すことが要求される一方、EPCコントラクターが確定していなくともトップランナーの評価がされるのは矛盾しているようにも見受けられる。実績のあるEPCコントラクターが協力会社として決まっている事業者がトップランナー評価になるのか、関心表明があるだけでも事業実施体制が具体的と評価されるのか、うかがいたい。	必ずしも確定している必要はないですが、適切な実績を有する実施体制が確定している公募参加者をトップランナーとして評価するということです。
430	記載要領及び様式集案	【様式 3-1-3】事業実現性に係る各評価の考え方への対応＞運転開始までの事業計画（別紙４～８関係） 評価の考え方への対応（p25）	ミドルランナー②「国内のウィンドファーム認証取得に向けた詳細設計時の検討内容が具体的に記載されているもの」については、NK審査を経験した有識者が評価をされるのか。	第三者委員会で評価を行うにあたっては、NK審査経験の有無に関わらず、適切な有識者に評価いただく予定です。
431	記載要領及び様式集案	【様式3-1-5】別紙2：各企業の役割に応じた実績 ＞2.海洋土木工事に係る実績 （p.51）	「２．海洋土木工事に係る実績」の枠外に実績を有することを確認するための資料は、国内公共工事実績の場合、コリンズの工事実績データでよいかうかがいたい。	コリンズの工事実績データでも構いません。

432	記載要領及び様式集案	【様式3-2-6】実績を証する書類 （p.101）	JVとしての実績でも問題ないかうかがいたい。（JV代表者、構成員に関係なく） 海外案件の場合、実績の証明書は英文でよいかうかがいたい。 「確認できる資料等」の具体例をご教示いただきたい。 実績として認められる受注規模の目安などあるかうかがいたい。 秘密保持の観点から実績証明可能な資料の提出が困難な場合の救済案などあるかうかがいたい。	JVとしての実績でも構いませんが、本事業における役割として求められるものとして適切であるかをお示しいただければと思います。 実績の証明書原本は英文で構いませんが、評価対象は日本語の文書のみですので、必ず日本語仮訳を添付ください。 実績については12番の回答をご覧ください。定量的な基準はないですが、親和性の高さが説明可能な実績をお示しください。秘密保持の観点で懸念がある場合の対応については、691番の回答をご覧ください。
433	記載要領及び様式集案	【様式3-1-5】別紙2：各企業の役割に応じた実績 ＞2.海洋土木工事に係る実績 （p.51）	関心表明を提出したEPCコントラクターが１社で複数案件の実績を持っている場合、複数の実績を提出可能かうかがいたい。 一つの実績では本事業との親和性をアピールすることが困難なため。	詳細な実績の提出は最も本事業との親和性が高いと考える実績を１件記載ください。
434	公募占用指針案	第８章 選定事業者を選定するための評価の基準（法第13 条第 2 項 15 号＞(4)評価に関する補足事項＞1)事業実施の実績の評価に関する補足事項＞i)評価の対象となる実績 （p.61）	令和3年12月の「秋田県八峰町及び能代市沖 海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域 公募占用指針」の該当部分(P51 8章(5) 1) i))では「なお、協力企業も評価の対象となることから、事業者選定後の協力企業の変更は可能な限り避けるべきであるが、公募時点で協力企業を１者に確定していることだけをもってその評価に差は設けない。また協力企業については、複数の候補を示すことを可能とし、事業者選定後は、原則、当該候補の中から協力企業を確定すること。 （複数の協力企業の候補が示された場合、候補の協力企業の中から最も評価の低い企業の実績を評価する。）」との記載がありましたが、今回は()内の記載が削除されています。当該削除の理由および実績評価の考え方が変わったのであれば その変更内容をお示しいただけますでしょうか。	12番の回答をご覧ください。
435	公募占用指針案	第１章 総論 ＞（２）定義 ＞ 1)海洋再生可能エネルギー発電設備 （p.2） 別添（ 別 添 ２ ー １ ）＞３．留意事項 (3) 洋上風力発電設備等の設置位置の検討における留意点 （p.87）	1章(2) 1)には「本公募占用指針において、海洋再生可能エネルギー発電設備とは、洋上風車、洋上変電施設、観測塔 のほか、洋上風力発電に係る海底送電線・ 通信ケーブル（陸上にある変電施設、送電線、通信ケーブル等を含め、事業者が維持し、及び運用するものに限る。を含めるものとする 。」との記載がありますが、別添2-1等の3.(3) 洋上風力発電設備等の設置位置等についての留意点 などで設置位置に留意すべき対象となっている洋上風力発電設備等と同じ対象を指すと理解して宜しいでしょうか。(陸上の変電施設、送電線等が後者に含まれるか否か)	別添2-1から別添2-4における「洋上風力発電設備等」とは、別添2-1 (1) ④等に記載のとおり「洋上風力発電設備」及び「附属設備」を指しており、事業者が自ら維持・運用する陸上施設は除きます。

436	公募占用指針案	第2章　(3) 2)	FIP制度ではインバランスリスクが顕在化するが、インバランスに関しては地元の電力会社として、旧一般電気事業者が関係することが多いと認識する。入札に於いて、旧一般電気事業者が特定の競合コンソにパートナーとして参加される場合、公募以降は競合先とのコンタクトは不可となり他コンソは協議が出来なくなってしまうが、インバランスに関しては、入札公示以降も協議できるような制度の設計をお願いしたい。	295番の回答をご覧ください。
437	公募占用指針案	第3章　(1)	船川港の利用について、R1案件、R2潟上・八峰両案件での利用が重複する可能性があり、重複した場合の利用のルールの規定をお願いしたい。	235番の回答をご覧ください。
438	公募占用指針案	第6章 (2) 4) ②	「関係漁業者や関係海運業者等との協調・共生方法」という記載に関して質問させて頂きたい。建設期間中に海洋土木工事の安全性を確保するために建設の海域を全面禁漁とする必要がある場合、漁業者に対する休業補償は事業者が行わなければならないのか？	補償については、漁業の操業等への支障の有無に応じて、当事者間で協議すべきものと考えます。
439	公募占用指針案	第8章 (1)	「供給価格がゼロプレミアム水準以下の場合は一律120点として評価する」との記載あり。本件、事業者が「電力卸価格は今後長期に亘り発電原価を上回るレベルで高値推移する」と想定すればゼロプレミアム入札が可能になるが、仮に想定に反して電力価格が低価格で推移すれば収支計画に大きな悪影響を与える。政府は事業者が「電力卸価格は今後長期に亘り発電原価を上回るレベルで高値推移する」と想定してゼロプレミアム入札を行うことを認めるのか？もし認める場合、政府はどのように当該事業者の想定妥当性を評価するのか？	電力卸市場価格の推移だけではないですが、政府としてゼロプレミアム水準での札入れを認めていない訳ではございません。ただし、91番の回答のとおり、相対取引を前提とする収支計画の実現性は「最低限必要なレベル」の評価項目において確認します。

440	公募占用指針案	第8章（1）	「供給価格がゼロプレミアム水準以下の場合は一律120点として評価する」との記載あり。本件、発電事業者が発電原価を上回る価格で電力小売事業者と長期のPPA契約を締結出来ればゼロプレミアム入札が可能になる。しかし、公平な競争の観点からも、発電事業者と同じグループの電力小売事業者が最終の電力需要家との契約の見通しが立っていないにも関わらず、グループ内の発電事業者から全量を高値長期買電する前提は認められないことを確認頂きたい。	相対取引を前提とする収支計画の評価方法は91番の回答をご覧ください。同一グループ内かどうかに関わらず、実現性が確認できないPPAを前提とする収支計画は認められません。
441	公募占用指針案	第8章（3）4) iii)資金・収支計画　「最低限必要なレベル」	「③当該洋上風力発電事業に伴う収入によって事業終了年度までに累損解消ができる計画であること」という文章の「当該洋上風力発電事業に伴う収入によって」という記載につき確認させて頂きたい。政府の方針としては、「発電事業者がPPA需要家やグループ内外の電力小売事業者に対し発電コストを下回る価格で販売する前提は認められない」、「発電事業者と同じグループの電力小売事業者が最終の電力需要家との契約の見通しが立っていないにも関わらず、グループ内の発電事業者から全量を長期買電する前提は認められない」であることを確認頂きたい。	「発電事業者がPPA需要家やグループ内外の電力小売事業者に対し発電コストを下回る価格で販売する前提は認められない」の意味するところが定かではございませんが、実現性のある収支計画を作成する場合、発電コストを下回る価格での販売のみの計画は通常想定されないと思います。「発電事業者と同じグループの電力小売事業者が最終の電力需要家との契約の見通しが立っていないにも関わらず、グループ内の発電事業者から全量を長期買電する前提は認められない」について、相対取引前提の収支計画の評価方法は91番の回答をご覧いただければと思いますが、オフテイカーへの国からのヒアリング等によって調達電力の扱いや取引実績などを確認します。
442	公募占用指針案	第8章（3）4) iii)資金・収支計画　「最低限必要なレベル」	「③当該洋上風力発電事業に伴う収入によって事業終了年度までに累損解消ができる計画であること」という文章の「当該洋上風力発電事業に伴う収入によって」という記載につき確認させて頂きたい。電力をPPA需要家に販売する収入前提の場合、政府は斯かる販売計画の実現性をどのように評価するのか？例えば、PPA需要家からの関心表明書取付がない場合は「実現性が低い」と判断するのか確認頂きたい。	91番の回答をご覧ください。
443	公募占用指針案	第8章（3）4) iii)資金・収支計画　「最低限必要なレベル」	事業収入に関しては、当該海域の洋上風力発電事業だけで採算が取れていることが「最低限必要なレベル」として必要であることを確認頂きたい。例えば、発電事業者が収益性の高い他の発電事業の利益を活かし、グループ内の電力小売事業者に発電コストを下回る価格で販売することは認められないことを確認願いたい。	ご理解のとおりです。「最低限必要なレベル」④を満たす必要があります。

444	公募占用指針案	第8章（3）4) iii)資金・収支計画　【感度分析】	「【感度分析】風況が超過確率P90の場合」と記載があるが、P90の発電量の予測期間に指定はないか。	特段指定はありません。運転期間等に合わせて事業者で判断ください。
445	公募占用指針案	第8章（3）4) iii)資金・収支計画　【感度分析】	「【感度分析】風況が超過確率P90の場合」と記載があるが、P90のネット発電量を算出する際のロスファクターは各事業者に一任されていることを確認させていただきたい。	ご理解のとおりです。専門的な見地から適切な水準で分析を行ってください。
446	公募占用指針案	第8章（3）4) iii)資金・収支計画　【感度分析】	「【感度分析】保険料支払いが15%増大する場合」と記載があるが、公募占用計画提出時において見込んでいる保険料が15%増大する場合を計算すれば足りるものであり、15%/年で増加していく場合を計算する必要はないことを明記していただきたい。	ご指摘踏まえ、公募占用指針及び別紙３を修正しました。
447	公募占用指針案	第8章（3）4)　v) 関係行政機関の長との調整能力 「トップランナー」「優れている」	「国内洋上風力発電に関する関係行政機関の長との調整実績」については、完工済みの案件のみならず、建設中の案件も評価対象になることを確認願いたい。何故なら、洋上風力は「開発」・「建設」・「操業」の3つのフェーズに分かれるが、事業者は開発・建設中に関係行政機関と相当な調整を行っており、この調整実績が正当に評価されるべきと考えるからである。	292番の回答をご覧ください。

448	公募占用指針案	第8章（3）4）　v）関係行政機関の長との調整能力「トップランナー」	「①関係都道府県知事から、合理的な理由とともに「トップランナー」と評価すべきと意見があったもの。②「優れている」と評価されるもののうち、国内洋上風力発電に関する関係行政機関の長との間で特に優れた調整実績があるもの」という記載あり。評価における①と②の関係性について説明をお願いしたい。具体的には、トップランナー評価に際しては、①が②より優先されるのか？（即ち、知事が合理的にトップランナーと評価したら、国内洋上で特に優れた調整実績が無くてもトップランナーになれるのか？）それとも、トップランナーになるためには①・②の両方を満たすことが必要なのか？	「関係行政機関の長等との調整能力」については都道府県知事の意見を最大限尊重する項目ですので、明らかに合理的ではない場合を除いて知事意見の評価が尊重されます。知事意見の評価基準については公募開始時の公募占用指針の別添７を確認ください。ご不明点等あれば、公募期間中の説明会や質問受付にてご質問ください。
449	公募占用指針案	第8章（3）4）　v）関係行政機関の長との調整能力「トップランナー」「優れている」	・関係行政機関の長との調整能力に就き、国内洋上風力発電の調整実績がある事業者が高い評価となっている。国内洋上風力には「一般海域案件」「港湾案件」「実証実験」があるが、港湾案件は、漁協の共同漁業権が無いため、そもそも漁協との調整等は対象となっておらず、また実証案件も一般海域案件に比べて規模が大幅に小さい。従い、「一般海域案件」の調整能力と「港湾案件」「実証実験」の調整能力を分けて評価することをお願いしたい。	一概にお答えすることは困難ですが、第三者委員会の意見も踏まえ、事業の親和性について個別に判断いたします。
450	記載要領及び様式集案	【様式3-1-6】　1.(2)	P22のミドルランナーの評価の考え方 には、”財務やテクニカルアドバイザリー等の専門家により資金・収支計画の適切性を検討・評価しているもの”とあるが、P55には、”ファイナンシャルアドバイザー等の第三者機関による資金・収支計画の適切性の検証・評価の証跡”との記載があるが、どちらが正しいか？	前者が正しいので、様式別紙３の記載を修正します。
451	記載要領及び様式集案	【様式3-1-6】　1.(2)	上記質問に関連し、もし、テクニカルアドバイザーの起用が正の場合、テクニカルアドバイザーが資金・収支計画の適切性を検討・評価は難しいと考えるが、どのような観点での起用を想定しているか、ご教示お願いしたい。	具体的な起用法については事業者判断となりますが、例えば欧州等の先行事例の知見から十分な事業費・維持管理費用が計上されているか等の観点から確認いただき、確認結果を証明するレポート等を提出してもらうことを想定しています。

452	記載要領及び様式集案	【様式3-1-6】 2.(1)	FIP制度下での相対取引の実現性については、コミットメントやLOI形式の添付書類の取付は必要か。また、それらの内容の実現性や妥当性についても確認、評価されるということで良いか。	91番の回答をご覧ください。
453	記載要領及び様式集案	【様式3-1-6】 2.(3)	内部収益率IRRの起算日は運転開始日とし、過去に計上したすべての事業費投資費用（開発費用、建設費用を含め）を運転開始日時点に一括で勘定するという理解で問題ないか。	ご理解のとおりです。
454	記載要領及び様式集案	【様式3-1-6】 4.(1) ③	「社内手続きを経ていること」との記載あるが、通常、事業者が最終投資決定を正式に下すのは公募占用計画提出時ではなく、選定事業者に選定され、許認可、設計等を進めた後になることから、公募占用計画提出時点では、事業実施を自己資金で行うことについては、SPCへの資金拠出について正式な意思決定までは不要であり、「出資金額相当額の資金が十分にあること」の表明することいつ時点でどのような内容の社内承認を得ているかを記載することのみで問題ないか。社内承認資料の添付は不要との理解で良いか。	出資金相当額の資金が十分にあることの表明書を提出いただくことで問題ありません。
455	記載要領及び様式集案	【様式3-1-6】 4.(2)	事業実現性の評価としては、金融機関の関心表明書またはコミットメントレターを取り付けた金融機関からの融資金額だけでなく、 融資条件の条件面の検討も公募の評価に関係があるか？ また、LOIを取得した融資金額合計の多寡自体が、評価に影響するか。	LOIへの金額記載はあくまで任意のものであり、評価に影響しません。

456	記載要領及び様式集案	【様式3-1-16】関係行政機関の長等との調整能力	”＊過去の関係行政機関の長との調整実績は、本区域やその関係行政機関に関するものに限るものではない。”との記載があるが、「本区域の調整実績も評価の対象となる」ということを念のため確認頂きたい。	292番の回答をご覧ください。
457	記載要領及び様式集案	【様式3-1-16】地域経済への波及効果	「上記地域経済/国内経済への波及効果を『さらに高めるための工夫・施策』について記載すること」とあるが、「根拠があるもの」については産業連関表の経済波及効果の計算に入れることでよいか？	262番の回答をご覧ください。
458	公募占用指針案	海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域 公募占用指針（案）	有望区域・促進区域への指定は、先行事業者が漁業者を始めとする地元関係者との合意形成などに取り組んだ結果、実現しているものである。現状、契約済みの系統は選定事業者に承継されるものの、それ以外の先行事業者の先行投資は一切回収できない。日本版セントラル方式が適用されるまでの公募については、このような先行事業者が果たしている役割に対する対価・補償について改めて検討いただきたい。	洋上風力事業実施のための地域調整を含めた先行投資は各事業者の経営判断に基づいて行われるものであるため補償の対象とはなりません。
459	公募占用指針案	P4. 第２章 公募対象とする事業の要件 （１）公募対象とする発電設備について 2) 当該海洋再生可能エネルギー発電設備の出力の量の基準	系統容量について、「・・・、下限は確保されている系統の容量から 20 %を減じた値（２者以上から 、自らが確保している系統を当該区域で 活用することを希望するとして情報提供があった場合は、事業者毎の系統容量の小さい方から 20%を減じた値）とする。」と記載されている。この点について、以下の認識で合っているか確認願いたい。 ①「新潟県村上市及び胎内市沖」の場合、確保されている系統は35.2万kWと70万kWで合計105.2万kW。それに対し活用する出力の下限値は28.2万kWであるとの認識でよいか。 ②本要件は、「新潟県村上市および胎内市沖」で35.2万kWと70万kWの２系統を同時に活用できないことによる処置との認識でよいか。 ③本公募より後に公示される公募占用指針では、本要件は見直されることもあり得るとの認識でよいか。	①ご理解のとおりです。 ②活用可能かどうかではなく、２者以上から情報提供があったことによる処置となります。 ③見直す予定はありません。

460	公募占用指針案	P5. 第２章 公募対象とする事業の要件 （３）供給価格等に関する事項について 1） 供給価格上限額	供給価格の上限額について、事業者選定後の詳細な海底地盤状況により、モノパイル式及びジャケット式の併用が想定される場合、ジャケット式の容量按分等により、19円/kWh～29円/kWhの範囲で供給価格を再設定することは可能なのか。	設置形態・施工法はモノパイル式、ジャケット式に限定されるものではないため組み合わせることも可能ですが、供給価格上限額は海底地盤の状態から想定される設置形態・施工法に基づき決定しているため、それ以外の設置形態・施工法が採用された場合であっても上限金額に変更はありません。
461	公募占用指針案	№4 海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域 公募占用指針（案） P6. 第２章 公募対象とする事業の要件 （４）事業の実施期間に係る事項について 3） 占用の期間	占用の期間について、所定の条件を満たす場合は占用許可の更新が認められるとのことだが、占用許可の更新を前提とした公募占用計画は認められるか、お示しいただきたい。 例えば、以下のようなケースでは現時点でも30年以上の占用が合理的と考えられないか。 ・港湾の制約によって運転期間が20年以下になることが想定される場合 ・技術活用により発電設備の長寿命化が現時点から見込まれる場合	公募占用計画の認定の有効期間の終了後における促進区域内海域の占用許可の更新を前提とした公募占用計画の作成・提出は認められません。その旨を公募占用指針第６章（２）３）に明記しました。
462	公募占用指針案	P8. 第２章 公募対象とする事業の要件 （５）その他留意すべき事項 4）促進区域内海域の占用の期間が満了した場合その他の事由により促進区域内海域の占用をしないこととなった場合における当該海洋再生可能エネルギー発電設備の撤去に関する事項	海洋に設置した設備の撤去費用について、「撤去費用の金額及び算出根拠については事業者選定における評価の対象とはしない。」と記載がある一方で、ⅳ)運転開始以降の事業計画(P.55)の最低限必要なレベルの評価事項として、「④撤去方法、撤去費用の金額およびその算出根拠が記載されているもの。」と記載がある。 後者の文言を正とする場合、 ①前者の文言は削除すべきではないか。 ②運転開始以降の事業計画の最低限必要なレベル④の根拠では、以下を示す必要があるという認識で間違いないか。 ・海洋に設置した設備の撤去費用⇒施工費の70%であること ・陸上に設置した設備の撤去費用⇒見積もりや実績などの添付	①評価に差はつかないという意味ですの原案どおりとします。 ②ご認識のとおりです。ただし、陸上設備の撤去費用算出については本項目では評価対象にしないので、別紙11への記載は不要です。21番の回答も参考にしてください。
463	公募占用指針案	P8. 第２章 公募対象とする事業の要件 （５）その他留意すべき事項 4）促進区域内海域の占用の期間が満了した場合その他の事由により促進区域内海域の占用をしないこととなった場合における当該海洋再生可能エネルギー発電設備の撤去に関する事項	″海洋に設置した設備″と記載があるが、″海洋に設置した設備″と″陸上に設置した設備″の境界は渚マンホールと考えて良いか？また、渚マンホールの場合、躯体は陸上、海洋ケーブルは海洋。と理解して良いか。	ご理解のとおりです。

464	公募占用指針案	P11. 第３章 事業実施に必要な情報の提供 （１）当該海洋再生可能エネルギー発電設備の設置及び維持管理に必要な人員及び物資の輸送に関し法第 13 条第 2 項第 2 号に掲げる区域と一体的に利用される港湾に関する事項	秋田県の2海域において、能代港および秋田港の利用が認められたが、2海域の入札を計画する事業者が1つの港湾で2海域を同時施工する計画を立てることは認められるのか。	認められません。本公募占用指針において以下のとおり定めています。 ・同一の公募参加者（※）が複数の促進区域の公募に参加する場合には、当該参加者が作成する複数の公募占用計画において、同一埠頭における利用期間が重複することは認められない。 （※）共通するコンソーシアム・ＳＰＣの構成員の合計議決権比率（共通する構成員が一者の場合は当該者の議決権比率）が1/2超の場合は同一の公募参加者とする
465	公募占用指針案	P17. 第５章 公募参加のための手続 （１）公募の参加者の資格に関する基準 2）公募参加及び事業の実施に当たって遵守すべき事項等	2)「公募参加及び事業の実施に当たって遵守すべき事項等」として規定されているiii)「関係法令、基準及び本公募占用指針を遵守し、公募占用計画を作成すること。」に関し、独占禁止法が含まれるかご見解をお示しください。 また、独占禁止法が含まれる場合、本公募応札とは別事案において、独占禁止法への抵触があった場合、本公募占用指針の遵守事項違反として取り扱われることがあるかご見解をお示しください。	前段について、関係法令には独占禁止法も含まれます。後段については、ただちに遵守事項違反に該当するものではないですが、万が一、別事案における独占禁止法違反の事実により（別添４）３（３）イ又はウに該当した場合には、第５章（１） 2）iv)との関係において留意が必要と考えます。
466	記載要領及び様式集案	P.18 第２章 様式集 3.公募占用計画の受付時における提出書類 【様式 3-1-3】事業実現性に係る各評価の考え方への対応	評価の考え方への対応を示すフォーマットを提示いただいているが、枚数の上限があればお示しいただきたい。	381番の回答をご覧ください。
467	公募占用指針案	海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域 公募占用指針（案） P18. 第５章 公募参加のための手続 （１）公募の参加者の資格に関する基準 2）公募参加及び事業の実施に当たって遵守すべき事項等	ix)資金調達への支障など特段の事情があり 国が必要と認めた場合は意図的な開示に含まれないとの事だが、国が必要と認めるか否か事業者に個別ケースを判断させるのでは無く、国側で予め一律の基準を設定のうえ公表しておいてほしい。	個別判断を要するので、一律の基準設定は困難ですが、判断に悩む場合は対応について事前に国に相談ください。

468	公募占用指針案	P21. 第５章 公募参加のための手続 （２）公募占用計画の提出 2) 提出書類	コーポレートファイナンスを利用する場合は事業者名義の誓約書のほかに関心表明は必要か? プロジェクトファイナンスを利用する場合 金融機関の関心表明 LOIとされているがコーポレートファイナンスを利用する場合のLOIの要否についても明記いただきたい。	206番の回答をご覧ください。
469	公募占用指針案	P36. 第６章 公募占用計画に記載すべき事項 （２）公募占用計画に記載すべき事項 2) 占用の区域及び占用の期間	別紙3【様式3-1-5】 ⇒ 別紙4【様式3-1-7】 の間違いかと思いますので、訂正いただきたい。 また、”必要事項”とは別紙4【様式3-1-7】 占用の区域及び配置計画での要求事項を満たせばよいということでよいか、明確にお示しいただきたい。	ご指摘を踏まえ公募占用指針を修正しました。 ご指摘の「必要事項」とは、別紙4【様式3-1-7】１．（4）その他に定める事項を指しています。
470	公募占用指針案	P39. 第６章 公募占用計画に記載すべき事項 （２）公募占用計画に記載すべき事項 3) 海洋再生可能エネルギー発電事業の内容及び実施時期等	x) ″第２章（５）3) 撤去に関する事項の留意点を踏まえて記載すること″ と記載があるが、正しくは″第２章（５）4) ″の間違いではないか。	ご指摘を踏まえ、公募占用指針を修正しました。
471	公募占用指針案	P41. 第６章 公募占用計画に記載すべき事項 （２）公募占用計画に記載すべき事項 4) その他必要な事項	②地域との協調・共生、地域経済等への波及効果に関する事項 別紙13 関係行政機関の長等との調整能力に関する記載事項が記載されておらず、明示いただきたい。	ご指摘を踏まえ、公募占用指針を修正しました。

472	公募占用指針案	P43. 第７章 選定事業者の選定の流れ （３）公募占用計画の評価、選定事業者の選定 2）選定及び学識経験者の意見の聴取	2）選定及び学識経験者の意見の聴取 国内経済への波及効果についても、「地域の代表としての都道府県知事の意見を参考聴取し」と記載があるが、国内経済波及効果についても都道府県知事の意見を少なからず尊重して評価を行うのであれば、知事が確認する資料および評価基準をお示しいただきたい。	「国内経済への波及効果」については都道府県知事意見聴取の対象外であるため、公募占用指針を修正しました。
473	公募占用指針案	P.47 第８章 選定事業者を選定するための評価の基準	″公募占用計画の評価は、長期的、安定的かつ効率的な発電事業の実施が可能かという観点から総合的に評価する。″と記載があるが、ここでいう″効率的″とは具体的に何を指しているのか？発電量のことか。それとも、コストのことか。他章にも″効率的″という言葉が散見されるが、評価対象となるのであれば、″効率的″の定義を示していただきたい。	再エネ海域利用法の基本方針において、本法の目標の一つとして、 「長期間にわたり海域を占用することから、信頼性があり、かつ国民負担の抑制のためのコスト競争力のある電源を導入することの重要性に鑑み、「長期的、安定的かつ効率的」な発電事業を実現すること。また、長期的かつ安定的な発電事業の実施のため、地域との共生や地域経済への波及の観点も含め、我が国の経済社会の健全な発展及び国民生活の安定向上に寄与するよう配慮を行うこと」 が明記されており、「効率的」とは「国民負担の抑制のためのコスト競争力のある電源を導入」することを指します。
474	公募占用指針案	P47. 第８章 選定事業者を選定するための評価の基準	評価項目及び確認方法の中に、発電バランシングの実施方法に関する記載がないが、発電バランシングの実施方法は評価対象外という認識で良いか。 評価対象である場合には、どの評価項目・確認方法に該当するのか示していただきたい。また、洋上風力の規模の変動電源を取り扱った実績のある発電BGは、旧一般電気事業者などごく限られる。現時点ではこのような実績のない発電BGを利用する公募占用計画であっても、評価においては同等に取り扱っていただきたい。	選定後のFIP認定申請に当たって需給管理の方法を記載いただくことになりますので、本公募においても様式３の「収支計画の概要」に、「自社による管理」や「小売電気事業者による管理」等の概要を記載ください。本公募では、管理方法自体の詳細や実績で評価に差をつけるものではなく、「資金・収支計画」の「最低限必要なレベル」の評価のため、「収支計画の概要」に記載される売電方法等との整合性を確認します。
475	公募占用指針案	P49. 第８章 選定事業者を選定するための評価の基準	「事業計画の迅速性」の評価において、例えば利用する系統が複数あり、洋上風力発電所を２つに分割して別々にFIP認定を取得し、時期をずらして段階的に運転開始する場合には、どの時点を以て運転開始時期と見なすのか。	16番の回答をご覧ください。

476	公募占用指針案	P51. 第８章 選定事業者を選定するための評価の基準 （３）評価の配点及び採点方法 ⅱ）事業実施体制・事業実施実績	ⅱ）事業実施体制・事業実施実績 最低限必要なレベルの考え方②に、「各役割の主たる者の実績が、その役割に求められるものとして適切であるもの。」とあるが、”適切である”とは、様式集【3-1-5】49頁以降の表に記載が求められているとおり、”設備の仕様や規模等の親和性”及び”役割の親和性”があることと理解して齟齬はないか。 一方で、設備の仕様や規模/役割の親和性が低く最低限必要なレベルに達していない、と判断される基準を明確にしていただきたい。	12番の回答をご覧ください。
477	公募占用指針案	P50. 第８章 選定事業者を選定するための評価の基準 （３）評価の配点及び採点方法 ⅱ）事業実施体制・事業実施実績	今回、指針案の示された区域の公募時点では、事業の実施・管理において、気象海象条件が近いと見なせる洋上風力発電の実績が国外になく、同規模以上の洋上風力発電の実績が国内にまだないため、当該海域付近の陸上風力発電で調査から撤去までを一貫して経験した実績が、実務経験を有する人材の確保や適切配置などに際し、親和性が最も高く、相対的に評価が最も高くなり得ると解釈しても良いでしょうか。（トップランナーに空席を設けないために、洋上を必須要件とせず柔軟に解釈いただくのだろうという趣旨です。国内洋上風力は、数年のうちに運転開始となるプロジェクトが増えてくることから、その時点で陸上風力発電との対比で、いずれの親和性が高いかの評価が可能になる理解です。）	一概にお答えすることは困難ですが、別紙２において親和性の高さを根拠とともに具体的に説明いただければ当該記載を基に判断・評価します。
478	公募占用指針案	P50. 第８章 選定事業者を選定するための評価の基準 （３）評価の配点及び採点方法	本区域特有の事情をよく把握した上でリスクを客観的科学的データに基づき特定・分析し、事業者固有の知見・経験を生かした対応を記述することができれば、「優れている」の考え方に示されている「独自に行ったリスクの特定・分析が適切になされ、その対応が特に優れていると評価される」に当てはまる可能性が高いと理解して良いでしょうか。	ご理解のとおりです。第三者委員会の意見も踏まえ、相対的に評価します。
479	公募占用指針案	P51-52. 第８章 選定事業者を選定するための評価の基準 （３）評価の配点及び採点方法 ⅲ）資金・収支計画	「トップランナー」の評価で「コスト増や収入減少等のリスクに対しより適切な対応がとられて」とあり、「優れている」の評価で「指針で示すリスクシナリオについて、その検討内容や対応が優れて」とあるが、前者は指針で示された内容以外のリスク（たとえば本区域特有のリスク等）も含めて特定・分析したうえでの収支計画の立案を求めており、後者は指針のリスクシナリオのみに対する検討・対応を求めているとの理解で良いでしょうか。	ご理解のとおりです。その旨が明確になるように公募占用指針・様式集に追記しました。

480	公募占用指針案	P52. 第８章 選定事業者を選定するための評価の基準 （３）評価の配点及び採点方法 iii）資金・収支計画	自己資金やコーポレートファイナンスによる資金調達の場合には、「ミドルランナー」の基準を満たし、かつ「優れている」の①および②に該当(③に関係なく)すれば「優れている」の評価になる旨を明記するいただきたい。	「プロジェクトファイナンスによる資金調達の場合」と明記しているため、ご指摘の点は明記できていると考えます。なお、「優れている」の評価の考え方を分かりやすさの観点から修正したので、具体的には127番の回答をご覧ください。
481	公募占用指針案	P52. 第８章 選定事業者を選定するための評価の基準 （３）評価の配点及び採点方法 iii）資金・収支計画	優れている(7.5点)③に記載の調達先とはプロジェクトファイナンスの融資予定先である銀行等と理解するが、公募LOIの取得においてLOI発行元に対して公募占用指針に記載のリスクシナリオの全てのケースについてCFモデルなど採算性分析のできる資料を開示したうえで、全てのケースにおいてLOI発行元が事業継続性について支障がないと確認した証憑が必要という理解でよいか?	国としては適切な第三者の確認がなされている点が重要ですので、ご指摘踏まえ、調達先以外にも「財務やテクニカルアドバイザリー等の専門家」の検討結果も可能となるように記載を修正しました。
482	公募占用指針案	P52. 第８章 選定事業者を選定するための評価の基準 （３）評価の配点及び採点方法 iii）資金・収支計画	iii）資金・収支計画の最低限必要なレベルの評価の考え方「③事業収入について、 発電量予測や需給調整に伴う費用等を考慮したものであること。」について、PPAによる売電収入を見込む場合、具体の販売体制やその確実性等は評価対象となるのか、評価によっては失格になることもあるのか。評価対象である場合には、どの評価項目・確認方法に該当するのか示していただきたい。	91番の回答をご覧ください。
483	公募占用指針案	P54. 第８章 選定事業者を選定するための評価の基準 （３）評価の配点及び採点方法 iii）運転開始までの事業計画	iii）運転開始までの事業計画 トップランナーの評価の考え方②に「設備構造に関して、調整力の確保や系統混雑の緩和に資する、特に優れた提案がなされていると評価されるもの。」とあるが、調整力とは具体的にどのような機能を求めているのか、明示いただきたい。 例1）需要に応じた蓄電池等への蓄電・放電 例2）翌日の系統混雑を見越した、供給量調整 例3）出力抑制を踏まえた発電設備の容量設定 例4）発電インバランス量の低減 例5）需給ひっ迫時の供給力 また、設備構造とは、発電設備に併設された蓄電池などESS（電力貯蔵システム）と考えてよいか。	4番の回答をご覧ください。

484	公募占用指針案	P54. 第８章 選定事業者を選定するための評価の基準 （３）評価の配点及び採点方法 iii）運転開始までの事業計画	iii）運転開始までの事業計画 最低限必要なレベルの評価の考え方⑧に「施工期間における労働者の安全衛生・危機管理への配慮方針及び環境保全について、管理体制や方針、労働者の教育訓練、リスク低減措置等が具体的に記載されているもの。」とあるが、この条件を満たすには洋上工事のみならず、調査や陸上工事についても示す必要があるか、明確にお示しいただきたい。	調査や陸上工事についても対象となります。
485	公募占用指針案	P54. 第８章 選定事業者を選定するための評価の基準 （３）評価の配点及び採点方法 iii）運転開始までの事業計画	iii）運転開始までの事業計画 ミドルランナーの評価の考え方③に「同認証を未取得の場合は運転開始前までに取得する見通しについて根拠を持って示されているもの。」とあるが、根拠として認められる条件をお示しいただきたい。（風車メーカーによる認証取得までの計画を示す必要がある、認証取得の特定の段階まで進んでいることを示す必要がある（例えば、実証機が完成している）、など） 尚、実証機の完成有無のみをもって評価に差はでないとの理解でよいか。 また、複数の事業者によって型式認証を取得しているものと、取得する見通しの根拠を持って示したものが混在した場合、相対評価によって評価の差が生じることはあるのか。上記二つのケースは同等の評価が与えられるのか。	型式認証未取得の場合には、運転開始前までに型式認証が取得できることの一定の蓋然性があることを示す根拠をお示しください。（例：認証機関による認証プロセスの状況や認証取得時期の見通しに関するレター等。） また当該評価基準において、①実証機の完成有無のみをもって評価に差がつくものではありません。②型式認証を取得してるものと、未取得であるが運転開始前までに取得する見通しを根拠をもって示されているものについて、評価上差異はございません。
486	公募占用指針案	P54. 第８章 選定事業者を選定するための評価の基準 （３）評価の配点及び採点方法 iii）運転開始までの事業計画	iii）運転開始までの事業計画 ミドルランナーの評価の考え方⑤に「工事開始前までに ISO45001（労働安全衛生）や建設業労働安全衛生マネジメントシステム（COHSMS）又はこれらと同等の認定等を取得することが予定されているもの。」とあるが、 ①会社独自の労働安全衛生システムを構築・運用していることでも、「同等の認定等」として認めていただきたい。 ②①が認められない場合は、ISO45001、COHSMSの他に「同等の認定等」として何が該当するか明確にお示しいただきたい。 ③どの役割を担う企業がこれら認証を取得すべきとお考えか、明確にお示しいただきたい。 海洋土木工事のEPC等を担う企業による取得が求められているのか、発電設備のEPC等を担う企業や、海洋土木工事の実施・管理を担う企業についても示す必要があるか、など。 ④「認証予定」として認められるための条件についてお示しいただきたい。 認証機関と合意したスケジュールの提示等が必須となるか。	①については、303番の回答をご覧ください。 ②については、304番の回答をご覧ください。 ③については、90番の回答をご覧ください。 ④については、1040番の回答をご覧ください。
487	公募占用指針案	P53. 第８章 選定事業者を選定するための評価の基準 （３）評価の配点及び採点方法 iii）運転開始までの事業計画	55頁に挙げられているリスクシナリオの区分・概要の記載からは、”出荷国における天災・出荷港不全・輸送中の事故等により、建設に必要な部品や船舶がスケジュール通りに調達できない”のように、事象として顕在化した場合への対応（遅れに対する対応）も求められているように読み取れる。 このような遅れた場合への対応を運転開始予定時期までに行うには、工程にそれなりの裕度を持たせる必要がある。この裕度を持たせた事業計画・スケジュールでないと事業計画として評価をされないものなのか？ 事業迅速性を求められているなか、迅速性を目指す計画では、迅速性を成り立たせる上でリスクへの未然防止の対策は当然図るものの、工程そのものの裕度自体は限られてくるものと推測されるため、仮に工程の裕度が短いと評価された場合に事業計画自体の評価が下がるものなのか？	工程に一定の余裕を持たせるのは対応策の一例だとは思いますが、その他の可能性もあるかと思います。 事業実現性評価においては、「事業計画の迅速性」「事業実施体制・事業実施実績」「資金・収支計画」「運転開始までの事業計画」「運転開始以降の事業計画」「電力安定供給」の観点で、第三者委員会の意見も踏まえて総合的に評価を行います。

488	公募占用指針案	P57. 第８章 選定事業者を選定するための評価の基準 （３）評価の配点及び採点方法 ｖ）関係行政機関の長等との調整能力	関係行政機関の長等との調整能力の「トップランナー」「優れている」に関する評価の考え方の中で、国内洋上風力発電に関する関係行政機関の長との調整実績が評価の対象となっているが、同規模以上の洋上風力発電の実績が国内にまだなく、また数少ない国内洋上風力発電も運転開始後実績がないため、国内陸上風力発電に関する調整実績も「トップランナー」「優れている」の評価の対象としていただきたい。	477番の回答をご覧ください。
489	公募占用指針案	P59. 第８章 選定事業者を選定するための評価の基準 （３）評価の配点及び採点方法 vii）地域経済波及効果（10 点満点）	vii）地域経済波及効果（10 点満点） 「トップランナー」の評価の考え方「中長期的な観点から地域経済の発展に資するもの」について、”中長期的”の意図を明確にお示しいただきたい。 様式集の92頁に「事業期間にわたって発生する最終需要増加額を記入し」とあることから、”中長期的な観点から地域経済の発展に資する”とは当該海域での調査～撤去期間において一度限りではなく継続的に需要が発生するような状況と推察するが、相違ないか？占用期間以降や、他海域の風力発電事業による需要については評価対象外と理解してよいか？	中長期の程度については162番の回答をご覧ください。洋上風力発電事業は30年近くの期間で地域との関係構築が求められるため、占用期間以降も含め、地域経済への継続的な波及効果をお示しください。 他海域の風力発電事業による需要が意味するところが分かりかねますが、事業計画は各海域ごとに作成ください。
490	公募占用指針案	P59. 第８章 選定事業者を選定するための評価の基準 （３）評価の配点及び採点方法 vii）地域経済波及効果（10 点満点）	vii）地域経済波及効果（10 点満点） 「関係行政機関の長等との調整能力」および「周辺港と、漁業等との協調・共生」の表下の注）と同様に、「地域経済波及効果」においても各県の考え方を具体的に記載していただきたい。	427番の回答をご覧ください。
491	公募占用指針案	P61. 第８章 選定事業者を選定するための評価の基準 （４）評価に関する補足事項 1）事業実施の実績の評価に関する補足事項	EPC等の協力企業の候補を複数示す場合、協力企業の能力が総合的に評価されるという認識でよいか	398番の回答をご覧ください。

492	公募占用指針案	P.61 第８章 選定事業者を選定するための評価の基準 （４）評価に関する補足事項 2）電力安定供給に係るサプライチェーンに関する補足事項	評価対象となるサプライチェーンの範囲に、建設工事の施工や陸上送変電設備は含まないとされているが、その理由をお聞かせください。また、評価対象となるサプライチェーンは"撤去"に関する項目は含まれないでしょうか。ソフトに係るサプライチェーンについて、"運転、維持管理のための人材や物流等"という項目から"撤去のための人材や物流等"まで続く計画とした場合、それは評価すべきと考えますがいかがでしょうか。	21番の回答をご覧ください。
493	公募占用指針案	P62. 第８章 選定事業者を選定するための評価の基準 （４）評価に関する補足事項 3）撤去費用の金額及び算定根拠について	3）撤去費用の金額及び算定根拠について 「事業者選定後、選定事業者は撤去方法及び撤去費用の詳細な検討を行い、撤去費用の額を精査の上、原則として公募占用計画を変更すること」と記載があるが、精査した結果、海洋における施工費の 70%を超えたとしてもペナルティ等はないのか。	撤去費用の変更に伴うペナルティはございません。撤去費用については制度面等含め、公募時点では不確定要素が多く評価が困難であるため、前提条件を揃えるものです。したがって、事業者選定後、将来的に撤去方法が決まったタイミングであわせて公募占用計画の変更を行ってください。
494	公募占用指針案	P62. 第８章 選定事業者を選定するための評価の基準 （４）評価に関する補足事項 2）電力安定供給に係るサプライチェーンに関する補足事項	ⅱ）サプライチェーン形成計画の変更 事業者選定後にサプライチェーン形成予定の変更が生じた場合の対応にて、その状況を審査した上で変更の可否を判断する、となっているが、変更否となった場合のその後の対応が明確でない。 例）変更を認めないとされた場合、事業者選定を取り消されるのか、など。	一概にお答えすることは困難ですが、別紙２において親和性の高さを根拠とともに具体的に説明いただければ当該記載を基に判断・評価考ます。
495	公募占用指針案	P66. 第９章 選定事業者の選定後に行う手続 （５）公募占用計画の変更に係る事項 1）変更を認める場合の基準	現状、FIP新規認定案件(2022年度認定～)においては、認定取得後の事後的な蓄電池の設置が認められているが、本公募事業において蓄電池を設置しない計画にて選定事業者に選定された後に蓄電池を併設する計画へと事業計画を変更しても問題無いか確認したい。 例）コスト上昇、出力制限の縮小などで採算性が変化する事も認められるのか？	収支計画等への影響の精査が必要なため、一概にお答えすることは困難ですが、公募占用指針第９章（５）に基づき、個別に判断いたします。

496	公募占用指針案	P.82	新潟県村上市及び胎内市沖の「発電設備等の設置に制約が生じる範囲」 「水深について、おおむね水深20m以浅が、洋上風力発電設備等を設置しない海域」とは下記の新潟県村上市及び胎内市における協議会事務局の出している文書に従い、海岸線から2kmラインより陸側という理解でよいか https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/yojo_furyoku/dl/kyougi/niigata_murakami/03_data05.pdf	228番の回答をご覧ください。
497	公募占用指針案	P.107-116 （別添３）促進区域と一体的に利用できる港湾	設置工事と撤去工事を別の港湾を使用する計画は認められるか？	公募占用指針（別添３）５．をご覧ください。
498	公募占用指針案	P.118 （別添４）公募参加資格 ３ 申請者が、公募占用計画の受付期限の日から選定結果公表の日までの期間に、次のいずれにも該当しない者であること ⑶ 次のいずれかに該当する者	公募占用指針上、SPC参加の場合、SPC及び実績等の評価対象となるSPCの議決権を有する構成員は、同別紙参加資格の各要件を満たす必要があるとされています。このうち、同別紙の3(3)イ「経済産業省本省及び国土交通省本省により、現に指名停止措置を受けている者」に該当するかどうかの審査にあたっては、当該SPC及び実績等の評価対象となるSPCの議決権を有する構成員自身が同3(3)イに該当するかどうかのみが審査対象であり、当該SPC又は当該構成員の親会社、子会社その他の関連会社が同3(3)イに該当した場合でも、当該SPC及び当該構成員の公募参加資格要件の充足・不充足の判断に影響を与えることはないという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
499	公募占用指針案	P.118 （別添４）公募参加資格 ３ 申請者が、公募占用計画の受付期限の日から選定結果公表の日までの期間に、次のいずれにも該当しない者であること ⑶ 次のいずれかに該当する者	SPC参加の場合、SPCの構成員の関連会社が同3(3)キ(ア)「法第21 条に基づき経済産業大臣及び国土交通大臣に公募 占用計画の認定の取 り 消しを受けた者」乃至(キ)「その他公募の参加を認めるべきでない行為を行った者」に該当するものとして経済産業省及び国土交通省から現に参加資格を認めないとされている場合であっても、当該SPC又は当該構成員自身が同(ア)乃至(キ)に掲げる行為を行ったわけでなければ、当該SPC又はSPCの構成員が3(3)キに該当すると判断されるものではないという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

500	公募占用指針案	P.123 （別添６）公募参加者一者あたりの落札制限に関する事項及び 能代港又は秋田港の利用重複時における事業者選定に関する事項 ２．能代港又は秋田港の利用重複時における事業者選定に関する事項	乙区域で再提出時における”能代港及び秋田港の利用可能期間を通知される”　と記載があるが、この2港以外の港に関しての利用可能（不可能）な期間も併せて通知頂きたい。	公募占用指針に記載のとおり、「促進区域と一体的に利用できる港湾」以外に、事業者が自ら海洋再生可能エネルギー発電設備の設置及び維持管理に際し活用するために調整した港湾がある場合には、公募占用計画の提出時に、当該港湾が活用可能であることを証する資料（対象施設及び活用を認める期間、その他留意事項（同意の前提条件等）を記載した施設管理者の同意書及び公募参加者が地耐力等の構造上の利用可能性を検討した書類）の添付を求めています。 公募占用計画の再提出に伴い、新たに能代港及び秋田港以外の港湾を利用する場合や、能代港及び秋田港以外の港湾における利用期間等を変更する場合には、施設管理者に確認の上、当該港湾が活用可能であることを証する資料の添付が必要となります。
501	公募占用指針案	P.123 （別添６）公募参加者一者あたりの落札制限に関する事項及び 能代港又は秋田港の利用重複時における事業者選定に関する事項 ２．能代港又は秋田港の利用重複時における事業者選定に関する事項	「秋田県八峰町及び能代市沖」及び「秋田県男鹿市、潟上市及び秋田市沖」について、それぞれの評価点が１位の公募占用計画間で能代港、秋田港の利用の重複がしない場合、かつ、2港以外の促進区域と一体的に利用できる港湾以外の港の利用が重複した場合は、どのような基準で重複した港の利用事業者を決めるのか？	235番の回答をご覧ください。
502	記載要領及び様式集案	P.17 第２章 様式集 3.公募占用計画の受付時における提出書類 【様式 3-1-2】公募占用計画 ５）公募占用計画の要旨	５）公募占用計画の要旨 「※本公募占用指針第７章（３）３）で定める「選定結果公表時の公表内容」（以下に引用）を網羅する内容とすること。」とあるが、ア）iii）「評価点（供給価格点、事業実現性評価点）、事業実現性評価点の内訳及び講評」は要旨に記載しなくてもよい旨明確に記載いただきたい。	ご指摘のとおり修正します。
503	記載要領及び様式集案	P.17 第２章 様式集 3.公募占用計画の受付時における提出書類 【様式 3-1-2】公募占用計画 ５）公募占用計画の要旨	５）公募占用計画の要旨 「※本公募占用指針第７章（３）３）で定める「選定結果公表時の公表内容」（以下に引用）を網羅する内容とすること。」とあるが、要旨に記載した文言をそのまま公表するのではなく、各事業者の情報粒度を揃えた上で公表いただきたい。	ご意見のとおり対応したいと思います。

504	記載要領及び様式集案	P.45 第２章 様式集 3.公募占用計画の受付時における提出書類 【様式 3-1-4】別紙１：事業実施体制 ２．SPC の体制	2. SPCの体制 - (4). SPCの地域共生に関する体制 ”地域共生に関する体制”とは、別紙13関係行政機関の長等との調整能力で示す”調整を行うための体制”と同義と考えて問題ないか。異なる機能を想定されている場合、明確にお示しいただきたい。	別紙１の「地域共生に関する体制」は基本的には地域関係者のみを対象とした体制を記載する項目ですが、別紙１３の「調整を行うための体制」については関係行政機関として国の機関も含まれますので、同義ではありません。
505	記載要領及び様式集案	P.48 第２章 様式集 3.公募占用計画の受付時における提出書類 【様式 3-1-5】別紙２：各企業の役割に応じた実績	「部分的に完工している実績については、当該工事が一つの発注工事として完成している場合は、本事業との親和性の観点から評価対象とする。」とあるが、ひとつの受注工事として完了しているものであっても、部分的な完工にも至っていない工事は評価対象外という理解でよいか。	ご理解のとおりです。
506	記載要領及び様式集案	P.48 第２章 様式集 3.公募占用計画の受付時における提出書類 【様式 3-1-5】別紙２：各企業の役割に応じた実績	親会社の実績を記載する場合について、「自らの実績と同等と言える根拠を示すこと（実績を有する人材・チーム等を親会社・子会社から異動させる（具体的な計画を含む）こと等を記載）。」とあるが、異動以外の形態であっても、実績を有する人材・チーム等が事業推進にあたることが具体的な計画をもって示されれば同等に評価されると理解してよいか。	ご理解のとおりです。
507	記載要領及び様式集案	P.54 第２章 様式集 3.公募占用計画の受付時における提出書類 【様式 3-1-6】別紙３：事業の資金計画・収支計画	公募占用指針(案)P52 iii）資金・収支計画の最低限必要なレベルの評価の考え方「③事業収入について、 発電量予測や需給調整に伴う費用等を考慮したものであること。」に関連して、様式3-1-6において発電量予測や需給調整に伴う費用等は「運転維持費」の「kWあたり年間運転維持費」に含めれば良いか。	ご指摘を踏まえ、様式３－１－６ 別紙３に「需給調整に伴う費用」を項目に追記します。

508	記載要領及び様式集案	P.55 第２章 様式集 3.公募占用計画の受付時における提出書類 【様式 3-1-6】別紙３：事業の資金計画・収支計画	ファイナンシャルアドバイザーは、工事費用やメンテナンス費用の妥当性を評価するものではなく、あくまで資金・収支計画そのものの適切性の検討・評価を行うものという理解でよいか。	ご理解のとおりです。 公募占用指針の評価の考え方にそろえ、当該箇所は「フィナンシャルアドバイザー等の第三者機関による資金・収支計画の適切性の検討・評価の証跡」ではなく「財務やテクニカルアドバイザリー等の専門家による資金・収支計画の適切性の検討・評価の証憑」に修正します。
509	記載要領及び様式集案	P.55 第２章 様式集 3.公募占用計画の受付時における提出書類 【様式 3-1-6】別紙３：事業の資金計画・収支計画	「費用金額及びその金額の根拠（見積もりや過去の実績等）を簡潔に記載すること。」について、記載する費用金額とその金額の根拠となる見積もり等に差異があっても評価に影響はないか。差異がある場合は、その理由を「記載金額の根拠」欄に示す必要があるか。例えば、将来ある程度値引きできる事を折り込んでもよいのか。	計上されている金額と根拠資料に差異がある場合は事業者に対して事実関係の確認を行うことになりますので、あらかじめ理由を記載ください。
510	記載要領及び様式集案	P.55 第２章 様式集 3.公募占用計画の受付時における提出書類 【様式 3-1-6】別紙３：事業の資金計画・収支計画	「費用金額及びその金額の根拠（見積もりや過去の実績等）を簡潔に記載すること。」に関連して、資金・収支計画の評価区分「最低限必要なレベル」として「①主な事業費（建設費用、資機材調達費用（風車、基礎、海底ケーブル）、設備維持管理費用）の根拠（見積もりまたは過去の実績等）が示されているもの。」となっている。見積もり等の根拠をより細かい費用項目で記載及び添付した場合、評価の差が生じることはあるのか。	一概にお答えすることは難しいですが、項目がいかに細分化されているかというよりも、事業費の妥当性を確認しやすい記載である方が望ましいです。なお、本基準は「最低限必要なレベル」ですので、妥当性が確認できないと「失格」となる可能性があります。
511	記載要領及び様式集案	P.58 第２章 様式集 3.公募占用計画の受付時における提出書類 【様式 3-1-6】別紙３：事業の資金計画・収支計画	P58記載の系統費用について、以下の認識で合っているか確認願いたい。 ①本項目に記載する金額は「工事費負担金の総額」で良いか。 ②その金額は、「海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域に関する情報の提供について」により提供される、系統に係る契約等の情報の内、「承継が義務付けられる資産等の承継価格を算出するために必要な情報」に記載される金額で良いか。（P.2） https://www.mlit.go.jp/kowan/content/001573166.pdf	ご理解のとおりです。

512	記載要領及び様式集案	P.60 第２章 様式集 3.公募占用計画の受付時における提出書類 【様式 3-1-6】別紙３：事業の資金計画・収支計画	P60撤去費用のうち陸上設備の撤去費用について、以下の認識で合っているか確認願いたい。 ①当該の陸上設備とは、P3 第１章（定義）に記載の「事業者自らが維持・運用する陸上の変電施設、送電線、通信ケーブル」である、との認識でよいか。 ②陸上設備は全撤去をした場合の総額、との認識でよいか。 ③当該費用は評価の対象にならない、との認識でよいか。	①ご理解のとおりです。 ②合理的な説明とともに一部残置の計画が提示される場合は、一部残置前提の金額の記載も認められます。 ③「資金・収支計画」の実現性の評価対象となります。21番の回答も参考にしてください。
513	記載要領及び様式集案	P.61 第２章 様式集 3.公募占用計画の受付時における提出書類 【様式 3-1-6】別紙３：事業の資金計画・収支計画 （2）未然防止策・リスク発現時の対策	（2）未然防止策・リスク発現時の対策 「必要に応じて記載内容を証明するための証憑書類を添付すること。ただし、各項目の「未然防止策」、「リスク発現時の対策」ごとに、重要度の高い証憑書類を厳選して添付すること（基本的には記載内容毎に証憑書類は一つのみ提出）。」 との事だが、複数のリスクへの対応を1証憑で完結する事は不可能な為、「基本的には1つのみ」という記述を削除していただきたい。	本記載は、各リスクについて証憑１枚という意味ではなく、各リスクへの対応策として盛り込まれる記載内容１つにつき証憑１つという意味です。 例えば、稼働率低下のリスク発現時の対策として「メーカーとの稼働率保証契約に基づくメーカー補償かつ損害保険への加入」という内容を記載する場合、稼働率保証・保険契約内容の証憑として計２点の証憑を提出可能です。
514	記載要領及び様式集案	P.61 第２章 様式集 3.公募占用計画の受付時における提出書類 【様式 3-1-6】別紙３：事業の資金計画・収支計画	リスク項目として「卸市場価格の低下」が記載されているが、FIPは制度として卸価格が低下した場合はプレミアム上昇によって売上減が相殺される制度と理解しており、「卸市場価格の低下」がリスクと言えないと考える。　よって「卸市場価格の低下」がリスクとなるのは別途民-民がコーポレートPPAを締結している場合にその契約内容によっては。と考えてよいか。	「卸市場価格の低下」リスクが発現するケースとしては、ご指摘のPPAによる場合のほかにも、JEPXでの取引による売電を計画する場合が考えられます。
515	記載要領及び様式集案	P.65 第２章 様式集 3.公募占用計画の受付時における提出書類 【様式 3-1-7】別紙４：占用の区域及び配置計画 (3). 発電量の予測	(3). 発電量の予測 第三者機関等による発電量予測が必要と理解したが、第三者機関による発電量の検討・証跡を添付する必要があれば、明確にお示しいただきたい。	ご指摘を踏まえ、様式集別紙４を修正します。

516	記載要領及び様式集案	P.75 第２章 様式集 3.公募占用計画の受付時における提出書類 【様式 3-1-10】別紙７：施工計画 １．施工計画・工事実施の方法	1. 施工計画・工事実施の方法 「施工管理」とは、施工の管理体制や管理方針の記載が求められている認識でよいか。 何を記載すべきか明確にお示しいただきたい。	「施工管理」は、施工時における品質管理・出来形管理・工程管理等を意味します。「港湾における洋上風力発電設備の施工に関する審査の指針」 （https://www.mlit.go.jp/kowan/kowan_fr6_000033.html）も参照ください。
517	記載要領及び様式集案	P.80 第２章 様式集 3.公募占用計画の受付時における提出書類 【様式 3-1-13】別紙１０：運転及び維持管理計画 １．法令への適合性	１．法令への適合性 「海洋再生可能エネルギー発電設備の維持管理の方法の基準に関し必要な事項として国土交通大臣が告示で定めた事項。」とあるが、具体的にどの告示かを指すのか明確にお示しいただきたい。	海洋再生可能エネルギー発電設備又はその維持管理の方法の基準に関し必要な事項を定める告示（令和2年3月19日国土交通省告示第388号）を指します。
518	記載要領及び様式集案	P.87 第２章 様式集 3.公募占用計画の受付時における提出書類 【様式 3-1-15】別紙１２：電力安定供給 １．サプライチェーン形成計画	(3). リスクの特定・分析 「※国内サプライチェーンが未発達な中で、部品や船、人員等の調達目途が付いているか明記すること」の文言があるが、（1）または（2）に記載する内容ではないか。	（１）（２）でも留意いただきたい内容になりますが、「部品や船、人員」という項目はリスクシナリオを意識したものですので原案どおりとします。
519	記載要領及び様式集案	P.87 第２章 様式集 3.公募占用計画の受付時における提出書類 【様式 3-1-15】別紙１２：電力安定供給 １．サプライチェーン形成計画	（3）リスクの特定・分析において、必要に応じて記載内容を証明するための証憑書類の添付について記載されているが、ここで記載の証憑書類とはどのようなものを指すのか。覚書・関心表明・協議議事録や、第3者機関による評価書などは該当するのか。	513番の回答をご覧ください。

520	記載要領及び様式集案	P.89 第２章 様式集 3.公募占用計画の受付時における提出書類 【様式 3-1-16】別紙１３：関係行政機関の長等との調整能力	「過去の関係行政機関の長等との調整の実績は、本区域やその関係行政機関に関するものに限るものではない。」とあるが、当海域における調整実績も評価対象と理解してよいか。また、当海域における実績として評価対象となるものは、調整が完了している案件のみという理解で良いか。	292番の回答をご覧ください。
521	記載要領及び様式集案	P.89 第２章 様式集 3.公募占用計画の受付時における提出書類 【様式 3-1-16】別紙１３：関係行政機関の長等との調整能力	「過去の関係行政機関の長等との調整の実績は、本区域や・・・限るものではない。また、過去の期間を限定するものではない」としているが、示す調整実績は完了している、もしくは運営中の事業に限るものではないと理解してよいか。完了には至らなくても、ある一定段階（例えば建設開始前段階）までの網羅的な調整実績があることが示せれば評価されるとの理解でよいか。 （例えば環境アセス等の単体での調査項目のみをもって実績を示すものではないことを前提に） また、完了もしくは運営中の事業実績とその段階までは至っていない事業実績とでは、その段階だけをもって評価に差は出ないとの理解でよいか。 上記の理解ではあるが、もし仮に完了もしくは運営中の事業実績のみが評価対象ということであれば、運営開始前段階に留まることのみをもって評価対象とならないことになり、対象を見直すべきではないか。	292番の回答をご覧ください。
522	記載要領及び様式集案	P.87 第２章 様式集 3.公募占用計画の受付時における提出書類 【様式 3-1-15】別紙１２：電力安定供給	本様式では建設段階及び運転・管理段階における物品運送等の物流体制に対する記載が求められているが、公募指針(案)61項の２）電力安定供給に係るサプライチェーンに関する補足事項ｉ)評価対象となるサプライチェーンの範囲では、”建設工事の施工や陸上送変電設備に関するサプライチェーンは含まない。”と建設段階はサプライチェーンの定義から除外されている。 ルールの公平性の観点から、公募指針にて除外項目と定義された項目については公募上の記載要求取りやめおよび、評価対象から除外いただきたい。	ご指摘のとおり修正します。
523	公募占用指針案	公募占用指針（案）　（別添３）	促進区域と一体的に利用出来る港湾について 2) 設備の運転、メンテナンスの為の事業者事務所(倉庫含む)は港湾区域内に設置出来ないと言う事でしょうか？作業員を運搬するCTV含め、どのように港湾利用計画を行うべきでしょうか？国側のメンテナンス時の港湾利用イメージを教えてください。	必要に応じて地方整備局・港湾管理者へご確認ください。

524	公募占用指針案	公募占用指針（案）　（別添３）	促進区域と一体的に利用出来る港湾について 3) 事業者として選定された会社が、最長30年の契約期間中に、海洋再生可能エネルギー発電設備以外の目的で港湾を利用する事は可能でしょうか？例えば、陸上風力発電設備の部材等の水切り港としての利用が挙げられます。	認められません。
525	公募占用指針案	公募占用指針（案）　（別添３）	促進区域と一体的に利用出来る港湾について 4)海洋再生可能エネルギー発電設備事業で利用していない期間があり、先行利用者との調整がついた場合、別の事業、陸上風力発電設備の水切り等、に利用は可能でしょうか？その場合、貸付料はどうなりますか？	認められません。
526	公募占用指針案	公募占用指針（案）　（別添３）	促進区域と一体的に利用出来る港湾について 5) 国による直轄工事に瑕疵があり、事業者が建設工事等に利用中に設備に被害が及んだ場合、国による補償があるのでしょうか？例えば、設計、施工ミスにより地耐力が不足しており、風車タワーが倒壊した場合等。	「海洋再生可能エネルギー発電設備等取扱埠頭賃貸借契約書（案）」第２条第１項及び第１６条をご覧ください。
527		その他	洋上風車発電は低周波で魚が逃げる恐れがあります。 漁業の人たちは仕事を減る恐れがあるのですがそこまでして、推進するものでしょうか？ また、塩害を防止するため、SUS製でないと錆びるためそもそも コストが多大に掛かる。 再エネ賦課金で皆さんの電気料金から徴収してまで推進する意味とは何でしょうか？ どうしてこういう事をなされるのでしょうか？ 生活が苦しい 仕事の後輩がもう取るものを減らしてくれと なんでこんなに取られているんだと もう一度言います 本当に必要なものなのですか？ 国民のためになるものなのですか？	１番の回答をご覧ください。

528		その他	懸念点 １許可区域が陸に近いですが、低周波での健康害の懸念があるのでは、 ２漁業への影響が懸念されます。 ３海浜の地形変化の懸念、 ４　自然から風力を奪うことでの、地球環境悪化の懸念 懸念理由 １欧州などでは低周波での健康被害防止のため沖合20Km以上でないと許可がでてないです。 ２建設時の水質汚染、土壌汚染、地形変化、建設後の海流の変化、低周波の魚介類への影響の懸念 ３海流変化が発生する。（防波堤などの変化で日本中発生している。 ４風のエネルギーを奪うことで、植物、動物、魚介類、すべての生命が弱る。結果人間も弱くなる。海水の蒸発量は減り、温暖化になる。	1番の回答をご覧ください。
529		その他	本公募占用指針案は、ある面では、第一ラウンドの指針と比べて前進していると認識しています。特に、海外の実績が国内の実績と同等に考慮されることが明瞭になった点を歓迎します。また、公募とそのプロセスに関する透明性の向上や運転開始時期の早期化を評価する措置が導入されたことを好意的に受け止めています。 しかしながら、第2ラウンドの公募占用指針を最終的に確定し、第3ラウンド以降の公募占用指針の策定を検討するに当たり、経済産業省にぜひ再検討をお願いしたい特定の点がまだいくつかあります。その内容は、以下の通りです。 1. 基準の透明性および測定可能性 第１ラウンドと比べて、公募占用指針の規定の透明性や一定程度は測定可能性に関しても前向きな変更が見られます。しかし、特に地域との調整や地域・国内経済への波及効果に関する部分など、評価がかなり不明瞭な基準に基づいていると思われる部分がいくつかあります。そのため、明確で透明性のある、また可能な場合には、定量的な評価基準を導入し、こうした基準を具体的に規定することを推奨します。	いただいたご意見については、今後の制度設計の参考とさせていただきます。
530		その他	2. 公募案件の規模および落札制限 採算性を確保し、またバリューチェーンの構築を支援するために、個々の公募案件が1GW以上であることが望まれます。第2ラウンドはこの目標値を下回っており、また落札可能な規模に関する上限設定は事業の採算性をさらに悪化させ、競争の低下や価格の上昇を招きます。その結果、特に秋田の案件に関して設定されている供給価格上限額は、事業者からは低すぎると見られています。そのため、将来の公募案件について、落札制限の撤廃とより大規模な案件の開発を提案します。また、セントラル方式の早期実施を求めるとともに、公募案件の規模が比較的小さくなっている理由の一つと考えられている地域の利害に関する課題を解決するため、セントラル方式をより包括的なものとすることを提案します。	落札制限については、あくまで国内洋上風力産業の黎明期のみ実施するものとし、落札制限の対象とする公募は、現時点では、今年度に公募を予定している秋田県八峰町・能代市沖、秋田県男鹿市・潟上市・秋田市沖、新潟県村上市・胎内市沖、長崎県西海市江島沖のみといたします。 2023年度の公募においては、区域の合計系統容量が１GWを大きく超える場合は、今年度の公募の結果も踏まえ落札制限の適用を検討します。 日本版セントラル方式については、2023年度より風況・地質調査を開始いたします。地域調整に関しては、引き続き関係都道府県にl協力いただきながら案件組成を進めて参ります。
531	公募占用指針案	公募占用指針（案）　第8章(3)	3. 事業実現性評価における最高評価点の120点への自動的な換算 価格に基づく制度が恐らくエネルギー価格の低減への最良の道筋であることに鑑み、事業実現性の最高評価点を120点に自動的に換算することは、価格低減という目標を損なうと考えています。そのため、こうした変則的な対応は、あくまで一時的なものとし、出来るだけ早期に撤廃することが求められます。	いただいたご意見は今後の参考とさせていただきます。

532	公募占用指針案	公募占用指針（案）　第8章(3)	4. 評価基準の項目間のバランス 実績に関して日本企業と海外企業を同等に評価するために講じられた措置を歓迎する一方、実績の評価点の配分を30点から10点に引き下げる案については現在も疑問を持っています。明確で測定可能な評価基準が設けられていない「地域との調整、地域経済への波及効果」の関連項目の評価点が合計で40点であるのに対し、洋上風力発電設備の工事の実績が10点の配点となることで優先度が下がることは問題であると考えます。 第1ラウンドにおいてトップランナーに該当する公募参加者がいなかったとしても、そのことを理由に評価基準における当該項目の配点を下げるべきではありません。洋上風力発電事業に関して説得力のある長期的な実績を持つ企業は存在するし、それゆえ、そうした企業を「トップランナー」として評価すべきです。	早期かつ確実に運転開始に至り、適切に電力の安定供給に資するように維持管理出来る事業者を選定するという観点を踏まえ、それぞれの評価上のウェイトを検討し、事業計画の迅速性20点、事業計画の基盤面20点、事業計画の実行面20点、電力安定供給 20点といたしました。
533	公募占用指針案	公募占用指針（案）　第8章(3)	5. 地域との調整に関する実績 日本は洋上風力発電事業開発の黎明期にあることから、国内の洋上風力発電事業の実績や地域の行政機関や利害団体との調整の経験を持つ企業はほとんど存在しません。こうした実績・経験を持つ企業を高く評価すべきです。しかし、現行の公募占用指針案に示された評価基準は、国内の「陸上風力発電事業」における地域との調整の実績を高く評価する一方、海外の洋上風力発電事業における地域との調整の実績に付加価値を認めないものとなっています。EUからの参加者など、洋上風力発電事業において様々な文化や自然条件の下で地域との調整に関する広範な実績を有する公募参加者は、日本の洋上風力発電事業に重要な付加価値をもたらすことができます。そのため、そうした実績・経験を有する公募参加者を高く評価することを提案します。	292番の回答をご覧ください。
534	公募占用指針案	公募占用指針（案）　第8章(3)	6. 事業計画の迅速性 運転開始時期の迅速性を評価することに賛成です。しかし、上記の「評価基準の項目間のバランス」で説明した理由により、事業計画の迅速性の評価点を事業実施実績の評価点に振り替えることが望ましいと考えています。私たちは、運転開始時期と事業計画の評価項目の間でバランスの取れた評価を実施するという考え方を支持しますが、日本に対し、これらの項目の透明性と測定可能性をできる限り高めるように求めます。 運転開始時期に関する段階評価制度については、施工が春から秋にかけてのみ実施可能であることを考慮すべきです。そのため、そうした事情に合わせて評価基準の各期間の終了日を変更する（11月まで延長する等）ことが賢明ではないかと考えています。	迅速性評価における運転開始時期に関する段階評価基準については、エネルギーミックス目標（2030年度）との整合を前提としつつ、基地港湾の利用可能期間等を踏まえて想定される最速の運転開始時期を考慮し、区域毎に適切に設定しています。
535		その他	7. 公募関連文書の英語での公開 競争や海外事業者の参加を促すため、洋上風力発電事業の公募関連文書を英語で公開することを提案します。	いただいたご意見については、今後の参考とさせていただきます。

536	公募占用指針案	公募占用指針（案）　（別添３）	今回の公募では、工事着手・完成時期の早さが事業者選定の評価の一つとなっている。この場合、秋田港と能代港を基地港とする促進区域では、先行して基地港を利用することとなっている事業者の関与の有無により競争の公平性が確保できなくなるのではないか。 例えば、先行して基地港を使用する事業者と港湾使用の準備工（地耐力確保、資材基礎架台の共用など）で協力ができることが見込めれば、準備期間の短縮が可能となる。 御当局におかれては、既にご承知のことと思うが、「八峰町能代市沖」「男鹿市・潟上町・秋田市沖」の促進区域では、指針の改正に伴い、先行利用事業者が選考参加の中止と他事業者への譲渡を実施している。 一部の経済雑誌では、先行事業者による他事業者への関与を匂わす内容が記載されてる。火の無い所に煙の例えにもあるように。事業者選定を開始する前にこれらの疑念を払拭する方策を具体的に執られてはいかがだろうか。先行事業者には、SPC構成員としての参画以外に、商社として表に現れない利得を得る方法が多々あることを考えると御当局の適切な対応を切に願う。	公平性の観点を含め、公募占用指針（別添３）において「促進区域と一体的に利用できる港湾」に係る利用条件等を定めております。
537	公募占用指針案	公募占用指針（案）p117　別添4　公募参加資格２（２）	公募占有指針案p117　別添4　公募参加資格２（２） 「港湾土木工事、港湾等しゅんせつ工事、港湾等鋼構造物工事」は各地方整備局で入札の際に求められる競争参加資格(入札参加資格区分)に一定の点数以上保有していることが求められています。 コリンズには「港湾土木工事、港湾等しゅんせつ工事、港湾等鋼構造物工事に該当する工事」はありません。 １）「港湾土木工事、港湾等しゅんせつ工事、港湾等鋼構造物工事」の資格決定通知があればこの（２）に該当すると考えてよいでしょうか。 もし該当しないのであれば、ここで求められている「港湾土木工事、港湾等しゅんせつ工事、港湾等鋼構造物工事に該当する工事」との違いを具体的に教えてください。 ２）コリンズの工事実績データを提示することで「国内の海洋土木工事の実績」として認められますか？その時の入札参加資格区分が「港湾土木工事、港湾等しゅんせつ工事、港湾等鋼構造物工事」であればよいでしょうか？また、JVであった場合に出資比率に制限はありますか？地方自治体（都道府県）の案件でも問題ないでしょうか？	公募占用指針（別添４）公募参加資格２（２）で定める事項は、公共工事の競争参加資格を有していることではなく、海洋土木工事の実績を有していることを条件としております。 港湾土木工事、港湾等しゅんせつ工事、港湾等鋼構造物工事のいずれかに該当すると考えられる実績を【様式3-1-5】別紙２に記載してください。「実績を有することを確認するための資料として、コリンズの工事実績データも認められます。 過去の工事がＪＶであった場合について、当該工事を実績として記載できるか否かにおいてＪＶ出資比率に制限はありませんが、当該過去の工事において公募参加者（協力企業を含む）が果たした役割が、本公募に係る事業に照らし、どれほど親和性が高いかを【様式3-1-5】別紙２に記載してください。 地方自治体の発注工事でも実績として認められます。
538		その他	＞そもそもの計画について 変えられない事なのであれば今回は仕方ないのであるが、洋上風力発電については浮体式のものの方が景観等への影響やもしもの場合の移動可能性などを考えると望ましいのではないかと考える。 意見は以上である。	1番の回答をご覧ください。
539	公募占用指針案	公募占用指針（案）　第8章(1)	ゼロプレミアム水準＝3円/kWhとのことですが、価格点評価の規定によると、次点が15円/kWhの場合、それぞれ価格点は120点（仮にA社）、24点（仮にB社）となる。すなわち96点の差が生まれることになる。 一方で、定性点評価について、B社がすべてトップランナーを獲得した場合、120点となるが、A社が全項目にわたり「良好（25%）」（（失格を除き）下から2番目のランク）を確保した場合、30点となる。 すなわち、A社150点（120点＋30点）、B社144点（24点＋120点）となり、A社が落札となる訳であるが、価格点で圧勝した者が落札して大問題となったラウンド１の反省がまったく生かされていない。 市場価格を十分に下回る一定価格をゼロプレミアム水準（価格点120点満点となる額）として設定したとのことだが、上記の通りそもそも入札制度との兼ね合いで不整合が生じている。 以上より、ゼロプレミアム水準の大幅な見直しを要望します（価格点で結果が決まってしまったラウンド1の結果（落札者の入札価格が11.99？16.49円/kWh）を見ても価格点満点とする入札価格を3円/kWhとすることは妥当ではない）。	FIP制度では、基準価格が常に参照価格以下となれば、プレミアムはバランシングコストのみとなり、この場合においては基準価格の大小によらず、国民の賦課金負担に差が生じません。 ゼロプレミアム水準の導入は、こうしたFIP制度の設計をふまえ、賦課金負担に差が生じない蓋然性が高い範囲において、供給価格の点数を一律に評価するためのものであり、水準については、本導入趣旨をふまえ、調達価格等算定委員会の意見を尊重して市場価格を十分下回る水準で決定しています。 また、ダンピングについては、風車基数や施工方法等の提案内容を踏まえ通常想定される施工費用に対し、建設費用が著しく廉価であった場合において、ダンピングを確認する観点から、評価プロセスにおいて質問書の送付やヒアリングにより必要書類のさらなる詳細を確認することとなります。

540		その他	再エネ賦課金比率が始まった頃より20倍になっている。 一般家庭12%、企業16%のほぼ増税になっている。 これでは、経済発展はできるはずがない。 これ以上、国民に負荷がかかる、エネルギー対策の中止を望む。 また、賦課金と補助金が海外資本に流れ、日本人の富がどんどん失われている。 貴方たちは何の為に、誰のために公務をしているのか考えるべし	１番の回答をご覧ください。
541	公募占用指針案	公募占用指針（案）　Ｐ5	＜意見１＞P5の”交付期間は20年とする”に関し、将来的な電力価格の削減を目指すのであれば、２０年ではなく３０年等長期間に設定してほしい。これは、長期的な電力価格削減の一つの要素になりうるため。	いただいたご意見については、今後の制度設計の参考とさせていただきます。
542	公募占用指針案	公募占用指針（案）　Ｐ5	＜意見２＞P5の”本公募はFIP制度を適用すること”に関して、大規模な電力市場が確立していない中、FIP制度は時期尚早である。理由は、大規模なマーケットが確立しているとはいいずらい事及びレンダーからのプロファイが確立していないからである。	278番の回答をご覧ください。
543	公募占用指針案	公募占用指針（案）　P49	＜意見３＞P49の”系統に関わる契約等の情報に関して、連系可能時期に関して事業者継承時の期間は考慮して事業の迅速性を評価してもらいたい。これは参加企業の公平性の観点で必要だと思う。	公募占用指針第5章（１）２）の遵守事項において、系統承継については選定後３ヶ月以内に行うこととしており、先行確保事業者も協力するよう誓約書を提出しています。

544	公募占用指針案	公募占用指針（案）　Ｐ53	＜意見４＞P53の”系統混雑の緩和に資する、特にすぐれた提案”は発電事業者の業務として実施する事ではないため評価対象からはずしてほしい。本内容は系統側の課題であり洋上風力事業者範囲での業務としては適切ではないと思われる。	4番の回答をご覧ください。
545	公募占用指針案	公募占用指針（案）　Ｐ53	＜意見５＞P53の”出力の抑制その他の協力を求められたときは、＊＊”は事業の安定性を損なう予期せぬ事象であるので、当面は国に電力をかいとってもらいたい。	今回の公募対象の事業では国の買い取りは予定していませんが、いただいたご意見については、今後の制度設計の参考とさせていただきます。なお、出力抑制の低減については系統増強などの対策を講じ、国としても対応しているところです。
546	公募占用指針案	公募占用指針（案）　第2章(3)	【意見１】 供給価格上限額が19円/kWh（モノパイル式を想定）、29円/kWh（ジャケット式を想定）と設定されている。ゼロプレミアム水準が3円/kWhであるので、価格点の評価はそれぞれ18.95点、12.41点となる。仮に定性点が満点の120点である場合、合計評価点はそれぞれ138.95点、142.41点となる。 一方、定性点については0点もあり得（すべて「最低限必要なレベル」という評価の場合）、その者が価格点で満点120点をとった場合、120点の合計評価となる。 したがって、上限価格を上回る価格については、定性点0点の者よりも点数的に評価される結果となるにも関わらず入札する権利すら与えられない。 もちろん上限額を青天井とする訳にはいかないが、誰がどう判断しても疑いのない積算根拠に基づいたものではないにも関わらず、ラウンド１の供給価格上限額29円/kWhから大幅に下げる形で設定した19円/kWhには賛同しかねる。 ラウンド１の供給価格上限額29円/kWhを本公募においてはすべての場合において維持されたい。 【意見２】 供給価格上限額が19円/kWh（モノパイル式を想定）、29円/kWh（ジャケット式を想定）とあるが、このように上限額を定めるのであれば、「モノパイル式を指定」、「ジャケット式を指定」とすべきである。今の規定では、事業者が十分な調査・検討によりモノパイル式・ジャケット式のいずれかまたはその併用の選定をした場合に国の定める「想定」と異なる可能性が大いにあるが、それを避けるためにもいずれの基礎形式を用いるかを国が「指定」すべきである（もちろん、その結果責任は国が負うべきである）。それができないのであれば、根拠に乏しい基礎形式の設定はやめ、ラウンド１同様に供給価格上限額29円/kWhで統一すべきである。	2番の回答をご覧ください。

547	公募占用指針案	公募占有指針（案）　p50及び p61	１） 公募占有指針案p50及びp61 P50にｉｉ)事業実施体制・事業実施実績、評価区分、トップランナー(10点)の記載に 「当該洋上風力発電事業を確実・効率的に実施するために、実務経験を有する人材の確保や適切配置など、事業実施体制が具体的に示されているもの」 とある。一方で P61に（４）評価に関する補足事項１）i)評価の対象となる実績の4ポツ目 「EPC等についての評価は、公募段階では必ずしも確定していないことが想定されるため、・・・候補者として関心表明書を提出している協力企業の実績を含めて評価する」 とある。 事業実施体制・実績でトップランナーになるためには具体的に示すことを要求しながら、EPCが決まっていなくてもトップランナーの評価がされるとすれば、矛盾していると。つまり、実績のあるEPCが協力会社として決まっている事業者がトップランナーの高評価になるということでしょうか。 または、関心表明があるだけでも事業実施体制が具体的という評価はされるでしょうか？	429番の回答をご覧ください。
548	記載要領及び様式集案	記載要領及び様式集(案)　p25	2) 記載要領及び様式集(案)p25 ミドルランナー2「国内のウィンドファーム認証取得に向けた詳細設計時の検討内容が具体的に記載されているもの」については、NK審査を経験した有識者が評価しますか？未経験者だと適切な評価が行えず評価を間違える可能性(*)があります。設計経験が豊富な設計会社でも、数か月で終わらないのに、NK審査の経験がない有識者だとそれを妥当と判断しかねない。応募者側の事業者及び協力企業にNK審査を経験した人材によって具体的な記載ができる。評価側にはNK審査を経験した有識者でないとその具体性は評価できないです。	330番の回答をご覧ください。
549	記載要領及び様式集案	記載要領及び様式集(案)　p51	3) 記載要領及び様式集(案)p51 ２．海洋土木工事に係る実績の枠外に ※実績を有することを確認するための資料は（契約書及び仕様書・関係図面等の写し）とありますが、協力会社は事業者にそのようなデータを出すことができない場合が多々あります。 「港湾土木工事、港湾等しゅんせつ工事、港湾等鋼構造物工事」の資格決定通知、コリンズの工事実績データでよいでしょうか。	コリンズの工事実績データでも構いません。

550	公募占用指針案	P12（第3章（2）2）ｉ）） ・国が行った調査結果に係る情報の提供について	国が「提供する情報」のうち海底人工物には、漁港漁場整備法第4条第2項で定義させる事業により整備された人工物を含められたい。	293番の回答をご覧ください。
551	公募占用指針案	P16（第5章（1）1）） ・公募参加資格について	「コンソーシアムにより公募に参加する場合には、コンソーシアムの構成員が公募参加資格に記載する要件をいずれも満たす必要がある。」と定めていることから、コンソーシアムの構成員は全て国内法人であることが要求されていると読める（別添4の2(1)が特に除外されていない。）。他方で、SPCで参加する場合については、「この場合には、SPCの議決権を有する構成員についても公募参加資格に記載する各要件（別添４の２(1)の要件を除く。）を満たす必要がある。」とされており、別添4の2(1)が明確に除外されているが、SPCの構成員は国内法人（国内に本店又は主たる事務所を有する法人）であることは求めないということでよいか。	ご理解のとおりです。
552	公募占用指針案	P17(第５章（１）2）vi）） ・地元関係者等との接触について	例えば、公募占用計画を作成するにあたり地元関係者から関心表明・賛同表明をいただけることになった、環境影響評価の手続き等で地元自治体に伺うことになったなど、公募開始後も地元関係者との接触自体は起こり得ると考える。こういった必要性・蓋然性があり、公平性、透明性及び競争性を阻害するものでないものは容認される（「自ら有利になるような働きかけ」ではない）との認識でよいか。	本公募占用指針が公示された日から事業者選定の通知がされる日までの間、例えば事業者が地元関係者等に公募に関する助言を求めるといった行為は認められません。なお、御指摘の「地方自治体」は「地元関係者」に含まれず、接触を妨げるものではありません。詳細は公募占用指針 第5章（１） 2）をご覧ください。
553	公募占用指針案	P17(第５章（１）2）vi）） ・地元関係者等との接触について	地元関係者等との接触についての判断が事業者にとって難しい理由は、「公募による事業者選定手続の公平性、透明性及び競争性を阻害する態様による地元関係者及び公募占用計画の評価に係る第三者委員（以下「地元関係者等」という。）への接触は行わないこと。」としつつも、「なお、上記に該当しない者との接触であったとしても、例えば接触相手を通じて都道府県に対して自ら有利になるような働きかけを行った場合など、明らかに公募による事業者選定手続の公平性・透明性及び競争性を阻害する行為があった場合は、参加資格を失うこととする。」とのなお書きがあることが一因である。この部分はダブルスタンダード的な書きぶりとなっており、 ・接触を禁止する者の定義（現状は地元関係者等以外との接触もその態様・内容に応じて禁じている） ・禁止行為の定義 を事業者間で判断の差異が生まれないような端的な記述に修正いただきたい。	「公募による事業者選定手続の公平性、透明性及び競争性を阻害する態様による地元関係者及び公募占用計画の評価に係る第三者委員（以下「地元関係者等」という。）への接触は行わないこと。」は地元関係者等に対する接触の規定です。一方、「なお、上記に該当しない者との接触であったとしても、例えば接触相手を通じて都道府県に対して自ら有利になるような働きかけを行った場合など、明らかに公募による事業者選定手続の公平性・透明性及び競争性を阻害する行為があった場合は、参加資格を失うこととする。」は地元関係者等に該当しない者に対する接触の規定であり、対象者に応じて書き分けているものです。

554	公募占用指針案	P17(第５章（１）2）vi）) ・地元関係者等との接触について	「公平性・透明性・競争性を確保しながら海洋調査を行う」場合について、①地元関係者等の定義に該当しない、例えば地元の調査会社との間で海洋調査に係る契約を締結し海洋調査を行うことは、そもそも「地元関係者等」との接触に該当しないため、契約条件いかんを問わず、許容されるということでよいか（当該接触相手を通じて都道府県に対し自ら有利になるような働きかけを行った場合などは別）。②また、地元関係者等の定義に該当する地元の調査会社との間で海洋調査に係る契約を締結し海洋調査を行う場合であっても、他の事業者が同じ調査会社を利用することを阻害しない態様・契約条件であれば、「公平性・透明性・競争性」を確保した対応であると考えられるが、その理解でよいか。早期の事業実現のために公募占用指針が公示された日以降も、海洋調査等を進めたいと考えるが、他方で、地元関係者等との接触禁止規定との関係で、どの範囲の調査が実施可能か、不安に思っている。明確な基準を提示いただきたい。	①については、ご理解のとおりです。ただし、例えば接触相手を通じて都道府県に対して自ら有利になるような働きかけを行った場合など、明らかに公募による事業者選定手続の公平性・透明性及び競争性を阻害する行為があった場合は、遵守事項への違反となります。 ②については、個別事案に応じて判断されるべきものであり、判断基準を一概にお示しすることは困難です。本公募占用指針に記載を踏まえた適切な対応をお願いします。
555	公募占用指針案	P18（第5章（1）2）ix)） ・公募参加意思の表明や公募占用計画提出に関する事実に係るプレスリリース等の禁止について	広く公衆を対象としたプレスリリースは認めていただきたい。	公募占用指針 第5章（１） 2）ix）を踏まえ適切にご対応ください。なお、資金調達への支障など特段の事情がある場合には、個別に国へご相談ください。
556	公募占用指針案	P18(第５章（１）2）vii)) ・公募占用計画の提出段階における、自らが発電事業を実施しない促進区域の選定事業者との調整について	「近隣」という言葉にはどのような意味があるのか。秋田、新潟、長崎は「近隣」ではないという意味か。	近隣の促進区域の選定事業者の関係者が本公募に参加する可能性もあるため、公募の透明性、公正性の観点から、公募占用計画提出段階においては近隣の促進区域の選定事業者との調整を禁止しているものです。 「近隣の促進区域」について、本公募においては、以下のとおり取り扱うこととします。 「秋田県八峰町及び能代市沖」に係る近隣の促進区域は「秋田県能代市、三種町及び男鹿市沖」とする。 「秋田県男鹿市、潟上市及び秋田市沖」に係る近隣の促進区域は「秋田県能代市、三種町及び男鹿市沖」及び「秋田県由利本荘市沖（北側・南側）」とする。 「新潟県村上市及び胎内市沖」及び「長崎県西海市江島沖」については、対象となる「近隣の促進区域」は無い。
557	公募占用指針案	P18(第５章（１）2）viii）) ・他の公募参加者との情報共有について	他の公募参加者との間で公募に係る情報を収集・提供する活動が原則として禁止されている一方で、「公募による事業者選定手続の公平性・透明性及び競争性を阻害されない場合」に限り、事業者間での調査データの共有が可能であるものと理解しました。「公募による事業者選定手続の公平性・透明性・競争性を阻害」しない態様としては、例えば、調査データの取得を希望する事業者に対しては正当な対価の支払を条件としてこれを開示するなど、公開情報に準じた取り扱いをすることが必要となるのでしょうか。「公正性・透明性・競争性を阻害」されない場合の具体例あるいは基準について、明らかにしていただきたい。	事案に応じて判断いたします。再エネ海域利用法の基本方針において、制度の運用に当たっては、公平性・公正性・透明性を確保し、適切な競争環境を実現することが掲げられておりますので、その趣旨に則り、事情に応じてご検討ください。なお、再エネ海域利用法第５章においては、偽計又は威力を用いて公募の公正を害すべき行為や談合をした者に関する罰則規定が設けられています。

558	公募占用指針案	P23（第5章（3）1）③ イ）） ・金融機関の発行する保証状の条件について	保証状は海外の金融機関発行/海外支店のものでも許容していただきたい。金融機関の内部ルールによっては、保証状の押印は代表取締役とは限らないので、これも緩和していただきたい。	認められません。保証状は日本国内の支店で発行されており、代表者及び押印が代表取締役等の代表者となっていることが条件です。
559	公募占用指針案	P23（第5章（3）1）③） ・金融機関の発行する保証状の条件について	「保証期間の終了日が令和5年1月末日よりも長いこと」とあるが、誤記と考えられるため修正願いたい。	ご指摘ありがとうございます。公募占用指針を修正しました。
560	公募占用指針案	P29（第5章（3）3）ⅱ）） ・第 2 次保証金及び第 3 次保証金の没収事由７に記載の「運転開始」の意味	「※運転開始：市場取引等により再生可能エネルギー電気の供給を開始すること」とあるが、使用前自主検査が終わった風車からの売電、さらには、試運転電力に関する売電を含むのかを明確にしてほしい。	16番の回答をご覧ください。
561	公募占用指針案	P29（第5章（3）3）ⅱ）） ・第2次保証金及び第3次保証金の没収事由７に記載の「当事者のコントロールまたは回避が可能でない事情」について	「当事者のコントロールまたは回避が可能でない事情」について、海外の主要サプライヤーについて生じた事由が含まれるのか明確にしてほしい。	119番の回答をご覧ください。

562	公募占用指針案	P39（第6章（2）3）xii） ・資金計画の適切性が把握できる資料について	資金計画の適切性が把握できる資料に関し、資本金額とあるが、資本金額の多寡で適切性が評価されるものではないという理解であっているか。どのように評価するのか明示されたい。	資本金額の多寡のみをもって適切性を評価しません。借入形式等も含めた資金計画全体を確認し、第三者委員会の意見も踏まえ、評価します。
563	公募占用指針案	P40（第6章（2）3）xii） ・資金調達の適切性が把握できる資料について	資金調達の適切性が把握できる資料に関し、純資産とあるが、純資産の多寡で適切性が評価されるものではないという理解で良いか。どのように評価するのか明示されたい。	純資産の多寡のみをもって適切性を評価しません。借入形式等も含めた資金計画全体を確認し、第三者委員会の意見も踏まえ、評価します。
564	公募占用指針案	P48（第8章（２））及び、公募占用指針　記載要領及び様式集（案）P34（【様式3-1-3】 ・関係行政機関の長との調整能力に係る評価の考え方について	定量的な評価ができないものについて、６段階で評価をすることに疑問を感じる。調整能力を欠くものを減点し、通常の調整能力があるものについては、最高の点をつけるべきではないか。	ご指摘の趣旨が分かりかねますが、実現性については６段階で評価することとしており、各段階の評価基準をお示し、予見可能性を高めるよう対応しているところです。
565	公募占用指針案	P49(第8章（3）ｉ）） ・「ｉ）事業計画の迅速性」に係る評価基準について	「ｉ）事業計画の迅速性」の評価について、例えば「秋田県八峰町及び能代市沖」、「秋田県男鹿市、潟上市及び秋田市沖」に係る評価基準によると、運転開始期間が令和9年6月30日までの期間の場合、基礎点となる評価点が20点と定められている。これは総合資源エネルギー調査会省エネルギー・新エネルギー分科会再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会洋上風力促進ワーキンググループ交通政策審議会港湾分科会環境部会洋上風力促進小委員会合同会議（第17回）での説明、資料によると、基地港湾（秋田港・能代港）の利用開始日を2025年4月1日との前提を置いたものと考えられる。この前提について、基地港湾があいているかどうかではなく、それまでに必要な各種作業を事業者が終え、基地港湾を利用開始できる状態になるという想定がどこから来ているのかお示しいただきたい。	秋田港の利用可能期間を踏まえ想定される最速の運転開始時期に対して、更に施工計画に係る創意工夫を促す観点から設定したものです。

566	公募占用指針案	P49(第8章（3）ｉ）) ・「ｉ）事業計画の迅速性」に係る評価基準について	例えば、運転開始時期について「令和 10 年 7 月 1 日から令和 11年6月30日までの期間を12点」とした場合、事業者としては令和10年7月1日に運転開始可能と判断した場合にもどうせ同じ点数なのであれば令和11年6月30日運転開始で提出すればよいという心理になると推測される。この評価基準は階段状ではなく、「令和9年6月30日から令和13年4月1日までを単純に直線でつなぐほうがよいと考えられ、そのように修正いただきたい。	迅速性評価の評価方法については合同会議の議論を経て、適切なプロセスを踏んで決定しております。いただいたご意見については今後の制度設計の参考にさせていただきます。
567	公募占用指針案	P5（第2章（3）1)） ・供給価格上限額について	「海底地盤の状態から想定される設置の形態・施工法に基づき、供給価格上限を区分して設定するとし、モノパイル式を想定した海域を19円/kWh,ジャケット式を想定した海域を29円/kWhとしている。これについて、国が海底地盤の評価において数点のデータしか取得していないにも関わらず、当該海域におけるすべての風車基礎をオールモノパイルもしくはオールジャケットで二分し、その結果、収益上オールモノパイルの海域がオールジャケットの海域よりも有利（19円/kWh）と設定したように見受けられる。現時点の取得データにより占用区域全域における基礎種類を指定するのには無理がある。（もちろん、モノパイル・ジャケットの両者が共存する海域も想定される。） 事業者が（モノパイルもしくはジャケットありきではなく）正しい評価を提案に反映できるよう全海域とも上限価格を29円/kWhと設定するのがふさわしいと考えられ、そのように修正いただきたい。	2番の回答をご覧ください。
568	公募占用指針案	P5（第2章（3）1)） ・供給価格上限額について	「海底地盤の状態から想定される設置の形態・施工法に基づき、供給価格上限を区分して設定する」とし、モノパイル式を想定した海域を19円/kWh,ジャケット式を想定した海域を29円/kWhとしている。これについてモノパイル式を想定した海域はすべて供給価格上限価格が19円/kWhであるが、それぞれ風の条件も異なる（秋田と新潟で年間平均風速が1m/s程度異なり収益に差が出ることが明確）など、設定根拠が脆弱な印象を受け、よりサイトの特性を適切に評価したえうえで、その設定根拠・評価を事業者ほか一般に知らしめながら設定する必要があるのではないか（調達価格等算定委員会での説明・議論・資料ともに十分なものではなかったとの認識）。	120番の回答をご覧ください。
569	公募占用指針案	P50（第8章（3）3）ii）) ・事業実施体制・事業実施実績に係る評価の配点及び採点方法	「トップランナー」として、「『優れている』の基準を満たすもののうち当該洋上風力発電事業を確実・効率的に実施するために、実務経験を有する人材の確保や適切配置など、事業実施体制が具体的に示されているもの。」とされているが、「優れている」の評価の考え方は、リスクの特定・分析の適切性を問題としており、「トップランナー」の評価の考え方と、「優れている」の評価の考え方との間に連続性が欠けている、あるいは、評価の視点が全く異なるように思われる。要するに、仮に、実務経験を有する人材を確保等しており、「トップランナー」の基準を満たしたとしても、「優れている」において要求されるリスク分析が不十分である場合には、実務経験を有する人材を確保等した点が全く評価されないということにならないか（「優れている」の基準を満たしていないため）。このような不都合あるいは柔軟性の乏しさを回避する観点からは、より細かな「評価の考え方」を設定することが望ましい。	トップランナーの評価に該当する者は「優れている」の評価基準も満たす必要があるためです。

570	公募占用指針案	P50（第8章（3）3）ⅱ）） ・事業実施体制・事業実施実績に係る評価の配点及び採点方法	「最低限必要なレベル」を満たす関与態様について、具体例を示していただきたい。「最低限必要なレベル」の③において、「親会社や子会社等の実績である場合は、当該親子会社等で実績をもつ者が事業実施体制に組み込まれているなど、親会社や子会社等の実績を活用できることが示されていること。」については、事業実施体制に組み込む方法のほか、親子会社等で実績をもつ者による知見共有、指導、コンサルタント的関与など、関与形態は様々考えられるため。	例えば、実績を有する人材・チーム等を親会社・子会社から異動させる（具体的な計画を含む）ことを示せれば同等といえる根拠となり得ることがあります。なお根拠の示し方については、各事業者の事情等に応じて様々であると考えています。事情に応じて同等と判断できる根拠をご検討ください。
571	公募占用指針案	P50（第8章（3）3）ⅱ）） ・事業実施体制・事業実施実績に係る評価の配点及び採点方法	「SPCの意思決定機関に、洋上風力開発事業に関する経験のある役員が配置されている。」という要件は、「優れている」「トップランナー」に評価区分に変更されたい。	事業実施体制における意思決定機関に、洋上風力発電事業に関する経験のある者がいることは長期的、安定的かつ効率的な発電事業の実施ができる事業者を選定する上で重要であると考えるため、原案のとおりとします。
572	公募占用指針案	P52(第8章（3）ⅲ）） ・「ⅲ）資金・収支計画」に係る評価基準について	ミドルランナーの基準のうち、「「良好」の基準を満たすもののうち、財務やテクニカルアドバイザリー等の専門家により資金・収支計画の適切性を検討・評価しているもの。」の記述を削除されたい。または、義務付けられたい。	1107番の回答をご覧ください。
573	公募占用指針案	P53(第8章（3）ⅲ）） ・「ⅲ）運転開始までの事業計画」に係る評価基準について	運転開始までの事業計画（別紙４～８関係）に関するトップランナーの基準における「設備構造に関して、調整力の確保や系統混雑の緩和に資する、特に優れた提案がなされていると評価されるもの。」について、「調整力の確保や系統混雑の緩和」とは何を指すのか具体的に定義されたい。	4番の回答をご覧ください。

574	公募占用指針案	P53(第8章（3）iii）） ・「iii）運転開始までの事業計画」に係る評価基準について	運転開始までの事業計画（別紙４～８関係）に関するトップランナーの基準において、「設備構造に関して、調整力の確保や系統混雑の緩和に資する、特に優れた提案がなされていると評価されるもの。」を削除されたい。	4番の回答をご覧ください。
575	公募占用指針案	P53(第8章（3）iii）） ・「iii）運転開始までの事業計画」に係る評価基準について	「iii）運転開始までの事業計画」の評価におけるミドルランナーの基準における「⑤工事開始前までにISO45001（労働安全衛生）や建設業労働安全衛生マネジメントシステム（COHSMS）又はこれらと同等の認定等を取得することが予定されているもの。」を削除していただきたい。	労働安全衛生の重要性に鑑み、評価基準に位置づけています。
576	公募占用指針案	P59(第8章（3）vi）） ・「vi）周辺港と、漁業等との協調・共生」に係る評価基準について	「（注）「周辺港と、漁業等との協調・共生」に係る評価の考え方については、別途県知事の意見も聴取しており、公募開始時の公募占用指針において各県の考え方についても具体的に記載する。」とあるが、既に県知事意見が聴取されているのであればパブコメ開始のタイミングで公開していただきたい。	427番の回答をご覧ください。
577	公募占用指針案	P6（第2章（4）3）） ・公募占用計画の認定の有効期間の終了後の占用について	占用許可の更新が認められることがあり得る条件とされている「①引き続き促進区域として指定することが妥当であること、②再度公募する必要性が認められないこと、かつ、③占用許可審査基準に適合していること」の判定基準を明記していただきたい。	33番の回答をご覧ください。

578	公募占用指針案	P6（第2章（4）3）） ・公募占用計画の認定の有効期間の終了後の占用について	占用期間の更新については、前回（由利本荘）の公募占用指針の記載と異なり、再公募が原則であることが明記されている。なぜ、再公募を原則とするのか理由を聞かせていただきたい。また、更新されなかった場合の既存設備の取り扱いをどうするのかも明記していただきたい。	210番の回答をご覧ください。 公募占用計画の認定の有効期間の終了後の占用許可の更新が認められない場合には、選定事業者が既に取得している占用許可の終了日までに設備を撤去し原状回復頂く必要があります（環境大臣の許可を得て海防法対象施設の一部を残置等する場合を除く）。
579	公募占用指針案	P65（第9章（4）2）） ・本契約上の地位等以外の資産について	本件契約上の地位等以外の資産について承継する際の対価について、かかったコストを回収する以上の対価を求めることは指針に反することを明記願いたい。	本件契約上の地位等以外の資産については、承継の要否やその条件について当事者間で誠実に交渉するものとしております。
580	公募占用指針案	P68（第9章（5）4）） ・SPC構成員の変更について	「※２SPCが合同会社等の株式会社以外である場合についても、同様の考え方について基づき、契約実態を踏まえて審査する」という「同様の考え方」というのは、具体的にはどの範囲か明示されたい。㋐~㋒で挙げたcase以外は原則として変更を許可するのか。原則に該当しないような特別の事情はどういうケースがあるか。	範囲は第9章（５）４）全体です。特別な事情を網羅的に列挙することは困難であり、個別事案ごとに状況に応じて対応します。
581	公募占用指針案	P8（第2章（5）4）ⅱ）） ・当該海洋再生可能エネルギー発電設備の撤去に関する事項	公募占用計画の作成において、海防法の遵守が求められているが、事業者が拠り所にするものとして「着床式洋上風力発電施設の廃棄許可に係る考え方」しか示されていない。これには、廃棄に係る行政手続きや許認可等について触れられているが撤去計画の中で重要なウェイトを占めるエンジニアリングの要件等についての参考情報としては内容が乏しい。事業者による独自性も重要と考える反面、最低限の要件について行政サイドで規定していただきたい。	撤去方法の詳細については記載も任意かつ評価の対象外です。参考文献としては、「洋上風力発電設備の維持管理に関する統一的解説（令和 2 年 3 月版）」も活用ください。

582	公募占用指針案	P9（第2章（5）4）iii）②）ア）） ・金融機関によるLOIについて	金融機関によるLOIは英語での提出に問題ないことを確認されたい。	85番の回答をご覧ください。
583	公募占用指針案	P117（(別添4)2(2)） ・国内外における海洋土木工事の実績について	「国内実績の場合は港湾土木工事、（中略）該当する工事で）」の表記を削除または「港湾関係土木工事を含む」とされたい。また、「公募開始の日前１０年以内に行った実績に限る」は削除または国外事例についても適用されたい。	ご指摘を踏まえ、（別添４）を修正しました。
584	記載要領及び様式集案	P108（【様式4-2】保証状（第1次保証金）及びP109（【様式4-3】保証状（第2次保証金及び第3次保証金） ・第1次~第3次保証金に係る保証状の様式について	保証状は、様式4-2及び4-3と同等の内容である限り、英語での提出を許容いただきたい。	認められません。 なお、558番の回答もご覧ください。
585	記載要領及び様式集案	P20他 ・別紙の要旨について	要旨については、「A３サイズ横も認める」と明記されたい。	各別紙の要旨についてはＡ４サイズでの作成をお願いします。

586	記載要領及び様式集案	P21（第２．３．【様式3-1-3】・資金・収支計画（別紙 3 関係）に係る評価の考え方への対応について	収入計画の蓋然性がどう評価されるのかについて言及がない。収入がFIP価格ではなく、PPAの買取価格に基づく場合、PPAのオフテイカーのPPAに関するLOIを提出した場合はどのように各段階で評価されるのか。或いは、提出しない場合は、どのように評価されるのか明らかにされたい。	91番の回答をご覧ください。
587	記載要領及び様式集案	P25（第２．３．【様式3-1-3】・運転開始までの事業計画（別紙4～8関係）に係る評価の考え方への対応のうち、ミドルランナーの評価の考え方に対応する記載箇所	「⑤工事開始前までにISO45001（労働安全衛生）や建設業労働安全衛生マネジメントシステム（COHSMS）又はこれらと同等の認定等を取得することが予定されているもの。」に対応するのは別紙7　２(1)ではないか。そうであれば修正いただきたい。	ご指摘ありがとうございます。様式を修正しました。
588	記載要領及び様式集案	P25（第２．３．【様式3-1-4】別紙１：事業実施体制４（６）・その他公募占用指針に示すリスクシナリオ以外に独自に行ったリスクの特定・分析の内容について	この項では、「『占用の区域及び配置計画』『運転開始までのスケジュール』『海洋再生可能エネルギー発電設備の構造』『施工計画』『工事の工程』『運転開始以降のスケジュール』『運営及び維持管理計画』『海洋再生可能エネルギー発電設備の撤去の方法』『電力安定供給』で記述するリスクを除く」と記述されたい。	各別紙のリスクシナリオの検討において、他の別紙で検討・記載するリスク対応策と重複する内容がある場合は、他の別紙記載内容を参照するよう記載ください。
589	記載要領及び様式集案	P35（第２．３．【様式3-1-3】事業実現性に係る各評価の考え方への対応）・関係行政機関の長等との調整能力（別紙１３関係）に係る評価の考え方への対応について	「（注）本表については、関係都道府県知事が作成した評価基準を踏まえ、公募開始時の公募占用指針において修正を行う（別表１４・１５において同じ）。」とある。公募開始時の公募占用指針で評価基準の修正結果が示されるが、同評価基準に対する質疑の時間を準備していただきたい。	公募期間中の質問受付や各説明会にてご質問ください。各自治体担当者も参加する協議会構成員による説明会も開催されますので、公募占用指針第4章を参照ください。

590	記載要領及び様式集案	P37-38, 40-41（第２．３．【様式3-1-3】事業実現性に係る各評価の考え方への対応） ・関係都道府県知事から、合理的な理由とともに評価すべきと意見があったものについて	当該欄は事業者が記載する欄と考えているが、当該項目については、事業者側から根拠を求めるのは不自然であり、予め「ー」としていただきたい（事業者が記述すべきでないことを明記されたい）。	公募開始時に公表する様式集を確認ください。
591	記載要領及び様式集案	P46他 ・リスクの特定・分析について	それぞれのリスクに対して、「未然防止策」・「リスク発現時の対策」を書くようになっているが、そもそも各リスクの定義をより細かく行ったり、その影響度などについても記載したい場合、表形式を自由に変えたり、そのためのセル等を任意で追加できる、またはリスク登録簿としての別様式の添付も可といったように定めていただきたい。（もしくは国が想定する記載の例をお示しいただきたい。）	公募占用指針で示すリスクシナリオ区分や概要のポイントを踏まえたものであれば、より詳細に記載いただくに当たって、形式を修正することは問題ございません。ただし、リスクシナリオの数の多寡のみをもって評価に差はつかず、影響度や蓋然性を踏まえた精緻な分析がされている計画になっているかの観点で評価を行う点はご留意ください。
592	記載要領及び様式集案	P67（第２．３．【様式3-1-8】別紙５：運転開始までのスケジュール）	「１．運転開始までのスケジュールの全体像」について、「公募占用計画の認定」・「各種調査・協議・調整」・「発電関連の許認可等」・「施工」という区分がよくわからない。別紙８の「１．工事工程表」の表中の「工程」のようにブランクにしていただきたい。	ご指摘踏まえ、別紙５に下記を追記しました。 ※上記工程は「運転開始までの事業計画」の「最低限必要なレベル」①の基準に対応するよう例示したものであり、対応が分かるように記載されていれば表の形式を修正することも可。
593	記載要領及び様式集案	P67（第２．３．【様式3-1-8】別紙５：運転開始までのスケジュール）	「１．運転開始までのスケジュールの全体像」について、「公募占用計画の認定」の欄に何を書くのか、「各種調査・協議・調整」の欄に何を書くのか、「発電関連の許認可等」の欄に何を書くのか、「施工」欄に何を書くのかが具体的にイメージできるように各区分ごとの記載例を加えていただきたい。（一例であるが、たとえば設計・調達などをどこに書くのか不明）	592番の回答をご覧ください。

594	記載要領及び様式集案	P89（第２．３．【様式3-1-16】別紙１３：関係行政機関の長等との調整能力） ・過去の関係行政機関の長等との調整の実績の記載について	過去の調整実績を加点材料として明記するのは、入札を既得権化するものであり、反対である。 「合理的な理由」の中で事実上考慮すればよい。	292番の回答をご覧ください。
595	記載要領及び様式集案	P89（第２．３．【様式3-1-16】別紙１３：関係行政機関の長等との調整能力） ・関係行政機関の長との調整を担う者の実績	事業者が記載する関係行政機関との調整を担う者の実績について、法人としての実績または個人としての実績を問わない旨を明確にされたい。	292番の回答をご覧ください。
596	記載要領及び様式集案	P89（第２．３．【様式3-1-16】別紙１３：関係行政機関の長等との調整能力）及び P91（第２．３．【様式3-1-17】別紙１４：周辺航路、漁業等との協調、共生も同様）	規定の記載様式は、「概要表」のみか。 知事意見と同様に、公募占用指針で「詳細欄」の様式が公開されるのか。	ご指摘踏まえ、様式集別紙14を修正します。協議会意見とりまとめ「３．留意事項」及び「４．将来像」の各記載や公募占用指針に記載されている各説明会における説明内容との対応が分かるように具体的に記載ください。
597	記載要領及び様式集案	P91（第２．３．【様式3-1-17】別紙１４：周辺航路、漁業等との協調、共生） ・「別紙１４：周辺航路、漁業等との協調、共生」の関連から、法定協議会の主催者について。	事業者選定後、計画・工事・運営段階において、法定協議会及びその下部機関である実務者会議の主催者を明記されたい。	法定協議会及びその下に設置される実務者会議の主催者（事務局）は、事業者選定後も国及び県が担います。

598	記載要領及び様式集案	P92（第２．３．【様式3-1-18】別紙１５：地域経済への波及効果）	規定の記載様式はなく、基本的には自由書式という理解でよいか。	公募開始時の様式集別紙１5をご確認いただき、その記載要領に従って記載ください。
599	記載要領及び様式集案	P93（第２．３．【様式3-1-18】別紙１５：地域経済への波及効果）	経済波及効果の算定額が事業者の判断により変化してしまうことが予想され、産業連関表の使用方法等についてより具体的に示していただきたい。	公募占用指針公表時に併せて公表する別添エクセルシートにおいて使用方法を示します。
600	記載要領及び様式集案	P93（第２．３．【様式3-1-18】別紙１５：地域経済への波及効果）	「地域経済への波及効果について、事業計画に基づき、別添エクセルシートに財別の新規建設投資額、設備投資額、及び事業期間にわたって発生する最終需要増加額を記入し、算出すること」の中で示される「別添」は何に対する別添かを明示されたい。例えば、「各県の産業連関表に付随した経済波及効果分析ツール（エクセルファイル）」などの表現をされたい。	25番の回答をご覧ください。
601	記載要領及び様式集案	P93（第２．３．【様式3-1-18】別紙１５：地域経済への波及効果）	地域経済への波及効果について、新潟県の場合、経済波及効果分析ツールは「基本」・「観光消費」・「建設」の3種に分かれるが、その使い方（使い分け）について事業者間で相違が出ないように公募占用指針上で具体的に定めていただきたい。	599番の回答をご覧ください。

602	記載要領及び様式集案	P93（第２．３．【様式3-1-19】別紙１６：国内経済への波及効果）	総務省において、「平成27年（2015年）産業連関表」に基づく経済波及分析ツールの簡易版を公開しているが、2次波及効果、雇用誘発数等は計算されない。2次波及効果、雇用誘発数は、各社で計算ツールを組み上げるべきなのかを確認したい。 新潟県版の様に、2次波及効果、雇用誘発数まで計算できるツールが望ましいと考えるがいかがか。	公募占用指針公表時に併せて公表する別添エクセルシートを用いて経済波及効果を計算してください。
603	記載要領及び様式集案	P99（第２．３．【様式3-2-4】関心表明書（協力企業用）（参考様式）） ・海外企業が提出すべき関心表明書について	海外の協力企業について、事業者にて英訳した【様式3-2-4】関心表明書にサイン等が得られた場合、その提出をもって【様式3-2-4】を提出したことと認めていただきたい。	様式３－２－４の関心表明書について英語で作成し提出いただいても構いません。なお日本語以外で作成した資料については必ず日本語仮訳を添付して提出ください。日本語で提出いただいた内容をもって評価いたします（なお関心表明書の仮訳へのサイニングの有無は評価に影響ありません。）。
604	記載要領及び様式集案	P99（第２．３．【様式3-2-4】関心表明書（協力企業用）（参考様式）） ・海外企業が提出すべき関心表明書について	事業者にて英訳した【様式3-2-4】関心表明書について、「洋上風力発電事業に係る公募占用計画の検討又は当該公募占用計画の検討への支援、協力をする」という原文を、『洋上風力発電事業に係る公募占用計画に参加をする』という文言に変更することを認めてもらいたい。	様式３－２－４の関心表明書の文言はあくまでフォーマットですので、適宜文言は変更いただいて構いません。
605	公募占用指針案	5ページ　第２章（３）供給価格等に関する事項について　1)供給価格上限額（法第13 条第2 項第7 号）	表中に、基礎形式が想定され記載されているが、記載されている基礎形式と異なる基礎形式の採用は可能か。	基礎形式については最終的には事業者判断です。

606	公募占用指針案	5ページ　第２章（３）供給価格等に関する事項について　1)供給価格上限額（法第13 条第2 項第7 号）	長崎県西海市江島沖においては、ジャケット式想定のもと、供給価格上限額は29円/kWhと設定されているが、仮にモノパイルだけを使用した場合においても、当該上限額のままであるという理解でよいか。 また、仮に、長崎県西海市江島沖において、Aコンソはモノパイル式、Bコンソはジャケット式を選択した場合においても、供給価格点評価は同じもの（基礎の違いによる価格差を考慮しない）として評価されるという理解でよいか。	前段については120番の回答をご覧ください。 また以下についてはご理解のとおりです。
607	公募占用指針案	5ページ　第２章（３）供給価格等に関する事項について　1)供給価格上限額（法第13 条第2 項第7 号）	供給価格上限額の設定について、各算定式に代入する自然条件等の項目「年平均風速」について、今回、対象となる４区域の平均値を採用されているが、他地点と比べ、新潟県村上市・胎内市沖は6.84m/sと突出して風況が良くない中で、供給価格上限額は他の２地点と同じとなっている。開発規模によるものなのか等、その根拠を説明いただきたい。 また、各算定式に代入する自然条件等の項目と同様に、地点ごとに異なる系統連系費用に関しても、３地点の供給価格上限額が同じとなる、その根拠を説明いただきたい。加えて、自然条件等を地点毎に加味して、供給価格上限額を設定していただきたい。	116番の回答をご覧ください。
608	公募占用指針案	5ページ　第２章（３）3)	公募占用計画に記載した運転開始予定日を変更しないことを前提とした場合に、その日以前の試運転によって発電した電気を、卸売電力市場へ売買することや、小売り電気事業者、需要家等のオフテーカーに対し、個別に合意した単価で売買することは禁止なのか。また、調達期間が短縮される等の制約はあるのか。 試運転時の電気の取扱いについて明確化していただきたい。	運転開始日（海洋再生可能エネルギー発電設備により市場取引等により再生可能エネルギー電気の供給を開始する日）以前に、商業運転することは想定しておりません。
609	公募占用指針案	6ページ　第２章（３）3)	「なお、他の促進区域の選定事業者や港湾区域内に海洋再生可能エネルギー発電設備を～経済産業省及び国土交通省が調整せざるを得ないとして公募占用計画に記載された運転開始予定日を遅らせた場合に限り、運転開始期限日の延長を認める。」との記載があるが、その他の理由において事業者選定期間が長引いた場合に、公募占用計画に記載した「事業の実施時期（運転開始予定日）」の延長は認められるのか。 なお、再エネ特措法上の運転開始期限は、第9条第4項の認定を受けた日から起算して8年が経過した日であることから、事業者選定期間が長引いた場合には再エネ特措法上の運転開始期限も後ろ倒しになるものと認識している。（事業者が予見できないリスクを事業者が負うのは不合理と考える。） 認められるのであれば、その旨、公募指針上に明記いただきたい。	「運転開始予定日の延長を認める」の意味するところが、公募占用計画の変更が認められるのかという趣旨だとすると、公募占用指針第９章（５）の基準に基づき、審査及び評価の結果が下がる方向での変更か等を確認した上で判断します。保証金没収免除のことだとすると、119番の回答のとおり、選定結果公表時期の大幅な遅延は「当事者のコントロールまたは回避が可能ではない事象」に該当しうると考えます。 なお、再エネ特措法上の運転開始期限日については、再エネ海域利用法第17条第1項に基づき認定された公募占用計画に記載した「運転開始予定日」を「運転開始期限日」とするものであり、港湾の利用調整事由以外の事由により公募占用計画の変更が認められたとしても、「運転開始期限日」の延長は認めていません。

610	公募占用指針案	9ページ　第２章 (5) 4)-iii)-②-7)	ア）撤去費用を担保するための保証状の提出について、「金融機関が保証状を発行する時点の・・・長期信用格付が、A－又はA3以上であることを要する」とあるが、発行時点で要件を充足している限り、発行後に発行金融機関の格付けが当該要件を下回ったとしても、保証状の有効期間内においては保証状を取得しなおす必要はないという理解で問題ないか。	ご理解のとおりです。
611	公募占用指針案	16ページ　第５章 (1)1)	「また、SPCにより公募に参加する場合（以下「SPC参加の場合」という。）には、SPCの議決権を有する企業の実績等についても公募占用計画の評価の対象となるが、この場合には、SPCの議決権を有する構成員についても公募参加資格に記載する各要件（別添4の2(1)の要件を除く。）を満たす必要がある。」とあるが、公募占用計画に評価対象となる実績等を記載しない場合（実績評価を求めない場合）、議決権を有する企業であっても別添4の要件を満たす必要はないという理解で良いか。	SPCの議決権を有する構成員は公募占用指針（別添４）の要件を満たす必要があります。
612	公募占用指針案	18ページ　第５章 （１）２）viii）	共同調査のデータでは、公募に臨むにあたり、データ不十分な場合等は、個別事業者が取得している地盤や風況データの購入交渉をする可能性があるため、それらについては認めていただきたい。	事業者間での地盤や風況の共同調査や調査データの共有については、公募による事業者選定手続の公平性・透明性及び競争性が阻害されない場合においては、本公募占用指針第５章（１）２）viii）の規定には抵触しません。
613	公募占用指針案	18ページ　第５章 （１）２）ix）	「公募参加者は、～途中省略～公募参加の事実や公募占用計画の内容等を意図的に開示しないこと」とある。 環境影響評価法に基づく、環境影響評価図書の公表（電子縦覧）は基本的に認められるようだが（2021年12月10日に公表された『「秋田県八峰町及び能代市沖海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域公募占用指針（案）」に関する意見募集の結果について』別紙「ご意見の内容及びご意見に対する考え方」のNo181番回答 ）、その認識に間違いないか。 環境影響評価図書の送付・届出、縦覧を開始した旨をプレスリリースすることや、報道機関からの問合せ対応することは問題がないか。問題ないのであれば、その旨を公募指針上に明記いただきたい。	環境影響評価法に基づく手続きの下で行われる情報公開は、応募の無効等の措置の対象にはなりません。 報道機関からの問合せに対して、例えば公募参加の事実や公募占用計画の内容等を伝えることは、意図的な開示に該当するものと考えられます。

614	公募占用指針案	18ページ　第５章（１）２）ix）	「公募参加者は、～途中省略～公募参加の事実や公募占用計画の内容等を意図的に開示しないこと」の「公募占用計画の内容等」について、環境影響評価図書には、出力や機器配置、工事工程等公募占用計画の内容に含まれる記載項目がある。 環境影響評価法に基づくものであるため、抵触しないと理解しているが、その認識で間違いないか。	環境影響評価法に基づく手続きの下で行われる情報公開は、応募の無効等の措置の対象にはなりません。
615	公募占用指針案	21ページ　第５章（２）２）提出書類（留意事項）	「SPCの全ての構成員分のものを提出すること。」とあるが、SPCが合同会社の場合、議決権あり・なしに関わらず、全ての構成員のものが必要と理解しているが、その認識で間違いないか。	ご理解のとおりです。
616	公募占用指針案	34ページ　第６章（２）1)-ｉ）	『海洋再生可能エネルギー発電設備の製造、設置、維持管理に関する設計（E）・調達（P）・建設（C）や保守点検等（以下「EPC等」という。）に関して協力を求める企業（以下「協力企業」という。）』とあるが、 ①ＥＰＣ等以外の『事業の実施・管理』をＳＰＣ外に委託する場合、当該企業も『協力企業』に該当するとの理解で良いか。 ②これ以前に記載されている協力企業の定義も①を含む本定義と同様であるとの理解で良いか。	ご理解のとおりです。
617	公募占用指針案	40ページ　第６章（２）３）xii)資金調達の体制	「例えば、以下の資料を提出すること。」とあるが、記載のある資料を全て提出する必要があるのか。場合によっては、一つの資料の提出でも問題ないのか。	それぞれ資金計画、収支計画、資金調達の適切性が把握できる資料であれば、必ずしも例示した全ての資料の提出は必要ありません。

618	公募占用指針案	40ページ　第６章（２）３）xii)資金調達の体制	「応募企業等の格付け」とあるが、SPCで応募する場合、SPCは格付業者から格付を取得していないことが考えられる。 この場合、例示のある他の資料を提出すれば問題ないか。 もし格付が必要というのであれば、SPCの親会社等の格付でも問題ないか。SPCとの間に、中間投融資会社を設置する場合は、その中間投融資会社の親会社の格付でも問題ないか。 また、この場合のSPCが合同会社の場合、議決権のない出資者も考えられる。SPC構成員の定義からは外れるため、それらの出資者の格付は不要と理解してよいか。	親会社の格付けについては、631番の回答をご覧ください。 ただし、応募企業等の格付けはあくまで例示であり、資金調達能力の適切性が把握できる資料が他にあれば代替可能です。
619	公募占用指針案	49ページ　第８章（３）ｉ）事業計画の迅速性	新潟県村上市及び胎内市沖 では35.2 万 kW／70 万 kW、長崎県西海市江島沖 12.4 万 kW／30.0 万 kWの系統枠が確保されているが、どちらの系統枠を使用しても同一の運転開始時期の基準で評価されるのか。系統枠が大きい（発電容量が大きい）ほうが、工期の面で不利ではあるものの、限られた海域でより多くの電力を生み出すという観点では評価されるべきではないか。	迅速性評価の観点では、発電所の出力の大きさに関わらず、同一の基準で評価します。
620	公募占用指針案	51,58ページ　第８章（３）ii)-最低限必要なレベル（0点）③ v)最低限必要なレベル（0点）④	「③当該実績について、親会社や子会社などの実績ではなく、応募企業、コンソーシアム、SPC構成員及びそれらの協力企業自らの実績といえるもの。または、親会社や子会社等の実績である場合は、当該親子会社等で実績をもつ者が事業実施体制に組み込まれているなど、親会社や子会社等の実績を活用できることが示されていること。」「④当該実績について、親会社や子会社などの実績ではなく、自らの実績といえる もの。または、事業実施体制を踏まえて、これと同等と言える根拠があるもの。とあるが、 ①SPCの議決権を有する企業が孫会社である場合、親会社の親会社（いわゆる祖父会社）の実績を用いることは可能か。 ②親会社などの実績を用いる場合、当該実績を保有する親会社（あるいは祖父会社）は別添4の公募参加資格を満たす必要があるか。 ③親会社などの実績を用いない場合であって、親会社が公募参加資格を満たさない場合、子会社（あるいは孫会社）にあたるSPCの議決権を有する企業が欠格となることはあるか。 ④子会社（あるいは孫会社）にあたるSPCの議決権を有する企業が投資のみを目的とした会社であり、実態としては親会社同等の存在であった場合、③の判断に影響するか。	①親会社の考え方と同様に、自らの実績と示すことができれば可能です。12番の回答も参考にしてください。 ②親会社が「応募企業」もしくは「コンソーシアム又はSPCの構成員」に該当しない場合は、公募参加資格を満たす必要は必ずしもございません。 ③個別判断も必要ですが、ご指摘のケースでは欠格にならないと考えます。 ④実態として、親会社が「応募企業」もしくは「コンソーシアム又はSPCの構成員」に該当しうるということかと思いますので、状況に応じて判断が必要です。
621	公募占用指針案	52ページ　８章（３）iii）資金・収支計画　表内良好欄	「②プロジェクトファイナス以外による資金調達の場合、～途中省略～金融機関から当該資金調達のLOIを取得しているもの。」とある。 親子ローン（SPCの親会社から、SPCへの貸付）による資金調達も考えられるが、この場合、金融機関を通さないため、LOIは不要と理解するが、その認識で間違いないか。	ご指摘の形式が「自己資本による資金調達」もしくは「コーポレートファイナンス」のどちらに該当するかによります。親会社が金融機関からの借入による資金調達（コーポレートファイナンス）を予定する場合、親会社の資金調達能力が重要な評価対象となり得ますので、LOIを提出ください。借入を行わない自己資本による資金調達の場合は、LOIは不要ですが、代わりに別紙３の４（１）③記載の誓約書等を提出ください。

622	公募占用指針案	54ページ　８章（３）iii）運転開始までの事業計画表内　ミドルランナー欄	ISO45001（労働安全衛生）や建設業労働安全衛生マネジメントシステム（COHSMS)等の取得は、 ①コンソーシアムやSPCではなく、EPCを担う協力企業が取得すると理解してよいか。 ②マルチコントラクトの場合は、建設管理を担う協力会社が取得するのか。	90番の回答をご覧ください。
623	公募占用指針案	61ページ　第６章（４）1)-ｉ)評価の対象となる実績	「事業の実施・管理についての評価対象は、応募企業、コンソーシアム構成員又はSPCの議決権を有する企業に限る」とあるが、議決権を有しない企業が当該役割を担う場合、プラス・マイナスの両面において評価されないという理解で良いか。	ご指摘の趣旨が分かりかねますが、事業実施体制として記載する各役割の主たる者としては、本事業において一定以上の責任を持つ者を記載してもらう趣旨なので、適切な実績の有無等の評価対象となります。
624	公募占用指針案	65ページ　第９章(5)公募占用計画の変更に係る事項	想定外のリスクシナリオが発現した場合の調達価格（もしくは基準価格）の見直しについて、ロシア・ウクライナ問題、至近の円安、物価変動等、事業を取り巻く環境変化が著しく、事前の想定から大きく逸脱する可能性もある中で、事業者選定後の外部要因の影響により事業継続が著しく困難となり断念せざるを得ない状況も考えられる。 具体的には、今後の公募占用計画においては、公募占用指針で示されるリスクシナリオおよび独自に設定するリスクシナリオ（風況変動や工期、金融面（インフレや為替、金利）等）に関する分析と対応を記載することとなるが、そのリスクシナリオの諸元が当初の想定から大きく逸脱した場合には、それに連動する形で調達価格（もしくは基準価格）の見直しを可能としていただきたい。	10番の回答をご覧ください。
625	公募占用指針案	68ページ　第9章(5)公募占用計画の変更に係る事項 4) SPCの構成員の変更について	※１に記載の範囲内の議決権譲渡（運転開始日前は全体の議決権の2/3 未満となる譲渡、運転開始日後は、全体の議決権の1/2 以下となる譲渡）であっても、①公共の利益の一層の増進に寄与するものであること（同項第1 号）又は②やむを得ない事情があること（同項第2 号）という要件に適合するかという観点から、その可否を個別に判断されるかと思うが、例えば、運転開始後において単純に事業者の収益性向上を目的とした議決権の譲渡を伴わない持分譲渡を実施した場合については、既に当該収益性向上分は発電コストの低減に織り込まれているものとして、①又は②に適合するという理解でよいか。	最終的には個別判断なので一概にお答えすることは困難ですが、第9章（５）で定める変更の基準を満たす変更であれば認められる可能性は高いです。

626	公募占用指針案	88ページ　別添2-1 3.留意事項（２）	基金への出捐等の規模の算定にあたり、「発電設備出力（kW）」とあるが、様式3-1-2 3)海洋再生可能エネルギー発電事業の内容及び実施時期等の表内にある、「発電設備の出力（ｋW）※系統に流す最大出力」欄の値か、「設置を予定する発電設備の概要」内の「合計出力（規模×基数）」の欄、いずれを算定に用いるのか、ご回答いただきたい。	「設置を予定する発電設備の概要」内の「合計出力（規模×基数）」の欄の値です。
627	公募占用指針案	119ページ　別添４（公募への参加を認めない期間について）	「上記（ア）～（カ）に該当する者に対して適用される法に基づく公募への参加を認めない期間」との記載について、参照している部分を明確にするため、「上記（ア）～（カ）」ではなく、「（別添4）３（３）キ（ア）～（カ）」としていただきたい。	ご指摘を踏まえ公募占用指針を修正しました。
628	公募占用指針案	119ページ　別添４（公募への参加を認めない期間について）	「また、公募参加停止期間内において参加停止措置が一度も適用されなかった場合には、当該期間が終了してから最初の公募に参加できないこととする。」との記載に関して、参加停止措置が適用されたことをどのように確認するのか。その方法について明記いただきたい。 例えば、ある事業者の公募参加停止期間中に公募がある場合、当該事業者に対し、明示的に当該公募についての参加停止措置の適用が示されるという理解でよいか。その場合はどのような方法によるのか。 また、上記に関連し、仮に参加停止措置の適用が明示されない場合、「公募参加停止期間内において参加停止措置が一度も適用されなかった場合」とは、公募参加停止期間中に公募が実施されたが、当該公募に参加しなかった（公募対象のいずれの海域についても公募占用計画を提出しなかった）場合も含まれるという理解でよいか。	公募参加停止期間が定められた場合には、事業者に対して文書にて当該期間を通知することとなります。公募参加停止措置の適用の考え方は、令和4年10月28日に開催した合同会議資料をご参照ください。公募参加停止期間の通知後に実施される公募への適用有無については、当該公募のスケジュールを御確認頂くとともに、疑義等がございましたら経済産業省・国土交通省へ個別に照会願います。 また、御指摘の「公募参加停止期間内において参加停止措置が一度も適用されなかった場合」とは、御理解のとおり、公募参加停止期間中に公募が実施されたが、当該公募に参加しなかった（公募対象のいずれの海域についても公募占用計画を提出しなかった）場合も含まれます。
629	記載要領及び様式集案	55ページ　様式3-1-6　２．収支計画（２）．費用項目	「費用金額及びその金額の根拠（見積もりや過去の実績等）を簡潔に記載すること。」とあるが、根拠によって評価に違いが出るのか（例えば、過去実績より、至近に取得した協力先企業からの見積もりのほうが費用の蓋然性が高い等）。 また見積もりした費用をそのまま採用しなければならないのか。例えば、見積の内、一部の項目を見積もりを提出いただいた協力企業から、他の協力企業に担っていただくように変更することは十分に考えられるが、その場合、見積もりを再取得する必要はあるのか。	計上されている金額と根拠資料に差異が生じることを一律に禁じているものではないため、差異が生じる場合は、その理由を合理的に説明ください。

630	記載要領及び様式集案	60ページ　様式3-1-6　３．収支計画（１）．感度分析	「※コーポレートファイナンスによる資金調達の場合、～途中省略～調達先と検討した結果を合わせて「上記LLCRとなる根拠」欄に記載すること」とあるが、言葉のとおり、プロジェクトファイナンスの場合、不要という理解でよいか。 また不要な場合にあっても、P55 様式3-1-6 １．資金計画　(2). ファイナンシャルアドバイザー等の第三者機関による資金・収支計画の適切性の検討・評価の証跡は必要といる理解でよいか。	127番の回答をご覧ください。追加でご不明点等ある場合は、公募期間中の質問受付で具体的に質問ください。
631	記載要領及び様式集案	62ページ　様式3-1-6　４．資金調達の体制　（１）	「金融庁の登録を受けた信用格付業者による公募参加者（コンソーシアムの場合は代表企業及び構成員）の最新の長期信用格付を示す書類」とあるが、SPCで応募する場合、SPCは信用格付業者から格付けを取得していないことが考えられる。 もし格付が必要というのであれば、SPCの親会社等の格付でも問題ないか。SPCとの間に、中間投融資会社を設置する場合は、その中間投融資会社の親会社の格付でも問題ないか。 また、この場合のSPCが合同会社の場合、議決権のない出資者も考えられる。SPC構成員の定義からは外れるため、それらの出資者の格付は不要と理解してよいか。	適切な親会社であれば、その企業の格付けで問題ありません。 ご指摘の議決権のない出資者については、SPCの資金調達において重要な役割を果たす場合には、その信用力を確認する必要がございます。その観点から、出資比率が軽微な場合は格付けの提出は不要ですが、例えば1/2を超える場合は格付けを提出ください。
632	記載要領及び様式集案	84ページ　様式3-1-14　１．撤去方法　（２）撤去方法	「※公募占用指針第１章（２）１）で定義する当該海洋再生エネルギー発電設備の撤去方法について記載すること（占用区域の内外を問わず海上に設置されているすべての海洋再生可能エネルギー発電設備を対象とする）」とあり、海上との記載があるが、公募占用指針第１章（２）１）で定義する「海洋再生エネルギー発電設備」は陸上設備を含む定義となっている。 括弧書き内、即ち海上に設置されているものの撤去方法と理解しているが、その認識でよいか。 誤解を招く表現だと思われるため、修正いただきたい。	21番の回答をご覧ください。
633	記載要領及び様式集案	89ページ　様式3-1-16	「※過去の関係行政機関の長との調整の実績は、本区域やその関係行政機関に関するものに限るものではない。」とあり、本区域での関係行政機関の長との調整についても実績に含まれるようにも読み取れる。 一方、2021年12月10日に公表された『「秋田県八峰町及び能代市沖海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域公募占用指針（案）」に関する意見募集の結果について』で、別紙「ご意見の内容及びご意見に対する考え方」のNo.545において、「本海域（秋田県八峰町能代市沖）の公募開始以前の段階の各種調整実績も対象となるのか。」という意見に対し、「本公募においては、対象となりません。」と回答がなされている。 本公募では、本海域の公募開始以前の段階の過去の各種調整実績も対象となるのか。また、対象となるのであれば、何故そのような方針となったのか、経緯をお示しいただきたい。	292番の回答をご覧ください。

634	記載要領及び様式集案	89ページ　様式3-1-16	2021年12月10日に公表された『「秋田県八峰町及び能代市沖海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域公募占用指針（案）」に関する意見募集の結果について』で、別紙「ご意見の内容及びご意見に対する考え方」のNo.314、315においては、過去の関係行政機関の長との調整実績は、「完了している事業（運営を伴う事業の場合、事業運営中のものも含む）に係る、行政機関との調整実績です」と回答されている。 本公募においても、それは踏襲されるのか。即ち、公募前の事業可能性調査や環境アセス手続等での関係行政との調整実績も含まれるのか否か、調整実績の範囲を明確にしていただきたい。	292番の回答をご覧ください。
635	公募占用指針案	P.5 1)供給価格上限額	供給価格上限額は、海底地盤の状態から、モノパイル式／ジャケット式の2つに分類して定める案が示されていますが、海域による風況の違いや、接続費用の差もなどの要素も加味して海域ごとに設定すべきだと考えます。海底地盤の違いのみを反映し、それ以外の要素を反映しない理由をご教示ください。	120番の回答をご覧ください。
636	公募占用指針案	P.5 1)供給価格上限額	供給価格上限額は、いつ時点の資材価格をもとに算出したのか、ウクライナ戦争等による直近の資材価格高騰を反映しているのか、ご教示ください。	2番の回答をご覧ください。
637	公募占用指針案	P.47 (1)供給価格の評価方法	審査にあたっては、価格の事業者による価格設定の根拠を、風車メーカーや建設事業者が発行した見積書の参照等を通じて入念に確認するとともに、全てのリスク要因がおさえられているか、事業を健全に維持することができるかという観点で極めて慎重に吟味すべきであり、その旨を公募占用指針にも明記すべきと考えます	「事業の資金計画・収支計画」の実現性の評価において、事業費の設定根拠及び根拠資料を確認し、第三者委員会の意見も踏まえ、「最低限必要なレベル」に達している計画かどうかを評価してまいります。

638	公募占用指針案	P.47 (1)供給価格の評価方法	ゼロプレミアム水準を3円とした根拠をご教示ください。	11番の回答をご覧ください。
639	公募占用指針案	P.52 iii)資金・収支計画 最低限必要なレベル	『建設費用について、自然条件や施工方法等に照らして著しく廉価でなく、ダンピングの疑いがないもの』との記載がありますが、資機材調達費用、設備維持管理費用については、ダンピングでないことを確認しないのでしょうか。	建設費用以外は対象外です。
640	公募占用指針案	P.52 iii)資金・収支計画 最低限必要なレベル	ダンピングかどうか確認する方法・基準をご教示ください。	154番の回答をご覧ください。
641	公募占用指針案	P.52 iii)資金・収支計画 最低限必要なレベル	ダンピングかどうかを審査する際、審査者による積算が不可欠だと思いますが、積算は実施するのでしょうか。もし、しない場合、どのようにダンピングかどうかを判断するのでしょうか。	154番の回答をご覧ください。

642	公募占用指針案	５Ｐ（３）供給価格等に関する事項について 1） 供給価格上限額（法第 13 条第 2 項第 7 号）のジャケット式供給価格上限額	なぜ、長崎県西海市江島沖はジャケット式としたのか、国で既に海底調査が行われているのか？他の基礎形式は提案出来ないのか？	11月4日の調達価格等算定委員会の資料にもあるとおり、国で海底地盤の調査を実施しており、その結果に基づきジャケット式が主になることを想定したものですが、他の基礎形式の提案を可能性を排除するものではないです。 なお、国による調査で得た海底地盤データについては、再エネ海域利用法第4条第2項を踏まえ、情報提供を行っているので必要に応じて申請ください。 ＜11月4日調達価格等算定委員会※該当はｐ１７＞ https://www.meti.go.jp/shingikai/santeii/pdf/080_01_00.pdf ＜国の情報提供案内＞ https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/yojo_furyoku/index.html#sentei
643	公募占用指針案	６Ｐ（５） 洋上風力発電事業の実施のためには、地元関係者等の理解を得る必要がある。そ の基本となるのは、関係行政機関の長、関係都道府県知事及び関係市町村長との調整であり、事業の実施に当たっては、選定事業者は関係法令を遵守するとともに、 関係行政機関の長、関係都道府県知事及び関係市町村長と十分に調整し、十分な理 解がなされるように努めること。	関係行政機関、関係都道府県知事及び関係市町村長の“関係”とはどこまでの範囲を示すのか？	開発、建設、運転、撤去の各段階において、法令等の手続きを行う上で調整が必要になる、国・自治体の長等の範囲を適切に判断ください。
644	公募占用指針案	12Ｐⅱ）系統に係る契約等の情報	系統提供事業者からの情報とは異なる、連系先にて公募占用計画を策定する場合、公募占用計画を提出前に一般配電事業者との接続契約を終えている必要があるか？（連系容量は系統提供事業者の確保容量の２０％減以内の場合）	承継手続きは選定後になるため、接続契約まで完了している必要はございません。

645	公募占用指針案	３７～３８Ｐⅲ）当該海洋再生可能エネルギー発電設備の構造	動的解析を行っていない施工費を元にした売電価格を国はどう評価するのか？性的解析しかしていない業者と動的解析まで行った業者では同条件の 売電価格評価にならないのでは？	動的解析を行った方が解析の精度は高くなりますが、公募スケジュールの観点から、動的解析まで求めることは考えておりません。 選定された事業者は、詳細な地盤調査等を行った上で、ウィンドファーム認証や工事開始前に電気事業法に基づく工事計画の届出手続き等の安全審査のプロセスにおいて、必要な動的解析を行うこととなります。
646	公募占用指針案	６１Ｐサプライチェーン	予定しているサプライチェーン業者からの資材供給のみならず、建設した設備を使っての将来に向けた研究開発をサプライチェーン業者と共同で行うことは評価の対象になりうるか？	何に対する評価なのか不明確ですが、仮に電力安定供給の評価項目に関してであれば、評価の考え方に照らして評価されうる内容であれば評価されます。
647	公募占用指針案	６７ｐⅱ）公共の利益の増進又はやむを得ない事情	選定事業者の示したスケジュールが明らかに事業者の確認不足で後ろ倒しになった場合、事業者選定時の採点に遡って選定事業者を見直すのか？	ご指摘の趣旨が分かりかねますが、事業者の選定の取消し事由については公募占用指針第7章（４）の規定をご覧ください。 選定事業者の責により運転開始が遅延した場合は、公募占用指針に基づき、保証金没収や公募占用計画の認定取消し、一定期間の公募参加資格停止の対象となる可能性があります。
648	公募占用指針案	（別添２−１）秋田県八峰町及び能代市沖における協議会意見とりまとめ ３．留意事項(1)全体理念②	新たな産業、雇用、観光資源の創出の具体的提案は評価基準のどの部分で評価されるのか？	「周辺航路、漁業等との協調・共生」や「地域経済波及効果」の項目において、都道府県知事が策定した評価基準等に照らして評価が行われます。

649	公募占用指針案	９５Ｐ（１）地域振興策	協議会での意見に対し、具体的な実施案を公募占用計画に記載した場合、評価基準のどの部分でどのように評価されるのか？	648番の回答をご覧ください。
650	公募占用指針案	１０９Ｐ　現状復旧について	現状復旧を求めない場合というのは具体的どの様な場合が想定されるのか？	海洋再生可能エネルギー発電設備等取扱埠頭賃貸借契約書（案）第34条の規定によります。なお、記載内容の明確化の観点から、当該記載を修正しました。再度質問等がございましたら、必要に応じて、公募占用指針の質問受付をご活用ください。
651	公募占用指針案	P.5 第2章 (3) 1)	（供給価格上限額における想定基礎形式について） 供給価格上限額については「海底地盤の状態から想定される設置の形態・施工法に基づき、供給価格上限を区分して設定」とありますが、疑義を避けるためにも、公募参加者が提案する基礎形式・施工方法を限定するものではないこと、提案する基礎形式により供給上限価格が変わるものではないことを追記いただけませんでしょうか。	120番の回答をご覧ください。
652	公募占用指針案	P.6 第2章 (3) 3)	（港湾利用重複時の運転開始期限日の延長） これまで同様「促進区域と一体的に利用する港湾に重複があり、経済産業省と国土交通省が調整得ざるを得ないとして公募占用計画に記載された運転開始日を遅らせた場合に限り、運転開始日の延長を認める」とあります。今回公募では別添3に記載の通り港湾の利用可能期間が明確に規定されており利用の重複は生じないと考えられますが、どのような場合を想定されているでしょうか。	例えば、やむを得ない事由により他の借受者（港湾区域内の占用予定者を含む）の工程に変更が生じ、選定事業者による利用予定期間との重複が生じた場合が想定されます。

653	公募占用指針案	P.11 第3章 (2) 2)	（提供される風況データの形式について） 提供される風況データ（風況観測マスト・ライダー計測）について、様々な処理前のraw（生）データを提供いただけませんでしょうか。 公募評価の上で、第三者機関による発電量予測が必要となりますが、第三者機関のポリシーでrawデータのみ使用可能とされていることから、折角提供いただくデータを有効に活用するためにもrawデータで提供をお願いします。	いただいたご意見については、今後の制度設計の参考とさせていただきます。
654	公募占用指針案	P.17 第5章 (1) 2) vi）※1	（公募参加者が、不当な要求に応じた場合の罰則や参加資格剥奪の明確化） 公平性、透明性及び競争性を阻害するような地元関係者との接触に該当する事例に、「地元関係者からの法外・不当な要求に対して公募参加者が応じる行為」を追記いただけませんでしょうか。 公募参加者は地元関係者から様々な同意を得る必要があり、立場が弱いことから、万一不当な要求があった場合、こうした規定を設けていただくことで、明確に断ることができると考えます。	万が一、御指摘のような事例が確認された場合には、国へご連絡ください。
655	公募占用指針案	P.23 第5章 (3) 1) i）③ イ）	（第一次保証金に係る保証状の終了日の確認） 当該期日について、「令和5年1月末日よりも長いこと」とありますが、今後の公募スケジュールから想定すると、「令和6年3月頃」が適切な期日ではないでしょうか。	ご指摘踏まえ、予備期間も加味し、公募占用指針を修正しました。
656	公募占用指針案	P.28-29 第5章 (3) 3) ii）	（保証金没収非該当事由の確認） 何らかの事由で港湾先行利用者の港湾明け渡しが遅延し、その影響を受けて自らの運転開始が遅延不可避な場合、その因果関係が合理的に説明可能な場合は「当事者のコントロールや回避不可能な事象」と判断されるでしょうか。	119番の回答をご覧ください。

657	公募占用指針案	P.61 第8章 (4) 1)	（協力企業複数候補提示時） これまで「複数の協力企業の候補が示された場合、候補の協力企業の中から最も評価の低い企業の実績を評価する」とされていましたが、今回の指針案では削除されています。 複数候補企業提示時の実績や能力評価の考え方を記載いただけると、公募参加者の無用な疑念を払拭できるかと思いますがいかがでしょうか。	12番の回答をご覧ください。
658	公募占用指針案	P.65 第9章 (4) 2)	（系統提供事業者が保有する事業資産の承継について） 実態として、公募参加者が事業者選定前から本公募での活用を目的とした陸上電気設備用地の確保を進めているにも関わらず、第3章(2)2)ⅱ)「各事業者により容易に異なる選択肢を選択し得る」との理由で、系統提供事業者が保有する事業資産の情報は殆ど非開示（該当なし）となっている場合が殆どです。 系統連系点は原則系統提供事業者から提供された接続検討或いは技術検討回答書記載の地点であり、連系点迄の送電ルート選択肢は多々あっても、経済的・合理的な選択肢は限定されます。また、仮に登記情報で㋐（本件契約上の地位等に付随する事業資産等）に相当する事業資産の存在を他の公募参加者が確認しても、公募期間中の事業者協議は制限されております(第5章(1)2)。 事業計画の実現性向上や運開迅速化を図る観点から、事業者選定後に選定事業者が㋐に相当する資産を確認した場合、国からの情報提供時に㋐とされていなくても、みなし㋐とする運用・判断（原則として本契約上の地位等と合わせて承継）として頂きたいと考えます。	事業計画の実現性向上や運開迅速化につながる資産であるかは選定事業者の計画によるため判断しかねます。承継の際に系統提供事業者と協議してください。
659	公募占用指針案	P.67 第9章 (5) 1)ⅱ)	（港湾利用スケジュールの変更制限） 「港湾利用スケジュールの変更については、他の事業者の事業計画に支障を与えるなど公募の公正な実施に支障を及ぼす場合には、公募占用計画の変更は原則認定しない」とされていますが、第5章(3)3)で定める保証金没収免除事由に該当するような不可抗力時には例外的に認める可能性を残していただけませんでしょうか。 現実的には、工事を途中で中断して港湾を明け渡すようなことは考えにくく、他の事業者と協議を行い（必要な補償等を行った上で）港湾利用スケジュールを調整することが合理的と考えられるため、このような協議の余地を残すことが必要と考えます。	やむを得ず港湾利用スケジュールを変更せざるを得ない場合の取扱いについては、変更の必要性が生じた事由や変更内容等を踏まえ、個別事案ごとに判断することとなります。
660	公募占用指針案	P.104 別添2-4 (3)③	（協議会取りまとめの解釈について） ③「江島島内の住宅から800m以内の海域には洋上風力発電設備（海底送電線等を除く。）を設置しないこと」とありますが、江島島内に陸上変電設備を設置し、陸上ケーブルを敷設することは可能でしょうか。 第1章(2)定義で、陸上に設置する送変電施設も「海洋再生可能エネルギー発電設備」に含まれることから、念のため確認する次第です。	事業者において協議会の構成員等の意見を的確に把握する機会を設けるため、協議会構成員による説明会を実施しますので、必要に応じてご活用ください。

661	記載要領及び様式集案	様式集 P.61様式3-1-6 3 (1) ①	（文言の解釈について） 「※P90の風況における風量を根拠欄に明記すること」とありますが、ここでの「風量」とは「風速および発電量」と解釈してよろしいでしょうか。	風量ではなく年間発電電力量に修正いたします。
662	記載要領及び様式集案	様式集P.105 様式集3-2-8 宣誓書　注記）	（書類提出の趣旨確認） 「2. (5) 公募に参加しようとする他の者との間で、当該公募に係る情報(公開情報を除く）を収集・提供を行わないこと」について、今回の公募より「他の公募参加者との間で情報遮断を行う体制が適切に構築されていることが分かる証憑書類（情報管理に係る社内規定等）」を別途提出することになりましたが、公募参加者が趣旨に沿った適切な書類を提出できるよう、懸念している事案を具体的に例示してください。 一般的に、情報の持ち出し制限や漏洩を防ぐ「情報管理規定」等を提出することは可能ですが、文面では談合や他者を欺くような行為に対する抑止効果を想定されているようにも想定され、これに対しては「倫理規定」的な規定を提出すればよいのか等、ご懸念の内容と確認したい趣旨を明確にしていただけると幸いです。	談合等は行わないという宣誓書のような書類ではなく、公募参加者（コンソーシアム、SPCに参画の場合はその構成員毎）が他の公募参加者との間で情報遮断を行う体制が適切に構築されているかどうかを確認できるような証憑類を提出ください。例えば、公募情報の管理方法や公募情報へのアクセス権限の管理方法、取締役会での公募情報の取扱い方などを情報管理規定としてまとめて提出ください。
663	公募占用指針案	5ページ (3) 1) 供給価格上限額（法第13条第2項第7号）	「秋田県八峰町及び能代市沖」「秋田県男鹿市、潟上市及び秋田市沖」「新潟県村上市及び胎内市沖」についてはモノパイル式を想定して供給価格上限額を設定されているが、地盤状態によってはモノパイルとジャケット式を併用した計画とする場合も想定しうる為、両方の基礎を適用する場合も想定した上限額の設定が必要。	2番の回答をご覧ください。
664	公募占用指針案	5ページ (3) 1) 供給価格上限額（法第13条第2項第7号）	NEDO着床式洋上風力発電コスト調査での試算結果に基づき設定されたものと理解しているが、昨今の急激な物価変動分を考慮した設定となっているのか、見解を開示いただきたい。	10番の回答をご覧ください。

665	公募占用指針案	5ページ (3) 1) 供給価格上限額（法第13条第2項第7号）	「秋田県八峰町及び能代市沖」「秋田県男鹿市、潟上市及び秋田市沖」「新潟県村上市及び胎内市沖」「新潟県村上市及び胎内市沖」の各海域がすべてモノパイルで施工できるかどうかは、地盤データがすべてそろっていない現時点では不透明である。また、上述の3海域はモノパイル、長崎県西海市江島沖はジャケットの採用を想定しているが、重力式等、風車基礎は多様な方式があり、各社創意工夫の余地があると考える。各促進区域の風況や系統負担額は大きく幅があると想定される中で、今回秋田県と新潟県の計3海域で一律に設定された供給価格上限額の19円/kWhは、かかる不確実性や幅を考慮しない、低すぎるレベルであるとの印象を受ける。また、モノパイル式とジャケット式という特定の基礎を想定して価格を分けて設定するのは上限価格設定としては合理性を欠くと思われる。全海域とも一定の不確実性による値幅の上限を想定した一律の金額とするか、各海域個別の条件をより精緻に考慮して設定されるべき。 ちなみに、オランダの入札公募では、ラウンド１の入札で上限価格12.4 Eurocent/kWh に対し、落札価格は7.27 Eurocent/kWhとはるかに低いレベルであったにも関わらず、ラウンド2の入札上限価格は11.975 Eurocent/kWhと、様々な条件の相違によるコスト変動の幅を考慮し、3%の微減にとどめた形で行われている。実際の第二ラウンドの落札価格は5.45 Eurocent/kWhとなっており、健全で合理的な競争が行われる制度設計であれば、上限価格を高めに設定したからといって落札価格が高止まりするするわけではないことを示している。あくまで入札の上限価格であるにもかかわらず、不確実性を捨象した厳しい価格設定は、事業者に無用なリスクを負わせ、事業の実現性を損なう恐れがあるのではないか。	2番の回答をご覧ください。
666	公募占用指針案	48ページ （３）2）選定及び学識経験者の意見の聴取	日本の各促進区域の規模は、現在欧米、アジア各国で計画されている規模（最低500MW/地点で多くは1GW/地点を超える）と比べると小さすぎ、開発の効率が悪い上、固定費負担が相対的に重いため、発電原価低減の余地も乏しく海外市場と比べて魅力に乏しいとみられている。かかる環境下で、落札制限をかけることは、複数落札で規模を稼ぎ、個別プロジェクトの非効率性を補い、規模の経済を補完しようとする事業者の正当な企業努力や意図を削ぐことになる。適正公正な競争環境をゆがめ、結果としてコストダウンを阻害しかねない落札制限は、今回公募限りとし、次回公募では設定しないように願いたい。	いただきましたご意見は今後の参考とさせていただきます。
667	公募占用指針案	49ページ （３）i） 事業計画の迅速性	「秋田県八峰町及び能代市沖」、「秋田県男鹿市、潟上市及び秋田市沖」に係る評価標準において、運転開始時期を令和9年6月30日までの期間で提案された場合に、基礎となる評価点で20点の評価が得られるとされているが、これは実現可能と考えて設定したスケジュールなのか。 一般的に海域調査・データーの取得には約１年、ウィンドファーム認証には約３年かかる。これに加え、工事計画届の申請期間、風車や基礎等の調達期間も加味すると、事業者決定が令和5年12月末となると仮定した場合に、３年６か月で完工することは実現不可能と思われる。	565番の回答をご覧ください。

668	公募占用指針案	50ページ ii）事業実施体制・事業実施実績表	トップランナーの評価の考え方にある、「実務経験を有する人材の確保や適切な配置」の対象は、応募企業、コンソーシアム、SPC構成員のみならず、風車メーカー等の協力企業の人材も含むと考えてよいか。	ご理解のとおりです。「風車の設置」「海洋土木工事」「発電事業の運営（O&M）」それぞれで「EPC等」の役割を主として担う者には協力企業も位置づけ可能ですので、「実務経験を有する人材の確保や適切な配置」について適切な記載があれば評価対象となり得ます。
669	公募占用指針案	51ページ iii）資金・収支計画 表	「トップランナー」で求められている「コスト増や収入減少等のリスクに対しより適切な対応がとられており」について、事業者が自らの根拠をもって提示する数値であって、為替・価格の調整式等を協力企業と合意しているものでなくても、合理的であれば評価されると考えてよいか。	ご理解のとおりです。
670	公募占用指針案	52ページ iii）資金・収支計画 表	Non-Bindingの見積(現時点での見積価格)は、「最低限必要なレベル」で求められている、「主な事業費（建設費用、資機材調達費用（風車、基礎、海底ケーブル）、設備維持管理費用）の根拠（見積もり 又 は過去の実績等）が示されているもの。」として評価されると考えてよいか。	86番の回答をご覧ください。
671	公募占用指針案	53ページ iii）運転開始までの事業計画 表	「トップランナー」評価における②項の、「設備構造に関して、調整力の確保や系統混雑の緩和に資する、特に優れた提案」について、本来調整力の確保や系統混雑の緩和対策としては国の主導による系統整備・増強等のインフラ整備や系統連系制御要件改訂等の運用緩和など制度面の整備が不可欠と考えられる中で、あえて当該評価対象として提示している「提案」とは、系統側の対策とは別個に「既存系統設備の最大限有効活用」という切り口から、「事業者側設備として何を提案・実現できるか」という意図と考えて良いか。	4番の回答をご覧ください。

672	公募占用指針案	53ページ iii）運転開始までの事業計画 表	（上記と関連して）風力発電設備に対する調整力確保のための要求事項としては、既に現「系統連系規定」にて要件化されている。ついては本項で求められている「優れた提案」とは、当該要件以外での提案を指すものか？また風車以外の設備での対策を念頭に入れているものか？	4番の回答をご覧ください。
673	公募占用指針案	54ページ iii）運転開始までの事業計画 表	「ミドルランナー」評価の①の「年間発電量の最大化を実現する配置」について、風車のサイト適合性評価も合わせて検討する必要があると考えて良いか。	ご理解のとおりです。
674	公募占用指針案	54ページ iii）運転開始までの事業計画 表	「ミドルランナー」評価の①の「第三者機関等による適切な発電量予測」というのは、事業者以外の第三者を指し、風車メーカの発電量予測も、これに当たると考えて良いか。	ご理解のとおりです。
675	公募占用指針案	54ページ iii）運転開始までの事業計画 表	「ミドルランナー」評価の①の「第三者機関等による適切な発電量予測」について、事業者がより正確な事業性評価のために、最新の手法等を用いた独自の風況観測を実施し、これらのデータを踏まえて発電量予測等を行う場合も考えられるが、こうした、より精度の高い観測データを用いた発電量予測に基づく事業計画は、本評価項目において、より高く評価されると考えてよいか。	精度の高い発電量予測を実施した場合、観測に伴う不確かさなどが低下し、より適切な資金・収支計画の策定や事業計画の提案ができるものと考えます。いずれにせよ、それぞれの計画内容についてはご提示している評価の考え方に基づいて評価します。

676	公募占用指針案	54ページ iii）運転開始までの事業計画 表	「ミドルランナー」評価の②の「国内のウィンドファーム認証取得に向けた詳細設計時の検討内容が具体的に記載されているもの」について、支持構造物の動的解析（時刻歴応答解析）等の更に踏み込んだ詳細設計の有無によって評価差は生じないと考えて良いか。(詳細設計の検討結果ではなく、詳細設計時の検討プロセスの記載が求められていると考えてよいか)	ご理解のとおりです。
677	公募占用指針案	54ページ iii）運転開始までの事業計画 表	「ミドルランナー」の②「国内のウィンドファーム認証取得に向けた詳細設計時の検討内容が具体的に記載されているもの」について、最低限必要なレベル⑤に記載の「洋上風力発電設備に関する技術基準の統一的解説」では、具体的に検討すべき内容が示されている一方、ウィンドファーム認証取得時に求められる要求項目を具体的に記載した着床式洋上風車に関するガイドラインは、まだ認証機関から発行されていない。 過去の洋上ウィンドファーム認証取得経験に基づく知見がある場合には、こうした知見を記載することで、より具体的な検討を示す材料として評価されると考えてよいか。 具体的な記載内容としては以下が挙げられる。 I)特に国内の着床式洋上風車に特有の問題になりうる事象に対する記載 II)過去に国内の着床式洋上風車において認証を受けた経験に基づく記載 「ミドルランナー」評価の③の「～同認証を未取得の場合は運転開始までに取得する見通しについて根拠を持って示されているもの」について、欧州等の先行市場での受注状況を示した文書や、第三者認証機関が型式認証工程や設計開発コンセプトの妥当性を評価した文書は、その根拠として評価されると考えて良いか。	前段については、御指摘の内容を記載された場合には、第三者委員会に諮った上で評価基準に照らして適切に評価いたします。 後段については、第三者認証機関が型式認証工程や認証時期の見通し、設計開発コンセプトの妥当性を評価した文書が示され、その認証時期の見通しと運転開始予定時期の矛盾がなければ、運転開始までに取得する見通しに関する根拠資料になりうると考えます。
678	公募占用指針案	54ページ iii）運転開始までの事業計画 表	「最低限必要なレベル」の②の「航路や港湾施設等との離隔距離について適切にとられているもの」について、隣接する既存の陸上および洋上風力発電所との離隔距離についても、適切にとられているかどうかが評価されると考えてよいか。	ウェイクの影響については、「iii）運転開始までの事業計画」のうちミドルランナー「①ウェイクの影響等を考慮し、超過確率P50（※）の年間発電電力量の最大化を実現する配置となるように検討されていることを示すため、第三者機関等による適切な発電量予測が行われているもの。 （※50%の確率で達成可能と見込まれる数値。平年値相当。）」において評価がなされます。
679	公募占用指針案	56ページ v）電力の安定供給 表	「トップランナー」について、早期復旧に貢献するような設計的な工夫も、取組内容が特に優れていれば、評価の対象になると考えて良いか。	ご理解のとおりです。

680	公募占用指針案	56ページ v) 電力の安定供給	「ミドルランナー」の基準として記載のある(i)-(iii)は例示で、これに限らず具体的な対策が検討されていればミドルランナーとして評価されるという理解でよいか。	基本的には（ｉ）～（iii）の観点で確認いたしますが、その他にも電力安定供給のための故障時の早期復旧対策について具体的な内容の提案があれば評価対象となります。
681	公募占用指針案	56ページ v) 電力の安定供給 表	「ミドルランナー」評価の「（ｉ）国内製造・調達による代替品の確保に向けた具体的な検討」について、これは単にナセル等の最終組み立てを国内で行えばこと足りるということではなく、実質的に故障時の早急復旧に必要な個別のパーツ、コンポーネント等が、国内調達や在庫保管、代替品確保等により、迅速に供給されるよう、具体的な検討がなされているかどうかが評価されると考えて良いか	ご理解のとおりです。
682	公募占用指針案	57ページ v) 電力の安定供給 表	「最低限必要なレベル」にある「部品の調達先候補、予備品の保管場所」について、これは単に風車主要部品の調達先とその予備品の保管場所を示すことを求めているのではなく、故障率が高い部品や、故障したときに調達リードタイムが長期化する部品を特定し、特定された部品の調達先候補、予備品の保管場所を示すことを求めていると考えて良いか。	ご理解のとおりです。
683	公募占用指針案	58ページ vi) 周辺港と、漁業等との協調・共生　表	評価の考え方の各欄にある「地域共生策」は、周辺航路や漁業等、洋上風力に関係するものに限定して評価されるべき。	協議会意見とりまとめや説明会の内容を踏まえた共生策の提案を期待します。

684	公募占用指針案	59ページ vii) 地域経済波及効果　表	「トップランナー」の評価の考え方にある「中長期的な観点から地域経済の発展に資するもの」については、直接投資の金額の多寡をみるのではなく、グローバル市場下でも競争力を有するポテンシャルの有る地元サプライヤーの育成や、建設やメンテナンス分野での地元企業との連携など、強靭で持続可能なサプライチェーン形成を目指した、真に経済波及効果を得られる計画について、より高く評価されるものと考えてよいか。	一概にお答えすることは困難ですが、産業連関表に基づく定量的な効果及び協議会意見とりまとめ等の内容も踏まえた定性的な提案の両方の内容を踏まえ、総合的に評価を実施します。他方、地域経済波及効果については都道府県知事意見を最大限尊重するところ、各都道府県の考えもありますので、具体的には公募開始後の説明会や質問受付においても質問ください。
685	公募占用指針案	59ページ vii) 地域経済波及効果　表	「ミドルランナー」「良好」「最低限必要なレベル」に記載されている「確からしさ」とは、あくまで「利用見込み」の確度や「中長期的な（地域経済波及効果の）観点」からの評価であり、単なる金額の多寡や、対象プロジェクト のCAPEX における当該地域調達比率/金額などの数値を求めているものではないとの理解でよいか。すなわち、個別のプロジェクトにとどまらず、将来にわたって持続可能であることの確からしさが担保されたものが評価されると考えてよいか。	684番回答をご覧ください。
686	公募占用指針案	60ページ viii) 国内経済波及効果　表	「トップランナー」の評価の考え方にある「中長期的な観点から国内経済の発展に資するもの」について、直接投資の金額の多寡をみるのではなく、グローバル市場下でも競争力を有するポテンシャルの有る国内サプライヤーの育成や、建設やメンテナンス分野での国内企業との連携など、強靭で持続可能なサプライチェーン形成を目指した、真に経済波及効果を得られる計画が、より高く評価されるものと考えてよいか。	一概にお答えすることは困難ですが、産業連関表に基づく定量的な効果及び定性的な提案の両方の内容を踏まえ、総合的に評価を実施します。
687	公募占用指針案	60ページ viii) 国内経済波及効果　表	「ミドルランナー」「良好」「最低限必要なレベル」に記載されている「確からしさ」とは、あくまで「利用見込み」の確度や「中長期的な（国内経済波及効果の）観点」からの評価であり、単なる金額の多寡や、対象プロジェクト のCAPEX における国内調達比率/金額などの数値を求めているものではないとの理解でよいか。すなわち、個別のプロジェクトにとどまらず、将来にわたって持続可能であることが確からしさとして担保されたものが評価されると考えてよいか。）	686番の回答をご覧ください。

688	公募占用指針案	62ページ 4) 地域経済等への波及効果の評価に関する補足事項	産業連関表を用いて波及効果を示す場合でも、単にその波及効果の数値の多寡に基づいてミドルランナー、トップランナーとして評価されるのではなく、中長期的に地域・国内経済の発展に資する確からしい取り組みであるかが評価されると考えて良いか。	25番の回答をご覧ください。
689	公募占用指針案	82-84ページ （別添１）本公募対象区域	「新潟県村上市及び胎内市沖」に係る促進区域内のうち、岩船沖油ガス田プラットフォームの活動への支障の観点から除外された海域について、将来油ガス田が休廃止となった場合に、占有許可を得ている事業者が事業者選定後に法定協議会での合意をみたうえで風車を増設することは、公共資産の有効活用の観点から認められるべきではないか。	法定協議会における同意、公募占用計画の変更の認定を前提として認められるものと考えます。
690	公募占用指針案	107-116ページ （別添３）促進区域と一体的に利用できる港湾	現在欧州で主流となっている15MW級以上の風車を計画する場合、現在の各港湾の仕様では風車の建設が困難で、2050年カーボンニュートラル実現のための基地港湾のあり方に関する検討会で整理されたとおり、約200t/㎡のクレーン荷重に対応できる地耐力が必要と考えられるが、秋田港、能代港、北九州港において基地港湾の仕様の見直しの計画はあるのか。 また、「新潟県村上市及び胎内市沖」に係る「促進区域と一体的に利用できる港湾」については、上述の検討会で整理された、約200t/㎡のクレーン荷重に対応できる地耐力を有する港湾が最初から予定されるべき。	本公募においては、公募占用指針において示された埠頭の諸元、地方整備局・港湾管理者から示された構造図面等を前提に公募占用計画を作成・提出頂くこととなります。
691	記載要領及び様式集案	P49-53 【様式 3-1-5】	実績の確認の為、「実績を有することを確認するための資料を添付すること（契約書及び仕様書・関係図面等の写し等）。」との記載があるが、協力企業によるプレスリリース等の実績を確認できる資料があれば十分と考えてよいか。	マスキング付きの契約書やプレスリリースも可としますが、別紙２の記載内容が確認できる内容としてください。

692	記載要領及び様式集案	P55-60 【様式 3-1-6】	費用については、様式集（案）P55-60に示される表に基づき費用を記載することとあるが、表の費用項目に応じた見積内訳詳細を風車OEMやEPC等協力企業から取得できない場合は、最も大きい割合を占めると想定される項目に計上し、その旨補足として記載することで問題ないか。	ご理解のとおりです。
693	記載要領及び様式集案	P86 【様式 3-1-6】	別紙12の1.(1)②の表にて記載要求のある項目は、同別紙1.(1)①の【サプライチェーンの記載例】と同様に「記載方法は例示であり、これに限定するものではない。」という理解でよいか。	記載例である旨を明確化します。
694	記載要領及び様式集案	P86 【様式 3-1-6】	別紙12の1.(1)②の表にて要求ある情報に「在庫日数」があるが、記載要求がある背景をお示しいただきたい。	257番の回答をご覧ください。
695	公募占用指針案	P5 第２章 公募対象とする事業の要件 （３）供給価格等に関する事項について1） 供給価格上限額（法第 13 条第 2 項第 7号）	調達価格等算定委員会委員長案では、モノパイル式：19 円/kWh（資本費：35.4 万円/kW)及びジャケット式：29 円/kWh（資本費：67.2 万円/kW）が示された【参考①】。しかしながら、右記の理由により、第1 ラウンド（「秋田県能代市、三種町及び男鹿市沖」、「秋田県由利本荘市沖（北側・南側）」、「千葉県銚子市沖」）と同じ29 円/kWh（資本費：51.2 万円/kW）と価格を維持すべきである。	2番の回答をご覧ください。

696	公募占用指針案	P5-6 2) 公募に基づく再エネ特措法第２条の３第１項に規定する基準価格又は同法第3条第２項に規定する調達価格の額の決定の方法（法第13 条第2項第8号） 及び 3) 公募の対象とする交付対象区分等又は特定調達対象に係る再エネ特措法第２条の３第１項に規定する交付期間又は同法第３条第２項に規定する調達期間（法第13条第2項第9号）	現下の物価高騰のような、物価及び経済事情の著しい変動等を、価格等に対し適切に勘案するための対処措置が必要不可欠なため、「物価変動による資本費の調整条項（エスカレーション条項）」を導入・適用いただきたい。 ここでいうエスカレーション条項は物価高騰にのみ対応したものとしてイメージされるが、価格調整条項として上下に対応できる調整措置として導入していただきたい。採用不可の場合は理由を示していただきたい。	10番の回答をご覧ください。 また、いただいたご意見は今後の制度設計の参考とさせていただきます。
697	公募占用指針案	P5-6 2) 公募に基づく再エネ特措法第２条の３第１項に規定する基準価格又は同法第3条第２項に規定する調達価格の額の決定の方法（法第13 条第2項第8号） 及び 3) 公募の対象とする交付対象区分等又は特定調達対象に係る再エネ特措法第２条の３第１項に規定する交付期間又は同法第３条第２項に規定する調達期間（法第13条第2項第9号）	風力発電は本年 4 月よりFIP への移行が可能になったが、FIP 認定取得案件は現時点で確認されていない。金融機関からもFIP を前提としたプロジェクトファイナンス組成は困難と聞いている。FIP に必要な環境整備が未実現で投資回収の予見性が十分に確保されないことが主要因との認識であり、政府は早急に環境整備を実施すべきである。 ＜必要な環境整備＞ (1)　時間前市場の変革 (2)　新インバランス料金単価の実績を踏まえたバランシングコスト交付額の増額 (3)　代替可能な複数のアグリゲーター確保 (4)　参照価格の実績等の情報公開 (5)　発電出力予測に適した気象予報データの　提供 等	278番の回答をご覧ください。

698	公募占用指針案	P5-6 2）公募に基づく再エネ特措法第２条の３第１項に規定する基準価格又は同法第3条第２項に規定する調達価格の額の決定の方法（法第13 条第2項第8号） 及び 3）公募の対象とする交付対象区分等又は特定調達対象に係る再エネ特措法第２条の３第１項に規定する交付期間又は同法第３条第２項に規定する調達期間（法第13条第2項第9号）	各社の入札金額がFIPの基準価格となると理解するが、FIPの基準価格が参照価格以上でないとプレミアム（補助金）が発生しない。FIP基準価格の持つ意味を明示していただきたい。 FIP制度は、再エネ自立化へのステップとして、電力市場への統合を促しながら、投資インセンティブが確保されるように支援する制度であると理解している。本来であれば、FIP制度への移行期においては、プレミアムの発生を前提とした制度設計であるべきではないか。 ZPLの設定は国民負担の抑制のための措置であると理解するが、ZPLを念頭に置いた低いレベルでの価格競争が懸念され、結果として事業者の収入が減ることで、産業の育成と逆行することをご理解いただきたい。	ご質問の趣旨が分かりかねますが、今回の公募へのFIP制度適用については調達価格等算定委員会での審議等の適切なプロセスを経て決定されたと認識しています。なお、相対取引を前提とした収支計画の実現性も確認し、実現性が確認されない計画は失格となります。
699	公募占用指針案	P11-12 第3章 事業実施に必要な情報の提供 （２）国が行った調査結果に係る情報の提供について 2）提供する情報の内容 ｉ）風況・海象等の調査の結果	海底地質は建設工事の施工計画及び工事期間のみならず、プロジェクトの事業性（経済性）にも特に大きな影響を与えることから、促進区域内における海底形状・底質の分布状況、海底人工物の状況に係る全てのデータが把握できる調査、並びに、地盤の工学的特性を把握するための実測（促進区域内の地盤ごとに複数地点以上でのボーリング調査、促進区域内に存在する海底下の全ての地質構造が把握できるメッシュ間隔での音波探査）によりデータを取得する調査としていただきたい。	いただきましたご意見は今後の参考とさせていただきます。
700	公募占用指針案	P11-12 第3章 事業実施に必要な情報の提供 （２）国が行った調査結果に係る情報の提供について 2）提供する情報の内容 ｉ）風況・海象等の調査の結果	公募開始時には、当該時点までに取得された実測データを提供するとともに、引き続き海底地質の実測を継続し、追加的な実測データを取得次第速やかに公表していただきたい。	いただきましたご意見は今後の参考とさせていただきます。

701	公募占用指針案	P47 第８章 選定事業者を選定するための評価の基準（法第13 条第 2 項 15 号）	評価後の点数が同じであれば、「くじ引き」選定となっているが、すべてが同じであれば再エネシフトの加速化の観点で早期運開に重きを置いており、「運転開始時期」が早いところが選ばれるべきである。	今回の公募見直しによって「事業計画の迅速性」の配点を20点に引き上げています。事業実現性評価においては、「事業計画の迅速性」「事業計画の基盤面」「事業計画の実行面」「電力安定供給」の４つの観点の重要性を踏まえ、各項目配点20点の同等のウェイトで評価を行うことしている中で、他の観点を考慮せずに早期運転開始のみをもって事業者を選定することは適切ではないため、原案どおりとします。
702	公募占用指針案	P49 第8章 選定事業者を選定するための評価基準 （法第13条第2項15号） （３）評価の配点及び採点方法 ｉ）事業計画の迅速性	「事業計画の基盤面」、及び「事業計画の実行面」などの評価点により「早期運転開始の得点」が修正されることになっているが、この考えは価格にも適用されるべきである。	公募参加者は、供給価格に基づいた収支計画を作成することとなっており、そもそも収支計画については、「事業計画の基盤面」の観点で実現性を評価することとしています。仮に、不適切な収支計画であれば失格となります。
703	公募占用指針案	P49-50 第8章 選定事業者を選定するための評価基準 （法第13条第2項15号） （３）評価の配点及び採点方法 ｉ）事業計画の迅速性	入札者が満点を取れる運転開始時期と系統接続期限が整合しているという理解でよろしいか。 整合していない場合は、経済産業省が責任をもって、間に合うように働きかけていただきたい。	各事業の系統接続時期は、事業者で実施する接続検討申込み結果やそれを踏まえた一般送配電事業者との施工計画等の調整を経て、最終的に決定するものです。例えば、事業者による自営線の敷設や先行確保事業者の計画と類似した設備配置計画の作成等に対応することで、早期の運転開始が可能になります。また、事業実現性の評価に当たっては、必要に応じて、陸上送変電設備の整備工事等のスケジュールの妥当性を国から一般送配電事業者に確認します。
704	公募占用指針案	P51 第８章 選定事業者を選定するための評価の基準（法第13 条第 2 項 15 号） （３）評価の配点及び採点方法 iii）資金・収支計画	評価基準をさらに明確に提示していただきたい。 具体的には以下の観点をクリアにしていただきたい（各入札者の戦略の余地は残す）。 上限価格19円以下での応札の場合にプロジェクトの健全性（ダンピングで無い、事業収益で累損は一掃することなど）の評価や評価基準となる歳入の発電単価（ｋｗｈ）の確からしさの確認方法、20年間ＦＩＲＭではないＰＰＡ（LIのようなもの）を定量的に数値化して評価するという理解で相違ないか。	相対取引を前提とした収支計画の評価方法については、91番の回答をご覧ください。 また、ダンピングについては、風車基数や施工方法等の提案内容を踏まえ通常想定される施工費用に対して建設費用が著しく廉価であった場合、ダンピングを確認する観点から、評価プロセスにおいて質問書の送付やヒアリングにより必要書類のさらなる詳細を確認することとなります。

705	公募占用指針案	P51-52 第8章 選定事業者を選定するための評価基準 （法第13条第2項15号） （３）評価の配点及び採点方法 iii）資金・収支計画	今回の公募（第2 ラウンド）において、最高評価点価格は不当廉売を誘発することがない適切な下限価格とすべきである。	FIP制度では、基準価格が常に参照価格以下となれば、プレミアムはバランシングコストのみとなり、この場合においては基準価格の大小によらず、国民の賦課金負担に差が生じません。 ゼロプレミアム水準の導入は、こうしたFIP制度の設計をふまえ、賦課金負担に差が生じない蓋然性が高い範囲において、供給価格の点数を一律に評価するためのものであり、水準については、本導入趣旨をふまえ、調達価格等算定委員会の意見を尊重して市場価格を十分下回る水準で決定しています。 また、ダンピングについては、風車基数や施工方法等の提案内容を踏まえ通常想定される施工費用に対して建設費用が著しく廉価であった場合、ダンピングを確認する観点から、評価プロセスにおいて質問書の送付やヒアリングにより必要書類のさらなる詳細を確認することとなります。
706	公募占用指針案	（別添６） 公募参加者一者あたりの落札制限に関する事項及び 能代港又は秋田港の利用重複時における事業者選定に関する事項	能代港又は秋田港で利用重複が発生した場合、再提出・再評価に３～４ヶ月に要するとのことだが、再提出の通知時期をより早めるなど、この期間を短縮すべきではないか。	審査・評価期間や再提出期間の確保の観点から、選定結果の公表時期を令和６年３月としておりますが、能代港及び秋田港において利用期間の重複が発生しなかった場合には、公募占用指針別添６に基づき、令和５年12月頃に選定結果を前倒しで公表することといたします。 なお、公募の前提条件を一律にするため、選定結果公表の時期については公募占用指針第4章で記載するとおり、港湾重複による再評価プロセスが生じる可能性を織り込んだ令和６年３月頃を前提として事業スケジュールを作成ください。 いずれにしましても、事業者選定後の事業実施に支障が生じないよう、可能な限り早期の公表に努めてまいります。
707	公募占用指針案	P.6第2章　(4)　3)	公募占用計画の認定の有効期間の終了後の占用について、旧運用指針が実際には一度も適用されていないにもかかわらず、運用指針が変更され、本公募占用指針案に反映されるに至った経緯と理由についてお伺いしたい。本項に記載のある準備・建設・撤去期間を考慮すると運転期間は22～23年となり風車発電機の標準的な設計寿命（25年）を下回り、運転可能な状態にある設備を強制的に撤去することとなる。撤去方法についても、再公募され、他事業者が新たに占用することになれば、基礎も含めて全撤去することが原則になるものと想定される（漁礁効果等の可能性もあり、撤去方法については技術革新等も復含めてあらためて検討する、というこれまでの議論の方向性と異なる）。今回の改訂で変更するのであれば、「あり得る」という表現ではなく、あわせて、占用期間の延長に関する手続きについて具体的に定めていただきたい。	210番の回答をご覧ください。
708	公募占用指針案	p.11第3章 (2)　2)	「気象・海象・海底」に関する情報は、促進区域指定に向けた協議会等の検討に左右されずに提供可能な情報である。今回から迅速性評価の配点が高いウエイトに変更となったことを踏まえても、既存データを十分に活用した検討により質の高い競争を促進するためにも、促進区域指定時期を待たず、調査結果がまとまり次第速やかに情報提供いただくことを強く要望する。 また、本事業外の目的であっても国が保有している海域データ（例：NEDOが実施した実証研究用のデータ等）があれば合わせて提供いただきたい。	いただきましたご意見は今後の参考とさせていただきます。

709	公募占用指針案	p.11第3章（1）	「秋田県八峰町及び能代市沖」と「秋田県男鹿市、潟上市及び秋田市沖」については、能代港又は秋田港の利用重複時における事業者選定に関してルール・方針が定められているが、そもそも「秋田港と能代港の両方を活用する」という提案は認められていない（「促進区域と一体的に利用できる港湾」は、複数利用できない）という理解で相違ないか。もし、「秋田港と能代港の両方を活用する」案も可能とする場合には、その評価方法を明示化していただきたい。	同一の促進区域に係る洋上風力発電設備の設置工事のために公募占用指針（別添３）に記載する能代港大森埠頭及び秋田港飯島埠頭の両方を活用することは認められません。詳細は（別添３）の記載をご覧ください。
710	公募占用指針案	p.32第5章　(3)4)ⅲ）	「選定結果公表（公募占用指針案p.13に記載される年月）」の遅延は、「左記以外のその他当事者のコントロールができず回避が可能ではない事象」に合致するとの理解で相違ないか。 つまり、選定結果公表の遅延により、「当該区域の迅速性評価の評価基準に照らして、迅速性の評価点が下がってしまう日までに海洋再生可能エネルギー発電設備が運転開始をしなかったこと」が生じた場合には、第二次保証金及び第三次保証金の没収免除事由となるとの理解である。	公募占用指針第４章に記載のスケジュールからの大幅な遅延は「当事者のコントロールができず回避が可能ではない事象」に該当しうると考えられ、第二次保証金及び第三次保証金の没収免除事由に該当します。119番の回答も参考にしてください。
711	公募占用指針案	p.44第7章□(3)3)	「「イ）選定事業者は、ア）に加えて、事業計画の要旨として以下を公表」と記載あるが、公表前には、事業者に内容を確認する事として頂きたい。	公表情報に関する事前の調整は想定しておりません。「公募占用計画の要旨」に記載した情報は公表される可能性がある前提で作成・提出してください。
712	公募占用指針案	p.49第8章　(3)ⅰ）	「i)事業計画の迅速性」につき、「秋田県八峰町及び能代市沖」と「秋田県男鹿市、潟上市及び秋田市沖」に係る評価基準が同一である。「秋田県八峰町及び能代市沖」は公募が一度開始された経緯もあり、「国が行った調査結果に係る情報」の提供時期に差が生じている。国からの調査結果開示時期に応じて、「事業計画の迅速性」の運転開始時期（20点評価とする期間）を設定すべきではないか。	それぞれの海域の公募に参加する事業者間で条件は同じであるので、情報提供時期の違いを理由に運転開始時期を変える必要はないと考えています。

713	公募占用指針案	p.49第8章　(3)ⅰ)	「i)事業計画の迅速性」につき、「秋田県八峰町及び能代市沖」と「秋田県男鹿市、潟上市及び秋田市沖」の20点評価となるのは、「令和9年6月30日までの期間」とされている。当該期間は、2025年4月を利用開始とした際に、「標準的な海上施工期間等を考慮し、2年9か月目に運転開始可能と想定し、そこから事業者の創意工夫（6か月）を考慮」した結果とのことである（第17回洋上風力促進WG（2022/10/28）資料１p.26）。当公募の選定が2023年末～2024年4月と想定されている（同資料p.44)にもかかわらず、2025年4月を港湾利用開始可能と設定した背景は何か。2025年4月に港湾利用開始できるのは公募発照前から環境アセス等を進めていた先行事業者のみであり、事業計画提案上の創意工夫とは無関係である。何故、リードタイムが1年しか設定されていないのか、根拠を示していただきたい。	565番の回答をご覧ください。
714	公募占用指針案	p.50第8章　(3)ⅱ)	事業実施体制・事業実施実績の中で、「トップランナー」の評価の考え方として『…実務経験を有する人材の確保や適切配置など…』との記載が有るが、当該『実務経験』は、「洋上風力発電事業」の実務経験であり(出資/融資等のみでなく）、当該海域への親和性の高さ（規模等）によって評価されるとの理解で相違ないか。	ご理解のとおりです。12番の回答も参考にしてください。
715	公募占用指針案	p.52第8章　(3)ⅲ)	ⅲ) 資金・収支計画の「最低限必要なレベル」の評価の考え方として、「①主な事業費の根拠」の提出が求められているが、落札からFID迄の間に環境アセスやウインドファーム認証等を経る必要があり、またFID迄の間に相当な年月が必要となる。本公募提出時に法的拘束のある見積を取ることは不可能である為、見積もりを出すことには本質的な意味がないと考える。従って、当該書類の提出依頼は取り下げていただきたい。	見積書については、84番・86番の回答をご覧ください。 必ずしも法的拘束力のある見積書を提出いただく必要はございませんが、事業費の妥当性確認のためには見積書の確認は有効な手段の一つだと考えています。なお、「見積もり」のみならず、「過去の実績」も根拠となることを明記していますので、見積書の取得が困難な場合は過去実績を根拠にして合理的に説明いただければと思います。
716	公募占用指針案	p.52第8章　(3)ⅲ)	ⅲ) 資金・収支計画の「ミドルランナー」の評価の考え方として、「財務やテクニカルアドバイザーにより資金・収支計画の適切性・評価されているもの」とあるが、財務やテクニカルアドバイザーからどのような書類を受領すれば良いのか、具体的に明示いただきたい。	342番の回答をご覧ください。

717	公募占用指針案	p.53 第8章　(3) iii）iii）	「iii)運転開始までの事業計画」の「トップランナー評価」において、「②設備構造に関して、調整力の確保や系統混雑の緩和に資する、特に優れた提案がなされていると評価されるもの』とあるが、蓄電池や水素燃料等の蓄電システムを構築することがこれに該当するとの理解で良いか。この場合、投資額の過当競争になることを防ぐ為、又、公平性・公正性・透明性の高い公募とする為、当該提案にかける費用の上限額を公募占用指針にて具体的に設定する様にお願いしたい。	4番の回答をご覧ください。
718	公募占用指針案	p.54　第8章　(3) iii）	「iii)運転開始までの事業計画」における「ミドルランナー」の基準として、「⑤工事開始前までにISO45001（労働安全衛生）や建設業労働安全衛生マネジメントシステム（COHSMS）又はこれらと同等の認定等を取得することが予定されているもの」と記載されているが、認定の取得対象について制限（SPCが取得すればいいのか、SPCを構成する事業者が取得すればいいのか、SPCには入っていない協力会社が取得すればいいのか等）はあるのか。また、認定の取得対象の別（SPC、SPCを構成する事業者、SPCには入っていない協力会社）により評価に差が生じるのか明確にしていただきたい。	90番の回答をご覧ください。
719	公募占用指針案	p.57第8章　(3) ｖ）	「v)関係行政機関の長等との調整能力」に関し、トップランナー評価の考え方として、「特に優れた」という評価基準であるが、「優れている評価区分　②」との差異が曖昧である。”国内洋上風力発電に関する関係行政機関の長との間で特に優れた調整実績があるもの。”を、”国内洋上風力発電に関する関係行政機関の長と、広範な内容（洋上風力の設置、港湾利用、地域貢献、環境アセス等幅広い分野・テーマ）についての調整実績があるもの。”　としてはどうか。また、その趣旨であると理解して相違ないか。	429番の回答をご覧ください。
720	公募占用指針案	p.58　第8章　(3) vii）　viii）	「vii）地域経済波及効果、viii)国内経済波及効果」に関し、トップランナー及び優れている評価の考え方として、「高い波及効果を有する」という文言を削除し、「高い地域活用度合いを有する」という表現に変更してはどうか。	ご趣旨が分かりかねますが、本項目は経済波及効果を見る目的ですので原案どおりとします。

721	公募占用指針案	p61第8章　(4) 1) ⅳ)	「複数の協力企業の候補が示された場合、候補の協力企業の中から最も評価の低い企業の実績を評価する。」という表現が削除されているが、当該評価方法は今回は適用外という認識で相違ないか。	12番の回答をご覧ください。
722	公募占用指針案	p.61　第8章 (4)　1) ⅳ)	ⅳ)運転開始以降の事業計画「最低限必要なレベル」④に「撤去方法、撤去費用の金額及びその算出根拠が記載されているもの」とある。撤去方法については、当該箇所以外に「評価の考え方」で記載された箇所はないが、つまり撤去方法（別紙11の通り「撤去方法（全て撤去/一部残置または海洋に捨てる」のチェックは必須だが、「撤去方法の詳細」についての記載は任意）が記載されていれば良く、撤去方法の適切性は評価対象外という理解で相違ないか。一方で、「記載要領及び様式集（案）」の【様式3-1-14】別紙11「2.リスクの特定・分析」において、「撤去の方法」のリスクシナリオの記載項目がある。これは、撤去方法を詳細に記載し、その上で撤去方法に関するリスクシナリオを適切に記載することで、「ⅳ)運転開始以降の事業計画「優れている」（独自のリスク特定・分析）」での評価対象となり得るという理解で相違ないか。	ご理解のとおりです。
723	公募占用指針案	p.66 第9章　(5)	ウクライナ問題のように予測不可能かつ外的な要因によって引き起こされた物価変動等については、「真にやむを得ない事情」に該当するものとして、供給価格の見直しを認めることとしていただきたい。	供給価格の見直しについては、再エネ特措法第2条の3第10項の規定に準じて判断されます。その際、調達価格等算定委員会の意見を聴取する予定です。
724	公募占用指針案	p.66 第9章　(5)	物価変動を供給価格に反映させる制度は海外では以前から採用されている（例：英国、米国等）。物価変動が供給価格に反映されない制度では物価変動リスクを十分にみた高い供給価格で入札せざるを得ず結果的に国民負担を強いることになる。つまり、実際の物価変動に応じて適切に供給価格が調整される制度にすることで国民負担が抑制されることになる。従い、物価変動により供給価格が調整される制度は少なくとも２Rからは速やかに導入すべきと考える。	10番の回答をご覧ください。

725	公募占用指針案	p.88 別添2　3.(2)	別添2「各海域の協議会意見とりまとめ　3.（2）」において、基金への出捐等の規模（総額）については「発電設備出力(kW) × 250 × 30で算定される額を目安とする」とあるが、公募占用計画の提案書上は「発電設備出力(kW) × 250 × 30で算定される額」を記載することで問題ないか。なお「目安とする」との表現であるが、今後の協議において「発電設備出力(kW) × 250 × 30で算定される額」を上回ることはないと考えて相違ないか。事業者選定後の法廷協議会等で増額が議論になり議論が長引いた場合は工期遅延に繋がる可能性も有り、又、事業者選定後に負担額が増えると事業計画に影響を与える為、万が一増額の可能性がある場合は具体的な金額を公募が開始される前に確定頂きたい。	基金への出捐等の規模（総額）については「発電設備出力(kW) × 250 × 30で算定される額」を記載することで問題ありません。 また、事業者選定後に増額されることはありません。
726	公募占用指針案	p.123 別添6　2	港湾の利用重複があった場合、別添6２.の方法で事業者選定がなされるとの理解だが、以下の想定期間をそれぞれ明記いただきたい。 ・②で記載されている「再提出が可能である旨の書面通知」から「再提出の期限」の期間 ・③で記載されている「再提出」から「選定」までの期間	スケジュールを公募占用指針に記載しました。
727	公募占用指針案	p.123 別添6　2	「秋田県八峰町及び能代市沖」と「秋田県男鹿市・潟上市及び秋田市沖」の全ての応札事業者が、例えば秋田港を使用する計画を提出した場合（能代港を使用する事業者がゼロの場合）には、両海域で最も高い評価点を得た事業者が、選定されるとの理解で相違ないか。 また、上記で選定されなかった海域については、再公募となる（この場合には能代港利用前提での再公募）の理解で相違ないか。	１点目については、各区域において評価点１位の評価点と０点との点差の大小関係を比較することから、結果としてはご理解のとおりです。 ２点目については、再公募時に「促進区域と一体的に利用できる港湾」の利用可能期間を改めて提示することが想定されます。
728	公募占用指針案	p.124 別添6（備考）	各促進区域における審査・評価の結果、能代港及び秋田港において利用期間の重複の有無に応じて選定時期が変わるとのことだが、いずれの場合も選定時期が大幅な計画変更を誘発しないよう十分留意いただきたい。	706番の回答をご覧ください。

729	記載要領及び様式集案	p.18 様式3-1-3	【様式3-1-3】事業実現性に係る各評価の考え方への対応　各表において「評価の考え方を満たしているとする根拠」を記載する欄があるが、当該箇所には応札者がその根拠を文章にて記載する趣旨か。文章での説明・記載は、長文になってしまう（短文ではわかりやすく記載するのが困難）こと等が想定されるため、当該欄は削除し、「評価の考え方に対応する記載箇所」「添付資料」のみにとどめてはどうか。記載を残す場合、具体的にどのような文言を記載することを想定されているのか、例示いただきたい。更に、上限文字数（上限ページ数）を定める等工夫をしていただきたい。	381番の回答をご覧ください。
730	記載要領及び様式集案	p.28～p.29　様式3-1-3	「運転開始以降の事業計画（別紙9~11）関係」評価の考え方への対応　の表において、「評価の考え方に対応する記載箇所」の中に、「別紙9 1.」の記載がない。「別紙9　1.運転開始以降のスケジュールの全体像」は、いずれの評価区分にて評価されるのか明確化いただきたい。	事業全体ののスケジュールについては、「運転開始までの事業計画」の「最低限必要なレベル」①で一体的に評価しますので、分かりやすさの観点から様式集を修正しました。なお、各項目の対応箇所に漏れがありましたら、必要に応じて対応箇所を追記ください。
731	記載要領及び様式集案	p.48～p.53 別添2	１．発電設備の設置に係る実績，２．海洋土木工事に係る実績，３．発電設備の運営（O&M）に係る実績の中に『陸上の変電設備・送電線等』の記載がないことから、別紙2全頁（１．発電設備の設置に係る実績，２．海洋土木工事に係る実績，３．発電設備の運営（O&M）に係る実績）に『陸上の変電設備・送電線等』の記載は不要かつ評価対象外との認識で相違ないか。	陸上風力の実績を記載することも可能であり、適切な実績であれば「事業実施体制・事業実施実績」の項目で評価します。
732	記載要領及び様式集案	p.51様式3-1-13 別添10 2.(2)	「（3）保守点検及び維持管理の方法」に、設備区分が記載されているが、③ケーブル　は、③海底ケーブル　と記載変更いただきたい。若しくは、その理解で相違ないか。	③は「海底送電線・通信ケーブル」に修正しました。統一的解説の「その他設備の維持管理」の節も参考にしてください。 また、陸上設備については、⑤その他でまとめて記載ください。21番の回答も参考にしてください。

733	記載要領及び様式集案	p.51様式3-1-13 別添10 2.(2)	「（3）保守点検及び維持管理の方法」に、設備区分が記載されているが、④変電設備　は、陸上/洋上問わず、変電設備を記載するとの理解で相違ないか。つまり、④洋上変電設備/陸上送変電設備　という理解で相違ないか。	ご理解のとおりです。
734	記載要領及び様式集案	p.55　別添3 1.(2)	iii）資金・収支計画の「ミドルランナー」評価の考え方として、「財務やテクニカルアドバイザリー等の専門家により資金・収支計画の適切性を検討・評価」とある。当該記載は、洋上風力促進小委員会（第14回：2022年6月23日開催）の提示資料「ファイナンシャルアドバイザー等の第三者機関を活用し、資金・収支計画の適切性を検討・評価しているもの。」から変更されたとの認識である。一方、「記載要領及び様式集（案）」別紙3　1.（2）に、「ファイナンシャルアドバイザー等の第三者機関による資金・収支計画の適切性の検討・評価の証跡」との記載が残っているため、適切に表現修正いただきたい。つまり、必ずしも第三者機関を活用する必要はなく、専門家（社内当該部署を含む）による検討・評価の証跡を示すものとの理解である。	1116番の回答をご覧ください。
735	記載要領及び様式集案	記載要領及び様式集（案）　p.58 別添3　2.(2)	2. 収支計画　(2). 費用項目のうち、『系統費用』とは、系統連系先の一般送配電事業者に対して支払う工事費負担金等との認識で相違ないか。	ご理解のとおりです。
736	記載要領及び様式集案	p.63　別添4 1.(1)	１．占用の区域 及び配置計画 の概要において『占用の区域以外の陸上に位置する変電設備等についても記載すること』とあるが、陸上の送電線等は含まれない認識で相違ないか。	21番の回答をご覧ください。

737	記載要領及び様式集案	p.63　別添4	１．占用の区域 及び配置計画 の概要において『占用の区域以外の陸上に位置する変電設備等についても記載すること』とあるが、１．占用の区域 及び配置計画 の概要(2)．面積表，(3)．発電量の予測，２．その他海洋再生可能エネルギー発電設備の配置に関する事項および３．リスクの特定・分析において、占用の区域以外の陸上に位置する変電設備等についての記載項目が存在せず、当該設備を記載する必要性がないことから、占用の区域以外の陸上に位置する変電設備等については記載不要かつ評価対象外とするべき。 あるいは、１．占用の区域 及び配置計画 の概要(4)．その他に記載のとおり、港湾法第 37 条第 1 項第 1 号に該当する行為を行う場合のみ占用の区域以外の陸上に位置する変電設備等については記載するよう明示するべき。	21番の回答をご覧ください。
738	記載要領及び様式集案	p.67　別添5 2.(1)	２．リスクの特定・分析，(1)．　建設面（ウィンドファーム認証等）や環境面（環境アセスメント等）、系統・港湾整備等に関する許認可の申請・承諾プロセスが難航する リスクにおける『系統に関する許認可』とは、一般送配電事業者との系統連系に係る契約手続き等のことを示している認識で相違ないか。	ご認識のとおりです。
739	記載要領及び様式集案	p.72　別添6 2.(2)	p73の補足コメントでは、『陸上の変電設備・送電線等は記載不要』と明記されている一方で、p72の表には、『送変電システム』と記載されているが、この送変電システムとは、洋上に設置する海底ケーブル、洋上変電所のことを指し、陸上の変電設備・送電線等は記載不要との理解で良いか。（送変電システムに含まれる設備について明示していただきたい）	ご理解のとおりです。21番の回答も参考にしてください。
740	記載要領及び様式集案	p.69-p.74　別添6	１．法令への適合性，２．海洋再生可能エネルギー発電設備の構造 等(1)．統一的解説への適合性，(2)．構造（風車・基礎・送変電システム），(3)．地震 、 波浪 等に関 する設計条件の設定方法，３．リスクの特定・分析および４．その他 当該海洋再生可能エネルギー発電設備の設計に関する事項に『陸上の変電設備・送電線等』の記載は不要かつ評価対象外との認識で相違ないか。	ご理解のとおりです。21番の回答も参考にしてください。

741	記載要領及び様式集案	p.75　別添7	１．施工計画・ 工事実施の方法に『陸上設備の施工計画・工事実施方法は記載不要。』と明記されていることから、２．施工期間おける労働者の安全衛生・危機管理への配慮及び環境保全(1).施工期間おける労働者の安全衛生・危機管理への配慮，(2).施工期間おける周辺環境保全への対応，３．リスクの特定・分析および４．その他 施工計画 に関する事項において『陸上設備の施工計画・工事実施方法の記載』は不要かつ評価対象外との認識で相違ないか。	21番の回答をご覧ください。
742	記載要領及び様式集案	p.77-p.78　別添8	１．工事工程表に『施工計画に整合した内容とすること。』と明記されており、別紙7施工計画において『陸上設備の施工計画・工事実施方法は記載不要。』と明記されていることから、１．工事工程表，２．リスクの特定・分析(1).生産遅延、出荷国における天災・出荷港不全・輸送中の事故等により、建設に必要な部品や船舶がスケジュール通りに調達できないリスク，(2).天候不順、設計・施工欠陥、必要人材の調達不調、基礎部品や海底ケーブル等の品質未達等により施工スケジュールが後ろ倒しとなるリスク，(3).その他公募占用指針に示すリスクシナリオ以外に独自に行ったリスクの特定・分析の内容および３．その他工事の工程に関する事項において『陸上の変電設備・送電線等』の記載は不要かつ評価対象外との認識で相違ないか。	違います。21番の回答のとおり、別紙８には陸上設備に関しても記載ください。
743	記載要領及び様式集案	P.81 別添10 2.(2)	公募占用計画に記載すべき事項として、「保守点検及び維持管理の方法および体制が把握できる資料とする（p.38 3）viii))」と記載があるが、当該体制は、「iv）運転開始以降の事業計画」におけるミドルランナー評価「①各設備の維持管理計画が具体的かつ適切に記載されているもの」において、評価されるとの理解だが相違ないか。 その場合、「別紙10　2.（2）」内に「保守点検及び維持管理の方法および体制」「運転体制等」を記載する箇所がないため追記いただきたい。	前段について、ご理解のとおりです。 後段について、ご指摘踏まえ別紙10を修正しました。
744	記載要領及び様式集案	p.84□別添11	１．撤去方法(2).撤去方法に『占用区域の内外を問わず海上に設置されているすべての 海洋再生可能エネルギー発電設備を対象とする』と明記されていることから、１．撤去方法(1).統一的解説への適合性，(2) 撤去方法，２．リスクの特定・分析および３．その他撤去に関する事項において『陸上の変電設備・送電線等』の記載は不要かつ評価対象外との認識で相違ないか	ご理解のとおりです。21番の回答をご覧ください。

745	記載要領及び様式集案	p.86　別添12	１．サプライチェーン形成計画(1)ハードに係るサプライチェーンに、ハードに係るサプライチェーン（風車主要部品、電気系統、基礎）と記載されているが、１．サプライチェーン形成計画(1).ハードに係るサプライチェーン，(2). ソフトに係るサプライチェーン，(3)リスクの特定・分析および２．その他の電力の安定供給に係る方策において『陸上の変電設備・送電線等』の記載は不要かつ評価対象外との認識で相違ないか。	ご理解のとおりです。21番の回答をご覧ください。
746	記載要領及び様式集案	p.93　別添15/別添	別添エクセルシートに財別の新規建設投資額、設備投資額、及び事業期間にわたって発生する最終需要増加額を記入し、算出すること（ただし、産業連関表の算定式を操作してはならない）。」とあるが、本公募については、国側が経済波及効果を算出するエクセルを準備・公表し、事業者は投資額等を記入する方法に変更されるという趣旨か。 その場合、事業者努力による地域貢献策等の波及効果も評価対象とするため事業者独自の経済波及効果算出結果も評価対象とする等いただきたい。 経済波及効果は投資額の多寡によって経済波及効果の多寡が決まるため、「供給価格の評価」と相反する評価は避けるべきであり、単に「波及効果の多寡」のみでの評価は避けるべきである。	公募占用指針公表時に別添エクセルシートも併せて公表いたします。 経済波及効果については、数字の多寡のみをもって評価することは想定していません。提案内容の具体性、確からしさ等について根拠をもってご説明ください。
747	公募占用指針案	公募占用指針（案） 第８章 選定事業者を選定するための評価の基準（法第 13 条第 2 項 15 号）＞（１）供給価格の評価方法（p.47）	燃料価格の不安定性から市場における電力価格の動向が非常に予見しづらい状況の中で、事業者は収入計画を予見することが大変困難な情勢。今回設定されたゼロプレミアム水準は3円/kWhで、供給価格の最高評価点を狙う事業者はこの水準での入札をすることが想定される。これは実際の収入のベースとなる売電単価とは異なることから、実際には事業者は相対で取引する需要家（もしくは小売り事業者）を探し、それを前提に収支計画を策定すると考えられる。一方で、公募時点において20年にわたり電力単価をコミットする需要家は極めて限定的と考えられる中、どのように事業実現性（資金・収支計画ひいては安定的な事業運営）を評価するのか、国の見解をうかがいたい。 また、事業者がゼロプレミアム水準を目指す場合、EPCコントラクターが事業者から要請される建設費水準では新規の設備投資を行う判断は困難であり、サプライチェーン形成に繋がらないと考えられる。国が目指す洋上風力の方向性として、洋上風力国内産業の育成を目指すのか、国民負担ゼロを目指すのか、併せて見解をうかがいたい。	相対取引を前提とする収支計画の実現性の評価方法については91番の回答をご覧ください。
748	公募占用指針案	第２章 公募対象とする事業の要件＞（３）供給価格等に関する事項について＞1)　供給価格上限額（法第 13 条第 2 項第 7 号）（p.5）	長崎県西海市江島沖の供給価格上限額は、水深ではなく他三海域とは異なる地盤条件（岩盤）を適正に評価されたと認識。 岩地盤は先行する欧州等でも施工事例が極めて少ない日本固有の地盤条件のため、今後区域指定されていく海域においても地盤条件によるコスト影響を考慮の上、供給価格上限額の設定をお願いしたい。	いただいたご意見も踏まえ、調達価格等算定委員会で適切に議論してまいります。

749	記載要領及び様式集案	【様式3-2-4】関心表明書（p.99）	事業者選定後、選定事業者に対し公募時に関心表明を出していなかった企業がEPCコントラクターになることが可能かうかがいたい。 EPCコントラクターとしては、公募時点で特定の事業者に紐付くものではなく、各案件における建設工事の受注を目指している。 現状の公募制度では、関心表明を提出していない事業者に対しては、事業者選定後にEPCコントラクターになり得ない仕組みと認識している。 各海域とも相当数の事業者が公募参加すると見込まれており、全ての事業者に協力・支援していくことは事実上不可能であると考える。	公募時点で関心表明を提出している協力企業の実績等が評価対象になりますので、その候補の中から選ばれることが原則です。ただし、経済社会情勢の変化など、候補がすべて倒産したケース等ではその限りではありません。
750	公募占用指針案	ⅱ）第2次保証金及び第3次保証金の募集事由の7 運転開始時期について	『運転開始の定義として、「運転開始：市場取引等により再生可能エネルギー電気の供給を開始すること」と記載あるが、FIP制度下において、市場取引等により再生可能エネルギー電気の供給を開始するためには、風車全基が電気事業法第 51 条に基づく使用前自主検査を終えていることが要件となるのか、取り扱いを確認させていただきたい。』	16番の回答をご覧ください。
751	公募占用指針案	公募占用指針（案）P.122の（別添6） 落札制限について	落札制限について、各案件で系統容量と発電設備容量を比較し、小さい方の容量を足し合わせ、1GW以上になるまで評価点1位の公募参加者に促進区域を割り当てられるのか？	ご理解のとおりです。明確化の観点から、（別添６）を修正しました。
752	公募占用指針案	公募占用指針（案）P.40 「公募開始時点において制度詳細が未確定なものについては収支計画には含めないこと。」について	発電側課金の導入に伴う緩和策について、新規FIT/FIPについては調達価格等の算定において考慮する案が議論されている。仮にこの方向性で年内に整理の目途がついた場合、供給価格上限額（19円/kWh・29円/kWh）は 公募締切前に、見直されるのか。	77番の回答をご覧ください。

753	公募占用指針案	公募占用指針（案）P.70「各促進区域内海域の占用許可に係る占用料の単価は、それぞれ下表に記載の告示とおりとする。 」について	土砂採取料は、工事に伴って発生する事業目的を有していない建設残土に対しては課されないと理解して良いか。	「建設残土」の意味するところが必ずしも明らかではございませんが、再エネ海域利用法第10条第1項第2号に規定する「土砂の採取」に該当する行為の場合、土砂採取料の徴収の対象となります。 再エネ海域利用法第10条第1項第2号に規定する「土砂の採取」に該当するか否かは、必要に応じて、個別事案ごとに促進区域内海域を管轄する地方整備局へお問合せください。
754	公募占用指針案	公募占用指針（案） P.6　3)　P.37 3)i) P.7　4)　P.8 iii) 公募占有計画の認定期間にかかる撤去期間の考え方について	撤去時期について、上記3)では『占有許可期間内での撤去』、3)i)では『撤去(2年程度)を見越し最大30年とされている』と謳われている一方で、4)では『占有の期間が満了した場合に撤去』、iii)では『占有許可期間の終了後に撤去』とあり、作成する公募占用計画の中で、撤去期間は占有期間の内数とすべきか、外数としてもよいのかを明確にしていただきたい。	占用許可の満了日までに撤去が完了している必要があります。
755	公募占用指針案	公募占用指針（案） P.8 ii) P.8 iii)　① 撤去費用の考え方について	iii)①にて撤去費は一律に海洋における施工費の70%を公募占用計画に織り込むべきものと理解したが、ii)に記載のある『海防法対象施設の一部を残置または海洋に捨てることを前提とした場合』でも、同じく70%の撤去費を織り込むべきとの考えで正しいか。	ご理解のとおりです。現時点で一部残置の可否を判断するのは困難であるため、公募の前提条件を揃える趣旨です。
756		その他	本事業は長期間にわたる事業であり、また、公募占用計画作成の公平性の観点からも、CAPEX・OPEXの双方の観点でinflation/deflationを見込むべき対象費用、及びその利率の水準を定めることはいかがか。	10番の回答をご覧ください。 また、いただいたご意見は今後の制度設計の参考とさせていただきます。

757	公募占用指針案	公募占用指針（案）P.17 地元関係者への接触について	協議会の構成員となっている団体の構成員から関心表明書【様式3－2－4】を取得することは、公募入札ルール上問題無いか。	地元関係者等への接触禁止の趣旨に鑑み、認められません。
758	記載要領及び様式集案	公募占用指針 記載要領及び様式集（案）P.99 関心表明書について	「具体的な提供スコープ」について、応募者の欄に記載することになっているが、協力企業の欄に記載するべきではないか。	本関心表明書は協力企業用の様式なので、誤りではありません。「具体的な提供スコープ」の欄には、協力企業自身の提供スコープを記載ください。
759	公募占用指針案	公募占用指針(案)P4 ２）当該海洋再生可能エネルギー発電設備の出力の量の基準	今回の公募案件の規模は、35万程度が４案件と非常に規模が小さく、国際的にみて魅力がない市場となっています。国がサプライチェーンの構築、産業の創出を目指すのであれば、１PJの大規模化と長期の野心的導入目標を設定すべきではないでしょうか。	ご指摘の点も踏まえながら、今後の案件形成を進めて参ります。
760	公募占用指針案	公募占用指針(案)P5 2）公募に基づく再エネ特措法第２条の３第１項に規定する基準価格又は同法第3条第２項に規定する調達価格の額の決定の方法	洋上風力にFIP制度を適用するためには、事業運営のための環境整備が不可欠ですが、現時点では未整備のため、FIP制度への移行は時期尚早であると考えます。	278番の回答をご覧ください。

761	公募占用指針案	公募占用指針(案) P5 1)　供給価格上限額	調達価格等算定委員会で議論された供給価格上限額の算定において、接続費の根拠を中央値の水準0.5万円/kWを前提とされましたが、接続費は案件ごとに乖離が大きいため、海域毎の接続費用に基づき上限価格が調整されるべきではないでしょうか。 本公募の対象となっている４海域は、基礎形式がジャケットとモノパイルで供給価格上限額が異なって設定がされていますが、基礎の違いによる価格インパクトは考慮し、接続費の違いによる価格インパクトを考慮しない理由について、数字根拠と共にお示しください。	116番の回答をご覧ください。
762	公募占用指針案	公募占用指針(案) P5 1)　供給価格上限額	海域によって平均風速が大きく異なる状況を踏まえると、運用指針パブコメで回答頂いた「対象海域の自然条件を踏まえた上限価格の設定」は基礎構造の差だけではなく、設備利用率、ひいては収入に影響を与える風況の差も考慮すべきと考えます。(運用指針パブコメ#79、#80参照) 基礎形式の違いのみを上限価格に反映した理由をご教示ください。	116番の回答をご覧ください。
763	公募占用指針案	公募占用指針(案) P5 1)　供給価格上限額	モノパイルを前提にした海域においても、部分的にジャケットを適用することよって上限価格は調整されるのでしょうか。	460番の回答をご覧ください。
764	公募占用指針案	公募占用指針(案) P5 1)　供給価格上限額	上限価格を定めるにあたって、資本費に基金への出捐は織り込まれているのでしょうか。	基金への出捐は基本的には運転開始以降の費用となることが想定されます。なお、上限額算出の前提となった資本費については、11月4日調達価格等算定委員会の資料ｐ39をご覧ください。 ＜11月4日調達価格等算定委員会＞ https://www.meti.go.jp/shingikai/santeii/pdf/080_01_00.pdf

765	公募占用指針案	公募占用指針(案) P5 1)　供給価格上限額	財務・収支計画の公平性を保つには、基金への出捐の支払いタイミングは一律である必要があると思いますが、出捐金の支払時期は国が示していただけるのでしょうか。示されない場合、事業収支の「支出」の部である出捐金の支払時期の差をどのように評価するのか、お示しください。	具体的な基金への出捐金額など基金の運用詳細については事業者選定後の法定協議会において議論し決定されるものと考えますが、協議会意見とりまとめや協議会構成員による説明会の説明内容の中で言及ある場合は、その内容を踏まえて適切に設定ください。
766	公募占用指針案	公募占用指針(案) P5 1)　供給価格上限額	今回上限価格を算出するにあたって使用した第80回 調達価格等算定委員会資料での「NEDO着床式洋上風力発電コスト調査」の対象となっているPJは、2010～2021年を対象としていますが、今後投資判断を迎えるであろう直近の欧州案件のコストとのレベル差は検証されたのでしょうか。	2番の回答をご覧ください。
767	公募占用指針案	公募占用指針(案) P5 1)　供給価格上限額	成熟したインフラやサプライチェーンが構築され、競争環境にある欧州の実績レベルに内外価格差を補正して検証しつつ、2027～2030年運転開始・20年間での事業期間のコスト変動リスクはIRR10%の中で吸収、かつ赤字事業運営あるいはダンピング折込み無し、として算出したのが19、29円の上限価格という理解でよいでしょうか。	2番の回答をご覧ください。
768	公募占用指針案	公募占用指針(案) P6 3) 占用の期間	占用許可の更新が認められる場合として、「①引き続き促進区域として指定することが妥当であること、②再度公募する必要性が認められないこと」の具体的な事象をご教示ください。また、①、②に該当するよう計画立案をし、占用期間を30年を超えた事業計画を作成することは可能でしょうか。	33番及び461番の回答をご覧ください。

769	公募占用指針案	公募占用指針(案) P8 ①□撤去費用の金額	撤去費用を海洋工事の一律70%としていますが、70%ではなく、より根拠のある数字で事業計画を作成することも可能でしょうか。不可である場合、より根拠のある数字で事業計画を作成することを排除する背景をご教示ください。	755番の回答をご覧ください。
770	公募占用指針案	公募占用指針(案) P11 （２）国が行った調査結果に係る情報 の 提供 について	国から情報提供されるデータは、深度・広さが精度高く積算するのに不足しており、これらは事業者選定後の計画変更に繋がる可能性もあると思われ、洋上風力導入の遅れにまで波及するリスクがあると考えます。広い海域をSPTないしCPT 1地点のみのデータから推測するのは大きな誤差が生じますので、セントラル方式採用時には風況と併せて調査規模を大きくすることを、今後検討をお願いいたします。 今回の公募においては価格、納期の調整をお願いします。	いただいたご意見は今後の制度設計の参考といたします。
771	公募占用指針案	公募占用指針(案) P17 2）公募参加及び事業の実施に当たって遵守すべき事項等 ⅵ）接触禁止	今回の公募開始以降において、便宜的供与ではなく漁業共生策立案等、公募資料作成の為に、各海域で地元関係者との接触を行う事に問題があればご教示ください。	左記の行為については「事業者が地元関係者等に公募に関する助言を求めるといった行為」であり、「公平性、透明性及び競争性を阻害するような地元関係者等との接触」に該当するものと考えられます。 事業者において協議会の構成員等の意見を的確に把握する機会を設けるため、協議会構成員による説明会を実施しますので、必要に応じてご活用ください。
772	公募占用指針案	公募占用指針(案) P20 ２）提出書類 ⅱ）添付書類 ・関心表明書（協力企業用）	協力企業は、EPCや保守点検に関して協力を求める企業を示し、地域貢献策等に関し協力を求める企業については、協力企業と呼ばない、との認識で相違ないでしょうか。また、地域貢献策等に関して協力を求める企業については、「関心表明書（協力企業用）」は不要との考えで相違ないでしょうか。	協力企業の評価範囲については、公募占用指針に記載されているとおりのため、必ずしも「協力企業」と呼ぶ必要はないですが、地域共生策についても協力する企業がある場合、関心表明の取得及び提出はその確からしさを補強するものとして「周辺航路、漁業等との協調・共生」における評価対象となり得ます。なお、757番の回答もご参照ください。

773	公募占用指針案	公募占用指針(案) P29 ⅱ）第 2 次保証金及び第 3 次保証金の没収事由	第2次保証金及び第3次保証金の没収事由の7「迅速性の評価点が下がってしまう日までに運転開始しなかったこと」の例外事項について、「その他当事者のコントロールまたは回避が可能ではない事象が生じた場合」には、①事業者起因でないウィンドファーム認証の遅延、②世界的な感染症や国外での紛争等の発生に起因した物流網の途絶・停滞は含まれる理解で良いでしょうか。	②は該当する可能性が高いと想定されますが、①に関してはその限りではありません。「運転開始までの事業計画」のリスクシナリオの「許認可プロセス難航」でウィンドファーム認証プロセスが難航することも想定した対応を検討いただくので、未然防止策・リスク発現時の対策が優れた計画を評価します。119番の回答も参考にしてください。
774	公募占用指針案	公募占用指針(案) P38 ⅶ）供給価格	「事業の確実な実施の観点から、適切にリスクを特定し分析がなされているか、それらのリスクを踏まえた適切な収支計画となっているかという観点等から評価されることにも留意すること。」とありますが、市場価格予想に基づいた収支計画の優劣の評価基準をご教示ください。	第三者委員会の意見も踏まえ、適切に評価します。相対評価も行います。
775	公募占用指針案	公募占用指針(案) P38 ⅶ）供給価格	「供給価格に基づいた収支計画を作成することになる」とありますが、収支計画の売電単価は、供給価格をボトムとした予想市場価格、または相対契約による売電単価、という理解で良いでしょうか。	「供給価格をボトムとした予想市場価格」の趣旨が分かりかねますが、売電単価としては、相対取引やJEPXでの取引による単価等、売電方法に応じて適切に記載ください。
776	公募占用指針案	公募占用指針(案) P38 ⅸ）「促進区域と一体に利用できる港湾」	「促進区域と一体に利用できる港湾」以外の港湾にて、他海域の事業者と利用の時期が重なった際の調整はどのように行うのでしょうか。	235番の回答をご覧ください

777	公募占用指針案	公募占用指針(案) P40 4)その他必要な事項 ｉ）評価基準に係る事項について ①事業の実施能力に関する事項	運用指針のパブコメNO.221において回答がありました「公募実施の詳細なルール」は、公募占用指針に記載が追加されるという理解でよいでしょうか。	公募占用指針に公募に関する詳細なルールを定めております。公募占用指針に記載の内容に基づいて公募占用計画を策定ください。
778	公募占用指針案	公募占用指針(案) P40 xii）資金計画及び収支計画 ー収支計画	収支計画の適正性を把握できる資料とは、具体的にどのような資料をイメージされているでしょうか。また、それらの資料の妥当性の評価基準についてご教示ください。	365番の回答をご覧ください。
779	公募占用指針案	公募占用指針(案) P40 xii）資金計画及び収支計画 ー収支計画	制度詳細が未確定なものに関しては収支計画に含めない事とは、発電側課金等は含まない事でよいでしょうか。	77番の回答をご覧ください。
780	公募占用指針案	公募占用指針(案) P42 （２）公募占用計画の審査	事業計画の評価においては、見積等を確認するだけでなく、その価格で事業が成り立つのか、EPC/風車メーカーや、先行している海外事業者等にヒアリングし、実現性を入念に確認して頂きたくお願いいたします。	公募占用指針第7章（３）１）で評価プロセスにおけるヒアリング実施について記載しており、今回の公募においては必要に応じて、公募参加者のみならず風車メーカーやオフテイカーにも国が直接ヒアリングを実施し、実現性を確認することを想定しています。

781	公募占用指針案	公募占用指針(案) P43 （３）公募占用計画の評価、選定事業者の選定 2）選定及び学識経験者の意見の聴取	6月23日に開催された第14回洋上促進合同会議の資料１のP7　「２．（１）②知事意見を最大限尊重する評価項目について、その評価基準を明確化する。」とありますが、公募占用指針（案）には、記載が見当たりません。最終的な公募占用指針で明確化されるのでしょうか。	427番の回答をご覧ください。
782	公募占用指針案	公募占用指針(案) P47 （１）供給価格の評価方法	ZPLの3円は、上限価格(29円、19円）の僅か約10%、15%ですが、単体事業としてこの3円への到達可能性(実現性)が確認できないレベルと理解しています。しかしながら、各事業者は、最高評価点120点を得るべく、未成熟の国内産業活用の実現性を考慮しない原価を用い最高評価点の価格（3円/kWh）を意識した供給価格を提示する方向に誘導され、新たな産業の構築という政策実現は極めて困難と考えます。 広く参加を求める市場とするためにも、ZPLは実現可能な最低価格への改定をお願いします。	11番の回答をご覧ください。
783	公募占用指針案	公募占用指針(案) P48 （２）事業実現性に関する評価項目および確認方法 事業の実施能力 事業実施体制・実績	「公募事業と親和性のある事業実施実績」として、実績対象とする親和性の定義についてご教示ください。（国内外の別、発電規模、洋上・陸上の扱いなど）	12番の回答をご覧ください。
784	公募占用指針案	公募占用指針(案) P49 ｉ）事業計画の迅速性	迅速性の評価点が20点と設定されていますが、そのクリティカルパスとなる系統負担金工事のスケジュールは、系統を確保している事業者のみがコントロールでき、確実な時期を把握しています。また、系統提供事業者以外の事業者が選定された場合の選定事業者に継承する期間は不明確であり、系統提供事業者以外の事業者が選定された場合のみ必要となる期間となります。 そのような重要な事業者間格差がある公募は、公平・公正とは言えないため、系統提供事業者以外の事業者が選定された場合で、運開時期が遅れた事由が系統負担金工事である場合は、免責事由とすべきと考えます。 仮に、免責事由とならない場合、免責が適用されない理由についてご教示ください。	119番の回答をご覧ください。

785	公募占用指針案	公募占用指針(案) P49 ｉ）事業計画の迅速性	運用指針のパブコメNO.768の回答において「連系開始可能となる予定日に関しては、接続検討を行ってご確認ください。」とありますが、公募で使用できる接続連系は指定されているため、接続検討を行って確認できるものではありません。公募指針に記載されている迅速性の評価が20点となる運開開始時期は、それ以前に系統接続可能であることは確認されていると理解して良いでしょうか。確認されていない場合、事業者の創意工夫で20点をとれる運開期限を設定したが、工事負担金工事終了がそれ以降となった場合のペナルティ等の取り扱いについてご教示ください。	703番の回答をご覧ください。
786	公募占用指針案	公募占用指針(案) P49 ｉ）事業計画の迅速性	収支事業計画・ダンピング評価は開発、建設、運転等の全期間が対象と理解します。これを含む「事業計画の実現性」の評価結果を迅速性（運転開始まで）の評価に乗ずることは非常に不透明になります。また、仮に事業計画の基盤面・実行面が全て「良好」と評価されても合計が10点となり、現在の案に従うと迅速性評価は0点となります。 選定後の評価公表において評価プロセスが明確に説明されない限り、各事業者は今後の入札への戦略立案が困難です。明快さの点で迅速性は単独で評価すべきと考えます。	事業計画の迅速性評価については、事業計画の実現性の観点も考慮し、より確からしい計画をより高く評価できるよう、「一般海域における占用公募制度の運用指針」（令和4年10月改訂）において、『「事業計画の基盤面」、「事業計画の実行面」の評価点が５割未満の場合は迅速性評価は0点、5割以上の場合には、運転開始時期に応じた点数に「事業計画の基盤面」、「事業計画の実行面」の評価点比率（配点 40 点に対する比率）を乗じた値を事業計画の迅速性の評価点とする。』と定めたところです。これを踏まえ、本公募占用指針を定めることとします。
787	公募占用指針案	公募占用指針(案) P49 ｉ）事業計画の迅速性	迅速性の評価の階段は、より事業者の創意工夫を促すため、半年ごとの階段とすべきと考えます。	事業者選定後の運転開始時期の遅延により迅速性の評価点が結果として下がることは評価の公平性の観点から望ましくないため、このようなリスクを考慮し１年ごとの段階評価としています。
788	公募占用指針案	公募占用指針(案) P50 ⅱ）事業実施体制・事業実施実績	「『優れている』の基準を満たすもののうち、当該洋上風力発電事業を確実・効率的に実施するために、トップランナーの評価の考え方として『実務経験を有する』人材の確保」とありますが、この実務経験の定義（国内・国外、PJ規模など）をご教示ください。また、陸上風力の実務経験は、どのように評価されるのでしょうか。	基本的には、国内外の洋上風力発電事業の実務経験を想定しています。12番の回答も参考にしてください。

789	公募占用指針案	公募占用指針(案) P51 （２）事業実現性に関する評価項目および確認方法 事業の実施能力 事業実施体制・実績	「最低限必要なレベル」として「各役割の主たる者の実績が、その役割に求められるものとして適切であるもの」とありますが、「適切であるか」の判断において、評価基準をご教示ください。	12番の回答をご覧ください。
790	公募占用指針案	公募占用指針(案) P51 ⅱ）事業実施体制・事業実施実績 リスクシナリオ区分 委託事業者（風車メーカー、EPC 、PPA 、 O&M 等を含む、事業に重要な影響を及ぼす契約相手先 との契約締結難航・契約不履行・解除	相対取引による場合は実際の売電開始時期は公募の数年～十年後であり、またその後も事業期間中に変更が生じる可能性があると考えられます。そのため、オフテイカーにとっても公募時点で将来的な相対取引を約束するような覚書あるいは契約を交わすことは実務上現実的では無いと考えますが、運用指針パブコメで多数の要望があった相対取引を織り込む場合の財務・収支計画の評価証憑を具体的にご教示ください。（運用指針パブコメ#309、#385、#405、#511、#654、#783、#1009、#783）	91番の回答をご覧ください。
791	公募占用指針案	公募占用指針(案) P51 ⅲ）資金・収支計画	相対取引といった収支計画に重要な契約において、契約者双方が資本関係のあるグループ内企業である場合、公募にて原価割れで入札しても電力販売で回収できるため、極端な低価格を提示できると思われますが、適切な契約と評価されるのでしょうか。 例えば、法的分離はしていても発電、送電が一体とみなされるグループ会社間で外形上の取引契約を締結する場合も「適正」とすると、公平な公共入札とはならないと考えます。	相対取引を前提とする収支計画の評価方法は91番の回答をご覧ください。同一グループ内かどうかに関わらず、実現性が確認できない相対取引を前提とする収支計画は認められません。
792	公募占用指針案	公募占用指針(案) P51 ⅲ）資金・収支計画	評価区分「優れている」で列挙されている要件①および②について、全て満たす必要があるのでしょうか、若しくはいずれか満たせば良いのでしょうか。 「プロジェクトファイナンスによる資金調達の場合」等は別途満たす必要があると理解しています。	いずれも満たす必要があります。分かりやすさの観点から公募占用指針・様式集を修正します。

793	公募占用指針案	公募占用指針(案) P52 iii）資金・収支計画 最低限必要なレベル　①	工事契約入札ではない本公募(発電事業)において、ダンピング(原価割れの不当廉売)の評価を支出（事業費）の一部たる建設費に限定する理由をご教示下さい。 収支計画全体の評価においては、ラウンド1の公募に関する質問への回答#2「記載された供給価格では『事業にかかる費用』を考慮した場合に利益を出すことが困難と判断」するか否か、という審査は今回の評価プロセスの中でも行われると理解します。 従って「ダンピング」の判定及び累損解消評価の段階で、事業費（含む建設費）に加え、運転維持費、撤去費等の確からしさも評価がされると理解します。また、事業費には事業者側で算出することが求められているエスカレーションの加算・補正分も含まれます。 これら支出の部で、評価上求められる証憑の体裁、内容について実例をご教示ください。（様式集P55～58の費用項目毎の証憑の有無で審査するのであればその項目毎に具体的な証憑の内容をご教示ください。）	風車設置工事の品質確保（協力企業へのしわ寄せ防止を含む）等の観点から、建設費用に係る評価基準を設定しています。 第８章「iii)資金・収支計画」の評価基準に照らして評価を実施します。
794	公募占用指針案	公募占用指針(案) P52 iii）資金・収支計画 最低限必要なレベル　①	建設費に関しては運用指針パブコメ#528、#608で「(当該海域向け)見積書の添付」を想定した質問をしていますが、この場合でも、現実的には事業者側がエスカレーション・為替変動分を加算・補正することになります。また、運用指針#516で「過去のプロジェクトの実績値を参照の場合」を質問していますが、過去の数値であれば更に加算・補正が必要となります。この加算・補正部分は、どのように客観的に評価するのかでしょうか。 上述運用指針への回答「公募占用指針にて検討」の結果も含めてご教示頂きたくお願いいたします。	エスカレーション条項についての考え方は、10番の回答をご覧ください。
795	公募占用指針案	公募占用指針(案) P52 iii）資金・収支計画 最低限必要なレベル　①	従来の公共工事入札において、評価側は自ら算出した積算原価を基準に応札価格の評価を行っていましたが、今回のダンピング評価において、評価側は積算を行うのかご確認ください。 また、行う場合、建設費以外の支出費目も積算をされるのかご確認ください。	154番の回答をご覧ください。
796	公募占用指針案	公募占用指針(案) P52 iii）資金・収支計画 最低限必要なレベル　①	公募で評価される水際価格の妥当性は、収支両面の評価がされた上で発電事業の事業性として評価されると理解します。 ここで、「ダンピングの疑いがない」と評価されるための事業性の評価基準をご教示ください。 例えば、IRR が何%を下回った場合とされるのでしょうか。	154番の回答をご覧ください。

797	公募占用指針案	公募占用指針(案) P53 iii）運転開始までの事業計画 トップランナー ②	運用指針パブコメ#161、#314、#616、# 659、#742、 #757、#897、 #921 で「公募指針で検討する」とされていたが、運転開始までの事業計画のトップランナー②の評価の考え方における「調整力の確保や系統混雑の緩和に資する」の記述について、提案の方向性を検討する上で、「設備構造に関して」評価する「調整力」の定義（程度）をご教示ください。	4番の回答をご覧ください。
798	公募占用指針案	公募占用指針(案) P53 iii）運転開始までの事業計画 トップランナー ②	「調整力の確保や系統混雑の緩和に資する」について、調整力の確保や系統混雑の緩和は、洋上風力発電事業者の業務の範囲外と考えますが、本文言の目的をご教示ください。例えば、発電所単独で系統安定化機能を持つべきということなのか、または、FIP制度下において事業者の収支を安定させるため、など。（後者の場合は別項「資金収支計画」での評価ではないか） また、調整力の確保や系統混雑の緩和は、電力会社が通常行っている業務となり、すでに設備を保有している電力会社等がコンソに入っているグループが有利と考えますが、このような風力発電所以外の設備が求められているということでしょうか。	4番の回答をご覧ください。
799	公募占用指針案	公募占用指針(案) P53 iii）資金収支計画 リスクシナリオ 「出力抑制」	OCCTO分析では再エネが50%から60%導入された場合、地域間連系線（長距離海底送電線）及び基幹系統などの増強を実施した場合でも、再エネの出力抑制が約39%となることが見込まれており、これを予測してプロジェクトファイナンスを成立させることは極めて困難です。 財務・収支計画の公平な評価のため、出力抑制値は統一する必要があると考えますので、計画の前提となる抑制率を国で提示して頂くようお願いいたします。	出力抑制値については、実績のある適切な第三者機関等と連携し、適切な水準を設定した上で事業計画を作成ください。
800	公募占用指針案	公募占用指針(案) P53 iii）資金収支計画 リスクシナリオ 「出力抑制」	出力抑制の割合は、連系線増強の方向に委ねられるため、一定割合（例えば5%）を超えて掛かった場合は、一般送配電事業者又は国が補填することをお願いいたします。	今回の公募では国による補填は想定していませんが、今後の制度設計の参考にさせていただきます。

801	公募占用指針案	公募占用指針(案) P55、56 ⅳ）運転開始以降の事業計画 ⅴ）電力安定供給	運用指針パブコメ#162にて「公募指針で検討」とされていた「『運転開始以降の事業計画(事業の実現性)』と『電力安定供給』それぞれで書かれている『維持管理計画』と『O&Mの取組内容」は類似性が見られますが、それぞれの評価内容の区別が明確になるように、各項目の内容をご教示ください。	基本的には意味は同じですが、前者は安全性の観点から統一的解説に準じて「維持管理」、後者は電力安定供給の観点から運営・維持管理を表す「O&Mの取組内容」としていますので、原案どおりとします。
802	公募占用指針案	公募占用指針(案) P54 ⅲ）運転開始までの事業計画 「ミドルランナー」の評価の考え方①	財務・収支計画の公平な健全性評価のため、運用指針パブコメ#758、796、#896で検討頂くことになっていた「ウェイクの周辺風車へ与える影響を考慮した補償額の算定の仕方をご教示ください。	既設陸上風力などへのウェイク補償は当事者間の調整によるべきものと理解しております。
803	公募占用指針案	公募占用指針(案) P56 ⅴ）電力安定供給	運用指針パブコメ#280の通り、サプライチェーンについては、電力安定供給の観点で「部品の調達先候補、予備品の保管場所」の具体的な記載が求められていますが、事業期間を通して現時点で固定することは現実的に不可能であり、複線化が必要となります。 このような複数オプションの評価方法について検討結果をご教示ください。	電力安定供給に係るサプライチェーンの提案に関して、複数オプションを提案することは可能ですが、調達先の複線化を図る提案なのか、複数オプションから１つに絞り込む提案なのかを明確にしてください。また公募時点で（風車メーカーを除き）調達先を１者に確定していることだけをもってその評価に差は設けませんが、サプライヤーとの合意内容が明らかである方が、より内容が具体的で確実性の高い提案として評価されるうると考えます。
804	公募占用指針案	公募占用指針(案) P57 ⅴ）関係行政機関の長等との調整能力	運用指針パブコメ #665にでも「公募指針で検討」とされていた「関係行政機関の長等との調整能力」の優劣評価のために確認する「実績」についてご教示ください。 調整とは開発段階、建設段階、運転段階において為されるものであるが、この段階に応じた実績が評価され、運転開始していなくても、また、選定されなかったとしてもラウンド１で行った行政機関他との調整は実績と判断されるとの理解でよいか、ご教示ください。	292番の回答をご覧ください。

805	公募占用指針案	公募占用指針(案) P57 ｖ）関係行政機関の長等との調整能力	「国内洋上風力発電」を「国内陸上風力発電」の実績より上位に置いていますが、洋上の各段階のどの部分を重点的に評価するのかご教示ください。（同じ「国内洋上」といっても、実証案件、港湾案件と一般海域では調整プロセスに違いがあるため、外形的に評価するものではないと考えます。）	港湾区域や一般海域における実証事業も含め、国内洋上風力発電であると考えております。なお、同評価項目の評価にあたっては、関係都道府県知事意見を最大限尊重して評価することとしております。関係都道府県知事の評価の基準については、公募占用指針に明記いたしますので、追加の質問等あれば公募期間中の質問受付や説明会でご質問ください。
806	公募占用指針案	公募占用指針(案) P57 ｖ）関係行政機関の長等との調整能力	評価区分の「トップランナー」と「優れている」は、評価対象者が"国内洋上風力発電に関する関係行政機関の長との調整実績"を有する企業と、ごく限られた評価対象者しかいない評価区分となっており、公平的な競争とはならないと考えます。ついては、「ミドルランナー」に記載されているi)とii)を用いて、例えば、「優れている」においては、i)とii)を同時に満たすもの、「トップランナー」においては、i)とii)を複数回以上同時に満たすものとするなど、多くの事業者が公平な競争できる公募を目指すべきと考えます。	292番の回答をご覧ください。港湾区域や一般海域における実証事業（浮体式洋上風力発電も含む）も含まれます。
807	公募占用指針案	公募占用指針(案) P57 ｖ）関係行政機関の長等との調整能力	「洋上風力発電事業との親和性が高い事業 漁業者や船舶、地元関係者との調整を伴う国内の洋上や沿岸部における事業）について、関係行政機関の長との調整実績があるもの。」がミドルランナーの評価とされていますが、協議会意見とりまとめでも漁業共生は重要視されており、本事業に不可欠であると考えますので、トップランナーの評価とすべきではないでしょうか。	いただいたご意見は今後の制度設計の参考といたします。
808	公募占用指針案	公募占用指針(案) P58 ⅵ）周辺港と、漁業等との協調・共生	基金のみでの地域貢献策を提案している事業者と、出捐金以外の基金も計上している事業者と評価が異なるのか、出捐金の額による評価方法についてご教示ください。	協議会意見とりまとめに記載される出捐金の額は計上する必要がございますが、それ以外に関しては基金の出捐額のみをもって評価に差はつきません。

809	公募占用指針案	公募占用指針(案) P61 （４）評価に関する補足事項 1）事業実施の実績の評価に関する補足事項 ｉ）評価の対象となる実績	先行する海外案件の加速化により、一機種あるいは一メーカーでの応札確定が流動化傾向にあります。 運用指針パブコメ#218、619で「公募指針で検討」とされていた風車メーカー/機種の複数の選択肢を残した公募提案は、評価が最も低い協力企業で評価すると考えられますが、何を以って優劣を判断するのかも含め、運用指針パブコメの検討結果をご教示ください。	22番の回答をご覧ください。
810	公募占用指針案	公募占用指針(案) P67 1）　変更を認める場合の基準 ⅱ）公共の利益の増進またはやむを得ない事情	ラウンド1の先行事業者の遅延の可能性、程度は予見不可能であり、運用指針パブコメ#285、#384、#552、#776で説明された「ラウンド1事業者の港湾使用の遅延に起因したラウンド2の使用計画変更は可」は(スケジュールだけではなく)工事費用の増加も伴います。プロジェクトファイナンス上も重要な観点であり、事業性の悪化に対して、国としてどのように救済措置を取るのかご教示ください。	個別事案ごとに状況に応じて判断しますが、保証金没収免除に該当する可能性もあります。 なお、港湾の先行利用者の工程遅延により生じた損害については「海洋再生可能エネルギー発電設備等取扱埠頭賃貸借契約書（案）」第７条第４項をご覧ください。
811	公募占用指針案	公募占用指針(案) P68 ４）SPCの構成員の変更について	事業者選定後のSPC構成員の変更を認めていますが、別コンソーシアムの一員として当該海域の公募に参加し落選した企業が、公募後の選定事業者（SPC）に参加することも認められるのでしょうか。上記が認められる場合、落札制限の要件が、事後的に当てはまることとなった場合、どのような取扱いになるでしょうか。	第８章（４）１）ｉ）において、「協力企業も評価の対象となることから、事業者選定後の協力企業の変更は可能な限り避けるべき」と記載していることに留意してください。 御記載のケースは、可能性として完全に排除されるものとは考えておりませんが、第９章（５）に記載した公募占用計画の変更を認める場合の基準等に合致するかを含めて判断することになります。
812	公募占用指針案	公募占用指針(案) P107 （別添3）促進区域と一体的に利用できる港湾	運用指針パブコメ#62回答（「促進区域と一体的に利用できる港湾」に限らず、事業者が自ら海洋再生可能エネルギー発電設備の設置及び維持管理に際し活用するために調整した港湾がある場合には、当該港湾を活用することは妨げておりません。」）の通り、八峰、潟上両案件についても、使用基地港は秋田港、能代港に限定されていないという理解でよいでしょうか。	ご理解のとおりです。公募占用指針（別添３）の記載をご覧ください。

813	公募占用指針案	公募占用指針(案)P117 （別添4）公募参加資格 2（２）国内外における海洋土木工事の実績	「協力企業を活用する場合」の協力企業の定義は、一次サプライヤ―（様式【3-1-15】のA、Bに該当するサプライヤー）という理解でよいでしょうか。上記理解でよい場合、一次サプライヤ―の中に、電気工事業者及びSEP船含む作業船業者も一次サプライヤ―の中に含まれる理解でよいでしょうか。	ご指摘の趣旨が分かりかねますが、（別添４）公募参加資格２（２）記載の「海洋土木工事の実績」を証明できる企業をお示しください。
814	公募占用指針案	公募占用指針(案)P123 （別添6） ２．能代港又は秋田港の利用重複時における事業者選定に関する事項	八峰、潟上の基地港使用がバッティングしたケースの八峰優先については、各プロジェクトの総合評点の一位と二位との点差が両海域で「完全に」同一となる場合を想定していると理解すればよいでしょうか。確率論的に極めて低いケースと思われますが、点差の差が2点未満の場合は大きい案件のほう、など一定の幅が必要ではないでしょうか。	本公募占用指針 別添６　２．①に記載する「（ア）及び（イ）の評価点差」と「（ウ）及び（エ）の評価点差」（必ずしも１位と２位の評価点差の海域間比較とは限らない）が同点であった場合には系統容量の大きな「秋田県八峰町及び能代市沖」の公募参加者による利用が優先されることとなります。 洋上風力合同会議の審議を踏まえ定めたものであり、原案どおりとします。
815	公募占用指針案	公募占用指針(案)P123 （別添6） ２．能代港又は秋田港の利用重複時における事業者選定に関する事項 ①	港湾が重なった場合の対応に関しては、仮に重なったとしても１位の事業者を各海域で選ぶことされていますが、乙区域で使用する港湾の選定は、事業者と有識者を交えてヒアリングを行いながら、港湾を変更することによる影響も見極めて慎重に決定していただきたくお願いいたします。	「乙区域」において再提出がなされた公募占用計画についても、本公募占用指針に定める評価基準に照らして、学識経験者等の意見も踏まえ適切に評価を行ってまいります。
816	記載要領及び様式集案	記載要領及び様式集(案)P18-44 【様式3-1-3】の表	表中央の「評価の考え方を満たしているとする根拠」を記載することとなっていますが、事業者が根拠と共に提示した自己評価が最終評価となるのでしょうか。 異なる場合は、どのように補正を行うのか、評価方法を教えてください。	自己評価が最終評価にはなりません。381番の回答をご覧ください。

817	記載要領及び様式集案	記載要領及び様式集(案) P46, 61, 66, 67, 74, 76, 77, 79, 82, 84, 87 各頁の「必要に応じて記載内容を証明するための証憑書類を添付すること。」、「重要度の高い 証憑書類を厳選 して添付すること」	リスク特定・分析において、「必要に応じて記載内容を証明するための証憑書類を添付すること。」、「重要度の高い証憑書類を厳選して添付すること」とありますが、何を以って、あるいはどんな証憑で「証明」の優劣を判定するのか具体的にご教示ください。	391番の回答をご覧ください。
818	記載要領及び様式集案	記載要領及び様式集(案)　P59 【様式3-1-6】 2. 収支計画　(2)費用項目 項目「運転維持管理」の「設備維持費用」と「人件費」	項目「運転維持管理」の「設備維持費用」と「人件費」の区分の目的をご教示ください。例えば、コンソーシアム構成員が自ら維持管理業務を担った場合には人件費が算出可能ですが、外注した場合には人件費は係る外注費に含まれ分けて計上が困難です。目的や要件を示して頂き、それに沿った記載とさせていただきたくよろしくお願いいたします。	明確に人件費と区分できる費用を「人件費」に計上ください。外注等の理由で人件費の区分けが困難な場合は、すべて「設備維持費用」に計上し、「人件費」の計上は不要です。 なお、費目ごとの金額多寡を事業者間で比較評価するものではありません。
819	公募占用指針案	記載要領及び様式集(案)　P86 【様式3-1-15】 【サプライチェーンの記載例】	元請企業に決定権があるサブサプライヤーに関しては、予定企業のみの記述でよいでしょうか。	その方針で問題ございません。
820	記載要領及び様式集案	記載要領及び様式集(案)　P86-88 【様式3-1-15】 別紙12　電力安定供給	「O&Mにおける工夫」も記載することになっていますが、「別紙１０」との内容重複も考えられます。記載内容の重複を避けるため、別紙１２と別紙１０に記載すべき項目について、違いが分かるように詳細をご教示ください。	「O&Mにおける工夫」は、「運転開始以降の事業計画」の事業実現性及び「電力安定供給」に資するサプライチェーン構築の両方の観点から評価します。なお、記載内容が重複する場合は、〇〇参照のような形で記載することで問題ありません。

821	記載要領及び様式集案	記載要領及び様式集(案)　P92 【様式3-1-18】 別紙15 地域経済への波及効果	MOUは自由書式と理解していますが、MOUを評価するにあたり、織り込むべき最低限の記載事項をご教示ください。	公募占用計画の内容の根拠となる必要事項が最低限記載されていれば様式自由ですが、例えば企業名、合意条件、スケジュール等が想定されます。
822	記載要領及び様式集案	記載要領及び様式集(案)　P92 【様式3-1-18】 別紙15 地域経済への波及効果	波及効果において、実現性の根拠を提示する項目において、「：地域に工場等がどの程度つくられ、どの程度投資が促進するのか」と言う記載があるが、事業者選定未確定の段階で事業者と地元企業が工場建設や投資促進の根拠あるいは証憑を提示することは現実的に考えられないため、上述文言は削除すべき。	当該記載はあくまで例示であり、経済波及効果について実現可能性の根拠を示せる提案をご記載ください。
823	記載要領及び様式集案	記載要領及び様式集(案)　P92 【様式3-1-18】 別紙15 地域経済への波及効果	地域経済波及効果の実現性の根拠とは具体的にどのようなものを想定しているのか事例を教示ください。	別紙１５で例示しておりますが、設備投資決定や調達契約、MOUなどを想定しています。
824	記載要領及び様式集案	記載要領及び様式集(案)　P92 【様式3-1-18】 別紙15 地域経済への波及効果	「地域への経済波及効果がどの程度見込まれるか」と「地域経済への波及効果について、（中略）事業期間にわたって発生する最終需要増加額を記入し、算出すること」について、前者は具体の投資や雇用創出の見込みについて記載することを求め、後者は産業連関表を使っての経済波及効果額、雇用創出効果を記載することを求めていると理解してよいでしょうか。また、このことを含めて、これら地域経済波及効果の差違を明確にご教示ください。	エクセルシートを用いて算出した経済波及効果の見込みを記載するように求めているもので、前者・後者の「経済波及効果」に違いはありません。

825	記載要領及び様式集案	記載要領及び様式集(案)　P93 【様式3-1-19】 別紙16 国内経済への波及効果	波及効果において、実現性の根拠を提示する項目において、「：国内に工場等がどの程度つくられ、どの程度投資が促進するのか」と言う記載があるが、事業者選定未確定の段階で事業者と地元企業が工場建設や投資促進の根拠あるいは証憑を提示することは現実的に考えられないため、上述文言は削除すべき。	822番の回答をご覧ください。
826	記載要領及び様式集案	記載要領及び様式集(案)　P93 【様式3-1-19】 別紙16 国内経済への波及効果	「国内への経済波及効果がどの程度見込まれるか」と「国内経済への波及効果について、（中略）事業期間にわたって発生する最終需要増加額を記入し、算出すること」について、前者は具体の投資や雇用創出の見込みについて記載することを求め、後者は産業連関表を使っての経済波及効果額、雇用創出効果を記載することを求めていると理解してよいでしょうか。また、このことを含めて、これら国内経済波及効果の差違を明確にご教示ください。	824番の回答をご覧ください。
827	公募占用指針案	公募占用指針（案）第2章（１）２）	出力下限値については、設定されているが、2者以上から、自らが確保している系統を当該区域で活用することを希望するとして情報提供があった場合では下限値が変化するという認識で相違ないか。	ご質問の趣旨が分かりかねますが、各区域の出力下限値は公募占用指針第2章（１）２）で記載のとおりです。
828	公募占用指針案	公募占用指針（案）第2章（３）1)	上限価格の設定は、第一ラウンドに比べて大幅に引き下げられたが、昨今の世界的な物価高を受けて、風車や建設費は大幅に高騰しており、前回入札時とは調達環境は大幅に異なっている。電力価格の低減は重要な課題であるが、上限価格の設定が最近の物価高を十分考慮して計算された結果なのか根拠を示していただきたい。	上限価格の設定根拠については2番の回答をご覧ください。 物価上昇については10番の回答をご覧ください。

829	公募占用指針案	公募占用指針（案）第2章（３）1)	②ジャケット式が想定される長崎の海域は特出しして検討したにもかかわらず、風速が１メートル程度も異なる秋田と新潟の３つの海域について、一律に同じ上限価格を設定したことは合理的とはいえない。海域によって風況が大幅に異なる場合には、上限価格設定において十分な考慮がなされるべきである。	116番の回答をご覧ください。
830	公募占用指針案	公募占用指針（案）第2章（４）３）	占用期間の延長について「①引き続き促進区域として指定することが妥当であること、②再度公募する必要性が認められないこと、かつ、③占用許可審査基準に適合していることの全てに該当した場合、法第10条第1項に基づく占用許可の更新が認められることがあり得る。」とあります。①と②について具体的な基準があればご教示下さい	33番の回答をご覧ください。
831	公募占用指針案	公募占用指針（案）第2章（４）３）	占用期間の延長について「①引き続き促進区域として指定することが妥当であること、②再度公募する必要性が認められないこと、かつ、③占用許可審査基準に適合していることの全てに該当した場合、法第10条第1項に基づく占用許可の更新が認められることがあり得る。」とあります。占用期間延長の検討および決定は占用期間終了予定の何年前に実施される予定でしょうか	106番の回答をご覧ください。
832	公募占用指針案	公募占用指針（案）第2章（５）２）	「公募占用指針第２章（５）２）に記載された事項への対応方針を記載すること。」とあるが、公募占用指針の別添2-1の協議会意見とりまとめ「３．留意事項 」 以下の全項目について記載するのが望ましいという理解でよいか。	各海域の協議会意見とりまとめの「３．留意事項」及び「４．将来像」の内容を踏まえた対応方針を記載ください。

833	公募占用指針案	公募占用指針（案）第6章（２）４）i）	別紙15の地域経済波及効果の「地域」の定義は県レベルの産業連関表を用いることから県と考えてよろしいでしょうか。占用地域近傍市町村もしくは県外であろうと影響のある一部市町村、など様々なオプションがあるように思います。地域共生事業の「地域」や地域経済波及効果の「地域」など各「地域」の定義の定義をご教示ください。	特に限定的な定義を設けるものではありませんが、地域との共生に関する事項については、地域の代表としての都道府県知事の意見を最大限尊重して評価を行います。
834	公募占用指針案	公募占用指針（案）第6章（２）４）i）	別紙16の国内経済波及効果は異なる産業連関表を用いますが、理論上は別紙15の地域経済波及効果を包含した数値となります。つまり、別紙15の数値が大きいコンソーシアムは自動的に別紙16の数値も大きくなるのですがそのような形でよろしいでしょうか？それとも別紙16の数値は別紙15の数値を差し引いた概念の数値を算出したほうがよろしいでしょうか？	「地域経済への波及」として記載された内容が、一地域にとどまらない経済波及効果をもたらすものと考えられる場合は、「国内経済への波及効果」に含めていただいて結構です。
835	公募占用指針案	公募占用指針（案）第6章（２）３）vii）	撤去費用の積立内容を含む収支計画の提出を求められているが、デコミッショニングLCまたは保障書、現金などの積立方法を変更した際には変更した収支計画の提出を求めるものなのか。	ご理解のとおりです。
836	公募占用指針案	公募占用指針（案）第6章（2）3）xii）	P40「なお、現在審議会において検討されている制度など、公募開始時点において制度詳細が未確定なものについては収支計画には含めないこと。」とあるが、発電側基本料金等について含めるべきか否かについて、公平性を確保するためにも明確にお示しいただきたい。	ご指摘の発電側課金制度に関しては収支計画に含める必要はありません。

837	公募占用指針案	公募占用指針（案）第7章（３）２）	都道府県知事の意見を参考聴取することになっているが、市区町村長からの意見収集は予定していないのか。	ご指摘を踏まえ、都道府県知事は、知事意見を作成するに当たり、関係市町村や漁業関係者等に対して意見照会を行うことができる旨、公募占用指針に明記しました。
838	公募占用指針案	公募占用指針（案）第7章（３）3)	公募占用計画の要旨には、「選定結果公表時の公表内容」を網羅する内容とすることとあり、「選定結果公表時の公表内容」ア）-iii）評価点（供給価格点、事業実現性評価点）、事業実現性評価点の内訳及び講評、が含まれております。公募占用計画提出時にア）-iii)「評価点」は提出者サイドから記入は不可能ですので、要旨に記載しないという解釈でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。【様式3-1-2】を修正しました。
839	公募占用指針案	公募占用指針（案）第8章（3）iii)	LLCRの具体的な定義は何か。特に、LLCRの計算基準日、現在価値計算の割引率等を明確にして頂きたい。	LLCR＝Σ（元利金支払前キャッシュフローの現在価値 ）/ 借入元本、です。割引率はローン金利、計算基準日は借入時点を想定しています。
840	公募占用指針案	公募占用指針（案）第8章（3）iii)	「相応に蓋然性の高いリスクが発現したケースで」とあるが、指定された３つの感度分析すべてに対してLLCRが１を上回ることでこちらの条件は満たすという理解で問題ないか。特に、「評価区分　良好（2.5点）」での定義「全てのケースで」との違いを確認したい。	感度分析について整理が分かりづらかったので記載を修正しました。具体的には、127番の回答をご覧ください。

841	公募占用指針案	公募占用指針（案）第8章（3）iii）	①主な事業費の根拠（見積もり又は過去の実績等）が示されているもの」という記載について確認させて頂きたい。EPCコントラクターによっては工事開始が先になるため見積もりを提示出来ず、概算価格しか提示出来ない場合がある。この場合、事業者が概算価格を過去の国内外からの経験から高額と判断し、今後の交渉で合意可能と思われる妥当な水準を想定して建設費用を算出すること自体はダンピングに該当しないことを確認願いたい。	見積書については、84番・86番の回答をご覧ください。 ダンピングについては、154番の回答をご覧ください。
842	公募占用指針案	公募占用指針（案）第8章（3）iii）	ミドルランナー評価において「良好」の基準を満たすもののうち、財務やテクニカルアドバイザリー等の専門家により資金・収支計画の適切性を検討・評価しているもの。」とあるが、各アドバイザーが評価すべき項目をお示しいただきたい。	365番の回答をご覧ください。
843	公募占用指針案	公募占用指針（案）第8章（3）iii）	“財務やテクニカルアドバイザー等の専門家により資金・収支計画の適切性を検討・評価しているもの”を証明する為、どういった証憑の添付が必要か。例えば、当該アドバイザーから資金・収支計画の適切性を確認したレポートを受領する必要があるか。	342番の回答をご覧ください。
844	公募占用指針案	公募占用指針（案）第8章（3）iii）	トップランナー要件である「長期にわたって安定的な資金繰り・財務健全性が確保され、事業継続の確実性が高い計画」とは何か明確にして頂きたい。特に、設定するDSCRの水準は収入の不確実性によって異なる為、売電方法が自由に決められるFiP制度では事業者間での単純な横比較が困難。従い、相対的に高いDSCRレベルを記載していれば良いという評価にならないことを確認頂きたい。	今回の公募では、実現性評価においてDSCRよりもLLCRを重点的に確認するこことしており、第三者委員会の意見も踏まえ、収支計画の実現性について適切に評価します。なお、LLCRの定義については、839番の回答をご覧ください。

845	公募占用指針案	公募占用指針（案）第8章（3）iii）	“調達先との検討結果として事業継続に支障がないことが確認できるもの”とは具体的に何を指しているか明確にして頂きたい(例：ファイナンシャルアドバイザーからの意見書添付、銀行と期限の利益喪失事由条項の確認等)。	481番の回答をご覧ください。専門家の検討結果が分かる資料を提出ください。
846	公募占用指針案	公募占用指針（案）第8章（3）iii）	公募占有計画で感度分析が求められるリスクシナリオは、風況変動、保険料、維持管理費用の3点のみ。しかしながら、将来電力市場価格の高騰やアグレッシブな条件に基づくPPAの将来獲得を織り込んで事業計画を策定する事業者も存在する可能性も有る。仮に将来的なPPA確保の裏付けなくゼロプレミアムビッドを行った場合、行わない事業者との間で定量点にて大きな差がつくことが想定されることから、PPA確保の裏付けがない事業計画は事業実現性にて適切に評価されるべきと考える。その為、PPA未確保リスクに対する評価方法(失格要件の有無等)、PPA未確保リスク発現時の感度分析方法等につき、より具体的に示して頂きたい。	91番の回答をご覧ください。
847	公募占用指針案	公募占用指針（案）第8章（３）iii）	ミドルランナーの評価の考え方①で、「ウェイクの影響等を考慮し、超過確率P50（※）の年間発電電力量の最大化を実現する配置となるように検討されていることを示すため、第三者機関等による適切な発電量予測が行われているもの。」とあるが、最大化とは何を意味するのか。また、評価者はどのように評価を行うのか。この文章では、事業者は第三者機関等に発電量を最大化する配置の決定および発電量予測を発注しなければならないことを暗に示しているが、通常は事業者にて発電量以外の項目も考慮に入れながら配置を決定することが多い。そのため、発電量のみにフォーカスする第三者機関が配置の最適化を判断するのは難しいのではないか。第三者機関に依頼する目的について、改めて整理し明確にしていただきたい。	最低限必要なレベルに記載されているように、環境への配慮や協議会意見、その他社会的な制約要因などを考慮した上で、風況や地盤等の自然条件を踏まえた促進区域のポテンシャルを最大限活かせる風車レイアウトとなるような検討がなされているかどうかを評価いたします。なお発電量予測について第三者機関に依頼せずとも、社内に独立した評価体制を構築し、風車レイアウト等について適切に評価が実施出来る場合には、第三者機関への依頼は必ずしも必要ではありません。
848	公募占用指針案	公募占用指針（案）第8章（３）iii）	ミドルランナーの評価の考え方①で、「ウェイクの影響等を考慮し、超過確率P50（※）の年間発電電力量の最大化を実現する配置となるように検討されていることを示すため、第三者機関等による適切な発電量予測が行われているもの。」とあるが、第三者機関″等″の”等”は何を意味するのか。	発電量予測について第三者機関に依頼せずとも、社内に独立した評価体制を構築し、風車レイアウト等について適切に評価が実施出来る場合には、第三者機関への依頼は必ずしも必要ではありません。

849	公募占用指針案	公募占用指針（案）第8章（４）２）ⅱ）	指針案p.61の電力安定供給のサプライチェーンに関する項目で、陸上送変電設備に関するサプライチェーンは評価対象に含まないと記載されているが、事業者が設置する陸上送変電設備（変電所、自営線など）も評価対象外との理解でよいか。または、一般送配電事業者が設置・所有する陸上送変電設備のみが評価対象外か。	事業者所有も含めて陸上送変電設備のサプライチェーンは対象外です。背景については、21番の回答をご覧ください。
850	公募占用指針案	公募占用指針（案）第9章（５）４）	㋒の「一定規模」の定義につき、元々事業者の議決権が1/2を下回っている場合、さらに㋐㋑に該当せず①もしくは②の要件に適合していると思われる場合は、事業の確実性への影響は大きくないという理解で問題ないか。	当該事業者の担う役割等に照らし、事業の確実性への影響が大きくないと判断された場合は、ご理解のとおりです。
851	記載要領及び様式集案	記載要領及び様式集（案）3. 記載内容	「原則両面印刷で提出すること」とあるが、紙面での提出が無いことから該当しないという理解で良いか。	118番の回答をご覧ください。
852	記載要領及び様式集案	記載要領及び様式集（案）様式3-1-3 関係行政機関の長等との調整能力（別紙 １ ３ 関係） 評価の考え方への対応	「関係都道府県知事が作成した評価基準を踏まえ、公募開始時の公募占用指針において修正を行う」とあるが、公募開始時の公募占用指針においては、最低限必要なレベル、良好、ミドルランナー、優れている、トップランナーのそれぞれの①の「関係都道府県知事からの評価」について評価の項目と基準が具体的に示されるという理解でよいか。	ご理解のとおりです。追加の質問等あれば公募期間中の質問受付や説明会でご質問ください。

853	記載要領及び様式集案	記載要領及び様式集（案）様式3-1-3 関係行政機関の長等との調整能力（別紙１３関係） 評価の考え方への対応	良好要件の②における「その他の事業」とは、事業内容に特に制限はないという認識でよいか。	特段制限はありません。
854	記載要領及び様式集案	記載要領及び様式集（案）様式3-1-3 周辺航路、漁業等との協調・共生（別紙１４関係） 評価の考え方への対応	「関係都道府県知事が作成した評価基準を踏まえ、公募開始時の公募占用指針において修正を行う」とあるが、公募開始時の公募占用指針においては、最低限必要なレベル、良好、ミドルランナー、優れている、トップランナーのそれぞれの①の「関係都道府県知事からの評価」について評価の項目と基準が具体的に示されるという理解でよいか。	ご理解のとおりです。追加の質問等あれば公募期間中の質問受付や説明会でご質問ください。
855	記載要領及び様式集案	記載要領及び様式集（案）様式3-1-3 関係行政機関の長等との調整能力（別紙１３関係） 評価の考え方への対応	優れている要件及びトップランナー要件の②における「国内洋上風力」には、浮体式洋上風力も含まれると理解してよいか。	含みます。292番の回答も参考にしてください。
856	記載要領及び様式集案	記載要領及び様式集（案）様式3-1-3 周辺航路、漁業等との協調・共生（別紙１４関係） 評価の考え方への対応	各要件の②の「地域共生策」とは、周辺航路や漁業に関するものに留まらず、県や各市町村のニーズを踏まえた観光誘致や現地投資等の施策全般が含まれるという理解でよいか。	各海域の協議会意見取りまとめや説明会の内容を踏まえて地域共生策を検討ください。

857	記載要領及び様式集案	記載要領及び様式集（案）様式3-1-3 関係行政機関の長等との調整能力（別紙１３関係） 評価の考え方への対応	優れている要件の②と比較して、トップランナー要件の②における「特に優れた調整実績」の判断基準はどのように考えればよいのか。	都道府県知事の意見や第三者委員会の意見も踏まえ、相対評価で決まります。
858	記載要領及び様式集案	記載要領及び様式集（案）様式3-1-3 周辺航路、漁業等との協調・共生（別紙１４関係） 評価の考え方への対応	ミドルランナー要件の②と比較して、優れている要件の②における「その内容が優れている」の判断基準はどのように考えればよいのか。	第三者委員会の意見も踏まえ、相対評価します。なお、同項目の評価にあたっては、関係都道府県知事意見を最大限尊重して評価することとしております。関係都道府県知事の評価の基準については、公募占用指針に明記いたしますので、追加の質問等あれば公募期間中の質問受付や説明会でご質問ください。
859	公募占用指針案	公募占用指針（案）別紙2-3（３）⑦	電波影響に支障を及ぼすことがないよう」という記載があるが、何に対する電波影響を指しているのか。また、支障が及ばない何か対策等を記載するべきか。	電波無線通信、気象レーダー等の電波送受信の環境を想定しています。
860	公募占用指針案	公募占用指針（案）別紙2-3（３）④	油田プラットフォームの管理者から事前に本事業に対する要望等は聴取する予定はないのか。	促進区域指定の際に意見聴取を行っているため、別途聴取を行うことは予定しておりません。

861	記載要領及び様式集案	記載要領及び様式集（案）別紙3-1-3事業実施体制・事業実施実績（別紙1~2関係）	ミドルランナー要件として「SPCの意思決定機関に、洋上風力発電事業に関する経験のある役員が配置されている」との記載あり。一方、洋上風力は開発期間が約3年、建設期間が約3年、操業期間が20年超に亘る長期プロジェクトであり、人事異動・定年・転職を考慮すると、SPCの意思決定機関に「洋上風力経験のある特定の個人」を長期に亘って任命することは現実的では無い。そのような背景もあり「洋上風力発電事業に関する経験のある役員」に関して具体的に個人名（及び個人の実績）を出しての記載が必要か確認願いたい。また、個人名（及び個人の実績）を出すことが必要である場合、今後当該個人が異動等で変更になっても同等の経験・知見を持つ個人が充てられる限り評価上問題が無いことを確認願いたい。	ご理解のとおりです。
862	記載要領及び様式集案	記載要領及び様式集（案）運転開始以降の事業計画（別紙９～１１関係）	ミドルランナー要件として「① 各設備の維持管理計画が具体的かつ適切に記載されているもの。」とあるが、ここでいう「維持管理計画」は港湾法に定める「維持管理計画」を指すものではなく、現統一的解説に示す電事法に定める「保安規定」と港湾法に定める「維持管理計画」と併せた総合的なものと理解するが同理解で正しいか確認願いたい。	ご理解のとおりです。
863	記載要領及び様式集案	記載要領及び様式集（案）運転開始までの事業計画（別紙４～８関係）	最低限必要なレベルとして「④ 促進区域の指定がなされていない一般海域に海底送電線等を設置する場合、合理的な理由なく必要最小限の面積を明らかに超えたものとなっていないもの」とあるが、促進区域の指定がなされていない一般海域での海底送電線等の設置が認められるのか確認願いたい。	本公募占用指針　第６章（２） 2）＜促進区域の指定がされていない一般海域に海底送電線等を配置する場合＞をご覧ください。
864	記載要領及び様式集案	記載要領及び様式集（案）様式3-1-3運転開始までの事業計画（別紙4~8関係） 評価の考え方への対応	トップランナーの評価の考え方②で、「設備構造に関して、調整力の確保や系統混雑の緩和に資する、特に優れた提案がなされていると評価されるもの。」とされているが、求めている調整力の確保というのは、どの程度の容量を想定しているのか。具体的に発電量に対してどの程度の蓄電池容量を確保されれば、トップランナーの要件を満たすことになるのか。	4番の回答をご覧ください。

865	記載要領及び様式集案	記載要領及び様式集（案）様式3-1-3運転開始以降の事業計画（別紙9～11関係）　評価の考え方への対応	「トップランナー」について、「メンテナンス人材の教育や育成、雇用機会創出に特に配慮した計画であると評価されるもの。」とあるが、「雇用創出」については、経済波及効果で評価されるべき事項であり、また国民への低廉な電力供給を行うためにも効率的な事業とする上でむしろ機械化等による省力化も必要と考えられ、事業計画の評価基準としてふさわしくないと考える。	ご指摘の「メンテナンス人材の教育や育成、雇用機会創出に特に配慮した計画であると評価されるもの。」は、運転・維持管理の実現性を確認うる観点から、特筆すべき内容の具体例として「トップランナー」基準としたものです。メンテナンス人材の育成に配慮した計画ほど維持管理の確実性が高まると考えます。
866	記載要領及び様式集案	記載要領及び様式集（案）様式3-1-4別紙1等	各項目の「未然防止策」、「リスク発現時の対策」ごとに、 重要度の高い 証憑書類を厳選」とあり、様々な事業者側の自社作成のマニュアル等が思いつくのですが、その客観性や真実性はどのように判断されるのでしょうか？	第三者委員会の意見も踏まえ、適切に評価します。
867	記載要領及び様式集案	記載要領及び様式集（案）様式3-1-4別紙1等	「各項目の「未然防止策」、「リスク発現時の対策」ごとに、 重要度の高い 証憑書類を厳選」とありますが、対策毎に証憑書類の種類が異なります。例えばマニュアルやパンフレット等に留まっているものなどがあります。他にも文書化されていないが実行されている施策などもあるかと思いますが、これらの証憑書類は様式自由でよろしいでしょうか？	513番の回答をご覧ください。
868	記載要領及び様式集案	記載要領及び様式集（案）様式3-1-4別紙1	１．（１）事業実施体制の概要に記載されている表頭　発電設備の設置・海洋土木工事・・・表側　事業の実施・管理/EPC等の表頭・表側は実態に合わせ細分化してよろしいでしょうか？	12番の回答をご覧ください。

869	記載要領及び様式集案	記載要領及び様式集（案）様式3-1-5別紙2	「原則、公募占用計画提出段階で完成している実績を評価対象とする」とありますが、O&M系の実績は既に運用段階に入っているもののみ評価されるという解釈でよろしいでしょうか？（O&Mは完成という概念がないための質問になります）	12番の回答をご覧ください。
870	記載要領及び様式集案	記載要領及び様式集（案）様式3-1-5別紙2	突如「コンソーシアム又はSPCの構成員を記載することは可能。」とありますが、「役割を担う者」として「コンソーシアム又はSPCの構成員を記載することは可能。」という解釈でよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。
871	記載要領及び様式集案	記載要領及び様式集（案）別紙3-1-6１（1）	「負債による調達予定額」の「想定する金融機関」について確認させて頂きたい。プロジェクトファイナンス組成の場合、事業者は事業者選定後にMandated Lead Arrangerを選定し、幅広い金融機関を招聘してシンジケーションを組成するため、応札段階で少数行までを含めて特定することは現実的に難しい。従い、別紙3の「金融機関毎の借入比率」は実際に借入を行う全ての金融機関を記載する必要はなく、今回関心表明書を取得した金融機関に限定して記載することでも評価上問題がないことを確認させて頂きたい。	関心表明書を取得した金融機関を記載する、かつ関心表明書における融資可能金額の記載は任意ですが、予定する借入金額との乖離など、資金調達の確実性の観点から問題ない旨は明確にしてください。
872	記載要領及び様式集案	様式集様式3-1-6１（1）	「自己資本による調達予定額」について確認させて頂きたい。匿名組合出資を想定する場合、自己資本による調達予定額に記載することで問題ないか。	問題ございません。

873	記載要領及び様式集案	様式集様式3-1-6１（1）	優先株式・劣後ローン等を想定する場合、「負債による調達予定額」に記載することで問題ないか確認頂きたい。	優先株式は「自己資本による調達」、劣後ローンは「負債による調達」と整理します。
874	記載要領及び様式集案	記載要領及び様式集（案）様式3-1-6１（２）	「公募事業における資金計画を作成し、その適切性が把握できる資料を提出すること。」（別の節では収支計画）とありますが、財務4表などが資金計画もしくは収支計画に該当し、例えば財務4表のそれぞれの科目の推計ロジック等が「適切性が把握できる資料」という解釈でよろしいでしょうか？そうでない場合、「適切性が把握できる資料」の例示をお願いできればと思います	公募開始時に公表する財務諸表のExcelに必要事項を追加の上、根拠資料として提出ください。
875	記載要領及び様式集案	記載要領及び様式集（案）様式3-1-6１（２）	「ファイナンシャルアドバイザー等の第三者機関による資金 ・収支計画の適切性の検討・評価の証跡」とありますが、フィナンシャルアドバイザーから様式自由で、適切性を認める、何かしら当該アドバイザーからの押印が必要な書類が必要と解釈すればよろしいでしょうか？	一概にお答えすることは困難ですが、別紙３において親和性の高さを根拠とともに具体的に説明いただければ当該記載を基に判断します。
876	記載要領及び様式集案	記載要領及び様式集（案）様式3-1-6１（２）	「(2)ファイナンシャルアドバイザー等の第三者機関による資金 ・収支 計画の適切性の検討・評価の証跡」とあるが、別紙３が２０ページに限られていることもあり、概要を記載し詳細は添付資料とすることは可能か。	可能です。

877	記載要領及び様式集案	記載要領及び様式集（案）様式3-1-6 2(1)	ここでいう単年度黒字転換期とは、運転開始日以降初めて税引前当期純利益が黒字となる年という理解で問題ないか。	ご理解のとおりです。
878	記載要領及び様式集案	記載要領及び様式集（案）様式3-1-6 2(1)	事業期間中の収入総額、総借入額等単位の記載の無い金額は億単位の記載で問題ないか。	ご理解のとおりです。分かりやすさの観点から様式別紙３に明記します。
879	記載要領及び様式集案	記載要領及び様式集（案）様式3-1-6 2(1)	P-IRRとはプロジェクト単位で借入（プロジェクトファイナンスおよびコーポレートファイナンス）によるレバレッジを勘定しない場合のIRRという理解で問題ないか。また、Pre-taxという理解で問題ないか。	ご理解のとおりです。
880	記載要領及び様式集案	記載要領及び様式集（案）様式3-1-6 2(1)	P-IRRは運転開始日を起算日とするとあるが、この場合IRRの計算式としては、過去に計上した全ての事業費投資費用（開発費用、建設費用を含め）を運転開始日時点に一括で勘定するという理解で問題ないか。	ご理解のとおりです。

881	記載要領及び様式集案	記載要領及び様式集（案）様式3-1-6 2(1)	ここでいう累損解消時期とは、運転開始日以降初めて累計利益剰余金が黒字になる年という理解で問題ないか。	ご理解のとおりです。
882	記載要領及び様式集案	記載要領及び様式集（案）様式3-1-6 2(2)	「記載金額の根拠」の詳細を添付資料とすることは可能か。	可能ですが、該当箇所が分かるように明記ください。
883	記載要領及び様式集案	記載要領及び様式集（案）様式3-1-6 2(3)	ここでいう内部収益率IRRとは、負債を考慮する場合、そのレバレッジを含めたIRR（エクイティIRR）という理解で問題ないか。	これはP-IRRを想定しています。公募時に公表する財務三表等Excelシートに必要事項を記入して提出ください。
884	記載要領及び様式集案	記載要領及び様式集（案）様式3-1-6 3 (1)①	超過確率P50/P90の前提として、10年予測という理解で問題ないか。	財務管理に係るリスクとして、突発的な風況悪化を見るものでは無く、運転期間全期間でキャッシュフローにストレスを掛けた場合のLLCRの感度分析をお願いしているものです。そのため、風速の経年変動の不確実性（標準偏差）は運転期間（例：運転期間が20年間の事業計画なら20年間）として算定ください。

885	記載要領及び様式集案	記載要領及び様式集（案）別紙3-1-6３（１）①	欧米諸国での洋上風力入札においては、経験のある事業者は運転実績や研究開発に基づいて独自に詳細な発電量の計算を行うことが一般的である。本入札においてはこれは認められず、精度の良し悪し関係なく必ず第三者からの発電量レポート取得が必要になるということなのか。	客観性の観点からは第三者による精度の高いレポート等が望ましいですが、実績等を証明できるのであれば第三者ではなく事業者による計算も認められます。886番の回答も参考にしてください。
886	記載要領及び様式集案	記載要領及び様式集（案）別紙3-1-6３（１）①	通常、第三者専門家が算出するP90の発電量は、風速の変動リスク以外にも観測自体の不確かさ、欠損値の補完に伴う不確かさ、風速の鉛直・水平外挿に伴う不確かさ、ウェイクモデルの不確かさ、ロス値算出の不確かさ等、複数の不確かさが組み合わさった結果である。ここでいうP90の発電量というのは、風速の変動リスクのみを考慮し、その他の不確かさは評価する必要がないということか。考え方の違いにより、リスク評価結果が大きく変わるので、応札者が誤解を招かないように、目的及び計算方法について明確化していただきたい。	P90の発電量については、テクニカルアドバイザリー等の専門家が算定し、財務アドバイザー及び事業者が妥当性を説明できるものを採用してください。P90発電量の前提となっている不確実性の計算方法や水準の妥当性については、感度分析の前提として記載ください。
887	記載要領及び様式集案	記載要領及び様式集（案）別紙3-1-6３（１）①	風況の年々変動を考慮したP90の発電量を算出する場合、平均期間を1年とするのか、5年や20年というような長期とするのかで、数字が大きく変わる。N年の風況変動に関する不確かさ=長期（20年等）の年平均風速の標準偏差/sqrt(N)。本件は、何を意味しているのか。 曖昧な記載では、応札者間でも認識の不一致が起こり、結果的に平等な評価ができなくなると考える。不確かさや年々変動などの取扱いに長けている海外のコンサル等、技術的なエキスパートに確認して、期間や計算方法を明確にしていただきたい。	884番の回答をご覧ください。
888	記載要領及び様式集案	様式集様式3-1-6３（１）①	「※P90の風況における風量を根拠欄に明記すること」とあるが、この場合風量ではなく年間発電量(MWh)を記載すべきではないか。	661番の回答をご覧ください。

889	記載要領及び様式集案	様式集様式3-1-6３（１）①	「第三者専門家の示す 超過確率 P90 の風況」と記載があるが、事業者側で風況分析の知見を有している場合、事業者側の風況予測を第三者専門家によりその根拠と計算結果のレビューを委託することで充足するか。	事業者自身で発電量予測を行った結果を第三者機関にレビューを委託したものでも問題ありません。
890	記載要領及び様式集案	様式集様式3-1-6 3(2)	「重要度の高い証憑書類を厳選して添付（基本的には記載内容毎に証憑書類は一つのみ提出）」という記載に関し、補足説明を頂きたい。例えば、「②収入減少となるリスク」に関しては、「風況変動」「故障・事故による稼働率低迷」「出力抑制」「卸市場価格の低下」「オフテイカーの契約不履行・倒産」の5要因が挙げられているが、1要因に対して1証憑を提出すれば良いのか？それとも、各要因に対して複数の「未然防止策」「リスク発現時の対策」を記載した場合、各対策に対して1証憑を提出すれば良いのか？	513番の回答をご覧ください。
891	記載要領及び様式集案	様式集様式3-1-6 4. (2)	② 金融庁の登録を受けた信用格付業者による金融機関の長期信用格付けを示す書類（様式自由）とは、金融機関自身により発行・捺印（署名）された格付け関連書類である必要があるか。	各格付機関の公表している画面の写し、各金融機関が公表しているHP画面の写しまたは各格付機関の格付情報をまとめたものなどが想定されます。
892	記載要領及び様式集案	記載要領及び様式集（案）様式 3-1-7１（１）	「ローターの旋回により占用することとなる区域について」とあるが、風車ローターの旋回範囲について、計算方法を明確にしていただきたい	ブレードの平面投影面積が対象となります。

893	記載要領及び様式集案	記載要領及び様式集（案）様式 3-1-7１（３）	発電量予測を行った第三者機関等の名称の記載が求められているが、起用する第三者機関によって評価が異なる可能性はあるのか。その場合、どのような基準で評価がされるのか、明確に記載いただきたい。	発電量予測を適切に行える第三者機関であれば、起用先の違いによる評価の差異はありません。
894	記載要領及び様式集案	記載要領及び様式集（案）様式3-1-7１(3)	「予測される発電量」の記載項目があるが、事業期間を通じた延べの発電量の記載を求められている、という理解で良いか。	ご理解のとおりです。
895	記載要領及び様式集案	記載要領及び様式集（案）様式3-1-7３	「基本的には記載内容毎に証憑書類は一つのみ提出」とあるが、「記載内容毎」は「各項目の「未然防止策」、「リスク発現時の対策」ごと」と同義と理解してよいか。例えば、「(1). 環境規制への対応・・のリスク」の「未然防止策」が複数あった場合に、未然防止策のそれぞれが「記載内容毎」に該当し複数の証憑書類の提出するのではなく、「(1). 環境規制への対応・・のリスク」の「未然防止策」について一つのみ提出することを求めている、と考えてよいか。なお、下段で「※リスクの特定・分析を複数実施している場合は、適宜記入欄を追加し、内容を記載すること。」とあり、この「内容」が上記の「記載内容」に該当すると解釈すれば、前者の複数の証憑書類の提出を求めているとも読める。	513番の回答をご覧ください。
896	記載要領及び様式集案	記載要領及び様式集（案）様式3-1-13５	「雇用機会創出に係る取組」の記載を求めているが、「雇用創出」については、経済波及効果で評価されるべき事項であり、また国民への低廉な電力供給を行うためにも効率的な事業とする上でむしろ機械化等による省力化も必要と考えられ、事業計画の評価基準としてふさわしくないと考える。	5番の回答をご覧ください。

897	記載要領及び様式集案	記載要領及び様式集（案）様式3-1-14１（２）	撤去費用の算出根拠は「海洋における施工費のみ」でいいということは、陸上における撤去方法について記載する必要はないという認識で相違ないか。	ご理解のとおりです。21番の回答をご覧ください。
898	記載要領及び様式集案	記載要領及び様式集（案）様式3-1-15１（1）	「【サプライチェーンの記載例】」について、最上位に「事業者【部品X】」とあるが、「部品X」に該当するのは、さらに上位の分類である「風車主要部品、電気系統、基礎」のそれぞれを構成する部品、という理解で良いか。また、例示は3階層で記載されているが、クリティカルなサプライチェーンが特定できることを念頭に、必ずしも3階層未満でも、それ以上でも良い、という理解で良いか。ただ、部品点数をブレークダウンすると、多数に及び規定枚数に収まらない可能性が高いことから、当該別紙についてのページ数の上限は再考いただいた方が良いのではないか。	前段2つに関してはご理解のとおりです。 ページ数上限は目安で、必要な情報が記載されている限りは超過があっても減点等の評価への影響はございませんので、必要に応じて追加ください。
899	記載要領及び様式集案	記載要領及び様式集（案）様式3-1-16別紙１　３　：関係行政機関の長等との調整能力	複数社の実績を記載した場合の評価の考え方につきまして、「※なお実績の記載にあたっては、事業実施体制上の関係行政機関との調整を担う者の実績１件とする（ただし、複数者が関係行政機関との調整を担う場合は、当該各社毎の実績を一件ずつ記載できることとする）」とあるが、複数者の実績を記載した場合、あくまでもその評価が低い方が採用されるという認識で正しいか。あるいは、各社の実績を合わせて総合的に評価されるのか。	12番の回答をご覧ください。
900	記載要領及び様式集案	記載要領及び様式集（案）様式3-2-7	貸付可能額及び貸付条件を記載できる場合、評価を行うのか、また採点にどのような影響が及ぶのかご教示いただきたい。	事業実現性評価のうち「資金・収支計画」における評価の対象となります。

901	公募占用指針案	第7章（3）2）　選定及び学識経験者の意見の聴取	2022年6月23日の第14回洋上風力ワーキンググループにおいて、「周辺航路、漁業等との協調・共生」の知事意見聴取手続きに関し、都道府県から地元関係者に「提案された地域、漁業共生策について、事業者名が特定されないように編集したもの（全公募参加者の提案をまとめたロングリスト）」が提示されるとの記載あり。事業者が公募占用指針に記載した詳細な情報が地元関係者にどの程度正確に伝わるのか把握致したく、都道府県から地元関係者に提供される資料の情報量をご教示頂きたい（例えば、「別紙13がそのまま共有される」、「地域貢献策の詳細を別途整理した資料が共有される」「地域貢献案の概要を箇条書きにした程度の資料が共有される」等）。	360番の回答をご覧ください。
902	公募占用指針案	第8章（3）4）iii)資金・収支計画　「トップランナー」	FiP制度に基づくファイナンス組成実績がない中で、どう資金調達計画の確実性が評価されるのか。ファイナンスプランの確実性を証明する為に詳細条件まで合意した関心表明書をレンダーから取り付ける必要はあるか。	レンダーからは関心表明書を取得の上、提出ください。
903	公募占用指針案	第8章（3）4）iii)資金・収支計画　「最低限必要なレベル」	「資金・収支計画」に関する評価項目において最低限必要なレベルとして要請される「当該洋上風力発電事業に伴う収入によって事業終了年度までに累損解消ができる計画であるもの。」は、発電事業者による不当廉売を排除し、事業者間の公正な競争を企図したものと考えるが、当該事業の電力の販売計画に関して、発電事業者のグループの小売会社による不当な高値での電力買取も公正な競争に反するものと考えている。このような観点から、グループ会社がオフテーカーとなる場合に、公募占用計画に記載される小売電気事業を含む販売計画の実現性、妥当性、蓋然性も併せて検証され、小売電気事業者に不当に高値で買電される場合には、当該発電事業者は最低限必要なレベルに達せず、失格となると理解してよいか。	ご理解のとおりです。相対取引を前提とする収支計画の実現性の評価方法については91番の回答をご覧ください。「最低限必要なレベル」の実現性が確認できない計画は失格となります。
904	公募占用指針案	第8章（3）4）iii)運転開始までの事業計画　「ミドルランナー」	ミドルランナー要件として「① 各設備の維持管理計画が具体的かつ適切に記載されているもの。」とあるが、ここでいう「維持管理計画」は港湾法に定める「維持管理計画」を指すものではなく、現統一的解説に示す電事法に定める「保安規定」と港湾法に定める「維持管理計画」と併せた総合的なものと理解するが同理解で正しいか確認願いたい。	「洋上風力発電設備の維持管理に関する統一的解説（令和2年3月版）」で定める維持管理の考え方を基に計画を作成ください。

905	公募占用指針案	第8章（3）4) iii)運転開始までの事業計画　「最低限必要なレベル」	最低限必要なレベルとして「④ 促進区域の指定がなされていない一般海域に海底送電線等を設置する場合、合理的な理由なく必要最小限の面積を明らかに超えたものとなっていないもの」とあるが、促進区域の指定がなされていない一般海域での海底送電線等の設置が認められるのか確認願いたい。	863番の回答をご覧ください。
906	記載要領及び様式集案	記載要領及び様式集（案）第 1.提出書類及び各様式の記載要領　4.書式等	提出書類の押印・印鑑証明書の添付に関連して、電子署名＋タイムスタンプ＋電子証明書を備えた代替手段による提出が可能とあるが、ここでいう「電子証明書」の具体的な定義は何か？例えば、「電子署名＋タイムスタンプ」に関して電子署名・契約サービスのDocuSignは有効か。	電子証明書は、利用者が電子署名を行ったものであることを確認するために用いられる事項が当該利用者に係るものであることを証明するために作成する電磁的記録をいいます。 確実な証明のため、広く実績のあるサービスを選んで活用ください。
907	記載要領及び様式集案	記載要領及び様式集（案） 別紙1 2.（2）SPCの概要等	「SPCなど事業を実施する会社の想定される役員構成、役員氏名、原所属及び肩書、役員の専門分野、経歴（特に洋上風力発電事業に関するもの）を記載すること」との記載あり。一方、洋上風力は占有期間30年に亘る長期プロジェクトであり、また企業には人事異動・定年・転職があることから、同じ人物をSPCの役員に長期に亘り据え置くのは困難である。従い、入札図書にはSPC立ち上げ当初の役員構成を記載すれば良いことを確認願いたい。	ご理解のとおりです。
908	記載要領及び様式集案	別紙1　4.リスクの特定分析	様式集に記載があった「必要に応じて記載内容を証明するための証憑書類を添付すること。ただし、各項目の未然防止策、リスク発現時の対策ごとに、重要度の高い証憑書類を厳選して添付すること」という部分につき確認させて頂きたい。 まず、「記載内容を証明するための証憑」とは具体的にどのような書類を指すのか説明頂きたい（例：「EPCコントラクターからの技術提案書」等）。 次に、「事業者が提案するリスクの予防・対策案が有効であることを証する第三者アドバイザーからの意見書等」も証憑として認められるか御教示頂きたい。	513番の回答をご覧ください。

909	記載要領及び様式集案	別紙3 1. (1) 資金計画の概要	「負債による調達予定額」の「想定する金融機関」について確認させて頂きたい。プロジェクトファイナンス組成の場合、事業者は事業者選定後にMandated Lead Arrangerを選定し、幅広い金融機関を招聘してシンジケーションを組成するため、応札段階で少数行までを含めて特定することは現実的に難しい。従い、別紙3で記載する金融機関毎の借入比率が実際の借入額と異なった場合でも公募占有計画の変更に該当しないとの理解で良いか確認させて頂きたい。	変更については、公募占用指針第5章に基づき、個別事案ごとに判断します。
910	記載要領及び様式集案	様式3-1-6 2. (1) 収支計画の概要	収支計画には、JEPX売電若しくはPPA需要家に相対売電する場合の売電収入に加え、将来市場価格見通しに基づくプレミアム収入を記載すれば良いのか確認願いたい	ご理解のとおりですが、供給価格の水準や採用する売電方法に応じた必要事項を記載ください。
911	記載要領及び様式集案	別紙3 2. (1) 収支計画の概要	単年度黒字転換期や累損解消時期が早期である方が高評価となる可能性はあるか。想定する会計基準により会計上の損益が異なる可能性がある為、念の為確認させて頂きたい（例：減価償却期間）	単年度黒字転換期や累損解消時期の早さをもって評価に差は設けません。
912	記載要領及び様式集案	別紙3 3. (1) 感度分析	金利やインバランス負担の変動、故障や事故による費用増大、物価や人件費の高騰等の諸要因により、維持管理費用が１０％増大する場合」とあるが、ここで定義される"維持管理費用"の定義をご教示頂きたい。通常、維持管理費用とは人件費や設備点検費用等を指していると理解しているが、この場合は金利、インバランス負担も含むのか。法人税、固定資産税等の税金は含まれないという理解で問題ないか。 また、感度分析については、記載されている変動要因のみを10%増大させるのではなく、維持管理費用の合計金額を10%増大した場合を分析する、という理解でよいか？	「維持管理費用」の定義は205番の回答をご覧ください。 ご指摘の金利やインバランス負担、税金は含まれません。 感度分析については、ご理解のとおりです。

913	記載要領及び様式集案	記載要領及び様式集（案） 別紙3 3. (2)未然防止策・リスク発現時の対策	様式集の以下部分について質問させて頂きたい。 ① 金融市場の変化等により資金調達が当初想定していた通りに進まず開発資金が不足する、及び、工期遅延等により開発・建設費用の増加（コストオーバーラン）により当初想定していた資金に加え追加の資金調達が必要になるリスク ②風況変動や故障・事故による稼働率低迷、出力抑制、卸市場価格の低下、オフテイカーの契約不履行・倒産等の要因により、収入減少となるリスク ③金利やインバランス負担の変動、故障や事故による費用増大、物価や人件費の高騰等の諸要因により、事業運営に係る費用が増加するリスク 各リスク項目の要因が例示されているが、例示された要因に対してのみ未然防止策とリスク発現時の対策を説明すれば良いのか？（例えば、「②収入減少となるリスク」に関しては、「風況変動」「故障・事故による稼働率低迷」「出力抑制」「卸市場価格の低下」「オフテイカーの契約不履行・倒産」の5要因に絞って説明） それとも、各リスク項目の例示された要因に加え、他にも考えられる全ての要因を記載し、未然防止策とリスク発現時の対策を説明する必要があるのか？	公募占用指針第8章（３）iii）「資金・収支計画」のリスクシナリオで列挙している各リスクシナリオについて、未然防止策・リスク発現時の対策を説明ください。 それ以外のリスクシナリオについては別紙３の３（２）④の所定欄で説明ください。
914	公募占用指針案	公募占用指針（案）P.6 第2章(4) 2) 公募占用計画の認定の有効期間	再エネ海域利用法を今後見直す機会があるのであれば、設備を有効活用し公共の利益に最大限に資することができるよう、有効期間を40年程度に設定することを検討頂きたい。	いただいたご意見は今後の参考とさせていただきます。
915	公募占用指針案	公募占用指針（案）P.9 第2章(5)4)iii)② 撤去費用の確保方法	撤去費用については海洋における施工費の70%としつつも、第2章(5)4) iii) ①に「なお、今後、長期的には撤去に関しても技術開発等が進むことも想定されることから、技術の進展に伴い撤去方法及び撤去費用を見直すことは可能である。」とされていることから、将来的に撤去費用の見直しを行った場合には、撤去費用を担保するための保証状における保証額についても、都度撤去費用の見直しに応じて占用期間中の減額が可能である旨明記頂きたい。	21番の回答をご覧ください。
916	公募占用指針案	公募占用指針（案）P.18 第5章(1)2) x)	「系統提供事業者とは別の事業者が選定事業者として選定された場合、系統提供事業者は、選定の通知を発した日の翌日から3ヶ月以内に遅滞なく系統提供事業者が有している系統に係る契約上の地位を選定事業者に承継し、選定事業者は同期間内に譲渡対価を支払いの上、系統提供事業者から当該契約上の地位の承継を受けること。」とあるが、コンソーシアムとして公募に参加し、落札後にSPCを組成する場合は、手続きに一定の期間を要する事から、選定事業者による系統提供事業者からの地位継承は「3か月以内」でなく、「3か月以内を目途に」として頂きたい。	代表企業名で承継し、ＳＰＣ組成後に再度承継することで対応できると考えられるため「3か月以内」のままとします。

917	公募占用指針案	公募占用指針（案）p.20 第5章(2)1)iii) 提出方法	Microsoft Sharepoint等、クラウド(リンクの送付及びダウンロード)を通じた提出方法を加えて頂きたい。	事業者毎に異なる対応とならないよう、原案に記載の方法で提出してください。
918	公募占用指針案	公募占用指針（案）P.21 第5章(2)2)ii) 提出書類の添付書類	法人登記事項証明書として現在事項全部証明書を提出する場合、役員の情報についてもそこに記載があるため、別途の役員名簿の提出は省略可能として頂きたい。	917番の回答をご覧ください。
919	公募占用指針案	公募占用指針（案）P.28 第5章(3)3)i）3 第1次保証金の没収事由	第7章(3)3)通知の項目（p.44）で、選定事業者に対して留意事項を合わせて通知される場合があり、事業者は公募占用計画の認定の取得前に当該留意事項を踏まえて公募占用計画を変更しなければならないとあるが、その留意事項への対応が可能かどうか当該事業者が判断するために時間を要することも想定される。留意事項対応についての意志決定に要する期間が第2次保証金の提出期限を過ぎてしまう場合は、この提出期限の延長を申し出ることは可能か？それとも対応可能か不明なまま第2次保証金を差し入れる必要があるのか？ また、いずれの場合でも、最終的に留意事項への対応が不可能と事業者が判断し辞退した場合、保証金没収となるのか？	留意事項実施の可否の判断に８週間以上もかかることは通常想定していませんが、そのような懸念が生じた場合は個別に協議ください。
920	公募占用指針案	公募占用指針（案）P.29 第5章(3)3)ii）7 第2次保証金及び第3次保証金の没収事由	第2次保証金及び第3次保証金の没収事由において、”当該区域の迅速性評価の評価基準に照らして、迅速性の評価点が下がってしまう日までに海洋再生可能エネルギー発電設備が運転開始をしなかったこと（ただし、激甚災害による直接の被害、武力行使による直接の被害その他当事者のコントロールまたは回避が可能ではない事象が生じた場合は除く。）”との記載がある。没収事由の例外として”当事者のコントロールまたは回避が可能ではない事象”という説明があるが、例えばどういったものが該当し得るかに就き、例示列挙することで要件が明確化するのではないか。（例えば、資材調達の遅れや港湾の先行利用者の遅れが該当し得るか等）	119番の回答をご覧ください。

921	公募占用指針案	公募占用指針（案）p.29 第5章(3)3)ii) 7 第2次保証金及び第3次保証金の没収事由	第2次保証金及び第3次保証金の没収に関して、”当該区域の迅速性評価の評価基準に照らして、迅速性の評価点が下がってしまう日までに海洋再生可能エネルギー発電設備が運転開始（※）をしなかったこと”で保証金の全額が没収されることになっている。遅延に伴い迅速性スコアが0点となる評価基準日（今回の場合令和13年4月1日）以降に運転開始となる場合は全額没収も已む無しと考えるが、遅延後であっても依然として迅速性スコア0点の評価基準日より早い運転開始を達成できるのであれば、全額没収では無く、没収金額を段階的に設定するなどペナルティを軽減するべきではないか。	段階的なペナルティでは、運転開始予定日までの確実な事業実施を担保する観点で不十分と考えられますので、全額没収としています。
922	公募占用指針案	公募占用指針（案）p.29 第5章(3)3)ii) 7 第2次保証金及び第3次保証金の没収事由	運転開始の定義についてさらに詳細に記載いただきたい。市場取引等によりとあるが、例えばコーポレートPPAで初めの1kWhの電力供給を開始した時点で運転開始とみなすことは可能か？	16番の回答をご覧ください。
923	公募占用指針案	公募占用指針（案）p.38 第6章(2)3)iv)他	その時の状況に応じて適切な感染症対策のレベルは異なり、最も保守的な対策が常に優れているとも考え難いことから、感染症対策の内容については、評価対象外とし、その旨明記すべき。	134番の回答をご覧ください。
924	公募占用指針案	公募占用指針（案）p.43 第7章(3) 1) 評価プロセス	ヒアリングを実施する際は、ヒアリング実施の予定だけでなく、何をヒアリングするのか具体的な質問内容についても事前に連絡し、事業者側がヒアリングに向けて準備できるように配慮すべきである。	参考とさせていただきます。

925	公募占用指針案	公募占用指針（案）P.49 第8章(2) 事実現性に関する評価項目及び確認方法	「国内への経済波及」の確認方法に「知事意見を聴取」とあるが、この項目に知事意見は聴取不要と考えられるので削除いただきたい。	ご意見を踏まえ修正します。
926	公募占用指針案	公募占用指針（案）P.49 第8章(3) i) 事業計画の迅速性	秋田県2案件は6段階、長崎県案件は5段階に評価点が刻まれている。今回のように別紙6の手順に沿って最終的に別海域の評価点との比較を行う可能性がある場合には、迅速性の評価点を刻む段階数について、全海域で同じとするべきではないか。 なお、最終的に別海域の評価点を比較する可能性がない場合はこの限りではない。	令和４年10月28日に開催しました第17回合同会議における審議を踏まえ、評価基準を設定しています。
927	公募占用指針案	公募占用指針（案）P.49 第8章(3) i) 事業計画の迅速性	初めの1kWhの電力供給を開始の時点で運転開始とみなされる場合は問題ないが、仮に計画している設備容量の100%について電力供給を開始しなければ運転開始とみなされないのであれば、運転開始時期を区切るタイミングは夏の6月―8月ではなく、年度末の3月末または冬の1月－3月あたりで設定することを検討頂きたい。	566番の回答をご覧ください。
928	公募占用指針案	公募占用指針（案）P.50-59 第8章(3) ii)-vi)	評価の考え方に「特に優れている」「優れている」という記載が多数ある。それぞれについて、例えばどのような内容が特に優れていて、どのような調整実績は特に優れいていないと判断されるのか？ これらが各促進区域の公募参加者間での相対比較による判断となるのであればその旨を明らかにしていただきたい。なおその場合は、別紙6の手順に沿って最終的に別海域の評価点との比較に晒される可能性があるなかで、各海域毎の競争環境によって不平等な結果を招くことがないようどのように制度設計されているのか説明頂きたい。 あるいは、「特に優れている」「優れている」は絶対基準によって判断されるのであれば、その判断基準について明確にしていただきたい。	「トップランナー」「優れている」の区分については、基本的には相対評価を行います。

929	公募占用指針案	公募占用指針（案）P.51 第8章(3) iii) 資金・収支計画	良好の評価を得るために必要な「相応に蓋然性の高いリスクシナリオが発現したケース」とは、具体的に念頭に置いているケースがあるのか。無い場合、事業者にて相応に蓋然性の高いリスクシナリオと考えるものを前提に分析を実施すれば良いのか？	127番の回答のとおり、当該箇所の記載を修正しました。
930	公募占用指針案	公募占用指針（案）P.51, 53 第8章(3) iii)	第8章(3) iii)　「資金・収支計画」「運転開始までの事業計画」の２つが第8章(3) iii)　としてナンバリングされているので修正して頂きたい。	ご指摘のとおり修正します。
931	公募占用指針案	公募占用指針（案）P.53 第8章(3) iii) 運転開始までの事業計画	ミドルランナーとなる為の条件として示されている、「③サイトに応じて求められる水準の型式認証（CLASS　Tなど）を取得済みの風車を用いているもの、又は同認証を未取得の場合は運転開始前までに取得する見通しについて根拠を持って示されているもの。」に就き、根拠として提示し得るものを例示可能して頂きたい。	型式取得に関する具体的な根拠資料についてはタービンメーカーとご相談いただければと思いますが、例えば認証機関のレター等が想定されます。
932	公募占用指針案	公募占用指針（案）P.54 第8章(3) iii) 運転開始までの事業計画	ミドルランナー②の条件は、詳細設計で何を検討するかという計画（予定）を記載するという理解で正しいか？	事業者選定の公募占用計画の作成の段階で、ウィンドファーム認証に必要な詳細設計や詳細設計を行うための風況、地質調査の結果の記載を求めるものではなく、ウィンドファーム認証を取得するために必要な評価や解析作業を確実に行うための検討プロセスの内容を記載ください。

933	公募占用指針案	公募占用指針（案）P.54 第8章(3) iii) 運転開始までの事業計画	ミドルランナー②の条件については、公募での公平性および事業者選定前のウィンドファーム認証取得手続きにかかる事業者及び審査側の負荷軽減の観点から、ウィンドファーム認証取得プロセスをすでに開始している事業者に有利に働くような評価基準とならないように条件をクリアにして頂きたい。 さらに、事業者選定前のウィンドファーム認証取得手続き実施は、良好のリスクシナリオの「許認可プロセス難航」や、迅速性の評価など、複数の評価項目に関係し得る。こうした部分で事業者選定前のウィンドファーム認証取得手続き実施が有利に働くような評価基準にならないようにしていただくことは可能か？ また、公募前にウィンドファーム認証取得手続きを行うことが、公募において有利に働かないような制度設計ができていないのであれば、その旨を明らかにして頂きたい。ただしその場合は多くの事業者が公募前にウィンドファーム認証取得手続きを行うことが公募で勝つために必要なアクションと認識してしまい、ウィンドファーム認証取得手続きにかかる事業者及び審査側の負荷増大を招いてしまうため、今後どのように制度を改善するかについても方針を明らかにすることをお願いしたい。	330番の回答をご覧ください。
934	公募占用指針案	公募占用指針（案）P.60 第8章(3) viii) 国内経済波及効果	トップランナーの「中長期的な観点から国内の経済の発展に資する」というのは、経済波及効果（金額）以外の側面での追加的な国内経済への寄与について提案を求めているという理解で正しいか？	短期的な一過性の経済波及効果ではなく、10年先20年先の国内経済の発展に寄与するような提案を評価するという趣旨です。そのため公募時点で経済波及効果を金額で算定することが困難な提案部分もあり得ると考えます。
935	公募占用指針案	公募占用指針（案）P.61 第8章(4) 1) i)	「また、協力企業については、複数の候補を示すことを可能とし、事業者選定後は、原則、当該候補の中から協力企業を確定すること。」との記載がある。仮に当初の候補にいなかった企業を選定する場合のプロセスについてご教示頂けるか。	選定後にご指摘のケースが生じた場合、公募占用指針第9章（５）に基づく公募占用計画の変更認定の手続きが必要になります。その際には、評価が下がる方向の変更にならないかの観点で国が確認（必要に応じて第三者委員会開催）いたしますので、実績を示す資料等を準備いただきます。なお、複数の協力企業の実績評価に関する考え方については99番の回答をご覧ください。
936	公募占用指針案	公募占用指針（案）P.66 第9章(5) 1 変更を認める場合の基準	収支計画（費用項目など）は、公募占用計画別紙の内容はあくまでも公募参加時点で入手可能な情報に基づく事業者による想定の範囲を超えないが、公募占用計画の認定後これらの計画内容が変わっていく場合であっても事業者がリスクをコントロールして事業推進している限りは認定公募占用計画の変更が必要な事象には当たらないと考えて良いか。どの程度の変更があれば変更手続きをしなければならないと言って基準があればご教示頂きたい。	基本的には公募占用指針第9章（５）に基づき、個別事案ごとの状況に応じて変更手続きを行っていただくことになりますので一概にお答えすることはできませんが、例えばLLCR等の評価の考え方で示される重要なポイントに影響がでる場合などは軽微な変更には当たりません。

937	公募占用指針案	公募占用指針（案）P.66 第9章(5) 1 変更を認める場合の基準	公募占用計画に記載した洋上風力発電設備の設計に関する事項は、どの程度拘束力があるものなのか？公募で選定された後、洋上風力発電設備の設計を最適化すること（例：風車の出力・製造事業者・ローター径・等や、発電設備の配置、電気設備の電圧、基礎の構造設計、据付船、サプライヤーの変更などを伴う最適化）はどの程度許容されるのか？	第９章（５）１）変更を認める場合の基準 に該当する場合には、公募占用計画の変更が認められます。なお、「ⅱ）公共の利益の増進又はやむを得ない事情」として「新たな技術的知見により工事実施の方法等の変更が妥当な場合、技術革新等により海洋再生可能エネルギー発電設備の変更が妥当な場合、また公募段階においては概略を示した資料であった事項に関し必要な調査や体制整備等を実施し、詳細かつ具体的な内容が確定した場合など」を例示していますので、参考にしてください。
938	公募占用指針案	公募占用指針（案）P.34 第6章(1) 概要	各種機器・サービスの調達計画やサプライチェーン計画においてどの程度のコミットメントが求められるのか？例えば、参加する公募海域での案件についての署名済みの合意書等が求められるのか？もしもコミットメントの度合いによって評価に影響がでるのであれば、どの程度の合意を行えばどの程度評価されるのか例示頂きたい。	根拠を示す書類については、その内容が具体的に示され、確からしさが認められるものであれば、関心表明書など、MOU や契約書以外の形式でも構いません。また、必ずしも署名済みである必要はないですが、コミットメントの度合いが強い方がより確実性のある計画と評価されうると考えます。
939	記載要領及び様式集案	記載要領及び様式集（案） 様式3-1-6	公募参加者の資金調達力の確認書類として、①金融庁の登録を受けた信用格付業者による公募参加者（コンソーシアムの場合は代表企業及び構成員）の最新の長期信用格付を示す書類が挙げられている。斯様な長期信用格付が無い場合は提出不要か。	非上場企業の場合など提出が不可能な場合は提出不要ですが、その旨が分かるように別紙３に記載ください。
940	記載要領及び様式集案	記載要領及び様式集（案） 様式3-1-2 3) 海洋再生可能エネルギー発電事業の内容及び実施時期等	表のなかのナンバリングで、1.が2回出ているので、修正頂きたい。	ご意見を踏まえ修正します。

941	公募占用指針案	公募占用指針(案)P20第5章(2)2)	「(自己資金を利用する場合)事業者名義の誓約書(様式自由)」とあるが、具体に何を記載するべきか。社内決裁を取得している旨を証する書類は必要か？	公募占用指針（別添４）に記載のとおり、以下の内容の記載が必要です。 ①事業実施を自己資金で行うことへの本誓約に必要な社内手続を経ていること ②また、外部（親会社等）からの資金調達を一部又は全部の資金の前提とする場合は、調達方法、調達先との検討状況、今後必要となる手続
942	公募占用指針案	公募占用指針案16頁(1)2)	公募参加及び事業の実施に当たって遵守すべき事項等については、公募参加者（公募参加者がコンソーシアムまたはSPCの場合は、コンソーシアム又はSPCの構成員を含む。）が遵守することを想定するように思われるが、これらの企業や企業体と間接的な資本関係にある会社にも適用があるか明らかでないためこれを明確にする必要がある。例えば、SPCの議決権を保有する構成員としての会社の100%親会社が、公募参加・事業の実施について当該構成員を実質的に支配している場合、そのような100%親会社も2)の各事項を遵守すべきであるのか。公平・公正の観点からは、コンソーシアム又はSPCの構成員と資本関係にある会社についても、2)の各事項を遵守するとすべきではないか。	本公募占用指針に記載のとおり、公募参加者（コンソーシアムにより公募に参加する場合にはコンソーシアムの構成員、SPC参加の場合にはSPCの議決権を有する企業）が遵守することを求めています。
943	公募占用指針案	公募占用指針案18頁vii)	「近隣の促進区域」は「自らが発電事業を実施しない促進区域」と定義されているが、例えば「秋田県八峰町及び能代市沖」に参加していて「長崎県西海市江島沖」に参加していない公募参加者にとっては、「長崎県西海市江島沖」が近隣の促進区域となるのか。物理的に距離がある促進区域の間では、海底送電線等の配置の問題は生じないため、近隣の促進区域は物理的に近接する促進区域に限定して良いのではないか。「近隣の」促進区域について、どこまでの範囲が含まれるのか明確にしていただく必要がある。	556番の回答をご覧ください。

944	公募占用指針案	公募占用指針案18頁viii)、118頁(3)オ	本公募占用指針における「本公募」「公募」「当該公募」の用語の使用について、2021年に入札が行われた促進区域の公募占用指針は促進区域毎に異なる公募占用指針であったところ、本公募占用指針は4区域をまとめているにも関わらずこれらの用語が同様に使用されているため、4つの促進区域の公募を指しているのか、応札する促進区域の公募を指すのか、区別して整理することが必要と思われる。 例えば、18頁viii)では、「公募に参加しようとする他の者との間で、当該公募に係る情報…を収集・提供する活動を行わないこと」とされているが、4つの促進区域のどの海域に関する情報の収集・提供が禁止されるのか（公募に参加している特定の海域に関する情報に限られるのか、他の促進地域の公募に係る情報も含まれるのか）明らかでない。この点、公平な競争環境の確保という観点からは、公募に参加していない促進区域についての情報提供・収集は、他の促進区域で同一のコンソーシアムに参加しているか否かを問わず一律に禁止されるべきであり、この点が明らかとなる書き方としてはどうか。 また、118頁(3)オでは「公募」に参加しようとする他の者との間に資本関係、人的関係がないことが公募参加資格となっているが、この「公募」は4つの促進区域の公募と読みうる規定になっていて、応札しない促進区域の公募については適用がないことが明らかではない。このため同じ促進区域の公募に参加しようとする他の者に適用がないという趣旨であることを明確にしてはどうか。	ご指摘を踏まえ修正しました。
945	公募占用指針案	公募占用指針案29頁の表7及び32頁の表中の「迅速性の評価点が下がってしまう日」	「迅速性の評価点が下がってしまう日」とは、例えば「秋田県八峰町及び能代市沖」、「秋田県男鹿市、潟上市及び秋田市沖」に係る評価の場合、運転開始予定日が令和9年5月15日であれば、基礎となる評価点が20点である期間の末日である令和9年6月30日で良いか。「迅速性の評価点が下がってしまう日」の内容が明らかでないため明確にする必要がある。	ご理解のとおりです。
946	公募占用指針案	公募占用指針案50頁ii）事業実施体制・事業実施実績「ミドルランナー」②	洋上風力事業はリードタイムが長い（実施期間が長期にわたる）ため、公募時点で配置が計画されている人材がその後変更される可能性がある。従ってSPCに配置される個人ではなく参加企業の事業体としての実績を重視すべきである。もし当該役員の実績を重視する場合であっても、当該役員の事業者選定後の変更には公募占用計画の変更を要しないとすべきである。	12番の回答をご覧ください。

947	公募占用指針案	公募占用指針案52頁「最低限必要なレベル」①	主な事業費の根拠（見積もり又は過去の実績等）について、建設コストにつきEPCI契約の見積書等具体的な金額を示す資料を添付する必要があるのか。	計上した費用の妥当性の確認のため、見積書もしくは過去実績等から根拠を説明いただき、関連資料についても提出ください。
948	公募占用指針案	公募占用指針案54頁「ミドルランナー」②	「ミドルランナー」の評価の考え方として「国内のウィンドファーム認証取得に向けた詳細設計時の検討内容」とあるが、占用計画を提出する段階で詳細設計まで要求するのは妥当ではなく、基礎設計でよいのではないか。	公募時点では詳細調査まで行っていない場合が多いので、詳細設計を示す必要はありません。 本項目では、選定後のウィンドファーム認証取得のための詳細設計時の検討方針（準拠基準や荷重の組合わせ等）が具体的かどうかを評価するものです。330番の回答も参照ください。
949	公募占用指針案	同上	ウィンドファーム認証や型式認証は我が国では日本海事協会がほぼ独占的に実施しているが、同協会における審査に時間がかかる点に兼ねてから懸念が多く寄せられている。ウィンドファーム認証や型式認証の進捗を加点要素とする場合、認証機関の処理の先後により、評価が分かれる可能性もあり、公平性を害する可能性があると考えられる。	本項目の評価の考え方については948番の回答をご覧ください。公募時点での認証期間の審査進捗をもって高い評価とする訳ではありません。ただし、別紙５で記載いただく「運転開始までのスケジュール」の妥当性は評価対象となりますので、ウィンドファーム認証の審査遅延リスクも考慮したリスクシナリオとともに、事業計画を提案ください。
950	公募占用指針案	公募占用指針案122頁1.　（※１）	複数区域に応札する場合の公募参加者の同一性の判断について、共通するコンソーシアム・SPCの構成員の合計議決権比率（共通する構成員が一者の場合は当該者の議決権比率）が1/2超の場合は同一性があると判断する場合、例えばコンソーシアムαとコンソーシアムβが同一と判断され、コンソーシアムβとコンソーシアムγが同一と判断された場合にはコンソーシアムαとコンソーシアムγは間接的に同一コンソーシアムと判断されるのか。コンソーシアムαとコンソーシアムγは共通する構成員の比率が著しく低い可能性があるうえ、各構成員は他の構成員がどの海域で誰とコンソーシアムを組む予定かを事前に調査（必要に応じて他の構成員に表明保証、誓約等をさせる）する必要があり、構成員にとって不測の落札制限となり事業予見可能性に疑問が生じる。	同一性の判断は公募占用指針別添６の１に記載の方法で実施します。したがって、共通するコンソーシアム・SPCの構成員の合計議決権比率（共通する構成員が一者の場合は当該者の議決権比率）が1／2超ではない場合、間接的に同一と見なすことはしません。

951	公募占用指針案	「公募占用指針（案）」P4 第２章 公募対象とする事業の要件 （３）供給価格等に関する事項について 3）公募の対象とする交付対象区分等又は特定調達対象に係る再エネ特措法第２条の３第１項に規定する交付期間又は同法第３条第２項に規定する調達期間（法第13 条第2 項第9 号）	「運転開始予定日」は市場取引等により 再生可能エネルギー電気の供給を開始する予定日をいう、と定義されているが、これは必ずしも完工＝運転開始予定日ではなく、FIP(やそれに類する契約)下で市場取引を開始する日との解釈で間違いないか。	16番の回答をご覧ください。
952	公募占用指針案	公募占用指針P6 第2章(4)3) 「なお、公募占用計画の認定の有効期間の終了後の占用については、占用許可期間内に事業者が洋上風力発電設備を撤去した後、事業者を改めて公募することを原則とする。ただし、①引き続き促進区域として指定することが妥当であること、②再度公募する必要性が認められないこと、かつ、③占用許可審査基準に適合していることの全てに該当した場合、法第10条第1項に基づく占用許可の更新が認められることがあり得る。」	占用許可の更新について、①の妥当性や②の必要性について具体的な基準もしくは例示を記載いただきたい。FIPは終了している前提で、稼働率、現地雇用などの具体的な基準を理解したいもの。	210番の回答をご覧ください。

953	公募占用指針案	「公募占用指針(案)」P50 第８章 選定事業者を選定するための評価の基準（法第13条第2項15号） （３）評価の配点及び採点方法 ii）事業実施体制・事業実施実績	トップランナーの要件は「優れている」の基準を満たすもののうち、当該洋上風力発電事業を確実・効率的に実施するために、 実務経験を有する人材の確保や適切配置など、 事業実施体制が具体的 に示されているもの。 となっているが、個人名を記載することも意図しているか、または個人名まで記載する必要はなく、履歴書などを添付することで実務経験を有することを示すことで問題ないか。	公募占用計画上に個人名を記載していただく意図ではなく、特定の実務経験を有する人材が確保されている体制がとられている点をお示しください。ただし、特定の個人の実務経験を評価してもらう意図で計画に記載する場合、その根拠として当該者の履歴書を別紙２の添付資料として提出ください。
954	公募占用指針案	「公募占用指針(案)」P51 第８章 選定事業者を選定するための評価の基準（法第13条第2項15号） （３）評価の配点及び採点方法 ii）事業実施体制・事業実施実績	最低限必要なレベルとして、適切な実績を示す事を求められているが、証憑として他案件の契約書等を提出する事は秘密保持の観点からも非常に難しいと考える。この場合、過去のpress releaseや職業履歴書等で代用する事可能か。	691番の回答をご覧ください。
955	公募占用指針案	「公募占用指針(案)」P51 第８章 選定事業者を選定するための評価の基準（法第13条第2項15号） （３）評価の配点及び採点方法 iii）運転開始までの事業計画	ミドルランナーの要件として、「ウェイクの影響等を考慮し、超過確率 P50 （※）の年間発電電力量の最大化を実現する配置となるように検討 されていることを示すため、 第三者機関等による適切な発電量予測が行われている もの。」という項目があるが、これは設置容量を最大化せよという意図ではなく、事業者が設定した設置容量の中で、年間発電電力量を最大化するような最適配置を示すという理解で正しいか。	ご理解のとおりです。
956	公募占用指針案	「公募占用指針(案)」P53 第８章 選定事業者を選定するための評価の基準（法第13条第2項15号） （３）評価の配点及び採点方法 iii）運転開始までの事業計画	トップランナーの要件として、 「②設備構造に関して、調整力の確保や系統混雑の緩和に資する、特に優れた提案がなされている と評価されるもの。」 という項目があるが、これは蓄電池などの提案を求めているという事か。具体例があれば共有して頂きたい。	4番の回答をご覧ください。

957	公募占用指針案	「公募占用指針(案)」P54 第８章 選定事業者を選定するための評価の基準（法第13条第2項15号） （３）評価の配点及び採点方法 ⅲ）運転開始までの事業計画	ミドルランナーの要件として、 ④工事の確実性や効率性を示す検討内容 や それらの考え方が明確 に示されているもの。 があり、最低限必要なレベルとして、 ⑥施工開始から施工完了まで、各工程の内容が具体的に記載 されているもの。 が記載されている。 どちらも同じ課題について記載するものと理解したが、「確実性・効率性」が差異であるとの理解で正しいか。	ご理解のとおりです。
958	公募占用指針案	「公募占用指針（案）」P55 運転開始までの事業計画（開発・建設・試運転期間）におけるリスクシナリオ	リスクシナリオ区分に「主要部品や船舶の調達難航」があり、リスクシナリオの概要は「生産遅延、出荷国における天災・出荷港不全・輸送中の事故等により、建設に必要な部品や船舶がスケジュール通りに調達できないリスク」となっている。これは、入札前に契約やbindingの提案書などで条件や一定のコミットメントを得ている事を意図しているのか。	ご質問の主旨が明らかではないですが、リスクシナリオの内容についてはリスク顕在化の場合の影響や対応について検討し記載ください。また「ⅲ）運転開始までの事業計画」の評価の考え方で示しているとおり、運転開始までに至るスケジュールについては根拠をもってお示しください。
959	公募占用指針案	「公募占用指針（案）」P57 電力安定供給（運転開始以降を想定）におけるリスクシナリオ	リスクシナリオ区分に「船舶調達」があり、リスクシナリオの概要は「・維持管理時に作業員や交換対象部品の運搬に用いる船を十分に調達できなくなるリスク」となっている。これは、入札前に契約やbindingの提案書などで条件や一定のコミットメントを得ている事を意図しているのか。	例示も適切な対応策となり得ると思います。いずれにせよ、計画ごとに適切なリスクシナリオの対応策を記載ください。

960	公募占用指針案	「公募占用指針（案）」P61 第８章 選定事業者を選定するための評価の基準（法第13 条第 2 項 15 号） （４）評価に関する補足事項 2) 電力安定供給に係るサプライチェーンに関する補足事項 ｉ）評価対象となるサプライチェーンの範囲 評価対象とするハード、ソフトに係るサプライチェーンの範囲は、下記①、②とする。なお、建設工事の施工や陸上送変電設備に関するサプライチェーンは含まない。	陸上送変電設備に関するサプライチェーンが評価対象となるサプライチェーンの範囲に含まれないとされている理由は、当該施設は電源線であり、一般送配電事業者の責任において維持管理されるためと理解しているが、正しいか確認させていただきたい。	ご理解のとおりです.
961	公募占用指針案	同上	陸上送変電設備に関するサプライチェーンが評価対象となるサプライチェーンの範囲に含まれないとされているが、自営線方式を選択し、保守点検の責任が発電事業者にある場合でも必要ないと理解してよいか、確認したい。	事業者所有も含めて陸上送変電設備のサプライチェーンは対象外です。背景については、21番の回答をご覧ください。
962	公募占用指針案	同上	陸上送変電設備に関するサプライチェーン及び施工については評価対象となるサプライチェーンの範囲に含まれないとされているが、これは電力安定的に関してのみであり、地域経済・国内経済への波及効果では評価されるとの理解で正しいか。	ご理解のとおりです。

963	公募占用指針案	「公募占用指針（案）」P64 第９章 選定事業者の選定後に行う手続 （４）系統に係る契約等の承継と承継条件等について 1） 系統に係る接続契約等について	①系統提供事業者から系統に係る契約等の承継をする場合で、当該系統提供事業者が自営線を前提とした接続契約等を締結していた場合であっても、公募参加者は電源線方式を選択可能であると理解してよいか。 ②この場合において、当該公募参加者は、一般送配電事業者と電源線方式で実施可能かについて事前合意を得ておく必要があるものと理解しているが、正しいか。	①②ともにご理解のとおりです。
964	公募占用指針案	「公募占用指針（案）」P64 第９章 選定事業者の選定後に行う手続 （４）系統に係る契約等の承継と承継条件等について 1） 系統に係る接続契約等について	①系統提供事業者から系統に係る契約等の承継をする場合で、当該系統提供事業者が自営線を前提とした接続契約等を締結していた場合、公募参加者は、当該系統提供事業者が前提としている電源線と異なるルート等での電源線を計画することが可能であると理解してよいか。 ②この場合において、当該公募参加者は、当該系統提供事業者から電源線に関するすべての契約等を承継する必要はないものと理解してよいか。	①②ともにご理解のとおりです。
965	記載要領及び様式集案	記載要領及び様式集 案 別紙3 1. 資金計画P54	ダンピングの疑いがない事を示す証憑として、見積もりや過去の実績が挙げられているが、現在は資源高や輸送費増により、過去の実績が適用できない状況となっている。そのため、現実的な証憑としては見積もりを提出する事にならざるを得ないが、機密情報が多々含まれる見積もり書についてどこまでのレベルを求めているか。例えば、別紙3の数値が妥当であることをサプライヤーなどが証明するレターなどでも代用可能か。	見積書については84番・86番の回答をご覧ください。
966	記載要領及び様式集案	記載要領及び様式集 案 別紙3 1. 資金計画P55	「ファイナンシャルアドバイザー等の第三者機関による資金 ・収支 計画の適切性の検討・評価の証跡」が求められているが、特定のスコープ要求などはなく、資金・収支計画の適切性が示されていれば、事業者の判断に委ねられているという理解で良いか。	一概にお答えすることは困難ですが、別紙３において親和性の高さを根拠とともに具体的に説明いただければ当該記載を基に判断します。

967	記載要領及び様式集案	記載要領及び様式集 案 別紙3 ４．資金調達の体制P62	公募参加者の資金調達力の確認書類として「金融庁の登録を受けた信用格付業者による公募参加者（コンソーシアムの場合は代表企業及び構成員）の最新の長期信用格付を示す書類（様式自由）」が求められているが、新規に設立したSPCの場合、長期信用格付けを取得するのは困難と考える。その場合は、SPCを構成する親会者の長期信用格付けで代用可能か	代用可能です。SPC構成員の親会社の長期信用格付けを提出ください。
968	記載要領及び様式集案	記載要領及び様式集 案 別紙12 (2)ソフトに係るサプライチェーン	物流体制の確保として、建設段階における部品運搬等についての記載も求められているが、電力安定供給という観点からは運転・維持管理段階における部品運搬等の物流体制が重要であると考える。「建設段階」は誤植でないか確認したい。	誤植なので修正します。
969	公募占用指針案	公募占用指針　第2章(3)1)	NEDO着床式洋上風力発電コスト調査の各算定式を用いて上限価格を設定しているが、算定式に代入する際、水深を0mと最深部の平均にしており、風車設置禁止区域を考慮に入れていない（村上市及び胎内市沖案件では20m以浅は風車設置禁止区域のため、水深20m以深のみを考慮すべきである ）。そのため、算定式による事業費は低く見積もられており、上限価格設定を再考いただきたい。 また、モノパイル式の3海域の上限価格を当該3海域平均とすることでサイト間競争が生まれてしまい、サイトの有利不利が生じている。これはボトムアップ型での洋上風力の地域受容を目指す姿勢に逆行していると思われる。	上限額の設定根拠については2番の回答をご覧ください。 また、モノパイル式が想定される３海域が同じ上限額である理由については116番の回答をご覧ください。
970	公募占用指針案	公募占用指針　第2章(3)2)	「本公募はFIP制度を適用すること」との記載について、FIP制度においてはネガティブプレミアムがないものと整理されているが、その計算式にバランシングコストは内数として入っているのか？参照価格の算定においてはバランシングコストを外数として扱うと整理されているものと理解している一方で、プレミアム単価算定については明確に示されていないため確認したい。	FIP制度におけるプレミアム価格は「基準価格－参照価格」で毎月算定されます。また、参照価格は発電特性（プロファイリング）も考慮して「前年度年間平均市場価格 ＋（当年度月間平均市場価格－前年度月間平均市場価格）＋非化石価値相当額－バランシングコスト」となります。

971	公募占用指針案	公募占用指針　第2章(3)3)、第5章(3)3)ii)	P6で「運転開始予定日（市場取引等により再生可能エネルギー電気の供給を開始する予定日をいう。」、P29で「運転開始：市場取引等により再生可能エネルギー電気の供給を開始すること」と記載されている。例えば試運転でコミッショニングした電力を市場に流した場合、この時点で運転開始となるという理解でいいか。	16番の回答をご覧ください。
972	公募占用指針案	公募占用指針　第3章(2)2)	提供いただく情報の内、風況情報については提供データを基に事業者おいても分析を実施したい。そのため、観測データ（生データ）そのもののも提供頂きたい。	いただいたご意見については、今後の制度設計の参考とさせていただきます。
973	公募占用指針案	公募占用指針　第５章(1)2)vi)	「公募占用計画の評価に係る第三者委員」とは、第7章(3)2)に規定がある学識経験者及び専門家等により構成される第三者委員会の委員を指すという理解でいいか。	ご理解のとおりです。明確化の観点から公募占用指針を修正しました。
974	公募占用指針案	公募占用指針　第5章(1)2)vi)	海洋再生可能エネルギー発電設備の設置工事およびおよび撤去工事のために利用可能な港湾は明示されているのに対し、維持管理のために利用可能な港湾の指定は特になく、不明確であり、先行利用している事業者との調整を事業者が直接行い、維持管理のための港湾を確保しなければならない。そのため、協議会構成員であるか否かに関わらず港湾の先行利用者との接触・調整は認めて頂きたい。 もしくは、維持管理のための港湾を公募占用指針の中に明示・指定して頂きたい。	港湾の利用可否や利用条件等については、港湾管理者へご確認ください。なお、港湾管理者は「地元関係者」には該当しません。

975	公募占用指針案	公募占用指針　第5章(1)2)vii)	「公募占用計画の提出段階において、自らが発電事業を実施しない促進区域（以下「近隣の促進区域」という。）の選定事業者との調整を行わないこと」とあるが、対象となる事項及び調整したと認められる行為を具体的にお示し頂きたい。また公募占用計画の提出後における選定事業者との調整行為は、遵守事項に抵触しないかお伺いしたい。	「調整」とは具体的に、近隣の促進区域の選定事業者と接触し、かつ、選定事業者の公募占用計画等の事業計画の内容や近隣の促進区域の選定事業者からの要求事項を聴取する行為等を指します。 「公募占用計画の提出段階」とは、公募占用指針の公示の日から公募占用計画の受付期限までを指しています。
976	公募占用指針案	公募占用指針　第5章(1)2)ix)	「守秘義務を結んだ上での調整（コンソーシアム又はSPCの組成、協力企業との調整等）は意図的な開示には含まない。」とあるが、開示情報に係る相手先と守秘義務を結んでいれば、洋上風力発電に関する他社（協力会社を含む）との協力協定・協業協定のプレスリリースは本規定に抵触しないという理解でいいか。公募参加者による意図的な公募参加情報の流布による世論形成や談合防止、第三者委員会の匿名性評価の阻害など、公募の公平性・公正性に与える影響を鑑み、事業者による意図的な情報開示や守秘義務徹底の不足による報道など、明らかに事業者の責によるものでない限り「意図的な開示」とはみなされないという理解でいいか。	本規定は、公募参加者による意図的な公募参加情報の流布による世論形成や談合防止、第三者委員会の匿名性評価の阻害など、公募の公平性、公正性に与える影響を鑑みて設けています。事業者による意図的な情報開示や守秘義務徹底の不足による報道など、明らかに事業者の責によるものでない限り、本規定の趣旨の「意図的に開示」とは見なしません。 なお、開示情報に係る相手先と守秘義務を締結していた場合においても、公募への参加意思を直接的に表明する内容又は公募占用計画を提出したなど公募参加の事実を公に公表する内容のプレスリリースは認められません。
977	公募占用指針案	公募占用指針　第5章(3)	「恣意的に供給価格を低く設定して複数の応募を行うこと等による公募の不正操作や適正な価格競争を防ぎ、適正な公募の実施を担保するため、入札参加者に対する保証金の提供を求める。」とあるが、FIP制度下では、目的が異なるのではないか。	ご指摘の趣旨が分かりかねますが、第１次保証金の目的は、公募における不正行為を抑制することです。
978	公募占用指針案	公募占用指針　第5章(3)1)	「当該系統工事の実施の為の保証金等」とは具体的に何を指すのか。一般送配電事業者に差し出す保証金額及び承継時以降に支払った税込金額という理解でいいか。	ご理解のとおりです。

979	公募占用指針案	公募占用指針　第5章(3)3)	「その他当事者のコントロールまたは回避が可能ではない事象」とは気象・海象条件による遅延も含まれるという理解でいいか。	119番の回答をご覧ください。「気象・海象条件による遅延」の内容が分かりかねますが、激甚災害は没収免除要件に該当する可能性があります。
980	公募占用指針案	公募占用指針　第5章(3)4)ii)	「没収事由7については、以下の①、②の要件のいずれかを満たすもの又は③、4の要件をどちらも満たすものとする」とあるが、下線部の「又は」は、「及び」の間違いではないか。	没収事由７の規定は原文どおりの意味です。
981	公募占用指針案	公募占用指針　第5章(3)4)ii)	直接かつ物理的な損害が生じていること、に限定されているが、感染症等は「物理的な損害」が発生しているとはいいがたい一方、事業遂行に大きな影響を与える。直接的な損害として、「物理的な」という限定を削除いただきたい。	御指摘の第5章(3) 4) ii) ②は、「激甚災害又は戦争等の武力行使」に係る取扱いについて記載したものです。
982	公募占用指針案	公募占用指針　第5章(3)4)ii)	適用される法制度及び基準の変更についても、没収免除規定に加えていただきたい。本事業では、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律などの法律に加え、洋上風力発電設備に関する技術基準の統一的解説などの基準に沿って事業が行うことが必要となる。これらの変更については、事業者がコントロールできないものであるため、落札後に生じたこれら法律、規則の変更で運転開始日に影響あったものは、運転開始予定日の変更を認めていただき、保証金の没収免除事項として整理いただきたい。	119番の回答をご覧ください。

983	公募占用指針案	公募占用指針　第6章(2)3)iii)	公募段階における構造解析は静的解析までで良いとあるが、これらは風、波、地震全てに適用されるという理解でいいか。	ご理解のとおりです。
984	公募占用指針案	公募占用指針　第6章(2)3)vii)	供給価格に基づいた収支計画を作成することとなっているが、コーポレートPPA等を締結した場合、どのように記載するべきか。	売電方法として、例えば、「〇〇企業と●年間△円で売電するコーポレートPPAを締結」といった形で記載ください。なお、評価方法については、91番の回答をご覧ください。
985	公募占用指針案	公募占用指針　第7章(3)3)	選定結果公表時の公表内容において、サプライチェーン形成計画の概要が公表されているが、どの程度の内容になるか確認させていただきたい。特にWTGサプライヤーの内部部品については、サプライヤーの秘密情報に当たる可能性がり、詳細な開示は難しいことが想定されるため。	711番の回答をご覧ください。
986	公募占用指針案	公募占用指針　第8章(3))	迅速性評価における「運転開始時期」の定義をご教示願いたい。公募占用計画に記載した風車の最終基の自主保安検査終了を意図しているか。	16番の回答をご覧ください。

987	公募占用指針案	公募占用指針　第8章(3)ii)最低限必要なレベル③	「（コンソーシアムやSPC構成員の）親会社や子会社等の実績である場合は、・・・実績を持つ者が事業体制に組み込まれているなど、・・・実績を活用できることが示されていること」とあるが、例えばSPC構成員は中間持株会社となるものの、実際の事業運営（意思決定、実務遂行）は、豊富な実績を有する親会社が担う場合は、当該親会社とSPC構成員は同等とみなし、親会社に属する社員を個人名ベースでの事業実施体制への組込むことまでは不要との理解でいいか。 様々な背景により、各企業集団においては、一般的に最終親会社（豊富な従業員、資金力、ノウハウの蓄積等を保有）から本事業のようなSPCへの投資経路の途中に中間持株会社を介在させることが一般的にあることから、SPC構成員（＝SPCの直接株主）とその親会社を、単に直接株主か間接株主かという外形的な理由で別の取り扱いをするのではなく、事業体制における立ち位置や関与度合いで総合的に判断していただきたい。30年間にわたる本事業において公募図書に個体名を特定して記載することも困難である。	SPCの構成員が中間持ち株会社である場合は、事業実施実態を考慮して、中間持ち株会社ではなくその親会社を評価いたします。事業実施体制について、個人単位のレベルでの体制までのコミットは必須ではありません。
988	公募占用指針案	公募占用指針　第8章(3)iii)良好	資金収支計画の適切性を検討・評価する主体として財務のほかにテクニカルアドバイザーが含まれているが、コスト部分の内容を確認するということか。応札段階でコスト面の適切性を確認することは難しく、テクニカルアドバイザーが資金・収支計画を確認することは通常考えられないため、確認させていただきたい。なお、様式集3-1-6　別紙3の1.資金計画（2）においては、ファイナンシャルアドバイザー等の第三者機関による資金・収支計画の適切性の検討・評価となっており、平仄がとられていないように見えるため、様式集の表現に平仄をあわせていただければと考える。	365番の回答をご覧ください。
989	公募占用指針案	公募占用指針　第8章(3)iii)良好	資金収支計画の適切性を検討・評価する主体として財務の他にテクニカルアドバイザーが含まれているが、応札段階の資金収支面の適切性の評価は、財務もしくはテクニカルアドバイザーのどちらか一方が行うことで評価対象となり得るか。	なり得ます。実績のある適切な専門家による報告書等をお示しください。 例としては、365番の回答もご参考にしてください。
990	公募占用指針案	公募占用指針　第8章(3)iii)	評価に与える影響度が大きいため、公募の公平性・公正性の観点から評価の考え方におけるLLCRに係る元利金支払前キャッシュフローの現在価値算出時に用いる割引率を「借入金の金利」や「フィーなどの支払いを含む借入金の金利」などと定義して頂きたい。この定義は借入先との融資契約におけるLLCRの定義とは異なると理解している。 LLCRの計算方法に知見がない事業者は元利金支払前キャッシュフローを大きく見せるため、低い割引率を故意に使用する可能性があり、公募の公平性・公正性の観点から評価における割引率の定義づけをお願いしたい。	839番の回答をご覧ください。

991	公募占用指針案	公募占用指針　第8章(3))iii)	「優れている」及び「良好」の評価の考え方において、LLCRが1.0以上であるという記載がある。外部からの資金調達を計画せず、株主からの資本金・株主ローン等で全て賄う計画の場合はこれらを充足することができない為、「最低限必要なレベル」と判断されうるという理解でいいか。	洋上風力発電事業のような大規模プロジェクトを外部からの資金調達なしに実施することは想定していません。仮に、そのような計画が提案された場合は、実現性評価の観点から適切に評価します。
992	公募占用指針案	公募占用指針　第8章(3)iii)ミドルランナー	「運転開始までの事業計画」のミドルランナー要件の⑤「工事開始前までにISO45001や建設業労働安全衛生マネジメントシステム～を取得することが予定されているもの」とあるが、工事を実際に行うのは協力企業である施工会社等である。当該認定は評価対象である施工会社等が取得していれば問題ないか。 「SPC」なのか「コンソ参加企業のいずれか」なのか、「その他」なのかを明示していただきたい。	90番の回答をご覧ください。
993	公募占用指針案	公募占用指針　第8章(3)iv)　ミドルランナー	「倒産リスクを回避した撤去費用の確保の具体的提示」が要件となっているが、公募占用指針にてすでに差入が義務付けられている撤去費用相当額のLCではこれに不足する理由・ご懸念点をご教示いただきたい。	撤去費用相当額の金融機関保証状（デコミッショニングLCに限らず、保証状の形式でも可）を差し入れる計画かどうか、保証金額の水準の確からしさの確認が必要と考えています。
994	公募占用指針案	公募占用指針　第８章(4)	(4)評価に関する補足事項 1)事業実施の実績の評価に関する補足事項　ⅰ)評価の対象となる実績に「①風車の設置、②海洋土木工事、③風力発電事業の運営（維持管理を含む。）に係る実績がある場合を評価する。」とあるため、陸上に設置する変電施設や送電線に関する実績は評価対象外と考えている。疑義が生じないよう、本公募占用指針に次のことの明記をお願いしたい。 ・ 陸上に設置する変電施設や送電線に関する実績は評価対象外とする	陸上風力の実績を記載することも可能であり、適切な実績であれば「事業実施体制・事業実施実績」の項目で評価します。

995	公募占用指針案	公募占用指針　第9章(4)1)	単一海域に複数の系統提供事業者が存在する場合、どの系統提供事業者の系統容量を承継するかは落札者が選択できるとの理解でいいか。また、落札者が希望すれば複数の系統提供事業者から系統容量を承継してもいいか。	複数の系統提供事業者が存在する場合、選定事業者は承継する系統を選択することが可能です。 また、承継する系統は１つに限らず、複数選択することも可能です。
996	公募占用指針案	公募占用指針　第9章(4)1)	「既払の工事費負担金等」には、系統提供事業者が支払った消費税は含まれないことを明確にしていただきたい。系統提供事業者が意図せず消費税相当額を過大に受領する、または、落札者が結果的に消費税相当額を二重払いすることにならないようにご配慮いただきたいとの趣旨である。	「既払の工事費負担金等」には消費税も含まれます。ご趣旨が分かりかねますが、工事費負担金の総額には変更ないので二重払いには当たらないかと考えます。
997	公募占用指針案	公募占用指針　第9章(4)1)	②の諸経費上限であるが、仮に系統接続契約が複数に分かれている場合、750万円との上限は、契約一本毎に適用されるのか、それとも系統提供事業者一社あたりの上限か。	系統契約毎の上限です。
998	公募占用指針案	公募占用指針　第9章(5)3)	①「工事の着工又は完了の予定年月日」の工事とは試運転を含めない建設工事のみを意図しているという理解でいいか。 ②運転開始までの工事を意図している場合、当該区域の迅速性評価の評価基準に照らして、迅速性の評価点が下がってしまう日までに運転開始しなかったとしても軽微な変更として工事完了予定日を3か月変更することも許される場合が存在するのか。	①ご理解のとおりです。 ②審査及び評価の結果が下がる方向での変更は軽微な変更には当たりません。

999	公募占用指針案	公募占用指針　別添１	新潟県村上市及び胎内市沖に係る海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域の洋上風力発電設備等を設置しない海域について、おおむね水深20m以浅が青文字と青線の等深線で示されている。本件は、別添2-3の協議会意見とりまとめ後に『協議会意見とりまとめにおける「おおむね水深20m 以浅の範囲で別途設定する海域」の設定について』が協議会事務局より出され、「海岸線から2ｋｍラインより陸側の海域」に見直しされたと認識している。そのため、洋上風力発電設備等を設置しない海域の青文字・青線を見直した方が解り易いと考える。	228番の回答をご覧ください。
1000	公募占用指針案	公募占用指針　別添１	発電設備等の設置に制約が生じる範囲について、制約の理由となる事項が将来的に解消された際の取り扱いを確認したい。	法定協議会における同意、公募占用計画の変更の認定を前提として、事業内容の一部変更が認められます。
1001	公募占用指針案	公募占用指針　別添2－2	船川港港湾ビジョンにも記載のとおり、船川港を建設補完港とした施工計画を立てた場合、仮に船川港の整備が遅延したことにより運転開始が遅延した場合は、事業者起因ではない遅延の為、迅速性のペナルティの対象外という理解でいいか。	本公募占用指針で定める没収事由及び没収免除要件に照らして個別事案ごとに判断すべきものと考えます。 119番の回答もご参照ください。
1002	記載要領及び様式集案	【様式3-1-3】事業実現性に係る各評価の考え方への対応	関係行政機関の長等との調整能力(別紙13)、周辺航路・漁業等との協調・共生(別紙14)、地域経済波及効果(別紙15)の、各評価区分の①「関係と道具県知事から、合理的な理由とともに～意見があったもの。」とあるが、「評価の考え方を満たしているとする根拠」の事業者側としての記載は不要ではないか。	ご指摘及び都道府県知事評価基準を踏まえ、様式集を修正します。

1003	記載要領及び様式集案	【様式3-1-5】別紙2：各企業の役割に応じた実績	公募占用計画提出段階で「完成」している実績と記載されているが、商務関連やO&M部分は何をもって完成と定義されるのか。	O&M部分の実績については、当然ながら発電設備が運転開始した後の運営・維持管理に関しての実績になりますので、適切と考える実績を記載ください。
1004	記載要領及び様式集案	【様式3-1-6】別紙3：事業の資金計画・収支計画	出資者（パートナー）の選定理由は各社機密情報であり、開示できない場合は記載しなくてよいか。その場合、評価点に影響を与えないことを確認してほしい。	自己資本による資本調達について、出資者毎の出資比率の記載ができない場合は記載は不要です。いずれにせよ、資本金額の調達の確からしさ、実現可能性についてしっかり御説明を記載ください。
1005	記載要領及び様式集案	【様式3-1-7】別紙4：占用の区域及び配置計画	①「年間発電電力量の最大化を実現する配置となるように検討されていることを示すため、第三者機関等による適切な発電量予測が行われている」とは、事業者により検討した発電量最大化の検討結果に関し、第三者機関等によるレビューを受けることが必須という意味か。 ②年間発電電力量の最大化を第三者機関等へ委託する場合、委託先第三者機関により評価に差が生じうるのか。	発電量予測について第三者機関に依頼せずとも、社内に独立した評価体制を構築し、風車レイアウト等について適切に評価が実施出来る場合には、第三者機関への依頼は必ずしも必要ではありません。 発電量予測を適切に行える第三者機関であれば、起用先の違いによる評価の差異はありません。
1006	記載要領及び様式集案	【様式3-1-7】別紙4：占用の区域及び配置計画	「年間発電電力量の最大化を実現する配置となるように検討されていることを示すため、第三者機関等による適切な発電量予測が行われている」の第三者機関「等」とは、どういった機関を意図しているのか。	発電量予測について第三者機関に依頼せずとも、社内に独立した評価体制を構築し、風車レイアウト等について適切に評価が実施出来る場合には、第三者機関への依頼は必ずしも必要ではありません。

1007	記載要領及び様式集案	【様式3-1-8】別紙5：運転開始までのスケジュール	「※出力等の変更の検討に当たって、一般送配電事業者に対して接続検討申込みを行った場合、当該申込みに対する回答書等の検討結果を示したものを添付すること。」とあるが、事業者の検討資料を添付すれば良く、一般送配電事業者の回答書自体を添付する必要はないと理解する。疑義が生じないよう、本記載要領及び様式集に次のことの明記いただきたい。 ※ 一般送配電事業者の回答書自体を添付する必要はない	21番の回答のとおり、別紙８にて陸上設備の工事工程を記載いただくので、一般送配電事業者の回答書を添付資料として提出ください（別紙８の説明内容に対応する必要箇所のみの抜粋も可）。
1008	記載要領及び様式集案	【様式3-1-8】別紙5：運転開始までのスケジュール	上記意見に対して、一般送配電事業者から回答を得ている証拠として一般送配電事業者の回答書を添付しなければならない場合、添付すべき回答書の箇所を具体的にお示しいただきたい。	1007番の回答をご覧ください。
1009	記載要領及び様式集案	【様式3-1-9】別紙6:海洋再生可能エネルギー発電設備の構造	「※標準的な平面図、立面図、海底部の基礎構造を含む断面図、諸元、数量を記載すること。」とあるが、令和3年12月10日付けのパブコメNo.507,508,513の回答から、陸上に設置する変電施設や送電線は記載対象外と考えている。疑義が生じないよう、本記載要領及び様式集に次のことの明記いただきたい。 ※ 送変電システムに陸上の変電設備・送電線等は記載不要。	21番の回答をご覧ください。
1010	記載要領及び様式集案	【様式3-1-9】別紙6:海洋再生可能エネルギー発電設備の構造	その他の主要機器とは具体的に何を示しているのか？事例での良いので提示いただきたい。	250番の回答をご覧ください。

1011	記載要領及び様式集案	【様式3-1-10】別紙7：施工計画	「1. 施工計画・工事実施の方法」の内、「主要資材」の対象範囲を明確にしていただきたい（参照すべき資料や例の提示をお願いしたい）。	第１章（２）で定義する海洋再生可能エネルギー発電設備を構成する主要な資材（例. 風車基礎部材、タワー、ナセル、ブレード、海底ケーブル、陸上ケーブル、変電設備等）を記載してください。
1012	記載要領及び様式集案	【様式 3-1-10】別紙7：施工計画	主要資材について、建設実施する為の工事機材の記載は不要で、資材の記載のみでいいか。	建設機械（例. 陸上クレーン、多軸台車等）は「主要船舶機械」に記載してください。
1013	記載要領及び様式集案	【様式3-1-13】別紙10：運転及び維持管理計画	2 (2) ⑤「その他」とは具体的にどのような機器が対象となるか。事例等を提示いただきたい。	例えば、陸上設備（事業者自らが維持・運用する陸上の変電施設、送電線、通信ケーブル等）が該当します。21番の回答も参考にしてください。
1014	記載要領及び様式集案	【様式3-1-13】別紙10：運転及び維持管理計画	2.保守点検及び維持管理の方法等 (2)保守点検及び維持管理の方法 ③ケーブルの項目につき、海底ケーブルだけではなく陸上ケーブルおよび通信ケーブルも記載の対象という理解でいいか。	21番の回答をご覧ください。

1015	記載要領及び様式集案	【様式3-1-13】別紙10：運転及び維持管理計画	2.保守点検及び維持管理の方法等 (2)保守点検及び維持管理の方法 ④変電設備の項目につき、陸上の変電設備は記載の対象か（様式3-1-9では、「陸上の変電設備・送電線等は記載不要」との記載があったが、本様式には同様の記載がないため）。	21番の回答をご覧ください。
1016	記載要領及び様式集案	【様式3-1-14】別紙11：海洋再生可能エネルギー 発電設備の撤去の方法	①「※撤去方法の詳細についての記載は任意とする。（提案時点で決まっていることがあれば、その内容を記載すること。）」とあるが、「撤去方法の詳細」については、現状想定可能な撤去方法でしかなく、現段階で将来の詳細な撤去方法が具体的に決まっていない場合は記載をしないことで、評価に影響はないという理解でいいか。 ②詳細を記載しない場合、撤去方法の選択肢（①全て撤去②一部残置または海洋に捨てる）のみの記載でよいということか。	ご理解のとおりです。
1017	記載要領及び様式集案	【様式3-1-14】別紙11：海洋再生可能エネルギー 発電設備の撤去の方法	「※海洋再生可能エネルギー発電設備の撤去の方法について、 独自にリスクの特定・分析を行っている場合は、「具体的に想定するリスクシナリオ」、 「未然防止策」、「リスク発現時の対策」の 3 点を記載すること 。」とあるが、撤去の詳細は任意であり撤去費用の金額および算出根拠は、「「海洋における施工費」の内訳を記載した上で70%を乗じて算出した」値となっていることから、ここで記載を求められているリスクについては「撤去費用の確保方法」についてのリスクであって、これは公募占用指針（案）の「（３）評価の配点及び採点方法」の、「ⅳ）運転開始以降の事業計画」におけるミドルランナー評価である「②撤去費用について 倒産リスクを回避した確保方法が根拠をもって具体的に示されているもの」の評価のためと考えていいか。	別紙11で記載いただく独自のリスクの特定・分析は、「ⅳ）運転開始以降の事業計画」における「優れている」の「公募占用指針で示すリスクシナリオ以外に独自に行ったリスクの特定・分析が適切になされ、その対応が特に優れていると評価されるもの。」に該当するかを評価することになります。
1018	記載要領及び様式集案	【様式3-1-14】別紙11：海洋再生可能エネルギー発電設備の撤去の方法	3. 「その他撤去に関する事項」について、「協議会意見とりまとめのうち、『事業終了時の設備等の扱いに係る留意点』を考慮した事項」とあるが、協議会意見とりまとめに該当の留意点の記載が存在しない海域がある。最終版の公募占用指針には該当の留意点が記載される予定なのか、もしくは当該海域については様式3-1-14の3の記載が不要か、方針を明確にしていただきたい。	様式別紙11を修正します。

1019	記載要領及び様式集案	【様式3-2-8】宣誓書	「当社は、下記に掲げる本公募占用指針（別添4公募参加資格3((3)イ、ウ、オを除く)に該当せず、事業者選定後も、公募占用計画の認定の有効期間中にわたっても該当することはないことを誓約します。また、下記⑶カの事項に関し、当方の個人情報を警察に提供することについて同意します。加えて、協力企業がある場合、協力企業についても下記に掲げる本公募占用指針(別添4)公募参加資格3(⑶ イ、ウ、オを除く。）に該当することがないよう、適切に管理することを誓約します。」とあるが、「別添4公募参加資格3((3)イ、ウ、オ」については公募占用計画提出日から事業者選定の通知日までの間、遵守の対象とはならないという理解でいいか。	違います。公募占用指針第5章（１）２）ⅳ）において、「本公募占用指針（別添４）公募参加資格３に掲げる事項については、公募占と用計画を提出した日から事業者選定の通知がされる日までの期間、遵守すること。なお、選定事業者においては、同公募参加資格３のうち⑶イ、ウ、オを除く事項について、選定後、公募占用計画の認定の有効期間中にわたってこれを継続すること。」と明記しています。
1020	記載要領及び様式集案	【様式3-2-8】 宣誓書	①「他の公募参加者との間で情報遮断を行う体制が適切に構築されていることが分かる証憑書類（情報管理に係る社内規定等）」について、社内共通の一般的な社内規定等ではなく、例えば個々の応札における情報遮断を行う体制について社内のコンプライアンス部門と整理した社内文書（決裁書等）を証憑書類として提出することでも充足するか。 ②コンソーシアム又はSPCの構成員全てに適用がある証憑書類が求められているわけではなく、各々の構成員が自社の証憑書類を提出すればいいか。	①充足します。捺印をお願いします。 ②ご理解のとおりです。
1021	記載要領及び様式集案	【様式3-2-8】 宣誓書	「他の公募参加者」とは、同一海域における他の公募参加者との意図との理解でいいか。	今回の公募から落札制限の導入されたため、同一海域のみではなく、今回の公募対象となる他のすべての海域も含みます。
1022	公募占用指針案	公募占用指針（案）第2章（５）4) iii)	撤去費用を担保するための保証状は、デコミッショニングLC （信用状）に限定されず、金融機関が発行するデコミッショニングLCなど複数機関の保証状の提出も受け入れられることが可能であるか。	ご理解のとおりです。

1023	公募占用指針案	公募占用指針（案）第2章（５）4) iii)	デコミッショニングLCの文案について、公開していただけるか。	フォーマットは指定しませんが、撤去費用が適切に確保されていることが確認できるよう、保証期間や保証金の金額は明記ください。
1024	公募占用指針案	公募占用指針（案）第3章（１）	促進区域と一体的に利用できる港湾以外でも建設基地港として使用することは可能でしょうか。	（別添３）６．をご覧ください。
1025	公募占用指針案	公募占用指針（案）第6章（2）3) xii)	修正文案／収支計画の検討には、発電側課金の負担の予測が欠かせないが、P40では、「現在審議会において検討されている制度など、公募開始時点において制度詳細が未確定なものについては収支計画には含めないこと」とあります。この記述は、2024年に導入されるとされる発電側課金については、一切検討しなくてよいという理解でよろしいでしょうか。また、仮に発電側課金が導入された場合をリスクとして想定する場合、kW課金かkWh課金かによってもリスクの見積もりは大きく異なると認識しております。発電側課金について、制度の予見性を高めるため何らかの情報を提供いただけますでしょうか。	77番の回答をご覧ください。
1026	公募占用指針案	公募占用指針（案）第8章（３）ｉ）	現在、秋田は6月、長崎は8月が運転開始の目標月となっている。しかしこれらの月は建設や試運転に適した夏場であることを踏まえると、運転開始をこのような月に設定するのは難しい。運転開始時期は11月から3月までの冬場に設定するのが現実的であると思料。ついては、1年のうちどの時期に運開時期を設定するかについて再考していただきたくお願いしたい。	566番の回答をご覧ください。

1027	公募占用指針案	公募占用指針（案）第8章（３）ｉ）	潟上沖と八峰能代沖の運開時期を2027年6月だとすると、EIAと工事計画の認可が最速で確定した直後となる。経済産業省はEIAプロセスが迅速化することを想定しているのか？同省が提案する運開日がEIAプロセスと整合するという想定にいたった根拠は何か？	今回の公募における環境影響評価プロセスの迅速化のための措置は特段想定していませんが、セントラル方式の実施に向けて環境影響評価プロセスの迅速化のための取組は進めてまいります。
1028	公募占用指針案	公募占用指針（案）第8章（３）ii）	事業実施体制・事業実施実績の「最低限必要なレベル」の評価の考え方において、「①応募企業、コンソーシアム、SPC構成員及びそれらの協力企業について、風車の設置や海洋土木工事、発電事業の運営等の役割分担について具体的に記載されているもの。さらに、役割の主たる者が明確なもの。」とあり、【様式3-1-4】別紙１の１．事業の実施体制（１）事業実施体制の概要の表に、役割分担を整理することとなっている。 事業実施体制の概要の表に「役割の主たる者」を記載するという理解でよいか。逆に当該表には「役割の主たる者」以外の者は記載すべきでないと理解してよいか。	ご理解のとおりです。
1029	公募占用指針案	公募占用指針（案）第8章（３）ii）	事業実施体制・事業実施実績の「最低限必要なレベル」の評価の考え方において、「①応募企業、コンソーシアム、SPC構成員及びそれらの協力企業について、風車の設置や海洋土木工事、発電事業の運営等の役割分担について具体的に記載されているもの。さらに、役割の主たる者が明確なもの。」とあり、【様式3-1-4】別紙１の１．事業の実施体制（１）事業実施体制の概要の表に、役割分担を整理することとなっている。 EPC等における役割分担に関して、「発電設備の設置」については、「風車の設置・据付工事」を担う事業者のみを記載すべきか。あるいは、風車の製造、基礎の製造も「発電設備の設置」の役割に含まれ、風車OEM、基礎OEMもそれぞれ役割分担を整理して記載すべきか。あるいは、基礎製造に関しては、「海洋土木工事」に含めるべきか。	EPC等における役割分担に関して、「発電設備の設置」に関する実績については、風車の製造の実績ではなく、風車の設置・据付工事に関する実績を記載ください。
1030	公募占用指針案	公募占用指針（案）第8章（３）ii）	事業実施体制・事業実施実績の「最低限必要なレベル」の評価の考え方において、「①応募企業、コンソーシアム、SPC構成員及びそれらの協力企業について、風車の設置や海洋土木工事、発電事業の運営等の役割分担について具体的に記載されているもの。さらに、役割の主たる者が明確なもの。」とあり、【様式3-1-4】別紙１の１．事業の実施体制（１）事業実施体制の概要の表に、役割分担を整理することとなっている。 海洋土木工事に関して、基礎工事とケーブル工事の担う事業者が別々の場合、それぞれの役割ごとに「役割の主たる者」を記載して問題ないか。	問題ございません。各事業者がどの役割の主たる者なのかが明確に分かるように記載ください。

1031	公募占用指針案	公募占用指針（案）第8章（３）ii）	事業実施体制・事業実施実績の「最低限必要なレベル」の評価の考え方において、「①応募企業、コンソーシアム、SPC構成員及びそれらの協力企業について、風車の設置や海洋土木工事、発電事業の運営等の役割分担について具体的に記載されているもの。さらに、役割の主たる者が明確なもの。」とあり、【様式3-1-4】別紙１の１．事業の実施体制（１）事業実施体制の概要の表に、役割分担を整理することとなっている。 「役割の主たる者」について基礎工事やケーブル工事など役割を細分化して複数者記載し、それに応じたそれぞれの実績を示した場合、それぞれの実績が評価されるのか、あるいは同じ役割を担う者として実績の評価の低い方が評価対象となるのか。	役割を細分化し、それぞれの役割の主たる者を整理記載いただいて構いません。なお、当該項目は実績の評価はその役割の主たる者に適切な実績があるかどうかのみであり、実績の内容の優劣は評価いたしません。
1032	公募占用指針案	公募占用指針（案）第8章(3) iii）	評価項目に「リスクの特定が適切になされその対応が特に優れていると評価されるもの」とあるが、特定されたリスクシナリオの内容、数、未然防止策、又はリスク発現時の対応のどこが評価されるのか具体的に示していただきたい。	「リスクの特定・分析」については、特定したリスクの数の多寡で評価を行うものではございません。影響度及び発生頻度の観点から重要と考えられるリスクを特定し、各リスクに対する「未然防止策」及び「発現時の対策」を具体的に記載ください。評価区分のうち「優れている」を満たす計画に関して他の計画の内容と比較考量し第三者委員会の意見も踏まえて評価いたします。
1033	公募占用指針案	公募占用指針（案）第8章　(3) iii）	資金・収支計画のリスクとして、オフテイカーの契約不履行のリスクについての言及があるが評価方法について不明確である。FIP制度下での相対取引の実現性の評価について、オフテイカーとのコミットメントの取得はどの程度まで必要とされるのかお示しいただきたい。	91番の回答をご覧ください。
1034	公募占用指針案	公募占用指針（案）第8章　(3) iii）	相対取引の電力価格の水準やその妥当性をどのような形で事業計画の中で示すべきか。PPAを活用した事業計画の評価基準を具体的にお示しいただきたい。	91番の回答をご覧ください。

1035	公募占用指針案	公募占用指針（案）第8章（3）ｖ）	ミドルランナーの評価の考え①で、「ハード（設備・部品調達等）に係るサプライチェーンについて、洋上風力発電設備のうち、故障率が高い部品かつ故障したときに調達リードタイムがかかる部品を特定 した上で、（ｉ）国内製造・調達による代替品の確保に向けた具体的な検討、（ⅱ）サプライチェーンの複線化、（ⅲ）調達期間の短納期化 等、電力安定供給のための故障時の早期復旧対策について具体的な検討がなされている。」とあるが、上記の３つの条件すべてについて、具体的な検討が行われていなければミドルランナーにならないのか。具体的に、国内製造・調達の検討が行われていなくても、他の２つについて具体的な検討が行われていれば、ミドルランナーの要件はクリアし、さらに独自のリスク分析が行われていれば、さらに上の「優れている」の評価を得ることは可能なのか。または、国内製造・調達の検討を行ったが、海外調達の方がサプライチェーンの安定性の面から優れていると判断した場合はどうなのか。	347番の回答をご覧ください。
1036	公募占用指針案	公募占用指針（案）第8章（4）２）i）	ハードにかかるサプライチェーンの範囲として「風車基礎」が含まれているが、一方で、「建設工事の施工や陸上送変電設備に関するサプライチェーンは含まない」との記載があることから、「風車基礎」に関しては、建設時の基礎はサプライチェーンに含まず、あくまで運転開始後に補修・交換が想定される風車基礎の部品が対象となると理解してよろしいか。	「風車基礎」については国内サプライチェーン構築の観点から重要なので、評価対象です。評価の対象外なのは、建設工事の施工、です。
1037	公募占用指針案	公募占用指針（案）第8章（３）	ミドルランナーの評価として、資金・収支計画の評価項目の「良好」の基準を満たすもののうち、「財務やテクニカルアドバイザリー等の専門家により資金・収支計画の適切性を検討・評価しているもの。」とあるが、財務とテクニカルアドバイザー両者からの検討・評価があることが望ましいのか。	必ずしも両者である必要はなく、実績のある適切な専門家の検討結果が分かる資料を提出ください。例としては、365番の回答もご参考にしてください。
1038	記載要領及び様式集案	記載要領及び様式集（案）様式3-1-3運転開始までの事業計画（別紙4~8関係） 評価の考え方への対応	SPCのリスク管理体制について、 「※SPCのリスク管理体制を記載すること。」とあるが、各社の役割表では不十分なのでしょうか。他にどのような情報が必要なのか具体的に示していただきたい。	SPCの経営体制の中で、長期的、安定的かつ効率的な発電事業を実施するためのリスク管理体制が構築できていると説明するために必要な内容を考えて記載ください。 他に記載する「各社の役割表」を当該か所にも再掲する必要があると考えるのであれば、記載内容を参照するよう記載いただくことも可能です。

1039	記載要領及び様式集案	記載要領及び様式集（案）様式3-1-3 運転開始までの事業計画（別紙4~8関係） 評価の考え方への対応	ミドルランナーの要件として、「⑤ 工事開始前までにISO45001（労働安全衛生）や建設業労働安全衛生マネジメントシステム（COHSMS）又はこれらと同等の認定等を取得することが予定されているもの。」とあるが、これはSPCとしても認証取得なのか、契約する会社それぞれの認証取得が必要なのか。	90番の回答をご覧ください。
1040	記載要領及び様式集案	記載要領及び様式集（案）様式3-1-3 運転開始までの事業計画（別紙4~8関係） 評価の考え方への対応	ミドルランナーの要件として、「⑤ 工事開始前までにISO45001（労働安全衛生）や建設業労働安全衛生マネジメントシステム（COHSMS）又はこれらと同等の認定等を取得することが予定されているもの。」とあるが、認証取得の予定を確実に示すにはどのような証拠を示す必要があるのか具体的に示していただきたい。	取得を予定している認定等の種類、取得予定時期を記載してください。公募占用計画の提出時点において既に認定等を取得している必要は無く、既に認定等を取得しているか否かによって評価上の差はありません。
1041	記載要領及び様式集案	記載要領及び様式集（案）様式3-1-4 １（２）	事業実施体制の補足で示された協力企業の実績は評価されないとの理解だが、関心表明書を取り付けることによって事業実施体制の観点から評価につながるかお示しいただきたい。	12番の回答をご覧ください。関心表明をとりつけた企業をEPC等の役割を担う主たる事業者に位置づけた場合は、評価対象となります。
1042	記載要領及び様式集案	記載要領及び様式集（案）様式3-1-5 １（２）	①風力発電機の設置には、実績として風力発電機の供給も含まれるのか、それとも実際の設置工事に関するものだけなのか、具体的に示してほしい。	設置工事に関するもののみです。

1043	記載要領及び様式集案	記載要領及び様式集（案）様式3-1-5２（1）	②海洋土木工事には、実績として基礎の供給も含まれるのか、それとも実際の設置工事に関するものだけなのか、具体的に示してほしい。	設置工事に関する実績のみです。
1044	記載要領及び様式集案	記載要領及び様式集（案）様式3-1-5２（１）	②海洋土木工事には、海底送電ケーブルの供給と施工の実績も含むのか、それとも基礎構造物の設置工事に関するものだけなのか、具体的に示してほしい。	施工実績を評価します。必要に応じて役割を細分化し、基礎と海底送電線のそれぞれについて記載ください。また、12番の回答もご覧ください。
1045	記載要領及び様式集案	記載要領及び様式集（案）様式3-1-4（22）	事業実施体制の補足の記載について、フォーマットを示していただきたい。	様式自由ですので、必要な内容を具体的に記載ください。
1046	記載要領及び様式集案	記載要領及び様式集（案）様式3-1-5２（1）	EPC等に関わる事業者について、設計、製造、プロジェクト管理、施工、HSEなどに関わる主要人物の経歴者も含める必要があるのか。	12番の回答にあるとおり、実績は基本的には法人としての実績の評価になりますので、特定の個人の経歴等の記載は任意です。

1047	記載要領及び様式集案	記載要領及び様式集（案）別紙3-1-6３（１）①	文章内の「※風況における風量を根拠欄に明記すること」について、風量とは何を示しているのか。	661番の回答をご覧ください。
1048	記載要領及び様式集案	記載要領及び様式集（案）別紙3-1-6３（１）①	通常、P90はネット発電量のMWh単位で計算されるため、P90の風量（風速を意味していると推測）単の算出は行わない。P90の風速を計算して、その時の発電量を算出するというのは、業界のベストプラクティスではないと考える。最終的な発電量算出の精度にも影響するので、手法について改めて国内外での入札用の発電量推定に長ける海外コンサル等も交えて確認していただきたい。	661番の回答をご覧ください。
1049	記載要領及び様式集案	記載要領及び様式集（案）様式 3-1-7１（１）	建設時のSEP船のアンカー等が、占用区域（風車旋回半径やケーブルエリア）から出てしまう可能性がある場合は、そのアンカー分の占用面積も記載が必要か。	記載不要です。
1050	記載要領及び様式集案	記載要領及び様式集（案）様式 3-1-7１（１）	本項目に但し書きで記載されている以下の内容について、事業計画の評価基準と矛盾しているように見受けられる。どちらが正しいのか明確にしていただきたい。 但し書き：※上記の配置場所とする理由について、発電量や自然・社会的要因等を踏まえて記載すること。（→発電量や自然・社会的要因を踏まえる） 評価基準：iii）運転開始までの事業計画 ミドルランナー ①ウェイクの影響等を考慮し、超過確率P50（※）の年間発電電力量の最大化を実現する配置となるように検討されていることを示すため、第三者機関等による適切な発電量予測が行われているもの。（※50%の確率で達成可能と見込まれる数値。平年値相当。）（→発電量の最大化のみが求められている）	847番の回答をご覧ください。

1051	記載要領及び様式集案	記載要領及び様式集（案）様式3-1-7 1(1)(2)	「※公募占用指針に示された占用の区域以外の海域に海底送電線及び通信ケーブルの配置場所を記載する場合、当該配置が真に必要な理由を併せて記載すること。」とあるが、「真に必要」とは何を意味するのか、具体的に示していただきたい。	公募占用指針に示された占用の区域以外に配置することで先行利用者等へ支障が出る可能性があります。そのことを考慮しても配置が必要であるという理由です。 なお、配置については先行利用者等への支障が最小限となるようにしてください。
1052	記載要領及び様式集案	記載要領及び様式集（案）様式3-1-7 1(1)(2)	「※記載対象は公募 占用指針に示された占用の区域を原則とするが、再エネ海域利用法第 14 条第 2 項第 1号の占用の区域と異なる区域の指定を希望する場合にあっては、当該区域に係る数値を別途記載することも可。」とあるが、占用区域外にケーブル敷設が可能になる場合の要件を明確にしていただきたい。例えば、JAPEXパイプライン撤去に必要となる海域に沿ってケーブルを敷設することは可能なのか。	1051番の回答をご覧ください。
1053	記載要領及び様式集案	記載要領及び様式集（案）様式 3-1-7１（３）	欧米諸国での洋上風力入札においては、経験のある事業者は運転実績や研究開発に基づいて独自に詳細な発電量の計算を行うことが一般的である。本入札においてはこれは認められず、精度の良し悪し関係なく必ず第三者からの発電量レポート取得が必要になるということなのか。	885番の回答をご覧ください。
1054	記載要領及び様式集案	記載要領及び様式集（案）様式3-1-7２	修正文案/占用の区域及び配置計画のその他発電設備に関する事項として、「騒音や振動、電波障害等の社会制約要因について考慮した事項」を記載することになっているが、これらの事項について、どのような証拠を示す必要があるのか具体的に示していただきたい。	環境影響評価に関して環境省等が作成している資料等を参考に、適切な根拠をお示しください。 例えば、景観についてはフォトモンタージュ等が考えられます。

1055	記載要領及び様式集案	記載要領及び様式集（案）様式 3-1-13 1	メンテナンススコープ、頻度の事例として「洋上風力発電設備の維持管理に関する統一的解説参考資料 （令和２年３月版）表・参-6.1 洋上風力発電設備下部工の定期点検の考え方の例」があるが、今後METIより新たに推奨メンテナンススコープ、頻度などが発表される計画はあるかどうか、収支計画に関わるため伺いたい。一部サプライヤー様より、洋上風力発電所のメンテナンスガイドラインを作成しているという話を伺ったため確認させて頂きたい。	公募時点において制度詳細が未確定なものについては、公募の前提条件を揃える観点から事業計画に盛り込む必要はないです。それぞれの制度進捗に関しては担当部局に確認する、もしくは公募期間中の質問受付で質問ください。
1056	記載要領及び様式集案	記載要領及び様式集（案）様式3-1-16	関係行政機関の長等と調整した実績について、「過去の期間を限定するものではないが、公募に参加する事業体の実績としてふさわしいと考える実績を記載すること。」とあるが、評価する実績は、完成した事業のみが対象となるのか。完成していないが、建設中の国内の洋上風力事業での調整実績は評価の対象とならないのか。	292番の回答をご覧ください。
1057	記載要領及び様式集案	記載要領及び様式集（案）様式 3-2-4 関心表明書 （協力企業用 ）	協力企業の関心表明書には、ケーブル製造会社とケーブル敷設事業者は含まれるのか。	海洋土木工事の役割をケーブル敷設などに細分化する場合、実績の評価対象としたい協力企業からは関心表明書を提出してもらう必要がございます。
1058	記載要領及び様式集案	記載要領及び様式集（案）様式3-1-4 1. (1)	記載要領及び様式集（案）の第1章(2) 1) に「海洋再生可能エネルギー発電設備とは、洋上風車、洋上変電施設、観測塔のほか、洋上風力発電に係る海底送電線・通信ケーブル（陸上にある変電施設、送電線、通信ケーブル等を含め、事業者が維持し、及び運用するものに限る。）を含めるものとする。」とあるが、事業実施体制の概要の発電設備の設置項目は定義で示された構成要素の全てが該当するという理解で正しいか。	本件は「風車の設置」といたします。誤解無いように様式の記載を修正します。

1059	記載要領及び様式集案	記載要領及び様式集（案）別紙3-1-6 2. (2)	公募占用指針（案）第2章 (5) 4) iii) に「選定事業者は撤去方法及び撤去費用の詳細な検討を行い、経済産業省、国土交通省及び環境省に相談の上、建設工事着手日までに撤去費用の額を精査の上、原則として公募占用計画を変更すること」とあるが、入札前に詳細な検討を行った場合、この額、又は海洋における施工費の70%のどちらを事業費の算出で使うのが望ましいか示していただきたい。	755番の回答をご覧ください。
1060	公募占用指針案	公募占用指針（案）第8章 (3) iii)	運転開始までの事業計画の確実性の観点から、第三者テクニカルアドバイザーの報告書を含めることは評価されるか。	適切な第三者の専門家による確認結果があれば、より確実性の高い計画であると評価される可能性はございます。
1061	公募占用指針案	公募占用指針（案）第8章 (3) v) 電力安定供給	「主要なハード（洋上風車本体や風車基礎、海底ケーブル）に関する サプライチェーン形成計画（部品の調達先候補、予備品の保管場所）が具体的に示されているもの。」とあるが、ハードのサプライチェーンに関わる協力企業は関心表明書が必要であるかお示しいただきたい。	サプライヤーからの関心表明の提出がない提案を評価対象外とするものではありませんが、サプライヤーとの合意内容が明らかである方が、より内容が具体的であり確実性の高い提案として評価されうると考えます。
1062	公募占用指針案	公募占用指針（案）第8章 (3) v) 電力安定供給	ハードのサプライチェーンに関わる協力企業に風車基礎が示されているが、風車基礎のメンテナンスを実行する企業が評価の対象であるのか、基礎の製造も評価されるのかお示しいただきたい。	ご質問の趣旨が定かではございませんが、電力安定供給の観点から、国内製造・調達での代替可能性、サプライチェーンの多様化・複線化等は重要であるため、部品の製造を担うサプライヤーもサプライチェーンの重要な一要素として評価の対象となり得ます。

1063	公募占用指針案	公募占用指針（案）第8章（4）1）i）	協力企業の候補を複数示すことが可能な一方、協力企業も評価の対象になる為、候補は全て関心表明を取り付ける必要があるのかお示しいただきたい。	公募占用指針第5章（２）２）に記載のとおり、全ての協力企業候補から関心表明書を提出いただく必要があります。換言すると、実績評価の対象となる協力企業は、関心表明書の提出がある企業のみとなります。
1064	公募占用指針案	公募占用指針（案）第8章（3）viii）国内経済波及効果	日本の協力企業からは経済波及効果の観点から関心表明書を取り付ける必要がある。しかし、同じ実績評価の対象になる、国外の協力企業からも関心表明書を取り付けた場合、日本の協力企業の経済波及効果は評価されるのかお示しいただきたい。	国外の協力企業からの関心表明と日本の協力企業の経済波及効果の関係が不明確で質問の意図が分かりかねますが、国内経済波及効果の提案に関してその主体が国内企業なのか国外企業なのかは評価に関係ありません。
1065	公募占用指針案	公募占用指針（案）p.29 第５章（3）3） ii）第2次保証金及び第3次保証金の没収事由 没収事由７	・先行案件のパブリックコメント等においては、単一の接続点に対して複数の系統契約締結を行う場合、系統契約毎に運転開始予定日を設定することが可能との整理であったが、考え方に変更は無いとの理解で良いか。 ・その場合、「運転開始」とは「市場取引等により再生可能エネルギー電気の供給を開始する日」と定義されていることから、当該状態を満たせば、前述の複数の運転開始予定日の内最も早いものを持って「運転開始」と判断されるとの理解で良いか。それとも最も遅い運転開始予定日を持って「運転開始」と判断されるのか明記願いたい。 ・また、複数の系統契約締結を行う場合に限らず、発電所を電気的に複数構成とした場合においても、同様の考え方が適用されるとの理解で良いか。	16番の回答をご覧ください。
1066	公募占用指針案	公募占用指針（案）p.29-p.30 第５章（3）4） i）第2次保証金及び第3次保証金の没収免除の対象となる事由の範囲	・「その他当事者のコントロールができず回避が可能ではない事象」とは、どのような事象が想定され得るのか具体的に明示願いたい。例えば、一般送配電事業者事由による系統連系工事の遅延や、先行事業者事由による港湾の利用開始可能時期の遅延、標準処理期間を越えた行政手続きの遅延等も含まれるとの理解でよいか。	119番の回答をご覧ください。

1067	公募占用指針案	公募占用指針（案）p.38 第6章(2)3)iii)当該海洋再生可能エネルギー発電設備の構造（法第 14 条第 2 項第 5 号）【様式 3-1-2 3）3. 】及び別紙６【様式 3-1-9】	・「公募段階における構造解析は、静的解析までで良いこととし」とあるが、静的解析を行うことで、関連し得る評価項目（例えば「資金・収支計画」、「運転開始までの事業計画」、「運転開始以降の事業計画」など）における公募占用指針で示すリスクシナリオ及び独自のリスク特定・分析が適切になされた場合、各評価項目の評価の考え方である「その検討内容や対応が優れている」もしくは「特に優れている」といった評価に加味され得るとの理解で良いか。	ご理解のとおりです。
1068	公募占用指針案	公募占用指針（案）p.38 第6章(2)3)iii)当該海洋再生可能エネルギー発電設備の構造（法第 14 条第 2 項第 5 号）【様式 3-1-2 3）3. 】及び別紙６【様式 3-1-9】	・「既に動的解析を行っている場合は動的解析を公募占用計画に記載することも可能であるが、評価等で加点されるものでないことに留意すること」という点について、動的解析を行っている事実だけを持って評価の加点要素にはならないと認識している。一方で、動的解析を行うことで、関連し得る評価項目（例えば「資金・収支計画」、「運転開始までの事業計画」、「運転開始以降の事業計画」など）における公募占用指針で示すリスクシナリオ及び独自のリスク特定・分析が適切になされた場合、各評価項目の評価の考え方である「その検討内容や対応が優れている」もしくは「特に優れている」といった評価に加味され得るとの理解で良いか。	ご理解のとおりです。
1069	公募占用指針案	公募占用指針（案）p.39 第６章(2) 3) ix) 当該海洋再生可能エネルギー発電設備の設置及び維持管理に必要な人員及び物資の輸送に関し第１号に掲げる区域と一体的に利用する港湾に関する事項 （法第 14 条第 2 項第 11 号）【様式 3-1-2 3）9. 】	・「（別添３）に記載の「促進区域と一体的に利用できる港湾」における埠頭を活用する場合は、活用する港湾に応じて、下表に記載の行政機関に対して港湾施設の利用条件の確認、希望する利用スケジュール等の通知を行い 、利用可能であることを確認した結果を記載すること」とあるが、（別添３）では、当該行政機関への確認も実施した上で当該埠頭の諸元及び利用可能期間が提示されていると理解しており、前述の対応は不要とし、その旨を公募指針内にて明記願いたい。	「（別添３）に記載の「促進区域と一体的に利用できる港湾」における埠頭を活用する場合は、活用する港湾に応じて、下表に記載の行政機関に対して港湾施設の利用条件の確認、希望する利用スケジュール等の通知を行い、利用可能であることを確認した結果を記載すること」の対応は必須です。
1070	公募占用指針案	公募占用指針（案）p.39 第６章(2) 3) ix) 当該海洋再生可能エネルギー発電設備の設置及び維持管理に必要な人員及び物資の輸送に関し第１号に掲げる区域と一体的に利用する港湾に関する事項 （法第 14 条第 2 項第 11 号）【様式 3-1-2 3）9. 】	・前回の公募では「当該港湾が活用できることを証する資料 （対象施設及び活用を認める期間、その留意事項（同意の前提条件等）を記載した施設管理者の同意書及び公募参加者が地耐力等の構造上の利用可能性を検討した書類）」について、港湾管理者含めどのような書類を発行する必要があるか取決めができておらず、事業者ごとの個別の協議を要した。公募選定される前であり、港湾の利用について許認可等の申請や土地の契約ができない以上、同意書の発行者となる港湾管理者とも事前調整をしたうえで、当該書面のフォーマットをお示し願いたい。	様式の指定はございません。

1071	公募占用指針案	公募占用指針（案）p.43 第７章（3）2）選定及び学識経験者の意見の聴取	・「地域の代表としての都道府県知事の意見を参考聴取し」とあるが、知事が関係市町村及び漁業関係者の意見を聴取する際の、意見聴取の対象を具体的に例示願いたい。例えば、協議会構成員と同一、若しくは、協議会構成員の一部という理解でいいか。協議会構成員ではない者が意見聴取の対象となることはないと理解してよいか。	意見聴取については公募占用指針第7章（３）に記載しました。再度質問等がございましたら、必要に応じて、公募期間中の質問受付をご活用ください。
1072	公募占用指針案	公募占用指針（案）p.49-p.60 第８章（3）評価の配点及び採点方法	・各評価項目において「独自に行ったリスクの特定・分析が適切になされ、その対応が特に優れているもの」とあるが、特定のシナリオや対応策等の有無といった絶対評価で優劣を判断するのか、もしくは、あくまで対象海域内での相対評価に基づくのかご教示願いたい。	対象海域内の相対評価です。
1073	公募占用指針案	公募占用指針（案）p.50-p.51 第８章（３） ⅱ）事業実施体制・事業実施実績	・「秋田県能代市、三種町及び男鹿市沖」、「秋田県由利本荘市沖（北側・南側）」、「千葉県銚子市沖」の公募占用指針（案）への意見募集の結果No.490において、「事業実施企業等が実績対象項目にかかる業務につき先行経験を有する企業等から当該業務の知見・経験につき習熟した人員の採用、技術提供契約その他手段により、自らの組織内に当該人員を雇用等し、当該人員の知見・経験を組織内に移植した状態に至っている場合には、当該事業実施企業等については、実績対象項目に係る業務につき、評価対象として当該業務の実績を適切に有しているとの評価が行われるとの理解でよいか 。」に対し「親会社などの実績でも、人的体制や情報共有体制等により、自らの実績と同等といえる根拠があれば評価するとしており、御指摘の点も含まれうると考えます。(以下、割愛)」との回答がなされているが、今回の公募占用指針でもその整理は踏襲されている理解でよいか。	ご理解のとおりです。
1074	公募占用指針案	公募占用指針（案）p.50 第８章（3）ⅱ）事業実施体制・事業実施実績（トップランナー）	・事業者選定後から建設、運転開始まで約数年～十年を要すため、その期間に生じうる人材流動性等を考慮すると、現時点で示す「実務経験を有する人材の確保や適切配置」が維持できるとは限らない。 ・故に、現状の人材確保の状況に関わらず、将来的な人材確保や事業実施体制構築の実現性を示すことが重要であると認識しているが、その理解で相違ないか。	ご理解のとおりです。

1075	公募占用指針案	公募占用指針（案）p.50 第８章（3）ⅱ）事業実施体制・事業実施実績（トップランナー）	・事業実施体制・事業実施実績のトップランナーの評価の考え方に「当該洋上風力発電事業を確実・効率的に実施するために、実務経験を有する人材の確保や適切配置など、事業実施体制が具体的に示されているもの」とあるが、当該人材の「実務経験」については、実績の種類（着床式洋上風力、浮体式洋上風力、陸上風力、その他）のみをもって適切性を判断するのでは無く、経験年数や経験した役割等も含め、本公募事業に対する実務経験の適切性が総合的に評価されるとの理解で良いか。	ご理解のとおりです。
1076	公募占用指針案	公募占用指針（案）p.51-p.53 第８章（3）ⅲ）資金・収支計画	・FIP入札の評価方法として、「第80回 調達価格等算定委員会（2022年11月4日開催）」資料１内p.69にて、「公募要項の「資金・収支計画」の項目上で想定されるストレステスト（LLCRが1.0以上、事業終了年度までに累損解消ができる等）で基準価格を使用すること」が提案されていたが、今回の公募では当該評価方法にて評価は行わないとの理解で良いか。 ・FIPにおいて、基準価格（入札価格）はプレミアムを受けるための閾値という認識であり、仮に上記のような収支を判断する指標として用いるとすると、入札する金額の意味合いが大きく変わってしまうと思料する。	ご理解のとおりです。 相対取引を前提とする収支計画の実現性の評価方法については91番の回答をご覧ください。「最低限必要なレベル」の実現性が確認できない計画は失格となります。
1077	公募占用指針案	公募占用指針（案）p.51 第８章（3）ⅲ）資金・収支計画（トップランナー）	・トップランナー「コスト増や収入減少等のリスクにより適切な対応がとられており」とあるが、「優れている」の評価区分以上に具体的にどのようなことを求めているのか明確化していただきたい。　たとえば、公募占用指針の感度分析シナリオ上のリスクシナリオのLLCRの数値がより高いものが評価されるか、或いは、リスクシナリオ以上のリスクが顕在化した際にも事業継続性が担保されていることを疎明することに力点が置かれているのか、評価の考え方を示していただきたい。 ・また、定性的な財務上のContingency Plan（緊急時対応計画）として究極的にはスポンサーサポート等が措置されていることもトップランナーとして評価されうるのか。	218番の回答をご覧ください。
1078	公募占用指針案	公募占用指針（案）p.52 第８章（3）ⅲ）資金・収支計画（優れている）	・「優れている」の評価の考え方として、「プロジェクトファイナンスによる資金調達の場合、公募占用指針で示される感度分析シナリオを実施し、全てのケースにおいて調達先との検討結果として事業継続に支障がないことが確認できるもの」とあるが、公募段階において検討を担うのはFAとしての銀行であり、調達先すなわち資金提供主体としての銀行に検討を行ってもらうことは利益相反管理上困難なケースが多いと思料される。本趣旨を踏まえると、調達先との検討結果に加えて、「ミドルランナー」の評価の考え方と同様に「財務やテクニカルアドバイザリー等の専門家」という第三者からの検討・評価結果も本要件を満たす条件として見なされるとの理解で良いか。	481番の回答をご覧ください。

1079	公募占用指針案	公募占用指針（案）p.52 第８章（3）iii）資金・収支計画（ミドルランナー）	・「財務やテクニカルアドバイザリー等の専門家により資金・収支計画の適切性を検討・評価しているもの」とあるが、公募上の評価は、活用した専門家の過去の実績等に依拠するのではなく、今回の公募を対象として「資金・収支計画の適切性を検討・評価」した内容の確度や充実度等に基づいてのみ、判断されるとの理解で良いか。	実績と内容、の双方の観点から、第三者委員会の意見も踏まえ、評価します。
1080	公募占用指針案	公募占用指針（案）p.52 第８章（3）iii）資金・収支計画（ミドルランナー）	・「年間発電電力量の最大化を実現する配置となるように検討されていることを示すため、第三者機関等による適切な発電量予測が行われているもの」とあるが、風車配置は年間発電電力量の最大化のみならず、コストや運転性、地域との調整を考慮した上で総合的に検討されるものであるため、公募占用計画で提案するベストな風車配置として発電電力量が最大化されないケースも想定される。 ・そのような場合でも、トップランナーとしての評価基準は満たし得るとの理解で良いか。	ご理解のとおりです。
1081	公募占用指針案	公募占用指針（案）p.57-p.58 第８章（3）ｖ）関係行政機関の長等との調整能力	・当該評価基準の「トップランナー」及び「優れている」、「ミドルランナー」の「評価の考え方」の趣旨は、関係行政機関との調整能力の有無を判断するための方法として実績を確認するものと理解している。 具体的には、洋上風力発電事業の実施にあたり必要となる行政手続き（各種許認可の取得・港湾利用に係る契約締結・環境影響評価書の確定通知受領等）が対象であり、その実施（完了）実績の有無を確認することで、関係行政機関の長等との調整能力を測ることができると考えられる。 ・このような考えに立脚し、今回評価基準内に示されている、国内洋上・陸上の実績の中には、当該海域の公募開始以前の洋上風力事業の開発において、既に完了した行政手続きがある場合には、運転開始していなくても実績があるものと判断されるという理解でいいか。	292番の回答をご覧ください。
1082	公募占用指針案	公募占用指針（案）p.58 -p.59 第8章（３）v)、vi)、vii）注釈	・知事意見の評価基準の策定に係る裁量は関係都道府県知事にあると認識しているが、今回国が示した評価基準や要件とは異なる整理が行われ得るとの理解で良いか。 ・例えば「関係行政機関の長等との調整能力」において、公募実施海域の都道府県内の調整実績が優先（トップランナーとして評価）されたり、運転開始前の事業実績や当該海域における公募開始前までに完了した行政手続等も実績として認められ得るのか。	「知事意見の評価基準」については、427番の回答をご覧ください。公募占用指針で示される各都道府県知事の評価基準に沿って評価が実施されることになります。

1083	公募占用指針案	公募占用指針（案）p.59-p.60 第８章（3）vii）地域経済波及効果、viii）国内経済波及効果	・当該評価区分においては、洋上風力発電事業に関連する波及効果のみ計上することができ、例えば、洋上風力発電事業の構成企業が独自に実施する、洋上風力発電事業との関連性を合理的に説明できない事業に関連する投資・雇用数は評価されないという認識に相違ないか。	洋上風力発電事業との関連性を説明できない事業に伴う効果は、経済波及効果として認められません。
1084	公募占用指針案	公募占用指針（案）p.108（別添３）１.（留意事項） 公募占用指針（案）p.111（別添３）２.（留意事項） 公募占用指針（案）p.114（別添３）３.（留意事項）	・「発電設備の設置工事等のために利用できる港湾管理者が確保した用地がある。詳細については、港湾管理者に確認すること。」とあるが、事業者間の公平性を担保する観点から、港湾管理者への事業者による個別確認ではなく、許容される使用目的及び利用可能期間等の諸元を公表願いたい。	港湾管理者へご確認ください。
1085	記載要領及び様式集案	記載要領及び様式集（案）p.3 第1.　3. 記載内容	・記載要領及び様式集（案）の第 1. 3.から、副本においては、「公募参加者（コンソーシアム・SPC名を含む）及びコンソーシアム又はSPCによる構成員の企業名、協力企業及びその他本公募に関し特定の応募者への支援・協力を行う者の企業名及び企業を類推できる記載（ロゴマークの使用等を含む。）は行わないこと」とされ、構成員の企業名等の企業名を匿名化することが求められるが、例えば、正本・副本ともに企業名を匿名化した状態（「構成員①」「協力企業②」等）で記載を行い、正本のみに匿名化した名称に対応する企業名を記載した対応表を添付する形で、正本を提出することは可能か。	ご提案踏まえ、提出方法を変更します。記載要領に反映します。
1086	記載要領及び様式集案	記載要領及び様式集（案）様式集 p.18 【様式 3-1-3】事業実施体制・事業実施実績（別紙１～２関係） 評価の考え方への対応	・各企業の役割に応じた実績（別紙２）を参照する評価項目は「最低限必要なレベルの②及び③」と整理されているが、実績の種類（着床式洋上風力、浮体式洋上風力、陸上風力、その他）によらず、②③を満たしていれば、同等に最低限必要なレベルと評価されるとの理解でいいか。	ご質問の趣旨が分かりかねますが、①～③のいずれも満たせば「最低限必要なレベル」を満たしていると評価できます。なお、事業者の裁量を高める観点から、「評価の考え方に対応する記載箇所」に不足あれば必要箇所を追記ください。 なお、「事業実施体制・事業実施実績」に係る実績評価において、今回の公募の対象は着床式洋上風力に限られことから、「風車の設置」「海洋土木工事」「発電事業の運営（O&M）」の実績として、ケーブル敷設等の親和性があるものを除き、基本的には浮体式洋上風力は対象としません。

1087	記載要領及び様式集案	記載要領及び様式集（案）p.55 【様式 3-1-6】別紙３：事業の資金計画・収支計画 ２．収支計画	・今回の公募占用指針案においては「１．発電設備の設置に係る実績 の「実績の種類」において着床式洋上風力、陸上風力、その他に加え、「浮体式洋上風力」の記載がある。第2ラウンドの公募はいずれの海域でも着床式での事業が想定されているが、「浮体式洋上風力」の実績も評価対象になるとの理解でいいか。	「事業実施体制・事業実施実績」に係る実績評価において、今回の公募の対象は着床式洋上風力に限られことから、「風車の設置」「海洋土木工事」「発電事業の運営（O&M）」の実績として、ケーブル敷設等の親和性があるものを除き、基本的には浮体式洋上風力は対象としません。 他方、「関係行政機関の長等との調整能力」の項目では着床式とも親和性が高いと考えられるため、評価の対象とします。
1088	記載要領及び様式集案	記載要領及び様式集（案）p.55 【様式 3-1-6】別紙３：事業の資金計画・収支計画 ２．収支計画 (1). 収支計画の概要	・「公募事業における収支計画を作成し、その適切性が把握できる資料を提出すること」との記載に関して、収支計画の概要として売電収入（売電方法、売電供給価格等）の記載が求められているが、当該記載に関しても、市場売り及び相対契約双方において適切性が把握できる資料の提出が必要となるのか確認したい。 ・必要な場合、例えば相対取引（PPA等）においては、公募断面にてコミットできる条件はオフテイカーによって相当な濃淡差が生じると認識しており、添付する証憑の種類や記載すべき事項及び水準が仔細に指定されるというよりは、オフテイカーの情報として国が確認する最低限の要素が記載事項として示されるとの理解で良いか。	１点目について、ご理解のとおりです。 ２点目について、相対取引を計画する場合の資金・収支計画の実現性の評価方法については91番の回答をご覧ください。
1089	記載要領及び様式集案	記載要領及び様式集（案）p.67 【様式 3-1-8】別紙５：運転開始までのスケジュール ２．リスクの特定・分析 (1),(2),(3) 記載要領及び様式集（案）p.77 【様式 3-1-11】別紙８：工事の工程 ２．リスクの特定・分析	・「公募占用指針第５章（３）で定める保証金没収免除の対象となる事態」とは、「第５章（３）4） 第 2 次保証金及び第 3 次保証金の没収免除」の「ｉ）第2次保証金及び第3次保証金の没収免除の対象となる事由の範囲」に記載されている事由が該当するとの理解で良いか。 ・その内、「その他当事者のコントロールができず回避が可能ではない事象が生じた場合」も該当するとの理解でよいか。	ご理解のとおりです。
1090	記載要領及び様式集案	記載要領及び様式集（案）p.91 【様式 3-1-17】別紙１４：周辺航路、漁業等との協調、共生	・「担当者」や「地元協力者等」とは企業名や所属での記載を行えばよいという理解に相違ないか。 仮に個人名を記載する場合、将来的に記載した人物が担当変更等により、当該業務の任を担わなくなった場合には公募占用計画の変更が必要になるのか、もしくは軽微変更で問題ないのか確認したい。	別紙14は都道府県知事の意見聴取も踏まえ、修正していますので確認ください。個人というよりも法人としての体制が重視されます。

1091	記載要領及び様式集案	記載要領及び様式集（案）p.96 【様式 3-2-2】公募占用計画認定申請書	・「【様式3-2-2】公募占用計画認定申請書」の添付書類の内、様式番号の附番がない「事業者名義の誓約書（様式自由）」「印鑑証明書」「定款及び役員名簿」「法人登記事項証明書」「事業報告書等」「納税証明書」は、様式番号の附番のある他の添付書類と同様に、正本の電子データのみではなく、副本の電子データの提出が必要か。 これらの書類は、記載要領及び様式集の第 1. 3.「公募参加者及びコンソーシアム又は SPC による構成員の企業名、協力企業、その他本公募に関し特定の応募者への支援・協力を行う者の企業名及び企業を類推できる記載（ロゴマークの使用等を含む。）」にあたる箇所に黒塗り等の処理を施すと、書類の記載事項の大部分が黒塗りされるため、副本データとして提出する意義が薄いと思料するがいかがか。	917番の回答をご覧ください。
1092	公募占用指針案	公募占用指針（案）5ページ目 第2章　公募対象とする事業の要件 （３）供給価格等に関する事項について2)	本公募はFIP制度が適用されることになるが、FIP制度においては、出力制御が発生し市場価格が0.01円/kWhとなるコマのプレミアムが他の時間帯に交付されることになっていると理解している。一方で、ノンファーム型接続において、系統混雑に起因する出力抑制の場合は、必ずしも市場価格が0.01円/kWhコマにはならないと考えられる。即ち、事業者にとっては出力制御がかかり、且つ、プレミアムの補正が受けられない状態になると考えられ、FIP制度においても事業収入の予見性が大きく毀損される可能性が高いと考えられる。従って、事業予見性の観点から、出力制御のプレミアムの補正は、市場価格が0.01円/kWhとなるコマに加え、系統混雑による出力制御のコマも対象とすべきである。 また、ノンファーム型接続による影響を適切に評価する為、ノンファーム型接続と指定されている海域においては、その前提としている系統の空き容量の見積もりや、将来の増強の想定などを示して頂きたい。	いただいたご意見については、今後の制度設計の参考とさせていただきます。
1093	公募占用指針案	公募占用指針（案）18ページ目 第5章　公募参加のための手続き （１）公募の参加者の資格に関する基準（法第13条第2項第5号） 2）公募参加及び事業の実施に当たって遵守すべき事項等	公募に参加しようとする他の者として旧一般電気事業者の可能性が考えられるが、旧一般電気事業者の公募を担当する部門とインバランスを担当する部門は異なっており、適切な情報遮断が構築されることを条件に協議することを認めて頂きたい。	295番の回答をご覧ください。
1094	公募占用指針案	公募占用指針（案）30ページ目 第5章　公募参加のための手続 （３）保証金に関する事項（法第13条第2項第6号） 4)第2次保証金及び第3次保証金の没収免除 ｉ）第2次保証金及び第 3 次保証金の没収免除の対象となる事由の範囲	「没収事由7の同範囲については、上記に加え、その他当事者のコントロールができず回避が可能ではない事象が生じた場合とする 。」について、事業者選定後に実施予定の詳細設計用の地盤調査は実施可能時期が限定的であるため、事業者選定時期の遅延が1, 2ヶ月発生することで、調査を次年度にまたいで実施しなければならなくなることが考えられる。その場合、開発スケジュール全体の遅延（つまり、CODの遅延）は直接的な遅延事由よりも長くなることが考えられるが、その場合も当事者がコントロール出来ず回避できない事象と判断されるとの理解でよいかお示し頂きたい。	公募の前提条件を一律にするため、選定結果公表の時期については公募占用指針第4章で記載するとおり、港湾重複による再評価プロセスが生じる可能性を織り込んだ令和６年３月を前提として事業スケジュールを作成ください。 事業者の責によらず、令和６年３月頃の公表から大きく遅延した場合は、当事者のコントロールまたは回避が可能ではない事象が生じたと判断される可能性がございます。

1095	公募占用指針案	公募占用指針（案）38ページ目 第６章 公募占用計画に記載すべき事項 （２）公募占用計画に記載すべき事項 3)海洋再生可能エネルギー発電事業の内容及び実施時期等 vii）供給価格（法第14条第2項第9号）【様式3-1-2 3）7.】	供給価格に基づいた収支計画について、適切にリスクを特定し分析がなされているか、それらのリスクを踏まえた適切な収支計画となっているかという観点等で評価されるとのことだが、ノンファーム接続の経済合理性計算のため、以下の点について考え方についてお示し頂きたい。 (1)出力制御の有無： (2)((1)が有の場合の）頻度： (3)一回当たりの制御時間、あるいは合計制御時間数の水準感： またファーム/ノンファームが混在する場合、出力制御は、例えば発電設備単位で区分するのか、それともファーム/ノンファームの最大受電電力で按分されるのかお示し頂きたい。	系統設備の混雑実績を把握するための情報（潮流実績、空き容量、作業による設備停止等）については、各一般送配電事業者のHPで公開されております。 将来の事業性判断を行う上で、自らシミュレーションを行う必要がある場合、一般送配電事業者に電源開示手続きを行うことで、 「発電所出力実績」「発電所新設・停止・廃止計画」「発電機諸元」等の情報の情報が入手可能です。 詳細につきましては、以下をご確認ください。 https://www.occto.or.jp/grid/business/documents/nf-jouhou.pdf なお、ファーム／ノンファーム型契約の発電設備が混在する発電所については、以下資料のとおり、それぞれの発電設備の契約にしたがって、出力制御が指示されることになります。 https://www.occto.or.jp/grid/business/documents/nf-dengen.pdf#page=10
1096	公募占用指針案	公募占用指針（案）38ページ目 第６章 公募占用計画に記載すべき事項 （２）公募占用計画に記載すべき事項 3)海洋再生可能エネルギー発電事業の内容及び実施時期等 iii）当該海洋再生可能エネルギー発電設備の構造法第14第2項第5号【様式 3-1-2 3）3.】及び別紙６【様式3-1-9】	「公募段階においては概略を示した資料とすることも可能とするが、構造解析を行った結果について記載すること。その際、国の調査結果を参考とすることができる。」について、構造解析を実施したすべての解析結果を添付する必要があるのか。あるいは、記載すべき主要な評価項目があればよいか、お示し頂きたい。	必ずしも全ての解析結果を添付する必要はございません。
1097	公募占用指針案	公募占用指針（案）38ページ目 第６章 公募占用計画に記載すべき事項 （２）公募占用計画に記載すべき事項 3)海洋再生可能エネルギー発電事業の内容及び実施時期等 ix）当該海洋再生可能エネルギー発電設備の設置及び維持管理に必要な人員及び物資の輸送に関し第１号に掲げる区域と一体的に利用する港湾に関する事項(法第14条第2項第11号)【様式3-1-2 3）9.】	「促進区域と一体的に利用できる港湾」以外の港湾を活用する場合についての取扱について、例えば、「促進区域と一体的に利用できる港湾」を使用せず、それ以外の港湾のみで計画を策定した場合の評価基準や、異なる海域の計画と重複した場合の対応方法など予め規定頂きたい。合わせて「促進区域と一体的に利用できる港湾」とそれ以外の港湾で評価基準が異なるか、予めお示し頂きたい。 特に「促進区域と一体的に利用できる港湾」以外の港湾の利用において、港湾計画の更新が検討されている「補完港」は例えば船川港港湾ビジョン（令和４年３月策定）に掲げる取組や、基地港湾である秋田港やそれを補完する船川港の利活用等、地域の港湾振興に資する取組について現時点で事業者がその利活用を検討するための現時点で提供可能な情報を開示頂きたい。	「促進区域と一体的に利用できる港湾」を利用しないことをもって評価上の差を設けるものではありません。

1098	公募占用指針案	公募占用指針（案）39ページ目 第６章 公募占用計画に記載すべき事項 （２）公募占用計画に記載すべき事項 3)海洋再生可能エネルギー発電事業の内容及び実施時期等 xi）法第13条第2項第14号に規定する関係行政機関の長等との調整を行うための体制及び能力に関する事項（法第14条第2項第13号）【様式3- 1-2 3) 11.】及び別紙13【様式3-1-16】	xi）法第13条第2項第14号に規定する関係行政機関の調整を行うための体制及び能力（様式3-1-16：別紙13）に関する事項と同項第15号の評価基準に基づく事業実施実績（様式3-1-5：別紙２）における実績とは、様式3-1-16（別紙13）は建設中を含めた関係行政機関等との協議も対象に含まれるとの理解でよいかお示し頂きたい。	292番の回答をご覧ください。
1099	公募占用指針案	公募占用指針（案）39ページ目 第６章 公募占用計画に記載すべき事項 （２）公募占用計画に記載すべき事項 3)海洋再生可能エネルギー発電事業の内容及び実施時期等 xi）法第13条第2項第14号に規定する関係行政機関の長等との調整を行うための体制及び能力に関する事項（法第14条第2項第13号）【様式3- 1-2 3) 11.】及び別紙13【様式3-1-16】	関係行政機関の長、関係都道府県知事及び関係市町村長との調整を行うための体制が把握できる資料及び過去の実績等が把握できる資料とは、「様式3-1-16：別紙13」に詳細に記載するだけでよいのか、実績が確認できる添付資料が必要とされるのかお示し頂きたい。	記載内容の根拠資料など具体的かつ明確に説明するために必要な項目等がある場合は、適宜補足資料を添付資料として別添してください。

1100	公募占用指針案	公募占用指針（案）40ページ目 第６章 公募占用計画に記載すべき事項 （２）公募占用計画に記載すべき事項 3)海洋再生可能エネルギー発電事業の内容及び実施時期等 xii）資金計画及び収支計画（法第13条第2項第14号） 【様式3-1-2 3)12.】及び別紙３ 【様式3-1-6】	「なお、現在審議会において検討されている制度など 、公募開始時点において制度詳細が未確定なものについては収支計画には含めないこと 。」とあるが、発電側基本料金等ついては、第４７回再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会において、新規FIPについては、調達価格等の算定において考慮するとされているが、その取り扱いについてどのような考え方になるのかお示し頂きたい。	ご指摘の発電側課金制度に関しては収支計画に含める必要はありません。
1101	公募占用指針案	公募占用指針（案）52ページ目 第８章 選定事業者を選定するための評価の基準（法第13条第2項15号） （３）評価の配点及び採点方法 iii）資金・収支計画	「③プロジェクトファイナンスによる資金調達の場合、公募占用指針で示される感度分析シナリオを実施し、全てのケースにおいて調達先との検討結果として事業継続に支障がないことが確認できるもの。」とあるが、これは事業者が実施した感度分析結果を資金調達先の銀行に開示の上、取得するLOIにおいて支障がないことを記載されるとの理解でよいかお示し頂きたい。	ご理解のとおりです。様式集の所定の欄に根拠資料の該当箇所が分かるように記載ください。
1102	公募占用指針案	公募占用指針（案）52ページ目 第８章 選定事業者を選定するための評価の基準（法第13条第2項15号） （３）評価の配点及び採点方法 iii）資金・収支計画	「②プロジェクトファイナンス以外による資金調達の場合、ファイナンスを行う主体が、金融庁長官に登録された格付業者による長期信用格付がＡ－またはＡ３以上の金融機関から当該資金調達額のLOIを取得しているもの。」とあるが、LOIに記載すべき評価項目をお示し頂きたい。	様式集の様式3－2－7を参考にしてください。

1103	公募占用指針案	公募占用指針（案）52ページ目 第８章 選定事業者を選定するための評価の基準（法第13条第2項15号） （３）評価の配点及び採点方法 ⅲ）資金・収支計画	将来的なコーポレートPPA締結に関する蓋然性・実現性を示す必要があるのかお示し頂きたい。必要な場合はどのような書類を添付すべきかお示し頂きたい。	91番の回答をご覧ください。
1104	公募占用指針案	公募占用指針（案）53ページ目 第８章 選定事業者を選定するための評価の基準（法第13条第2項15号） （３）評価の配点及び採点方法 ⅲ）運転開始までの事業計画	ⅲ）運転開始までの事業計画のトップランナーの評価の考え方、「設備構造に関して、調整力の確保や系統混雑の緩和に資する、特に優れた提案がなされている と評価されるもの。」について、どのような設備の構造を記載すべきか、また優れた提案とは、設備構造に関して記載を求めているのか、もしくはかかる設備を使った調整力の確保や系統混雑の緩和に資する提案を記載すべきなのか、基本的な考え方や要件等について具体的にお示し頂きたい。なお、本要件は蓄電池の設置が想定されるが、蓄電池以外の提案も事業者の創意工夫により、提案できるものかお示し頂きたい。	4番の回答をご覧ください。
1105	公募占用指針案	公募占用指針（案）54ページ目 第８章 選定事業者を選定するための評価の基準（法第13条第2項15号） （３）評価の配点及び採点方法 ⅲ）運転開始までの事業計画	「洋上風力発電設備の構造設計が「洋上風力発電設備に関する技術基準の統一的解説」に準じた考え方となっているもの。」について、主要な検討ケース（稀地震・極稀地震時、暴風時（荷重の方向についてはクリティカルとなると考えられる方向の組み合わせのみ）、疲労の照査）を統一的解説に基づき設計すればよいとの理解でよいかお示し頂いたい。	本公募では公募占用指針において、公募段階における発電設備の構造等に関しては概略を示した資料とすることも可能とし、静的解析までで良いとしています。 したがって、公募段階では、統一的解説に基づく全ての検討ケースの照査ではなく、支配的と考えられる荷重条件で構造解析を行い、その結果や考え方を示すことも可能です。
1106	公募占用指針案	公募占用指針（案）54ページ目 第８章 選定事業者を選定するための評価の基準（法第13条第2項15号） （３）評価の配点及び採点方法 ⅲ）運転開始までの事業計画	「国内のウィンドファーム認証取得に向けた詳細設計時の検討内容が具体的に記載されているもの 。」について、将来的に新たな構造仕様や設備仕様を採用する可能性がある場合、現時点で構造設計の結果が無くても、詳細設計にて検討する内容を具体的に記載することで、一定の評価を頂ける、という理解でよいかお示し頂きたい。	330番の回答をご覧ください。

1107	記載要領及び様式集案	記載要領および様式集（案）55ページ目 【様式3-1-6】別紙３：事業の資金計画・収支計画	記載要領および様式集（案）の「【様式3-1-6】別紙３：事業の資金計画・収支計画」において、「(2). ファイナンシャルアドバイザー等の第三者機関による資金・収支計画の適切性の検討・評価の証跡」とあるが、第三者機関とはどのような機関か、あるいはアドバイザーが評価すべき項目等についてお示し頂きたい。	資金・収支計画の適切性の検討・評価に事業者として妥当と考える洋上風力の技術や会計・税務、マーケット等に関する専門家・組織・機関に確認いただき、その確認書を添付資料として提出ください。 なお、当該箇所は「財務やテクニカルアドバイザリー等の専門家による資金・収支計画の適切性の検討・評価の証憑」と修正しています。
1108	公募占用指針案	公募占用指針案 第2章(1)2)p.4	新潟県村上市及び胎内市沖、及び、長崎県西海市江島沖については、確保されている系統がそれぞれ2つ記載がありますが、例えば、新潟県村上市及び胎内市沖においては、①35.2万kWのみ、②70万kWのみ、または、③合わせて105.2万kW、の3パターンが考えられるため、③のパターンが認められるのかどうか、明記頂ければと思います。	③も不可能ではないですが、協議会意見とりまとめにも記載のとおり、促進区域内に風車が設置できない油田ガスプラットフォーム等があるため、現実的には③は困難かと考えています。
1109	公募占用指針案	公募占用指針案 第2章(4)3)p.6	占用許可の更新が認められる場合の条件として、再度公募する必要性が認められないこととありますが、当該設備が経済耐用年数を残す場合で、当該期間稼働することが、国民負担の軽減の観点から、有用であるような場合には、本条件を充足し、経済耐用年数見合いの期間の占用許可の更新が認められうると理解してよろしいでしょうか。	210番の回答をご覧ください。
1110	公募占用指針案	公募占用指針案 第5章(1)2)vi)p.17	第三者委員への接触禁止が規定されておりますが、第三者委員は開示されると理解してよろしいでしょうか。開示されない場合には、意図せず接触してしまう場合が想定されるため、順守することが困難となります。	事業者選定に関する学識経験者及び専門家等により構成される第三者委員会の委員名は公募占用計画の認定時に公表予定です。 基本的には想定されませんが、特定の学識経験者や専門家等が当該第三者委員会の委員であることを知った上で接触した場合には、遵守事項への違反となる可能性があります。

1111	公募占用指針案	公募占用指針案 第5章(2)2)p.20	プロジェクトファイナンスを利用する場合には、金融機関の関心表明（LOI）及び実績を証する書類【様式3-2-7】の提出が求められておりますが、融資可能金額及び融資条件については、「記載できる場合には記載する」となっており、必ずしも当該事項を記載する必要はないように見受けられます。また、公募占用計画の提出時点におけるプロジェクトに関する情報量に鑑みれば、コミットメントレターの提出に通常必要となる情報は満たしていないと考えられ、関心表明書の提出に留まることが想定されます。仮に、融資金額及び融資条件が記載された関心表明書を有している事業者A と、融資金額を含む融資条件等が記載されたタームシート等を添付したコミットメントレター又は関心表明書を提出した事業者B がいる場合、選考上は事業者Bが優遇されることがあるのかご教示下さい。仮にタームシートやコミットメントレターを提出している場合においても、それらは形式的なものであると考えられ、多くの項目においては未確定事項となっているものと想定されるため、融資金額及び融資条件（もしあれば）が記載されている関心表明書の提出があれば、選考上は十分であり、上記例の事業者A と事業者B の選考上の取扱いにつき事業者B が優遇されることはないとの理解で宜しいでしょうか。	206番の回答をご覧ください。
1112	公募占用指針案	公募占用指針案 第8章　(2) p.48~60	トップランナー～失格迄の「評価の考え方」につき、「いずれも満たす必要」と記載のない項目については（例えば、p52の「優れている」項目等）①～③のいずれかを満たす場合であれば良いのでしょうか。	基本的には「いずれかを満たすもの」と記載がない箇所は、いずれも満たす必要があります。その趣旨が明確になるように、評価の考え方の記載を修正しました。
1113	公募占用指針案	公募占用指針案 第8章（3）iii）資金・収支計画p.52	「優れている」評価の③において、「プロジェクトファイナンスによる資金調達の場合、感度分析シナリオを実施し、全てのケースにつき調達先との検討結果として～」と記載がありますが、入札・応札のタイミングでは、各種プロジェクト契約の条件詳細はかたまっておらず、第三者コンサルタントによる各種DDレポート等の開示も難しいのが実情であることを踏まえると、提供調達先であるプロジェクトファイナンスのレンダー候補との間で感度分析シナリオについて詳細に議論し、目線を合わせることは現実的に困難であるかと存じます。一方で、各コンソーシアムは、（ミドルランナーにおける評価も含め）「財務やテクニカルアドバイザリー等の専門家」との間で、資金・収支計画の適切性を検討しており、財務やテクニカルアドバイザリー等の専門家が感度分析シナリオを評価することは可能であるものと思料されます。以上より、上記の文言を、「プロジェクトファイナンスによる資金調達の場合、感度分析シナリオを実施し、全てのケースにつき財務やテクニカルアドバイザリー等の専門家との検討結果として～」へと修正することをご検討頂けないでしょうか。	481番の回答をご覧ください。
1114	公募占用指針案	公募占用指針案 第8章運転開始までの事業計画p.54	ミドルランナーの評価につき、③においてはClassT既取得と未取得（根拠あり）とは評価に差がつかないのでしょうか。	型式認証未取得であっても取得見通しについて根拠をもって示されている場合であれば、評価に差はつきません。

1115	公募占用指針案	公募占用指針案 別添3促進区域と一体的に利用できる港湾p.107~105	各港湾埠頭について、独占排他的に利用することのできる利用可能期間が明記されているものの、仮に本件公募の入札期間中に先行利用者による工事遅延が顕在化し、当該先行利用者が独占排他的利用期間の延長申し出がなされた場合、どのような形で応札者に対し通知され、またどのように当該先行利用者との間で利用期間の調整を行う想定か、ご教示頂きたい。	「促進区域と一体的に利用できる港湾」の利用可能期間に影響を与えるなど公募の公正な実施に支障を及ぼす場合には、他の港湾利用者による港湾利用スケジュールの変更は原則認められません。
1116	記載要領及び様式集案	公募占用指針案記載要領及び様式集□別紙3様式3-1-6p.55	フィナンシャルアドバイザー等の第三者機関による資金・収支計画の適切性の検討・評価の証跡、と御座いますが、証跡の具体的な内容をご教示下さい。フィナンシャルアドバイザー等の第三者機関から、何らかの正式文書の発出まで必要かどうか、必要であればどのような内容が含まれるべきかご教示下さい。	公募占用指針の評価の考え方にそろえ、当該箇所は「フィナンシャルアドバイザー等の第三者機関による資金・収支計画の適切性の検討・評価の証跡」ではなく「財務やテクニカルアドバイザリー等の専門家による資金・収支計画の適切性の検討・評価の証憑」に修正しました。 証憑の種類に関して国からの指定は予定しておりませんが、適切な専門家が資金・収支計画の内容を確認したことが分かる報告書等を想定しています。当該証憑の妥当性については、第三者委員会の意見も踏まえ、評価します。
1117	公募占用指針案	公募占用指針（案）第2章 5ページ (3) 供給価格等に関する事項について 2) 公募に基づく再エネ特措法第２条の３第１項に規定する基準価格又は同法第３条第２項に規定する調達価格の額の決定の方法	運転開始までの設計、調達、建設期間について、入札価格は入札時点の価格を基準として設定し、その後の為替や物価の変動に対する影響はエスカレーション条項を適用するのが妥当と考えます。	10番の回答をご覧ください。 また、いただいたご意見は今後の制度設計の参考とさせていただきます。
1118	公募占用指針案	公募占用指針（案）第2章□ 5ページ 本公募は FIP 制度を適用することとし、交付期間は 20 年間とする。	「運転開始予定日（市場取引等により再生可能エネルギー電気の供給を開始する予定日をいう。」とありますが、運転開始日は迅速性の評価並びに、FIP交付期間における売電収入に影響を与えるものであり、FIPが前提となりFITにおける特定契約がなくなった本Round以降の運転開始の定義を明確化していただきたいです。 あくまでも「卸売市場や相対契約におけるオフテーカー（以下、売電先）」が取引可能条件として合意した条件を満たした時点ということでよいでしょうか。 例えば、売電先がPPA契約において1基目の風車が稼働した時点から電力供給を開始するとした場合、迅速性評価における運転開始日は1基目の風車が稼働したタイミングが評価対象となるのか、またFIPの認定も同じタイミングから20年間とするのでしょうか。 また、使用前自主検査が完了する前から発電した電気を小売電気事業者等が引き受けするといった場合には、その引き受け時点を運転開始日（FIP交付開始日）とすることも可能でしょうか。	16番の回答をご覧ください。

1119	公募占用指針案	公募占用指針（案）第2章 9ページ ア）撤去費用を担保するための保証状 の提出	SPC構成員の各々が公募参加資格をすべて満たす必要はなく、構成員のいずれかの企業が参加要件を満たせばよいという理解でよろしいでしょうか。 例えば、別添4に記載の国内外における海洋土木工事の実績をSPCの構成員すべてが各々有してなければ公募参加資格がないようにも読めるがそうではないということで問題ないでしょうか。 当該理解が正しい場合にはその旨を明確化いただきたいです。	ご理解のとおりです。基本的には、様式集別紙１で記載いただく「海洋土木工事」の役割の主たる者に実績があれば当該公募参加資格は満たすと判断します。
1120	公募占用指針案	公募占用指針（案）第5章 16ページ （1）公募の参加者の資格に関する基準（法第13 条第2項第5 号） 1）公募参加資格	SPCにより公募に参加する場合、SPCが公募において選定事業者に選定された後に議決権を保有する構成員としてSPCに参加する企業が公募においてSPCの構成員として評価されるためには、「落札後に議決権を保有する構成員としてSPCに参加することを誓約」する必要があるとの理解だが、かかる誓約は【様式3-2-8】誓約書の2(1)アにおいて行うことでよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
1121	公募占用指針案	公募占用指針（案）第5章 16ページ （1）公募の参加者の資格に関する基準（法第13 条第2項第5 号） 1）公募参加資格	SPCにより公募に参加する場合であって、SPCが選定事業者に選定された後に、SPCの既存構成員から議決権を譲り受けて保有することとなる構成員としてSPCに参加する企業（以下「公募後参加構成員」という。）がいる前提の下で、SPCの持分（議決権）に関し、既存構成員と公募後参加構成員の間で公募占用計画の提出前に締結される譲渡契約において、当該持分（議決権）譲渡の実行のために必要となる法令上の手続（各国の競争法に基づく手続（事前届出や待期期間の経過等）や外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）に基づく手続等。以下、「本法令手続」という。）の完了が、当該持分（議決権）譲渡を実行するための条件として規定されている場合であっても、SPCが選定事業者に選定された後に当該条件を充足させることにより、公募後参加構成員がSPCの議決権を保有する構成員となることが確実な契約内容である限り、公募後参加構成員は、【様式3-2-8】誓約書の2(1)アその他の書面において「落札後に本法令手続の完了を条件として議決権を保有する構成員としてSPCに参加することを誓約」することにより、公募においてSPCの構成員として評価されるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
1122	公募占用指針案	公募占用指針（案）第5章 16ページ （1）公募の参加者の資格に関する基準（法第13 条第2項第5 号） 1）公募参加資格	SPCにより公募に参加する場合であって、SPCが選定事業者に選定された後に、SPCの既存構成員から議決権を譲り受けて保有することとなる構成員としてSPCに参加する企業（以下「公募後参加構成員」という。）がいる前提の下で、SPCの持分（議決権）に関し、既存構成員と公募後参加構成員の間で公募占用計画の提出前に締結される譲渡契約において、一般的な社員持分譲渡契約でも規定される譲渡実行の前提条件（例えば、本社員持分譲渡の実行日における当該持分譲渡契約上の義務違反や表明保証違反の不存在等。）が規定されている場合であっても、SPCが選定事業者に選定された後に、かかる前提条件の充足を条件として、当該社員持分の一部を公募後参加構成員に譲渡することにより公募後参加構成員がSPCの議決権を保有する構成員となる限り、【様式3-2-8】誓約書の2(1)アその他の書面において「落札後に議決権を保有する構成員としてSPCに参加することを誓約」すれば、公募後参加構成員は、公募においてSPCの構成員として評価されるとの理解でよいか。	ご理解のとおりです。

1123	公募占用指針案	公募占用指針（案）第5章 16ページ （1）公募の参加者の資格に関する基準（法第13 条第2項第5 号） 1）公募参加資格	SPCにより公募に参加する場合において、SPCが公募において選定事業者に選定された後に議決権を保有する構成員としてSPCに参加することを誓約する企業（以下「公募後参加構成員」という。）が公募においてSPCの構成員として評価されるためには、SPCが選定事業者に選定された後、公募占用計画の認定を受けるまでに公募後参加構成員がSPCの構成員になることが予定されていればよいとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
1124	公募占用指針案	公募占用指針（案）第5章 21ページ 2)提出書類 全額についてプロジェクトファイナンスを利用する場合	借入金額の比率がPJコストに対して100%であるということを意味していると理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
1125	公募占用指針案	公募占用指針（案）第5章 22ページ （2）公募占用計画の提出 ②代理人が…委任状を提出すること。	当該部分に記載の委任状とは様式3-2-3とは別様式と理解してよろしいでしょうか。	代理人が公募占用計画を提出する場合の委任状について、様式の指定はございません。

1126	公募占用指針案	公募占用指針（案）第5章 24ページ ii)第2次保証金の額 ①第2次保証金の額 本公募にかかる系統工事の実施の為の保証金等を一般送配電事業者に提供している場合には、以下を条件に、上記の額から当該系統工事の実施の為の保証金等の額を減じて得た額を第2次保証金の額とする	本公募にかかる系統工事の実施の為の支払済の負担金も第2次保証金の額から差し引いていただきたいと考えます。	第２次保証金及び第３次保証金の支払い対象で控除される「系統工事の実施の為の保証金等」は、当該公募に提供されている系統の契約に係る保証金、工事費負担金のうち既払い分及び工事費負担金の債務保証対象額を指します。
1127	公募占用指針案	公募占用指針（案）第5章 28ページ (3)3)ii）第2次保証金及び第3次保証金の没収事由（表内の項目7）	迅速性の評価点が下がってしまう日を1日でも遅延した場合に保証金全額没収という基準は厳しすぎると考えます。 その場合遅延ペナルティ損失リスクが大きく、スケジュールに相応のバッファーを想定する必要が生じます。遅延の程度で段階的にペナルティが増額（例えば保証金総額×●%/遅延日数等）というスキームであれば、保証金没収のリスクおよび提案する運転開始時期をフレキシブルに検討しやすく、相対的に早い運転開始時期を提案しやすいと考えます。	921番の回答をご覧ください。
1128	公募占用指針案	公募占用指針（案）第5章 29ページ ⅱ）第 2 次保証金及び第 3 次保証金の没収事由7	拠点港の利用時期の重複により国により運転開始時期の調整が行われる場合には、没収の対象外となるという理解でよろしいでしょうか。	1094番の回答をご覧ください。

1129	公募占用指針案	公募占用指針（案）第5章 29ページ （3）保証金に関する事項（法第13 条第2 項第6 号） 3）保証金の没収に関する事項 ⅱ）第 2 次保証金及び第 3 次保証金の没収事由	例えば近傍諸国で有事が生じた場合のことを考えると、激甚災害や武力行使に関し、プロジェクトへの「直接の被害」だけでなく、港湾への被害や、シーレーンへの影響などにより運転開始日が遅延するケースも想定される。保証金の免責事由については、「直接の被害」だけでなく、プロジェクトを推進する上での「間接の被害」も勘案されるべきではないか。	119番の回答をご覧ください。
1130	公募占用指針案	公募占用指針（案）第5章 30ページ（3）保証金に関する事項（法第13 条第2 項第6 号） 4）第2次保証金及び第3次保証金の没収免除 ⅰ）第 2 次保証金及び第 3 次保証金の没収免除の対象となる事由の範囲	回避が可能であったとしても回避手段をとることで当初想定のコストが大幅に増加し、採算性が著しく悪化する場合等も想定される。そのようなケースで保証金没収の免除の対象とするべきではないか。	没収免除の適用については、公募占用指針第5章（３）に基づき実際の状況を踏まえて国が判断することになりますが、コストの大幅増による回避可能性の低さも考慮され得ると思います。その辺りも含め、どのくらいのリスクを許容されるかは事業者にて判断いただければと思います。
1131	公募占用指針案	公募占用指針（案）第6章 36ページ 港湾管理者からの占用許可等が必要な場合は、 別紙３【様式 3- 1- 5】 に必要事項を記載 の上提出 する	「別紙4」の誤記と考えます。	ご指摘ありがとうございます。公募占用指針を修正しました。
1132	公募占用指針案	公募占用指針（案）第6章 38ページ ⅸ）当該 海洋再生可能エネルギー 発電設備の設置及び維持管理に必要な人員及び物資の輸送に関し第１号に掲げる区域と一体的に利用する港湾に関する事項法第14 条第 2 項第 11 号 【様式3 1 2 3 9 】	ふ頭の位置図や港湾活用に関する行政機関への確認結果を記載することが求められているが、こちらは【様式3-1-2 3）9.】ではなく、詳細を記載する別紙8あるいは10に記載するべきか、あるいは別添資料として記載すべきかをご教示いただきたいです。	ふ頭の位置図や港湾活用に関する行政機関への確認結果は別紙８・別紙１０に記載してください。なお、記載内容の根拠資料など具体的かつ明確に説明するために必要な項目等がある場合は、適宜補足資料を添付資料として別添してください。

1133	公募占用指針案	公募占用指針（案）第6章 39ページ （別添３）に記載の「促進区域と一体的に利用できる港湾」 以外 の港湾 を活用する場合は、 利用形態に関わらず海洋再生可能エネルギー発電設備の設置及び維持管理に際し活用する全ての国内港湾について、 当該港湾が活用できることを証する資料（対象施設及び活用を認める期間、その他留意事項（同意の前提条件等）を記載した施設管理者の同意書及び公募参加者が地耐力等の構造上の利用可能性を検討した書類） を公募占用計画の提出時に添付すること。	（別添３）に記載の港湾以外を利用する場合、本公募に応札するその他応札者と重複した場合の調整方法について具体的に伺いたいです。	235番の回答をご覧ください。
1134	公募占用指針案	公募占用指針（案）第6章 39ページ （別添３）に記載の「促進区域と一体的に利用できる港湾」以外の港湾を活用する場合は、利用形態に関わらず海洋再生可能エネルギー発電設備の設置及び維持管理に際し活用する全ての国内港湾について、当該港 湾が活用できることを証する資料（対象施設及び活用を認める期間、その他留意事項（同意の前提条件等）を記載した施設管理者の同意書及び公募参加者が地耐力等の構造上の利用可能性を検討した書類）を公募占用計画の提出時に添付すること。	・港湾が活用できることを証する資料 について、港湾管理者の同意書や公募参加者が地耐力等の構造上の利用可能性を検討した書類以外に最低限度必要なものがあればご教示いただきたいです。なお、公募参加者が構造上の利用可能性を検討した書類について、”地耐力”はあくまでも例示であり、利用する用途（重量物を搬出入するのか、大型船舶を係留させるのか）等により、求められる必要な確認手法は異なると考えられるため、利用する用途に応じて適切な検討を行った結果を資料として提示するということでよいでしょうか。 ・また、同資料（地耐力等構造上の利用可能性を検討した資料）は維持管理のみに使用される港についても適用されるという理解でよいでしょうか。 ・加えて、様式の指定等ありましたらご教示いただきたいです。	「促進区域と一体的に利用できる港湾」以外の港湾が活用可能であることを証する資料として提出を求めるものは、公募占用指針に記載のとおり、対象施設及び活用を認める期間、その他留意事項（同意の前提条件等）を記載した施設管理者の同意書及び公募参加者が地耐力等の構造上の利用可能性を検討した書類です。 「地耐力」についてはご理解のとおりです。 本規定は、ご指摘の「維持管理のみに使用される港」についても適用されます。 様式の指定はありません。

1135	公募占用指針案	公募占用指針（案）第6章 39ページ 当該海洋再生可能エネルギー発電設備の設置及び維持管理に必要な人員及び物資の輸送に関し第１号に掲げる区域と一体的に利用する港湾に関する事項 （法第14 条第2 項第11 号）【様式3-1-2 3）9. 】	「港湾が活用できることを証する資料 （対象施設及び活用を認める期間、その他留意事項（同意の前提条件等）を記載した施設管理者の同意書及び公募参加者が地耐力等の構造上の利用可能性を検討した書類）を公募占用計画の提出時に添付すること。」とありますが、これは撤去期間についても同様に取得する必要がありますか。 撤去工事については、「【様式3-1-14】別紙 １１ 海洋再生可能エネルギー 発電設備の撤去の方法」に「撤去方法の詳細についての記載は任意」と記載されていますが、撤去工事における港湾の利用検討は必要と理解してよろしいですか。	当該記載は、「促進区域と一体的に利用できる港湾」以外の港湾を発電設備の設置及び維持管理に際し活用する場合の規定であり、撤去工事のための利用は含まれません。なお、「促進区域と一体的に利用できる港湾」を撤去工事においても活用する場合は、設置工事と同様に利用スケジュール等の通知が必要です。
1136	公募占用指針案	公募占用指針（案）第6章 40ページ 収支計画の適切性を把握できる資料。例えば、以下の資料を提出すること。 キャッシュフロー計算書 ・損益計算書（風況変動や工期、金融面（インフレや為替、金利）等に関する感度分析 や LLCR Σ（元利金支払前キャッシュフローの現在価値 ）/ 借入元本） を含む）	「LLCR Σ（元利金支払前キャッシュフローの現在価値 ）/ 借入元本） を含む）」に関して以下の通り計算式詳細を明示いただけますでしょうか。 ・「元利金支払前キャッシュフロー」に含める収入・支出、含めない収入・支出（保険料やLCの取り扱い含む） ・現在価値計算における割引率（借入金金利との理解でよろしいでしょうか。） ・「借入元本」に含める対象（LCの取り扱い含む）	LLCRの定義は839番の回答をご覧ください。
1137	公募占用指針案	公募占用指針（案）第7章 43ページ (3) 2)	「国内経済への波及効果」については、都道府県知事の意見を参考聴取はされるものの、都道府県知事の意見を最大限尊重して評価する対象とはなっていないが、「国内経済への波及効果」の評価において都道府県知事の意見がどの様に取り扱われるかご教示いただきたいです。	「国内経済への波及効果」については、都道府県知事への意見照会によらず、本公募占用指針で示された評価基準に照らし、学識経験者や専門家等で構成される第三者委員会において評価を行います。 また、ご指摘踏まえ、公募占用指針を修正しました。

1138	公募占用指針案	公募占用指針（案）第７章 44ページ 事業者選定後の事業計画の公表内容	選定事業者は「事業実施体制」を公表すると記載されているが、公表範囲を明示いただきたいです。（元請け契約者、主要資材供給業者等） また、公表時期については選定事業者の任意又は事前に調整が可能と認識してよろしいでしょうか。	提出頂いた「公募占用計画の要旨」の情報を、事業者選定時に公表します。 事業実施体制について、元請け契約者や主要資材供給業者等の個別企業名を公表できない場合には、必ずしも記載頂く必要はございません。 公表時期に関する事前の調整はできません。
1139	公募占用指針案	公募占用指針（案）第７章 45ページ 選定の取消し等	選定事業者の選定の取消し事由が列挙されているが、この他の事象は選定の取消しになることはないと理解してよろしいでしょうか。 例えば、コーポレートPPAでの売電を想定した計画を提出する場合、運転開始まで数年の期間があるため公募段階において需要家からのコミットを得られる可能性は低く、その場合需要家からのノンバインディングなLOIをもってコーポレートPPA前提の計画にて入札を行うことも想定されるが、選定後に当該需要家とのコーポレートPPAが締結できない又は当初想定の条件でのコーポレートPPAが締結できない可能性があり、その場合事業計画や資金・収支計画の大幅な変更を余儀なくされる可能性もあると考えます。	公募時から大幅な計画変更が発生し、再生可能エネルギー発電事業を中止せざるをえない場合は取り消し事由に該当します。
1140	公募占用指針案	公募占用指針（案）第8章 49ページ 第８章 選定事業者を選定するための評価の基準 （３）評価の配点及び採点方法 ⅲ）資金・収支計画	「事業収入について、発電量予測や需給調整に伴う費用等を考慮したものであること。」については、これらの費用は必ずしも個別の発電事業者が負担するものでなく、アグリゲーター等が他発電所含め束ねた上で契約上負担する形も考えられるが、事業スキームに応じて(勿論一定の蓋然性があることを前提に)そのような記載も認められると考えてよろしいでしょうか。	収支計画に記載されている内容については、その適切性が把握できると考える資料を提出ください。

1141	公募占用指針案	公募占用指針（案）第8章 49ページ 第８章 選定事業者を選定するための評価の基準 （３）評価の配点及び採点方法 iii）資金・収支計画	FIP制度における収支計画について記載方法や前提・基準が不透明なため、事業者間で適切かつ根拠のある競争が機能するよう、可能な限り記載方法や前提等を具体化していただきたいです。 特に、事業の実現性評価について、撤退リスクの抑制と国民負担低減を両立する観点から以下の運用としてはどうでしょうか。 ＜A案＞ ■事業の実現性評価の内、「最低限必要なレベル」として一定の明確かつ入札価格の低減が進む基準を設定する ・④の「事業終了年度までに累損解消ができる計画」について、収入算出の売電単価はFIP入札価格（供給価格）とする（評価が困難なため、PPAや市場売電での累損解消は認めない） ・出力抑制による収入減は見込まないとする（想定よって変動するため） ・需給調整にかかる費用も0円、環境価値取引際も勘案せずに累損解消有無を評価する ※なお、事業費にはダンピングの恐れがないこと等の根拠を求めているが、収入面について同様の根拠が仮に示されたとしても、評価は困難と認識しています。 ■他方、事業の実現性評価の内、事業者の創意工夫やコストダウンを促す観点から、「良好」以上の財務の健全性評価（LLCRやリスク対応等）においては一定の根拠/妥当性がある前提でC-PPAや市場価格予想に織り込むことは認める。 ・C-PPAについては法的拘束力の有無等を評価ポイントの1要素とする。(法的拘束力のないものを妨げるものではない。) ・市場価格は第三者等によるレポートに基づいたもの --- A案が難しい場合、B案として以下を提示する ＜B案＞ 最低でも「事業終了年度までに累損解消ができる計画」の算出根拠がPPAのみで事足りるのか・事足りる場合にどの程度の信用力（オフテーカーの財務状況・オフテーカーあるいはオフテーカーの売電先の需要規模・PPAの法的拘束力度）があれば事足りるのかは明確化いただきたいです。	相対取引を前提とする収支計画の実現性の評価方法については、91番の回答をご覧ください。いただいたご意見は今後の制度設計の参考とさせていただきます。
1142	公募占用指針案	公募占用指針（案）第8章 49ページ 事業の迅速性	公募評価プロセス自体が何らかの理由により遅延し、事業者選定時期が想定より遅れる場合は、公募資料で設定した運転開始時期も調整されるという理解でよろしいでしょうか。 またその場合、冬季休工等を加味すると選定時期の遅れと運転開始時期の遅れが必ずしも同じ期間にならない可能性もあり得ると思いますが、選定時期の遅延状況に応じて柔軟にご対応いただきたいと考えております。	119番及び706番の回答をご覧ください。
1143	公募占用指針案	公募占用指針（案）第8章 50ページ ii)事業実施体制・事業実施実績	協力企業が組成するJVのパートナー企業もしくは下請として発注する企業の実施体制における役割および実績を明記し、それが事業の実現性や確実性に寄与する場合は、本項目における評価の対象となると理解してよろしいでしょうか。 また、工事の一部をJVに発注する場合、JVの構成企業の一部に役割に応じた実績がない場合も失格にはならないと理解してもよろしいでしょうか。	前段について、JVの場合でも、本事業における役割として求められるものとして適切であるかが示されれば評価対象となります。 後段について、「一部」の程度にもよりますが、計画するJVの体制で本事業の役割を担えることが示すことが出来れば問題ありません。

1144	公募占用指針案	公募占用指針（案）第8章 50ページ ii)事業実施体制・事業実施実績 優れている 他、「優れている」の評価基準共通	公募占用指針で示されるリスクシナリオは大まかなリスクシナリオであり、サイト特性等も踏まえ詳細・具体化されたリスクの特定及び未然防止策および発現時の対応において提案間の差が生じるものと考えます。 これは公募占用指針で示すリスクシナリオ以外の独自に行ったリスクの特定・分析に位置付けられると理解してよろしいでしょうか。	公募占用指針で示すリスクシナリオは検討が必要なリスクシナリオの大枠を示したもので、その枠内で行うリスクシナリオは基本的には指針で示されたリスクシナリオとなります。 ただし、サイト特性等を踏まえて、指針に示されている以上の内容でリスクシナリオを実施した場合は「公募占用指針で示すリスクシナリオ以外の独自に行ったリスクの特定・分析」に該当する可能性がございます。例えば、資金・収支計画の収入減少のリスクシナリオにおいて、列挙されている以外のリスクを特定して分析を行った場合などが想定されます。
1145	公募占用指針案	公募占用指針（案）第8章 50ページ ii)事業実施体制・事業実施実績 ミドルランナー ②SPCの意思決定機関に、洋上風力発電事業に関する経験のある役員が配置されている。	洋上風力事業に関する経験に基づき適切に意思決定ができる体制であれば、必ずしも役員全員が洋上風力発電事業の経験を有する必要はないという理解で相違ないか。	ご理解のとおりです。
1146	公募占用指針案	公募占用指針（案）第8章 51ページ [トップランナー] 〇「優れている」と評価されるもののうち、 コスト増や収入減少等のリスクに対しより適切な対応 がとられており、 長期にわたって安定的な資金繰り・財務健全性が確保 され、事業継続の確実性が高い計画 であると評価されるもの。	トップランナーの項目として、独自のリスクシナリオを設定し、対応策を記載することとの認識ですが、評価項目上では当該リスクシナリオに対して感度分析まで行うことを想定した記載と理解してよろしいでしょうか。	ケースバイケースで、第三者委員会の意見も踏まえ、適切な感度分析が行われている場合は評価の対象とします。ただし、事業実現性の観点からは、国としてはリスクを過大評価した計画よりも、リスクを精緻に分析して計画を作成できる事業者を評価する予定です。

1147	公募占用指針案	公募占用指針（案）第8章 51ページ ミドルランナー：「良好」の基準を満たすもののうち、財務やテクニカルアドバイザリー等の専門家により資金・収支計画の適切性を検討・評価しているもの。	ミドルランナーの評価を得るには「財務やテクニカルアドバイザリー等の専門家により資金・収支計画の適切性を検討・評価」が必要とのことですが、優れている・トップランナーの評価を得るうえで求められる項目について「財務やテクニカルアドバイザリー等の専門家により資金・収支計画の適切性を検討・評価」がなされているかどうかは評価上加味されない理解でよろしいでしょうか。	ご指摘の項目について、特に「トップランナー」は相対評価になりますので、専門家の報告書等が添付されている計画の方がより確実性の高い計画として評価される可能性がございます。 なお、「トップランナー」「優れている」の両項目ともに他のご意見等を踏まえて修正しましたので、確認ください。
1148	公募占用指針案	公募占用指針（案）第8章 51ページ ii)事業実施体制・事業実施実績 最低限必要なレベル ③役割の主たる者の実績が、その役割に求められるものとして適切であるもの。	求められる実績は必ずしも洋上風力発電事業に関するものである必要はなく、一定の親和性のある事業であればよいという理解でよろしいでしょうか。	12番の回答をご覧ください。
1149	公募占用指針案	公募占用指針（案）第8章 52ページ iii）資金・収支計画 評価の考え方	感度分析に関する評価基準は下記となっている。 「優れている」の評価基準：公募占用指針で示される感度分析シナリオ（複合シナリオは含めない）を実施し、全てのケースで LLCR ＝Σ（元利金支払前キャッシュフローの現在価値 ）/ 借入元本）が 1.0 以上 であるもの。 「良好」の評価基準：公募占用指針で示される感度分析シナリオ（複合シナリオは含めない）を実施し、相応に蓋然性の高いリスクが発現したケースでLLCR ＝Σ（元利金支払前キャッシュフローの現在価値 ）/借入元本）が 1.0 以上 のもの。 各基準の「全てのケース」と「相応に蓋然性の高いリスクが発現したケース」がそれぞれ何を指すのか明確でないため、補足説明を追加いただきたいです。	感度分析について整理が分かりづらかったので127番回答のとおり、記載を修正します。
1150	公募占用指針案	公募占用指針（案）第8章 52ページ ミドルランナー：「良好」の基準を満たすもののうち、財務やテクニカルアドバイザリー等の専門家により資金・収支計画の適切性を検討・評価しているもの。	「検討・評価」したエビデンスの”意見書”のようなものをご想定か。押捺や「検討・評価」した個人名の記載は不要という理解でよろしいでしょうか。	365番の回答をご覧ください。押捺は義務ではないですが、正式な報告書等を提出ください。

1151	公募占用指針案	公募占用指針（案）口 52ページ iii）資金・収支計画 トップランナー、優れている、ミドルランナー評価の考え方	「良好」の評価の考え方①や、「優れている」の評価の考え方②では、「LLCR（LLCR＝Σ（元利金支払前キャッシュフローの現在価値 ）/ 借入元本）が1.0 以上」という基準が有りますが、事業終了年度までの累損解消も同時に求められているという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。ただし、「資金・収支計画」の評価の考え方の当該箇所は修正しましたので、確認ください。
1152	公募占用指針案	公募占用指針（案） 52ページ iii）資金・収支計画 最低限必要なレベル ①由な事業費…が示されている もの。	「主な 事業費（建設費用、資機材調達費用（風車、基礎、海底ケーブル）、設備維持管理費用）の根拠」にて提示する見積および実績の費用項目は事業者にて任意で設定すると理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。なお、設定の適切性は、他の公募参加者の計画も参考に相対的に評価します。
1153	公募占用指針案	公募占用指針（案）/記載要領及び様式集（案） 第8章/第2 52ページ （3）評価の配点及び採点方法 iii）資金・収支計画 / 【様式3-1-6】別紙３：事業の資金計画・収支計画 １．資金計画 (2)ファイナンシャルアドバイザー等の第三者機関による資金 ・収支 計画の適切性の検討・評価の証跡	「ミドルランナー」評価の考え方に「財務や・・・検討・評価しているもの」とあるが、当該「専門家」の要件は何でしょうか。 また、要件によっては、それを満たす事業者内の財務・ファイナンスの専門知識がある部門がそれを兼ねることは可能であると理解してよろしいでしょうか。 上記理解が正しい場合、公募占用指針（案）では「財務やテクニカルアドバイザー等の専門家」と記載されている一方で、様式集では「ファイナンシャルアドバイザー等の第三者機関」と記載されているが、様式集の用語は誤記と理解してよろしいでしょうか。	1107番の回答をご覧ください。

1154	公募占用指針案	公募占用指針（案）第8章 52ページ iii)資金・収支計画 良好 ②プロジェクトファイナンス以外による資金調達の場合	プロジェクトファイナンス以外による資金調達とはSPC構成員による出資金も対象となると理解してよろしいでしょうか。 つまりプロジェクトファイナンスによる借入比率が100%ではない限り、残りの資金調達にあたっては②の評価基準に沿って評価されるのか、もしくは出資金以外の調達方法においてプロジェクトファイナンス以外の調達方法をとる場合に適用する評価基準となるのでしょうか。	本項目については、プロジェクトファイナンス以外の「コーポレートファイナンス」や「自己資本による資金調達」を想定しています。621番の回答も参考にしてください。
1155	公募占用指針案	公募占用指針（案）第8章 52ページ iii)資金・収支計画 最低限必要なレベル ③事業収入について、発電量予測や需給調整に伴う費用等を考慮したものであること。 およびリスクシナリオの概要「出力抑制」	収入減少のリスクシナリオについて出力抑制以外は元々見込まれる収入が減少するあるいはロスが増大するというシナリオであるの対し、出力抑制については前提としては発生せず、それが発生するリスクを想定しているように読み取れます。 評価基準の「発電量予測」には出力抑制を考慮した発電量という意味でしょうか、また出力抑制量については③において評価対象外であるということでしょうか。	リスクシナリオでは、当初予定している収入が風況変動・稼働率低迷・出力抑制等の各要因によって減少し得るリスクに対する未然防止策及び発現時の対応策を提示いただくことを想定しています。 したがって、出力抑制のリスク分析についてはリスクシナリオで評価しますので「資金・収支計画」の評価の考え方「最低限必要なレベル」③において出力抑制を考慮いただく必要はございません。
1156	公募占用指針案	公募占用指針（案） 52ページ iii）資金・収支計画 〇「良好」の基準を満たすもののうち、財務やテクニカルアドバイザリー等の専門家により資金・収支計画の適切性を検討・評価しているもの。	「「良好」の基準を満たすもののうち、財務やテクニカルアドバイザリー等の専門家により資金・収支計画の適切性を検討・評価しているもの」とあるが、「資金・収支計画の適切性」とは具体的にどういった内容を指しているか、御教示頂きたい。すなわち、財務計画にインプットする各数値（売電収入やEPCコスト等）の確からしさを専門家に評価して貰えば良いのか、若しくはそれら織込み値の確からしさも含め資金・収支計画の全体的な妥当性を評価して貰えば良いのか、何方のイメージが御教示頂きたい。	365番の回答をご覧ください。追加のご不明点等があれば、公募期間中の質問受付にて質問ください。
1157	公募占用指針案	公募占用指針（案）第8章 53ページ 第８章 選定事業者を選定するための評価の基準 iii）運転開始までの事業計画	「設備構造に関して、調整力の確保や系統混雑の緩和に資する、特に優れた提案」について、 ①「調整力」等、語句の解釈の範囲が広く、どのような提案が求められているか判断が難しいため、具体例を可能な限り示していただきたいです。 ②なお、調整力は必ずしも発電設備と一体での導入ではなく、別系統やオフグリッドにて準備すること、需要地に近い場所等に設置することも経済・社会最適な場合が多いことも踏まえ、設置形態や事業主体等含む提案形態は特段制限を設けず、柔軟に提案できる形としていただきたいです。 ③また、これらの設備は、本指針における「発電設備」の一部とみなされ公募占用計画に設備の構造、施工計画等の記載を求められるのかも明確化いただきたいです。	4番の回答をご覧ください。

1158	公募占用指針案	公募占用指針（案）第8章 53ページ リスクシナリオ-故障や事故による費用増大：【感度分析】 維持管理費用が10%増大する場合	・維持管理費用が10%増大する場合とは、①「毎年10%増大する」、②「事業期間を通じて合計10%増大する」あるいは③「ある特定の年度に10%増大する」選択肢のどのケースを指しているのでしょうか。 ・上記①の場合、運転開始直後から増大するケースを想定する必要があるか、ご教示いただきたい。 ・上記②、③の場合、増大すると予想するタイミングは、事業者側で判断してよろしいでしょうか。	維持管理費用の感度分析については、②を想定していますので、分かりやすさの観点から公募占用指針及び様式集を修正しました。 タイミング等の増大シナリオは計画に応じて事業者判断で分析ください。
1159	公募占用指針案	公募占用指針（案）第8章 53ページ リスクシナリオ-保険料上昇：【感度分析】 保険料支払いが15%増大する場合	・保険料支払いが15%増大する場合とは、①「毎年15%増大する」、②「事業期間を通じて合計15%増大する」あるいは③「ある特定の年度に15%増大する」選択肢のどのケースを指しているのでしょうか。 ・上記①の場合、運転開始直後から増大するケースを想定する必要があるか、ご教示いただきたい。 ・上記②、③の場合、増大する予想するタイミングは、事業者側で判断してよろしいでしょうか。	保険料支払いの感度分析については、②を想定していますので、分かりやすさの観点から公募占用指針及び様式集を修正しました。 タイミング等の増大シナリオは計画に応じて事業者判断で分析ください。
1160	公募占用指針案	公募占用指針（案）第8章 53ページ 優れている：「ミドルランナー」の基準を満たすもののうち、公募占用指針で示すリスクシナリオ以外に独自に行ったリスクの特定・分析が適切になされ、その対応が特に優れていると評価されるもの。	「公募占用指針で示すリスクシナリオ以外に独自に行ったリスクの特定・分析が適切になされ」という点について、当該リスクの特定・分析は運転開始までの事業計画だけでなく資金・収支計画にも連動すると考えます。 資金・収支計画にも当該リスクを織り込み、その上で適切な対応がとられていれば資金・収支計画の評価にも反映されると理解してよろしいでしょうか。 また、当該リスクを資金・収支計画に織り込んで分析する場合、財務やテクニカルアドバイザー等の専門家による適切性の検討・評価がなされているか否かが評価上影響を与えうるのでしょうか。	資金・収支計画の評価において、公募占用指針で示されるリスクシナリオ以外に独自に行ったリスクの特定・分析については、「トップランナー」の基準で評価することになります。 その際、財務やテクニカルアドバイザー等の専門家による適切性の検討・評価がなされていることは要件にはなりませんが、独自に行ったリスクの特定・分析の根拠が示されている必要はあります。
1161	公募占用指針案	公募占用指針（案）第8章 53ページ iii)運転開始までの事業計画 トップランナー① 優れている	トップランナー基準において「スケジュールの遅延等に関するリスクの特定が適切になされその対応が特に優れている」かどうかが評価されるため、「優れている」の評価においてはスケジュール遅延等に関する独自のリスク特定・分析は評価対象外となるという理解でよろしいでしょうか。	「優れている」の評価において、スケジュール遅延等に関する独自のリスク特定・分析も評価対象となります。「トップランナー」は、「運転開始までの事業計画」に係るリスクシナリオすべてを考慮し、最も優れた計画が該当すると評価します。

1162	公募占用指針案	公募占用指針（案）第8章 53ページ （3）評価の配点及び採点方法 iii）運転開始までの事業計画	「トップランナー」の評価の考え方に、「②設備構造に関して、調整力の確保や系統混雑の緩和に資する、特に優れた提案がなされていると評価されるもの。」との記載があるが、「設備構造」とは、2～3ページに示されている海洋再生可能エネルギー発電設備全体を指しているとの理解でよろしいでしょうか。	4番の回答をご覧ください。
1163	公募占用指針案	公募占用指針（案） 54ページ iii）運転開始までの事業計画	「iv)運転開始までの事業計画」 の誤記と理解してよろしいでしょうか。（以降ひとつずつ番号ずれ）	ご理解のとおりです。
1164	公募占用指針案	公募占用指針（案） 54ページ iii）運転開始までの事業計画 ミドルランナー ○「良好」の基準を満たすもののうち、以下①～⑥のいずれも満たすもの。	「以下①～⑤のいずれも満たすもの」の誤記と理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
1165	公募占用指針案	公募占用指針（案）第8章 55ページ iii）運転開始までの事業計画 リスクシナリオ区分　設計変更	「環境規制」とは騒音規制法、振動規制法のように遵守する規制値が明確になっている法令を指していると考えてよいか。用語の定義を明確にしていただきたいです。	主に環境影響評価に伴う規制を想定しています。

1166	公募占用指針案	公募占用指針（案）第８章 56ページ ⅳ）運転開始以降の事業計画、必要最低限なレベル	「④撤去方法、撤去費用の金額およびその算出根拠が記載されているもの。」とあるがここでの撤去方法については、全撤去もしくは一部残置の選択について要求されており、撤去方法の詳細ではないと理解してよろしいでしょうか。 「【様式3-1-14】別紙 １１ 海洋再生可能エネルギー 発電設備の撤去の方法」に「撤去方法の詳細についての記載は任意」と記載されておりますので、撤去方法の詳細は評価対象ではないと認識していますが、正しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
1167	公募占用指針案	公募占用指針（案）第8章 56ページ （３）ⅳ）運転開始以降の事業計画必要最低限なレベル（０点） ④撤去方法、撤去費用の金額およびその算出根拠が記載されているもの。	同公募占用指針（案）p.8第２章（5）4）ⅲ）①撤去費用の金額に「・・・（撤去費用の金額及び算出根拠については事業者選定における評価の対象とはしない。）・・・」とあるが、当該箇所では撤去費用の金額及びその算出根拠の記載が必要最低限なレベルの評価基準として記載されており評価の対象となっているため矛盾していると考えます。	ご指摘を踏まえ、修正します。
1168	公募占用指針案	公募占用指針（案）第8章 58ページ v)関係行政機関の長等との調整能力	調整実績は必ずしも完成した設備/完了した事業における実績に限らず、例えば設備は完成していないが関係行政機関の長等の調整行ったうえで完了した事前調査の実績なども含まれると理解してよろしいでしょうか。	292番の回答をご覧ください。
1169	公募占用指針案	公募占用指針（案）第8章 60ページ viii）地域経済波及効果 「優れている」の評価基準	知事意見がない場合もしくは合理的な理由が示されていない場合に採用される②の評価基準に関して、「高い波及効果」は一定の閾値に対する絶対評価なのか入札者間の相対評価なのか、どちらの想定でしょうか。	第三者委員会の意見も踏まえますが、基本的には相対評価となります。

1170	公募占用指針案	公募占用指針（案）第8章 60ページ viii）地域経済波及効果 「トップランナー」の評価基準	知事意見がない場合もしくは合理的な理由が示されていない場合に採用される②の評価基準に関して、「中長期的な観点」とはどれくらいの期間でしょうか。 10-30年程度と考えてよろしいでしょうか。	162番の回答をご覧ください。
1171	公募占用指針案	公募占用指針（案）第8章 61ページ （4）評価に関する補足事項	秋田県八峰町及び能代市沖の際の公募占用指針から「複数の協力企業の候補が示された場合、候補の協力企業の中から最も評価の低い企業の実績を評価する。」の文言が削除されていますが、今回の公募以降は複数の実績が提示された場合はそれらを総合的に判断して評価を行うという理解でよろしいでしょうか。	12番の回答をご覧ください。
1172	公募占用指針案	公募占用指針（案）第9章 63ページ （２） 公募占用計画の認定	事業者選定の時期は、公募占用指針に明示されるものと考えていますが、明示された時期から遅れたことにより事業計画の変更がある場合には、「やむを得ない事情」として提出した公募占用計画からの変更は認められると理解してよろしいでしょうか。 事業者選定の時期により事業スケジュールに変更が必要となり、公募で提出した運転開始日が達成できない可能性があると考えているためです。	1094番の回答をご覧ください。
1173	公募占用指針案	公募占用指針（案）第9章 63ページ （2）公募占用計画の認定	SPCにより公募に参加し、SPCが公募において選定事業者に選定された後に議決権を保有する構成員としてSPCに参加することを誓約する企業（以下「公募後参加構成員」という。）が存在する場合であって、SPCが選定事業者として選定された後に、公募後参加構成員がSPCの構成員となるために法令上必要となる手続（各国の競争法に基づく手続（事前届出や待期期間の経過等）や外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）に基づく手続等。以下、「本法令手続」という。）を完了させる必要がある場合には、選定事業者の選定から公募占用計画の認定までの具体的なタイムラインは、本法令手続の完了に必要な期間も考慮いただいた上で調整されることになるとの理解でよろしいでしょうか。	選定結果公表後１年以内でのFIP認定申請等のその他の要件への影響がないのであれば、公募占用計画認定時期の相談・調整は可能です。

1174	公募占用指針案	公募占用指針（案）第9章 64ページ （４）系統に係る契約等の承継と承継条件等について １）系統に係る接続契約等について	「上記の期間内に，合理的な理由なく，～～への参加を認めないことがある。」と記載があるが，「合理的な理由」とは具体的にどのようなものでしょうか。	保証金没収免除事由に当たる激甚災害等が想定されますが、個別に判断することになります。
1175	公募占用指針案	公募占用指針（案）第9章 64ページ （４）系統に係る契約等の承継と承継条件等について 1）系統に係る接続契約等について	3カ月以内に応札者の責に帰せざる事由で系統に係る契約等が承継できず、応札者の工期が遅延する場合、公募占用計画に記載の工程を変更することはできると理解してよろしいでしょうか。	系統提供事業者からは系統承継に係る誓約書を得ていることから、ご記載の事態は想定していません。
1176	公募占用指針案	公募占用指針（案）第9章 64ページ （４）系統に係る契約等の承継と承継条件等について ＜算定式＞ 譲渡対価 ① 既払の工事費負担金等 ② 諸経費相当分 × ③ 運用利益率 ① 既払の工事費負担金等（一般送配電事業者に対 する 直接的支出 のうち既払分 ② 諸経費相当分 工事費負担金等（未払分を含む 総額 の 1%分（上限 750 万円） ④□運用利益率 ①② の合計金額に、① 既払額の支出日支出日が複数ある場合、①既払額については各支出日、②諸経費相当分については①既払額の最後の支出日とする。） から、本件契約上の地位等の承継の日までの期間について、1.001 （年利）の率を乗じる。	②諸経費について、銀行保証による工事負担金の支払いを行う場合、銀行保証料が発生するが、こちらも必要な経費であるため、公募指針に定める「本件契約上の地位 等の承継に係る譲渡対価」に含めるべきと考えます。	いただいたご意見については、今後の参考とさせていただきます。

1177	公募占用指針案	公募占用指針（案）第9章 66ページ （５）公募占用計画の変更に係る事項 1) 変更を認める場合の基準 ⅱ）公共の利益の増進又はやむを得ない事情（法第18条第2 項第2 号）	「ただし、これらの場合であっても、公募占用指針に定める事項及び評価の基準に照らし、審査及び評価の結果が下がる方向での変更ではないことに留意することとする。」とありますが、やむを得ない事情には事業者がコンロトールできない事由が含まれると考えると、そのケースでは運転開始時期が遅れるなどの公募評価が下がる方向の変更であっても認定いただけると理解してよろしいでしょうか。	ご質問の趣旨が分かりかねますが、変更については公募占用指針第９章（５）に基づき、個別に判断しますので、変更前提の計画提出は避けてください。
1178	公募占用指針案	公募占用指針（案）第9章 68ページ （５）公募占用計画の変更に係る事項 3) 軽微な変更についての変更の届出	「公募占用計画に係る工事の時期の変更のうち、工事の着手又は完了の予定年月日の 3 月以内の変更など、」とありますが、 ①この「3月」は「3ヶ月」と理解してよろしいでしょうか ②迅速性評価の境目となる運転開始時期をまたぐ変更についても軽微な変更として認められるのでしょうか。	①ご理解のとおりです。 ②審査及び評価の結果が下がる方向での変更は「軽微」には当たりません。
1179	公募占用指針案	公募占用指針（案）第9章 69ページ （６）FIP認定の申請期限(法第13条第2項第10号)	仮に事業者が自らの判断として、FIPの適用を受けないことを選択した場合においては、FIP認定を期限内に受けなかったことによるペナルティは、適用除外としていただきたいです。	今回の公募の対象となる事業はFIP認定を受けることが前提となりますので、FIP認定を受けない前提での計画は認められません。
1180	公募占用指針案	公募占用指針（案）第10章 75ページ (1) 3) ⅳ) ・連系予定地点については、公募に提供された系統容量の検討の前提となった地点とする	公募に提供された系統容量の検討の前提となった地点とは完全に同一地点（例えば同一回線の同一鉄塔）を意味するのでしょうか。 連系枠を失効しない範囲で同一送電線の別鉄塔なども認めるなど、計画の柔軟性を確保していただきたいです。	完全な同一地点に限定するものではございません。承継対象の系統枠を活用できる範囲であれば柔軟な計画は作成ですが、一般送配電事業者との協議結果が分かる資料を別紙８の添付資料として提出ください。

1181	公募占用指針案	公募占用指針（案）第10章 75ページ (1) 3)	同一海域に対して複数の系統が公募に供されている場合には、同一系統に連系する場合には系統枠を物理的にも契約上も統合することを認めるべきと考えます。	いただいたご意見については、今後の検討の参考とさせていただきます。 なお、現状において、複数の接続契約の系統容量の統合は、安全性・公平性の理由により、託送供給等約款上、確保された系統容量の解除と再度の接続検討が必要になると考えられますので、ご留意下さい。
1182	公募占用指針案	公募占用指針（案）第10章 75ページ （2）3）ⅱ）接続検討申込みの受付次点（※1）から回答までの標準処理期間は3か月となるため、1次業者当たり少なくとも1回の接続検討を行うためには速やかな接続検討申込みが必要である。	一般送配電事業者への接続検討申込については、当該3か月の標準処理期間内に接続検討が終了せず半年以上要して回答を受領するような事態がしばしば発生しています。 今回の公募入札については公募図書提出期日が明確に決まっているため、万が一半年以上要して接続検討回答書を受領するような事態となった場合には系統に関連する情報が無いまま公募図書を提出することとなってしまうため、一般送配電事業者においては改めて3か月の標準処理期間を遵守するよう徹底いただきたいです。	一般送配電事業者に対しては国からも協力を依頼しています。公募参加者におかれても迅速な対応へのご協力をお願いします。
1183	公募占用指針案	公募占用指針（案）別添1 77ページ （別添1）本公募対象区域	能代港港湾区域の座標を緯度経度で明示いただきたいです。	必要に応じて、港湾管理者にお問い合わせください。
1184	公募占用指針案	公募占用指針（案）別添1 77ページ （別添1）本公募対象区域	海岸保全区域を明示いただきたいです。	必要に応じて、港湾管理者にお問い合わせください。

1185	公募占用指針案	公募占用指針（案）（別添３） 107ページ 促進区域と一体的に利用できる港湾の規模・地耐力について	促進区域と一体的に利用できる港湾の地耐力は概ね35ton/m2となっておりますが、「風車大型化・発電所大規模化に対応した基地港湾の最適な規模について」令和３年８月５日　国土交通省港湾局　では15MW級の風車プレアッセンブリを実施する場合は、35ton/m2では不足する為、コンクリート版などによる補強が必要と記載されております。R1ではHaliade-Xが採用されている事からR2は15MW級（SG14.0-222DD、V236-15MW、Haliade-X）が主流となり、港湾の地耐力が不足し増強工事が必要となる事は自明であり、15MW級プレアッセンブリに必要な基地港湾の増強工事（主に地耐力増強工事）は早期運転開始に支障がない範囲で国によって実施されるべきかと考えます。	690番の回答をご覧ください。
1186	公募占用指針案	公募占用指針（案）別添3 108ページ （別添３）促進区域と一体的に利用できる港湾	貸付料は公募開始時に公表される公募占用指針において明らかにされるという理解でよろしいでしょうか。	貸付料の基礎となる額について、公募占用指針に記載しました。
1187	公募占用指針案	公募占用指針（案）第１章 109ページ （留意事項） ただし、本公募の事業者選定後において、選定事業者が当該埠頭における他の借受者と調整を行い、ヤード設備の承継について双方の合意が得られ、東北地方整備局及び港湾管理者（秋田県）が原状回復を行うことを要しないと認め、かつ、ヤード設備を承継することに伴う公募占用計画の変更を経済産業大臣及び国土交通大臣が認定した場合に限り、ヤード設備の承継が認められる。	先行事業者が整備した港湾を原状回復せずに継承し、後続事業者が自責で維持管理することを合意していれば、継承に問題はないと考えるが、東北地方整備局および港湾管理者(秋田県)が原状回復を要求しないことを認めない場合とはどのようなことを想定しているのか。また、ヤード整備を継承することに伴う公募占用計画の変更を経済産業大臣及び国土交通大臣が認定しない場合とはどのようなことを想定しているのかご教示いただきたいです。 また、ヤード設備の継承が認められた際、どのような契約変更のプロセス、変更内容があるのか確認したいです。	ご指摘の期間（令和8年4月1日から令和11年3月31日までの期間）は、他の事業者による独占排他的な使用が予定されているため、本公募における「海洋再生可能エネルギー発電設備の設置工事」のための利用可能期間として示しておりません。 当該期間において、本公募における選定事業者に緊急工事等の必要が生じたときは、海洋再生可能エネルギー発電設備等取扱埠頭賃貸借契約書（案）第８条の規定が適用されます。

1188	公募占用指針案	公募占用指針（案）第１章第２章第３章 109ページ （利用可能期間） ・港湾法第55条の2第1項及び第4項の規定に基づく行政財産の貸付けを受け、当該埠頭を独占排他的に利用することのできる期間は下表のとおりとする。	能代港を利用する場合、令和6（2024）年4月1日～令和8（2036）年3月31日の期間に設置工事を実施した場合、利用できない期間とされる令和8（2026）年4月1日～令和11（2029）年3月31日の期間は能代港を全く利用できないのでしょうか。 令和3（2021）年5月18日付けMLIT港湾局2050年CN実現のための基地港湾のあり方に関する検討会では、設置工事後に実施する0＆Mのためのエリア確保について指摘されているが、能代港についても令和8（2026）年4月1日以降も0＆Mエリアとして確保できるのか確認させていただきたい。	御指摘の期間（令和8年4月1日から令和11年3月31日までの期間）は、他の事業者による独占排他的な使用が予定されているため、本公募における「海洋再生可能エネルギー発電設備の設置工事」のための利用可能期間として示しておりません。 当該期間において、本公募における選定事業者に緊急工事等の必要が生じたときの取扱いは、海洋再生可能エネルギー発電設備等取扱埠頭賃貸借契約書（案）第８条をご参照ください。
1189	公募占用指針案	公募占用指針（案）別添３ 112ページ 能代港の利用について	大森埠頭以外の港湾用地についてはスケジュール上の利用制限はないとの理解で問題ないでしょうか。	ご質問の趣旨が必ずしも明らかではございませんが、利用を希望する港湾用地の管理者に利用可否や利用条件等をご確認ください。
1190	公募占用指針案	公募占用指針（案）（別添３） 114ページ ヤード設備の整備及び原状回復に要する費用を公募占用計画に計上すること。	「ヤード設備の整備及び原状回復に要する費用を公募占用計画に計上すること」と記載されていますが、「現状回復」には地耐力向上の為に実施した地盤改良（地中部）は含まれず、あくまで倉庫をはじめとする地上設備の撤去と理解してよろしいでしょうか。	含まれます。なお、記載内容の明確化の観点から、当該記載を修正しました。再度質問等がございましたら、必要に応じて、公募期間中の質問受付をご活用ください。
1191	公募占用指針案	公募占用指針（案）別添6 122ページ 能代港又は秋田港の利用重複時における事業者選定に関する事項	当初の公募占用計画の提出時にそれぞれの港湾を利用する前提の計画をそれぞれ提出する（2パターンの計画を提出する）ことは認められるでしょうか。（それぞれの計画においてどちらが高い評価を得るかわからない中、事業者としては両パターンの計画を提出することを望む可能性があると考えます。）	認められません。

1192	公募占用指針案	公募占用指針（案）別添6 122ページ	能代港又は秋田港の利用重複に影響を受けない西海江島沖並びに胎内村上沖の事業者選定においては、評価点1位となったコンソーシアムの合計入札事業規模が1GW未満である場合には、能代港又は秋田港の利用重複の有無にかかわらず、前倒しで事業者選定を通知いただきたいと考えます。 なおその際には乙海域で公募計画を再提出する事業者の計画への影響が生じないよう「選定結果公表時の公表内容」に記載された公表内容は八峰能代および潟上沖事業者が選定された際に公表することとしてはいかがでしょうか。	ご指摘を踏まえ、公募占用指針を修正しました。
1193	公募占用指針案	公募占用指針（案）別添6 123ページ ②「秋田県八峰町及び能代市沖」及び「秋田県男鹿市、潟上市及び秋田市沖」のうち「甲区域」以外の促進区域（以下「乙区域」という。）において評価点が１位であった公募占用計画の提出者に対して、公募占用計画の再提出が可能である旨を書面で通知する。この際、再提出時における能代港及び秋田港の利用可能期間（※１）、再提出の期限及び方法、再提出時の留意事項（※２）を併せて通知する。	2022年10月28日開催の第27回洋上風力促進小委員会における資料１、P46で「事業者選定の時期が３～４か月遅れる可能性があり」と言及されていますが、事業者選定時期がこの言及以上に遅延することの無いよう、再提出の期日設定や再評価時の評価プロセス迅速化に配慮いただきたい。	708番の回答をご覧ください。

1194	公募占用指針案	公募占用指針（案）別添6 124ページ （備考） ・「秋田県八峰町及び能代市沖」及び「秋田県男鹿市、潟上市及び秋田市沖」の公募参加者に対しては、他方の促進区域の公募参加者と能代港又は秋田港の利用期間の重複の有無について、令和〇年〇月までに書面にて通知する。	利用期間の重複可能性有無については、各事業者の評価結果を待たずして早急に対象事業者に通知いただきたいです。	御意見を踏まえ公募占用指針を修正しました。
1195	公募占用指針案	公募占用指針（案）別添6 124ページ （備考）	「・各促進区域における審査・評価の結果、能代港及び秋田港において利用期間の重複が発生しなかった場合には、 本公募における全ての促進区域に係る選定結果を 令和 〇 年〇 月頃に前倒しで公表する。」 とありますが、選定結果の公表は、事業計画の重要なマイルストーンであり、この公表時期が変更になることで事業計画の変更もあり得ると理解します。 よって、変更申請で明確に説明ができるように、〇月頃ではなく、〇月〇日と指定していただきたいです。	ご指摘を踏まえ公募占用指針を修正しました。
1196	記載要領及び様式集案	記載要領及び様式集（案）第1章 3ページ 3. 企業名は正本のみに記載し、副本には、公募参加者（コンソーシアム・SPC名を含む）及びコンソーシアム又はSPCによる構成員の企業名、協力企業及びその他本公募に関し特定の応募者への支援・協力を行う者の企業名及び企業を類推できる記載（ロゴマークの使用等を含む。）は行わないこと。	正副双方とも、公募参加者や構成員の企業名等を記載せず、正本に公募参加者や構成員の企業名等の読み替え表を添付する形式としても、問題無いか確認させていただきたいです。	問題ありません。記載要領を修正しました。

1197	記載要領及び様式集案	記載要領及び様式集（案）第1章 3ページ 企業名は正本のみに記載し、副本には、公募参加者（コンソーシアム・SPC名を含む）及びコンソーシアム又はSPCによる構成員の企業名、協力企業及びその他本公募に関し特定の応募者への支援・協力を行う者の企業名及び企業を類推できる記載（ロゴマークの使用等を含む。）は行わないこと。	副本に企業名の記載が認められない対象に、「【様式3-1-17】別紙１４：周辺航路、漁業等との協調、共生」において、地域貢献策等で応募コンソーシアムと連携する企業等は含まれるのでしょうか。	含まれます。
1198	記載要領及び様式集案	記載要領及び様式集（案）第3章 15ページ ３海洋再生可能エネルギー発電事業の内容及び実施時期等 9.当該発電設備の設置及び維持管理に必要な人員及び物資の輸送に関し第１号に掲げる区域と一体的に利用する港湾に関する事項	港湾利用計画の詳細について、施工時は別紙8の「工事の工程」に記載するのに対して、運転時は別紙10の「運転及び維持管理計画」に記載することが指定されています。 この点について、運転時も別紙９の「運転開始以降のスケジュール」に記載した方が適切かと思われるが、運転時は別紙10に記載すべき理由を教えていただきたいです。 また、いずれの別紙についても要項を読む限り、港湾の利用に関する事項を記載すべき適当な箇所が見当たらないため、可能であれば要項の項目に港湾に関する事項を明記いただきたいです。	維持管理時の港湾利用については、運転及び維持管理計画との関連性が高いため別紙10への記載を求めています。 ご指摘を踏まえ様式を修正しました。
1199	記載要領及び様式集案	記載要領及び様式集（案）第3章 15ページ 9.港湾に関する事項	撤去に関する港湾の記載は不要ということでよいでしょうか。	撤去時に利用する港湾については、【様式3-1-2】には記載不要ですが、【様式3-1-14】別紙11には記載してください。なお、撤去方法の詳細の記載は任意です。

1200	記載要領及び様式集案	記載要領及び様式集（案）第3章 16ページ 4. 4) この事業に関係ない者が発電設備にみだりに近づくことがないよう、適切な措置を講ずること。	「この事業に関係ない者が発電設備にみだりに近づくことがないよう、適切な措置を講ずること。」とあるが、例えば必要な安全策を講じた上で、事業者若しくはその関連団体が主催する形で風車見学ツアー等で風車に接近することについては問題無いか、確認させていただきたいです。	本規定は発電設備の維持管理を行う上での安全性の確保を念頭においたものですので、安全性が確保された見学ツアー等については抵触しないと考えられます。
1201	記載要領及び様式集案	記載要領及び様式集（案）第3章 18ページ 評価の考え方への対応 「評価の考え方を満たしているとする根拠」	「評価の考え方を満たしているとする根拠」について、該当すると思われるレベルよりも低いレベルについても、記載する必要があるという事で良いでしょうか。例えば「トップランナー」に該当する場合は、「トップランナー」のみに記載するだけでなく、「優れている」～「最低限必要なレベル」までの全ての欄に記載する必要があるとの認識で間違いないでしょうか。	ご認識のとおりです。
1202	記載要領及び様式集案	記載要領及び様式集（案）第3章 18ページ 評価の考え方への対応 「評価の考え方に対応する記載箇所」「添付資料」	「評価の考え方に 対応する記載箇所」に記載がなく、「添付資料」のみの記載となった場合、評価されるのでしょうか。	基本的には、別紙で概要及びポイントの説明、添付資料で詳細の補足説明、という構成がわかりやすいと考えます。なお、上限20ページはあくまで目安です。
1203	記載要領及び様式集案	記載要領及び様式集（案）第3章 18ページ P18：ミドルランナー　①SPC の意思決定方法、リスク 管理体制、地域共生に関する体制が明確である。 P45：(2). SPCの経営と業務執行、主たる役員の専門分野、経歴等	SPCの意思決定方法の記載箇所について、P18　評価の考え方への対応には、ミドルランナー「①SPC の意思決定方法、リスク管理体制、地域共生に関する体制が明確である。」の評価の考え方に対応する記載箇所として、別紙１　２(1)(3)(4)が指定されているが、P45では、(2). SPCの経営と業務執行、主たる役員の専門分野、経歴等の下部に「※SPCなど事業を実施する会社の経営と業務執行の形態（意思決定方法）について記載すること。」が記載されており、不整合であると考えます。「評価の考え方に対応する記載箇所」について、正しくは「別紙１　２（２）」という理解でよろしいでしょうか。	ご指摘踏まえ、「別紙１　２（１）～（４）」と修正します。また、必要に応じて、対応する記載箇所を追加することを認めます。

1204	記載要領及び様式集案	記載要領及び様式集（案）第3章 21ページ 【様式 3-1-3】事業実現性に係る各評価の考え方への対応 プロジェクトファイナンス以外による資金調達の場合、ファイナンスを行う主体が、金融庁長官に登録された格付業者による長期信用格付がＡ－またはＡ３以上の金融機関から当該資金調達額のLOI を取得しているもの。	プロジェクトファイナンスを活用するが、一部コーポレートファイナンスでプロジェクトに対してLCを入れる場合（例えば、プロジェクトファイナンスにおいて要求される積立金の代わりにスポンサーが取引銀行からLCを入れる場合）にあっては、その調達の蓋然性も示すべく、コーポレートファイナンス部分のLOIも別途必要でしょうか。 また、コーポレートファイナンス部分のLOIは不要又はどちらでも可である場合、当該LOIを提出する場合としない場合で評価に差が生じることはないと理解してよろしいでしょうか。	206番の回答をご覧ください。
1205	記載要領及び様式集案	記載要領及び様式集（案）第3章 22ページ 【様式 3-1-3】事業実現性に係る各評価の考え方への対応 プロジェクトファイナンスによる資金調達の場合、公募占用指針で示される感度分析シナリオを実施し、全てのケースにおいて調達先との検討結果として事業継続に支障がないことが確認できるもの。	・「調達先」とはレンダー候補を指しており、「調達先との検討結果」というのは、LoIを取得する全てのレンダー候補と検討を実施する意味か。 ・また、「事業継続に支障がない」とは具体的にどういった状態を指すか、定義を御教示頂きたい。 ・「調達先」が「事業継続に支障がない」ことを確認したことの証左として、書面でその内容を提出して貰う必要があるか。 ・尚、事業に支障がないという状態を事業期間に亘って財務計画が破綻していない事ととらえた場合、その確認において入札価格は重要な要素と考えられるが、事業者にとって公募上最も重要な項目の一つである入札価格は（レンダー候補による情報遮断体制が取られていてもなお）開示困難な情報である場合が想定される。従って、入札価格前提の事業計画において公募占用指針に示される感度分析シナリオを実施の上事業継続の支障がないことをレンダー候補が確認することは現実的ではないかと思われるが、いかがか。	481番の回答をご覧ください。

1206	記載要領及び様式集案	記載要領及び様式集（案）第3章 22ページ 【様式 3-1-3】事業実現性に係る各評価の考え方への対応 プロジェクトファイナンスによる資金調達の場合、公募占用指針で示される感度分析シナリオを実施し、全てのケースにおいて調達先との検討結果として事業継続に支障がないことが確認できるもの。	「事業継続に支障がない」とは、レンダー候補から担保権実行してもプロジェクトは継続しつつ、回収を図る意思を確認することでよろしいでしょうか。 その場合、書面でその意思を出してもらうことになるのでしょうか。	481番の回答をご覧ください。
1207	記載要領及び様式集案	記載要領及び様式集（案）第3章 22ページ 【様式 3-1-3】事業実現性に係る各評価の考え方への対応公募占用指針で示される感度分析シナリオ（複合シナリオは含めない）を実施し、全てのケースで LLCR（LLCR＝Σ（元利金支払前キャッシュフローの現在価値 ）/ 借入元本）が 1.0 以上であるもの。	「複合シナリオは含めない」とのことであるが、すべてのシナリオを含める（コンバインする）必要はないとの意ではなく、いずれの２個以上の組み合わせも不要との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。また、127番の回答のとおり感度分析についての記載を修正しますので、ご確認ください。
1208	記載要領及び様式集案	記載要領及び様式集（案）第3章 25ページ 運転開始までの事業計画（別紙４ ～８ 関係） 評価の考え方への対応	本別紙に限らず、「評価の考え方に対応する記載箇所」で参照されている目次番号は応募者側で変更してもよいでしょうか。 例えば、トップランナー項目である「運転開始に至るまでのスケジュール遅延等に関するリスクの特定が適切になされその対応が特に優れていると評価されるもの。」の参照先が別紙5 1の運転開始までのスケジュールの全体像となっているが、別紙7,8についても評価対象として記載すべきと考えており、確認いただきたいです。	300番の回答のとおり、変更可能なように修正しました。

1209	記載要領及び様式集案	記載要領及び様式集（案）第3章 25ページ 評価の考え方への対応、ミドルランナーの記載について	「工事開始前までにISO45001（労働安全衛生）や建設業労働安全衛生マネジメントシステム（COHSMS）又はこれらと同等の認定等を取得することが予定されているもの。」とありますが、下記についてご教示いただきたいです。 ・同認定等を取得すべき対象者は誰か（事業者のみでよいのか、若しくは協力業者・協力業者の下請け企業等も全て取得すべきか、又は事業者は取得不要で実際に施工を行う協力企業が取得しておけばよいか） ・当該箇所で指定されている認定等を公募入札時点で取得していない場合は、工事開始までに取得する予定であることを公募図書に明記していれば、本「評価の考え方」を満足すると考えてよいか。	1点目については90番の回答をご覧ください。 2点目については取得を予定している認定等の種類、取得予定時期を記載してください。
1210	記載要領及び様式集案	記載要領及び様式集（案）第3章 36ページ 要旨 「※事業者名が特定できないように記載すること。」	要旨に「※事業者名が特定できないように記載すること。」の記載がある様式と無い様式がありますが、すべての様式において、事業者名は特定できないように記載するとの認識でよろしいでしょうか。	別紙１３～１５関係では本要旨を知事意見作成のために都道府県に送付するため、事業者名（公募参加者名）を特定できないように記載いただくもので、他の別紙関係においては、正本については事業者名が明記されていても問題ございません。
1211	記載要領及び様式集案	記載要領及び様式集（案）第3章 36ページ 関係行政機関の長等との調整能力 （別紙１ ３ 関係） 要旨 ※本様式の内容に基づき都道府県知事意見が作成されるため、評価の対象とすべき事項を網羅すること。	該当箇所の記載に基づくと、都道府県知事、県含めたすべての地元関係者には別紙本体は展開されず、本要旨のみが展開されると理解したが、認識に問題ないでしょうか。	ご認識のとおりです。360番の回答もご覧ください。
1212	記載要領及び様式集案	記載要領及び様式集（案）第3章 37ページ 【様式3-1-3】事業実現性に係る各評価の考え方への対応 関係行政機関の長等との調整能力 （別紙１３関係） 評価の考え方への対応	「良好」の評価の考え方の②について、当該様式集では「「最低限必要なレベル」の基準を満たすもののうち、協議会意見とりまとめを踏まえた地域共生策を具体的に提案しているもの。」となっていますが、一方で、指針案のP59では「②「最低限必要なレベル」の基準を満たすもののうち、 協議会意見とりまとめを踏まえた地域共生策を具体的に提案 し、かつ 周辺航路や環境保全等の地域の安全に対し最大限配慮しているもの。」となっており、記載が異なっています。 どちらが正かご教示いただきたいです。	公募占用指針が正しいので、様式集を修正しました。

1213	記載要領及び様式集案	記載要領及び様式集（案）第3章 39ページ 周辺航路、漁業等との協調・共生 （別紙１ ４ 関係）要旨	個別の施策を説明するための図表を用いることはできないが、わかりやすさの観点から、各協調・共生策のタイトル・概要等を表にて整理して記載することはできるとの認識でよろしいでしょうか。もしくはあらゆる表の記載を禁じるという趣旨での記載か確認いただきたいです。	図表の使用によってどの事業者の計画の要旨かが明らかになる可能性を懸念するものですので、単なる整理を目的とする表の使用は問題ございません。
1214	記載要領及び様式集案	記載要領及び様式集（案）第3章 39ページ 周辺航路、漁業等との協調・共生 （別紙１ ４ 関係）要旨	事業者名が特定できないようにとあるが、どの程度の記載であれば問題ないのでしょうか。 例えば〇〇市のｘｘ事業を行う民間事業者といった記載であれば問題ないでしょうか。	基本的には副本の記載と同じ考え方です。例示いただいた内容であれば問題ないです。
1215	記載要領及び様式集案	記載要領及び様式集（案）第3章 39ページ 周辺航路、漁業等との協調・共生 （別紙１ ４ 関係）要旨	「１つの」という文言はどのように解釈すべきでしょうか。 本ページ全体を1項目にまとめなければならない（複数施策を提案する場合であっても施策毎に項目立てして記載することは不可とする）ということか、単に各項目について簡潔に記載せよという趣旨か、あるいはその他適切な解釈があるのでしょうか。	本指定は図表等の使用を回避し、事業者名の特定につながるリスクを低減するためのものになります。 したがって、共生策を分かりやすく示す必要はあるため、共生策１つにつき、その内容を文字のみで簡潔に記載ください。協議会意見取りまとめとの対応関係が分かるのが望ましいです。 上記の趣旨が分かるように様式集を修正しました。
1216	記載要領及び様式集案	記載要領及び様式集（案）第3章 45ページ 【様式 3-1-4】別紙１：事業実施体制	指定された表を改変することは可能でしょうか。 例えば「事業の実施・管理」に関する役割を複数列挙した上で、それぞれの役割に対して中心的な役割主体を記載しても問題ないでしょうか。	ご指摘の点のように表を修正いただくことは問題ありません。

1217	記載要領及び様式集案	記載要領及び様式集（案）第3章 45ページ (1). 事業実施体制の概要 ※応募企業、コンソーシアム又はSPCの構成員や協力企業等の役割分担等について上記の表形式で概要整理の上、その詳細を記載すること（建設／運営（O&M）等の段階別に役割の詳細について記載すること）。	実施体制の詳細は段階別に記載することとあるが、工事着工前の開発段階は評価対象外であり記載不要という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
1218	記載要領及び様式集案	記載要領及び様式集（案）第3章 45ページ (2). 事業実施体制の補足 ※その他、事業の実施体制に関して、実務経験を有する人材の確保や適切配置など、当該洋上風力発電事業を確実・効率的に実施するための検討内容及び考え方があれば記載すること。	実務経験を有する人材とあるが、当該事業の経営経験のある人材と現場サイドの経験がある人材ではどちらが高く評価されうるのでしょうか。 例えば本事業で経営サイドの役割を担う人材は経営経験のある人材のほうが現場経験のある人材より高く評価されると理解してよろしいでしょうか。	指定はないので、記載する特定の人材が担う役割と親和性の高い実績を記載ください。例えば、経営サイドの役割を担う場合は、経営経験の方が高く評価される可能性があります。
1219	記載要領及び様式集案	記載要領及び様式集（案）第3章 45ページ 2.(1) SPCの概要等、事業期間中の株式保有（出資比率変更、売却等）の方針	SPC構成員の変更の手続きについては、公募占用指針（案）P68に変更が認められる場合も含め詳細に記載がありますが、【様式3-1-4】別紙1：事業実施体制　「2.(1) SPCの概要等、事業期間中の株式保有（出資比率変更、売却等）の方針」において、改めて現時点での方針を確認する理由は何でしょうか。 記載内容について、公募占用指針（案）P68において変更が認められる範囲の出資比率変更や売却等であれば、事業実施体制実績の評価に影響はないと考えられ、その場合は記載せずとも良いと思料するが、あえて記載させる意図をご教示いただきたいです。 また、「事業期間」の定義は運転開始後から撤去に至るまでの期間という認識で良いかご教示いただきたい。	事業期間とはこの場合は事業者選定以降といたします。 事業者選定以降のSPCの構成員変更が予定されている場合、その変更の方針が公募占用計画の変更に関する認定基準に照らして問題ないものであるかを予め確認するため、どのような方針であるか記載ください。

1220	記載要領及び様式集案	記載要領及び様式集（案）第3章 45ページ 2.(2) 添付書類 （株主間協定案）	外資企業との株主間協定は英文のものもあるが、全文和訳の添付も必須でしょうか。 要旨のみ和訳サマリーを添付することでも対応可能でしょうか。	85番の回答をご覧ください。
1221	記載要領及び様式集案	記載要領及び様式集（案）第3章 46ページ 【様式 3-1-4】別紙１：事業実施体制 (4).緊急事態（自然災害やサイバー攻撃等）により、想定していた建設・運転が中断・休止 又 は遅延するリスク	本項目で記載する「未然防止策」や「リスク発現時の対策」は、「３．緊急時の体制」　で記載する内容（特に、緊急時における対応手段）と重複すると考えるが、認識に齟齬ないかご教示いただきたい。	588番の回答をご覧ください。
1222	記載要領及び様式集案	記載要領及び様式集（案）第3章 46ページ 【様式3-1-4】別紙１：事業実施体制 ４．リスクの特定・分析	・リスク対策の記載内容を証明するための証憑書類については、どういった種類の書類が証憑として認められるか、ご教示いただきたいです。 ・公的な書類、証明書、許認可書類等は証憑として認められると想像するが、例えば技術的な対策や財務上の対策について、テクニカルアドバイザーやファイナンシャルアドバイザー等の第三者からのレポートも証憑として認められるのでしょうか。 ・また、構成員企業が独自で作成し、自らの能力や過去の実績を詳述したような文書も認められるか。事業者の過去の経験によるものなど、根拠をもって説明できる場合には証憑は不要と理解してよいかについてもご教示いただきたいです。 ・必要に応じて記載内容を証明するための証憑書類を添付することとありますが、証憑はあるなしによって、評価が異なる理解で宜しいでしょうか。	513番の回答をご覧ください。記載する対応策に応じて適切な証憑を添付ください。適切な証憑がないと、第三者委員会の意見を踏まえ、リスクシナリオの記載が評価されない可能性がございます。

1223	記載要領及び様式集案	記載要領及び様式集（案）第3章 48ページ ※なお実績の記載にあたっては、別紙１の事業実施体制上の段階別の役割毎に、役割を担う者の実績を１件とすること。ただし、複数者が同じ役割を担う場合は、各者毎の実績を一件ずつ記載可能とする。その場合は適宜表を追加して記載すること。	公募占用計画提出段階で役割を担う者が確定しておらず、一つの役割について候補者が複数いる場合、その候補全社の実績を一件ずつ記載することでよいか、ご教示いただきたい。	12番の回答をご覧ください。
1224	記載要領及び様式集案	8記載要領及び様式集（案）第3章 48ページ ※原則、公募占用計画提出段階で完成している実績を評価対象とする…当該工事が一つの発注工事として完成している場合は、本事業との親和性の観点から評価対象とする。	「当該工事が一つの発注工事として完了している」と記載がありますが、別紙１の体制においては、着工前の開発段階における調査や地元調整等の役割もあるため、ここで評価対象とする実績は、完成している工事のみに限らず、開発段階の調査や地元調整実績も含めていただきたくご検討をお願いします。	292番の回答をご覧ください。運転段階に至っていない案件の調整実績は評価対象にはなりません。
1225	記載要領及び様式集案	記載要領及び様式集（案）第3章 49ページ 1. 発電設備の設置に関わる実績 （1）事業の実施・管理を担う企業	各企業の個別契約に関する契約書や仕様書、図面等に含まれる情報は秘密情報であり、守秘義務が設けられるなど第三者への提供は不可能なことが大半であると思います。 これらの情報に替わり、社外に公表しているパンフレットやホームページの情報等で代替可能とすることや契約書や仕様書は表紙のみで内容についてマスキングしたものなどでも評価対象となるように要件の緩和をお願いいたします。 また、様式集P.4には、「会社概要及び実績を証する書類 については、パンフレット等の使用を認める。」とあり、この記述の別紙2への適用もご検討いただきたいです。	691番の回答をご覧ください。

1226	記載要領及び様式集案	記載要領及び様式集（案）第3章 51ページ ※実績を有することを確認するための資料を添付すること 契約書及び仕様書・関係図面等の写し 等）。 なお 実績を証する書類は、【様式 3 2 6 】実績を証する書類を引用可とする。	海洋土木工事に係る実績を記載する箇所のみ「なお 実績を証する書類は、【様式 3-2-6】実績を証する書類を引用可とする。」と記載がありますが、これは海洋土木工事に係る実績を記載する別紙には「【様式 3-2-6】実績を証する書類」を添付し、実績について説明することが求められていると理解してよろしいでしょうか。	本記載は公募参加資格の審査のために提出いただく【様式 3-2-6】の資料を効率的に活用いただくことを意図したものであり強要するものではございません。したがって、より適切な資料があればその他の資料を活用ください。
1227	記載要領及び様式集案	記載要領及び様式集（案）第3章 54ページ 上記出資者の選定理由	出資者の選定理由は必ずしも資金・財務面からくるとは限りませんが、ここでは資金・財務面からの選定理由を記載することを求めているのでしょうか。 それ以外の理由も含め記載を求めているのでしょうか。	資金・財務面からの選定理由を記載ください。
1228	記載要領及び様式集案	記載要領及び様式集（案）第3章 55ページ ２．収支計画 (2). 費用項目	金額記載は億円単位となっておりますが、小数点以下は切り捨て/切り上げ/四捨五入のいずれとするか、ご教示いただけますでしょうか。	小数点以下は四捨五入して記載ください。
1229	記載要領及び様式集案	記載要領及び様式集（案）第3章 60ページ 【様式3-1-6】リスクの特定・分析 ※コーポレートファイナンスによる資金調達の場合、各シナリオにおいて事業継続に支障がないか、調達先と検討した結果を合わせて「上記 LLCR となる根拠」欄に記載すること	コーポレートファイナンスの場合、各分析シナリオにおいて事業継続に支障がないか調達先と検討とあるが、プロジェクトファイナンスによる調達の場合はレンダー候補との検討は不要と理解してよろしいでしょうか。 また、プロジェクトファイナンスの場合はレンダー候補との各シナリオにおける事業継続に支障がないかの検討が不要又はどちらでも可である場合、当該検討結果を記載する場合としない場合で評価に差が生じることはないと理解してよろしいでしょうか。	本箇所は、「コーポレートファイナンスによる資金調達の場合」ではなく「プロジェクトファイナンスによる資金調達の場合」に修正します。 また、1113番の回答のとおり、レンダー候補の他に「財務やテクニカルアドバイザー等の専門家」との検討も認めます。

1230	記載要領及び様式集案	記載要領及び様式集（案） 60ページ 【様式3-1-6】リスクの特定・分析 ※コーポレートファイナンスによる資金調達の場合、各シナリオにおいて事業継続に支障がないか、調達先と検討した結果を合わせて「上記 LLCR となる根拠」欄記載すること	コーポレートファイナンスの場合、各分析シナリオにおいて事業継続に支障がないか調達先と検討とあるが、プロジェクトファイナンスを活用するが、一部コーポレートファイナンスでプロジェクトに対してLCを入れる場合（例えば、プロジェクトファイナンスにおいて要求される積立金の代わりにスポンサーが取引銀行からLCを入れる場合）にあっては、コーポレートファイナンスが含まれているため、各シナリオにおいて事業継続に支障がないか調達先と検討する必要があるとの認識か。	1229番の回答をご覧ください。
1231	記載要領及び様式集案	記載要領及び様式集（案）第3章 62ページ 【様式3-1-6】別紙３：事業の資金計画・収支計画 ３．リスクの特定・分析 (2) 未然防止策・リスク発現時の対策 ④その他公募占用指針に示すリスクシナリオ以外に独自に行ったリスクの特定・分析の内容	・「資金計画・収支計画」においては、公募占用指針(案)の評価の考え方(P.51-52)では「公募占用指針に示すリスクシナリオ以外に独自に行ったリスクの特定・分析」における評価方法が示されていない。 　※他の評価項目(例えば、「ｉ)事業実施体制・事業実施実績」)においては独自に行ったリスクの特定・分析は「優れている」の評価基準になっている。 ・一方で「資金計画・収支計画」における、記載要領及び様式集(案)の別紙3(P.61-62)では、独自に行ったリスクの特定・分析の内容を記載する欄がある。 ・事業者が提出する公募占用計画に「公募占用指針に示すリスクシナリオ以外に独自に行ったリスクの特定・分析」を記載した際に、どの評価区分でどのように評価がなされるのかを明確化して頂きたい。	299番の回答をご覧ください。
1232	記載要領及び様式集案	記載要領及び様式集（案）第3章 62ページ 【様式3-1-6】金融機関の資金調達力の確認書類 金融機関の関心表明書またはコミットメントレター、及びその添付書類の副本（様式3-2-7を提出している場合は、その旨記載すればよく、別紙3への添付は不要）	関心表明書またはコミットメントレターとのことだが、評価上はどちらかが提出されていれば良い（関心表明書かコミットメントレターかによって評価に差が生まれるものではない）との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

1233	記載要領及び様式集案	記載要領及び様式集（案）第3章 63ページ ※公募占用指針で示した 占用の区域を下回る場合 は、その理由に ついて明示すること。 （参考図①参照）	占用の区域を下回る場合について、P63では「※公募占用指針で示した 占用の区域を下回る場合は、その理由に ついて 明示すること。 （参考図①参照）」と記載が有るが、P64の参考図①では、「配置されない区域が相当程度ある場合は理由を明示」となっており、P64の記載を正と捉えてよろしいでしょうか。（即ち、設置されない区域が有った場合、その範囲が相当程度である場合のみ、理由を明示することで良いか。）	当該記載は、本区域で確保されている系統の最大受電電力に比して、計画されている海洋再生可能エネルギー発電設備の出力が小さく、かつ一見して促進区域（発電設備等の設置に制約が生じる範囲は別途考慮）に比して占用の区域が小さく、占用区域を拡大することで風車の増設が可能と思われる場合を意図しています。 そのため、「※公募占用指針で示した占用の区域を大きく下回る場合は、その理由について明示すること。 （参考図①参照）」と記載を修正します。
1234	記載要領及び様式集案	記載要領及び様式集（案）第3章 63ページ 【様式3-1-7】別紙４ ：占用の区域及び配置計画 ※占用の区域以外の陸上に位置する変電設備等についても記載すること。	陸揚げ点から陸上に位置する変電設備等を結ぶケーブルルートについても記載するとの理解でよろしいでしょうか。 また、当該ケーブルルートを選定した妥当性についても本評価の対象になるとの理解でよろしいでしょうか。	陸揚げ点以外の陸上設備の配置は評価対象外なので、当該記載は削除しました。21番の回答も参考にしてください。
1235	記載要領及び様式集案	記載要領及び様式集（案）第3章 63ページ 【様式3-1-7】別紙４ ：占用の区域及び配置計画 １．占用の区域 及び配置計画 の概要 (1)占用の区域 及び配置計画 ２．その他海洋再生可能エネルギー発電設備の配置に関する事項	１（１）占用の区域及び配置計画において、「※上記の配置場所とする理由について、発電量や自然・社会的要因等を踏まえて記載すること。」とあることに加え、２．その他海洋再生可能エネルギー発電設備の配置に関する事項においても、「騒音や振動、電波障害等の社会制約要因について考慮した事項」を記載する様式となっており、配置根拠の社会的制約を2か所で記載するよう指示されていると見受けられるが、その認識でよろしいでしょうか。	２．その他海洋再生可能エネルギー発電設備の配置に関する事項での「騒音や振動、電波障害等の社会制約要因について考慮した事項」の記載内容を踏まえた上で、１（１）で配置計画を記載ください。
1236	記載要領及び様式集案	記載要領及び様式集（案）第3章 65ページ 【様式3-1-7】別紙４ ：占用の区域及び配置計画 (3). 発電量の予測	発電量予測を行った第三者機関等について、複数の機関が分析した数値を組み合わせて用いることは可能でしょうか。 その場合には、複数の第三者機関等を記載して問題ないでしょうか。	問題ありません。

1237	記載要領及び様式集案	記載要領及び様式集（案）第3章 67ページ 2. (1) ※ただし、公募占用指針第５章（３）で定める保証金没収免除の対象となる事態は除くこと。	公募占用指針第５章（３）で定める保証金没収免除の対象について、「当該区域の迅速性評価の評価基準に照らして、迅速性の評価点が下がってしまう日までに海洋再生可能エネルギー発電設備が運転開始しなかったこと」における、保証金没収免除の不可抗力事由である「左記以外のその他当事者のコントロールができず回避が可能ではない事象」についても、記載すべきリスク事象の対象から除外して良いか、確認させていただきたいです。	明らかに当事者のコントロールまたは回避が可能ではない事象に該当するものは除外となりますが、公募占用指針や様式集で例示しているリスクは特に重視しているものになりますので、対応策について十分な検討をお願いします。
1238	記載要領及び様式集案	記載要領及び様式集（案）第3章 67ページ 【様式3-1-8】別紙５ ：運転開始までのスケジュール １．運転 開始までのスケジュール の全体像	全体像を示す表のフォーマットが示されているが、工程項目は記載のある4項目のみ記載可能で、項目の追加や変更は不可という認識でよろしいでしょうか。 （他別紙では適宜行追加も可という表記があるが、本別紙にはないため）	592番の回答をご覧ください。適宜追加・変更いただいて問題ないですが、「最低限必要なレベル」①の基準との対応関係が分かるように記載ください。
1239	記載要領及び様式集案	記載要領及び様式集（案）第3章 67ページ １．運転 開始までのスケジュール の全体像	・本項目に記載すべき各スケジュールは、「公募占用計画の認定」や「各種調査・協議・調整」等の各項目で最長となる工程を記載することで良いか。例えば「発電関連の許認可等」の項目では、許認可等に関する工程は複数項目あるものの、この中で最長となると考えらえるNK審査及び工事許可取得に係る工程のみを記載し、その他の細かい工程は別途添付するスケジュール表に記載することでよろしいでしょうか。 評価の考え方への対応では「公募占用計画の認定から、各種調査・協議・調整、発電関連の許認可等、施工、運営、撤去等までのスケジュールが根拠とともに具体的に記載され、その内容が妥当であるもの。」とあるが、上記の通り記載することでこの要求が満たされると評価されるのでしょうか。	ご理解のとおりです。
1240	記載要領及び様式集案	記載要領及び様式集（案）第3章 69ページ 【様式3-1-9】別紙６ ：海洋再生可能エネルギー発電設備の構造 １．法令への適合性 ２．海洋再生可能エネルギー発電設備の構造 等	各種法令等に該当しているかのチェックが求められているが、該当していると判断した理由・根拠については、①別紙本文中に項目を起こして記載すべきか、②別添資料に記載すべきか、③記載不要か（その場合、2.(2)以降の記載内容から適合への具体的な施策を判断されるのか）、いずれとなるかご教示いただきたいです。	これは法令遵守を宣誓いただくものなので③の整理ですが、法令との適合性については、第三者委員会の意見も踏まえ、別紙６の２（２）の記載内容を確認します。

1241	記載要領及び様式集案	記載要領及び様式集（案）第3章 69ページ (2). 構造	増速機等の発電機を構成する部品はすべて風車に包含するのでしょうか。 記載しなければならないコンポーネントはどれでしょうか（タワー、ナセル、ブレード等）。	本評価項目では、基本的に、「洋上風力発電設備に関する技術基準の統一的解説（令和2年3月版）」の用語定義に準じてください。風車は下記のとおり定義されています。また、別紙６の２（２）の風車の項目にタワーも追記しました。 〇風車（ロータナセル・アセンブリ） 支持構造物によって支えられる洋上風力発電設備の一部であり、ロータ部とナセル部で構成される。 ロータ部はブレード（翼）、ロータ軸、ハブなどで構成される。発電機部は発電機軸、発電機、制御機器、増速機などで構成され、ナセルと呼ばれる躯体に収納される。これらの部材により風の運動エネルギーが回転エネルギーに変換される。ロータナセル・アセンブリは RNA と表現する場合もある。
1242	記載要領及び様式集案	記載要領及び様式集（案）第3章 72ページ 2. (2) 送変電システム ※標準的な平面図、立面図、海底部の基礎構造を含む断面図、諸元、数量を記載すること。	送変電システムについて「海底部の基礎構造を含む断面図」とあるが、送変電システムにおける海底部の基礎構造は、CPS (Cable protection system) を指していると理解したが、この理解で合っているかご教示いただきたいです。	海底ケーブルの断面図を想定しており、CPSも含まれると考えます。
1243	記載要領及び様式集案	記載要領及び様式集（案）第3章 72ページ 送変電システムの図面	別紙6　p72　送変電システムの構造では海底ケーブルおよびその施工に必要な部材の説明を目的とした項であり、P73にある通り、陸上受変電設備・ケーブルの構造に関する図面は本別紙に一切不要との理解で良いでしょうか。 一方で、P16には「発電設備を囲う柵塀等の外側の見えやすい場所に標識を掲示すること」とあり、かつp63 別紙4の占用の区域及び配置計画では「陸上に位置する変電設備等について記載すること」とあります。 従い、別紙6においては陸上に位置する変電設備やケーブル等の構造については記載不要なるも、別紙4において配置計画を説明する目的において、陸上受変電設備の平面図・立面図を記載することになると思料致しますが、この理解で宜しいでしょうか。また、P16の標識の設置位置についても同別紙4に記載する平面図・立面図にて表示することで良いでしょうか。	21番の回答をご覧ください。
1244	記載要領及び様式集案	記載要領及び様式集（案）第3章 75ページ 施工計画・工事実施の方法	「陸上設備の施工計画・工事実施方法は記載不要」とありますが、「必要であれば記載する」と読み替えても良いでしょうか。 また、本項目に限らず、陸上設備について記載不要とされている様式については、陸上設備に関して記載したとしても失格や評価の低下につながることは無いと理解してよろしいでしょうか。	21番の回答をご覧ください。

1245	記載要領及び様式集案	記載要領及び様式集（案）第3章 75ページ 2.～4.	1.施工計画・工事実施の方法において陸上設備は記載不要とあるが2.～4.は必ずしも陸上設備の施工においては記載不要ではないということでしょうか。 記載不要であればその旨明記いただきたいです。	21番の回答をご覧ください。
1246	記載要領及び様式集案	記載要領及び様式集（案）第3章 77ページ 【様式3-1-11】別紙 ８ ：工事の工程 １．工事工程表	別紙７の施工計画と整合した内容とすることとあるが、別紙8においても陸上設備（陸上変電所、Ｏ＆Ｍ施設等）の工事工程は記載不要の認識でよろしいでしょうか。	21番の回答をご覧ください。
1247	記載要領及び様式集案	記載要領及び様式集（案）第3章 80ページ (2). 保守点検及び維持管理の方法	保守点検及び維持管理の方法、実施時期、診断方法、対応方針が記された表が挿入されているが、執筆にあたり当該表に倣って記載する必要がありますでしょうか（他項目においても同様）。 対象設備ごとに維持管理の方法、実施時期、診断方法、対応方針を記載するような整理が良いと考えるが、要素として記載されていれば問題ないでしょうか。	表には評価対象となるポイントが記載されているので、その部分との対応関係が明確であれば他の形式で記載することは問題ないです。
1248	記載要領及び様式集案	記載要領及び様式集（案）第3章 80ページ (2). 保守点検及び維持管理の方法	保守点検や維持管理における実施体制については、別紙1と別紙10の何れに記載するのが適切でしょうか。	それぞれの観点から評価しますので、両方に記載ください。同内容であれば、片方のみに記載し、「〇〇参照」と明記ください。

1249	記載要領及び様式集案	記載要領及び様式集（案）第3章 80ページ (2). 保守点検及び維持管理の方法	「対応方針」に記載すべき具体的な項目は何でしょうか。 「保守点検及び維持管理の方法」と記載内容をどのように区別すべきでしょうか。	「洋上風力発電設備の維持管理に関する統一的解説（令和2年3月版）」に記載のある維持管理の方針を想定しております。ただし、別紙10の２で全体方針を記載いただくように様式10を修正しましたので、そちらに全て盛り込む場合は各項目への記載は不要です。
1250	記載要領及び様式集案	記載要領及び様式集（案）第3章 82ページ (2).運転・維持管理段階における周辺環境保全への対応	「周辺環境」とは、自然環境と社会的環境の両方を意味しているのでしょうか。 用語の定義を明確にしていただきたいです。	自然的環境（大気汚染・水質汚濁等）・社会的環境（騒音・悪臭等）の両方です。「洋上風力発電設備の維持管理に関する統一的解説（令和2年3月版）」や協議会意見とりまとめも参考にして下さい。
1251	記載要領及び様式集案	記載要領及び様式集（案）第3章 84ページ 「洋上風力発電設備の維持管理に関する統一的解説（令和 2 年 3 月版）」（洋上風力発電施設検討委員会）に適合するよう撤去を実施する。（該当する場合は □にチェック）	「「洋上風力発電設備の維持管理に関する統一的解説（令和 2 年 3 月版）」（洋上風力発電施設検討委員会）に適合するよう撤去を実施する。（該当する場合は □にチェック）」と記載されていますが、これは維持管理に関する統一的解説の「2.10　撤去に関する事項」を指しておりますか。 他に該当箇所があればご教示いただきたいです。	ご理解のとおりです。
1252	記載要領及び様式集案	記載要領及び様式集（案）第3章 84ページ 撤去方法	「※撤去方法の詳細についての記載は任意とする。（提案時点で決まっていることがあれば、その内容を記載すること。）」と記載されていますが、撤去方法の詳細については、評価対象外と理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

1253	記載要領及び様式集案	記載要領及び様式集（案）第3章 85ページ 【様式3-1-14】別紙１１：海洋再生可能エネルギー発電設備の撤去の方法	３．その他撤去に関する事項「協議会意見とりまとめのうち「事業終了時の設備等の扱いに係る留意点」を考慮した事項」について、応札海域の協議会から上記内容が示されていない場合は、触れないとする理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。分かりやすさの観点から様式別紙11を修正します。
1254	記載要領及び様式集案	記載要領及び様式集（案）第3章 86ページ １．サプライチェーン形成計画 (1)ハードに係るサプライチェーン ハードに係るサプライチェーン（風車主要部品、電気系統、基礎）をどのように形成する予定か記載すること。 ②下表の項目に従って、主要なハードに係るサプライチェーンの詳細を記載すること。	ここで回答する在庫保管場所や在庫日数について、例えば事業者が保有するわけではないが、サプライヤーが本案件や他案件向けも含めて独自に、戦略的に保有する予備品等についても電力の安定供給に寄与するものと考えており、このような予備品等の情報をここで記載することは問題ない、或いは評価に繋がり得るのでしょうか。	257番の回答をご覧ください。
1255	記載要領及び様式集案	記載要領及び様式集（案）第3章 86ページ １．サプライチェーン形成計画 (1)ハードに係るサプライチェーン ハードに係るサプライチェーン（風車主要部品、電気系統、基礎）をどのように形成する予定か記載すること。	電気系統とは、陸上電機品も含めると理解してよろしいでしょうか。	21番の回答をご覧ください。

1256	記載要領及び様式集案	記載要領及び様式集（案）第3章 86ページ 【様式3-1-15】別紙１　２　：電力安定供給	本別紙は運転開始以降の安定供給に関する提案を記載するものと理解していたが、③物流体制で建設段階の内容の記載を求められていることを踏まえると、ハードに係るサプライチェーンについても同様に、運転期間中だけでなく建設中の部品調達も評価対象となるとの理解でよろしいでしょうか。	電力安定供給の観点では、基本的には運転期間中の安定供給・早期復旧に関するサプライチェーンの構築を評価します。 別紙12において、物流体制の項目の「建設段階」という点は誤植ですので削除します。
1257	記載要領及び様式集案	記載要領及び様式集（案）第3章 87ページ 【様式3-1-15】別紙１　２　：電力安定供給 ② 物流体制の確保 建設段階及び 運転・維持 管理段階における部品運搬等の物流体制について記載すること。	本別紙は運転開始以降の安定供給に向けたサプライチェーン形成計画に関する提案を記載するものと理解しているが、要項の通り、建設段階の物流体制についても記載することで問題ないでしょうか。 またその場合、物流体制については建設段階も対象となった理由についてご教示いただきたいです。	1256番の回答をご覧ください。
1258	記載要領及び様式集案	記載要領及び様式集（案）第3章 88ページ 「電力安定供給」の定義について	電力安定供給に関する各「評価の考え方」を拝見すると、電力安定供給に資する方策としては、主にハード・ソフト両面での調達性に起因した運転継続への影響を主眼に置かれていると理解致しましたが、一方で、連系する系統そのものの安定稼働に寄与する施策も電力安定供給には必要であると考えます。従い、そうした施策（例えば、電気設備の冗長化や、発電設備に何らかの事故が生じた際に系統側に影響を及ぼさないような保護システム等）については、「２．その他の電力の安定供給に係る方策」において記載すれば、評価対象となると考えて宜しいでしょうか。	２．のサプライチェーン形成計画以外の電力安定供給に資する取組については、対象を限定するものではありません。 第三者委員会の意見も踏まえ、電力安定供給の観点から適切であれば評価の対象になり得ます。
1259	記載要領及び様式集案	記載要領及び様式集（案）第3章 89ページ ※過去の関係行政機関の長等との調整の実績は、本区域やその関係行政機関に関するものに限るものではない。	該当箇所の記載からは公募対象となる海域における調整実績も対象となると読み取れますが、別紙2において記載する実績にこれらの調整実績を記載する場合は公募対象となる海域における調整実績も評価の対象となると理解してよろしいでしょうか。	「事業実施体制・事業実施実績」に係る実績については12番の回答、「関係行政機関の町等との調整能力」に係る実績については292番の回答をご覧ください。基本的に、公募対象となる海域における調整は事業の途中段階であることから実績としては認められません。

1260	記載要領及び様式集案	記載要領及び様式集（案）第3章 89ページ 【様式3-1-16】別紙13：関係行政機関の長との調整能力	本様式においては、①「本事業における調整体制」と②『過去の関係機関の長等との調整実績」について説明、例示がされている。 ①「調整体制」については、「調整を行うための体制（概要表）」の例示において、役割を担う個人（氏名）・役職・役割等が記載されているため、体制構築当初に予定している担当者個人について記載すると理解したが、この理解でよろしいでしょうか。 一方、②「調整実績」は、「※なお実績の記載にあたっては、事業実績体制上の関係行政機関との調整を担う者の実績1件とする」との記載があることから、「関係行政機関の長等との調整実績（概要表）」の例示において「調整の概要、調整の担当、役割・・・」と記載有る部分については、「担う者」および「担当」の意味するところは，個人ではなく、法人（公募参加企業）についての情報を記載するということでよろしいでしょうか。 上記の通り、別紙13においては項目により、会社と担当者個人の何れの情報を記載するかが混在しているが、「関係行政機関の長等との調整能力」としての評価対象は、飽くまで担当者個人では無く、公募参加企業という事でよろしいでしょうか。	292番の回答をご覧ください。
1261	記載要領及び様式集案	記載要領及び様式集（案）第3章 89ページ ３．公募占用計画の受付時における提出書類 【様式 3-1-16】別紙１３：関係行政機関の長等との調整能力 ※なお実績の記載にあたっては、事業実施体制上の関係行政機関との調整を担う者の実績１件とする（ただし、複数者が関係行政機関との調整を担う場合は、当該各社毎の実績を一件ずつ記載できることとする）。	八峰能代の前回パブリックコメントNo.547での回答で、本別紙についても「役割を分割する場合は、その分割された役割に対し、各社毎の実績を一件ずつ記載できます」とされていたが、その方針に変更はないという認識で問題ないでしょうか。	様式に記載のとおり、複数社が関係行政機関との調整を担う場合は、当該各社の実績について、担う役割に応じた適切な調整実績を１件ずつ記載ください。292番の回答も参照ください。
1262	記載要領及び様式集案	記載要領及び様式集（案）第3章 89ページ 【様式3-1-16】別紙１３：関係行政機関の長等との調整能力	調整責任者、調整担当者の固有名詞が今回新たに求められているが、本事業は事業者選定から運転開始まで5年以上の期間を要するため、事業開始時点での体制をコミットすることは難しいと考える。本別紙で記載する固有名詞は、あくまでも事業者選定直後に配置を想定しているメンバーであるとの理解でよろしいでしょうか。	292番の回答をご覧ください。

1263	記載要領及び様式集案	記載要領及び様式集（案）第3章 89ページ なお実績の記載にあたっては、事業実施体制上の関係行政機関との調整を担う者の実績１件とする （ただし、複数者が関係行政機関との調整を担う場合は、当該各社毎の実績を一件ずつ記載できることとする）。	複数社が関係行政機関との調整を担う場合には、 ②担う社それぞれの実績が必須となるのでしょうか。 ②各社毎の実績を一件ずつ記載した場合は評価の低い方の実績で評価されるのか、高い方の実績で評価されるのでしょうか。	①調整を担う主たる者が複数いる場合は、それぞれの実績を１件ずつ記載ください。 ②基本的には実績の有無を確認しますが、同評価項目の評価にあたっては、関係都道府県知事意見を最大限尊重して評価することとしております。関係都道府県知事の評価の基準については、公募占用指針に明記いたしますので、追加の質問等あれば公募期間中の質問受付や説明会でご質問ください。
1264	記載要領及び様式集案	記載要領及び様式集（案）第3章 91ページ 【様式 3-1-17】別紙１４：周辺航路、漁業等との協調、共生 ：公募占用指針第２章（５）2）に記載された事項への対応方針を記載すること。	協議会意見とりまとめの留意事項には、風車の設置・建設・発電事業の実施に関する記載も含まれているが、これらについては該当する他の別紙での記載でよいのか、それとも全て本別紙に記載する必要があるのでしょうか。	設置位置・建設・発電事業実施に係る留意点への対応方針については、関連するそれぞれの別紙に記載ください。別紙14ではそれ以外の協調・共生策に関する事項への対応方針を記載ください。
1265	記載要領及び様式集案	記載要領及び様式集（案）第3章 91ページ 【様式 3-1-17】別紙１４：周辺航路、漁業等との協調、共生 ：概要表	概要表のフォーマットが示されているが、基本方針、対話の実施の予定等、各記載欄が2列に分かれており、中央列には概要、右列には該当頁番号を記載するようなイメージでよろしいでしょうか。	都道府県知事の評価基準も踏まえ、様式を修正しました。
1266	記載要領及び様式集案	記載要領及び様式集（案）第3章 91ページ 関係漁業者や関係海運業者等の地元関係者との協調・共生（概要表）	当該概要表に記載する事項と評価区分ごとの評価の考え方に関連性がないように見受けるが当該概要表に記載した事項は評価対象となるのでしょうか。 また、どのように評価の考え方の中で扱うのでしょうか。	都道府県知事の評価基準も踏まえ、様式を修正しました。

1267	記載要領及び様式集案	記載要領及び様式集（案）第3章 92ページ その上で、上記地域経済への波及効果をさらに高めるための工夫・施策について記載すること。設備投資計画、雇用計画、調達契約、MOUなど、根拠があるものについては併せて記載すること。	波及効果をさらに高めるための工夫・施策について、根拠があるほうが望ましいという点は理解した上で、中長期的なものについては明確な根拠を提示できないケースもありうると考えるが、このような場合でも評価対象となるかご教示いただきたいです。	378番の回答をご覧ください。
1268	記載要領及び様式集案	記載要領及び様式集（案）第3章 92ページ 別紙１５：地域経済への波及効果, 別紙１６：国内経済への波及効果	波及効果の算定対象となる事業の段階について、対象範囲は開発・建設・運営（O&M）のみであり、撤去段階は対象外となるのでしょうか。	洋上風力発電事業は30年近くの期間で地域との関係構築が求められるため、占用期間以降も含め、地域経済への継続的な波及効果をお示しください。
1269	記載要領及び様式集案	記載要領及び様式集（案）第3章 92ページ 別紙１５：地域経済への波及効果, 別紙１６：国内経済への波及効果	地域・国内経済波及効果の源泉となる事業・施策の担い手がSPC本体とは別である場合も波及効果の算定対象に含めてよろしいでしょうか。 例えば、SPC出資の別会社やSPC出資元企業単独で本事業に深く関与する形で実施する地域貢献策など。	公募占用計画の履行義務が係る対象は当該SPCとなるため、SPCとして計画履行に責任を持って行えるのか、計画実行がどのように担保されているかなど、提案内容の確からしさが評価上重要となります。
1270	記載要領及び様式集案	記載要領及び様式集（案）第3章 92ページ 【様式 3-1-18】別紙１ ５：地域経済への波及効果	「地域経済への波及効果について、事業計画基づき別添エクセルシートに財別の新規建設投資額、設備投資額、及び事業期間にわたって発生する最終需要増加額を記入し、算出すること」とあるが、この時記入する投資額・最終需要増加額は、地域（県内）を対象とするものか、それとも県外・海外を含んだ額か。	公募開始時に、公募占用指針とともに産業連関表のExcel表を掲載しますので、当該ファイルを活用して記載ください。

1271	記載要領及び様式集案	記載要領及び様式集（案）第3章 93ページ 別紙１６：国内経済への波及効果	国内経済効果の金額は地域（県内）の経済波及効果を除く必要があるか、或いは包含すべきでしょうか。	834番の回答をご覧ください。
1272	記載要領及び様式集案	記載要領及び様式集（案）第3章 【様式3-1-13】別紙 １０ ：運転及び維持管理計画 語彙全般	保守点検、維持管理、運転・維持管理、と似通った言葉が使用されているが、これら３つの単語の意図するところが異なる場合、それぞれの定義についてご教示いただきたいです。	基本的には、「洋上風力発電設備の維持管理に関する統一的解説（令和2年3月版）」で定義される「維持管理」や「点検」の意味に準じていますので参照くささい。
1273	記載要領及び様式集案	記載要領及び様式集（案）第3章 【様式3-1-13】別紙 １０ ：運転及び維持管理計画 診断方法	診断方法について記載する箇所があるが、ここには劣化度の判定基準を記載するという理解でよろしいでしょうか。 何を記述すればよいのか具体的にご教示いただきたいです。	「洋上風力発電設備の維持管理に関する統一的解説（令和2年3月版）」に適合する診断方法を記載ください。
1274	記載要領及び様式集案	記載要領及び様式集（案）第3章 78ページ 【様式3-1-10】別紙 ７ ：施工計画 １．施工計画・ 工事実施の方法	「※陸上設備の施工計画・工事実施方法は記載不要。」の内、「陸上設備」とは渚マンホールから陸側の設備のことでよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

1275	記載要領及び様式集案	記載要領及び様式集（案）第3章 78ページ 【様式3-1-10】別紙 7 ：施工計画 1．施工計画・ 工事実施の方法	別紙6では、複数案を記載することが可能との記載があるが、別紙7においても同様に複数の案を記載することは可能でしょうか。 また、複数案を提出した場合は、別紙6と同様に「最も評価の低いものが評価対象となる」という理解でよろしいでしょうか。	施工計画についても複数案を示すことは可能です。評価方法はご理解のとおりなので、明確になるように様式別紙７を修正します。
1276	記載要領及び様式集案	記載要領及び様式集（案）第3章 46ページ 【様式3-1-4】別紙 1：事業実施体制 4．リスクの特定・分析 ※各項目について、「未然防止策」、「リスク発現時の対策」の2点を記載すること。 ※必要に応じて記載内容を証明するための証憑書類を添付すること。ただし、各項目の「未然防止策」、「リスク発現時の対策」ごとに、重要度の高い証憑書類を厳選して添付すること（基本的には記載内容毎に証憑書類は一つのみ提出）。	「基本的には記載内容ごとに証憑書類は一つのみ提出」とあるが、一つのシナリオに対し、複数の対策案が考えられる場合は、各対策案に対し一つの証憑類を添付し、結果として一つのシナリオに対し複数の証憑が添付されることとなっても問題無いでしょうか。 加えて、今回証憑を求める意図・目的としては、記載した対策案は実効性があることを示す為に過去の実績等を提示することと理解したが、この理解でよろしいでしょうか。 この場合、過去に経験していないリスクに対しては証憑を示すことが困難なるも、そうしたケースでは対策が確実に行える事の補足情報を添付することでよろしいでしょうか。 例えば、許認可取得リスクにおいて、先行して許認可手続きを進めていることがリスク対策の一つとなるが、そうした事実を示す証憑類を添付することでよろしいでしょうか。	513番の回答をご覧ください。
1277	記載要領及び様式集案	記載要領及び様式集（案）第3章 【様式3-1-4～3-1-17】 各様式に記載されている表に関する確認	・各様式に記載された表に関して「適宜記入欄を追加し、内容を記載すること」や「適宜行を追加して記載すること」等の追加修正を認めるコメントがある別紙とない別紙が存在します。 例えば、別紙13,14の概要表には下記概要表を記入のうえ…との記載があるが、追加修正や項目の入替は実施してよいか、ご教示いただきたいです。 どの程度までの変更が認められるかの目安もあれば、お示しいただきたいです。	必要に応じて行を追加ください。

1278	記載要領及び様式集案	記載要領及び様式集（案）第3章 86ページ 【様式3-1-15】別紙１　２　：電力安定供給 １．（１）② 表中の「在庫日数」	【部品X】のサプライチェーン詳細を示す表内に「在庫日数」を記載する項目があるが、具体的にどういった情報を記載すべきか、ご教示いただきたいです。 例えば、運転中に部品を注文してから発電所現地に届くまでの調達日数を記載すればよろしいでしょうか。 また、在庫日数の記載を求める背景や定義、計算式を明確化いただきたいです。	257番の回答をご覧ください。
1279	記載要領及び様式集案	記載要領及び様式集（案）第3章 54ページ （１）資金計画の概要 出資者・出資比率 上記出資者の選定理由	SPCで応札する場合、ここでいう出資者とはSPCの出資者、即ちSPCの構成員という事になるが、「出資者の選定理由」としては、SPCの構成員である為、という記載でよろしいでしょうか。	問題ありません。
1280	記載要領及び様式集案	記載要領及び様式集（案）第3章 62ページ ４．資金調達の体制 資金調達の体制の適切性が確認できる資料を提出すること。 (1)　公募参加者の資金調達力の確認書類	公募参加者の資金調達力の確認書類の①②③とありますが、①と②の書類は両方とも提出する必要がありますでしょうか。 第1ラウンドの「公募占用計画の記載方法に関する質問」No.68で、公募参加者の資金調達力の確認書類について「当該箇所の記載はあくまで一例であり、資金調達の体制の適切性が確認できる資料を提出ください。」との回答がなされていますが、第2ラウンドでも同様の扱いと考えてよいでしょうか。	ご理解のとおりですが、金融機関の資金調達力の確認書類として適切な資料を提出ください。
1281	記載要領及び様式集案	記載要領及び様式集（案）第3章 66ページ 3.リスクの特定・分析 (1)環境規制への対応から発電所レイアウトを変更する等、入札時点で想定していた設計が変更される場合のリスク	「設計が変更される場合のリスク」とあるが、当該別紙は配置計画を示す別紙であることから、「入札時点で想定していた設計が変更される場合」とは、風車又は海底ケーブルの本別紙の「１．（１）占用の区域及び配置計画」1章の1項に記載する「海洋再生可能エネルギーの設備及び専用の区域以外の陸上に位置する変電設備等」の配置計画が変更される場合を想定していると考えてよろしいでしょうか。 「設計」は通常、設備の構造等の意味も含まれるが、本項目では配置の変更のみを対象と考えてよいか確認させていただきたいです。 加えて、「発電所レイアウトを変更する等」とあるが、ここでいう「発電所」の範囲としては、「海洋再生可能エネルギーの設備及び専用の区域以外の陸上に位置する変電設備等」という理解でよろしいでしょうか。	本別紙では、配置の変更のみ、範囲としては、別紙４の１（１）を想定しています。なお、21番の回答のとおり、陸上設備は対象外です。

1282	記載要領及び様式集案	記載要領及び様式集（案）第3章 62ページ (1). 公募参加者の資金調達能力の確認書類 ②公募参加者（コンソーシアムの場合は代表企業及び構成員）又はそれらの親会社の個社毎の純資産（過去３ヵ年分）を記載した書類（様式自由）	当該書類を提出する際の要件について、親会社が直近3年間の間に買収等により商号変更となっている場合、商号変更前のものも含めて過去3年分を提出すればよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
1283	記載要領及び様式集案	記載要領及び様式集（案）第3章 24ページ 「最低限必要なレベル」　「評価の考え方」 ①㊋募占用計画の認定から、各種調査・協議・調整、発電関連の許認可等、施工、運営、撤去等までのスケジュールが根拠とともに具体的に記載され、その内容が妥当であるもの。	「運転開始までの事業計画」における「評価の考え方」の「最低限必要なレベル」①においては、運転や撤去のスケジュールについても、根拠や具体的内容、その妥当性が評価対象となっているが、一方で「評価の考え方に対応する記載箇所」については、別紙５のみが参照されており、運転や撤去の工程を記載する別紙９が参照されていないが、別紙９も本項目での評価対象となると理解してよろしいでしょうか。（別紙９が参照されていないのは、誤記という理解でよろしいでしょうか。）	ご理解のとおりです。様式集を修正しました。
1284	記載要領及び様式集案	記載要領及び様式集（案）第3章 16ページ ２．地域との協調・共生、地域経済等への波及効果に関する事項	「地域との調整」欄において、対象となる別紙が14のみ記載されているが、別紙13（関係行政機関の長等との調整能力）も本項目の対象という事でよろしいでしょうか。	ご指摘踏まえ、様式集を修正しました。

1285	記載要領及び様式集案	記載要領及び様式集（案）第3章 49ページ 別紙2：各企業の役割に応じた実績	実績を記載する表について、議決権比率の記載は求められておりません。 このことより、今回の公募に応札する事業体における役割に相当する機能を該当案件で果たしているかどうかが評価の対象であって、議決権比率の多寡は問われないことを念のため確認させていただきたいです。	ご理解のとおりです。
1286	記載要領及び様式集案	記載要領及び様式集（案）第3章 79ページ １．運転開始以降のスケジュールの全体像	運転開始以降のスケジュールの記載が求められていますが、具体的にどの程度詳細に記載すべきでしょうか。 例えば、毎年の定期メンテナンス、数年に一度の定期メンテナンス、数年に一度の大規模修繕といったイベントのスケジュールとの理解でよろしいでしょうか。	運転開始以降の「運転」「撤去」のスケジュールの概要を記載ください。 運転期間の概要については、例えば点検周期や設備更新スケジュールを記載ださい。
1287	記載要領及び様式集案	記載要領及び様式集（案）第3章 79ページ ２．リスクの特定・分析	スケジュールに関するリスクは、予定していたイベントが遅れる、または実施不可となるリスクを意味しているでしょうか。 例えば、大規模修繕が何らかの理由で遅れるというリスクとなりますでしょうか。	ご理解のとおりです。スケジュール遅延等につながるリスク対応により、別紙10で示される運転・維持管理計画の実現性をどのように維持するかを評価します。
1288	記載要領及び様式集案	記載要領及び様式集（案）第3章 79ページ ２．リスクの特定・分析	スケジュールに関するリスクは、他の別紙でも言及されていますが、別紙9との重複の可能性をどう整理するべきでしょうか。 例えば、別紙12では「① 生産遅延、出荷国における天災・出荷港不全・輸送中の事故等により、交換が必要な部品がスケジュール通りに入荷しないリスク」との記載があります。	それぞれの趣旨に応じて書き分けてください。例えば、別紙12のリスクシナリオは提案する電力安定供給の計画の実現性を確認する観点で、別紙９は提案する維持管理計画のスケジュールの実現性を確認する観点です。

1289	公募占用指針案	公募占用指針 P.5	「本公募はFIP制度を適用することとし、」とあるが、供給価格を０円とした場合、当該電源はFIP電源（電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第二条第五項に規定する認定発電設備）ではなくなるのか？	供給価格を0円とした場合であってもFIP制度の下で運用されます。
1290	公募占用指針案	公募占用指針 P.5 (3) 1) 供給価格上限額（法第13条第2 項第7 号）	先行市場の洋上風力案件に於いては、CAPEXが2～3割程度増加しているという理解をしており、第80回 調達価格等算定委員会の資料を拝見しても、NEDO着床式洋上風力発電コスト調査の検証では2021年までの欧州データまでしか加味されていないように見受けられる。 今後の中長期的な資機材価格の行方は当然分からないが、少なくとも最新の価格変動も加味した計算にするべきではないかと考える。 今般設定された上限額の算定は、ウクライナでの戦争等をきっかけとした昨今のサプライチェーン逼迫による資材価格の高騰を反映したものとなっているのか否かご確認いただきたい。また、もしそうでない場合には、反映しなかった根拠を明示的にご教示頂きたい。	2番の回答をご覧ください。
1291	公募占用指針案	公募占用指針 P.5 (3) 1) 供給価格上限額（法第13条第2 項第7 号）	各海域に於いて、どの基礎方式を採用することが適切か否かという点については、個々の事業者が自らの知見を駆使し、各種データを検討・分析し、決定すべき事項であるのにも関わらず、今般の上限価格の指定方法は、政府が基礎の技術方式をあらかじめ指定しているのと同等の効果があり、競争上望ましいと思えない。 モノパイル式、ジャケット式など、公募占用指針に於いて、予め基礎の技術形式を指定するようにとられる書きぶりは避けた方が良いと考えられ、事業者の知見に応じて提案内容を受け入れることを明示するべきと考える。また、モノパイル式の供給価格上限額とジャケット式の供給価格上限額の前提となる資本費が約2倍もある背景が不透明であり、ご説明願いたい。	2番の回答をご覧ください。
1292	公募占用指針案	公募占用指針 P.5	財務・収支計画の公平な評価のため、出捐金の支払時期についても明記頂きたい。	基金への出捐時期については、基本的に発電開始後を想定しておりますが、事業者選定後の協議会構成員との調整によって出捐時期を変更することも可能です。

1293	公募占用指針案	公募占用指針 P.6 (3) 公募の対象とする交付対象区分等又は特定調達対象に係る再エネ特措法第２条の３第１項に規定する交付期間又は同法第３条第２項に規定する調達期間（法第13 条第2 項第9 号）	事業者責によらない、運転開始予定日の延長が発生した場合は、工期のみならず、時間価値の損失も併せた手当がないと事業者としての経済性悪化につながり、サステナブルな事業実施に繋がらないリスクがある。 「他の促進区域の選定事業者や港湾区域内に（中略）運転開始予定日を遅らせた場合に限り、運転開始期限日の延長を認める」とされているが、事業者としては運転開始日が遅れると収入開始のタイミングが後ろ倒しとなり、事業者の経済性が自らのコントロールのよらない事由により悪化することとなる。この時間価値分も何かしらの手当がされることをご検討いただきたい。	「海洋再生可能エネルギー発電設備等取扱埠頭賃貸借契約書（案）」第７条第４項をご覧ください。
1294	公募占用指針案	公募占用指針 P.6 (4) 3) 占用の期間	①ー③を満たす要件を提示していただきたい。	33番の回答をご覧ください。
1295	公募占用指針案	公募占用指針 P.8 4) 促進区域内海域の占用の期間が満了した場合その他の事由により促進区域内海域の占用をしないこととなった場合における当該海洋再生可能エネルギー発電設備の撤去に関する事項（法第13 条第2 項第12 号）ii)	「一部残置 等 することを前提とした公募占用計画を作成する場合は、「着床式洋上風力発電施設の残置に係る検討会」（環境省）において示されている「着床式洋上風力発電施設の廃棄許可に係る考え方」に留意し」とあるが、当該資料について、URLを貼る或いは資料を添付する等して、より具体的に示して頂きたい。	ご指摘を踏まえ公募占用指針を修正しました。
1296	公募占用指針案	公募占用指針 P.8 4) 促進区域内海域の占用の期間が満了した場合その他の事由により促進区域内海域の占用をしないこととなった場合における当該海洋再生可能エネルギー発電設備の撤去に関する事項（法第13 条第2 項第12 号）iii)①	「撤去費用の 金 額及び算出根拠については事業者選定における評価の対象とはしない。」とあるが、一方で、撤去の実績の有無に応じて、事業者の評価の優劣が分かれることはあり得るという理解でよろしかったか。	撤去の実績の有無のみをもって、評価上の差を設けることはありません。

1297	公募占用指針案	公募占用指針 P.11　（２）国が行った調査結果に係る情報 の 提供について	秋田洋上風力発電株式会社が敷設する海底・陸上ケーブルのルート、その他周辺海域に存在するケーブル類の位置についても情報提供頂きたい。	公募占用指針に記載のとおり、公募占用計画の作成に当たっては公表されている資料を基に合理的な海底送電線等の配置を検討してください。
1298	公募占用指針案	公募占用指針 P.18 第５章（１）２）公募参加及び事業の実施に当たって遵守すべき事項等　viii)	「公募に参加しようとする他の者」とは、(a)同一海域において公募に参加しようとする他の者を指しているのか、又は(b)本公募が対象とする４海域すべてを含めて公募に参加しようとする者を指しているのか。 本公募における複数海域に異なる構成員によるコンソーシアムを組成して公募に参加しようとする者が存在することが想定されるため、(a)が現実的な解釈のように思われる。	1021番の回答をご覧ください。
1299	公募占用指針案	公募占用指針 P.17 vi) ※1	「公平性・公正性・透明性を確保しながら海域調査を行うための接触や地元のイベントに参加すること」については、当然に禁止されているものではないと理解している。 　海域調査のために漁業関係者に接触する際に、当該接触が公平性・公正性・透明性を確保しながら為されたことを担保するために必要となる、関係行政機関等との事前調整・照会等のプロセスにつてご説明頂きたい。	本公募占用指針を踏まえ、各公募参加者の責任において適切にご対応いただくべきものと考えています。

1300	公募占用指針案	公募占用指針 P.19 iii) 提出方法 P.20 ①正本と副本の電子データ（CD-R 又は DVD-R：PDF、様式指定があるものはPDF と指定の様式）をそれぞれ正本は 1 枚、副本は 2 枚、持参又は送付（書留郵便又は信書便に限る。）すること。 ※ただし、保証金に関する提出書類及びその添付書類については正本１部を紙媒体で提出すること。	「正本と副本の電子データ（CD-R 又は DVD-R：PDF、様式指定があるものはPDFと指定の様式）をそれぞれ正本は 1 枚、副本は 2 枚、持参又は送付」とあるが、正本の紙媒体の原本は不要との理解でよいか。その場合、原本提出を求められていると読める署名捺印した書類や法人登記事項証明書等なども写し（PDF）となるがよいか。 紙媒体での原本提出が必要な書類は、「保証金に関する提出書類及びその添付書類」のみ正本1部を提出するということで間違いないか。	118番の回答をご覧ください。
1301	公募占用指針案	公募占用指針 P.22 i)第一次保証金 P.23 ③一時保証金の提供方法	「保証期間の終了日が令和5年1月末日よりも長いこと」との記載があるが、令和5年1月(2023年1月)ではなく、正しくは令和6年1月(2024年1月)誤植ではないか。	ご指摘踏まえ、修正しました。
1302	公募占用指針案	公募占用指針 P.45 4) 選定又は非選定理由に関する説明	「回答は電子メールにより行う」とあるが、選定・非選定の説明は対面の面談による形で実施することを検討頂けないか。 メールの回答だけでは一方的なコミュニケーションにしかならず、対面での協議を実施した方が追加的な質問やより中身のあるフィードバックを頂ける機会となり、事業者が今後の事業展開に反映することにより、日本の洋上風力発電業界全体の底上げ・レベルアップに繋がると考える。	電子メールでの回答とさせて頂きます。 なお、公募占用指針に記載のとおり、選定結果公表時に、全ての公募参加者の評価点（供給価格点、事業実現性評価点）、事業実現性評価点の内訳及び講評を公表します。

1303	公募占用指針案	公募占用指針 P.47　第８章 選定事業者を選定するための評価の基準（法第13条第2項15号）	「最も点数の高い公募占用計画を提出した事業者が2 者以上該当する場合は、くじ引きにて選定事業者を選定する。」とあるが、同点の場合、「同点の2 事業者は、供給価格等一部項目のみの再提出を求めて再評価する」等、事業者の企業努力・工夫を反映させた上で選定を行う方法が良いと考える。	701番の回答をご覧ください。
1304	公募占用指針案	公募占用指針 P.50　第８章 選定事業者を選定するための評価の基準（３）ii）事業実施体制・事業実施実績	ミドルランナーの評価区分記載の評価の考え方①の中で、「リスク管理」とあるが、どのような項目のリスクを想定しているのか。例えば、天災等を含めた事業継続計画に関するリスクなのか、建設時の事故等のリスクなのか、コンプライアンス違反のリスクなのか、又はこれらをすべて含む趣旨なのか。	発電事業の実施に関するリスク全般のSPCとしての管理体制に関して評価します。
1305	公募占用指針案	公募占用指針 P.51 iii）資金・収支計画	「資金・収支計画」における事業収入及びそれに関するリスク対応の確度について、どのような根拠資料により評価されるのか？　PPA契約を前提とする事業計画を提案する場合、公募占用計画の提出時点で拘束力のあるPPA契約の締結に至っていないものの事業者選定以降に締結が見込まれる場合、どのような資料により計画の確度を説明することが求められるか？	根拠資料の具体例を網羅的に列記することは困難かつ不必要な制約を与えるため不適切と考えており、専門的な見地からも収支計画の実現性を合理的に説明できる資料を提出いただければ結構です。 また、相対取引を計画される場合の対応については、91番の回答をご覧ください。
1306	公募占用指針案	公募占用指針 P.51 iii）資金・収支計画	「資金・収支計画」におけるリスクシナリオの検討の根拠資料としてMOUを添付した場合、その内容についてはどのような観点から評価されるのか？　財務健全性やリスク対応の観点から問題がないかを中心に評価されるのか、あるいは、当該MOUにかかる契約の収益性も評価の対象になるのか？	第三者委員会の意見も踏まえ、適切に評価します。

1307	公募占用指針案	公募占用指針 P.51 iii）資金・収支計画□ P.51 「トップランナー」	「トップランナー」で要求されているのは、「優れている」への対応に加え、「記載要領及び様式集【様式 3-1-6】別紙３、３．リスクの特定・分析 (2). 未然防止策・リスク発現時の対策 、④」への対応ということで間違いないか？	299番の回答をご覧ください。
1308	公募占用指針案	公募占用指針 P.51 iii）資金・収支計画□ P.52 「優れている」①	「優れている 」①で要求されているのは、「記載要領及び様式集【様式 3-1-6】別紙３、３．リスクの特定・分析 (2). 未然防止策・リスク発現時の対策 、①、②、③」の三項目への対応ということで間違いないか？	ご理解のとおりです。
1309	公募占用指針案	公募占用指針 P.51 iii）資金・収支計画□ P.52 「優れている」②、③	「優れている 」②、③で要求されているのは、「記載要領及び様式集【様式 3-1-6】別紙３、３．リスクの特定・分析 (1). 感度分析、①、②、③」の三項目への対応ということで間違いないか？	127番の回答をご覧ください。
1310	公募占用指針案	公募占用指針 P.51 iii）資金・収支計画□ P.52 「優れている」②及び「良好」①	LLCR計算の割引率は何%を使用すべきか？	LLCRの定義は839番の回答をご覧ください。借入契約内容に応じて適切に設定ください。

1311	公募占用指針案	公募占用指針 P.51 iii）資金・収支計画□ P.52 「ミドルランナー」	「財務やテクニカルアドバイザリー等の専門家」による検討内容が適切であることを前提にすれば、当該評価項目を満たすには、最低何名の専門家による検討が必要か？例えば、ファイナンシャルアドバイザーのみでも十分か？ 自コンソーシアムの事業開発・運営能力に自信を持っており、第三者活用は事業費用の増加につながるため最小限にしたいと考えている。	専門家の定義について指定はございません。1107番の回答も参考にしてください。 なお、適切な実績を示すことが出来れば必ずしも第三者である必要はございません。
1312	公募占用指針案	公募占用指針 P.51 iii）資金・収支計画□ P.52 「ミドルランナー」	「テクニカルアドバイザリー等の専門家」とは具体的にどのような専門家を指すのか？	専門家の定義について指定はございません。1107番の回答も参考にしてください。 なお、適切な実績を示すことが出来れば必ずしも第三者である必要はございません。
1313	公募占用指針案	公募占用指針 P.51 iii）資金・収支計画□ P.52 「ミドルランナー」	「テクニカルアドバイザリー」の定義として、そのScope of Workとして何を想定しているのか。	専門家の定義について指定はございません。1107番の回答も参考にしてください。 なお、適切な実績を示すことが出来れば必ずしも第三者である必要はございません。
1314	公募占用指針案	公募占用指針 P.51 iii）資金・収支計画□ P.52 「ミドルランナー」	ミドルランナーの要件として「財務やテクニカルアドバイザリー等の専門家」の起用が必要とされているが、この要件は、以下の理由から除外されるべきと考える。 1.アドバイザリーサービスを提供する会社から、人員不足で対応不可である旨断られるケースが多く、どのアドバイザーも起用できないケースが発生し得る。斯様な理由でミドルランナーのスコアも得られない状況に陥ることは、公平な公募とは言えない。 2.公募参加者に起用されるアドバイザーは、公募参加者への忖度があることが想定され、完全な第三者的な見地からの見解を示さない可能性ある。 3.アドバイザリーの起用が実質必須になることで、公募準備のコストが上昇し、かつ個別公募参加者毎にコストが発生し非効率である。 4.外部のアドバイザリーに頼らずとも、自身で十分な専門的知見・経験を有する公募参加者も存在する。 5.本来的には、公募参加者に起用されたアドバイザーに評価を依存するのではなく、公募占用計画の評価者が客観的にその内容を評価するべきと考える。	いただいたご意見は今後の制度設計の参考といたします。

1315	公募占用指針案	公募占用指針 P.51 iii）資金・収支計画□ P.52 「良好」①	「良好」①で要求されているのは、「記載要領及び様式集【様式 3-1-6】別紙３、３．リスクの特定・分析 (1). 感度分析、①、②、③」の三項目への対応ということで間違いないか？	感度分析について整理が分かりづらかったので127番回答のとおり、記載を修正します。
1316	公募占用指針案	公募占用指針P.51 iii）資金・収支計画□ P.52 「良好」①	「相応に蓋然性の高いリスクが発現したケース」とは何を指すのか？	127番の回答のとおり、当該箇所の記載を修正しました。
1317	公募占用指針案	公募占用指針 P.51 iii）資金・収支計画□ P.52 「良好」②	「ファイナンスを行う主体」とはコンソーシアムやSPCを指すのか？	ご理解のとおりですが、コーポレートファイナンスの場合は親会社等も該当します。
1318	公募占用指針案	公募占用指針 P.51 iii）資金・収支計画□ P.52 「最低限必要な レベル 」③	「需給調整に伴う費用」とはいわゆるバランシングコストのことか？	73番の回答をご覧ください。

1319	公募占用指針案	公募占用指針 P.53 iii）資金・収支計画□ リスクシナリオ区分：運転開始以降のキャッシュフロー　―収入減少―オフテイカーの契約不履行・倒産	他国市場において、オフテイカーの契約不履行・倒産リスクに対応するために行う業務として確立している方法を、本項目のリスクへの対応策として記載した場合、本公募において、リスクへの対応が為されているものと評価されるのか？	一概にお答えすることは困難ですが、第三者委員会の意見も踏まえ、我が国の市場においても適切性が確認できれば評価の対象となります。
1320	公募占用指針案	公募占用指針 P.53 iii）資金・収支計画□ リスクシナリオ区分：運転開始以降のキャッシュフロー　―収入減少―オフテイカーの契約不履行・倒産	本項目のリスクシナリオへの対応として、オフテイカーとの間でリスク対応を盛り込んだMoU等の合意文書を添付することは必須か？	記載する対応策の内容次第ですが、MoU等の適切な合意文書が添付された対応策の方が確実性があると見なされます。
1321	公募占用指針案	公募占用指針 P.53 iii）資金・収支計画□ リスクシナリオ区分：運転開始以降のキャッシュフロー　―費用増加―インバランス負担変動	他事業・他国において再エネを含むインバランス対応をどのように行っており、本公募の事業においてそれをどのように適用する計画かを記載することは、本項目のリスクシナリオへの対応として評価対象となるか？ また、本項目への対応として、インバランスリスクを事業期間中に亘り固定する内容の契約を外部企業と結ぶことが、必ず求められている訳ではないという理解でよいか？	474番の回答をご覧ください。
1322	公募占用指針案	公募占用指針 P.54 ミドルランナー①	年間発電電力量の予測は「第三者機関等による」と記載があるが、開発者による発電量予測を第三者機関が検証する形でも良いか。	問題ありません。

1323	公募占用指針案	公募占用指針 P.53 iii) 運転開始までの事業計画 トップランナー ②	洋上風力発電事業者が確保するものとして想定されている調整力の定義、具体例をお示し頂きたい。	4番の回答をご覧ください。
1324	公募占用指針案	公募占用指針 P.69　（６）FIP認定の申請期限(法第13条第2項第10号)	コスト水準等に照らして政策的補助に頼らず運営できることとなった事業は、FIPの枠外での事業運営が許容されるべきと考える。その観点から、全ての選定事業者にFIP認定を義務付ける当該規定は設けるべきではないと考えるが如何か。	いただいたご意見は今後の制度設計の参考といたします。
1325	公募占用指針案	公募占用指針 P.75 ２）公募占用計画に係る接続検討申込みについて	接続検討は、入札図書に必須の書類かを確認したい。つまり、接続検討回答を添付しないことにより、減点対象となるか。	1007番の回答をご覧ください。添付がないと運転開始までのスケジュールの確実性がないと評価される可能性がございます。
1326	公募占用指針案	公募占用指針 P.123 ②	「能代港又は秋田港の利用重複時における事業者選定に関する事項」について、再提出時における期限及び方法、再提出時の留意事項を事前に提示いただきたい。	再提出に係る期限等について、公募占用指針に記載しました。

1327	公募占用指針案	公募占用指針 P.123 ②	「能代港又は秋田港の利用重複時における事業者選定に関する事項」について、再提出された計画の商業運転開始時期は評価対象になるのか。	評価対象となります。
1328	公募占用指針案	公募占用指針 P.95 (1) 地域振興策　⑥	地域振興策で船川港を補完港とする利活用等があげられているが、船川港の占用料について明確にしていただきたい。	必要に応じて、港湾管理者へご確認ください。
1329	公募占用指針案	公募占用指針 P.95 (1) 地域振興策　⑥	船川港の港湾改訂計画は令和５年度中に決定するという理解だが、港湾計画が決まる前に入札が起きるため、港湾利用計画の案を提示いただきたい。	必要に応じて、港湾管理者へご確認ください。
1330	公募占用指針案	公募占用指針 P.108別添3	ある事業者が払う基地港湾の貸付料の額は、当該事業者への貸付期間の長短にかかわらず、基地港湾の整備のために投資した額に、当該事業者の発電所の出力を全事業者の出力合計で除した割合を乗じた額になるとの理解でよいか？（ある事業者の発電所の出力が同じであれば、基地港湾の貸し付けを受ける期間の長短にかかわらず、貸付料は同じということか？）	「海洋再生可能エネルギー発電設備等取扱埠頭賃貸借契約書（案）」第９条で定めるとおりです。

1331	記載要領及び様式集案	記載要領及び様式集 【様式 3-1-3】評価の考え方への対応	「評価の考え方を満たしているとする根拠」の欄には何を記載すればよいのか？（「評価の考え方に 対応する記載箇所」の欄の通り、所定の各様式に記載することで各評価区分の「根拠」を示したことになるのではないか。）	381番の回答をご覧ください。
1332	記載要領及び様式集案	記載要領及び様式集 P.17　5）公募占用指針の要旨 別添のとおり	公募占用計画の要旨は【様式3-1-2】の別添として添付することでよいか。その場合、書類には【別添】との記載は必要か。	別添と記載し、【様式3-1-2】に添付してください。
1333	記載要領及び様式集案	記載要領及び様式集 P.18 評価の考え方を満たしているとする根拠	根拠の書き方について事例をもって指示頂きたい。指示がない場合、別紙の内容とほぼ同じ文章が記載されることも想定される。例えば、“別紙●P.2 記載の表のとおり”などでも許容されるのか。	381番の回答をご覧ください。

1334	記載要領及び様式集案	記載要領及び様式集 P.19、P.22 、P.25、p.28、p.29、p.31 公募占用指針で示すリスクシナリオ以外に独自で行ったリスクの特定・分析が適切になされ、その対応が特に優れていると評価されるもの。 に対する 評価の考え方を満たしているする根拠	提案者は評価される側であり、「特に優れていると評価」する根拠を示すことは難しい。どのように記載すべきか事例をもって示して頂けないか。 例えば、独自で特定したリスク及びその分析について簡単に記載するに留める、いった書きぶりでいかがか。	様式集を修正したのでご確認ください。追加でご不明点あれば公募期間中の質問受付もしくは説明会にてご質問ください。
1335	記載要領及び様式集案	記載要領及び様式集 p.22、P.26、P.29、P.31、P.32	提案者は評価される側であり、「評価」「特に優れていると評価」する根拠を示すことは難しい。どのように記載すべきが事例をもって示して頂けないか。	様式集を修正したのでご確認ください。追加でご不明点あれば公募期間中の質問受付もしくは説明会にてご質問ください。
1336	記載要領及び様式集案	記載要領及び様式表 P.24 運転開始までの事業計画（別紙４～８関係）評価の考え方への対応	評価区分・評価の考え方ごとに、「評価の考え方に対応する記載箇所」が記載されているが、ここに記載のない箇所は評価対象外とみなして良いか。例えば、別紙6　2 (2), (3)は、どの評価区分にも「評価の考え方に対応する記載箇所」の記載がないが、設備の構造を説明する重要な記載箇所である。別紙4　1 (1) (2) (4)も同様。この場合、ここに記載される内容はどの様に評価されるのか示して頂けないか。	381番の回答をご覧ください。

1337	記載要領及び様式集案	記載要領及び様式集 P.25 トップランナー	「良好」や「優れている」の項目で「リスク特定と分析」の評価の考え方に対する記載箇所は別紙５　２と指定されているが、トップランナーの評価「運転開始に至るまでのスケジュール遅延などに関するリスクの特定が適切になされその対応が特に優れていると評価されるもの」では記載箇所は別紙５　１となっており、上記の「良好」や「優れている」で評価されるリスクシナリオや独自のリスク特定とは別のリスクを特定されることを想定されているかご説明頂きたい。また、その場合、「優れている」と「トップランナー」の評価の違いを明確にして頂きたい。	ご指摘等踏まえて様式集を修正しましたので、ご確認ください。追加のご不明点があれば、公募期間中の質問受付や説明会にてご質問ください。
1338	記載要領及び様式集案	記載要領及び様式集 P.34 関係行政機関の長等との調整能力 （別紙１３関係） 評価の考え方への対応 P.37 周辺航路、漁業等との協調・共生 （別紙１４関係） 評価の考え方への対応	いずれも「関係都道府県知事から、合理的な理由とともに「〇〇〇」と評価すべきと意見があったもの。」に対して、「評価の考え方を満たしているとする根拠」を記載することとなっているが、提案者には関係都道府県知事のご意見を事前に知ることはできない。どのように記載すべきか事例をもって示して頂けないか。	様式集を修正したのでご確認ください。追加でご不明点あれば公募期間中の質問受付もしくは説明会にてご質問ください。
1339	記載要領及び様式集案	記載要領及び様式集 【様式 3-1-6】別紙３：事業の資金計画・収支計画 １．資金計画 (2). ファイナンシャルアドバイザー等の第三者機関による資金・収支計画の適切性の検討・評価の証跡 P55	「ファイナンシャルアドバイザー等の第三者機関」とは、公募占用指針のP.52 「ミドルランナー」に記載の「財務やテクニカルアドバイザリー等の専門家」に該当するのか？	1116番の回答をご覧ください。
1340	記載要領及び様式集案	記載要領及び様式集 【様式 3-1-6】別紙３：事業の資金計画・収支計画 １．資金計画 (2). ファイナンシャルアドバイザー等の第三者機関による資金・収支計画の適切性の検討・評価の証跡 P55	「ファイナンシャルアドバイザー等の第三者機関による資金・収支計画の適切性の検討・評価の証跡」は、第三者機関による意見書のようなものを添付する必要があるのか、それとも第三者機関による検討結果を事業者にて要約すれば十分か？	一概にお答えすることは困難ですが、別紙３において親和性の高さを根拠とともに具体的に説明いただければ当該記載を基に判断します。

1341	記載要領及び様式集案	記載要領及び様式集 【様式 3-1-6】別紙３：事業の資金計画・収支計画 ２．収支計画 (1). 収支計画の概要　P55	税引前P-IRRとの理解でよいか？	ご理解のとおりです。
1342	記載要領及び様式集案	記載要領及び様式集 【様式 3-1-6】別紙３：事業の資金計画・収支計画 ２．収支計画 (1). 収支計画の概要　P55	「P-IRR（運転開始日を起算日とする）」とあるが、計算対象とするキャッシュフローは運転開始日以降のものということか？	ご理解のとおりです。
1343	記載要領及び様式集案	記載要領及び様式集 【様式 3-1-6】別紙３：事業の資金計画・収支計画 ２．収支計画 (1). 収支計画の概要　P55	SPCが、SPCの各株主が各々設立する販売会社に卸しPPAで電力を販売する場合、収支計算の対象とする収入は当該PPAに起因する収入で問題ないか？それとも小売りPPAに起因する収入まで計算対象とする必要があるか？	ご質問の趣旨が分かりかねますが、別紙３で作成するSPCの収支計画の妥当性を確認するのに十分な根拠資料を提出ください。なお、相対取引を前提とした収支計画を作成する場合、91番の回答のとおり、オフテイカーへのヒアリング等の実施を予定しています。
1344	記載要領及び様式集案	記載要領及び様式集 【様式 3-1-6】別紙３：事業の資金計画・収支計画 ２．収支計画 (2). 費用項目 P60	「洋上設備の撤去費用」は、「海洋における施工費の70%」を記載すればよいのか？	ご理解のとおりです。陸上設備の撤去費用については、実績や見積等を踏まえて算出ください。

1345	記載要領及び様式集案	記載要領及び様式集 【様式 3-1-6】別紙３：事業の資金計画・収支計画 ２．リスクの特定・分析 (2). 感度分析 ②　P61	一般に金利は維持管理費用に分類されないと思われるが、維持管理費用に一定の金利上昇を想定して含めるということか？ または、維持管理費用には含めず、LLCRの計算の割引率としての借入金利上昇を想定しているのか？その場合、金利は何%増加させるべきか？	維持管理費用の定義については205番、感度分析については1158番の回答をご覧ください。
1346	記載要領及び様式集案	記載要領及び様式集 【様式 3-1-6】別紙３：事業の資金計画・収支計画 ２．リスクの特定・分析 (2). 感度分析 ②　P61	維持管理費用10%増加の内訳となる想定をする必要があるのか？（例：人件費20%上昇＝維持管理費用の3%上昇にあたる） ③との関連で、単純に維持管理費用15%増大時のLLCRを見れば、②と③の感度分析は一つにできるのではないか？	ご指摘の趣旨が分かりかねますが、指定された感度分析を実施ください。 なお、維持管理費用増大については205番及び1158番、保険料増大は1159番の回答をご覧ください。
1347	記載要領及び様式集案	記載要領及び様式集 P.80　別紙10	運転及び維持管理計画に関して、設備区分ごとに記載することが求められているが、全ての設備に共通的な事項については、どこに記載すればよいか？ 全ての設備に共通的な事項（O&Mに関わる組織、業務フロー、意思決定フロー、資材管理、輸送機能等）について、記載する枠を設けてはどうか。	ご指摘等踏まえ、様式集別紙10に「２．運転及び維持管理の全体方針」という項目を設けたのでそちらに記載ください。
1348	公募占用指針案	公募占用指針　第２章（３）１）	秋田県2海域、新潟県1海域（以下、対象3海域）においては、海底地盤の状況及び水深が比較的浅いとの理由から「モノパイル式を想定」されているが、詳細設計等の詳細検討を行った後、モノパイル式での据付不可となる可能性もあるものと思料している。仮に対象3海域において、モノパイル式での据付不可でありジャケット式での据付と評価された場合、入札単価の変更は認められるのか。 例えば、モノパイル式とジャケット式の供給価格上限額の差額10円/kWhを上限に国が認めた範囲で、公募占用で提出した供給価格へ加算することができる等の手当てはあるのか。	各海域の供給価格上限額は、海域ごとに国が実施した調査結果を踏まえ、海底地盤の状態から想定される設置の形態・施工法に基づき設定したものですので、事業実現性を確保した上で結果的に採用される設置の形態・施工法が異なった場合でも、供給価格上限額を変更することはありません。

1349	公募占用指針案	公募占用指針　第２章（３）１）	「第80回調達価格等算定委員会」における、上限価格の考え方（③資本費のうち接続費）で接続費の分析を行い、平均値1.7万/kWであったものの中央値の0.5万円/kWが水準として採用された。 平均値と中央値での差が1.2万円/kWもある。 一部高額案件があることは理解するが、一般的な系統連系申込と，募集プロセスによる系統連系申込を同等の扱いをするのではなく、地域特性に合った金額を設定すべきではないか。	116番の回答をご覧ください。
1350	公募占用指針案	公募占用指針　第５章（１）２）ｖｉ）	公募による事業者選定手続きの公平性、透明性及び競争性を阻害する態様の具体例の一つとして、「事業者が地元関係者等に公募に関する助言を求めるといった行為」が挙げられているが、地元関係者等からは「関係省庁」や「自治体」、「有識者」が除かれることから、公募占用指針公示後に県庁や市役所，地域振興局に対して助言や意見を求めることは可能と理解して良いか。	関係省庁や地方自治体が特定の公募参加者に対して助言を行うことはありません。なお、事業者において協議会の構成員等の意見を的確に把握する機会を設けるため、協議会構成員による説明会を実施しますので、必要に応じてご活用ください。
1351	公募占用指針案	公募占用指針　第５章（１）２）ｖｉ）	ある地元関係者が協議会構成員であるAとそうではないBの二つの肩書を有している場合、公募占用指針公示後は、当該地元関係者に対し、Bという立場で接触し、Bの観点から助言や意見を求めたりすることは可能と理解して良いか。	本公募占用指針が公示された日から事業者選定の通知がされる日までの間は、公募による事業者選定手続の公平性、透明性及び競争性を阻害する態様による地元関係者並びに学識経験者及び専門家等により構成される第三者委員会の委員への接触は行わないことを遵守事項として定めています。
1352	公募占用指針案	公募占用指針　第５章（１）２）ｖｉ）	協議会構成員aが業界団体Aに加入している場合、aが出席しない場においてAと接触することは可能か。また、aに確認を求めない範囲において、Aに意見や助言を求めることは可能と理解して良いか。	「地元関係者」の範囲は、協議会の構成員（関係省庁、自治体及び有識者を除く。）及び協議会の構成員となっている団体の構成員等となります。 上記に該当しない者との接触であったとしても、例えば接触相手を通じて都道府県に対して自ら有利になるような働きかけを行った場合など、明らかに公募による事業者選定手続の公平性・透明性及び競争性を阻害する行為があった場合は、参加資格を失うこととなります。 事業者において協議会の構成員等の意見を的確に把握する機会を設けるため、協議会構成員による説明会を実施しますので、必要に応じてご活用ください。

1353	公募占用指針案	公募占用指針　第５章（１）２）ｖｉ）	関係省庁及び自治体については、国家公務員倫理法等の規程に基づく範囲において接触することは可能とあるが、国家公務員倫理法「等」の「等」には何が含まれるのか。	例えば国家公務員倫理規程（平成十二年政令第百一号）が含まれます。
1354	公募占用指針案	公募占用指針　第５章（１）２）ｖｉ）	地元関係者の範囲は、「協議会の構成員及び協議会の構成員となっている団体の構成員等」とあるが、この構成員「等」の「等」には何が含まれるのか。	例えば協議会の構成員となっている団体の会員などが想定されます。
1355	公募占用指針案	公募占用指針　第５章（１）２）ｖｉ）	「公募参加者は、公募参加意思の表明や公募占用計画提出に関する事実に係るプレスリリース等により、公募参加の事実や公募占用計画の内容等を意図的に開示しないこと」との記載があるが、ここで制限の対象となっているのは、下記の①だけであり、②は除かれるという理解で良いか ①プレスリリース等による広く公に向けた開示 　②第5章 2) ⅳ)で接触制限の対象となっている地元関係者及び第三者委員を除く地元企業や団体、個人との意見交換 ②についても制限がかかるのであれば、それは第5章 2) ⅳ)で接触制限の対象となっている地元関係者及び第三者委員のみならず、広く接触制限がかかることを意味しており、地域との共生・協調を重視した公募占用計画の策定に多大な影響が生じると考えられる。 また、頻繁な意見交換を行う場合は、当然秘密保持契約を締結することになる想定だが、意見交換を行う全ての団体・個人との秘密保持契約締結は現実的ではない上に、秘密保持契約締結前段階の意見交換も必要であることから②は除外されるべきであると考えられる。	本公募占用指針で定める遵守事項に則り、適切な対応を求めます。 なお、御指摘の「②第5章 2) ⅳ)で接触制限の対象となっている地元関係者及び第三者委員を除く地元企業や団体、個人との意見交換」について、守秘義務を結ばず公募参加の事実や公募占用計画の内容等を意図的に開示することは認められません。 事業者において協議会の構成員等の意見を的確に把握する機会を設けるため、協議会構成員による説明会を実施しますので、必要に応じてご活用ください。
1356	公募占用指針案	公募占用指針　第９章（４）１）	「上記の期間内に、合理的な理由なく、～～への参加を認めないことがある。」と記載があるが、「合理的な理由」とは具体的にどのようなものか。 例えば、2つ以上の接続契約により公募が開始される海域において、1つの接続契約しか使用しない場合にもう片方の接続契約の継承を受けない（譲渡対価を支払わない）は合理的な理由にあたるのか。 また、使用しない接続契約側の一般送配電事業者による工事が進捗していた場合、工事費負担金の取り扱い（誰が負担するのか）についてご教授いただきたい。	系統については選定の通知を発した日の翌日から3 ヶ月以内に承継されることを前提としており、例えば選定事業者と系統提供事業者間の承継対価の協議において、指針に記載した算定式を用いず個別の協議を行い承継手続きが遅延するなどを「合理的な理由」に該当しない場合として想定しています。 例示の内容については、複数の系統契約があった場合にいずれかのみを承継することは可能ですので、「合理的な理由なく～」には当たりません。 また、承継されなかった接続契約に係る工事費負担金は系統確保事業者の負担となります。

1357	記載要領及び様式集案	記載要領及び様式集 P45　【様式3-1-4】１．（１）	表形式での記載・説明が求められているが、表の大項目は変更せずに、小項目に細分化して記載することは可能か。 （例えば、「EPC等」の大項目に対し、「製造」「輸送」等の小項目に分け、その小項目ごとに役割分担の概要を記載・説明するイメージ）	可能です。各役割と事業者名の対応関係が分かるように記載ください。
1358	公募占用指針案	Page 5 第２章　公募対象とする事業の要件 （３）供給価格等に関する事項について 　1）供給価格上限額	新潟県村上市及び胎内沖の供給価格上限額は秋田県２案件より高い金額を設定していただきたい。	116番の回答をご覧ください。
1359	公募占用指針案	Page 6 第２章　公募対象とする事業の要件 （３）供給価格等に関する事項について 　3）公募の対象とする交付対象区分等	運転開始期限日の延長を認める条件として、本文記載の「促進区域と一体的に利用する港湾を使用する時期に重複があ（る）」場合に限られていますが、「新たに基地港として使用する港湾の開始時期に遅延が生じる」場合も延長を認める条件としていただきたい。	他の促進区域の選定事業者や港湾区域内に海洋再生可能エネルギー発電設備を設置するために港湾法第37条第１項に基づく許可を受けた者との間で、促進区域と一体的に利用する港湾を使用する時期に重複があり、経済産業省及び国土交通省が調整せざるを得ないとして公募占用計画に記載された運転開始予定日を遅らせた場合に限り、運転開始期限日の延長を認めるものです。
1360	公募占用指針案	Page 6 第２章　公募対象とする事業の要件 （４）事業の実施期間に係る事項について 　3）占用の期間	3つの全ての条件（①～③）に該当する場合、30年間の占用期間の更新が認められることがありうる、との記載がありますが、当該期間の収支や事業計画は、事業者選定上、評価対象外とする旨を明記していただきたい。	ご指摘踏まえ、公募占用指針第６章（２）３）に「公募占用計画の認定の有効期間の終了後における促進区域内海域の占用許可の更新を前提とした公募占用計画の作成・提出は認められない。」旨を明記しました。 ただし、最大30年間の計画の認定の有効期間内であれば、FIPの交付期間20年間を超える売電期間の計画を事業者判断で作成することは可能です。その際は撤去期間等にも十分留意ください。

1361	公募占用指針案	Page 7 第２章　公募対象とする事業の要件 （５）その他留意すべき事項 　3）廃坑井について	「情報提供の手続きを行い廃坑井の情報を入手した上で」とありますが、手続きおよび情報の入手ができる限り容易で長期間を要さないようなご配慮を願います。	情報提供については、可能な限り早期の開示に努めています。 なお、廃坑井の情報も含め、本公募については、令和4年11月24日付で情報提供申請を開始しておりますので、下記URLの通知に沿って申請を行ってください。 ＜参考＞「秋田県八峰町及び能代市沖」、「秋田県男鹿市、潟上市及び秋田市沖」、「新潟県村上市及び胎内市沖」、「長崎県西海市江島沖」に係る海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域に関する情報の提供について https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/yojo_furyoku/dl/sentei/akita_happou_info.pdf https://www.mlit.go.jp/kowan/kowan_tk6_000093.html
1362	公募占用指針案	Page 9 第２章　公募対象とする事業の要件 （５）その他留意すべき事項 　4）設備の撤去に関する事項 　ⅲ)②ア）保証状の提出	撤去費用を担保するための保証状の条件として「不可抗力等の事由の如何を問わず」当該撤去費用に関する保証履行を担保する旨の記載が必要、とされていますが、「ただし、不可抗力事象が発生した場合の撤去時期の見直しは協議対象とする」と同等の趣旨の条件を追記いただきたい。	撤去については負担者及び責任者を明確化する観点で、原案どおりとします。
1363	公募占用指針案	Page 12 第３章　事業実施に必要な情報の提供 （２）国が行った調査結果に係る情報の提供について 2）提供する情報の内容 ｉ）風況・海象等の調査の結果	海底形状、海底人工物、海底面下の土層構造等（音波探査・土質調査）を提示していただけることになっていますが、提示された土層構造等と事業者選定後の各風車設置位置での調査結果と差異が生じ、公募時と構造を変更しなければならなくなった場合の対応を明記していただきたい。	事業者選定後に構造が変更となる場合には、公募占用計画の変更の認定を受ける必要があります。
1364	公募占用指針案	Page 12 第３章　事業実施に必要な情報の提供 （２）国が行った調査結果に係る情報の提供について 2）提供する情報の内容 ｉ）風況・海象等の調査の結果	追完資料の公表時期を記載していただきたい。	調査スケジュールは区域によって計測期間が違うため一概には言えませんが、資料が調い次第随時情報提供します。

1365	公募占用指針案	Page 13 第４章　公募の実施スケジュール （１）スケジュール	公募占用指針の公示後、競争的対話を実施していただきたい。	今後の参考とさせて頂きます。
1366	公募占用指針案	Page 14 第４章　公募の実施スケジュール （３）協議会構成員による説明会	協議会構成員による説明会を実施するとありますが、公募占用指針発行時には公表時期や開催時期を記載していただきたい。	公募占用指針に記載しました。
1367	公募占用指針案	Page 18 第５章　公募参加のための手続 （１）公募の参加者の資格に関する基準 　2）公募参加及び事業の実施に当たって遵守すべき事項等	vii）において、自らが発電事業を実施しない促進区域の選定事業者との調整を行わないこととありますが、制限をかける意図をご教示いただきたい。	近隣の促進区域の選定事業者の関係者が本公募に参加する可能性もあるため、公募の透明性、公正性の観点から、公募占用計画提出段階においては近隣の促進区域の選定事業者との調整を禁止するものです。
1368	公募占用指針案	Page 39 第６章　公募占用計画に記載すべき事項 （２）公募占用計画に記載すべき事項 　3）海洋再生可能エネルギー発電事業の内容及び実施時期等 ix）当該海洋再生可能エネルギー発電設備の設置	第６章　公募占用計画に記載すべき事項 （２）公募占用計画に記載すべき事項 　3）海洋再生可能エネルギー発電事業の内容及び実施時期等 ix）当該海洋再生可能エネルギー発電設備の設置 新潟県村上市及び胎内市沖も追記していただきたい。	公募占用指針に記載しました。

1369	公募占用指針案	Page 40 第６章　公募占用計画に記載すべき事項 （２）公募占用計画に記載すべき事項 3）海洋再生可能エネルギー発電事業の内容及び実施時期等 xii）資金計画及び収支計画	なお書きのうち、「公募開始時点において制度詳細が未確定なものについては収支計画には含めないこと」とありますが、例示で結構ですので、提示していただきたい。 また、収支計画に含めなかった制度が、制度確定後に事業に適用されその収支に影響を与える場合、供給価格を調整させていただきたい。	前提条件を揃えるため、制度が未確定なものについて収支計画に含めないこととしているものであり、公募占用指針において網羅的に列挙することは困難です。なお、供給価格の変更は認められません。
1370	公募占用指針案	Page 46 第７章　選定事業者の選定の流れ （４）選定の取消し等 3）選定事業者の選定の取消しがあった場合の事業者選定等	「省略～他の公募参加者を繰り上げて選定事業者に選定することがある」とありますが、その場合の事業スケジュールは、繰り上げ選定までに要した時間による影響を反映できるようにしていただきたい。	当初の事業者選定から一定程度の期間が経過した時点で他の公募参加者を繰り上げて選定する場合においては、当該他の公募参加者による事業計画の成立性に影響が生じる可能性も想定されます。このため、当該他の公募参加者に対して事業実施の意思確認を行った上で、事業実施の意思がある場合には当該他の公募参加者を選定し、必要に応じて公募占用計画における事業スケジュールを変更し、公募占用計画の認定を受けることが考えられます。この場合において、事業者選定時期が遅れたことによる運転開始時期の変更は、第２次保証金及び第３次保証金の没収免除の対象となります。
1371	公募占用指針案	Page 49 第８章　選定事業者を選定するための評価の基準 （３）評価の配転及び採点方法 i）事業計画の迅速性	「秋田県八峰町及び能代市沖」「秋田県男鹿市、潟上市及び秋田市沖」に係る評価基準を示す表中の運転開始時期に関して、既に利用予定が既知の期間を外して設定していただきたい。	81番の回答をご覧ください。
1372	公募占用指針案	Page 51以降 第８章 選定事業者を選定するための評価の基準 （３）評価の配点及び採点方法 ii）事業実施体制・事業実施実績 以降	リスクシナリオ区分とその概要は評価ポイントの明確化を意図したものと思料するが、これは充足すべき条件であり、概要に記載のない内容も評価され得ることを明記していただきたい。	概要のポイントは踏まえつつ、さらに精緻なリスクの特定・分析を行った計画は相対的に高い評価が得られる可能性が高いです。

1373	公募占用指針案	Page 57 第８章 選定事業者を選定するための評価の基準 （３）評価の配点及び採点方法 ｖ）電力安定供給対応する評価 カテゴリ　電力安定供給 リスクシナリオ区分　部品調達 リスクシナリオの概要 生産遅延、出荷国における天才・出	国内生産等促進し国内経済波及効果を大きくする意味では有効と思われますが、国内に拠点を持ったもしくは計画を立てたメーカー、工場のみを優遇することになり、コストダウンも供給価格ダウンのためにも国内外で差異を付けることを示唆する評価はすべきではない。	国民の財産である海域を長期にわたって占用し事業を行うことから、国内経済の発展に資する提案を評価することとしています。 なお、国民負担の低減も重要な評価要素であり、公募占用計画の評価は、長期的、安定的かつ効率的な発電事業の実施が可能かという観点から、供給価格120点、事業実現性に関する要素120点として評価しております。
1374	公募占用指針案	Page 124 別添6（備考） （P11 「促進区域と一体的に利用できる港湾」に関する追加説明）	２促進区域が秋田港又は能代港を使用できることになっており、重複した場合は書面で公募参加者に書面で通知することになっています。通知を受けてから再考、再提出を示唆するように受け取れますが、２者選択できることはせず各々確定していただきたい。	再提出に係る検討期間の確保の観点から、「秋田県八峰町及び能代市沖」及び「秋田県男鹿市、潟上市及び秋田市沖」の公募参加者に対しては、他方の促進区域の公募参加者と能代港又は秋田港の利用期間の重複の有無について、令和５年７月までに書面にて通知します。
1375	公募占用指針案	公募占用指針（案）2章(1)_2) 公募占用指針（案）8章(3)_vii) 公募占用指針（案）別添2-3 3.(2)③	２者以上の事業者より確保している系統が提示されている地域について、継承する系統によって、出損金額（発電設備出力x250x30)に差が出ると認識している。 ″周辺航路と、漁業等との協調・共生″の評価点には影響がないという理解でよいか。	ご理解のとおりです。
1376	公募占用指針案	公募占用指針（案）2章(3)_1)	モノパイル式及びジャケット式の供給価格上限額はどちらも29円/kWhとすべきではないか。	2番の回答をご覧ください。

1377	公募占用指針案	公募占用指針（案）2章(4)_2)	公募占用計画の認定の有効期間の最大３０年について、風車の型式認証の期間20年に環境アセス・建設撤去期間を考慮したものと認識している。昨今の型式認証が20年から25年変化してきているが、３０年から延長頂くことは可能か。	公募占用計画の認定期間の延長は再エネ海域利用法の改正を必要とする可能性がございますので、いただいたご意見は今後の制度設計の参考とさせていただきます。
1378	公募占用指針案	公募占用指針（案）2章(4)_3)	公募占用計画の認定の有効期間の終了後の占用について、再公募が原則となった理由は何か。	210番の回答をご覧ください。
1379	公募占用指針案	公募占用指針（案）2章(4)_3)	運転開始期限の延長が認められるケースに「新たな基地港として使用する港湾の開始時期に遅延が生じる場合」も加えていただきたい。村上市及び胎内市沖の洋上風力事業については、現時点で明示されていない基地港湾の使用開始時期に遅延が生じうる。	1359番の回答をご覧ください。
1380	公募占用指針案	公募占用指針（案）3章(2)_2)	秋田県八峰町及び能代市沖については、能代港湾洋上風力と隣接しており、能代港湾洋上風力事業者にて設置される海底ケーブルの敷設位置が促進区域海域内もしくは境界近辺に設置されている場合、入札する事業者の海底ケーブルや他海洋構造物が接近もしくは交差する可能性が考えられる。 港湾洋上風力の海底ケーブル敷設の計画を公募時に開示頂けないか。もしくは、落札後に先行事業者との協議の上、公募占用計画に変更が必要な場合は、やむを得ない事情として変更可能と理解してよいか。	1297番の回答をご覧ください。 なお、事業者選定後の公募占用計画の変更については、本公募占用指針で定める要件を満たす場合には認められます。

1381	公募占用指針案	公募占用指針（案）5章(1)_2)_viii）	”事業者間での地盤や風況の共同調査で共有される調査データ（公募による事業者選定手続の公平性・透明性及び競争性が阻害されない場合に限る）”とあるが、事業者間で共同で系統確保やそれに伴う陸上送変電用地調査（地権者交渉、行政協議）を行っている場合、これらにおいて共有されるデータも同様に、公平性・透明性及び競争性が阻害されない範囲で、同様にviiiから除かれる理解で良いか。	612番の回答をご覧ください。
1382	公募占用指針案	公募占用指針（案）5章(1)_2)_xiii）	「海洋再生可能エネルギー発電事業を行おうとする者の氏名又は名称その他の事項について記載した標識を掲げること」とあるが、記載内容や標識の大きさなど、順守すべき規定があればご教示いただきたい。	標識については、風力発電設備が地域における公衆安全や生活環境を損なうおそれがある場合など、緊急時に速やかに地域住民や自治体が連絡を取れるようにするためのものであり、当該趣旨を踏まえ、発電設備の設置場所・形態等を踏まえてご対応ください。
1383	公募占用指針案	公募占用指針（案）5章(1)_2)_xiv）	「発電設備の設置に要した費用に関する情報その他の当該認定の申請に係る海洋再生可能エネルギー発電事業の開始に係る情報について、経済産業大臣に提供すること」とあるが、提供後、一般的に公表されることになるのか。公表される場合、どの程度の内容が公表されるのか。	公表はしません。
1384	公募占用指針案	公募占用指針（案）5章(2)_1)_iii）	「保証金に関する提出書類及びその添付書類については正本１部を紙媒体で提出すること」とあるが、副本は電子データで問題ない理解で良いか。 公募占用計画の副本を電子データで提出する場合、保証金に関する提出書類も電子データによる提出でよろしいか。	ご理解のとおりです。

1385	公募占用指針案	公募占用指針（案）5章(3)	入札価格が3円(それ未満）の場合は価格点評価が120点満点となることが示されたが、この場合の「恣意的に供給価格を低く設定」とは、具体的にどのような状態を想定されているのか。	ご指摘の趣旨が分かりかねますが、第１次保証金の目的は、公募における不正行為を抑制することです。
1386	公募占用指針案	公募占用指針（案）5章(3)_1)_ⅱ)①	「本公募に係る系統工事の実施の為の保証金等を一般送配電事業者に提供している場合には、以下を条件に、上記の額から当該系統工事の実施の為の保証金等の額を減じて得た額を第２次保証金の額とする」とあるが、「保証金等」に工事費負担金は該当するか。	第２次保証金及び第３次保証金の支払い対象で控除される「系統工事の実施の為の保証金等」は、当該公募に提供されている系統の契約に係る保証金、工事費負担金のうち既払い分及び工事費負担金の債務保証対象額を指します。
1387	公募占用指針案	公募占用指針（案）6章(3)_ⅷ	「なお、現場における感染症対策についても記載すること。」とは現在流行中の'Covid-19'を想定した対策を記載すればよいのか。	Covid-19に限定しません。
1388	公募占用指針案	公募占用指針（案）6章(4)_②	地域と国内の違いに関して、地域とはどの地域まで指すのか。線引きは事業者側の判断で良いのか。	833番の回答をご覧ください。

1389	公募占用指針案	公募占用指針（案）7章(2)_4)	選定又は日選定理由に関する説明は電子メール以外に、対面又はオンラインでの打ち合わせにて確認することは可能か。選定・非選定に係る理由について、電子メールだけでは細かな意図まで確認することが難しく、メールの往来が続くと想定されるため、対面でご説明頂けないか。	1302番の回答をご覧ください。
1390	公募占用指針案	公募占用指針（案）8章(3)	5段階の階層での評価基準は、他事業者との相対評価という理解で良いか。例えば、各評価の考え方で「優れていると評価されるもの」とされているのは、何を基準として優れていると評価しているのかをお伺いしたい次第。また、トップランナーは1コンソーシアムに絞られるのか。	「優れている」「特に優れている」は相対評価を行う予定ですが、第三者委員会の意見も踏まえ、評価します。 また、トップランナーは１者とは限られません。
1391	公募占用指針案	公募占用指針（案）8章(3)_ｉ）	事業計画の迅速性は「事業計画の基盤面」「事業計画の実行面」の評価点比率を乗じるため、小数点を含むこととなるが、この点数は繰り上げとするのか。同点の場合はくじ引きとなるため、この点も明記すべきかと思慮する。	小数点第5位を切り捨てとします。
1392	公募占用指針案	公募占用指針（案）8章(3)_ⅱ）	ⅱ）事業実施体制・事業実施実績におけるトップランナーの評価の考え方に記載の洋上風力発電事業の実務経験については、国内外で評価の差は無い理解で良いか。	12番の回答をご覧ください。

1393	公募占用指針案	公募占用指針（案）8章(3)_ⅱ）	ⅱ）事業実施体制・事業実施実績におけるトップランナーの評価の考え方に記載の実務経験を有する人材については、他海域と同時に公募に参加する際、兼任をしても減点にはならないか。	複数海域を同一人物が兼務する事業実施体制を提案される場合、当該複数海域で事業者選定された場合であったも事業実施体制が実現可能であることをしっかりと説明ください。
1394	公募占用指針案	公募占用指針（案）8章(3)_ⅱ）	ⅱ）事業実施体制・事業実施実績におけるミドルランナーの評価の考え方に②として記載されている、洋上風力発電事業に関する経験のある役員は、他海域と同時に公募に参加する際、兼任しても減点にはならないか。	1393番の回答をご覧ください。
1395	公募占用指針案	公募占用指針（案）8章(3)_ⅱ）	ミドルランナーにおいて、「②SPCの意思決定機関に、洋上風力発電事業に関する経験のある役員が配置されている」とあるが、具体的に経験とはどの程度のレベルを指しているのか。	具体的な経験年数に関しては規定はいたしませんが、国内外の洋上風力発電事業問わず、事業の完工に至るまでの経営判断の経験を有する者や、運転開始以降の事業運営に係る経営判断の経験を有する者、洋上風力発電事業のプロジェクトマネジメントに関する経験を有する者などを想定しております。
1396	公募占用指針案	公募占用指針（案）8章(3)_ⅲ）	トップランナーにおいて、「設備構造に関して、調整力の確保や系統混雑の緩和に資する、特に優れた提案がなされていると評価されるもの」とあるが、「調整力の確保」の定義をご教示いただきたい。 国の審議会にて、基幹系・ローカル系統のノンファーム連系を前提とした系統連系が認められている中、混雑緩和に資する提案を求めることは矛盾しているので、当該要件は削除すべきではないか。	4番の回答をご覧ください。

1397	公募占用指針案	公募占用指針（案）8章(3)_iii）	ミドルランナーにおいて、「超過確率 P50（※）の年間発電電力量の最大化を実現する配置となるように検討されていることを示すため、第三者機関等による適切な発電量予測が行われている」とあるが、「第三者機関による適切な発電量予測」は「年間発電量の最大化を実現する配置」を示すことはできないと思慮する。 よって、「超過確率 P50（※）の年間発電電力量の最大化を実現する配置となるように検討されていることを示すため」の削除のご検討をお願いしたい。	847番の回答をご覧ください。
1398	公募占用指針案	公募占用指針（案）8章(3)_iii）	最低限必要なレベルの評価の考え方記載の主な事業費の根拠として”見積もり又は過去の実績等”とあるため、必ず取得した見積もりを証憑としなければいけない、ということではない認識で良いか。	ご理解のとおりです。 過去の実績等も根拠として認められますので、専門的な見地からも事業費の妥当性を判断できるよう、合理的にお示しいただければと思います。
1399	公募占用指針案	公募占用指針（案）8章(3)_iii）	最低現必要なレベル記載の③について、事業収入は市場売電等、その将来的な売電価格の根拠を示すことは公募指針上求められていない認識でよいか。	91番の回答をご覧ください。
1400	公募占用指針案	公募占用指針（案）8章(3)_iii）	運転開始までの事業計画の中で、の評価の考え方の最低減必要レベルとして、②に航路と港湾移設等の離隔距離について適切に取られているもの、と記載あるが、一方では、促進区域指定の条件として、周辺の航路及び港湾の利用保全等に支障を及ぼさないとある。既に適切な離隔が取れているからこそ促進区域になったものと思うが、これに加えて事業者側で独自の対応、確認を公募前に行い、公募占用計画にそれを記載する必要がある理解で良いか。	ご理解のとおりです。

1401	公募占用指針案	公募占用指針（案）8章(3)_iii）	ISO45001、COHSMSと同等な認定とは、具体的にどの認定を想定しているのか。	304番の回答をご覧ください。
1402	公募占用指針案	公募占用指針（案）8章(3)_iii）	設計手法が確立されていない場合、「地盤条件に適切な工法」の判断基準は具体的に何があるのか。	第三者委員会の意見も踏まえ、適切に評価します。
1403	公募占用指針案	公募占用指針（案）8章(3)_iii）	認証機関の混雑という事業者が想定できない計画遅延はやむ負えない事情にあたるのか。	119番の回答をご覧ください。
1404	公募占用指針案	公募占用指針（案）8章(3)_iii）	「国内のウィンドファーム認証取得に向けた詳細設計時の検討内容が具体的に記載されているもの。」とあるが、認証機関と具体的な会話を開始していることは要件にあたらないという認識で相違ないか。 認証機関の混雑は国内でも問題視されており、複数の事業者が同一案件に関する検討を依頼するというような状況になることは避けるべきではないか。	948番の回答をご覧ください。

1405	公募占用指針案	公募占用指針（案）8章(3)_iii）	資金・収支計画について、「①主な事業費（建設費用、資機材調達費用（風車、基礎、海底ケーブル）、設備維持管理費用）の根拠（見積もり又は過去の実績等）が示されているもの。」とあるが、記載された金額全てを必ず提示する認識で良いか。	金額及び根拠をお示しいただく費用項目については、【様式3－1－6】別紙３の２（２）を参照ください。
1406	公募占用指針案	公募占用指針（案）8章(3)_iii）	『優れている』③の「全てのケースにおいて調達先との検討結果として事業継続に支障がないことが確認できるもの」とは、借入銀行候補からのLOIに資金・収支計画に関する評価を記載してもらうということで足りるか。調達先が複数ある場合、すべての調達先から検討結果を得る必要があるのか。	当該箇所は修正したので、481番の回答をご覧ください。合理的に根拠を示せる場合は、専門家からの報告書等でも十分です。
1407	公募占用指針案	公募占用指針（案）8章(3)_iii）	主な事業費（建設費用、資機材調達費用等）と同様に、事業計画で採用する金利（LLCR算出に必要な割引率含む）は根拠を示すべきと理解で良いか。主な事業費の根拠の例を記載して頂いたが、ファイナンス条件についてもご教示頂けないか。例えば、調達先候補から入手されたLOI記載の条件、専門的な知識に基づく財務アドバイザーからの意見など。	ご理解のとおりです。LOI等に基づいている等、金利の設定根拠を説明ください。
1408	公募占用指針案	公募占用指針（案）8章(3)_iii）	資金・収支計画のミドルランナーにおける”財務やテクニカルアドバイザリー等の専門家”について、デコミッショニングLCで記載のあるような”発行する時点の金融庁長官に登録された格付業者 による 長期信用格付が、Ａ－ 又は Ａ３ 以上であること”等の指定はあるのか。	専門家の定義について指定はございません。1107番の回答も参考にしてください。

1409	公募占用指針案	公募占用指針（案）8章(3)_iii）	『ミドルランナー』の「資金・収支計画の適切性を検討・評価」、とはどのような形式を想定しているのか。公募提出資料に専門家が"計画は適切である"とのコメントを付した一枚ものを添付する形を想定しているのか。	証憑の種類に関して国からの指定は予定しておりませんが、適切な専門家が資金・収支計画の内容を確認したことが分かる報告書等を想定しています。当該証憑の妥当性については、第三者委員会の意見も踏まえ、評価します。
1410	公募占用指針案	公募占用指針（案）8章(3)_iii）	LLCRは、借入金返済日ごとに計算する必要があるのか。そうであれば、感応度シナリオを実施する際には、「優れている」と評価されるために各借入金返済日でのLLCRが1.0x以上であるべき、と認識で良いのか。（つまり、返済期間中の最低LLCRが1.0を上回るべき）	LLCRの定義は839番の回答をご覧ください。また、資金・収支計画の評価の考え方は127番の回答のとおり修正しましたのでご確認ください。
1411	公募占用指針案	公募占用指針（案）8章(3)_iii）	『優れている』②の「公募占用指針で示される感度分析シナリオ（複合シナリオは含めない）を実施し、全てのケースで LLCR （LLCR＝Σ（元利金支払前キャッシュフローの現在価値 ）/ 借入元本）が 1.0 以上であるもの」においては、調達する資金が返済順位の異なる複数のローンで構成されている場合、それぞれの水準ごとに個別のLLCRを算出する必要があるのか。また、合計LLCRを算出すべきと理解で良いか。 例えば、シニアローンとメザニンローンを1本ずつ調達し、メザニンローンはシニアローンに劣後するとすると、LLCRは a)その合計のローン、b) 2本（シニアローンとメザニンローンのそれぞれのLLCR）、c) a)及びb)の両方、どちらを算出すべきなのか。	LLCRの定義は839番の回答をご覧ください。
1412	公募占用指針案	公募占用指針（案）8章(3)_iv）	運転開始以降の事業計画のリスクシナリオとして、風車基幹部が損傷するリスクが記載されているが、リスク発現時の対策としては、必ずしも事故発生時の資金的な尤度を求めているわけではない理解で良いか。	ご理解のとおりです。資金尤度は別紙３のリスクシナリオで別途確認しますので、別紙10記載の運転・維持管理計画が実現性があるかの観点で、第三者委員会の意見も踏まえ、評価します。

1413	公募占用指針案	公募占用指針（案）8章(3)_ｖ）	トップランナーにおいて、「国内洋上風力発電に関する関係行政機関の長との間で特に優れた調整実績」とあるが、国内洋上風力発電の実績と認められる条件（発電設備容量、案件数、関連する自治体数や許認可の対応実績）をご教示いただきたい。	292番の回答をご覧ください。トップランナーに該当するか否かは、第三者委員会の意見も踏まえ、相対評価で判断します。
1414	公募占用指針案	公募占用指針（案）8章(3)_ｖ）	関係行政の長等との調整能力の評価の考え方のうち、”国内洋上風力発電 に関する関係行政機関の長との調整実績”と記載あるが、有望区域に至るまで行政と調整を行った実績は、トップランナー、優れている、ミドルランナー、良好、最低限必要なレベルのなかで、何れかで評価されるか。	292番の回答をご覧ください。
1415	公募占用指針案	公募占用指針（案）8章(3)_ｖ）	関係行政の長との調整能力の評価の考え方のミドルランナーの項目で、②ｉ)の中に陸上風力発電に関する調整実績が求められてるが、国内であれば場所や案件規模に関わらず、評価される理解でよいか。	本公募の対象事業との親和性が示せる実績を示してください。
1416	公募占用指針案	公募占用指針（案）8章(4)_1)	EPC等の評価対象は協力企業を含めて評価するとあるが、その協力企業の中に実績に優劣があった場合、最も優れていると評価される1社のみを対象に評価となるのか、若しくは最も実績のない会社を対象に評価となるのか。	12番の回答をご覧ください。評価対象とする役割の主たる者の実績の有無を確認します。

1417	公募占用指針案	公募占用指針（案）8章(4)_1)	洋上風力発電事業の実績に、国内外に関する記載が無いが、国内外の差は評価対象外という理解で良いか。また、海外であっても日本における自然条件との類似性は評価されない理解で良いか。	12番の回答をご覧ください。
1418	公募占用指針案	公募占用指針（案）8章(4)_1)	洋上風力発電事業の主な行程工程としては、”①風車の設置”、”②海洋土木工事”、”③ 風力発電事業の運営（維持管理を含む。）”と記載されているが、①“洋上”風車の設置、③“洋上”風力発電事業の運営（維持管理を含む。）が正しい記載ではないか。	趣旨は伝わるので原案どおりとします。
1419	公募占用指針案	公募占用指針（案）8章(4)_1)	協力企業について、「原則、当該候補の中から協力企業を確定すること」とあるが、例外が認められる基準等は具体的にあるか。	20番の回答をご覧ください。
1420	公募占用指針案	公募占用指針（案）8章(4)_1)	協力企業を複数の候補を示した場合、どの協力企業の評価をもって採点されるのか。	12番の回答をご覧ください。

1421	公募占用指針案	公募占用指針（案）8章(4)_4)	地域経済波及効果、国内経済波及効果の根拠としてMOUが例示されているが、そのMOUの記載内容は事業者側で検討する理解で良いか。	提案内容の根拠を示す資料については、その内容が具体的に示され、確からしさが認められるものであれば構いません。
1422	公募占用指針案	公募占用指針（案）8章(4)_4)	地域経済波及効果、国内経済波及効果の根拠としてMOUが例示されているが、そのMOUの記載内容は投資決定を記載したものではなく、あくまで、投資決定等に向けた検討が約束されている内容で問題無いか。	1421番の回答をご覧ください。
1423	公募占用指針案	公募占用指針（案）9章(1)	ゼロプレミアム水準として3円/kWhを設定し、3円/kWh以下で入札した場合には最高評価点の120点が付与されるが、ゼロプレミアム水準での入札イコール最高評価点とするのではなく、現在の価格水準に合わせた水準を設定すべきではないか。	705番の回答をご覧ください。
1424	公募占用指針案	公募占用指針（案）9章(4)_1)	確保されている系統を選定事業者が継承することが前提となっているが、２者以上から自らが確保している系統を当該区域で活用することを希望するとして情報提供があった区域にて、２社以上の系統の情報提供を申請し受け取りその後選定された事業者が利用しない系統接続契約がある場合に、その本契約上の地位(各種契約、支払負担金)を継承しない理解でよいか。	ご理解のとおりです。

1425	公募占用指針案	公募占用指針（案）9章(4)_2)	本契約上の地位等以外の資産について、㋐に用地が含まれているが、系統承継事業者が誠実に選定事業者に対しての承継を行おうとしたものの、その用地の地権者との交渉により承継が破談した場合、これは①及び②何れにも該当しない理解で良いか。	系統提供事業者の責によらない場合は①②ともに該当しない可能性が高いと考えられます。
1426	公募占用指針案	公募占用指針（案）9章(5)_1)_ⅱ)	港湾利用スケジュールの変更は認められないということだが、近隣案件先行事業者による港湾利用計画が変更となった場合は、やむを得ない理由にて今回の公募占用計画の変更ができるのか。	659番の回答をご覧ください。
1427	公募占用指針案	公募占用指針（案）9章(5)_1)_ⅱ)	先行して同じ港湾を使用する案件に遅れが生じたり、港湾の整備工事が遅れたことにより当該公募占用計画で示した港湾利用スケジュールにおける港湾の使用ができなくなった場合、港湾利用スケジュールの変更は可能か。	659番の回答をご覧ください。
1428	公募占用指針案	公募占用指針（案）10章(2)_3)_ⅳ)	「本公募に係る接続検討は、各事業者 1 件ずつ、順番に検討を行うこととなる」とあるが、複数件の接続検討を行う場合、一件の回答を受け取った後でないと次の申し込みができないという認識でよろしいか。それとも、同時に複数県の申請をした場合に回答が１件ずつ順番になされるということか。	基本的には後者ですが、具体的には一般送電事業者に相談ください。

1429	公募占用指針案	公募占用指針（案）　別添3	先行して同じ港湾を使用する案件に遅れが生じたり、港湾の整備工事が遅れたことにより別添３に記載のある港湾の利用可能期間に変更が生じた場合、当該公募占用計画で示した港湾利用スケジュール及び運転開始期間日の延長は不可か。	659番の回答をご覧ください。
1430	公募占用指針案	公募占用指針（案）　別添3_5	事業者が自ら調整する港湾にはOM港も含まれる理解で良いか。含まれる場合、OM港としての利用でも、地耐力等の構造上利用に問題無いことを証明する必要があるか。	O&M港も含まれます。 1134番の回答をご覧ください。
1431	公募占用指針案	公募占用指針（案）　別添6	利用港湾重複に係る占用計画の再提出については、「乙区域」1位のコンソーシアムだけが提出できると記載されているが、2位以下のコンソーシアムは再提出できないということか。早期運転部分で大きく差がついたようなケースでは、その優位性がなくなることで順位が逆転するケースも考えられる。	「乙区域」における評価点２位以下の公募参加者には再提出の機会は与えられません。
1432	記載要領及び様式集案	記載要領及び様式集（案）　様式1-3	様式上限は目安であり、超えたことを以て失格等のペナルティは無いと記載があるが、評価の減点もない理解で良いか。	ご理解のとおりです。

1433	記載要領及び様式集案	記載要領及び様式集（案）　様式3-1-5	“設備の仕様や規模感等の観点から、本公募に係る事業に照らし、どれほど親和性が高いか”とあるが、親和性の高い設備の仕様や規模感とは具体的にどのような想定か。定量的な想定はあるか。	12番の回答をご覧ください。定量的な想定はないですが、第三者委員会の意見も踏まえ、親和性を判断します。なお、実証も実績として評価するので規模の親和性は必ずしも要件となりません。
1434	記載要領及び様式集案	記載要領及び様式集（案）　様式3-1-5	”設備の仕様や規模感等の観点から、本公募に係る事業に照らし、どれほど親和性が高いか”とあるが、設備の仕様との親和性とあるが、国内外実績は評価に差が出ず、また必ずしも日本における自然条件の類似性を意図しているわけではない理解で良いか。	12番の回答をご覧ください。第三者委員会の意見も踏まえ、親和性を判断します。
1435	記載要領及び様式集案	記載要領及び様式集（案）　様式3-1-14	公募占用指針案では、評価の基準としてP58に”周辺港と、漁業等との調整・共生”と記載あるが、記載要領様式3-1-17のタイトルは、”周辺航路、漁業等との協調、共生”とあり、周辺港と周辺航路どちらが正しい記載か。	”周辺航路、漁業等との協調、共生”が正しいので、修正しました。
1436	記載要領及び様式集案	記載要領及び様式集（案）　様式3-1-18	地域経済への波及効果について、実現性の根拠を求められているが、後ほど検証等はなされるのか。	計画に記載いただいた内容は実現していただくことが前提となります。選定事業者は第9章（８）に記載のとおり、公募占用計画の履行状況の定期報告を行うこととしており、計画の履行状況によっては公募占用計画の認定の取消しもあり得ます。

1437	記載要領及び様式集案	記載要領及び様式集（案） 様式3-2-4	関心表明書の宛先は、コンソーシアム構成員やSPC名が考えられるが、どちらを記載しても評価に差は無い理解で良いか。	ご理解のとおりです。
1438		その他	作業効率化の観点から、公募専用指針および記載要領ともに1st round同様word版で資料提供されると想定してよろしいか。	公募占用指針はPDF形式ですが、記載要領・様式集はWord形式でHPに公表します。
1439		その他	リスク評価については、個々のシナリオについての感度分析を実施するのか、複合シナリオについても評価する必要があるのか。	感度分析については、分かりやすさの観点から127番の回答のとおり修正します。
1440		その他	既設陸上風力などへのウェイク補償や発電賦課金の設定については、検討することを明記すべきではないか。	既設陸上風力などへのウェイク補償は当事者間の調整によるべきものと理解しております。また発電賦課金の設定については、何を指しているか分かりかねます。

1441		その他	複数の基地港あるいは港湾の使用を想定した事業計画は認められるか。	公募占用指針（別添３）５．上記１～４に共通する事項 をご覧ください。
1442	公募占用指針案	公募占用指針案第5章(1)2)viii) 公募占用指針案第5章(1)2)ix)	(1) 金融機関が、入札時点で、海域Xにおいてあるコンソーシアム（A）が選定事業者に選定された場合にはその後将来的にAに事業者として参加する可能性がある場合において、入札への参加を検討する他のコンソーシアム（B）宛に、Bのメンバー及びBが入札に参加する旨の情報と公開情報に基づき融資金額を含む興味表明（LOI）を提供したとき、当該金融機関内で、①Aの出資検討チームと②BへのLOI検討チーム間での情報遮断の措置を講じれば、金融機関、A及びBともに、公募占用指針第5章(1)2)viii）に記載の「公募に参加しようとする他の者との間で、当該公募に係る情報を収集・提供する活動を行わない」には抵触しないと考えてよいか。 (2) (1)の事案で、Aは海域Xの入札に、Bは海域X及び海域Yの入札に参加する場合において、金融機関はBには海域Yの入札との関係でのみLOIを提供するときは、公募占用指針第5章(1)2)viii）は「公募に参加しようとする他の者との間で、当該公募に係る情報を収集・提供する活動を行わない」と記載していることから、Bから海域Xの入札に関連する情報を入手しない限りは、A及びBのそれぞれから非公開情報を入手したとしても、①Aの出資検討チームと②BへのLOI検討チーム間での情報遮断措置の有無にかかわらず、同規定には抵触しないと考えてよいか。 (3) 金融機関は、最高裁判例において、個別の守秘義務契約を締結せずとも、黙示の契約、商慣習又は信義則上、顧客情報について一般的に守秘義務を負うとされている（最高裁平成19年12月11日判決）。このため、(1)の事案において、金融機関がBに対してLOIを提供するにあたって、BからBのメンバー及びBが入札に参加する旨の情報を受領したとしても、金融機関及びBともに、公募占用指針第5章（1）2）ix)に記載の「公募占用指針の公示後、選定結果の公表前において、公募参加者は、公募参加意思の 表明や公募占用計画提出に関する事実に係るプレスリリース等により、公募参加の事実や公募占用計画の内容等を意図的に開示しないこと（なお、他法令に基づく手続きによる資料公表や、守秘義務を結んだ上での調整（コンソーシアム又は SPC の組成、協力企業との調整等）は意図的な開示には含まない 。また、資金調達への支障など特段の事情があり国が必要と認めた場合を除く。）」には抵触しないと考えてよいか。	まず、他のご意見等も踏まえ、当該箇所は下記のとおり修正したのでご確認ください。 （１）（２）「コンソーシアム又はSPCの構成員」に該当する場合は、今回の公募の対象となる他の促進区域における公募参加者も含め、公募に関する情報の収集は禁止されていますので、同一法人の別部門が対応する場合でも、※２に準じて情報遮断の対応は必要です。 （３）ご指摘の遵守事項はプレスリリース等の一般への開示を想定しており、ご指摘のケースは抵触しないと考えますが、説明責任の観点からは、守秘義務契約の締結があった方が確実かと考えます。 viii）公募に参加しようとする他の者（自らが公募に参加しない他の促進区域の公募に参加しようとする者を含む。）に係る当該公募に関する情報（※１）を収集する活動及び当該公募に関する自社の情報（※１）を公募に参加しようとする他の者に提供する活動を行わないこと。ただし、FIP制度の適用に伴い、相対取引等の検討のために小売電気事業者等（※２）との間で協議が必要になることに鑑み、相対取引等の検討のために必要な範囲で当該小売電気事業者等との間で情報の収集・提供を行う場合は除く。 ※１ 公開情報及び事業者間での地盤や風況の共同調査で共有される調査データ（公募による事業者選定手続の公平性・透明性及び競争性が阻害されない場合に限る）を除く。 ※2 公募に参加する者が同一法人内に小売電気事業部門や特定卸供給事業（アグリゲーター）部門を有している場合、相対取引等の協議において入手した他の公募参加者の情報について、公募占用計画の作成に当たって活用しないこと。具体的には、他の公募参加者との間で守秘義務契約を締結する等して、公募による事業者選定手続の公平性・透明性及び競争性を阻害しないよう情報管理を徹底すること。これらを確認するため、必要に応じて国から小売電気事業者等に対して直接ヒアリング等を実施する。
1443	公募占用指針案	第8章（３）v)、vi)、vii）注釈 ・(注) 「（略）」に係る評価の考え方については、別途県知事の意見も聴取しており、公募開始時の公募占用指針において各県の考え方についても具体的に記載する。	・知事意見の評価基準の策定においては、国が定める評価基準に対して関連審議会といった公の場での議論が行われることを鑑みると、同様に公の場での議論を経ることが望ましいと思料するが、今後、どのようなプロセスで基準を策定していく想定か、ご教示いただきたい。	427番の回答をご覧ください。

1444	公募占用指針案	第2章 9ページ ア）撤去費用を担保するための保証状 の提出 （前略）　なお 、当該保証状の条件として、 不可抗力等の事由の如何を問わず当該撤去費用に関する保証履行を担保する旨が記載されていること。	保証状の条件ではなく、撤去作業自体について不可抗力事由が発生する場合、期間延長は認められるでしょうか。	撤去期間の変更については、公募占用指針第９章（５）に基づき個別に判断しますが、撤去の確実な履行及びやむを得ない事情に該当する場合は変更を認める可能性は高いと考えます。
1445	公募占用指針案	54ページ iii）運転開始までの事業計画 表	「最低限必要なレベル」の⑤の「洋上風力発電設備の構造設計が「洋上風力発電設備に関する技術基準の統一的解説」に準じた考え方となっているもの」について、公募入札時点では、構造設計において主な設計要因となると考えられる事項を抽出し、その項目に対する構造物の成立性を示せば本要件を満たすと考えてよいか。	ご理解のとおりです。
1446	公募占用指針案	１０Ｐイ）撤去費用の積立てを証する書類の提出 倒産時にも隔離可能であり、また、撤去以外の目的での預金の利用を制限 する口座を開設し（例えば、信託銀行の国内支店に、国土交通大臣を受益者、 選定事業者を委託者兼受益者とするエスクロー口座等を開設するなど）、運転開始日までに必要な金額を当該口座に入金すること。	運転開始までに必要な金額とは、いくらか？	事業計画に応じて費用を計上ください。

1447	公募占用指針案	公募占用指針（案）第8章（3）iii）	「LLCR＝Σ（元利金支払前キャッシュフローの現在価値 ）/ 借入元本」とあるが、LLCRは金融機関からの融資を受けた日（ファイナンシャルクローズ）時点での一回きりの計算か、借入額の返済日毎に計算された「LLCR＝Σ（元利金支払前キャッシュフローの現在価値 ）/ 借入金額の残高」であるべきか、どちらか明確に定義していただきたい。	LLCRの定義は839番の回答をご覧ください。
1448	公募占用指針案	公募占用指針（案）第9章（５）４）	㋒の「一定規模」の定義につき、事業者が一社ではなくコンソーシアムの場合、構成員全体として許される譲渡について、運転開始前は全体の議決権の1/3まで、運転開始後は全体の議決権の1/2までという理解で問題ないか。	議決権の数字ありきで判断するのではなく、公募占用指針第９章（５）に基づき判断します。
1449	記載要領及び様式集案	事業実現性に係る各評価の考え方への対応 22頁	評価の考え方への対応（ミドルランナー）では「 財務やテクニカルアドバイザリー等の専門家により資金・収支計画の適切性を検討・評価しているもの。」と記載されている。一方、別紙3の1.(2)では「ファイナンシャルアドバイザー等の第三者機関による資金・収支計画の適切性の検討・評価の証跡」と記載されている。「 財務やテクニカルアドバイザリー等の専門家」、「ファイナンシャルアドバイザー等の第三者機関」について、適切な方に表現を統一すべきと考えられる。	1116番の回答をご覧ください。